

平成19年度(2007年度)  
**自己点検評価報告書**

**文教大学**

## 刊行にあたって

本書は、平成19年度に実施した本学の自己点検・評価の報告書である。この報告書を基に、平成20年度に（財）大学基準協会による認証評価を受けることを予定している。

本学は、平成12年に（財）大学基準協会から正会員校として加盟が認められ、以来、既に7年が経過した。この間、学内の教育・研究推進委員会を中心に間断なく点検評価活動を進め、相互評価を受けるための準備段階として平成16年度に点検評価報告書を作成し、教育、研究をはじめとした大学運営の改善に努めてきた。その後、法律によって認証評価機関による評価を受けることが義務化されたことにより、さらに充実した点検評価活動を必要と考えるようになった。平成18年度には、それまでの教育・研究推進委員会の他に、教員組織、事務局組織、法人組織によって選出された委員による「点検・評価委員会」を設置し、点検評価活動の一層の活発化を図り今回の報告書の作成に至ったのである。この報告書は平成4年に初めて作成したものから数えて第5集になる。

本報告書は、多くの教職員が関わって作成された。直接的な報告書執筆だけでなく点検評価に必要な様々なデータ収集、アンケート調査等間接的な作業を含めれば、ほとんど全ての教職員がこの活動に関わっている。認証評価を受けるための報告書作成という意味に加え、自己点検をすることを通して、全ての教職員が大学組織の一員として、長所、短所を実感し、改善を目指すということこそ最も意味があることと考えている。ともすれば個人が所属する部局の現状に終始してしまいがちな日常的業務が、どのように他の部局との関係であるのかが点検作業で浮き彫りになったり、広く大学全体を捉えることができ、様々な点が明らかになったりすることの効果は非常に大きいものがある。その意味でも、今後も点検評価活動をさらに充実させたいと考えている。

本報告書には、本学の全容が記述されている。もちろん長所だけでなく短所を含む不十分な面も多々書かれている。しかし、われわれは、その全てを学生、保護者を含む多くの関係者に知っていただきたいと思う。そして、多くの方からの忌憚のないご指摘やご意見をいただければ幸いである。

今回の報告書の作成にあたり、多くの教職員、関係者の方々に心から感謝の意を表したい。その労苦を無駄にすることなく、今後も教職員全てが現状の認識を共有し、理解し、改革・改善を目指す努力を続けていくことを切に願っている。

平成20年3月  
学長 拝仙 マイケル

# 目 次

# 文教大学 自己点検評価報告書 目次

刊行にあたって

序章	17
第1章 理念・目的・教育目標	21
(1) 大学の理念・目的・教育目標	22
1-1-1 大学の理念・目的・教育目標	
(2) 学部理念・目的・教育目標	25
1-2-1 教育学部	
1-2-2 人間科学部	
1-2-3 文学部	
1-2-4 情報学部	
1-2-5 国際学部	
(3) 大学院研究科の理念・目的・教育目標	35
1-3-1 教育学研究科	
1-3-2 人間科学研究科	
1-3-3 言語文化研究科	
1-3-4 情報学研究科	
1-3-5 国際協力学研究科	
第2章 教育研究組織	43
2-1-1 教育研究組織	
第3章 学士課程の教育内容・方法等	47
第1節 教育学部	48
(1) 教育課程等	48
3-1-1-1 学部・学科等の教育課程	
3-1-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続	
3-1-1-3 インターンシップ、ボランティア	
3-1-1-4 履修科目の区分	
3-1-1-5 授業形態と単位の関係	
3-1-1-6 単位互換、単位認定等	
3-1-1-7 開設授業科目による専・兼比率等	
3-1-1-8 生涯学習への対応	
(2) 教育方法等	60
3-1-2-1 教育効果の測定	
3-1-2-2 厳格な成績評価の仕組み	
3-1-2-3 履修指導	
3-1-2-4 教育改善への組織的な取り組み	
3-1-2-5 授業形態と授業方法の関係	
第2節 人間科学部	67
(1) 教育課程等	67
3-2-1-1 学部・学科等の教育課程	
3-2-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続	
3-2-1-3 カリキュラムと国家試験	
3-2-1-4 履修科目の区分	

3-2-1-5 授業形態と単位の関係	
3-2-1-6 単位互換、単位認定等	
3-2-1-7 開設授業科目による専・兼比率等	
3-2-1-8 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
3-2-1-9 生涯学習への対応	
(2) 教育方法等 .....	86
3-2-2-1 教育効果の測定	
3-2-2-2 厳格な成績評価の仕組み	
3-2-2-3 履修指導	
3-2-2-4 教育改善への組織的な取り組み	
3-2-2-5 授業形態と授業方法の関係	
第3節 文学部.....	98
(1) 教育課程等 .....	98
3-3-1-1 学部・学科等の教育課程	
3-3-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続	
3-3-1-3 履修科目の区分	
3-3-1-4 授業形態と単位の関係	
3-3-1-5 単位互換、単位認定等	
3-3-1-6 開設授業科目による専・兼比率等	
3-3-1-7 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
3-3-1-8 生涯学習への対応	
3-3-1-9 正課外教育	
(2) 教育方法等 .....	117
3-3-2-1 教育効果の測定	
3-3-2-2 厳格な成績評価の仕組み	
3-3-2-3 履修指導	
3-3-2-4 教育改善への組織的な取り組み	
3-3-2-5 授業形態と授業方法の関係	
第4節 情報学部.....	128
(1) 教育課程等 .....	128
3-4-1-1 学部・学科等の教育課程	
3-4-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続	
3-4-1-3 インターンシップ、ボランティア	
3-4-1-4 履修科目の区分	
3-4-1-5 授業形態と単位の関係	
3-4-1-6 単位互換、単位認定等	
3-4-1-7 開設授業科目による専・兼比率等	
3-4-1-8 生涯学習への対応	
(2) 教育方法等 .....	142
3-4-2-1 教育効果の測定	
3-4-2-2 厳格な成績評価の仕組み	
3-4-2-3 履修指導	
3-4-2-4 教育改善への組織的な取り組み	
3-4-2-5 授業形態と授業方法の関係	

第5節 国際学部	150
(1) 教育課程等	150
3-5-1-1 学部・学科等の教育課程	
3-5-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続	
3-5-1-3 インターンシップ、ボランティア	
3-5-1-4 履修科目の区分	
3-5-1-5 授業形態と単位の関係	
3-5-1-6 単位互換、単位認定等	
3-5-1-7 開設授業科目による専・兼比率等	
3-5-1-8 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
3-5-1-9 生涯学習への対応	
(2) 教育方法等	171
3-5-2-1 教育効果の測定	
3-5-2-2 厳格な成績評価の仕組み	
3-5-2-3 履修指導	
3-5-2-4 教育改善への組織的な取り組み	
3-5-2-5 授業形態と授業方法の関係	
第6節 共通教育科目	182
〔越谷校舎〕	182
3-6-1-k 教養科目	
3-6-2-k 語学科目	
3-6-3-k 体育科目	
〔湘南校舎〕	190
3-6-1-s 教養科目	
3-6-2-s 語学科目	
3-6-3-s 体育科目	
第7節 卒業生の進路状況	198
3-7-1-k 卒業生の進路〔越谷校舎〕	
3-7-1-s 卒業生の進路〔湘南校舎〕	
第8節 学生による評価の活用	204
3-8-1 評価の活用	
第9節 国内外における教育研究交流	206
3-9-1 国内外における教育研究交流	
<b>第4章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等</b>	<b>209</b>
第1節 教育学研究科	211
(1) 教育課程等	211
4-1-1-1 大学院研究科の教育課程	
4-1-1-2 単位互換、単位認定等	
4-1-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
4-1-1-4 研究指導等	
(2) 教育方法等	216
4-1-2-1 教育効果の測定	
4-1-2-2 成績評価法	
4-1-2-3 教育・研究指導の改善	
(3) 国内外における教育・研究交流	219
4-1-3-1 国内外における教育・研究交流	

(4) 学位授与・課程修了の認定	220
4-1-4-1 学位授与	
4-1-4-2 課程修了の認定	
第2節 人間科学研究科	221
(1) 教育課程等	221
4-2-1-1 大学院研究科の教育課程	
4-2-1-2 単位互換、単位認定等	
4-2-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
4-2-1-4 生涯学習への対応	
4-2-1-5 研究指導等	
(2) 教育方法等	230
4-2-2-1 教育効果の測定	
4-2-2-2 成績評価法	
4-2-2-3 教育・研究指導の改善	
(3) 国内外における教育・研究交流	234
4-2-3-1 国内外における教育・研究交流	
(4) 学位授与・課程修了の認定	236
4-2-4-1 学位授与	
4-2-4-2 課程修了の認定	
第3節 言語文化研究科	238
(1) 教育課程等	239
4-3-1-1 大学院研究科の教育課程	
4-3-1-2 単位互換、単位認定等	
4-3-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
4-3-1-4 研究指導等	
(2) 教育方法等	244
4-3-2-1 教育効果の測定	
4-3-2-2 成績評価法	
4-3-2-3 教育・研究指導の改善	
(3) 国内外における教育・研究交流	247
4-3-3-1 国内外における教育・研究交流	
(4) 学位授与・課程修了の認定	249
4-3-4-1 学位授与	
4-3-4-2 課程修了の認定	
第4節 情報学研究科	250
(1) 教育課程等	251
4-4-1-1 大学院研究科の教育課程	
4-4-1-2 単位互換、単位認定等	
4-4-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
4-4-1-4 研究指導等	
(2) 教育方法等	256
4-4-2-1 教育効果の測定	
4-4-2-2 成績評価法	
4-4-2-3 教育・研究指導の改善	
(3) 国内外における教育・研究交流	259
4-4-3-1 国内外における教育・研究交流	
(4) 学位授与・課程修了の認定	260
4-4-4-1 学位授与	

4-4-2 課程修了の認定	
第5節 国際協力学研究科	262
(1) 教育課程等	262
4-5-1-1 大学院研究科の教育課程	
4-5-1-2 単位互換、単位認定等	
4-5-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
4-5-1-4 研究指導等	
(2) 教育方法等	267
4-5-2-1 教育効果の測定	
4-5-2-2 成績評価法	
4-5-2-3 教育・研究指導の改善	
(3) 国内外における教育・研究交流	270
4-5-3-1 国内外における教育・研究交流	
(4) 学位授与・課程修了の認定	271
4-5-4-1 学位授与	
4-5-4-2 課程修了の認定	
<b>第5章 学生の受け入れ</b>	<b>273</b>
第1節 大学における学生の受け入れ	274
(1) 入学センター	274
5-1-1-1 運営組織	
(2) 大学における学生の受け入れ	276
5-1-2-1 学生募集方法、入学者選抜方法	
5-1-2-2 入学者受け入れ方針等	
5-1-2-3 入学者選抜の仕組み	
5-1-2-4 入学者選抜方法の検証	
5-1-2-5 定員管理	
第2節 学部における学生の受け入れ	281
(1) 教育学部	281
5-2-1-1 学生募集方法、入学者選抜方法	
5-2-1-2 入学者受け入れ方針等	
5-2-1-3 入学者選抜の仕組み	
5-2-1-4 入学者選抜方法の検証	
5-2-1-5 入学者選抜における高・大の連携	
5-2-1-6 科目等履修生・聴講生等	
5-2-1-7 定員管理	
5-2-1-8 編入学者、退学者	
(2) 人間科学部	288
5-2-2-1 学生募集方法、入学者選抜方法	
5-2-2-2 入学者受け入れ方針等	
5-2-2-3 入学者選抜の仕組み	
5-2-2-4 入学者選抜方法の検証	
5-2-2-5 入学者選抜における高・大の連携	
5-2-2-6 科目等履修生・聴講生等	
5-2-2-7 外国人留学生の受け入れ	
5-2-2-8 定員管理	
5-2-2-9 編入学者、退学者	
(3) 文学部	297
5-2-3-1 学生募集方法、入学者選抜方法	



5-2-3-2	入学者受け入れ方針等	
5-2-3-3	入学者選抜の仕組み	
5-2-3-4	入学者選抜方法の検証	
5-2-3-5	入学者選抜における高・大の連携	
5-2-3-6	科目等履修生・聴講生等	
5-2-3-7	外国人留学生の受け入れ	
5-2-3-8	定員管理	
5-2-3-9	編入学者、退学者	
(4)	情報学部	306
5-2-4-1	学生募集方法、入学者選抜方法	
5-2-4-2	入学者受け入れ方針等	
5-2-4-3	入学者選抜の仕組み	
5-2-4-4	入学者選抜方法の検証	
5-2-4-5	アドミッションズ・オフィス入試	
5-2-4-6	科目等履修生・聴講生等	
5-2-4-7	外国人留学生の受け入れ	
5-2-4-8	定員管理	
5-2-4-9	編入学者、退学者	
(5)	国際学部	314
5-2-5-1	学生募集方法、入学者選抜方法	
5-2-5-2	入学者受け入れ方針等	
5-2-5-3	入学者選抜の仕組み	
5-2-5-4	入学者選抜方法の検証	
5-2-5-5	入学者選抜における高・大の連携	
5-2-5-6	科目等履修生・聴講生等	
5-2-5-7	外国人留学生の受け入れ	
5-2-5-8	定員管理	
5-2-5-9	編入学者、退学者	
第3節	研究科における学生の受け入れ	322
(1)	教育学研究科	322
5-3-1-1	学生募集方法、入学者選抜方法	
5-3-1-2	学内推薦制度	
5-3-1-3	門戸開放	
5-3-1-4	社会人の受け入れ	
5-3-1-5	定員管理	
(2)	人間科学研究科	325
5-3-2-1	学生募集方法、入学者選抜方法	
5-3-2-2	学内推薦制度	
5-3-2-3	門戸開放	
5-3-2-4	社会人の受け入れ	
5-3-2-5	科目等履修生、研究生等	
5-3-2-6	定員管理	
(3)	言語文化研究科	332
5-3-3-1	学生募集方法、入学者選抜方法	
5-3-3-2	学内推薦制度	
5-3-3-3	門戸開放	
5-3-3-4	社会人の受け入れ	
5-3-3-5	科目等履修生、研究生等	
5-3-3-6	外国人留学生の受け入れ	
5-3-3-7	定員管理	
(4)	情報学研究科	339

5-3-4-1 学生募集方法、入学者選抜方法	
5-3-4-2 学内推薦制度	
5-3-4-3 門戸開放	
5-3-4-4 社会人の受け入れ	
5-3-4-5 外国人留学生の受け入れ	
5-3-4-6 定員管理	
(5) 国際協力学研究科	342
5-3-5-1 学生募集方法、入学者選抜方法	
5-3-5-2 学内推薦制度	
5-3-5-3 門戸開放	
5-3-5-4 社会人の受け入れ	
5-3-5-5 定員管理	

## 第6章 教員組織…………… 347

第1節 学部における教育研究のための人的体制……………	348
(0) 学部共通事項……………	348
6-1-0-1 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	
6-1-0-2 教育・研究活動の評価	
(1) 教育学部……………	353
6-1-1-1 教員組織	
6-1-1-2 教育研究支援職員	
(2) 人間科学部……………	356
6-1-2-1 教員組織	
6-1-2-2 教育研究支援職員	
6-1-2-3 教育・研究活動の評価	
(3) 文学部……………	361
6-1-3-1 教員組織	
6-1-3-2 教育研究支援職員	
(4) 情報学部……………	366
6-1-4-1 教員組織	
6-1-4-2 教育研究支援職員	
(5) 国際学部……………	370
6-1-5-1 教員組織	
6-1-5-2 教育研究支援職員	
6-1-5-3 教育・研究活動の評価	
(6) 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備……………	375
6-1-6-1 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備	
(7) 大学と併設短期大学(部)との関係……………	378
6-1-7-1 大学と併設短期大学(部)との関係	
第2節 研究科における教育研究のための人的体制……………	379
(0) 研究科共通事項……………	379
6-2-0-1 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	
6-2-0-2 教育・研究活動の評価	
(1) 教育学研究科……………	380
6-2-1-1 教員組織	
6-2-1-2 研究支援職員	
6-2-1-3 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	
(2) 人間科学研究科……………	383
6-2-2-1 教員組織	
6-2-2-2 研究支援職員	

6-2-2-3 教育・研究活動の評価	
6-2-2-4 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	
(3) 言語文化研究科	386
6-2-3-1 教員組織	
6-2-3-2 研究支援職員	
6-2-3-3 教育・研究活動の評価	
6-2-3-4 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	
(4) 情報学研究科	389
6-2-4-1 教員組織	
6-2-4-2 研究支援職員	
6-2-4-3 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	
(5) 国際協力学研究科	391
6-2-5-1 教員組織	
6-2-5-2 研究支援職員	
6-2-5-3 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	

## 第7章 研究活動と研究環境…………… 395

第1節 学部における研究活動と研究環境……………	396
(1) 教育学部……………	396
7-1-1-1 研究活動	
7-1-1-2 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-1-1-3 経常的な研究条件の整備	
7-1-1-4 競争的な研究環境創出のための措置	
7-1-1-5 研究上の成果の公表、発信・受信等	
7-1-1-6 倫理面からの研究条件の整備	
(2) 人間科学部……………	400
7-1-2-1 研究活動	
7-1-2-2 研究における国際連携	
7-1-2-3 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-1-2-4 経常的な研究条件の整備	
7-1-2-5 競争的な研究環境創出のための措置	
7-1-2-6 研究上の成果の公表、発信・受信等	
7-1-2-7 倫理面からの研究条件の整備	
(3) 文学部……………	409
7-1-3-1 研究活動	
7-1-3-2 研究における国際連携	
7-1-3-3 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-1-3-4 経常的な研究条件の整備	
7-1-3-5 競争的な研究環境創出のための措置	
7-1-3-6 研究上の成果の公表、発信・受信等	
(4) 情報学部……………	417
7-1-4-1 研究活動	
7-1-4-2 研究における国際連携	
7-1-4-3 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-1-4-4 経常的な研究条件の整備	
7-1-4-5 競争的な研究環境創出のための措置	
7-1-4-6 研究上の成果の公表、発信・受信等	
(5) 国際学部……………	423
7-1-5-1 研究活動	
7-1-5-2 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-1-5-3 経常的な研究条件の整備	

第2節 大学院における研究活動と研究環境	428
(1) 教育学研究科	428
7-2-1-1 研究活動	
7-2-1-2 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-2-1-3 経常的な研究条件の整備	
(2) 人間科学研究科	430
7-2-2-1 研究活動	
7-2-2-2 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-2-2-3 経常的な研究条件の整備	
(3) 言語文化研究科	433
7-2-3-1 研究活動	
7-2-3-2 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-2-3-3 経常的な研究条件の整備	
7-2-3-4 研究上の成果の公表、発信・受信等	
(4) 情報学研究科	438
7-2-4-1 研究活動	
7-2-4-2 経常的な研究条件の整備	
7-2-4-3 競争的な研究環境創出のための措置	
7-2-4-4 研究上の成果の公表、発信・受信等	
(5) 国際協力学研究科	441
7-2-5-1 研究活動	
7-2-5-2 経常的な研究条件の整備	
第3節 研究所における研究活動と研究環境	443
(1) 生活科学研究所	443
7-3-1-1 研究活動	
7-3-1-2 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-3-1-3 経常的な研究条件の整備	
(2) 教育研究所	447
7-3-2-1 研究活動	
7-3-2-2 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-3-2-3 経常的な研究条件の整備	
7-3-2-4 研究上の成果の公表、発信・受信等	
(3) 臨床相談研究所	450
7-3-3-1 研究活動	
7-3-3-2 研究における国際連携	
7-3-3-3 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-3-3-4 経常的な研究条件の整備	
7-3-3-5 競争的な研究環境創出のための措置	
7-3-3-6 研究上の成果の公表、発信・受信等	
7-3-3-7 倫理面からの研究条件の整備	
(4) 言語文化研究所	458
7-3-4-1 研究活動	
7-3-4-2 研究における国際連携	
7-3-4-3 教育研究組織単位間の研究上の連携	
7-3-4-4 経常的な研究条件の整備	
7-3-4-5 競争的な研究環境創出のための措置	
7-3-4-6 研究上の成果の公表、発信・受信等	
(5) 湘南総合研究所	467
7-3-5-1 研究活動	
7-3-5-2 研究における国際連携	
7-3-5-3 教育研究組織単位間の研究上の連携	

- 7-3-5-4 経常的な研究条件の整備
- 7-3-5-5 研究上の成果の公表、発信・受信等

## 第8章 施設・設備等…………… 473

第1節 大学・学部等における施設・設備等……………	474
〔越谷校舎〕……………	474
8-1-1-k 施設設備等の整備	
8-1-2-k キャンパス・アメニティ等	
8-1-3-k 利用上の配慮	
8-1-4-k 組織・管理体制	
〔湘南校舎〕……………	479
8-1-1-s 施設設備等の整備	
8-1-2-s キャンパス・アメニティ等	
8-1-3-s 利用上の配慮	
8-1-4-s 組織・管理体制	
第2節 大学院における施設・設備等……………	489
〔越谷校舎〕……………	489
8-2-1-k 施設・設備等	
8-2-2-k 維持・管理体制	
〔湘南校舎〕……………	490
8-2-1-s 施設・設備等	
8-2-2-s 維持・管理体制	
〔情報インフラ〕……………	492
8-2-3 越谷・湘南校舎の情報インフラ	

## 第9章 図書館、情報センター及び図書・電子媒体…………… 493

第1節 図書館……………	494
〔越谷校舎〕……………	494
9-1-1-k 運営組織	
9-1-2-k 図書、図書館の整備	
9-1-3-k 学術情報へのアクセス	
〔湘南校舎〕……………	504
9-1-1-s 運営組織	
9-1-2-s 図書、図書館の整備	
9-1-3-s 学術情報へのアクセス	
第2節 情報センター……………	513
9-2-1 運営組織	
9-2-2 情報機器の整備	

## 第10章 その他の組織…………… 519

第1節 国際交流センター……………	520
10-1-1 国際交流センターの運営	
第2節 生涯学習センター……………	523
10-2-1 生涯学習センターの運営	
第3節 教育専攻科……………	525

10-3-0	はじめに	
(1)	専攻科の理念・目的等	525
	10-3-1-1 理念・目的等	
(2)	教育内容・方法等	528
	10-3-2-1 専攻科の教育課程	
	10-3-2-2 履修科目の区分	
	10-3-2-3 授業形態と単位の関係	
	10-3-2-4 単位互換、単位認定等	
	10-3-2-5 開設授業科目による専・兼比率等	
	10-3-2-6 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
	10-3-2-7 教育効果の測定	
	10-3-2-8 厳格な成績評価の仕組み	
	10-3-2-9 履修指導	
	10-3-2-10 教育改善への組織的な取り組み	
	10-3-2-11 授業形態と授業方法の関係	
	10-3-2-12 教育内容・方法等に関する今後の改善方策	
(3)	学生の受け入れ	544
	10-3-3-1 学生募集方法、入学者選抜方法	
	10-3-3-2 入学者受け入れ方針等	
	10-3-3-3 入学者選抜の仕組み	
	10-3-3-4 入学者選抜方法の検証	
	10-3-3-5 定員管理	
	10-3-3-6 学生の受け入れに関する今後の改善方策	
(4)	教員組織	549
	10-3-4-1 教員組織	
	10-3-4-2 教育研究支援職員	
	10-3-4-3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	
	10-3-4-4 教育研究活動の評価	
	10-3-4-5 教育組織における今後の改善方策	
(5)	学生生活	555
	10-3-5-1 学生への経済的支援	
	10-3-5-2 生活相談等	
	10-3-5-3 就職指導	
	10-3-5-4 学生生活に関する今後の改善方策	
第4節	外国人留学生別科	558
(1)	外国人留学生別科の理念・目的等	558
	10-4-1-1 理念・目的等	
(2)	教育課程・方法等	559
	10-4-2-1 外国人留学生別科の教育課程	
	10-4-2-2 履修科目と単位の関係	
	10-4-2-3 開設授業科目による専・兼比率等	
	10-4-2-4 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
	10-4-2-5 教育効果の測定	
	10-4-2-6 厳格な成績評価の仕組み	
	10-4-2-7 履修指導	
	10-4-2-8 教育改善への組織的な取り組み	
	10-4-2-9 授業形態と授業方法の関係	
(3)	学生の受け入れ	568
	10-4-3-1 学生募集方法、入学者選抜方法	
	10-4-3-2 入学者受け入れ方針等	
	10-4-3-3 入学者選抜の仕組み	

10-4-3-4 入学者選抜方法の検証	
10-4-3-5 定員管理	
(4) 教員組織	573
10-4-4-1 教員組織	
10-4-4-2 教育研究支援職員	
(5) 学生生活	576
10-4-5-1 学生への経済的支援	
10-4-5-2 生活相談等	
10-4-5-3 進路指導	
10-4-5-4 課外活動	
<b>第11章 社会貢献</b>	<b>581</b>
第1節 はじめに	582
11-1-1 はじめに	
第2節 学部および研究科の社会貢献	583
(1) 教育学部および教育学研究科	583
11-2-1-1 社会への貢献	
(2) 人間科学部および人間科学研究科	586
11-2-2-1 社会への貢献	
(3) 文学部および言語文化研究科	588
11-2-3-1 社会への貢献	
(4) 情報学部および情報学研究科	593
11-2-4-1 社会への貢献	
11-2-4-2 企業等との連携	
(5) 国際学部および国際協力学研究科	595
11-2-5-1 社会への貢献	
第3節 研究所の社会貢献	598
(1) 生活科学研究所	598
11-3-1-1 社会への貢献	
(2) 教育研究所	600
11-3-2-1 社会への貢献	
(3) 臨床相談研究所	601
11-3-3-1 社会への貢献	
(4) 言語文化研究所	602
11-3-4-1 社会への貢献	
(5) 湘南総合研究所	604
11-3-5-1 社会への貢献	
第4節 生涯学習センターの社会貢献	606
11-4-1 社会への貢献	
<b>第12章 学生生活</b>	<b>609</b>
第1節 学生生活への配慮	610
12-1-1 学生への経済的支援	
12-1-2 ハラスメント防止への取り組み	
〔越谷校舎〕	616
12-1-3-k 生活相談等	
12-1-4-k 就職指導	

12-1-5-k 課外活動	
〔湘南校舎〕	621
12-1-3-s 生活相談等	
12-1-4-s 就職指導	
12-1-5-s 課外活動	
第2節 保健センター	627
12-2-1 運営組織	
12-2-2 心身の健康保持・増進に向けての指導・援助	
<b>第13章 管理運営</b>	<b>631</b>
第1節 大学における管理運営体制	632
13-1-1 学長、学部長の権限と選任手続	
13-1-2 意思決定	
13-1-3 教学組織と理事会等との関係	
13-1-4 連合教授会	
第2節 学部の管理運営	638
13-2-0 学部共通事項	
13-2-1 教育学部教授会	
13-2-2 人間科学部教授会	
13-2-3 文学部教授会	
13-2-4 情報学部教授会	
13-2-5 国際学部教授会	
第3節 研究科の管理運営体制	649
13-3-0 研究科共通事項	
13-3-1 教育学研究科教授会	
13-3-2 人間科学研究科教授会	
13-3-3 言語文化研究科教授会	
13-3-4 情報学研究科教授会	
13-3-5 国際協力学研究科教授会	
<b>第14章 財務</b>	<b>655</b>
14-1-1 教育研究と財政	
14-1-2 外部資金等	
14-1-3 予算の配分と執行	
14-1-4 財務監査	
14-1-5 私立大学財政の財務比率	
<b>第15章 事務組織</b>	<b>667</b>
第1節 大学・学部における事務組織	668
15-1-1 事務組織と教学組織との関係	
15-1-2 事務組織の役割	
15-1-3 事務組織における情報システム	
15-1-4 事務組織の役割機能強化のための取り組み	
15-1-5 事務組織と学校法人理事会との関係	
第2節 大学院における事務組織	675



	15-2-1 事務組織の役割	
<b>第 16 章</b>	<b>自己点検・評価</b>	<b>677</b>
	16-1-1 自己点検・評価	
	16-1-2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結	
	16-1-3 自己点検・評価に対する学外者による検証	
	16-1-4 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応	
<b>第 17 章</b>	<b>情報公開・説明責任</b>	<b>685</b>
	17-1-1 財政公開	
	17-1-2 情報公開請求への対応	
	17-1-3 自己点検・評価	
<b>終 章</b>		<b>689</b>
<b>別表 1</b>	平成 19 年度 大学組織・運営機構	
<b>別表 2</b>	学園の沿革	
<b>付属資料 1</b>	平成 19 年度 文教大学基礎データ	
<b>付属資料 2</b>	平成 18 年度卒業時アンケート	
<b>付属資料 3</b>	平成 19 年度入学時アンケート	

# 序 章

# 序章

文教大学は平成3年7月に大学設置基準の一部を改正する省令が施行されたことを受け、大学設置基準の大綱化と共にもう一つの大きな改正点である「自己点検評価活動の制度的要請」を真摯に受けとめ、早速学内に教学組織自己点検・評価委員会を設置した。平成4年には自己点検・評価報告書をまとめ、学内、学外に本学の現状を公表し社会的公器としての役割と説明責任を果たすべく努力の一步を歩み始めた。当時は既に越谷キャンパスに教育学部、人間科学部、文学部、湘南キャンパスに情報学部、国際学部と女子短期大学部が設置されており現在の大学の姿が完成していたのであるが、越谷と湘南の学部の性格の違いや距離の遠さなどもあり、学内の意思疎通、合意形成などの面で様々な困難や障害も数多く存在した。

本学の建学の精神「人間愛」は学生を教育し、よき社会人を育成するために掲げられた理念である。また同時にこの学舎に集う全ての人々のために存在する精神的支柱である。この建学の精神の基に、本学は今日まで絶えざる努力と発展を続け多くの卒業生を輩出し平成19年には学園80周年を迎えるに至った。

平成11年には(財)大学基準協会に加盟判定審査を受けるべく、学長を最高責任者とし副学長を実施責任者とする自己点検・評価実施準備委員会が設置された。それはそれまで自己点検・評価を実施してきた教育・研究推進委員会をさらに充実させた陣容であった。そこで作成・公表した自己点検評価報告書第3集にはそれまで行なってこなかった全学規模の授業アンケート調査、学生生活アンケート調査を実施し、初めて本学の全容が明らかになったのである。その中でキャンパス間の相違点などが客観的に把握できたことは大変有意義であったといえる。また解決しなければならない課題が浮き彫りになったことも教職員にとって意識せざるをえないことであった。大学基準協会からは貴重な助言を頂きながら、正会員校として加盟を認められたのである。

平成16年度、改正学校教育法が施行され、全ての大学に点検評価及び認証評価機関による第三者評価が義務づけられた。これは、大学に対し、組織として当たり前の経営プロセスである評価、そしてそれに基づく改善を導入しようとするものである。本学は、平成4年度、初めて自己点検・評価を行ない、平成9年度『現状と課題』を公表、平成11年度(大学基準協会加盟判定評価)、平成16年度と自己点検・評価を行ってきたが、今回の点検評価は、今まで以上の意義を有している。それは、学校教育法改正によって義務付けられた認証評価につながる自己点検・評価という意味だけでなく、18歳人口の減少という厳しい状況の中で行なう初めての自己点検・評価ということである。この点検・評価の中で、本学の現状が容赦なく点検され、改善の方策を求められることになろう。その中で見出された知見が、困難を乗り越えて進む本学の今後の方向やあり方を指し示すことになる。

本学は、平成18年4月から、平成19年度の自己点検・評価及び平成20年度の認証評価に向けて、大学・女子短期大学部合同の委員会として「点検・評価委員会」を設置した。委員会は、学長補佐を委員長に、越谷・湘南両校舎の大学教務委員長、短期大学教務委員長、各学部選出1名の教員、及び法人事務局、越谷・湘南事務局職員により構成されている。委員会は、月1回の定例委員会を開き、評価活動に対する学習、点検評価及び認証評価の準備、各種調査を開始した。委員会が、評価のための基礎資料として収集したデータ類には、次のものが含まれている。

- ・大学基礎データ（大学基準協会指定のデータ）
- ・卒業生予定者に対する卒業時アンケート
- ・新入生に対する入学時アンケート
- ・授業評価アンケート

これらの調査は、多くの学生、教員、職員の協力によって行なわれたものである。また本報告書作成のための点検評価の作業は、多くの教職員の参加で行なわれた。報告書の直接執筆した教職員は、85人にも上っており、いわば本学の総力を挙げて取り組んだものといえる。

本学が取り組んだ自己点検・評価の水準は、残念ながら、それほど高いものではないかもしれない。何をどのような視点で評価するか、そのための指標を何にするかという議論は、まだ不十分であり、印象のみの評価に終わっている部分もある。また、改善の方向についても、具体的な計画化まで進めていないところも多いことも認めざるを得ない。

しかし、ここから、われわれは出発しなければならない。この報告書は、本学の改革の道しるべであり、改革の第一歩である。ここを出発点に、困難な現状を切り開き、「人間愛による教育」という本学の使命を十分に果たすべく、努力して行かねばならない。それが、本学園の発展に尽力された先人達に対するわれわれの責務であり、また、点検評価に関わった全ての教職員の期待にこたえる唯一の道でもある。

# 第 1 章 理念・目的・教育目標

# 第1章 理念・目的・教育目標

## (1) 大学の理念・目的・教育目標

### 1-1-1 大学の理念・目的・教育目標

#### [現状の説明]

文教大学の教育の理念は「人間愛」の教育である。

「人間愛」とは、人間尊重、隣人愛、生きることの喜び、人間信頼、思いやりなどの概念を含む。人間を信頼しすべての人に対して温かい愛情を持つ人間の育成を目標とするものである。

本学の学則第1条には「本学園設立の基盤たる立正精神に」基づくと述べられているが、この「立正精神」は、四年制大学が創設された後の学長小尾帛雄により、宗教家以外の人々や児童生徒に理解しやすい「人間愛」の精神として表現され、以来、教育・研究の現場では建学の精神を「人間愛」と読み替えている。

文教大学は、この「人間愛」の精神に基づき、人間的な交わりの中で大学および大学院などの高等教育を行ない、学生自身にも、また社会にも「人間愛」の精神が受け継がれていくことを目指してきた。

人々の価値観が多様になり、また暮らし方や生き方、地域を共にする人々の人種や民族も多様になった今日の社会においては、それらの違いを理解し、乗り越え、そして更に、それらの人々で構成されている社会のニーズを正しく認識できる思考力が求められている。そのために必要なものは、人間に対する信頼、周囲の人々に対する愛情である。それを育むのが、「人間愛」の教育であり、グローバルで多様な現代社会における「世界の市民」育成にほかならない。

具体的な大学教育の場面では、本学は、学生の個性と人間性を尊重しながら、深い専門性だけでなく、豊かな心と知性を兼ね備えた人間の育成を目標としている。

伝統のある教育学部は、文字通り「人間愛」の精神を持った、児童生徒を大切にしている教育者の育成を目的とした学部である。混迷を深める現代の教育をめぐる状況の中で、一人ひとりを大切にし、乳幼児から青年期に至るまでの「心の教育」を担い、実践的な人材の育成を目指している。

人間科学部においては、こうした教育の理念は、心理学、社会学、生涯教育、福祉などの面にも拡大され、人間性の尊重を基本とする心、文化、学び、福祉などの専門家の養成を目指してきた。文学部、情報学部、国際学部は、現代の多様な文化、情報化社会、国際化した社会の中で、人間を尊重し、個性と創造性を発揮する教育と研究の場として存在している。

文学部においては、言葉と文学を通じて、自らの文化と異なる文化を学び、より広い見識と豊かで強い心を育てることを目指す。

情報学部は、単なるITにとどまらず、人間にとって意味のある情報を考え、情報の「創る」「活かす」「築く」を学び研究する。

また国際学部は、多文化が共生するグローバルな社会で、さまざまな視点から物事を判断できる力、また、観光を中心としたビジネスを展開できる力を養成する。

いずれの学部の教育においても、その根底に流れているのは、人間に対する関心であり、敬意

であり、人間愛である。

以上の考え方を前提に、教育の現状を踏まえ、文教大学の教育面における目標を簡潔に示すと次のようになる。

- ①全ての人に対し温かい愛情を持つ人間の育成を行なうこと。
- ②複雑化した現代の中で、人間に関わる具体的な課題に立ち向かう知識能力を持った実務専門家を社会に送り出すこと。
- ③多文化が共生するグローバルな社会で活躍できる、国際的感覚と深い教養、コミュニケーション能力を持った人材を養成すること。
- ④情報のあふれる今日の世界の中で生きていくために必要な、情報を探し、評価し、活用できる能力を育成すること。
- ⑤一人ひとりの学生に対し面倒見の良い指導を行なうこと。
- ⑥大学と学生だけでなく、地域社会を含めた「学ぶネットワーク」を形成し、学生にとって学びやすい温かい学習環境を作り出すこと。
- ⑦地域社会との連携を重視し、開かれた大学となっていること。

「人間愛の教育」の実践については、各学部において日々の授業・実習などにおける指導を通じて行なわれており、それぞれの専門分野の知識・スキルだけでなく人間に対する深い愛情を持った学生を輩出してきているところである。

「人間愛の教育」の理念の周知については、学園ホームページに、その意味と趣旨を掲載するなど、折に触れて広報している。特に学生にこの理念を知ってもらうために、越谷校舎においては平成13年度から、湘南校舎においては平成19年度から、『キャンパスガイド』『履修のてびき』などに解説の掲載を始めた。

#### [点検・評価]

「人間愛の教育」という教育理念は、現代社会の様々な問題を解決するひとつの鍵となるコンセプトであり、時代を切り開く有効性をもっている。また、文教大学の教育面における目標は、この理念を具現化したものである。これらの目標を追求する中で「人間愛の教育」を実現することが想定されており、教育理念と教育の目標は、適切な対応関係にある。

これらの理念・目標に基づいた教育に対し、平成18年度卒業生に対する「卒業時アンケート」調査では、「総合的に見て、あなたは本学にどの程度満足していますか」という問いに対し、76.3%が「大いに満足」あるいは「満足」と回答している。学生も、この理念・目標、及び実際に行なわれた教育を支持しているといえる。「人間愛の教育」の周知については、若干不十分性がある。前述のアンケート調査によれば、「人間愛の教育」を「知っている」23.4%、「聞いたことがある」51.1%、「知らない」25.5%である。わずかとはいえ「知らない」が「知っている」を上回っており、学生に十分に周知されているとは言えない状況である。学則に「人間愛の教育」の文言がなく、「立正精神」のままとなっていることもその一因の可能性はある。学生に「人間愛の教育」の理念が伝わるよう、よりいっそうの努力を積み重ねていく必要がある。学生への理念の周知が、本来、本学教職員の日々の教育を通じて行なわれるべきことを考えると、まず教職員に対する働きかけが必要だろう。

なお、全学学生の「人間愛の教育」認知度は前述のとおりであるが、キャンパスによって認知度に若干違いがあり、越谷校舎（教育・人間科学・文学部）では「知っている」が29.3%であるのに対し、湘南校舎（情報・国際学部）は16.5%にすぎない。この差の要因のひとつが、平成

13年度からの越谷校舎における『キャンパスガイド』への掲載である可能性は十分にあり、そうであるとすれば、この結果は、学生が必ず参照する冊子に掲載するという方法の一定の有効性を示している。

#### [今後の改善方策]

平成15年度に学校法人において「建学の精神」推進会議が設置され、同年10月から活動を開始した。

会議の趣旨は、「『人間愛』の教育の貫徹のために建学の精神を明確にし、全教職員が共通認識を持てるようにするため、学園各校の責任者が集まり、各々の教育実践状況を踏まえながら検討し、最終的に小冊子にまとめ推進・普及を図ること」である。

会議は、平成18年1月に「建学の精神」に関する過去の文書、各校の取組状況などをまとめた中間報告を発表した。その後、学長・理事長の交代もあり、活動を中断していたが、平成19年度より再び活動を開始することになった。

今後は、この会議を中心に、この理念をいかにして実際の教育の中に織りこんでいくか、またいかに周知していくかを検討していくことになる。その中で、現在は「立正精神」と表現されている学則第1条の取り扱いも検討する。



## (2) 学部の理念・目的・教育目標

### 1-2-1 教育学部

#### [現状の説明]

義務教育課程の教員養成は、地域との連携が強い国立大学を中心に行なわれている。これに対して本教育学部は、多様な地域文化を背景に持つ学生を広く受け入れ、全国的視野を持つ教員を養成することも必要であるとの理念に基づき、昭和44年に私立大学初の教員養成学部として開設された。

送り出した卒業生は、全国の教育現場において、教育に対する情熱を持つ、実践的な力量を備えた教員として、高い評価を得ている。少子化の流れの中で大学受験者数が減少する時代にもかかわらず、教育学部には、教職への強い目的意識を持つ学生が全国から集まっている。少人数のクラスを活用し、「人間愛」の精神を基盤として、「人間を育てる人材養成の教育」を行なうことを教育学部の目標としている。

近年、幼児・児童・生徒を取り囲む社会環境、教育環境、生活環境の不安定さが増しており、幼児期から青年期への学校教育を含む成長支援活動の人材が求められている。教育現場と緊密な関わり合いを持って、学校教育領域の人材養成に携わってきた本学部は、これまでの蓄積を生かして、平成15年に幼児・児童・生徒に対する「心の教育」の担い手を育成する心理教育課程を開設した。

心理教育課程の教育目標は、心理学・臨床心理学、教育学、社会福祉学・保育学の3領域にわたる総合的な知見と、それに裏打ちされた「実践的な成長支援力を持つ人材」の養成である。

小学校、中学校および高等学校の教員養成を目指す学校教育課程と、幼児期を含む「心の教育」に特色をもつ心理教育課程が存在することにより、それぞれの特長を生かして、幅の広いカリキュラムを実施することが可能になっている。

また、学校教育課程は、特別支援教育専修と各教科に関する教育を行なう8専修から構成されている。学校教育課程の全学生が、特別支援教育に関連した授業を受けることができる。

本学部の具体的目標は以下の通りである。

1. 「人間を育てる」ための基礎知識と応用力を育成することを目指して、総合性と専門性を深める教育を行なう。
2. 教育および成長支援の実践現場と連携した体験を学生に提供し、実践力のある教員・保育士・教育支援者を育成する。
3. 教育活動および学生支援の面で、大学教員と学生との間の活発な交流を支える体制を作り、実践する。
4. 学生の将来設計を実現させるために、履修指導、キャリア形成支援、就職支援の体制を整備し、実践する。
5. 地域社会への貢献のために、教員・学生が社会的要請に積極的に応える環境を整え、実践する。

これらの学部の理念・目標は、大学案内、大学ホームページを通して、学生および受験生を含む一般の人びとに周知を計っている。

また、教育学部の教員は、高等学校の進路指導授業や模擬授業の講師として高校への派遣を依頼されることが多く、平成18年度は34校に教育学部教員が出張しており、授業において本学部

の目的・教育目標について伝えている。

#### [点検・評価]

本学部は開設から37年が経過し、その間に学部内の組織の改編や名称変更はあったが、小学校・中学校・高等学校の教員養成という目的は一貫しており、多くの卒業生が教育現場で活動している。

本学部学校教育課程学生の教員就職への熱意は強く、教員正規採用者が卒業生に占める割合が高い。

平成17年4月採用の場合、国立大学の平均27.6%、最高49.8%に対し、本学は50.9%であった。平成18年4月採用については、国立大学の平均30.7%、最高49.1%に対し、本学は43.0%であった。また、平成19年4月採用は、正規採用45%であり、5月現在、臨時採用を含めて72%の学生が学校現場で勤務している。

大学基礎データ表8における「その他」には、平成16年度30名、平成17年度59名、平成18年度84名、平成19年度88名の教員臨時採用者が含まれている。

また、平成18年度に完成年度を迎えた心理教育課程の学生は、小学校教員、幼稚園教員、保育士など、大学での専門領域を生かした領域への就職希望者が65%であった。そのうち81%が目的を達成することができている。

大学基礎データにおける学部集計は、平成18年度に心理教育課程の第1期卒業生が加わったため、単純な数値の比較はできないが、本学部では、学生の将来設計を実現させるという目標の達成度は評価できる。

本学部への社会的評価の数値として、入学試験の志願者数を参考にできる。

入試倍率の推移を見ると、発足以来30余年にわたって一貫して高い倍率を保ってきている。受験生人口が減少しているにもかかわらず、最近5年間の志願者を合格者で除した入試倍率は、学校教育課程で10倍程度、心理教育課程で6倍から11倍で推移している。

また、志願者の分布は関東地区を中心にいつも全国に広がっている。こうした志願状況は、全国的視野を持つ学生を養成することを目指した本学部の目的に対する社会的な評価と考えることができる。

#### [今後の改善方策]

学校教育においては、学校週5日制、学校選択制、異校種学校の連携・統合などの新しい動きが始まり、幼児教育・乳幼児保育などの領域においても、施設設置や環境整備に関する条件の多様化、幼稚園・保育園の統合などが認められ始め、教育および支援の実践者に大きな責任が課されている。これに備えるため、総合的判断力とその基礎となる知識をつけた学生を社会に送り出さなくてはならない。本学部は、平成19年度にカリキュラムの見直しを行ない、以下の点を中心に改訂を行なった。

1. 大学入学時の導入教育科目を必修として開設
2. 幼児教育、小学校教育における英語教育に対応し、語学科目の履修条件を変更
3. 小学校での教科指導力強化のために、9教科の教科指導法科目の増設

以上3点の改訂の実効性を上げることに、平成20年度は小学校英語教育についてワークショップの試み、教育委員会と連携し、授業のあり方の検討、学生の課外活動プログラムの導入などを検討し活性化を図っていく。

## 1-2-2 人間科学部

### [現状の説明]

(1) 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

人間科学部は、昭和52年に定員100名の人間科学科1学科体制で発足した。本学部は大学の建学の理念を体現化した「人間愛」をさらに学問的に研究・教育し実践することを念頭に置いている。

人間科学は、人間の幸福(Well-being)を追求する科学である。これを実現するために本学部は発足以来、心理学、社会学(社会福祉学を含む)および教育学の3領域を幹とし、人間生活に根ざした総合人間研究を展開することを基本理念としている。この基本理念に基づき3領域を統合的に研究・教育するため、①これらの分野の基礎・理論的探求を可能にしつつ、②応用・実践を図り人間生活の現実に根ざした総合人間研究および教育を行なうことを目的とし、人間科学の発展と充実に努力してきた。

これらをさらに具体的に述べれば、人間の全体的理解と、家庭、地域、教育、福祉および産業など、人間が生活する場で生起するさまざまな問題へのその適用・実践を重視し、追求することを意味している。

これらを実現するために本学部は、学生に対する教育目標として、①豊かな人間性を備えるとともに人間科学の視点に立つ総合人間理解とそれを背景にした個々の専門性を深める学修、これを実現するために②客観性を重視しながらも主体としての人間の差異を踏まえた態度および研究方法の学修、③教養教育を重視することにより人間科学以外の領域を含む幅広い知識の学修、④演習、実験・実習による体験的理解による学修、それぞれを推進することを掲げている。

現代社会は複雑化および多様化の度合いを増しており、人間およびその営みを多面的および総合的視点から理解することの重要性はいつそう高まっている。

こうした状況を踏まえて、人間科学部では、人間科学による人間の総合理解と、それを構成する心理学、社会学(社会福祉学を含む)および教育学の各領域の専門的視点、知見や技法を併せ持ち現代社会に貢献しうる人材、同時に人間愛を基盤とする他者に対する思いやりや配慮など高い倫理性・人間性を備えた人材を育成することを目指している。

当初、人間科学科は心理学、社会学および教育学の3専修で構成されたが、昭和56年より生活学および福祉領域を含む人間学専修を加え4専修となった。専修制ではあったが科目履修上の制限を抑制することで学部学科設立の理念を追求してきた。

またこれらによって、人間を総合的に理解する知見を備え、かつそれぞれの専門性を備えた有為な人材を社会に送り出すことを目指してきた。

本学部は平成10年度より定員120名の臨床心理学科を新たに設置し2学科体制となった。

臨床心理学科の設置は、今日の家庭、学校や職場等におけるさまざまな心の不適應の増加と深刻化に対応すべく、人間科学の知見を背景に、心のケアの専門的援助のできる人材を養成することを目指したものである。臨床心理学科の学生は1年次において人間性の総合理解、総合的な人間研究の基礎を学修し2年次以降において臨床心理学の専門性を学修している。

同時に、人間科学科においては、「専修」を学生の履修上のモデルとしての「コース」に替え、心理学、社会文化、人間教育および社会福祉の4コース制とした。またそれまで以上に領域間の学修の相互性および横断性を高め人間科学部人間科学科の設立の理念の実現を図ることを目指

した。さらに理念実現のいっそうの充実を図るべく、平成15年度よりそれまでの入学時の希望コース選択制（学科内定員制）を廃止し、1年次に人間の総合的理解および総合的な人間研究の基礎を学修し、人間科学の視点に立った後に、学生が自らの意思でその専門を選択し得るように2年次からのコース選択制を導入した。

また、同年度より短期大学部の学科廃止に伴い2学科とも50名ずつの定員増を行ない、人間科学科は定員230名、臨床心理学科は定員170名となり、学部として入学定員400名体制で現在に至っている。

さらに平成16年度より心理学領域への学生の要望の高まりに対応すべく、教育課程の改訂を実施し、人間科学科に健康心理学コースを設置した。

健康心理学コースでの学修は、人間科学科の教育目標である人間生活に根ざした総合人間研究の具体化であり、心理学を中心にスポーツ・医療・福祉領域など健康に関する総合性かつ実践性を深めるよう配慮されている。

## （2）大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本学部では上述した理念・目的および教育目標等を周知させるために、受験生を含む社会一般の人々に対しては、本学が毎年出している「大学案内」の「人間科学部」の部分に本学部の理念等を平易に記載するとともに、どのように教育としてこれを実現するかをカリキュラムの概要や卒業生の進路等を記載することで実現している。

また、本学ホームページ上に学部のサイトを用意し、ここでも学部の理念・目的等を述べている。これらは当然ながら社会一般の人々だけでなく、本学の教職員および学生に対しても周知の効果を持っている。

また、毎年夏季を中心に開催しているオープンキャンパスでは、学部紹介の時間を設け、人間科学部の考え方や教育の概要について紹介し、参加者の本学部および人間科学に対する理解を深められるように配慮している。

本学部学生に対しては、入学時のオリエンテーションにあたり、人間科学の考え方およびこれに基づいたカリキュラムの考え方について、詳しい説明を行なっている。また1年次春学期に設定している学部必修科目「人間科学の基礎」においても人間科学の考え方や方法等について教育を行なっている。また本学部教育の特色のひとつとして、4年次必修科目「卒業研究」の指導教員を、学科やコースを超えて選ぶことができる仕組みがある。これについては、3年次秋学期にガイダンスの時間を設定しているが、ここでもこの特色の背景に本学部の理念があることを説明している。

## 【点検・評価】

### （1）大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

現代社会の状況の踏まえると、多面的かつ総合的な視点で、人間および人間の営みを探求し、社会に貢献しようとする本学部の理念・目的および教育目標は、その発足当初から時代を先取りしたものであり、現在もその適切性はますます高まっていると考えられる。

本学部の人間に対する総合的理解と個々の専門性を深める努力は、施設・病院等の専門職としての就職や大学院進学として次第に結実してきている。

平成14年度の専門職への就職は6.3%、大学院への進学が4.7%であったのに対し、平成18年度は専門職への就職は7.4%、大学院への進学7.2%となっている。平成16年7月および平成17年6月に実施された人間科学部の学生による学部評価アンケート結果で、進路希望として専門職

比率が17.1%と15.3%であったことを考慮すれば、今後は更にその比率の向上を目指し、最終的には卒業生の20%程度を目標とすることが適当と考えられる。

#### (2) 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

上記のように印刷物およびインターネットを利用して本学部の理念等に関する情報を発信し、その周知に一定の成果を上げていると考えられる。

しかし学外のある業者の調査によると、人間科学系の学部への進学希望者が文教大学人間科学部を知っている比率は25%程度である。本学部の志願者が多い埼玉県および北関東では約50%であった。これらの志願者のうち本学部の理念等について知る者の割合はさらに下がるものと考えられる。

本学部学生への本学部の理念・目的教育目標の学部学生への浸透度を示す客観的指標はないが、上に述べたような本学部卒業生の進路等の状況はひとつの示唆を提供するものと考えられる。

#### [今後の改善方策]

#### (1) 大学・学部等の理念・目的・教育・目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学部は平成20年4月に心理学科を設置する。

これは先に述べたように社会の要請に応えることを意図し、心理学の専門知識や技法を一般の社会的場面に適用する必要性の高まりに応えようとするものである。心理学科には、現在ある人間科学科の心理学コースと健康心理学コースを移管するとともに、新たにビジネス心理学コースを設ける。これは、ビジネス・産業場面における顧客への対応のあり方、企業組織の活性化のあり方、企業組織内の個々人の充実感・満足感の確保の手段などを扱うビジネス心理学に対する必要性に応えるためである。

心理学科においても人間科学部の理念である人間の総合的理解を念頭において研究・教育を行なうことは言うまでもない。

今後、学部および既存の学科に加え、新学科が人間科学部の理念に沿って運営されるべく、学部自己点検評価委員会や学部教育研究推進委員会による点検評価活動を行なっていく。

#### (2) 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

教育目標の学生への浸透をはかることを確認してゆくために、入学時オリエンテーションの充実、オープンキャンパス開催日数を増やすなどで周知の改善に努める。

## 1-2-3 文学部

#### (1) 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

#### [現状の説明]

文学部は昭和62年、国際化社会で活躍できる広い視野と実践的な能力を持った人材の育成を目的として設置された。その母体となったのは昭和45年に開設された、教育学部中等教育課程国語専攻および英語専攻である。

この両専攻は、国語と英語の教員の目的養成機関として、17年間にわたって実績を上げ続け、全国各地の公私立学校に有為の人材を多数送り出してきた。しかし時代の変化にともなって、これからの国際社会にあっては、目的養成の閉鎖性に比べて、より自由に教養を身につけ、言語を学習できる教育研究組織へと転換すべきであると考えられるようになった。その構想のもとに、それまでの2専攻に加え、大きな未来をもつ中国語・中国文学という教育研究領域を新たに設

置し、日本語日本文学科・英米語英米文学科・中国語中国文学科という三つの学科からなる文学部が創設された。狭義の文学部的な枠組みにとらわれずに、各地域（日本・英米・中国）の言語文化を広範に教育すること、また、言語については実践的に教育することが文学部の理念である。

#### [点検・評価]

本学・学部の理念と教育目標を具体化された人材養成等の目的が、各学科の理念とカリキュラムの中核に位置付けられるとともに、教育活動に生かされているので、適切であると判断される。しかし、社会や文化の急激な変化により、教育ニーズの多様性が顕著になってきているので、学部全体、各学科の教育目標と人材養成の目標の適合性を定期的に見直す必要があり、今後の課題である。

#### [今後の改善方策]

時代の変化の中で、文学部の教育内容や人材育成に対しても刷新が求められている。それは自文化についての専門的な知識の習得、異なった言語圏の表現文化に対する共感的理解や感受性の涵養、言語や異文化学習を通じての人間理解の深化等である。

文学部はこれらの課題に応えるために、自言語・外国語による文化表現やリテラシー、多文化理解などについて幅広く学ぶための授業科目を整備してきた。とはいえ、引き続き、学生の主体的な学修や問題意識を深める実践的な教育プログラムの拡充をめざし、魅力ある学部づくりに取り組んでいく必要がある。

#### (2) 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

#### [現状の説明]

本学部の理念、教育目標や人材育成の方針は、毎年刊行される『進学案内』や『学部パンフレット』、『Campus Guide 越谷キャンパス』『父母のための大学ガイドブック－入学から卒業そして就職へ－』（文教大学父母と教職員の会事務局）、学部案内ホームページ（文学部）等の冊子に記載している。教職員・学生・受験生をはじめ、社会一般に広く周知を図っている。オープンキャンパス、進学説明会などでも扱っている。

たとえば『父母のための大学ガイドブック－入学から卒業そして就職へ－』（文教大学父母と教職員の会事務局、平成15年、第9版）を見ると、本学の文学部には「日本語日本文学科」「英米語英米文学科」「中国語中国文学科」の3学科が設置され、これからの国際社会にふさわしい広い視野と高い知性、そして豊かな感性を備えた人材の育成を目指していること、文学部の特色は言語とその文化背景の正しい理解を身につけることにあり、国際関係に深い理解を示し、国際的な場でも十分に活躍できる若い人を育てることにあると紹介されている。

また、教育課程において配慮されている各点として、①文学・語学を通しての文化研究、②国際交流を目指した選択科目、③日本語教員養成コースの開設、④中・高教員希望者への徹底した教育、⑤複数の教員免許が取得できる仕組み、が挙げられている。

#### [点検・評価]

学部の教育理念と人材養成の目標が多様化する社会のニーズに適っており、その広報と普及に努めることは大学の使命として当然の義務である。この点に関してみれば、本学が準備作成する様々な媒体を通じて、文学部の理念・目的・教育目標等は学校教育機関や地域社会に対して周知され、概ね、適切であると判断される。その一例として、文学部のホームページで各学科の特色をわかりやすく提示している。すなわち、専門知識を深めつつ、ひろい「見識」と豊かで強い心を育てる。専門分野において「調査」「分析」「総合」する能力を養うとともに、単なる「もの知

り」で終わらないために、幅広い「教養」を養い、ひとりの人間として社会の中で生きていくための「ものの見方」や「たしなみ」を身につけていく。各学科に所属しながらフレキシブルな学びが可能。少人数編成のクラスが多く、実践的な表現力・コミュニケーション力が養える。3つの学科のいずれかに所属したままで、併設された2コース（多文化理解コースと日本語教員養成コース）のひとつを履修でき、また、各種免許・資格取得のためのプログラムを履修できるので、さまざまな興味や可能性を追求できるとしている。

#### [今後の改善方策]

ホームページ等を通じた定期的な情報発信や、教育理念についての大学全体としてのいっそうの取り組みにおいて、現状では不十分な部分もあり、改善に取り組む必要がある。また、大学入学案内にも各学科の教育目標等が詳細に記載されると同時に、オープンキャンパス、入試説明会などを通じて受験生へわかりやすい形で周知徹底し、理解されるような工夫を多方面で図っていく必要がある。

### 1-2-4 情報学部

#### [現状の説明]

本学部は昭和55年わが国では初の「情報学部」として広報学科・経営情報学科の2学科を擁して開設された。その後、昭和61年に情報システム学科を増設して3学科体制とし、学部の教育・研究を充実させた。

本学部は「人間愛」の精神をふまえ、人間生活を総合的に把握するために、将来的な展望に立ち、情報化社会が21世紀に到来することを予測して情報学部を設立したものである。

本学部は「情報」を体系的な思考法によって統合し、われわれの社会生活のレベルにおいて、情報活動を実践的に行なう人材を生み出すことを目的としている。

社会の高度情報化が進展しつつある現在、改めて「情報」を研究する学問、すなわち「情報学」を構築する重要性が認識されている。本学部は、まさに情報学の構築に貢献すべき学部である。これまで「情報」という概念は物質科学の中で物質に付随する概念として取り扱われることが多かった。しかし、多くの学問の中で「情報」の果たす役割の重要性に対する認識から「情報学」の必要性が意識されつつある。「情報学」はこれまでのすべての学問を「情報」という立場から見直すものと位置付けることもできる。

情報学部は広報学科、経営情報学科、情報システム学科の3学科からなる。この3つの学科において、情報学の広範な領域の主要な部分をカバーしているといつてよい。広報学科は広報・報道におけるメディアとコミュニケーションに関する部分を受け持つ。経営情報学科は、人間の経済活動における情報の活用に重点を置く。情報システム学科はコンピュータによる情報処理およびそのための生活システムを中心とした学科である。こうした観点からすれば、情報学部全体としては、人間生活の情報に関するさまざまな領域のうちで、現代社会において最もニーズの高い部分を3つの学科でカバーしていることになる。

#### [点検・評価]

社会はまさに高度情報化社会へと前進しつつある。そして設立以来30年近くにわたって、情報化社会を推進する人材を世に送り出してきたことを考慮すれば、まさに当初の目的を果たしつつあると評価できる。

高度情報化社会の発展にともない、情報学部の果たす役割にも変化すべき部分がある。例を上げると、情報リテラシー教育は基本的には高等学校で行なわれることになり、大学レベルでは専門的な情報学の教育が要求されるものと考え、従来のカリキュラムを点検、見直すべき時期に来ている。

#### [今後の改善方策]

情報学部では、平成18年度入学者から高等学校での教科「情報」を受講しているものとして新カリキュラムに移行した。しかし、入学者の「情報」に対する能力に大きな差が生じている。これは高等学校の教育内容に大きく依存すると考え、今後高等学校での情報教育の実態を調査する予定である。

各学科の見直し、改善の方策は、次のとおりである。

広報学科は、広報・報道におけるメディアとコミュニケーションについて専門的な教育研究を行っており、放送、新聞、出版などはこれまでも重要な柱であった。その中で、最近のニーズに合わせ情報表現などの分野を強化することを検討する。

経営情報学科は、情報を経営に活用する方法について専門的な教育研究を行っている。経営学、経済学、会計学にコンピュータを活用する方法について力を注いできたが、新たに電子商取引関連、ネットビジネス関連を強化することを検討する。

情報システム学科は、開設時からコンピュータ技術者が大幅に不足すると予測して情報科学とシステム科学を中心としたカリキュラムのもとで、情報システムの分析や設計が出来るシステム・エンジニアの養成に力を入れてきた。その後、汎用コンピュータからパソコンの時代に入りさらにネットワークの時代に入った。これによりシステム技術者に要求される役割も多分野に広がった。この変化に対応するためネットワークとマルチメディア関連の教育研究を強化することを検討する。

## 1-2-5 国際学部

#### [現状の説明]

本学部は、平成2年4月に「本学の建学精神に則って、国際社会を学術的、実践的に理解し、もって人間生活と国際化社会の向上発展に必要な理論的、実践的専門知識と技術を涵養することを目的とする」学部として、国際学科1学科をもって湘南校舎に誕生した。学部の教育目標は以下の通りである。

- ① 国際社会を学術的に、実践的に理解する。
- ② 人間社会と国際化社会の向上発展に必要な理論的、実践的専門知識・技術を涵養する。
- ③ 国際的な感覚と教養、コミュニケーション能力を持つ国際人として活躍できる人材養成。
- ④ 国際社会に関する知識と理解力を有する地球市民として社会に貢献できる人材育成。
- ⑤ 国際的教養を持ち、国際観光の専門家として活躍できる人材育成。

当初は、1学科の中に、国際文化学系・国際関係学系・国際経済学系の3学系を専門分野として想定していた。

しかしこのような専門分野の配置では学生から見て、学部の目的・教育内容が伝わらないくらいであったので、平成12年度より学部改組を実施し、国際コミュニケーション学科(多文化コミュニケーションコース・環境情報コース)と国際関係学科(政治経済協力コース・観光ビジネスコー



ス)の2学科に再編した。同時に学部の具体的な教育目的を以下のようにより明確化した。

- ① 国際語としての英語運用能力の重視。
- ② 海外留学による単位修得の促進。
- ③ 学際的知識と専門的知識の融合。
- ④ ゼミナールを通しての専門的学習と進路選択。
- ⑤ 学生・教員の国際的交流を通じた体験学習の重視。
- ⑥ 学生への個別のケアの重視。

平成16年度には現行カリキュラムへの切り替えを行ない、新入生ゼミ・基礎演習を開講し、個々の学生のケアを強化している。その後も具体的な学部の目的を再検討する「将来構想委員会」を発足し、再度、改組に向けて検討を重ねた。平成20年度より、学科名称変更とカリキュラム改訂を予定している。具体的な学部の教育目的である、国際語としての英語コミュニケーション能力の向上、国際人として活躍できる人材養成などをより明確にし、それをカリキュラムに反映できる改訂が望まれている。

#### [点検・評価]

##### (1) 国際学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学部では、国際社会を理解するために学術的知識と実践的知識のバランスのよい教育を前提にカリキュラムを編成している。国際コミュニケーション学科では、外国語とくに国際語としての英語コミュニケーション能力を高め、さらに異文化や宗教、地球環境問題など幅広い知識を修得し、国際人として活躍できる人材養成を目的としてきた。国際関係学科では、国際社会の問題を社会科学のアプローチにより解決策を学び、またホテル・レジャー・旅行・航空などの実践的・経営的なアプローチから学ぶカリキュラム編成で教育を行なっている。上記の教育目的を前提としたこうした教育・カリキュラム内容は、文教大学の教育理念である「人間愛の教育」(多文化が共生するグローバルで多様な現代社会における「世界の市民」育成と、それを踏まえた観光を中心としたビジネスを展開できる人の養成など)の理念・目的に合致したものと判断している。

##### (2) 国際学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

国際学部では、年度初めのオリエンテーション期間のなかに、全学の入学式の数日前に、国際学部新入生を一堂に集めて、国際学部の説明を行なっている。そのなかの学部長挨拶で、新入生に向けて国際学部の説明をする際に、学部の教育方針について話し、学部の目的(国際社会の理解)にも触れている。また、「父母と教職員の会」主催の一日大学に参加していただいた保護者(父母たち)に、学部の説明をし、理解を深めてもらうために、懇談会を設けている。新入生や保護者に向けての学部の理念・目的・教育目標を周知する一つの機会である。そのほか、受験生向けの『大学案内』、学生向けの『履修のてびき』、学部のホームページなどによって、受験生・保護者・学生・教職員・一般人に学部の理念・目的・教育目標等について周知する手段を講じている。

#### [今後の改善方策]

##### (1) 国際学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的

国際コミュニケーション学科は、学科の教育理念を「国際社会の理解」として明確に位置付け、学科名称も教育理念がより分かりやすく、イメージしやすい国際理解学科に変更する必要があると判断している。

国際理解学科は、国際理解教育を根幹とし、コミュニケーション能力を身につけ、国際社会に関する知識と理解力を有する地球市民として、NGOやNPO、学校教育および産業界における国

際交流、国際協力、環境問題対策などの領域で社会に貢献できる人材育成を目的とする学科になることが望ましい。

カリキュラムも、学部共通専門科目では国際人としての教養を、学科共通専門科目ではコミュニケーションに関する知識を、各領域では国際理解を深めるための専門知識を修得できるように再編する必要がある。これまでのカリキュラムのコース制では学生のニーズの満足度を高めるには限界があるので、学生が自ら学びたい領域を1つ選択し、副次的に関心のある領域の科目も自由に選択できるような領域制を導入することを検討する。

国際関係学科は、特に国際観光を推進する必要性が叫ばれるようになった時代の要請に応えるべく、より明確な教育理念と具体的な目標を定めるように求められており、学科の教育理念を「国際観光の人材育成」と明確に位置付け、学科名称も教育理念がより分かりやすく、イメージしやすい国際観光学科に変更する。

国際観光学科は、国際的教養を持ち、社会科学を基盤として文化・交流、ビジネスの知識を有する国際観光の専門家として、旅行・航空、レジャー・スポーツ、ホテル・フード、文化などの領域の関連企業で活躍できる人材育成を目的とする学科になることが望ましい。カリキュラムも学部共通専門科目では国際人としての教養を、学科共通専門科目では社会科学の知識を、各領域では国際観光の理解と振興を推進するための専門知識を修得できるように再編する必要がある。

以上のカリキュラム改訂と学科名称変更を行なう。

## (2) 国際学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法

国際学部では上記のように、学生とくに新入生や保護者に向けての学部の理念・目的・教育目標の周知を図ってきたが、『大学案内』や『履修のてびき』の内容の更なる充実化とともに、今後はホームページでの周知方法及びオリエンテーション内容について検討し、学生に周知の度合いがどの程度まで深まっているかアンケートを実施しながら検証する。

## (3) 大学院研究科の理念・目的・教育目標

### 1-3-1 教育学研究科

#### [現状の説明]

本研究科は、学部教育の理念と目的を継承したうえで、文教大学大学院学則に明記された本研究科の目的に基づき、学校教育に関して、より高度でより専門的な教育と研究を行なうことにより、学校教育のもつ問題に対処できる総合的教育力および実践的力量を有した高度に専門的な職業人の養成を目指す。なお、本研究科の目的は、「教育学、心理学、各教科指導法などの領域における高度に理論的な教育・研究とともに、各領域間の連携を深めつつ、学校を包含したより広いあり方について考究することができる人材を養成すること」（文教大学大学院学則第4条）である。

具体的には、以下の2点の達成を目的とする。

- ①学校教育を支える基礎的学問体系に関する教育研究、時代の変化を考慮した教科教育法体系に関する教育研究、現代的課題に取り組む社会・情報・自然の探求方法に関する教育研究を基礎としつつ、その総合のうえに立って、時代の要請に応えながら学校教育の方向性を築きうる幅広い見識と高い専門性を修得させる。
- ②1年間にわたる小学校・中学校などでの実践教育・研究を行なうことによって、学校教育現場における実践的問題解決能力を高める。

本研究科は、教育学部における学部教育の理念と目的を継承しつつ、より高度でより専門的な教育と研究を行なおうとするものであり、学校教育における、高度な専門的な職業人の養成に重点を置く。

本学教育学部は、初等教育課程・中等教育課程の2課程時代を含めると、全国の学校教育の分野に教員として約1万300名を送り出してきた歴史をもつ。現在でも学生の教職への目的意識は強く、平成17年3月卒業の本学学生の教員就職率は約70%であった。

こうしたことを背景としたとき、学部卒業後本研究科に進学した本学学生は、修了後、学校教育や社会における学習支援業を担う有為な人材になりうると考える。また、本研究科の教育課程は、社会変化に伴う学校教育内容の変化に対応するものであり、現職教員の研修の場として貢献することができる。なお、現職教員に対しては、大学院設置基準特例第14条を適用して、1年目は大学院で研究に専念した後に、2年目は学校現場で教育活動を実践しつつ大学院を修了するという配慮や、後述するように、必修科目の単位取得の方法（「4-1-1 大学院研究科の教育課程」）や入試の方法（「5-3-1-1 学生募集方法、入学者選抜方法」）に関する配慮を行なう。

「学校基本調査」によれば、近年、教育系修士課程の卒業生に関して、50%程度の「就職者」の中で「教育、学習支援業」は80%程度と高い数値を示している。このように「教育、学習支援業」領域は優秀な人材を必要としており、本大学院教育を通じて、専門的な力量を備えた人材を養成することによって、良好な就職率を期待できると考える。

#### [点検・評価]

平成19年4月に開設された本研究科は、完成年度を迎えていないので、上述した理念・目的に伴う人材養成等の目的の達成状況を報告することはできない。

### [今後の改善方策]

本研究科教授会において、上述した理念・目的に伴う人材養成の目的を達成するための改善方策を不断に検討する。

## 1-3-2 人間科学研究科

### [現状の説明]

文教大学大学院人間科学研究科は、平成5年4月に、人間科学部の教育の実績及び社会的要請にもとづき、人間科学に関する一層高度な学術研究・教育を行なう目的で創設された。

人間科学研究科の目標は、概ね、以下の2つである。

- ①社会的・時代的な要請にもとづき、人間科学の幅広い視野と、より高度の研究・実践の能力を備えた人材の育成を目指す。
- ②心理学をはじめ、社会学、教育学等の学問的体系を基礎にして、その総合に立って、人間、集団、社会のあり方を分析するという人間科学の視点や方法に沿った研究・実践を進める。
- ③人間科学部とのカリキュラム上の接続を強化し、学部と併せ、一貫した教育・研究指導の態勢をもって研究・教育を進める。

人間科学研究科には臨床心理学専攻（修士課程及び博士後期課程）と人間科学専攻（修士課程）の2専攻が置かれており、それぞれの専攻で特徴ある研究と教育の実践を目指している。

臨床心理学専攻では、人間の心理・社会的適応を研究し援助実践を行なうことのできる高度の専門性を持つ人材を養成することを目指す。一方、人間科学専攻では、心理学、社会学、教育学、社会福祉学の各分野を擁した総合的・学際的な人間科学の知見を備えた人材を養成することを目指す。

#### 1 時代にあった高度な研究・教育の実践

人間科学研究科では、社会の動向や時代的な要請に敏感に対応できるように、履修上の工夫を行なっている。

本研究科は、日本臨床心理士資格認定協会認可の第1種指定大学院であり（臨床心理学専攻修士課程が認定対象）、臨床心理学専攻に修士及び博士後期の両課程を持ち、一貫して第一線の臨床専門家を養成する態勢を擁している。臨床心理学専攻では、学内の人間科学研究科附属臨床相談研究所での学内実習や病院・学校などでの学外実習を通じて、実際の心理臨床場面に即した実践的な能力の修得を目指して指導体制を整えている。「臨床心理実習」は教員がグループを編成してきめ細かな指導をしている。

人間科学専攻では、事業所、施設、地域社会におけるプランナーやファシリテーター等の実践的専門職の要請を目指している。実践性の涵養という視点から、当専攻では、人間科学課題特論Ⅰ～Ⅲの科目を用意して、健康領域、社会文化領域、文化人類領域のそれぞれについて、現代的な課題に焦点をあてた講義を行なっている。

また、科目によっては、視察・見学等の方法を適宜、織り込むなどの工夫も見られる。社会福祉特論では、社会福祉施設の訪問研修を通じて実態の理解を促している。またコミュニティ活動支援特論では、学生をNPOの事業発表会の場に参加させるなどの取り組みも見られる。しかしいずれの場合も、大学院の他科目の履修を妨げないように実施する必要があることから、実施は限定的とならざるをえない。

大学院学生の研究能力を高めるために、学生は、本学研究科内規に基づく資格審査を通った研究指導教員から個別に指導を受けるほか、論文中間報告会で、指導教員以外の教員からの指導や助言を得る機会をもつ。また、ほかの学生の発表を聞いて質疑をするなどによって、研究に対する視野を広げる体験をえている。

さらに、平成19年度より、大学院学生が学会大会に参加する場合、経費(旅費及び大会参加費)の一部を研究科予算から支出するという経費補助制度を発足させた(大会参加の場合上限1万円、研究発表を伴う場合は上限3万円の補助)。平成19年度は40名の学生がこの制度による補助を受け、学会大会に参加する予定である。これにより大学院生が専門領域の最先端の研究にふれる機会が多くなり、研究へのモチベーションが高まることが期待される。

## 2 研究・教育における総合性の重視

人間科学は人間の行為や社会事象について徹底的に分析するものである。しかし、部分、部分にこだわると、人間や社会の全体的な姿を見失ってしまうことも考えられる。そこで、人間科学研究科では、とくに、ものごとを総合的・学際的に見ることを重視し、「部分」を注視すると同時に「全体」に目配りするという研究の基本的なスタンスを維持している。

この点への留意を「大学院要覧」に明記し、学期が始まる際の大学院学生向けのオリエンテーションでも学生への説明で強調している。

大学院学則では、人間科学研究科に限って、教授会の許可を得てそれぞれ他の専攻の科目を一定限度(8単位)まで履修することができるようになっている(学則第3条2)。この趣旨は、本研究科学生が、専門領域を深く掘り下げると同時に、裾野の広い専門的教養も修得できるようにするというものである。現在、学生が、所属する専攻を越えてほかの専攻で開設する科目を履修する例は多くはないが、制度の趣旨は個々の例の中で生かされている。

## 3 学部からの一貫した教育・研究指導態勢

学部開設の科目と大学院開設の科目との間に連続性をもたせるように配慮している。具体的には、学生が、大学で学んだ内容を大学院でさらに深めたいと思ったとき、大学院で研究したい領域の科目がなかったり、研究指導を担当できる教員がないという事態が起こらないような指導体制をとっている。また、大学院教授会で協議したことなどは、人間科学部教授会で常時報告するなど、大学院と学部の意思疎通を図るように心がけている。

また、研究科主催の大学院進学ガイダンスでは、大学院の紹介はもとより、学部学生と大学院学生の懇談の場を持つなど、学部学生が当人間科学研究科での就学について具体的なイメージを持てるように工夫をしている。

### [点検・評価]

臨床心理学専攻で学んだ修了者の多くは、財団法人日本臨床心理士認定協会認定の“臨床心理士”を取得し“心の専門家”として社会で広く活躍している。修士課程に関しては、高度職業人の育成を目指しているが、臨床心理学専攻は、総じて、この目標を達成していると言えよう。

平成12年、臨床心理学専攻に定員2名の博士後期課程を設置したが、平成15年3月には学位取得者1名を出すに至った。しかしその後は学位取得者を出していない。また平成17年度、博士後期課程への入学者が0人となった。

人間科学専攻は平成17年に開設され、平成19年に初めての修了者を出した。就職先は、地方公務員、団体職員、民間会社などであるが、それぞれに大学院で学び、研究を深めた成果を生かせる職場に就いている。人間科学専攻は、実践的専門職の養成という目標を、総じて達成してい

るものと考えられる。

しかし、まだ当該専攻発足から間もないことから、人間科学専攻の趣旨が学内外の潜在的志願者によく浸透していない点が危惧される。平成19年度の入学者が定員の6割に当たる6名に留まったことはそうした要因が影響したと思われる。

#### **【将来の改善・改革に向けた方策】**

本研究科修了者の就職や専門的キャリア形成は、総じて良好である。また、本研究科のカリキュラムの運用については、取り立てて大きな問題点は見られない。問題は、潜在的入学志願者に本研究科の趣旨や特徴をいまだ十分に理解してもらえず、実際の受験に結びついていないことである。今後の課題としては、およそ以下の点が挙げられる。

- ①本研究科学生の満足度をより高めるために、指導方法、運営を見直す。
- ②本研究科についての効果的な広報の実施、入学試験内容や方法が適切かどうかの検討、社会人入試への取り組みの強化などを進める。

### **1-3-3 言語文化研究科**

#### **【現状の説明】**

言語文化研究科は、平成11年に文学部を基盤に開設され、文教大学が目指す「人間愛」の精神を、「言葉」を専門的に探求することを通して実現しようとしている。

「言葉」は、人類が古来より創出してきた文化全体の根底をなすものである。その「言葉」は、人類が多種多様な民族集団や国家を形成してきた歴史の中で、集団を結束させる最も重要な絆であったが、その結果、地球上には、民族や国の数ほどにも多種多様な言語・文化が存在する。

だが、今日の国際情勢は、国家や民族の境界を超えて急速にグローバル化に向かい、各地域の文化は激しい変化をこうむっている。

グローバル化は、優れた文化的成果を生みだしている反面、多くの地域で摩擦を起こし、国際紛争に及んでいるケースもある。後者のような厳しい国際情勢の原因として考えられることの中には、各地域の言語・文化に対する尊重と理解が欠如していることが、あげられるであろう。

言語文化研究科は、「言葉」に対する深い理解力と実践力をもった「高度な専門的職業人」を養成することによって、このような世界各地の異なる言語・文学・文化の間に、「人間愛」の精神をもって架橋し、よりよい国際社会の実現のために寄与することを目的としている。

言語文化研究科は、「言語文化専攻」の1専攻であるが、それを「地域言語文化研究コース」と「第二言語習得研究コース」という2つのコースに分けている。すなわち、地域言語文化に関わる理解の深化・拡充を主とする研究コースと、学習者にとって第二言語となる言葉に対して、先端的な教授能力・応用能力を修得するか、またはその言語を理論的に探求するコースである。

このような2つのコース制による教育課程と研究指導体制を通して、本研究科はこれまで、言葉をめぐる有能かつ「高度な専門的職業人」を、国の内外に多数送り出してきた。

平成17年度より、外国人留学生の入学志望者増を受け、定員を8名から10名に増員した。

#### **【教育目標】**

- ①全ての人の生命を尊重し、愛することができるような人間を育成すること。
- ②学部の教育成果の上に立ち、複雑化した現代社会において、人間に関わる具体的な課題に立ち向かう能力をもった、高度な専門的職業人を社会に送り出すこと。

- ③多文化が共生するグローバルな国際化の時代において、高度な専門的能力を生かして 異文化間に架橋できるような、国際感覚豊かな人材を養成すること。
- ④全ての学生（以下院生という）に対し、研究面・生活面ともに行き届いた研究指導体制をとること。
- ⑤全ての院生が安心して勉学に集中できるような学習環境に配慮すること。
- ⑥地域社会や他の大学院と連携し、相互に「学び合うネットワーク」を形成して、開かれた大学院としての研究環境を作ること。
- ⑦修士課程終了後、さらに専門的研究の継続を望むものに対しては、その道を開くこと。

#### [点検・評価]

本研究科の理念・目的は、今日の世界諸地域・日本における社会的政治的状况からみて、いよいよその必要性が認識されており、よりよい国際社会の実現を目指す目的が適切であったことが証されている。

平成19年に実施した院生対象のアンケートの結果にも現われているように、授業及び研究指導を担当する教員への満足度はきわめて高く、教員が院生の育成に深い誠意をもって当たっていることをものがたっている。院生もそれに応え、教師と院生の間、また院生と院生の間も、行き届いた人間的配慮に満ちていると言えよう。

また、平成16年に始まった韓国の極東大学校の東京での日本語研修は4年目を迎え、つねに本研究科の院生が中心となって企画し指導した。その実績によって、昨年、両大学間に国際協定が締結され、今年は、越谷市の市民団体との交流や地場産業の見学を新たに企画、大学間の国際交流にとどまらず、地域社会に開かれた大学づくりに貢献した。さらに、この11月に、文学部の20周年記念国際シンポジウムの開催に当たっては、本研究科として積極的に企画に参加し、経費も若干だが負担することになっている。

しかし反省すべき問題もある。残念だが、留学生の学習能力が漸次低下する傾向がある。専門科目・専門外科目ともに、基礎教養として持つべきはずの知識差があり、それに加えて日本語能力の不足が顕在化するようになっている。日本語教育学を専門とする留学生への対策としては、18年度より専門科目を2科目を増設しているが、その他の科目では、学部入門レベルの講義が必要になることもある。他の受講生の学習内容にもひびいて大学院全体の質的低下につながりかねないおそれがある。

加えて、院生が安心して勉学に集中できるためには、さらにいくつかの問題がある。教員の研究室と院生の講義室との間が離れすぎていて、時間的なロスが避けられないこと、また院生の勉学を支援する奨学金の制度が、総体的に弱いことである。とくに、支援が切実に求められる入学当初の1年次に奨学金が空白になっている現実、質のよい院生の定員確保にもひびく可能性がある。

平成17年度に実施した「博士課程設置に関するアンケート」では、在院生と修了生31名、学部生（3,4年次で日本語教育の卒業研究を履修する学生のみ）44名から、総数75名の回答があった。その内74名が設置に賛成であり、進学希望者は19名（含留学生8名）に達している。博士課程の要望は極めて高いが、日本語教育学の現有の教員数では実現不可能である。

#### [今後の改善方策]

総じて、能力の高い院生をいかにして確保するか、このことが本研究科の浮沈にかかっている。対策としては、以下の5つがあげられる。

- ①予約奨学金のような奨学金制度を含め、奨学金制度を強化すること。
- ②留学生に対する低額の宿舍の提供をすること。
- ③社会人を受け入れる道を開くために、人間科学研究科や、教育学研究科と同じく、今後授業形態を柔軟に組み立てる方策を検討すること。
- ④さらに抜本的な組織改革としては、平成 17 年度の大学院委員会で日本語教育学に特化した博士課程の設置について議し、教員の手当が可能になった時に取り組むという条件付きで設置が認められたが、現在なお凍結状態のままである。早急に取り組むたい。
- ⑤院生室や講義室の配置の問題は、現在建設中の新 12 号館の完成にともなって、しかるべき解決策を申請中である。

### 1-3-4 情報学研究科

#### [現状の説明]

情報学部創設以来の理念は、人文社会科学と理工学にまたがる領域を教育の対象とし、情報の効果的な利用に必要な実践的知識および技術を身に付けることである。

情報学研究科では学部教育の理念をさらに強化し、情報学の教育研究において一貫性を図るものである。すなわち、マルチメディア・ネットワーク社会で要請される情報の処理、生成・表現、伝達、最適化、利活用を教育研究の対象とする。

情報学そのものは、人間が関わるあらゆる分野を情報という視点から捉え直すものであるが、本研究科では、その中でも特にニーズの高い、情報システム技術および情報コンテンツ分野に重点特化している。すなわち、情報システムおよび情報コンテンツの分野について、システムに関する知識を有し、システムの能力を十分に利活用できる能力、および利用に関するニーズを情報システムの構築に反映できる能力を併せ持つ人材を養成することを目的としている。

情報学研究科では、情報学に関する高度な職業人を養成するために、情報システムに関する知識基盤を整備するための「情報学基礎」に関する科目群と、その応用分野の大枠として「情報コンテンツ」と「ビジネス情報」に関する専門的な科目群をバランスよく配置する教育課程を編成している。たとえば、コンテンツ・ビジネスを志向する学生は、「情報学基礎」分野の科目でコンテンツに関する情報技術の基礎知識を整理し、コンテンツ作成に関する最新の技術を「情報コンテンツ」分野の科目で身に付けることが出来る。また、システム開発を志向する学生は「情報学基礎」分野の科目で問題発見・解決に必要な基礎知識を整理し、ビジネスに生かすシステムデザインについては「ビジネス情報」分野の専門科目で極めていくことが可能である。

卒業生についても、情報学という新しい学問的専門性を増すための場として情報学研究科があることは重要である。最先端の IT 関連企業で活躍している卒業生がさらに高度の勉学を続ける場としても、研究科の機能はいかされる。また、情報学部は国際的に開かれた大学教育を実践するために、海外諸国からの留学生を恒常的に受け入れている。

#### [点検・評価]

研究科の理念・目的、教育目標は高度情報社会の進展にふさわしい高度専門的職業人の養成を目指すものと評価できる。しかし IT 分野における職業人育成のための教育理念に変化はなくても、その実践方法、カリキュラムの整備・充実などの面で柔軟にかつ大胆に取り組む教員の意識が十分であるか、そのための準備がつけねになされているか、など検討の余地がある。



### [今後の改善方策]

政府の「e-japan重点計画」で強調されているように、今後ますますIT分野における優秀な高度職業人としての人材の確保が求められるようになる。IT分野における急速な進展や変化に対応するため、情報学研究科のカリキュラムの改訂と教員の確保が喫緊の課題である。

たとえば、知識情報の応用分野であるニューラル・ネットワークについては、マルチメディア・マルチエージェントを組み込んだ研究が役立つ。また、マーケティングの分野も新しい分析手法を取り入れたマーケットリサーチに関する研究の進展が著しい。残念ながら、現在の研究科ではこのような分野には対応できない。しかし、学部教員の中にはこのような研究を行なっている者がいる。つまり、学部教員全員が研究科で特論および演習科目担当が可能となるよう、研究科スタッフの充実を図る。そのため、フレキシブルなカリキュラムを編成し、増コマと増員ができるような体制作りが課題である。

## 1-3-5 国際協力学研究科

### [現状の説明]

本研究科は、国際協力に関する基礎的な知識のうえに、「復興」「開発」「環境」「観光」分野の専門的知識や実務的技術および実践的活動を通して、国際協力における高度な専門職業人を養成することを目標としている。

本研究科は平成17年4月に、国際学部教育の高度化と専門性の特化を目指し、学部の基礎のうえに設置されたものであった。つまり、国際学部の持つ国際協調や平和の精神という教育理念や国際社会の理解と実践的志向重視という基本姿勢をさらに発展させ、国際社会が直面している国際協力分野の課題や問題を実態に即して解決できる人材の育成を目指したものであった。とくに国際協力の分野の中でも、「復興支援」と「開発・環境協力」に重点を置いている。この分野で活躍できる人材を育成するために、教育課程の編成に特色を持たせていた。以下が教育課程編成の3つの特色である。

- ①国際協力を支える基礎理論的な科目群（基幹科目）。
- ②発展途上国（とくにアジア諸国）の実態を把握する科目群。
- ③国際協力の実践的知識・実務的技術および実地体験に関する科目群（応用科目）。

開設当初の教育課程の編成は、より特化した高度な専門的な内容というよりは、むしろ学部教育の高度化を目指す教育内容となっていた。それは、基幹科目の8科目が必修科目となっていることから明らかである。基幹科目のうち国際協力論と国際協力法制度論の2科目を除いて、国際政治、国際平和思想、社会資源配分、開発経済、環境政策、比較金融制度など、6つの科目が国際協力を支える基礎理論的な科目となっている。

完成年度を迎えた平成19年4月より、国際協力学研究科の高度な専門職業人の養成といった教育研究上の目的に対応するために、教育課程の一部を、より特化した高度な専門領域の内容に改訂した。具体的には、「復興・開発」「環境」「観光」の3つの分野に重点を置き、本研究科の特色をより鮮明なものにした。

教育課程の特色としては、「復興・開発」「環境」「観光」の分野に関する理論的・実践的研究を行うための①基礎科目群（国際協力に関する基幹科目と理論科目）と②応用科目群（国際協力に関する専門科目と実践科目）の2つの科目群を設置していることである。これにより、学部教

育の高度化を維持しながら、高度な専門職業人の養成が可能になった。

本研究科は、このような教育研究上の理念や目的、教育課程の編成に基づき、復興支援・開発や環境・観光の分野に強い国際協力の専門的職業人の養成に重点を置いている。具体的には、NGO（非政府組織）、政府援助機関および国際的な機関、さらに開発・環境関連事業を行なっている海外進出企業で活躍できる人材の育成に努力している。

#### [点検・評価]

本研究科は、国際協力分野における高度な専門職業人の育成を目指し、日々努力を重ねてきた。開設されてまだ3年目という状況では、国際協力分野への専門職業人の育成という目標を達成できたかどうかについて早計に評価を下すことはできない。しかし、修了後に海外進出のエネルギーや環境関連企業に就職する者、休学して青年海外協力隊員としてアフリカで村落開発に従事する者やバングラデシュでNGO活動に参加する者、東ティモールでボランティア活動に従事する者も現われ、一定の成果が出ているといえる。

開設以来、入試の応募状況は必ずしも良好ではなかった。その原因のひとつは、学部との接続性がうまくいっていなかったことである。国際学部の基礎のうえにしながらも、国際協力学研究科の中に、観光領域だけが含まれておらず、国際学部での希望学生数をもっとも多い観光ビジネスコースの学生が進学できなかったのである。平成19年度よりカリキュラム改正を行ない、国際協力学研究科の中に観光協力分野を導入し、学部のすべてのコースから大学院への進学ができるようにした。また、観光協力分野が設置されることによって、大学院の特色がますます鮮明となり、他大学院との差別化が可能となった。

#### [今後の改善方策]

今後の課題としては、「復興・開発」「環境」「観光」といった専門分野に関する設置科目数が限定されている中で、大学院生の多様なニーズや学生間の基礎知識の差をどのようなカリキュラムや指導によって対応していくのが挙げられる。こうした課題を解決するためには、少なくとも学部と大学院との接続性を重視するカリキュラム改定や教育研究指導の体制の整備が必要であろう。

## 第2章 教育研究組織

## 第2章 教育研究組織

### [目標]

- ①大学の教育目標を達成し、研究を推進するためにふさわしい組織が設置され、適切に運営されていること。
- ②研究活動、教育活動を活性化するために、組織の横断的な協力が行なわれていること。

### 2-1-1 教育研究組織

#### [現状の説明]

本学の教育理念が「人間愛」の教育であり、人間に対する深い愛情と信頼とを持った有為の人材を社会に送り出すことを目的としていることは、第1章で述べたとおりである。その教育目標を達成するために、本学は、今まで、教育組織を発展・拡充させてきた。

現在の教育研究組織は、別表1のとおりである。5学部（教育学部〔学校教育課程、心理教育課程〕、人間科学部〔人間科学科、臨床心理学科〕、文学部〔日本語日本文学科、英米語英米文学科、中国語中国文学科〕、情報学部〔広報学科、経営情報学科、情報システム学科〕、国際学部〔国際関係学科、国際コミュニケーション学科〕）、5研究科（教育学研究科学校教育専攻、人間科学研究科〔人間科学専攻、臨床心理学専攻〕、言語文化研究科言語文化専攻、情報学研究科情報学専攻、国際協力学研究科国際協力学専攻）、2つの大学附属研究所（生活科学研究所、湘南総合研究所）、3つの大学院附属研究所（臨床相談研究所、言語文化研究所、教育研究所）、専攻科（教育専攻科）、別科（外国人留学生別科）からなる。このほか、越谷校舎に図書館、情報センター、保健センター、国際交流センター、生涯学習センターが設置されている。また湘南校舎は女子短期大学部、図書館、入学センター、情報センター、保健センターが設置されている。なお、専攻科教育専攻科は、平成19年度については募集活動を行なわなかったため、教育組織は存在しているが、在籍学生はいないという状況になっている。専攻科教育専攻科が、このようなことに至った経緯については、専攻科の箇所でも触れる。

学部では、人間科学部において、あらたにビジネスへの心理的応用や生活面での心理的健康に対する教育研究のため、平成20年に心理学科を設置する。それにともない人間科学科及び臨床心理学科のカリキュラム改訂を行なう。また、国際学部では、既存の2学科を国際理解学科及び国際観光学科に名称変更をする。人間科学部の学科新設や、国際学部の学科名称の変更は、現代社会のニーズに対応した新たな文教大学の姿を模索した結果である。

入学センターは、大学全体の入試企画の立案を目的として、平成16年に設置されたものである。当初、旗の台校舎に設置されたが、事務組織改変により、平成18年4月から湘南校舎に移転した。入学センターにかかる事務は湘南校舎入学課が行なっている。

情報センターは、情報教育の実践のため、教員支援を主な目的として各校舎に設置されている情報環境のデザイン、情報環境の企画だけでなく、情報技術を利用した授業方法の開発や授業支援を実践している。

国際交流センターは、外国の大学との協定や、学生の受け入れ、送り出しなどを目的として、平成12年に設置された。（詳細は、第10章その他の組織「国際交流センター」を参照）

保健センターは、学生、教職員の心身の保持増進を図ることを目的として設置されている。(詳細は、第12章学生生活を参照)

教育・研究の活性化と質的水準を高めるための組織として、教育・研究推進委員会が各校舎に設けられている。委員会は、図書館長、各研究所長、情報センター長、生涯学習センター長、国際交流委員長、各学部および研究科から選出された委員により構成されている。

以前は、全学的にひとつの委員会を構成していたが、平成18年度から、本学の教育研究の推進について方策をキャンパスの実情を踏まえて、機動的に検討・実施する機関として位置づけ、両校舎にそれぞれ委員会を置くことになった。さらに、平成20年度からは、学長の意思をより反映させるために各校舎の委員会の上部組織として全学委員会を設置する予定である。

#### [点検・評価]

本学は、一貫した教育理念を持ち、社会のニーズに対応した大学教育を提供するために改組転換してきた。女子短期大学部から大学学部への定員振り替えにより学生数を維持しつつ、新課程、新学科の増設により教育目標の達成および教育の質の維持に努めてきている。

大学院については、平成5年に人間科学研究科設置以降順次設置を進め、平成17年度には情報学研究科及び国際協力学研究科、さらに平成19年度に教育学研究科を設置することによって、全ての学部に対応した大学院教育体制が整った。

研究所については、それぞれ様々な研究活動を行なっている。しかし現状では、各研究所を支える人的財政基盤は充分とは言えず、また大学の中での位置づけ、大学全体の方針と研究所の運営との関連も明確でない。決して多くない研究費を複数の研究所で分け合っている現状についても検討の必要があろう。

今後、各キャンパスにおかれる研究所の意味、目的、役割も含めて体制の検討が必要である。

組織間の横断的な取り組みでは、学部、研究科、研究所の組織を超えた取り組みは実施されていない。学内の共同研究については、教員個人レベルに留まっており、組織間での連携は今後の課題である。

#### [今後の改善方策]

社会のニーズにあった形で教育の理念を実行していくために、また大学の質を維持し向上させていくために、絶えず学部学科あるいは研究科の構成を見直し、改組転換を図っていく。その意味で、特に受験生が減少している学部学科、研究科については、その存続を含めたあり方の検討は喫緊の課題である。

研究所については、現在は越谷校舎に4研究所を設置しているが、その役割や位置づけを明確にする中で統合、再発足を検討する。

研究活動については、本学のもつ資源を活用し、特徴ある教育および研究を推進するために、組織間の連携を進めていかなければならない。社会から注目・評価されうるような大学全体として取り組んでいく研究対象の選定、研究プロジェクトの実施なども考えていく必要がある。

## **第3章 学士課程の教育内容・方法等**

## 第3章 学士課程の教育内容・方法等

### [大学の目標]

- ①教育課程が目的に則して体系づけられており、教育効果について検証されていること。
- ②学生が目的や能力に応じて適切な履修ができるよう、シラバスの充実など履修支援の仕組みが整備されていること。
- ③成績評価基準は、明確であり各授業科目において徹底されていること。
- ④授業評価が実施されており、継続的に教育内容の改善のためにFDをはじめとした取り組みが行なわれていること。
- ⑤学生が意欲と能力にふさわしい進路に進めるよう適切なキャリア教育が行なわれていること。

## 第1節 教育学部

### (1) 教育課程等

#### 3-1-1-1 学部・学科等の教育課程

<学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連>

#### [現状の説明]

教育学部の教育課程は、共通教養科目10単位、外国語科目8単位、体育科目2単位、学部共通科目12単位、専門教育科目98単位からなる。教育学部は、「学校教育」領域で活躍する人材育成を目指す学校教育課程と、幼児教育を含む「心の教育」領域で活躍する人材育成を目指す心理教育課程から構成されており、共通した教育学部の理念・目的は「人間を育てる人材を育成する」ことである。理念の実現のため、広い知識と深い専門性、及び実践の中でそれを活用する総合的実践力を育成する教育課程が必要である。共通教養、外国語、体育科目は、幅広い教養と人間性を培う役割を果たし、学部共通科目は「人間を育てる人材」育成に関連した基本的思考、総合的判断力を育てる科目となっている。専門科目は学部目的に沿った教育関連、福祉関連、心理学関連の多くの科目が体系的に組み立てられており、豊かな人間性の育成を心懸けつつ、総合的判断力、応用能力を育てる教育を行なっている。

#### [点検・評価]

「人間を育てる人材を育成する」を目的にした教育課程であり、上記のように学校教育法第52条、大学設置基準第19条に対応した教育課程となっている。

#### [今後の改善方策]

社会の情報化、国際化、科学技術の発展及び地域・家庭構造の変化等に対応した教育課程を組む必要があり、今後とも継続して教育課程の点検を行なっていく。教育学部は学生の各種の実習を通して社会からの評価を受けており、その評価をもとに見いだした問題点を学部で十分に検討し、教務委員会を中心にして今後も不断の改善を続けていく。

## ＜学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系的性＞

### [現状の説明]

学部の教育目標に対応するには、広い知識と深い専門性、総合的実践力の育成など、対象となる学問領域が多様である。そこで、平成19年度の教育課程改訂において卒業単位を124単位から130単位として、専門性と総合性の両立を目指す体系的なカリキュラムを構成した。

ア、総合性の育成を重点とするカリキュラム部分は学校教育課程と心理教育課程で共通に開設されており、以下の分類となっており、主として1年生と2年生で履修する。

①共通教養科目 ②外国語科目 ③体育科目 ④学部共通科目

イ、専門性を深めるカリキュラム部分として、学校教育課程は、小学校教員の指導力育成を目指す専門科目群Aと、中学校・高等学校教員・特別支援学校教員の育成を目指す専門科目群Bをもつ。学生は専門科目群Aに加えて、所属する専修の専門教科領域の専門科目群Bを履修する。専門科目群は、得意領域をもつ義務教育課程教員を育成するカリキュラムとなるように体系的に組まれている。

心理教育課程は、児童心理教育コースと幼児心理教育コースからなり、幼児心理教育コースは保育士資格取得が卒業条件であり、児童心理教育コースは認定心理士資格、小学校教員免許取得等と多様な方向性をもつ。両コースの共通した目的は、教育学・心理学を基礎とする幼児教育への専門性の育成であり、両コースに共通した専門科目群が体系的に開設されており、コースの特色は必修科目の指定で対応している。

ウ、完成年度を迎えた心理教育課程は、学生の学修状況、将来の目的意識などを考慮して必要なカリキュラム改訂を行なった。幼児教育・保育領域の人材育成は変革期にあり、きめ細かな対応が必要となった。そこで、学校教育課程も含めて、基礎演習として、高校・大学連携を重視する導入科目及び総合的理解力・実践力育成の科目を新設した。

### [点検・評価]

平成19年度からのカリキュラムにおいては教育学部の理念・目的である「人間を育てる人材を育成する」をより一層体系的に構成したと評価している。ただし、実行した評価はこれから得られるので、注意深く点検していく必要がある。

### [今後の改善方策]

学生の成績や授業評価、進路状況などをもとに常に検討し、教務委員会を中心にして改善の努力を続けていく。現在の懸案は、幼小中高の教育実習、保育所実習など、長期間の実習についてである。実習前までに、学部の理念・目的に対応する科目を学習させる必要性が一層高まっており、その点を考慮した改善を今後も行なう。

## ＜教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ＞

### [現状の説明]

基礎教育として、共通教養、外国語、体育、学部共通科目を開設している。カリキュラム改訂に当たり、学部共通科目の充実を図り、1年生に大学で学修への導入科目として「基礎演習Ⅰ」を、2年生に専門に偏らない総合的な思考力、判断力、表現力を高めることを目指した「基礎演習Ⅱ」を少人数クラスの必修科目として新設した。学部共通科目には、「国際理解教育」「コミュニティ教育」「語りの技法」等があり、学生の目的意識の向上・深化を目的として開設されている。

倫理性を培う教育は、学部共通科目に「人権教育」「心身障害学研究」「生涯学習論－ボランティア



ア論を含む」、専門科目に「道德教育の研究」を開設し重要科目に位置づけている。

#### [点検・評価]

カリキュラムを改訂したばかりであり、理想的であると評価しているが、導入教育科目等、新設した科目については、学生の授業評価を参考に今後とも内容と方法の改善を続けていく必要がある。

#### [今後の改善方策]

「人間を育てる人材を育成する」という教育学部の理念から、総合性を養う基礎教育、倫理性を培う教育は、カリキュラムの根幹であるので、教務委員会を中心に常に検討を続けていく。

＜「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性＞

#### [現状の説明]

教育学部の理念は「人間を育てる人材の育成」であるため、学校教育法第 52 条の、広く知識、深い専門性、知的、道徳的及び応用的能力の育成が基本となっている。

##### ①学校教育課程

学校教育課程は、義務教育課程を理解し得意領域をもつ教員育成を目的としており、専門科目には小学校教諭及び中学校教諭免許取得科目が含まれている。また、中・高等学校教諭一種免許を取得するための多様な専門科目を開設している。

学生は中学校・高等学校の教科に対応して 8 専修に配属されている。特別支援教育専修は特別支援学校教諭免許が卒業単位の中で取得できる。総合性をもつ小学校教員と、専門性のある中・高教員または特別支援学校教員の育成という目的に対応するため、カリキュラムは、体系的に構成されている。

ア、全専修学生に共通な初等教育に関する専門科目（必修及び選択必修）

教職科目、教科科目、教科指導法科目は体系的に学年配置され、3 年生までに主な科目の履修が終了し、4 年生で小学校教育実習を行なう。

イ、各専修の専門領域に関する必修及び選択必修科目

各教科専門領域の科目は、1 年生から 3 年生の間に、体系的に配置されており、4 年生での中学校または高等学校での教育実習までに履修が終わるようになっている。

##### ②心理教育課程

心理教育課程は、幼児教育、保育及び心理学等の多様な科目が開設されているが、保育所実習、幼稚園教育実習に行く前に、必要な専門的科目の履修が終わるように 4 年間に体系的に配置されている。専門科目は以下のように分かれている。

ア、必修科目 「心の教育」に関連する基礎的科目を中心に配置している。

イ、選択必修科目 心理学・臨床心理学、教育学、社会福祉学・保育学の 3 領域にわたる科目が配置されており、学生が将来設計に応じて科目を履修することができる。

特に、幼児心理教育コースは、指定保育士養成施設の指定を受けており、現在の幼保連携の状況に対応できる専門性を目指し、コース必修科目が多く設定されている。また、児童心理教育コースの学生は、幼小連携の社会的要請に応えることができるように、学校教育課程科目を履修し、小学校教諭一種免許を取得できる。

#### [点検・評価]

上述したように専門教育科目も教育学部の理念・目的に合致し、学問の体系性並びに学校教育

法第52条とも整合していると評価している。

#### [今後の改善方策]

平成19年から新しいカリキュラムを施行しているがいくつかの問題が残っている。学校教育課程は少人数の専修ごとに専門科目を配置しており、時代に適合した多様な科目を提供するために隔年開講等の工夫を行なっていく。心理教育課程は幼児教育・保育の領域に関わるが、現在、幼児教育と保育の制度的な転換期であり、大学としてもその動きを捉えつつカリキュラムの検討を続けていく。

**<外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性>**

#### [現状の説明]

教育学部の理念・目的は学校教育及び幼児期の教育・保育を担う人材の養成であるが、最近、小学校教育及び幼児教育の現場で英語教育が実施されている状況を考慮して、平成19年度から、1年生履修の必修外国語科目4単位は英語に限定した。一方、学校での語学教育は地域の状況に応じて英語に限らず多様な言語が必要となることから、2年生以降では英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の中から1種類4単位を選択するようにして、語学体験の多様性を高めている。3年生以降は卒業単位に含まれない選択科目として、更に英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の授業を受けることができる。

#### [点検・評価]

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置は概ね適切であると考えられる。2年生の語学科目の選択において、英語以外の言語、特に中国語、韓国語等近隣国の言語を選択する学生が増加する傾向にあり、日本の国際化の状況に対応したものである。英語と共に多言語の修得を目指す学生の方向性を評価し、より一層学習を支援していく必要性が高まっている。

#### [今後の改善方策]

小学校において英語が教科として採用されるかどうか、学校現場で教師に必要な語学能力はどのようなものかについて、教育学部将来構想委員会、教育学部教務委員会でも所要検討を進めており、今後、検討結果をカリキュラムに反映させることとしている。

**<教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性>**

#### [現状の説明]

教養科目は必修2科目であり、3科目履修の選択必修に対して26科目開設されている。学部共通科目は必修3科目であり、2科目履修の選択必修に対して8科目開設されている。学校教育課程の専門科目は必修40科目であり、選択必修は専修により異なるが6科目履修に対して平均21科目が開設されている。心理教育課程の専門科目は必修14科目であり、選択必修は児童心理教育コースで35科目履修に対して69科目が開設されている。幼児心理教育コースはコース必修科目が27科目あり、選択必修は13科目履修に対して43科目開設されている。

#### [点検・評価]

上述のように、専門選択必修科目は履修に必要な科目数に対して、2～4倍開設されており、学生の多様な進路に対応できると考えられる。

卒業所要単位数130単位に占める一般教養的授業科目・外国語科目等は32単位であり、量的

配分は少ない。しかし、教育学部の専門特性により、広い学問分野に対応した専門科目の学修の中に教養的要素がかなり含まれており、専門教育が教養教育的機能を併せ持っているということができる。

#### [今後の改善方策]

教育学部の理念・目的を実現するためにも、この量的配分については、教務委員会を中心に不断の検討を続け、次回のカリキュラム改訂時に必要があれば改善する。

### <基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況>

#### [現状の説明]

基礎教育と教養教育の実施・運営に関しては、現在は分けて対応している。前者は、学部単位で行っており、各専修、コース、課程から選出された11名の委員からなる学部教務委員会が担当している。後者は、キャンパス教務委員会が担当しており、詳しくは後述(3-6-1-K)する。学部固有の議案は、学部教務委員会で提案され、学部教授会で決定され、キャンパス教務委員会に報告される。委員の任期は2年として、委員会活動の継続性を保っている。

#### [点検・評価]

責任主体は学部教務委員会であり、明確である。また、意思決定過程についても確立しており、これは適正に実施されている。

#### [今後の改善方策]

基礎教育については今後もこの体制を維持していく。そして、教養教育についてはキャンパス教務委員会と連携しながら、必要が生じれば、その改善に努める。

## 3-1-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続

#### [現状の説明]

教育学部では平成19年度から新カリキュラムが導入され、現状では1年生には新カリキュラム、2・3・4年生には旧カリキュラムがそれぞれ適用されている。

旧カリキュラムでは、学部教養科目として、1年次に「国際理解教育」「言語表現法」「心身障害学入門」「生涯学習論」「人権教育」、2年次には「海外教育研修」「スポーツと教育」「運動基礎演習」「芸術文化鑑賞」を開設している。これは、専門科目において学問の系統性に基づいて学ぶものとは異なって、専門領域の課題の所在・問題の所在を明らかにするという視点で設定されているものであり、高等学校までの教育と大学における専門教育を橋渡しするものとなっている。

新カリキュラムでは、旧カリキュラムと同様の発想から、学部教養科目として1年次に「国際理解教育」「心身障害学研究」「生涯学習論」「人権教育」「コミュニティ教育」、2年次には「海外教育研修」「語りの技法」「鑑賞教育」を開設している。さらに、1年次に「基礎演習Ⅰ」、2年次に「基礎演習Ⅱ」を開設している。これらは、読む・聞く・話す・書く・調べるなどの内容を持ち、大学で学ぶための導入教育として開設するものである。

#### [点検・評価]

旧カリキュラムでは、高校と大学との「連携」が、学ぶ領域における内容的な関連性のみに注目したものであった。読む・聞く・話す・書く・調べるなどの活動は、それぞれの科目において学習が可能であるという発想から、それぞれの科目に任されてきたところにあった。しかし、近

年、学生は、「学び方」を特化して教えないと、その部分におけるとまどいから、その後の学習に大きな支障をきたすことがあるという報告が多くの教員から出されることになった。そのことを踏まえ、新カリキュラムでは大学への導入教育として、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を開設し、高大の一層の接続を図っている。

#### [今後の改善方策]

「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の導入は平成19年度において初めて試みたものである。基礎演習担当教員を中心とした、方向性の確認、総括などを行なう小委員会を立ち上げている。次年度以降も、この小委員会を機能的に活用し、効果的な教育を施していく。

### 3-1-1-3 インターンシップ、ボランティア

#### [現状の説明]

教育学部は、我が国の学校教育を担う教員の養成を行なうことを主たる使命としている。そのため、早い時期から学校教育への関心を高めると同時に、実践的な指導力を培うため、学校ボランティア(本学では「ボランティア補助教員」と名付けている)を推進している。

学校ボランティアの実施は、平成14年に「文教大学と八潮市教育委員会とのパートナーシップ協定」を締結したことが端緒となった。これにより、教育学部の学生が中心となって、学生が八潮市内の学校にボランティア補助教員として入ることになった。さらに平成15年には、「文教大学と越谷市教育委員会とのパートナーシップ協定」を結んで、越谷市内の学校にも、学生がボランティア補助教員として入るようになった。その後、東京都および埼玉県各教育委員会から学生をボランティア補助教員として派遣してほしいとの要望が相次いだ。教育学部としては、授業に支障のない限り、学校ボランティアに参加することを推奨している。

ボランティア補助教員に参加している教育学部の学生は、以下のとおりである。

平成15年度は117人、平成16年度は314人、平成17年度は324人、平成18年度は244人、平成19年度は180人(平成19年7月末現在)である。このボランティア補助教員に参加しているのは、主に2年次以上の学生である。

さらに越谷市教育委員会とのパートナーシップ協定に基づき、「『先生の助手』体験プログラム」の事業名で、希望する教育学部第2学年生を、越谷市内の小学校に9月と2月の1週間、ボランティアとして派遣している。これは学部2年次において、「先生の助手」という立場で、学校や教員の職務をまるごと体験することにより、教職への問題意識を早くから喚起することを目的としている。平成16年度(試行)は50名、平成17年度は120名、平成18年度は140名、平成19年度は189名が参加している。

#### [点検・評価]

学生が「ボランティア補助教員」や「先生の助手」として学校に入るに当たっては、これまで全体指導および個別指導を事前に行ない、その目的や役割について認識を深める指導を行ってきた。そのため結果的には、ほとんど支障なくボランティア活動を推進することができた。またこれらのボランティア活動の成果が、東京都教育委員会をはじめ各県等の教員採用推薦制度(一次試験免除)の条件として評価されている。教員の実務の実態を知り、教職への問題意識を涵養する点で有効な措置である。

#### [今後の改善方策]

「先生の助手」については、年度末に越谷市教育委員会、受入れ小学校および文教大学の三者による連絡協議会を開催し、反省・評価および次年度に向けた改善策を検討している。

### 3-1-1-4 履修科目の区分

#### [現状の説明]

旧カリキュラムでは、教育学部の卒業単位は124単位である。学校教育課程と心理教育課程に共通の部分は、共通教養科目10単位、外国語科目8単位、体育科目2単位、学部教養科目12単位の、合計32単位である。このうち必修は4単位で、選択必修は28単位である。

学校教育課程には、小学校教諭一種免許状と中学校教諭二種免許状の取得が卒業要件になっている国語・社会・数学・理科・音楽・美術・体育・家庭の専修と、小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種の取得が卒業要件になっている特別支援教育専修とがある。

専門科目の開設のあり方は、こうした教員免許法に影響されることになる。国語・社会・数学・理科・音楽・美術・体育・家庭の専修では、必修60単位、選択必修19単位となっている。特別支援教育専修では、必修64単位、選択必修28単位となっている。また、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・体育・家庭の専修では、高等学校教諭一種の免許状の取得も可能となっており、それに対応するように選択必修13単位も開設されている。なお、学校教育課程には、自由科目という枠組みもあるが、これは卒業単位には含めない。学校教育課程は、このように、教員免許法の影響から、必修科目の割合が多くなっている。

心理教育課程は児童心理教育コースと幼児心理教育コースの2コースをもつ。児童心理教育コースは、専門科目92単位のうち、必修は42単位、選択必修は50単位である。やや選択必修が上回る。幼児心理教育コースでは保育士資格を取得することが卒業要件となっている。それに関わる必要単位のすべてが必修となっている。そのため必修は85単位、選択は7単位となっていて、必修科目の割合がかなり多くなっている。

新カリキュラムでは、教育学部の卒業要件は130単位である。学校教育課程と心理教育課程に共通の部分は、全体で32単位となっている。内訳は、共通教養科目では必修4単位と選択必修6単位、外国語科目では必修4単位と選択必修4単位、体育科目では必修2単位、学部共通科目は必修8単位と選択必修4単位となっている。

学校教育課程は、小学校教諭一種免許状と中学校教諭二種免許状の取得が卒業要件になっている国語・社会・数学・理科・音楽・美術・体育・家庭の専修では、必修80単位、選択必修12単位となっている。小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種の取得が卒業要件になっている特別支援教育専修では、必修86単位、選択必修12単位となっている。

また、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・体育・家庭の専修では、高等学校教諭一種の免許状の取得も可能となっており、それに対応するように選択必修6単位も開設されている。なお、旧カリキュラム同様、自由科目は卒業単位には含めない。学校教育課程は、新カリキュラムにおいても、教員免許法の影響から、必修科目の割合が多くなっている。

心理教育課程の児童心理教育コースは、専門科目98単位のうち、必修は28単位、選択必修は70単位であり、選択必修の割合が、必修をかなり上回る。幼児心理教育コースでは旧カリキュラム同様、保育士資格を取得することが卒業要件となっている。それに関わる必要単位のすべてが卒業要件の中に必修となっている。そのため必修は73単位、選択は25単位となっていて、必

修科目の割合がかなり多くなっている。

#### [点検・評価]

学校教育課程は、旧・新カリキュラムともに、必修科目の割合が多くなっているが、これは教育免許法のに則った措置であり、適切である。

心理教育課程は、完成年度を待って、科目の見直しを行なった。児童心理教育コースでは、新カリキュラムでは必修は42単位から28単位にし、選択必修は50単位から70単位とした。これは学生の進路指導に対応させるための措置であり適切な見直しである。

幼児心理教育コースは、新カリキュラムでは必修が85単位から73単位にした。保育士資格に則った措置であり、適切である。

#### [今後の改善方法]

平成19年度より、新カリキュラムが適用されているが、履修状況や成績などの学生の状態を観察し、各教員同士連携をとりながら、今後もよりよい教育を教務委員会を中心に進めていく。

### 3-1-1-5 授業形態と単位の関係

#### [現状の説明]

教育学部で開設されている授業形態と単位の関係は、講義演習科目は半期で2単位、実験・実技科目が半期で1単位であるという文教大学の共通の基準に従っている。

ただし、学部教養科目の「海外教育研修」のように、アメリカにおける教育事情の見学と授業実習を単位化しているもの、学校教育課程の必修科目「教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」や、心理教育課程の選択科目「職場体験実習」のように、学外での実習を単位化しているものもある。

学校教育課程の場合は、初等教育の教科科目、教職科目は全専修共通であるが、中等教育の教科科目については各専修の特徴により、授業の形態の割合が異なる。また、特別支援教育専修において、初等教育科目は他の専修と同様であるが、その他に特別支援教育科目が設定されている。共通部分の科目数をまとめたものは以下の通りである。

表 3-1 「旧カリキュラム」

科目のカテゴリー	講義・演習科目数	実験・実技科目数	科目数
教職	32 (必修9・選択必修23)	0	32
初等教育 教科	9 (必修0・選択必修9)	0	9
初等教育 教科教育	15 (必修9・選択必修6)	6 (必修0・選択必修6)	21

表 3-2 「新カリキュラム」

科目のカテゴリー	講義・演習科目数	実験・実技科目数	科目数
教職	30 (必修9・選択必修21)	0	30
初等教育 教科	9 (必修0・選択必修9)	0	9
初等教育 教科教育	18 (必修18・選択必修0)	6 (必修0・選択必修6)	18

「教職科目」は教育にかかわる理論と現象の理解に重点が置かれた科目であり、その特質から講義・演習科目となる。「教科科目」は、初等教育の教科がどのような内容で編成されているのかということの理解が眼目となっていることから、その科目の特質上すべて講義・演習科目となっている。それに対して、初等教育の「教科教育科目」は、それぞれの教科をどのように教えるの

かということが目指されるところであり、そのことから教科の性質に即応して実験・実技を伴う科目がいくつかある。

次に、旧カリキュラムと新カリキュラムにおける、各課程・各専修の、講義・演習科目と実験・実技科目の科目数を掲載する。

表 3-3 「旧カリキュラム」

学校教育課程

専修名	講義・演習科目数	実験・実技科目数	科目数
国語	27 (必修 7・選択必修 20)	0	27
社会	27 (必修 7・選択必修 20)	0	27
数学	26 (必修 7・選択必修 19)	0	26
理科	19 (必修 5・選択必修 14)	12 (必修 4・選択必修 8)	31
音楽	11 (必修 4・選択必修 7)	32 (必修 6・選択必修 26)	43
美術	11 (必修 3・選択必修 8)	25 (必修 8・選択必修 17)	36
体育	13 (必修 6・選択必修 7)	14 (必修 2・選択必修 12)	27
家庭	33 (必修 6・選択必修 27)	5 (必修 2・選択必修 3)	38
特別支援教育	29 (必修 11・選択必修 18)	2 (必修 0・選択必修 2)	31

心理教育課程

コース名	講義・演習科目数	実験・実技科目数	科目数
児童心理教育コース	88 (必修 20・選択必修 68)	7 (必修 0・選択必修 7)	95
幼児心理教育コース	93 (必修 39・選択必修 54)	7 (必修 5・選択必修 2)	100

表 3-4 「新カリキュラム」

学校教育課程

専修名	講義・演習科目数	実験・実技科目数	科目数
国語	19 (必修 7・選択必修 12)	2 (必修 2・選択必修 0)	21
社会	24 (必修 8・選択必修 16)	0	24
数学	23 (必修 8・選択必修 15)	0	23
理科	16 (必修 4・選択必修 12)	12 (必修 8・選択必修 4)	28
音楽	5 (必修 3・選択必修 2)	36 (必修 8・選択必修 28)	41
美術	6 (必修 2・選択必修 4)	25 (必修 10・選択必修 15)	31
体育	12 (必修 6・選択必修 6)	16 (必修 4・選択必修 12)	28
家庭	30 (必修 7・選択必修 23)	4 (必修 2・選択必修 2)	34
特別支援教育	24 (必修 13・選択必修 11)	2 (必修 2・選択必修 0)	26

心理教育課程

コース名	講義・演習科目数	実験・実技科目数	科目数
児童心理教育コース	77 (必修 14・選択必修 63)	6 (必修 0・選択必修 6)	83
幼児心理教育コース	88 (必修 35・選択必修 41)	6 (必修 4・選択必修 2)	94

社会・数学専修の専門科目は、その領域の特性上、すべて講義・演習科目となっている。理科専修はそれぞれの領域の概論を行う講義科目と、それに基づいた実験科目があり、ほぼ同数になっている。芸術系の音楽専修と美術専修は、その領域の特性上、実技科目が講義科目の数をかなり

上回っている。国語・家庭・特別支援教育は、領域内にいくつかの実験・実技科目があるが、数の上では講義科目がかなり上回っている。

それぞれの専修の基本となっている教科の特性もあるが、新カリキュラムにおいて、科目数が一番多い音楽専修と、一番少ない国語専修との差は、20科目となっていることがわかる。

これは、学校教育課程全体で、専門科目の単位数を統一していることが大きく、そのために、1単位である実験・実技科目が多い音楽専修・美術専修とその他の専修の間に科目数の差が生じてしまっている。ただし、家庭科については教員免許法上の領域が6領域あるということと、専修の教員構成が一領域に集中しているという理由から、講義科目数が多くなっているという現状もある。

また、心理教育課程の専門科目では、音楽・美術・体育の科目があり、その科目が実技科目となっているが、大半が講義・演習科目として位置づけられている。

#### [点検・評価]

単位計算方法については、大学設置基準に従って定めてあり妥当である。理科や音楽、美術、体育のように実験・実技科目が多い専修があるが、これはその専修の特性に沿っており適切である。

それぞれの専修の基本となっている教科の特性ではあるが、新カリキュラムにおいて、科目数が一番多い専修「音楽」と、一番少ない「国語」との差は、20科目となっている。中等教育における専門的能力の育成という側面から考えたとき、この開きの是正について検討が必要である。

#### [今後の課題]

上述した科目数の開きについては、新カリキュラムの進行状況を見ながら、さらに検討を加えていく。

また、実際には教育現場や福祉施設や博物館・美術館などでの実習をする機会があるが、これらは現在単位化がなされていない。将来的には、単位化も含めて整理する予定である。

### 3-1-1-6 単位互換、単位認定等

#### [現状の説明]

越谷キャンパスでは、埼玉県東部地区4大学単位互換協定書にもとづいて履修科目の単位互換を行なっている。

本校からの履修者の合計は、平成17年度は7人、平成18年度は9人であり、教育学部の履修者は両年度共に0人であった。地理的な特性にのっとり、4つの大学の特性を生かした試みであるが、現在のところ、履修者は多くない。平成18年度からは、共通講義を導入することで活性化をはかっているが、開講の方法など、さらに整備が必要であろう。

教育学部は、学部の性質上、かなり広範囲な領域にわたる科目が開設されていることから、単位互換で開設されている科目は、外国語科目を除き、学部のカリキュラムで充足されている。また、教員免許法の影響を強く受けるカリキュラムであることから、必修または実質的に必修である科目が多く、他大学科目の履修に向かうことがないようである。

また、教育学部の、特に、学校教育課程の専門科目は、教員免許の課程認定を受けている科目であることにより、単位互換科目として提供できない。このため教育学部では、他大学の学生を受け入れられない状況にある。



入学前の既修得認定は、文教大学学則に則り、教育学部教務委員会で60単位を上限として認定を行っており、毎年数名が申請する。

また転部生及び、短期大学部からの編入生の単位認定については、転部生・編入生の単位認定に関する内規に則り、教育学部教務委員会で単位認定案を作成し、学部教授会で承認する。教職科目に関しては、15単位を上限とするが、その他の科目については上限を設けてはいない。転部生・編入生の単位認定状況は表3-5に示すとおり、平成18年と平成19年度に1人ずつとなっている。

表 3-5

認定単位数	平成17年度人数	平成18年度人数	平成19年度人数
0～20	0	0	0
21～30	0	1	1
31～40	0	0	0
41～50	0	0	0
51～60	0	0	0
合計	0	1	1

#### [点検・評価]

単位互換と転部・短大編入の制度は整っている。そして、それに伴う単位認定も適切に運営されている。卒業所要総単位中、自大学、学部、学科等による認定単位数は、大学設置基準に則っており適切である。

#### [今後の改善方策]

埼玉県東部地区4大学単位互換協定書に基づいた履修科目の単位互換制度を活用し、今後さらに単位互換認定を充実させていく。

### 3-1-1-7 開設授業科目による専・兼比率等

#### [現状の説明]

教育学部の教育課程は、キャンパス共通教養科目と学部科目に分かれている。

大学基礎データ表3に示すようにキャンパス共通科目について、専任教員が担当する割合は34.1%、28科目である。このうち、教育学部教員が担当する科目は23.2%、19科目である。

学部科目のうち、学部共通科目は4科目で、専任教員が担当する割合は50.0%である。

学校教育課程の専門教育科目について、専任教員が担当する割合は、必修科目で81.6%、選択必修科目で76.6%ある。また、同課程の教養教育科目は語学、体育科目であるが、専任教員が担当する割合は、必修科目で37.5%、選択必修科目で26.7%である。

心理教育課程の専門教育科目について、専任教員が担当する割合は、必修科目で100%、選択必修科目で87.3%である。また、同課程の教養教育科目は語学、体育科目であるが、専任教員が担当する割合は、必修科目で33.3%、選択必修科目で0%である。

兼任教員は教育課程の審議には関わらないが、教育内容、教育環境、教育条件に関する情報交換は、兼任教員選考の際の推薦者であった教員組織が、定期的に行なっている。教育学部が推薦者となっている兼任教員に関しては、年1回以上の情報交換の機会を設定することを、学部とし

て申し合わせている。

#### [点検・評価]

学校教育課程では専門領域が多岐にわたることから、専門教育領域で専任教員の比率を80%以上に保つことを目指しているが、かなりの困難を伴う。学校教育課程、教職課程及び心理教育課程の専門科目に関する兼任教員については、各専修・コース・課程毎に推薦し、教育内容や教育環境も専任教員が責任をもって対応しているため、概ね評価できる。

課程の教養教育科目のうち体育については、時間割の同一時間に授業を開設していることから、専任教員だけでは担当しきれない。兼任教員の推薦、教育内容・授業環境の対応も、体育専修が責任をもち、適切に運営されている。

一方、語学に関しては、教育学部に専任教員がいないことから、兼任教員に関しては、キャンパス教務委員会の専門委員会「外国語教育委員会」が責任を持ち、適切に運営している。

#### [今後の改善方策]

体育科目、語学科目については、それぞれ教育学部、文学部の教員が、キャンパス全体の教育の具体的な責任者となっている。「外国語教育委員会」は平成19年度から、教育学部、人間科学部の学部教務委員長を加えた拡大委員会を開催し、教育内容や教育方針について話し合う方向で動き始めた。体育に関しても、同様の取り組みについて検討する。

### 3-1-1-8 生涯学習への対応

#### [現状の説明]

教育学部では社会人入学制度は設けていない。

科目等履修生の人数は、表3-6のとおりである。これらの科目等履修生は、主に大学卒業後、さらに教員免許科目を増やすため受講している。

また、本学部の事業ではないが、生涯学習センターで実施している埼玉県教職員二十年研修などの研修会においては、企画から講師派遣まで関わっており、教員の生涯学習、リカレント教育を支援している。

表 3-6 「教育学部科目履修生」

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人数	13人	13人	6人
科目数	85科目	77科目	34科目

#### [点検・評価]

本学部は、高校卒業後、(社会経験を経ず)直接入学する伝統的學生を想定している。その需要が大きい現状では、社会人への対応は限定的にならざるを得ない。しかし、科目等履修生の受け入れは行っており、大学卒業後、勉学を続け、資格を広げたいという要望には道を開いている。現状では、学部の生涯学習への対応としては妥当であり、適当である。

#### [今後の改善方策]

当面、現状以上のことは考えていない。生涯学習センターでの現職教員研修事業には、引き続き積極的に関わっていく。

## (2) 教育方法等

### 3-1-2-1 教育効果の測定

(1) 教育上の効果を測定するための方法の適切性及びその方法に対する教員間の合意の確立状況

#### [現状の説明]

学校教育課程は、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・体育・家庭・特別支援教育の専修にわかれており、初等教育科目、中等教育科目、教職科目、一般教育科目が開設されている。初等教育科目、教職科目、一般教育科目は学部内で共通に履修するが中等教育科目はそれぞれの専修所属学生が履修するための科目である。中等教育科目については、ほとんどが1クラス開講か、もしくは複数クラスあっても同一教員による担当である。初等教育科目については複数教員による複数クラス開講があるが、この場合はそれぞれの科目担当者が同じ研究室に所属して教育効果について打ち合わせをしながら測定をしているだけで、学部全体としては共通の測定を行ってはいない。心理教育課程においても、複数クラスの開講については学校教育課程と同じ方法で実施しているが、課程全体で共通した測定は行なわれていない。

#### [点検・評価]

初等教育科目、中等教育科目、教職科目の教育上の効果を測定する教員間の合意が十分に確立されてはいない。しかし、複数クラスの評価方法、学生のGPAの必要性を検討する過程で平成15年から平成18年まで設置されていた教育学部教育・研究推進委員会では、同一科目の複数教員による複数クラス開講のあり方について検討してきた。しかし平成19年度は、越谷キャンパス全体の教育研究推進委員会が発足し、これらの課題もキャンパスで取り組むとの期待から現在学部での検討は進んでいない。

平成19年度から導入された新カリキュラムでは、基礎演習・教科教育科目に、学習内容の統一、評価のあり方などを決める小委員会を設置した。また、オムニバス形式の授業や卒業研究のような、数人の教員によって行なわれる科目については、複数教員による合意の仕組みを導入している。心理教育課程では、このような小委員会はないが、複数教員による複数クラス開講科目については、教員同士の打ち合わせ、調整をかなり綿密に行なっている。

#### [今後の改善方策]

学校教育課程は特に教科科目が広範囲にわたり細分化され教育効果測定方法について合意がなされることは極めて難しい。今後は学生の授業評価アンケートを分析し、また教員間で成績測定に関する勉強会（すでに自主的に実施しているグループもある）など目に見える形での測定方法を確立できる方法を教務委員会、将来構想委員会で検討する。

(2) 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

#### [現状の説明]

教育効果を学部全体で検証するシステムは確立されていない。GPAの導入について平成15年から18年まで検討された経緯はあるが、教育学部の教育領域はきわめて広く、専修によって中学校教員免許、高等学校教員免許も異なり、教員間の考え方の相違をまとめ、整合性のあるシステムにつくりあげていくのは困難なことであった。

しかし、初等教育の免許科目については教員間の共通の理解が得られていると考えられる。教

育学部の場合、このほかに教育効果が測定できるものとして、直接的とは言えないが、「外部による評価」がある。それは教育実習など、実習先から学生にくだされる評価である。教育実習は4年次で開講され、卒業研究と並んで、教育学部の学習内容の総体と言ってもよいであろう。そのため、実習校からの評価は間接的ではあるが、4年間の教育効果の測定の一面と捉えている。

#### [点検・評価]

教育学部という学部の特質上、科目が多岐の領域にわたることから、教育上の効果を測定するための方法を組織的に、統一的行なうのは、なかなか困難である。教育効果や目標達成度および、それらの測定方法に対する教員間の合意は、教員相互の綿密な打ち合わせによるところが大きいのであるが、共通の科目については、組織的に合意のシステムを立ち上げるなどの動きも見られる。

#### [今後の改善方策]

平成19年度から新カリキュラムが発足したが、効果的な教育をおこなっていくための組織を、積極的に活用していく。現状ある、基礎演習・初等教育の教科教育法以外にどのような組織が必要か、それぞれ、教務委員会はカリキュラムの観点を中心に、将来構想委員会は学部のあり方を検討する中で教育測定システムを確立していく方策を議論していく。またGPAの検討も再開されなければならない。

### 3-1-2-2 厳格な成績評価の仕組み

#### (1) 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性及び成績評価法、成績評価基準の適切性

##### [現状の説明]

厳格な成績評価を実際に行なおうとするとき、適切な成績評価法の確立が必要である。しかし、これは現状では実際に行なうにはかなり困難がある。

学校教育課程の各専修では、中等教育の教科科目・教科教育法科目、特別支援教育科目が、それぞれの専修において独立におこなわれている。このことから、同一の成績評価法では対応しきれない科目が多い。たとえば、ピアノの実技の評価と源氏物語の講読の評価を、共通した評価法で扱うことは困難であろう。しかし、初等の教科科目と教科教育法科目は、各専修に共通した科目である。そして、この科目は、同一科目を、複数教員によって複数クラス開講されている場合もある。すべての科目に共通した評価方法の確立は困難であるとしても、複数教員・複数クラスの間においては、少なくとも評価基準は同一であるべきである。

学校教育課程では、こうしたことを検討するために、いくつかの共通科目について、小委員会を設置し、チェックを行なっている。心理教育課程でも同様に、担当教員同士による打ち合わせを常時おこない、内容・評価の点で公平性を保つための細心の注意がはらわれている。

上で見たように、厳格な成績評価を実施していくために、教授者側による成績評価法の確立という観点からの検討以外に、学生が適切な履修計画がたてられるような措置を施しておくことも必要であろう。たとえば、履修科目登録の上限を設定することなどである。教育学部で履修科目登録の上限を制限しているのは、共通教養科目の履修制限だけである。旧カリキュラムでは年間10単位まで、新カリキュラムでは春学期・秋学期ともに6単位までである。なお、所属年次以下の学年に開設されている科目以外は履修登録できないことが、履修規定に定められている。このことによって、間接的に履修登録の上限を結果として制限していることにもなっている。

学校教育課程においては、卒業要件が小学校教諭一種免許と中学校教諭二種免許の取得であるために、各専修のカリキュラムは免許法令の影響のもとに構築されている。中等教育の教科科目は、選択必修が一見すると多いように見える。しかし、学校教育課程全学生 776 人中 703 名の学生が高等学校教諭一種免許取得に登録していることから考えると、これは免許取得のための必修科目と考えることができる。ただし、教職科目や初等教育科目の教科科目などはかなり選択肢が多くなっている。しかし、どれも免許法令上の領域と、そこで指定されている科目に最低限に対応して科目が設置されていることから、学校教育課程の専門科目は、学生の学習意欲への向上のためもあり履修科目の上限の制限をかけていない。心理教育課程は、児童心理教育コースは幼稚園教諭一種免許状を、また、幼児心理教育コースは、保育士資格の取得がカリキュラム上反映されている。学校教育課程同様、結果として、履修登録上の制限をかけていない。

成績評価法については学部内でそれを検討する組織として学部教育研究推進委員会が平成 15 年から発足したが、十分な議論を重ねてきたとはいえない。そのため教員個人の成績評価基準に依拠するところが大きい。

多くの科目が少人数で編成されているため、教員が個々に十分習熟度を吟味し評価しており、この点では一応の担保がなされている。またシラバスには評価基準が示され、成績発表時には学生から成績に関する問い合わせができるシステムと期間が設けられ対応に当たっている。

#### [点検・評価]

旧カリキュラムでは教育学部に教育・研究推進委員会を設置し、その委員会で同一科目・複数教員・複数クラスの科目内容について、調査・指示を行なってきた。しかし実際には厳格な評価基準を作成するまでには至らなかった。新カリキュラムにおいては、学部共通科目の「基礎演習 I・II」と、初等教育の教科教育法科目について、小委員会を設置し、定期的に委員会を開催することで、内容の統一・テキストの統一・評価の方法の検討・次年度への引き継ぎなどを確認しながらまだ行なっている。ただし、このカリキュラムは平成 19 年度に始まったばかりで、その効果を測定するにはまだしばらく時間が必要である。

#### [今後の改善方策]

学生の学力、教育の質の向上という面から成績評価を厳格にする基準を設け、教員間の共通理解のもとに実施していくための方向性を見つけ出す機関が必要である。そこでは、カリキュラム改善、教育方法改善なども議論する必要がある。このため、キャンパス教育研究推進委員会とは別に学部独自の機関として教務委員会の機能の拡大、または学部教育研究推進委員会の設置を検討する。

(2) 厳格な成績評価を行なう仕組みの導入状況及び各年次、卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

#### [現状の説明]

教育学部では成績評価は基本的には教員個々人の評価基準に委ねられているが、同一科目の複数担当者がある場合やオムニバス形式によるものなどは教員間の意見調整によりクラスによる評価の妥当性を考慮している。シラバスには成績の評価方法は示されているが明確な成績基準については示されていない。

現在成績基準による進級制度は設けていないが、3 年次春学期までに 70 単位(指定科目を含む)を履修していない場合は、4 年次での教育実習はできないことになっている。教育実習は必修科目であり教育学部の学生の質を外部から評価される機会でもある。

教育学部の学習領域は専修によって異なり、それが統一された成績評価システムが容易にできない一因になっている。各学年、卒業時の学生の質については学生の所属する専修別にクラス担任がおり、学生の履修状況をチェックできる仕組みになっている。教育学部の場合専任教員が受け持つ学生数は専修によって差があるものの、きわめて少人数であり学生の履修状況は細かく把握できている。

#### [点検・評価]

厳格な成績評価を行なう仕組み、年次別学生の質の検証をする仕組みについては平成15年から行なってきた学部教育研究推進委員会のなかで検討してきた。しかしそれは同一科目・複数教員・複数クラスの成績基準を整合する視点からであり、平成19年度から始まった新カリキュラムの学部共通科目「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」初等教育の教科教育法科目については別に小委員会を作り成績評価の共通認識を教員間にもてるようにした。しかし専修専門科目（中高免許科目など）については教員が所属する専修別にその評価基準が異なっているので、学部全体の共通理解が得られていない。

また、年次別の学生の習熟度は担任が十分チェックし指導にあたっている。結果として卒業年次の留年生は平成18年度卒業生の場合学校教育課程で4.4%、心理教育課程で1.9%であり指導の効果はあると考えられる。

#### [今後の改善方策]

成績評価基準について教員が共通の理解ができるシステムの構築を進める。

教育水準と学生の質の向上という点から、学部独自の委員会を設置し検討を行なう。

留学生対策は現状に甘んずることなく、担任教員のチェックとともに、チェック体制を課程専修ごとに共有する方策を進める。

### 3-1-2-3 履修指導

#### [現状の説明]

学生に対する履修指導は、定期的に、また臨時的に行なわれている。

定期的な履修指導は、4月のオリエンテーション時期によるものと、水曜日の5時限のガイダンスアワーを使って行なわれるものに分かれる。

4月のオリエンテーションにおいては、各研究室の教務委員による履修指導が行なわれている。その際、説明のばらつきが起らないように、履修指導の内容は、学部の教務委員会においてマニュアル化がなされ、ガイダンス前には委員会で確認を綿密に行なっている。

また、学校教育課程では、教職資格・介護体験・教育実習についてのガイダンスが、心理教育課程では幼稚園教育実習・保育実習についてのガイダンスが、教育支援課を中心に定期的に行なわれている。さらに、新カリキュラムでは外国語科目選択についてのガイダンスと、基礎演習Ⅱについてのガイダンスを行なう予定になっている。

こうした定期的なガイダンスの他に、研究室ごとに丁寧なガイダンスを日常的に行なっている。学校教育課程は九つの専修に分かれていて、専修ごとに中等教育科目が異なっているために、専修ごとの丁寧な履修指導が必要になってくる。カリキュラム上は選択必修になっている中等教育の教科科目については、91.95%の学生が高等学校一種免許状まで取得することから、その選択の方法など、細かな指導が必要になってくる。また、卒業研究については、必修科目として位置

付けている専修と選択必修科目に位置付けている専修とに分かれているのであるが、その主旨説明・ゼミ選択の方法など、かなり丁寧な履修指導がなされている。こうした状況は心理教育課程も同様である。

また、平成19年度は、旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行期間であるために、その履修の仕方など、かなり丁寧に履修指導をしなければならない状況にある。

なお、教育学部の場合、平成18年度の留年者は、学校教育課程に11名、心理教育課程に1名の計12名がいる。留年の理由は、学業の不振、経済的な理由、心と身体の健康上の理由など、多岐に渡る。これらの学生に対しても、それぞれの研究室において、丁寧に対応しているが、もちろん、教育支援課、保健センター、総務課など、様々な部署と連携をはかりながら、さらには家族とも連携をはかりながら、卒業に向けてのサポートを行なっている。

以上述べたように、履修指導のみならず、学生に対する対応は、研究室単位で、丁寧に行なっている。そのため、オフィスアワーは制度としておかれてはいないが、①専任教員の出講日一覧をまとめて準備室などに掲示し周知させる②研究室の入り口に各教員が出講日を明記しておく③研究室の助手が教員の出講日を把握し、学生に対応する④『教員紹介誌』にその情報を明記するなどの対応をしている。こうした対応をとることで、学生が混乱なく研究室の指導を仰げる状況を確保している。

#### [点検・評価]

学校教育課程も心理教育課程も、カリキュラムにおいて、資格取得の側面と卒業の側面とが複雑に入り組んでいるために、丁寧に履修指導をすることが必要となる。それぞれの研究室において、専任教員・非常勤教員・助手が常に連絡を取り合いながら履修指導が丁寧に行なわれている。また、事務局との連携も密に行なわれていて、履修指導上のバックアップ体制は完備している。ただ、全体的には丁寧な履修指導がなされていると言ってよいが、教職科目についての履修指導については若干手薄である。選択の幅が大きい教職科目は、科目の有機的な連動性を考えたとき、履修指導を効果的に行なっていく必要がある。

#### [今後の改善方策]

今の段階では制度化されていないが、教育実習などの、事後指導が今後必要とされる。さらに、新カリキュラムにおいては、「卒業研究」が教育学部の共通科目の枠組みに移された。学生がどのように研究室を選ぶのかは、適切な履修指導が今後必要となる。これらの指導体制を整備し、共有してゆく。

平成19年度にカリキュラム改訂が行なわれた。これに伴って、科目の異動が大きく行なわれている。留年者に対しては集中講義を行なうなどして、新旧カリキュラムの対応方法を明確にしなければならない。

### 3-1-2-4 教育改善への組織的な取り組み

#### [現状の説明]

教員の教育指導方法の改善については、実際に行なわれている授業等が、どのような状態にあるのかということを知るところから始めなければならない。

授業がどのような状態にあるのかを知るには、他者からの評価を参照することが一つの方法であろう。授業に対する評価が、授業を通して教員にダイレクトに伝わるとというのが理想であろう

が、アンケート結果という形で間接的に教員に伝わることも、授業を改善していくための重要な方法となる。アンケートは、全学的に、授業評価アンケート、入学時アンケート、卒業時アンケートが実施されている。現状ではこの全学的なアンケートの結果によって、教育学部全体で、組織的に実施されていることはない。特に、教育学部の場合、科目のバラエティが幅広いため、共通のアンケート内容では把握しきれないところが多い。そのため、各教員が独自に実施しているケースも多々ある。

シラバスは、学生にとっては授業選択の際の参照と授業評価の基準として、大いに役立つものである。シラバスは、全学生に、『授業概要』という冊子の形式で配布されている。1年生については学部で開設されている全科目のシラバスが配布されているのであるが、2・3・4年生については、当該学年に開設されているシラバスをまとめた『授業概要』を配布している。教育学部では、全科目についてシラバスが作成されている。

FD活動については、平成15年4月から平成18年1月までは、教育学部教育・研究推進委員会において、積極的に取り組んできた。当該委員会では、初等教育の教科科目・初等教育の教育法科目・学部教養科目の「教育基礎演習」のような、複数教員により複数クラス開設されている科目について、その内容の統一化、評価基準の公平性などを具体的に検討してきた。平成19年度から、教育学部は新カリキュラムが導入された。「基礎演習Ⅰ」と初等教育の教科教育法について、内容の統一・評価基準の公平性を検討していく小委員会が設置されることになった。なお、教育学部の場合、それぞれの研究室がコンパクトであることから、非常勤講師との連絡は密であり、非常勤講師に任せきりという体質ではない。

また、教育改善への取り組みを推進するために、教員間の情報交換を積極的に行なおうという意識は多くの教員が持つところである。平成18年度から、教育学研究科附属教育研究所主催のもと、「授業研究会」を発足させた。「授業研究会」は、教育学部の教員を中心に、春学期・秋学期に一度ずつ定期的に開催され、数名の教員が授業の実践報告をし、終了後質疑応答、意見交換を行なっている。

#### [点検・評価]

すべての科目について評価を行なっていく体制が、組織的にできているとは言い難い。中等教育科目、特別支援教育科目など、各専修、あるいは各課程独自の科目については、共通した評価を行なうことは困難である。現在のアンケート項目では、すべての授業に共通した体裁で行なわれていて、それでは捉えきれないことが多く、記入者もとまどっているようである。教員間の意見交換の場が、委員会や研究会の形で実施されていることは効果的であろう。

#### [今後の改善方策]

学生の学修の活性化、教員授業方法改善についてはキャンパス教育研究推進委員会と共に、学部の授業研究会でも検討し方向性を見出してゆく。

また、シラバスの内容には不十分な点も多く見られ、特に成績評価基準については漸次明示してゆくこととする。今後はその記載の仕方の妥当性を検証しながら進めることになる。

### 3-1-2-5 授業形態と授業方法の関係

#### [現状の説明]

教育学部で開設されている授業の形態には、講義・演習・実験・実技と、そのほかに実習によ



るものがある。

教育学部では、平成19年度からの新カリキュラムを構築するにあたって、教務委員会を中心として、旧カリキュラムにおけるすべての科目について授業形態と授業方法の適切性を重ねて検討してきた。その過程でいくつかの問題点が見つかった。

たとえば、旧カリキュラムの学部教養科目にあった「言語表現法」など、言語表現を育成する科目であるのに、受講者が200人を超えていた。こうした内容の科目は、大学教育の導入科目として、必須のものであるために、そのような状態では、まったく有効であるとは言い難い。そのため、新カリキュラムでは、「基礎演習Ⅰ」を置き、1クラスあたりの受講者数を、50人とし、言語表現などを十分に指導できる人数によるクラス編成を行なった。

学校教育課程では、旧カリキュラムでは、各専修に共通である教科教育法科目に、いくつかの実験・実技科目が開設されていたのであるが、新カリキュラムではそれをなくした。実験や実技そのものを行なうのではなく、それぞれを「教える」という側面を中心として学ぶ科目であるため、それは演習科目であるという解釈から、すべての科目を演習科目としたのである。また、これらの科目は旧カリキュラムよりもクラス数を増やした。教育の実践的な場面においては、指導案が作成できること、それに即応して授業が展開できることが必要である。そうした力は、教科教育法の授業を通して身につけることができるであろう。

教科教育法科目は、履修している学生がみな、指導案作成と、模擬授業が経験できる人数を勘案することから、適切なクラス数を設定した。また、中等教育の教科科目については、それぞれの専修によって、講義・演習科目数と実験・実技科目数の割合が異なっている。これらについても有効な教育が施せる人数を鑑み、クラス編成を行なった。心理教育課程も同様の作業を行ない、クラス数の見直しを行なった。

授業方法の一つに、マルチメディアを活用した教育がある。「マルチメディアを活用する」といったとき、それは二つの解釈が考えられる。

第一は、パソコンを最大限活用したり、画像・動画・音声などを複合的に活用したりして授業を行なうということ。第二は、テレビ電話やインターネットなどを積極的に活用することで、地理的な問題を解消する授業のこと。前者の方法の場合、かなり多くの授業に導入されていることで、教室の多くがこのような授業に対応するようになっている。しかし、後者については、教育学部では、このような授業は行なわれていない。

#### [点検・評価]

教育学部の科目は相当多くの科目が教員免許や資格として必要なものであり、現在、実施されている授業の形態（対面授業）の適切性については、科目の内容、特長、達成目標など十分配慮されたクラス編成を行っており、特に問題はないと考えている。

マルチメディアの導入については十分な取り組みができていない。遠隔授業については制度を導入する必要性について議論がなされていない。

#### [今後の改善方策]

新カリキュラムは平成19年度から導入された。現在はカリキュラムが新旧同時進行中であり、丁寧な運営に努めなければならない。授業形態については学生の授業評価アンケート結果を踏まえ、授業改善につなげるように組織的検討を行う。マルチメディア、遠隔授業については、導入することが必要かつ有効であるかを、現状の効果と比較勘案して検討を進める。

## 第2節 人間科学部

### (1) 教育課程等

#### 3-2-1-1 学部・学科等の教育課程

＜学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連＞

##### [現状の説明]

人間科学部の理念・目的は人間の総合的研究と、その基礎の上に人間生活の各場面において総合的な人間理解に基づく応用・実践力を発揮できる人材を育成することにある。これと建学の精神である人間愛を基本において人間科学部の各学科は教育を展開している。

人間科学科では、人々が人間らしく生きるには何を考え、どうすれば良いのかを科学的立場から学ぶことを目標に、心理学、社会学、教育学の学問体系を基礎に、個別指導に力を注ぎ、演習と実習をカリキュラムの中核に位置付けている。

臨床心理学科は、人間らしく生きるには何を考え、どうすれば良いのかを科学的かつ実践的立場から、今日の家庭、学校や職場等におけるさまざまな心の不適応の増加と深刻化に対応すべく、人間科学の知見を背景に、心のケアの専門的援助ができる人材を養成することを目指している。

これらの目標を実現するために、人間科学部では教養教育を重視し「共通教養科目」36科目の中から14科目28単位以上の履修を必修としている。また、これに加えて「学部教養科目」6科目の中から4科目8単位以上の履修を必修としている。この「学部教養科目」は、学部としての共通目標である人間科学の基礎を養う役割を持っている。

これら教養を備えると同時に、人間科学の専門性の基礎を確実にするために「学部共通専門教育科目」8科目の中から5科目10単位以上の履修を求めている。これらにより幅広い知識を相互に関連させ総合的な人間理解や事象理解を行なう基礎を学生に提供している。

人間科学科の学生は2年次以降、自分の選択したコース（心理学、社会文化、人間教育、社会福祉及び健康心理学のうちの1つ）の科目を履修する。それにより体系的にそれぞれの専門的知見を深めるのである。同時に、人間科学科選択科目、他コース科目を中心に、これに他学科科目および他学部科目を加え、選択科目（30単位以上）として履修することにより、関連する知見を広げ、深めるように学修を進めるための配慮がなされている。

臨床心理学科においては、2年次から臨床心理学に関する専門教育が本格的に始まり、理論的知見に加え、実践力を身につけるための科目が体系的に配置され学修を展開するようになっている。

また両学科とも演習科目を数多く設置している。これにより、思考力、分析力や判断力を養成すると同時に、その中での担当教員や学生相互の関わりを通じて他者理解や他者への配慮を学び、人間性の涵養に資すべく授業運営を行なっている。

##### [点検・評価]

上に述べたように本学部学科の教育課程はその背景に大学、及び学部の理念・目的を具現化すべく、さらに学校教育法52条並びに大学設置基準19条の各項を実現すべく設定され、1年次に

教養及び基礎的科目を配置しその後専門的科目の学修を体系的に行なう構造となっている。

これらについて、人間科学部学生のうち 1,153 名を対象に実施した「人間科学部自己点検評価アンケート」調査（平成 16 年 7 月上旬実施）によると「共通教養科目や学部教養科目は、幅広い教養を獲得し人間性を豊かにすることに役立っているか」との問いに対して 67.7%の学生が肯定的な回答をしている。平成 19 年 6 月に実施した同様の調査（回答数 1,292 名）では 69.5%が肯定的な回答であった。これは多くの学生が共通教養科目や学部教養科目の意義を認めていることを示す結果であると言えよう。

しかしながら「どちらでもない」（平成 16 年 20.2%、平成 19 年 15.45%）、否定的回答（平成 16 年 12.1%、2007 年 15.1%）を更に低減する努力も必要であろう。また「演習ではディスカッションや個別指導するなど授業形態に適した教育が行なわれているか」との問いに対して肯定的回答は平成 16 年 53.7%、平成 19 年 48.9%であった（演習の授業がある 2 年生以上を対象としている）。5%ほど肯定的回答が減少している。これは上述の目的が十分実現していないことを示唆するものである。この背景としてまず、教員側に学生の特性に合わせた積極的な授業参加を引き出す努力が不足している可能性が考えられる。

#### [今後の改善方策]

今後調査結果を教員間でこれまで以上に検討し、いっそうの授業改善の取り組みを促していく。

次に、教育課程における演習科目の位置づけについては、教育課程の体系的構造に関して学生に十分な理解を促す。人間科学部では年度初めに各学年を対象に教育課程に関わるオリエンテーションを実施しているが、今後年度当初のオリエンテーションで人間科学部の教育課程の構造をより具体的に提示し学生たちが理解しやすいものとしていくように努める。

#### <学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性>

##### [現状の説明]

本学部の 2 つの学科は、各々の特色をいかすべく独自の教育課程を持っている。

卒業研究は学生の所属学科にかかわらず、指導を受ける教員をどちらの学科の教員からも選択できる。また他学科聴講が 16 単位まで可能なこと、心理学を中心として教員の専門性を活かす形での兼担の授業科目を持つ教員が多いなど、相互に緊密な関係を持って運営されている。

人間科学科では、各コースともその専門性に基礎を置く必修科目を設定するとともに、人間に対する幅広い理解を促進するために、他コースの授業も選択科目として選択することを奨励しており、学科として一体となり運営されている。

前述のように、人間に対する幅広い理解を得るために、共通教養科目 36 科目の中から 14 科目 28 単位を修得することを求め（選択必修）、これを充実させるとともに、外国語科目に関し必修 8 単位、選択必修 4 単位、体育科目必修 2 単位を指定し、学部独自の学部教養科目を設定（必修 2 単位、選択必修 6 単位）している。

また、急速な情報化の進展に対応すべく共通教養科目に情報処理 A、B、C 及び D が設置され、情報の収集から発信あるいはプレゼンテーションの方法に至る授業が用意されている。

さらに学部として両学科に共通の専門性を追求する学部共通専門教育科目の開設により、人間科学部学生としての専門性を保障している（必修 10 単位）。

学科及びコースごとの専門性確保のためは、人間科学科では、卒業研究 6 単位を必修とし、コース選択によって決まるコース必修科目 16 単位、選択必修 18 単位、選択 30 単位を課している。

臨床心理学科においても専門教育科目において必修16単位、選択必修18単位、選択30単位を設定している。

なお学部必修科目として4年次に卒業研究（6単位）があり、大学で学んだ成果を問うものとして設定されている。

学校教育法第52条及び大学設置基準第19条に照らせば、「共通教養科目」「学部教養科目」が“広く知識を授ける”ことに該当し、「学部共通専門科目」、人間科学科及び臨床心理学科の「専門教育科目」で“専門の学芸”の教育を行ない、同時に「卒業研究」を頂点とする実習、演習により“応用的能力を展開させる”ことを狙いとするものである。

また国際性が求められる時代状況に対応して両学科に選択科目として「海外人間科学研修」を開設している。これは心理学、社会学、教育学や社会福祉に関わる海外の施設を訪ね体験的に学修するものである。

#### [点検・評価]

本学部の各学科は教育目標の実現のためさらに学生の専門性獲得のために体系的に教育課程を設定するとともに、その背景となる知識、教養を提供すべく教養科目（共通教養科目、学部教養科目）を、時代の要請に対応すべく外国語科目、情報処理科目を展開している。言い換えれば、人間を総合的に研究するために必要とされる基礎的知見を幅広く学修し、人間理解と探求のための土台として据え、その基礎の上に人間の総合的研究の専門性を築くように配慮され、さらにそれが特定の視点のみに片寄らず、バランスのよい多面的総合的理解が行なわれるように意図され、現時点では大きな問題もなく機能していると考えられる。

また「学士課程基準 3. 教育内容・方法等 (1) 教育課程等 ①教育課程の編成」において「国際化、情報化の進展に留意して、実践的な語学能力、情報活用能力等の育成を図るという観点にも十分に配慮する必要がある。」とされている。これについては上述のように教育課程に含まれているが、これらについて「人間科学部自己点検評価アンケート」の調査結果をみると、まず外国語科目について「外国語科目は、国際化に対応した外国語能力の向上に役立っているか」との問いに対して肯定的回答は平成16年36.2%、平成19年35.9%であった。この結果は真摯に受け止めなければならない。

次に、情報教育について「一般教育科目の情報処理関係の科目は、情報処理能力の向上に役立っているか」との問いに対して肯定的回答は平成16年75.0%、平成19年78.4%、「どちらとも言えない」が平成16年13.8%、平成19年11.8%、否定的回答は平成16年11.2%、平成19年9.8%であった。この結果は情報処理科目が学生たちに役立っていることを示すものであると考えられ、十分機能していると判断される。

#### [今後の改善方策]

人間科学部では、実践的な語学能力に加え専門性に生かせる外国語教育のあり方を、習熟度別クラス編成や目的別クラス編成等の観点からその可能性について検討を行っており、平成20年度から実施予定である。

#### <教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ>

##### [現状の説明]

人間科学部では、「学部教養科目」の中で必修科目として「人間科学の基礎」を設定し、学部としての基礎教育の第一歩としている。

教養を重視することは、人間理解を科学的に行なおうとする本学部においては専門性そのもの

とかかわる学修であり、基礎教育の一部をなしている。また、本学の教育理念・目的である「人間愛」は、当然の事ながら倫理性を包含している。さらに人間を対象とする学問を主目的とする人間科学部においては各教員がそれを常に念頭においた授業運営を行なっている。

また倫理性を培うため、共通教養科目の「倫理学」の他、例えば専門教育科目においても「心理学研究法Ⅰ」や「心理検査法」では、教育や心理に携わる人のための倫理基準について解説を行なっている。「社会福祉原論」においても福祉における倫理性について言及するなど個々の授業科目でも重く取り上げている。

本学部の教員は差別的言動や人権を侵害する言動のないように常に心がけると同時に、学生への啓発的関わりも行なっている。これは本学部設置当初から続いているもので本学部の教育の中で大きな意味を持っている。

#### [点検・評価]

学生への調査結果によって検討を行なう。「人間性（倫理的、道徳的な問題）について授業で取りあげられた経験が」あるかとの問いに対して「ない」と回答した比率は平成16年4.1%、平成19年6.0%であった。「数多くある」と回答したものは平成16年、平成19年ともに2割弱であり決して満足のいく結果とは言えない。

#### [今後の改善方策]

各教員がこれまで以上に意識的かつ直接的に倫理性について取りあげ、本学部の学生を高い倫理性を備える豊かな人間性を持つ人材に育てる努力を行なう。

<「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性>

#### [現状の説明]

すでに述べた学部・学科の教育理念や目的を実現させるために人間科学部での専門教育は以下のように展開される。

1年次に配当されている「学部共通専門科目」は人間科学そのものと、人間科学を構成する心理学、社会学及び教育学、さらにはそれらの派生領域や、対象・内容を共有する学問領域である臨床心理学、健康心理学、生涯学習学、文化人類学、社会福祉学で構成され、このうち5科目（10単位）以上を学ぶことが求められている。これにより学生は人間科学の全体像及びそれを構成する学問領域についての基礎的知見を身に付けることが期待されている。これを基本にしながら2年次以降に“専門の学芸”の学修が行なわれる。

人間科学科は既述のように5コースで構成され2年次から各自の選択したコースで学修を進める。それぞれのコースの“専門の学芸”の学修は「コース必修科目」および「コース選択必修科目」によって行なわれる。

「コース選択必修科目」は主に講義科目で構成され、専門知識の学修を専ら行なうことを目指しており、それらの中から9科目（18単位）以上を学修することが求められる。

「コース必修科目」は、主に演習・実習系科目で構成されており、それぞれの領域の研究手法や分析方法を修得する。3年次に設定されている演習では、今日の問題にも積極的に触れながら、問題を捉え、思考し、討論するプロセスを通じて“応用的能力を展開させる”ことを目指している。

人間科学科のユニークな点は、他コースの「必修科目」や「選択必修科目」を「選択科目」として学修することが積極的に奨励されていることである。これによって問題を理解する視点を豊かにし、まさに人間科学を学ぶ者として総合的な人間研究への道が開かれる。これらを成果とし

て結実させるものが4年次に必修で通年科目として設定されている卒業研究である。

臨床心理学科は2年次から心理学および臨床心理学に関する“専門の学芸”の教育が始まる。「必修科目」は卒業研究（6単位）を以外に8科目（16単位）が用意され、臨床心理学に必須の「人格心理学」、「カウンセリング」などの科目や、研究方法に関わる科目および客観的視点を獲得するために「心理学一般実験」が設定されている。

3年次には「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ」が設定され、臨床心理学の視点から人間の抱える問題をさらに理解し思考を深めるべく授業が展開される。このプロセスを通じて“応用的能力を展開させる”ことが期待される。

臨床心理学科では学生への学修の指針として履修コースを4つ用意している。これは拘束力を伴うものではなく、履修モデルとして学生に提示されている。履修コースⅠは「心の健康基礎領域」で大学院への進学を目指す学生向けに、履修コースⅡは「家庭生活の領域」で心理職を目指す学生向けに、履修コースⅢは「学校生活の領域」でスクールサイコロジストを目指す学生向けに、さらに履修コースⅣは「職場生活の領域」で企業の人事部門を目指す学生向けに学修のモデルを提供している。

これらは9科目（18単位）を履修する「選択必修科目」の選択の仕方によって各履修コースの学修が実現される。「選択必修科目」は2年次においては臨床心理学と関係の深い科目群で構成され3年次以降はカウンセリングや心理療法の各技法に関する科目で構成されている。

これらを背景に4年次に“専門の学芸”の結実として卒業研究が設定されている。なお卒業研究は学生の所属する学科に制約されることなく他学科の教員の指導を受けることも可能で、学部にかかれている。

#### [点検・評価]

人間科学部の各学科の教育課程は上述のように人間科学の基礎的知識を基盤に、それぞれの方法論や知識を学修しさらにそれらを背景に問題へ取り組むように体系化され、現時点では学校教育法第52条とも整合するとともにうまく機能していると考えられる。その一方で、学生たちからは専門科目をより早期に学びたいという声も聞こえる。その可能性を視野に入れた教育課程の検討も必要であろう。

#### [今後の改善方策]

平成20年4月の心理学科設置に伴い、カリキュラム改訂を行なう。教養教育及び基礎教育を重視する方針に変更はないが、一部専門科目を1年次に配当し学生の学習意欲の向上を目指すこととなっている。

＜一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性＞

#### [現状の説明]

人間科学部における一般教養的科目は、他学部と共通の「共通教養科目」と学部独自に設定している「学部教養科目」である。本学部では「共通教育科目」は14科目（28単位）以上履修しなければならない。「共通教養科目」は人文・社会科学系科目17科目、自然科学系科目8科目、情報処理科目4科目及び、設定された今日的テーマに関連する複数の領域の教員によるオムニバス形式で行なわれる総合講座7科目、合計36科目が用意されている。

これらによって幅広い知識を学修する機会を提供している。このうち特に総合講座は特定の領域ではなく複数の視点から社会的問題を取りあげており、学生たちに人間や事象の多面的理解の

きっかけ及び豊かな人間性を形成する基盤を提供するものと考えられる。

「学部教養科目」は「必修科目」である「人間科学の基礎」と、6科目(12単位)のうち3科目(6単位)以上を履修しなければならない「選択必修科目」がある。これらは行動科学や社会科学の視点に基づく科目で構成されており、ここでも幅広い知識を身につけることが目指されている。

#### [点検・評価]

上述のように、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮は行なわれているが、多くの科目が講義科目であり、これを補い総合的な判断力を養成するものが「人間科学の基礎」である。この科目には幾つかの目的があるが、演習を通じて問題を把握し掘り下げ認識・決断する基礎力の養成を目指し、現時点ではこの目的は果たされていると言える。また、強いてあげれば、現在、学部内には学生自身の将来展望を考え形成するようなキャリア形成に関わる科目がないことが懸念される。

#### [今後の改善方策]

平成20年度カリキュラム改訂では、「学部教養科目」に「キャリア形成論」を開設する。その他では大きな問題はないと判断されるが、学生の要望や意見に耳を傾けいっそう充実した編成を行なうように努める。

**<外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性>**

#### [現状の説明]

「外国語科目」は「必修科目」「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」合計4科目(8単位)、「選択必修科目」として「フランス語Ⅰ・Ⅱ」、「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ」あるいは「英語Ⅴ・Ⅵ」のいずれか2科目(4単位)を履修することが求められる。さらに選択科目として「フランス語Ⅲ・Ⅳ」、「ドイツ語Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅲ・Ⅳ」及び「英語Ⅴ・Ⅵ」が用意されている。

#### [点検・評価]

外国語科目に関しては、これまで個々の学生の興味や習熟度を考慮せずにクラス編成を行ない、授業を展開してきた。また国際化の進展に対応した外国語能力の育成に対しても十分対応出来ているとまでは言えないであろう。

#### [今後の改善方策]

平成20年度のカリキュラム改訂に際し、学部理念の一層の実現と国際化に対処するため、外国語科目の内容に専門教育との関連性を持たせ、国際的に活躍できるようなコミュニケーション能力を身に付けられるよう興味や習熟度別クラス編成を1年秋学期から行なう。

**<教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性>**

#### [現状の説明]

人間科学部の卒業所要総単位は130単位であり、このうち「共通教養科目」28単位21.54%、「外国語科目」12単位9.23%、「体育科目」2単位1.53%、「学部教養科目」8単位6.15%、「学部専門共通科目」10単位7.69%及び専門教育科目70単位53.85%である。

本学部は越谷キャンパスの他の2学部と比べ卒業要件とされる「共通教養科目」単位が多く設定されている。これは本学部が教養を重視していることの表れである。この背景には人間の総合的研究には専門性ばかりでなく幅広い教養が必要であるとの考えに基づくものである。

学生に対する調査結果「教養、語学・体育、専門の単位数のバランス」に「よい」と回答し

た者が2004年59.8%、2007年52.9%と7ポイント減少している。一方「悪い」との回答は2004年41.2%、2007年23.7%と17.5%減少している。70%前後が「専門教育科目」を増やすことを望んでいた。

#### [今後の改善方策]

平成19年度のカリキュラム改訂において、卒業総単位数を124単位とする。「共通教養科目」24単位19.34%、「外国語科目」第2外国語を選択とし、必修8単位6.45%、「体育科目」2単位1.61%、「学部教養科目」8単位6.45%、「学部専門共通科目」10単位8.06%及び専門教育科目72単位58.06%とする。これらによって基礎教育及び共通教育を重視しながらも現行よりも専門教育のウエイトを高めている。

また入学時、年度当初のオリエンテーションにあたって、人間科学部で人間の総合的研究によって教養が重視されることをより積極的に学生に伝えることに努める。

#### <基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況>

##### [現状の説明]

基礎教育及び教養教育として本学部独自に、「人間科学の基礎」や「人間関係論」などの「学部教養科目」及び「心理学概論」「社会学概論」などの「学部共通専門科目」を1年次に配当している。これらについては、各学科から選出された教員で構成される学部教務委員会が具体的な運営管理を行っており、これに対し学部教授会が最終的な責任を負っている。

「人間科学の基礎」は1年次春学期（前期）に配当される必修科目であり、本学部の過半の教員がこれを担当している。可能な限り一致した授業内容とするため前年度後半に担当者が一堂に会しその授業内容や進め方に関して検討を行ない当該年度の授業運営に当たることが慣例化しつつある。

また、学部内に学部自己点検評価委員会と学部教育研究推進委員会を設置し、合同で本学部生を対象に「人間科学部授業評価アンケート」を実施し、その中に「外国語科目」「体育科目」「学部教養科目」（「人間科学の基礎」は単独）と「学部共通専門科目」に関する評価を求めている。授業改善に資するべく、この結果は教授会に報告されると同時に、学生に対しても結果をフィードバックしている。

なおキャンパス共通に「共通教養科目」、「外国語科目」と「体育科目」がある。これらについては越谷キャンパス教務委員会が運営にあっており、本学部からキャンパス教務委員2名を出し運営に携わっている。

##### [点検・評価]

学部教務委員会は毎月開催され、特に次年度の授業編成の準備段階では問題点の洗い出しを行ない改善策を検討し教授会に提案しておりその機能を果たしていると言えるが、学部教務委員の担当事項が多く過剰な負担となっている。また個々の授業科目担当者との連携は必ずしも十分とは言えない点もある。

「人間科学の基礎」の担当者の会合は、4年ほど前から実施しているが、当初は複数回開催し授業内容や進め方の方向性が確認されてからは形骸化している傾向にある。

外国語教育に関しては、これまでの「人間科学部授業評価アンケート」の結果等を踏まえ学部教務委員会がキャンパス設置されている外国語教育委員会と協議を重ね平成20年度入学生から、2年次に学生が授業内容から履修クラスを選択する制度を導入することとなりアンケートを実施した結果が生かされている。



#### [今後の改善方策]

学部教務委員会の構成員は現在4名であるが、負担軽減といっそうの充実を図るべく6名体制とする予定である。また、基礎教育、教養科目の授業担当者とのいっそう連携を行い授業内容の充実を図る。

外国語教育に関しては、平成19年度から学部教務委員長が外国教育委員会に出席するようになったが、今後もこれを継続し人間科学部として外国語教育に積極的に取り組んでいく。

＜グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ＞

#### [現状の説明]

本学部では総合的な人間理解のためにこれらの教育を重視しており、教養教育である共通教養科目の「倫理学」、学部教養科目の「人間科学の基礎」、「人間関係論」や「国際社会論」などを用意している。

#### [点検・評価]

コミュニケーション能力等のスキルの涵養に関しては、専門教育の演習等における学生の授業時の状況を見ると必ずしも十分とは言えない。

#### [今後の改善方策]

コミュニケーション能力等のスキルの涵養に関しては、「人間科学の基礎」の性格をさらに明確にし、統一的な学生向け資料の作成を図ることなどを検討する。

＜学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況＞

#### [現状の説明]

本学部では各学年に担任制度を設けている。担任は学生の生活や心身の状況を把握するように努め、必要に応じ助言を行ない、適当な機関を紹介するなどしている。また学科会議で学生に関する情報交換を行ない問題の把握に努めている。

#### [点検・評価]

教員は学生との交流を通じ学生の心身状況の把握に努めているが、何からの問題を把握したときの対応手順などが明確になっていない。個々の教員の判断に任されているため対応にばらつきが生じる可能性がある。

#### [今後の改善方策]

学生への遺漏のない対応のために学部としてのガイドラインを作成することを検討する。

### 3-2-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続

#### [現状の説明]

人間科学部では、「学部教養科目」で「必修科目」である「人間科学の基礎」を1年次春学期に置いている。

これは演習系科目として位置付けられ、少人数編成のクラスとして運営されている。一般的に高校までの学校生活は、それぞれの所属するクラスが単位となり、学習を中心とする生活が行なわれる。一方、大学では学生それぞれの責任において履修計画、登録や学修を進めるのは言うまでもないことである。

「人間科学の基礎」はこの落差を補完し人間科学部での学生生活に速やかに慣れることをその

狙いのひとつとしている。高校までの学級生活と類似する含みを持たせ、毎年5月に実施される新入生歓迎スポーツレクリエーション大会や、11月に実施される学園祭への参加などをこのクラス単位で話し合う。これらに実際に参加するプロセスを通じて友人関係の形成促進を図り、大学生活への適応を円滑に進めるようにしている。

また担当教員が、個々の学生の相談も受けるクラス担任としての役割を担う。担当教員は、学生の履修上の助言を行ない、また適応上の不安や悩みに対応している。

また、この授業には生活の適応だけでなく、大学における学習の方法の基礎を学ぶ目的も設定されている。

担当者によって進行方法に若干の差異はあるが、授業の準備や復習の方法をクラスでの発表の場を通して体験し、文献資料の読み込み方、その結果のまとめ方を実践的に学ぶことにより今後の学習に役立てられるような内容で授業が進められている。さらにこれらの発表に対する討論を求めることもあり、これによって相互作用的な場での自己主張の方法についても修得できるように配慮がなされることも多い。

#### [点検・評価]

「人間科学の基礎」は新入生に入学時の大学への適応を支援することがその設置の目的のひとつである。担当教員は、積極的に学生に関わり、支援し、うまく機能していると考えられる。

これについては「人間科学部自己点検評価アンケート」の調査結果からも支持されている。平成16年度の間人科学部におけるアンケート調査の結果、1年次の「『人間科学の基礎』は、大学教育に慣れるのに役立っている」という問いに対する肯定的回答は70.7%、否定的回答は11.0%で大半の学生が「人間科学の基礎」の意義を認める回答が得られた。

平成19年6月における同様の調査の結果でも、肯定的回答は67.0%、否定的回答は18.1%となり、否定的回答の比率が若干増えているものの、肯定的回答の比率はほとんど変化していない。

このことから人間科学部における導入教育は概ね安定してスムーズに行なわれていると考えられる。

#### [今後の改善方策]

平成16年度の自己点検評価においては、1クラス当たりの構成員数が30名前後で担当教員がすべての学生を把握しきめ細かく対応するにはやや多く、1クラスあたり25名程度の人数を目処にクラス編成を考える必要があるとの指摘があった。

そこで、平成20年度の心理学科新設に伴う学部再編を期に対処を検討したが、専任教員数の増加が1名にとどまったことから、クラス担当者を増やすことができず、クラス増を伴うような対応は困難であった。

「人間科学の基礎」において否定的評価が若干増えていることは、学生が変化し、従来の導入教育では大学への適応が図られにくくなってきていることを示すものかもしれない。このような問題点を抜本的に解決するには少人数教育を進めるために専任教員を増やすことが必要な方策でないかと考えられる。

さらに、教育内容については、担当教員によって内容に若干のばらつきがあり、それに伴って、クラスによる学生の満足度に差異が生じてきていることが問題となってきた。そこで、学部内ではこの授業改善のための委員会を平成18年度に組織し、教育内容の検討を行なった結果、教育内容とテキストの統一化を図るべきという答申がなされた。しかし、テキストの出版に時間がかかっており、答申は実現されていない。この件については平成20年度の学部再編にあわせて対

処することを検討中である。

### 3-2-1-3 カリキュラムと国家試験

#### [現状の説明]

人間科学部では社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験に対応できる課程の認定を受けており、これらの養成のための科目群を用意している。表 3-7 と表 3-8 に示すように人間科学部ではどちらの資格にも第 4 回から受験に参加が始まった。社会福祉士については、直近の第 19 回においては、現役生 42 人が受験し 20 人が合格（合格率 47.6%）、卒業生については 37 人が受験し 12 人が合格（合格率 32.4%）となり、養成課程を持つ全国 180 の大学のうち合格率では第 40 位であった。また、精神保健福祉士については同じく直近の第 9 回試験において、現役生 11 人が受験し 5 人が合格（合格率 45.5%）、卒業生 7 人が受験し 2 人が合格（合格率 28.6%）した。社会福祉士については表に示すように初期に比べると合格者の数は着実に増加しているが、精神保健福祉士についてはほぼ横ばいの傾向が読み取れる。

表 3-7 精神保健福祉士国家試験実施状況

区分 (平成 年分)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	文教大学 合格者数 (人)
第 1 回試験 (H11)	4,866	4,338	89.1	4 回から受験
第 2 回試験 (H12)	3,535	2,586	73.2	
第 3 回試験 (H13)	4,282	2,704	63.1	
第 4 回試験 (H14)	5,480	3,415	62.3	
第 5 回試験 (H15)	9,039	5,799	64.2	6
第 6 回試験 (H16)	5,831	3,589	61.6	7
第 7 回試験 (H17)	6,711	4,111	61.3	1
第 8 回試験 (H18)	7,289	4,470	61.3	6
第 9 回試験 (H19)	7,434	4,482	60.3	8
総計	54,467	35,494	65.2	7
				35

表 3-8 社会福祉士国家試験実施状況

区分 (平成 年分)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	文教大学 合格者数 (人)
第 1 回試験 (H1)	1,033	180	17.4	4 回から受験
第 2 回試験 (H2)	1,617	378	23.4	
第 3 回試験 (H3)	2,565	528	20.6	
第 4 回試験 (H4)	3,309	874	26.4	
第 5 回試験 (H5)	3,886	924	23.8	1
第 6 回試験 (H6)	4,698	1,049	22.3	5
第 7 回試験 (H7)	5,887	1,560	26.5	0
第 8 回試験 (H8)	7,633	2,291	30.0	3
第 9 回試験 (H9)	9,649	2,832	29.4	4
第 10 回試験 (H10)	12,535	3,460	27.6	3
第 11 回試験 (H11)	16,206	4,774	29.5	4
				10

第12回試験 (H12)	19,812	5,749	29.0	14
第13回試験 (H13)	22,962	6,074	26.5	13
第14回試験 (H14)	28,329	8,343	29.5	18
第15回試験 (H15)	33,452	10,501	31.4	18
第16回試験 (H16)	37,657	10,733	28.5	21
第17回試験 (H17)	41,044	12,241	29.8	14
第18回試験 (H18)	43,701	12,222	28.0	20
第19回試験 (H19)	45,022	12,345	27.4	32
総計	340,997	97,058	28.5	180

これら社会福祉関連の資格に関しては実習指導も含め中心となる助手を1名配置し、実習指導のみならず、受験関連の書籍をできる限り揃え、該当学生の受験のための学習の手助けとなるように配慮を行なっている。さらに、受験前には学生が中心となった自主的な勉強会を立ち上げられるように教員が積極的に関わる形で関与し、必要に応じて受験指導も行なわれている。

また、これらの資格に関しては学科の壁を越えて受講が可能であるが、厚生労働省の課程認定を受けている関係で社会福祉士は40名、精神保健福祉士は20名に定員が制限されている。そのため、受講希望者が定員を超える場合には1年生秋に選抜試験が行なわれている。前者については社会福祉コースを設定している関係で人間科学科の学生が大半であるが、後者についてはその仕事の性質上臨床心理学科に所属する学生が多いことが特徴的である。

#### [点検・評価]

社会福祉士の国家試験の合格率は上向きであり、全国平均を上回る成果を上げている。社会福祉士養成においては社会福祉学科などの専門の学科で行なわれることが多い中、限られた数のスタッフと、必ずしも専門科目が多く取れない学際的に編成されているカリキュラムのもとで、これだけの成果を上げることができたことは評価に値する。一方、精神保健福祉士については母集団の数が少ないため、不確定な要素を含むと思われるが、合格率については全国平均には達していないことから、対策について検討の余地があると思われる。その原因のひとつとして、臨床心理学科からの受講生も学問の性質上多いのだが、臨床心理学科の授業科目の負担が重く、精神保健福祉士受験のための学習と両立が難しい状況があるらしいことがわかってきた。

#### [今後の改善方策]

社会福祉士養成については合格率も上昇しつつあることから、総合大学であることのメリットを生かしながらこれまでの路線を着実に進めていくことが現状で可能な範囲であると考えられる。

精神保健福祉士については受講生が多い臨床心理学科のカリキュラム、特に時間割などの調整が十分でなかったこともあるようなので、平成20年度のカリキュラム改定にあわせて調整を行なう予定である。

さらに、受験意欲を高める方略として卒業生でこれらの現場に就職しているものも多数出てきていることから、これらの人材に学内で講演等を依頼し、学生の進路に対する意識付けを高めていくことも検討しているところである。

### 3-2-1-4 履修科目の区分

#### [現状の説明]

平成 19 年度までの旧カリキュラムにおいては、人間科学部の科目指定の必修は、「外国語科目」の「英語Ⅰ」～「英語Ⅳ」の 8 単位、「体育科目」の「運動と健康Ⅰ」「運動と健康Ⅱ」の 2 単位、学部教養科目の「人間科学の基礎」2 単位、「専門教育科目」の「卒業研究」6 単位であり、合計 18 単位となっている。卒業必要単位数は 130 単位であるので、全体に占める比率は 13.8 %であった。

しかし、平成 20 年度に心理学科を開設するにあたって、学部全体のカリキュラムを全面的に見直した。これまで 130 単位であった卒業単位を 124 単位まで減じ、大学設置基準における最小値とする。変更した点は以下のようなものである。

共通教養科目の単位数を 28 から 24 単位へ減らした。外国語のうち選択必修科目 4 単位については選択科目へ移行し、合計 8 単位を減じた。一方、専門教育科目を 2 単位増やし、結果として 124 単位とした。

また、これまで学科ごとに選択必修であった 3 年生の演習を、人間科学演習Ⅰ・Ⅱと学部で共通化し必修化した。これによって必修科目は 4 単位増となった。この結果、必修科目の単位数は 22 単位と若干増加し、全体に占める比率は 17.7%とやや高くなった。

新カリキュラムにおける専門教育科目の比率は、旧カリキュラムと比較すると若干高くなったが、絶対的には高いものとはいえない。学生の自ら学ぶ学習意欲を大切に、その選択に任せている制度を維持できたと考えている。ただし、自主的選択であっても、その専門性を確保する必要があるのは、指摘するまでもないことである。このため本学部では、以下のような制度を設けている。

3 学科とも学科の必修科目として 6 単位を設定する。さらに人間科学科、心理学科では、2 年次よりコース選択を行なうが、これにより決定されるコース必修科目を人間科学科では 4 単位、心理学科では 8 単位を設定する。これらをあわせると全体に占める比率は 8.1%、11.3%であり、学部必修科目と合わせ必修単位の比率は 25.8%、30.6%となる。臨床心理学科についてはコース制をとらないため、学科必修科目のみで 4.8%、学部必修と合わせると 22.5%となる。

学科選択必修制度は、ある科目群から所定の単位の修得することを求めるものである。

人間科学科・心理学科においては、学部教養科目で 6 単位、コース選択により決定されるコース選択必修科目で 18 単位（全体に占める比率は 19.4%）となっている。

臨床心理学科では、1 年次から臨床心理学の専門教育が始まり必修科目 6 単位（学部必修科と合わせ必修単位の比率は 22.6%となる）、選択必修科目 32 単位で全体に占める比率 25.9%である。

新カリキュラムが平成 20 年度からスタートするが、必修科目と選択科目の比率は大きくは変化しない。このような制度をとることにより、柱となる専門性を学生の学修に位置付け、さらに人間科学の多様性に目を向けながら、自由意志の選択による専門性の深化を図っている。

#### [点検・評価]

必修科目と選択科目の関係は、学部が学際的な性質を持つために、なおかつ学生による選択の余地を高めるために、前述のような重層的な構造を採っている。これについて学生への調査結果から検討してみる。

平成 16 年度には「必修科目と選択科目の配分比率は」との問いに「よい」と回答した比率は

82.2 %、「悪い」と回答した比率は17.8 %であった。さらに平成19年度の調査結果でも「よい」と回答した比率は88.2 %、「悪い」と回答した比率は11.8 %と改善されていた。

8割強の学生が現状を肯定しており、我々の教育意図が学生にも伝わっており、上に述べた視点が支持されていることを示している。

#### [今後の改善方策]

必修科目と選択科目の量的配分は現状においては適切であると判断される。ただ、新年度より取得科目数の上限を設けることが決定しているためこの制限がどのような影響を与えるのか注意して見守る必要があると考えられる。

### 3-2-1-5 授業形態と単位の関係

#### [現状の説明]

人間科学部においては、心理学科開設にあわせて平成20年度よりカリキュラム改正がなされるが、この項目については心理学科の新設科目が多少ある程度で、基本的な内容については現状と大きな隔たりはない。

人間科学部の授業形態と単位の関係は、文教大学学則第16条に掲げられた基準により設定されている。人間科学部の授業形態は講義、演習、実技、実験・実習に分類される。週1時限90分授業、1期（半年）15回で完結が基本であるが実習及びその他についてはこの限りではない。

「共通教養科目」、「専門教育科目」とともに講義は2単位に数えられる。「学部教養科目」の「人間科学の基礎」や「専門教育科目」の演習も同様に2単位に数えられる。外国語科目は演習の位置付けであるが、週2時限の授業で2単位と計算される。体育は実技と講義で構成され週1時限の授業で1単位である。

新カリキュラムにおいては、実験・実習に該当するのは、心理学科の心理学基礎実験、心理学特殊実験と臨床心理学科の心理学実験である。それぞれ週2時限連続の授業で2単位と計算される。学内で授業を行なう実習として、人間科学科現代文化コースの社会文化調査実習Ⅰ及びⅡがある。週2時限連続で半期ずつ行ない、それぞれ2単位と計算される。

このほかに学内外で行なわれる実習がある。人間科学科の選択科目である人間科学体験実習は、実習に関わるガイダンスの後に、2週間にわたり病院、児童館や授産施設などで実習を経験するものである。

また、臨床心理学の選択科目として臨床心理実習がある。通年科目で2単位である。春学期の学内実習において、心理アセスメントやカウンセリングの諸技法を体験的に取得し、それを背景に秋学期に学外実習を病院・施設で2週間程度経験する。

実習には、この他社会教育主事任用資格に関わる社会教育実習（実習期間2週間：2単位）と社会教育課題研究、社会福祉士国家試験受験資格に関わる社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ（それぞれ実習期間2週間：2単位）そして精神保健福祉士国家試験受験資格に関わる精神保健福祉援助実習（実習期間4週間：4単位）がある。いずれも学内の授業時間に実習に関わるガイダンスを受けた後に学外実習に出向いている。

上記の分類に含まれないものとして、人間科学科選択科目の海外人間科学研修がある。これは約2週間にわたり北欧諸国を訪れ社会福祉サービスと教育について学ぶものである。研修に先立ち十分なオリエンテーションを行なっている。単位数は2単位である。同様に学部4年次必修科

目として卒業研究がある。これは通年科目であり指導教員の指導のもと研究論文や作品等としてまとめるもので6単位として計算される。人間科学部の授業形態と単位の関係の概要は以上の通りである。

#### [点検・評価]

単位計算方法については、大学設置基準に従って定めてあるので妥当である。しかも、これらに関して現時点では教員から問題を指摘する声もなく、学生からの不満や要望も出されていない。したがって当面は現状通り進めるのが妥当であると思われる。

#### [今後の改善方策]

当面特にないが、随時、問題意識を持って授業形態と単位の関係を考慮する体制を整える。

### 3-2-1-6 単位互換、単位認定等

#### [現状の説明]

越谷キャンパスでは平成15年度から獨協大学及び日本工業大学との間、平成18年度には埼玉県立大学を加えた4大学での単位互換制度を導入しており、人間科学部もその一環として単位の認定を行なっている。それぞれの大学の特徴を生かし他大学にない科目を相互に補完しあうことが目的のひとつであるが、これはまだその緒に就いたばかりであって、それぞれの大学で他大学に開放している科目も多くなり受講者数もそれぞれひとつと少ない（大学基礎データ表4）。制度開始当初は文教大学が単位互換科目として開放している科目は共通教養科目に分類されるものであったが、現在では学部の専門教育科目のうち学部教養科目、学部共通専門科目までが含まれることになり人間科学部については合計で10科目を開放している。

履修方法、成績評価及び単位認定については受け入れ大学の規定等にしたがって行なわれることと定められている。人間科学部では人間科学部の学生がこの単位互換制度を利用して単位を取得した他大学科目を共通教養科目として、外国語科目については外国語科目の選択科目として履修したものとして認定している。さらに本学の他学部科目を聴講して取得した単位と合計して8単位までを卒業要件に含めることを認めている。卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合については、単位互換科目を最大限活用したとしても卒業要件に占める割合は6.1%であり、その割合は高いものではない。

人間科学部在籍以前に修得した単位の認定については、文教大学学則第20条にしたがって行なわれる。1年次入学の場合、既修60単位を上限に、転部、転科及び編入学についてはそれぞれの状況に応じて単位認定が行なわれる。単位認定の方法は、単位認定を希望する学生から既修の成績表及びその科目の授業内容がわかる資料の提出を求め、学部教務委員会が人間科学部の「編入・転部・転科に関する確認事項」の認定の原則にしたがって単位認定案を作成し教授会で協議の上、認定を行なっている。認定の原則は7項目からなり、恣意的な認定を避けるために、そして当該学生のその後の学修を円滑に進めるべく用意されている。

平成17、18、19年度本学部に入學、編入等単位認定を行なった学生数は15名であるが、編入する年次や経路に差異があるため認定した単位数は8単位から88単位までとかなり異なる（表3-9）。これは、単位認定を希望する学生が人間科学部に在籍する以前に学んだ内容は多様であり認定される単位数にも幅があるためである。

表 3-9 転入者と認定単位数

平成 17 年度

対象者	学科	入学種別	認定単位数
学生 A	人間科学科	新入生	14
学生 B	人間科学科	新入生	8
学生 C	人間科学科	2 年次 転部	36
学生 D	人間科学科	3 年次 編入	32
学生 E	人間科学科	3 年次 編入	28
学生 F	人間科学科	3 年次 編入	22
学生 G	人間科学科	3 年次 転部	27
学生 H	臨床心理学科	3 年次 編入	54
新入生 平均			11
転部生 平均			31.5
編入生 平均			34
全体 平均			27.6

平成 18 年度

対象者	学科	入学種別	認定単位数
学生 A	人間科学科	2 年次 転部	24
学生 B	人間科学科	3 年次 編入	59
学生 C	人間科学科	3 年次 編入	60
学生 D	人間科学科	3 年次 転部	32
学生 E	臨床心理学科	3 年次 編入	86
学生 F	臨床心理学科	3 年次 編入	54
転部生 平均			28
編入生 平均			64.8
全体 平均			52.5

平成 19 年度

対象者	学科	入学種別	認定単位数
学生 E	臨床心理学科	3 年次 編入	88

## [点検・評価]

転部、転科及び編入学生の単位認定については、上述のように確認事項を定め、さらに単位認定案の作成にあたっては学部教務委員会が慎重に協議している。また学生が異議を申し立てる機会も設けており、現時点で上に述べた単位認定の方法には問題は存在しないと思われるが、単位互換制度については注意深く見守る必要がある。それは、それぞれの大学が他大学に開放する科目を徐々に拡大しつつあり、人間科学部の専門教育科目の一部も開放することになったからである。しかし、受講生数については発足当初よりあまり増加してはならず、利用者数は微々たるも



のと言ってよい。制度としては存在するが、人間科学部については積極的に活用しているとはいえない状況である。

単位互換制度は発足してすでに5年目に入ったが、人間科学部では利用者数が少ない状況が続いている。その理由としては、人間科学部では専門教育科目が充実しており、他大学まで出かけて単位を取りにいくだけのメリットがあまりないことが推測される。しかも量だけでなく卒業時アンケート（表3-10）に示すように人間科学部では教養科目や他の科目群と比較しても専門教育科目への満足度が最も高いことから、質的にも学内の科目で学生のニーズを満足しているためであると考えられる。

表3-10 卒業時アンケート 授業に対する満足度

学部	Q6：意欲的に取り組んだ授業	Q7：満足した授業	共通教養科目の満足度	学部教養科目の満足度	専門教育科目の満足度	外国語科目の満足度	保健体育科目の満足度	コンピュータ科目の満足度	キャリア教育科目の満足度	単位互換科目の満足度
教育学部	3.71	3.09	3.33	3.70	4.02	3.06	3.78	3.73	3.30	2.95
人間科学部	3.55	3.15	2.86	3.46	4.02	2.66	3.46	3.54	2.81	2.52
文学部	3.65	3.24	3.61	3.67	3.84	3.37	3.55	3.52	3.15	2.75
情報学部	3.32	2.70	3.13	3.14	3.44	2.73	3.54	3.52	2.82	3.27
国際学部	3.47	2.85	3.02	3.18	3.68	3.46	3.72	3.19	3.16	2.96
短大	3.70	3.34	3.60	3.68	3.72	3.15	3.63	4.05	3.48	3.15
全体	3.58	3.07	3.28	3.50	3.85	3.09	3.63	3.57	3.13	2.96
尺度	5：ほとんど全て		5：満足を感じた～1：満足を感じなかった							
	4：3/4程度									
	3：1/2程度									
	2：1/4程度									
	1：ほとんどない									

#### [今後の改善方策]

上記の状況を考えると、人間科学部については単位互換制度を積極的に推進する必然性は高いとは言えないので、当面は現状を維持していく。

ただし、共通教養に関しては卒業生アンケートにもあるように満足度はやや低いので、学生の満足度をさらに上げるために単位互換制度をより積極的に活用していく方向を模索する。単位互換制度ではないが、大学院においては獨協大学の子どもリーガルセンターと提携することになったことから、このつながりを足がかりにして本学部ではやや弱い法律関連の授業などを充実させていくことも検討する。

編入学等での単位認定に関しては、学生から不満の声は出ていないが、入学試験等の要項に既修の専門領域によっては認定単位数が少ない場合があることを明記する。

### 3-2-1-7 開設授業科目による専・兼比率等

#### [現状の説明]

平成19年度の開設授業科目における専兼比率は大学基礎データ表3に示すとおりである。学部共通科目は29科目開設しており、そのうち専任教員が担当しているのは26科目で89.7%であ

る。

人間科学科の専門教育科目は161科目開設しており、そのうち専任教員が担当しているのは136科目で84.5%である。教養教育科目は36科目開設しており、そのうち専任教員が担当しているのは2科目で5.6%である。

臨床心理学科の専門教育科目は108科目開設しており、そのうち専任教員が担当しているのは88科目で81.5%である。教養教育科目は30科目開設しており、そのうち専任教員が担当しているのは2科目で6.7%である。

以上のように、両学科とも専門教育科目の専兼比率は80%を超えているが、教養教育科目は10%未満となっている。なお、専門教育科目と教養教育科目を合わせると、学部全体では364科目開設している。そのうちの254科目を専任教員が担当しており、全体の69.8%にあたる。

兼任教員等の教育課程への関与の状況については組織的に制度化はされていない。しかし、非常勤講師の数が最も多い心理学実験では、まとめ役の専任教員を中心に授業の前後で毎回ミーティング等を行なっているので、常勤・非常勤に関わらず教育課程等について問題が指摘されればすぐにまとめ役の専任教員がそれを吸い上げ対応できる体制にある。

また、他の講義や演習科目を担当する非常勤講師は当該専門領域の専任教員を介して教育課程に反映させることが可能となっている。さらに隔年ではあるが、学部の専任教員全員ですべての非常勤講師の意見を聴取する会も実施している。

#### [点検・評価]

人間科学部においては全体としては専任教員が担当する割合が7割近くあり、専任教員が主力となって授業に責任を持つ体制が構築されていると考えられる。兼任教員については専任だけでは担当しきれない領域にほぼ限られるためむしろ適正な数が配されていると思われる。平成20年度より心理学科が発足し、3学科体制となるが、新学科においても現状のカリキュラムを踏襲するためこの比率等にはほとんど変化は出ないので、この点については維持される予定である。

一方、専任教員で授業の大半を分担できていることは、教員の授業の負担を過重にしていることによって成り立っている側面も否定できないことには留意する必要がある。非常勤講師と専任教員が毎週ミーティングを行なったり、非常勤講師の意見を聴取する会を開催して意見を吸い上げようとしていることは評価できる。

#### [今後の改善方策]

これらのことから、質の高い教育・研究を保証するためには人間科学部専任教員の担当コマ数を軽減することが望まれる。このため平成20年度から実施される学部改編では1名の専任教員増と、カリキュラム改編により負担軽減を図った。その結果についての成果が出るのは今後のことであるので、とりあえずは注視していくことが必要である。

そして、非常勤講師との関係においては、今後も日常的な連絡や意見交換を徹底するとともに、意見を聴取する会を開催していく。

### 3-2-1-8 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

#### [現状の説明]

人間科学部では、平成19年度において社会人学生1名、留学生2名が在籍しており、いずれも臨床心理学科に所属している（大学基礎データ表16）。

臨床心理学科では社会人枠で3年次編入を行なっている。出願資格は、4年制大学卒で、3年以上の社会人経験を有するものとなっている。これまで入学してきた学生を見ると、いずれも高い基礎学力を持った上で、臨床心理士の指定大学院への進学を強く希望するものであった。しかも一度大学を卒業しているため、多くの在学生よりも学習意欲、能力とも上回っている。

したがって、教育的指導上、在学生とは異なる特別な配慮は必要とされることはなかった。ただし、ほとんどの学生が心理学以外の分野を専攻していたため、大学在籍の経験があるとはいえ心理学の基礎知識は欠けていることが多い。しかし、編入年次である3年次の授業は、カリキュラム構成上基礎的な専門教育を終えたことを前提としているため、授業の理解に支障が出る可能性が考えられることから、入学時に特別に学生と面談し、その履修状況によっては2年次に配当されている心理学の基礎的な科目の履修を勧めるという形での履修指導を行なっている。

留学生については、隔年程度で1から2名程度の割合で入学がある。本学にある留学生別科で日本語教育を受け、授業の理解の水準が確保された学生が出願してくる仕組みになっている。そのため日本語の授業の理解については、概ね問題はなく推移してきている。

帰国子女については、入学試験では特別に枠を設けていない。そのため、教育課程編成上特別な配慮は行っていない。また、これまで帰国子女であるがゆえに教育上困難があったという事例もないため、特別に配慮は行っていない。

#### [点検・評価]

社会人学生については、入学時のオリエンテーションで行なう履修指導の後は、スムーズに学業を続けている。特に問題となることはこれまでなかったため、現状のままで問題はないと考えられる。

留学生については、特定の地域出身者で過去において英語の未履修問題があったが、現在ではその問題は解消されており、今後は問題となることはないと考えられる。

#### [今後の改善方策]

社会人、留学生とも現状において問題はないと考えられるが今後も、注意深く教務委員会が中心となって点検していく。

### 3-2-1-9 生涯学習への対応

#### [現状の説明]

生涯学習については、従来、学部単位で行なってきた。だが、平成12年度より設立された生涯学習センターへ、その事業を移管した。人間科学部としては、その事業に学部から人員を派遣する形で生涯学習への対応を図っている。人間科学部人間科学科にある人間教育コースの母体は生涯学習専修であることから、この分野を専門とする教員は3名在籍していることもあり、これらの教員を中心として多くの学部の教員が全学組織である生涯学習センターの事業に積極的に関与している。

また、学部独自の事業としては、臨床心理学科で社会人編入学のシステムを設けている。この入学枠は、3年次編入であり、大学卒、社会人経験3年以上を入学資格として入学者の募集、選考を行なっている。過去3年について見ると、平成17年度は2名の応募があり、1名が合格し入学した。平成18年度は4人の応募があり、3人が合格し2名が入学した。平成19年度は2名の応募があり1名が合格し入学した。これらの編入生は、いずれも臨床心理士指定大学院への

進学を希望するものがほとんどである。その進路については、平成17年度入学生は2年在籍し、希望の大学院へ進学、平成18年度入学生のうち1名は1年在籍後同じく希望の大学院へ進学、1名は心理学を生かした職場への就職を決め、進路決定状況についても問題はない。

**[点検・評価]**

人間科学部として特色ある独自の事業を行なっていることは多くないが、全学組織へ積極的に関与するという形で進めており生涯学習へは対応ができていると考えられる。また、臨床心理学科で行なわれている社会人入試についても一定の成果を挙げていると考えられる。

**[今後の改善方策]**

社会人の編入については臨床心理学科では実施しているが、人間科学科における編入システムは、社会人に限定しない枠組みで受け入れることになっているため、実質的には短期大学の卒業生が多く、生涯教育について限定すれば十分に機能しているとは言いがたい側面を持つ。今後、人間科学科においてもより積極的に生涯学習に関与することを考えるなら社会人に関しても編入のシステムを作る必要があるだろう。

## (2) 教育方法等

### 3-2-2-1 教育効果の測定

#### [現状の説明]

教育上の効果については、教員側から見た効果、学生から見た効果、第三者から見た効果の三つの次元が考えられる。

まず、教員の立場から見ると、各授業科目における教育効果は、各学期末に行なわれる定期試験やレポート課題によって測られることになる。その際、実授業時間数3分の1以上を欠席した場合には、試験を受ける権利が認められないので、どの授業においても原則的には出席状況は重視される。さらに、担当教員によっては、授業時間中に何度か小テストや小レポートを課し、総合的に判定する場合もある。

また、実験・学内実習科目については、これらの実習を行なうたびにレポートの提出が義務付けられるので、全授業回数の中の半分程度はレポート提出が求められることになる。このため、教育効果の測定に関しては、きめ細かいと考えられる。

学外実習科目については、学内の担当教員が成績を取りまとめる。実習先の担当者の評価や実習日誌等も考慮されるので、総合的に判断されることが多く、教育効果をより多くの視点から検討されていると考えられる。

これらの教育効果は、直接的には成績によって示される。

成績の評価は100点から90点までをAA、89点から80点までをA、79点から70点までをB、69点から60点までをCとし、ここまでを合格と判定し単位が認定される。59点以下はDとなり不合格と判定される。

これらの評価方法や評価基準は、大学における一般的な評価方法と考えられ、特別の支障はない。この方法については教員間の合意も確立していると考えられる。

学部の必修科目であり、大学教育の集大成と位置づけられる卒業研究については、1年間の指導を受けながら学生が研究をまとめ上げる。そして、その結果はキャンパスに開かれた形の卒業研究発表会で公開することが義務付けられている。この発表会では当該ゼミ生だけでなく、人間科学部の他の教員、他の年次・他学部の学生、大学院生なども参加できるため、数量化はなされないが幅広い視点から評価されるシステムとなっている。指導担当教員はこの発表会を経て成績の評価を行なうため、第三者からの評価も取り入れられることになる。また、一部の教員ではあるが、卒業研究発表会と同時に3年次の学生にも演習での学修結果の発表を行なっているケースもある。

また、選択科目ではあるが、海外で行なう研修に関する科目においては、研修に参加した学生すべてが体験記を執筆し、それを学部全体に配布し、教育の成果を公表する形で間接的な評価を求める方法も行なわれている。

次に、学生から見た場合の教育効果の測定に関わるものとして、授業評価アンケートが挙げられる。

授業評価アンケートは、全学で行なわれるものである。平成18年度より全教員が全科目実施するシステムとなった。

その結果については、授業担当教員に返されると同時に、学生向けには、全体集計を学内

web及び図書館で冊子として公表されている。各教員はこの結果を、自らの授業の効果について知る機会とするほか、授業の改善に反映させている。それに加えて人間科学部においては、平成16年度、平成19年度に学部在籍学生に対して独自のアンケート調査も行ない、学部における教育効果の測定を試みている（人間科学部アンケート調査結果）。

さらに、平成20年度より語学教育の効果をさらに高めることを目的として、学部教育における語学教育のあり方を検討してきたが、その一環として、現状における語学教育全般についての評価に関するアンケート調査を平成19年5月に実施し、語学教育についての全般的な評価について客観的・数量的にも検討を加えた。その結果として語学教育を学生がどう評価しているかを多面的にとらえることができ、語学科目の内容別選択制導入の必要性が確認することができた。

三番目に、第三者から観察可能な教育効果に関する指標を挙げることができる。

これには学内よりは学外からの視点でとらえられる指標が考えられる。間接的ではあるが卒業生の進路状況であろう。

進路についてはまず、就職率がある。だが、従来から単に企業に就職できた割合を示すだけでなく、人間科学部における専門教育を生かした職場に就職できたかどうか、に注意を向け、評価に資するように配慮している。すなわち、病院や施設、公務員、教員などを別のカテゴリーとして統計的に一般的な企業とは分離することだ。

さらに、臨床心理学科は、臨床心理士の資格取得を希望する学生が多数に上り、そのためには指定される大学院への進学が必須になるので、大学院への進学状況は、客観的な、第三者からもわかりやすい教育効果の指標になるといえる。

それ以外には、外部で行なわれる試験等の合格状況がある。そのひとつには国家試験の合格状況であり、それについては本報告書における3-2-1-3において述べている。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況であるが、文書化といった形で明示はされていないことが多いが、人間科学科においては社会福祉コース、人間教育コース、健康心理学コースでは、資格取得とかなりかかわりが深いことから、これらを目指した教育がひとつの合意となっている。また、社会文化コース、心理学コースでは資格との結びつきはないが、それぞれの学問の修得という点において教員間では日常から頻繁に話し合いがなされ、目指す教育についての合意はある程度確立されている。

さらに心理学コース、健康心理学コースは、心理学科へ移行するため教育体制や教育効果などについて集中的に検討がなされ、その合意に基づいて新学科設置作業が進められている。臨床心理学科については臨床心理士を目指して入学してくる学生が多いという特徴があるため、その資格取得が可能な大学院への進学を教育効果の柱に置くという視点が共有されている。

教育効果を測定するシステムは、これまで述べてきたように明示的なもの、暗示的なものが混在しており、それぞれの部署、人員の中で行なわれているのではあるが、全体の機能的有効性を検証する仕組みについては教育研究推進委員会がその役割を担っている。

#### [点検・評価]

教育上の効果を測定するための方法の適切性については、教員の側からの視点では従来からの流れに沿った形で実施されており、その点では標準的な方法であり、適切であったと考えられる。

しかし、効果の定義やその判断については個々の教員に任せられている部分も多い。学部全体として見たときには、さらに公共性や客観性、透明性を高める努力が必要である。

学生の側の視点から見たときには、アンケート調査を行なっていくことで、ある程度検討する

ことができたとは思われるが、主観的なアンケートだけでなく、何らかの客観的な測定方法についても検討をしていくことが必要である。

さらに第三者から見たときの効果については、就職率、進学率、試験合格率などという形で客観的に示すことができるので有効な測定法であると考えられる。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況については従来の方法論を用いている範囲において、合意は成立していると思われるが、新たな方法論を導入するためには今後、議論が必要と思われる。

教育効果を測定するシステムは学部設立から30年間を経る間に議論も多く積み重ねられ、明示的な場合もあれば暗示的な場合もあるが、ある程度は確立されてきたと考えられる。しかし、それらのシステムは個々の部署や個人にゆだねられており、大枠についての合意はあるものの、体系が組織されているとは言えない。全体を通して機能的有効性を検証する仕組みは教育研究推進委員会にゆだねられているが、必ずしも十分にそれらを統合するだけの働きを生かしきれていないのが現状である。

#### [今後の改善方策]

教育上の効果測定は、教育目標を明確化し、それに従った形でのカリキュラム編成がなされ、個々の授業の位置づけが明らかにされ、そして、その授業中でその目標がいかにか達成されたかを測定するという一連の流れが確立されていることが前提条件である。これらのシステムについては明示されていない部分があり、また、全体を統合的に把握することについては十分ではないと思われるので、教育研究推進委員会を中心として検討を進める。また、この委員会においては教育効果の測定方法についても多角的にとらえ、統合的に実現していく仕組みを積極的に検討していく。

### 3-2-2-2 厳格な成績評価の仕組み

#### [現状の説明]

履修科目登録については、学生の自主性を尊重するという観点からこれまでは上限を設定してこなかった。しかし、教育の質の担保をさらに図ることを目的として平成20年度より年間48単位を登録数の上限とすることを決定した。登録単位数の制限に関しては議論を1年間かけて行ない決定するに至った。

まず、現状を確認したところ、昨年度の卒業生の総取得単位数の平均値は以下の表3-12 平成18年度 卒業生修得単位数のとおり、149.6であった。人間科学部における卒業最低単位数は130であるがこの値は最低限をかなり超える値である。学年ごとに見ると、現在の2年生（1年次）、3年生（2年次）、4年生（3年次）昨年度の4年生（4年次）履修単位数については、表3-11 平成19年度 履修単位数のとおり1年間の平均でそれぞれ、53.1、61.7、41.6、19.4と1、2年生が特に多い。履修単位数が多くなる理由を精査すると、人間科学部では教職、社会福祉士・精神保健福祉士、社会教育主事などの資格取得が可能であるが、それらの資格に関する課程を履修している場合、教職では最大68単位、社会福祉士では52単位、社会教育主事では26単位が上乘せされることがある結果として、これらの過程を履修している場合には4年間の総取得単位数が200単位を超えることもあることがわかった（履修単位及び修得単位数）。さらに資格取得を目指していない場合でも4年間の総取得単位数は平均で138.7であり130単位をやや超える。

表 3-11 平成 19 年度 履修単位数

学年	学期	総履修単位数	履修登録者数	平均
1 年	春学期	13521	446	30.32
	秋学期	10175	436	23.34
	合計	23696	446	53.13
2 年	春学期	13271	434	30.58
	秋学期	13488	432	31.22
	合計	26759	434	61.66
3 年	春学期	8934	409	21.84
	秋学期	8061	408	19.76
	合計	16995	409	41.55
4 年	春学期	6326	465	13.6
	秋学期	2688	379	7.09
	合計	9014	465	19.38

\* 通年科目は春学期のみでカウント。

\* 秋学期開設科目を履修していない学生もいるため、合計は春学期の履修登録者数で計算。

表 3-12 平成 18 年度 卒業生修得単位数

教職・資格／所属	合計	人数	平均
中学校「社会」・高校「公民」	6516	35	186.17
中学校「社会」・高校「公民」「福祉」	2052	10	205.2
養護学校	414	2	207
小学校	3938	19	207.26
社会教育主事	2754	20	137.7
社会福祉士	6903	47	146.87
精神保健福祉士	1850	12	154.17
教職・資格未修得	38268	276	138.65
人間科学科	35383	235	150.57
臨床心理学科	27312	184	148.43
人間学部 全体	62695	419	149.63

学生の立場からは、平成 19 年度人間科学部アンケートの「Q8 専門科目は専門的知識や応用能力の獲得に役立っている」について見ると約 75%の学生が当てはまる、やや当てはまると答えていることや、平成 18 年度卒業生アンケートの Q32 の総合満足度を見ても学生の 81%が「やや満足」あるいは「大いに満足」と答えていることを考え合わせると、特に専門教育科目については学生のニーズに合った教育内容を適切に提供しているため、学生が多くの科目を履修したいと考えたためではないかと考えられる。また図書館の平成 15 年度から平成 18 年度までの学部別利用状況を見ると人間科学部は学生一人当たりの貸し出し点数が 20 冊以上と全国的な図書館の利用状況と比較しても高いことも考え合わせると、人間科学部の学生は授業に期待することが多く、学ぶ意欲が大変高いことを窺わせるものである。このような現状があるため、履修単位数制限をこれらより低く設けることは学生の学習意欲を低下させる可能性があるのではないかという懸念が多く出されたため、教育の質の担保と資格履修や学生の学習意欲とのバランスを取るべきかについて議論が多く行なわれ、48 単位を上限とはするが、受講意欲の高い学生については特



別に審議の上認める場合もあるということで、今後の履修制限を運用していくことが決定した。

成績評価法、成績評価基準の適切性については、各教員が担当科目について従来試験やレポート等により判定を行っており、この方法で概ね適切であると考え。成績の各評価段階を受講者のどの程度の比率にするかということについての申し合わせは特に行っていない。したがって、特別な仕組みは導入していない。

成績付与に関しては教員個人の絶対評価による。その仕組みが妥当であるかどうかについては、直接的検討は困難であろうが、平成16年7月に学生対象に行われた学部評価アンケートの「成績評価は適切に行われているか」の結果を見ると「当てはまる」と「やや当てはまる」をあわせて49.5%であるのに対して、「あてはまらない」と「やや当てはまらない」を合わせて9.5%不足である（「どちらともいえない」が40%）。さらに、平成19年6月に行われた同様のアンケートにおいても「成績評価は適切に行われているか」の結果を見ると「当てはまる」と「やや当てはまる」をあわせて48.0%であるのに対して、「あてはまらない」と「やや当てはまらない」を合わせて15.1%である（「どちらともいえない」が36.9%）。学生たちは現在の成績評価に対して一応の満足感を持っていることが分かるが、この3年間の推移を見ると「どちらでもない」が少し減少して「当てはまらない」がやや増える傾向が見られる。

本学では、成績発表後に学生による成績確認期間を設けており、場合により成績の訂正が行なわれている。これにより成績等の誤りや不信の除去に今後とも努めていくことが必要であろう。平成16年度入学生からは進級規定ではなく、必修である卒業研究を履修するための条件として3年次までに90単位を修得していることという形に改められた。このような変更が、教育の質の改善に役立つか否かは、今後の退学率等の変化を見極める必要があると思われる。

各年次における学生の質を検証・確保するためには、年次ごとに学習の内容が深化するような教育構造を設定し、カリキュラムにおいてそれを実現するようにしている。まず、1年次については、主として後の専門科目の履修の基礎となる共通教養科目と、学部専門教育において必要とされる学部教養科目を中心に置き、人間科学科においては後のコース選択に資することと、学部全体では人間科学を理解する目的のため専門教育科目の概論を配置する。人間科学科においてはこれらの科目の受講の結果をもとに2年次以降のコースを選択することになる。また、中学校高校社会の教職以外の資格科目の履修を希望する場合には学部内のすべての学生に開かれているが、定員に制限があるため希望者が定員を上回る場合には選抜試験が行なわれる。その場合には1年生で実施された授業科目の内容から出題されるため、これらの資格関連科目を履修する学生については学生の質は担保されるものと思われる。

2年次においては、両学科とも専門教育の中核的内容が実施される。さらにこれらの科目は3年次に配当される人間科学科の人間科学の人間科学体験実習、臨床心理学科の臨床実習、4年次に配当される教育実習、社会福祉士・精神保健福祉士のための福祉現場での実習などで体験的に学べるように配慮をしている。3年次においても中核的なより専門的な教育内容が配当され、さらにそれらの集大成としての卒業研究につながる形で人間科学科、臨床心理学科とも演習（ゼミ）を設定している。4年次においては卒業研究においてすべての学びの成果を集約できるようにしている。これらの科目には年次配当があり、入門からより高次の内容へ進むことになっているので、学年が進行するにしたがって必然的に質、量ともに教育内容は高まるようになっている。これらの評価については通常の授業についての成績評価によってなされる。また、卒業研究については発表会を開きすべての学生、教員が参加できるように工夫しているため、卒業研究について

は当該学生と教員との間の評価だけでなく、学部内のみならずキャンパスすべてに対してその評価を求めるシステムになっている。

卒業時の学生の質を検証・確保するためには勉学の集大成としての卒業研究があり、これを発表会で公開することにより、質的、量的な公共的検証がなされていると考えられる。さらに、3、4年次に行なわれる各種の実習では人間科学に関わる学外での学びを通して学生の学びの量や質を実習現場という第三者から評価されるという側面を持っていると考えられる。

#### [点検・評価]

履修科目登録の上限設定とその運用については、制度を設けたところでまだ運用していないので今後の動向に注目する必要がある。

成績をより厳密に評価するためには教育目標を明確にし、その目標を実現するために具体的にカリキュラムを設定し、教育の結果として、その目標の達成度を測定するという手順になる。これらについてはシラバスを提示する段階で個々の教員によって明示されており、成績評価法、成績評価基準の適切性、厳格な成績評価を行なう仕組みの導入状況については基準についても公開されており、妥当性はあると思われる。しかし、これらの判断の厳格さについてはまだ十分な検討はなされていないので、さらに検討の余地がある。

進級規定の変更の及ぼす効果については、いまのところその規定を適用して卒業した学生が出ていないので未知数である。教育の質の改善に役立つか否かは、今後の退学率等の変化を見極める必要がある。

#### [今後の改善方策]

成績評価基準の適切性、厳格な成績評価をより高めるためのひとつの方向として成績分布の公表が考えられる。また、成績評価法についてはGPAの導入はひとつの手法であると考えられるので、今後、導入を検討する。しかし、GPAについての種々の問題点も指摘されているため、慎重な準備が必要とされる。

シラバスにおいて成績評価基準を明示することはすでに合意が形成されているが、具体的基準の示し方については、今後数年の間、試行を積み重ねていくことになる。

### 3-2-2-3 履修指導

#### [現状の説明]

人間科学部では年度の授業の開始前に、すべての学年に対してオリエンテーション期間を設けている。

そこでは、履修の手引き、授業概要、教職課程・資格履修の手引き、授業時間割表などを配布し、学年別、学科別に各学科の教務委員が履修の手引きを用いて全体的な説明を行なっている。また、事務的な諸手続きについては、教務系の係員が教員の説明と同程度の時間をかけて説明を行なっている。卒業要件、卒業研究履修条件、資格履修方法などについては特に念入りに説明を行ない、注意を喚起している。

さらに、1年次については特別のオリエンテーションの時間をさらに設け、大学における授業ということについて説明を加えている。さらにその後の履修登録が完了するまでの期間は教務委員が履修に関する相談に積極的に関わるようにしている。

また、人間科学科は、平成15年度入学生から入学後にコース選択を行なうこととしたので、コー

ス選択届けを提出する1年次12月までの間に、3回のコースオリエンテーションを行なっている。これによって各コースの学習内容を十分理解した上でコース選択を行なえるように配慮している。さらに4年次の卒業研究についても3年次10月にオリエンテーションを開催し詳細を説明している。その後の履修についての相談は、教務委員、教務係員が常時行なっている。

それに加えて、1年次では「人間科学の基礎」という授業を学科の専任教員が担当し、クラス担任としての機能も担い、学生の初期適応の問題も含めてきめ細かく対応するシステムとなっている。

2年次以降については、どうだろうか。

人間科学科2年次では、コースに分かれるのでコースの担当教員がクラス担任としての機能を担う。臨床心理学科では臨床心理学文献購読Ⅰ・Ⅱがクラス単位になっており、その担当者がその機能を担う。新設の心理学科でも人間科学科同様コース担当教員がクラス担任としての役割を果たす予定である。

3年次では、現2学科とも演習（ゼミ）に所属する。新カリキュラムにおいては、3学科とも共通の人間科学演習Ⅰ・Ⅱ（ゼミ）に所属することになるため、その担当者が担任となる。

4年次では、改正前と同様に卒業研究担当者がその役割を担うことになっている。現カリキュラムにおいては3年次の演習は学科内の教員の中から希望できるようになっているが、新カリキュラムにおいては学科の壁を越えて学部の教員から選ぶことができるようになる予定である。4年次の卒業研究は学部の教員の中から学生がゼミを希望できるようになっている。

ゼミの人数は上限20人とし、それを超える場合には、学生自ら希望をうまく変更できるようにきめ細かく情報を呈示して選択に備えるよう工夫している。履修を滞りがちになる学生に対しては、クラスやゼミの担当教員が日ごろから察知するように心がけている。また、年度末に報告される単位修得状況をもとに、当該学生だけでなく、その保護者と連絡を取って対応するようにしている。

オフィスアワーの制度化は行なわれていないが、3年次、4年次ではゼミの時間を設定してあるのでその時間がそれに当たる機能を有している。1年生の春学期は「人間科学の基礎」という授業が、この役割の一部になっているが、2年生に関しては、臨床心理学科では「臨床心理学文献購読Ⅰ・Ⅱ」の授業担当がクラス担任であるが、人間科学科では特別にそのような授業時間は設定していない。

平成20年度以降の新カリキュラムにおいては、臨床心理学科では、1年次秋学期にクラス的機能を持つ「臨床心理学文献購読」を移し、さらに2年次には「心理学実験」「臨床心理面接・検査法」という実験・実習科目を通年で配置し、この授業に1年次のクラス機能を2年次も維持できるように配慮することになっている。なお、平成18年度からは、教員の出校日・講義時限を掲示し、学生への便宜を図っている。

卒業研究を残して4年次に留年している学生については、前年度の指導状況を考慮し、9月卒業の可能性をできるだけ高めるよう、学部で一体となって配慮を行なっている。具体的一例としては、卒業に関わる科目が秋学期開講の場合にはその開講学期まで待たなければならないのであるが、読み替え等を行ない、できるだけ学生の負担を少なくして卒業できるよう措置を講じている。

他の学年に関しては、3年次から4年次に進級する時期に限って、必修科目である4年次の卒業研究の履修条件として130単位中90単位が履修済みであるという制限を設けている。その結果、

実質的に3年時で留年となっている学生もあるが、形式的には留年は4年次のみである。

このような多面的な履修指導の成果として、平成18年度における退学者数は1775人の在籍者数のうち40人、比率では2.3%、また留年者数は37人で2.1%となり（大学基礎データ表14、17）、比較的少ない数にとどまっている。

#### [点検・評価]

これらの結果は履修指導が概ねうまくいっていることを示唆するものと考えられる。ただ、5-2-2-10の人間科学部における退学者の年次変化を見ると、その比率は増加傾向にあり、注視する必要がある。

しかし、平成16年度に行なわれた学生に対するアンケートの結果 Q17「履修登録の際に提供される情報や相談に満足している」については「あてはまる」、「やや当てはまる」と答えた学生の比率は34.4%であったが、平成19年度に行なわれた同様のアンケートでも35.8%（大学基礎データ表15）とわずかながら改善されたものの、登録の際の情報提供には課題があること、そしてそれが十分には改善されていないことが明らかになった。さらに、履修指導だけを問う項目ではないものの、平成16年度に行なわれたアンケートのQ19「学習上の問題やいろいろな悩みの相談への対応に満足している」についてもQ17同様の比率を見ると20.1%と低かったが、平成19年度のアンケートにおいても23.8%（大学基礎データ表17）と多少は改善されたものの、更なる改善の余地があることが示唆される。

オフィスアワーについては臨床心理学科ではこれまで空白であった1年次秋学期、2年次通年についてその機能も併せ持つ講読・実験・実習科目を配置することでその理念をある程度実現できるように工夫を加えた。人間科学科、心理学科についてはこの部分については検討段階にとどまっている。

履修指導のシステムは概ね問題なく機能していると思われる。

#### [今後の改善方策]

履修登録や学習上の相談に関してはさらにきめ細かい配慮を行なえるようなしくみを工夫することが必要である。人間科学部では、教員と学生の個別指導を重視しており、教員といつでも話を持てる態勢を堅持している。さらに臨床心理学科の新カリキュラムではオフィスアワー的な機能も持つ少人数クラスを2年間にわたって維持できるようにカリキュラム改定により配慮したが、人間科学科、心理学科においてもこれらの機能を実現する方略について検討したい。

留年者への対応指導についても、現状に止まることなく、上記の個別指導充実を図る中で一層きめ細やかな対策を講じてゆく。

### 3-2-2-4 教育改善への組織的な取り組み

#### [現状の説明]

本学部の場合、学生の学修状況は比較的活発であり積極的であると考えられる。

その理由としては、人間科学科においては、心理学・教育学・社会学を中心として極めて幅広く授業科目が用意されていることにより、学生が自分の興味関心にあわせて主体的に授業を選択できること、臨床心理学科においては、専門教育に手厚いカリキュラムがあり、かつ、学生も大学院進学を希望するものが多く専門教育を究める意欲が高いという点があると考えられるからである。

また、教育方針として実学的志向が強いため、専門教育における学外実習科目も多く、学内だけでなく学外からも学修についての刺激を受けている点もあろう。このように、教育理念、学科の設置そのものが学生の学修の活性化につながっていると思われる。

また、卒業研究が学科を越えて選択できるため学生の選択肢は豊かであると考えられる。さらに各卒業研究については公開された発表会が義務付けられているので、同級生同士が見学しあってお互いに活性化するだけでなく、下級生も種々のゼミの卒業研究発表会に参加することにより、将来の自らの研究についても高い動機付けを持てるようになる場として機能している。ゼミなどで合宿等、学外で活動する場合には大学側から援助されるシステムも用意されているため、合宿等の校外活動も盛んである。海外人間科学研修という科目を設置し、北欧で福祉を中心とした体験プログラムも実施し、学生の視野を広げるよう工夫している。さらに、伝統的にボランティア活動も盛んであり、これらの活動と大学の中での教育活動が連続して効果を挙げられるようなシステムも出来上がっている。このように、大学の枠を超えた形での教育改善の努力は本学部の特質のひとつであると考えられ、成果も上っていると考えられる。

本学部のさらに上には、大学院人間科学研究科があるが、大学院生がTAとして学部学生の実験やゼミの授業に関わる制度を設けている。その結果、学生は学習意欲、特に進学に関する意識をより高め、将来についての展望を持つことができる効果が見られる。

これらの取り組みの結果については、人間科学部が独自に実施している授業評価アンケート(平成19年6月実施分)において、Q24「人間科学部の授業に全体としては満足している」では「あてはまる」と「ややあてはまる」をあわせると63.4%となっており学生の満足度という観点からは成果は認められると考えられる。

しかし、このような状況に安住することなく、さらに学修を活発化させる努力を続けることも必要であることを認識し、カリキュラムや学習内容に関して積極的に質の向上を目指している。そのため平成16年度から、学生の専門志向性にあわせた改革の可能性について学部の教務委員会を中心に検討を進め、①専門科目を1年次により手厚く配置する方向性を探ること、②共通教養科目として行なわれている語学教育についてより学生の要求に沿う形で選択可能な形態にすること、③現在必修としている体育科目について学生の選択が可能な形態にすることなどを検討した。その結果として学部のカリキュラムの再編に合わせて、平成20年度から必修の英語を学生が選択できるシステムを導入する方向が決定し、現在調整中である。また、専門教育科目の1年次への配分については平成20年度からの新カリキュラムで、かなり多くの科目が移行することになる予定であり、検討の結果が生かされることになる。

教員の教育指導方法の改善を促進するための措置は明示的には行なわれていない。しかし、平成20年度からの心理学科設置とそれに伴う学部カリキュラムの改編を実施するに当たって人間科学科、臨床心理学科に加えて新設の心理学科の設置準備委員会において平成17、18、19年度の3年間にわたって不定期に断続的にかつ集中的に議論を行ってきた。また、たとえば、臨床心理学科では教員の専門の一部に心理学教育があり、アメリカで教育・研究を続けてきた経緯もあることから、スタディスキルについて資料の提供があり、それをもとに学科で教員が合宿を行ない相互に研修を進めた事例がある。このように教育指導方法の改善について、検討が行なわれている。

人間科学部においては教育研究推進委員会を設置し、FD活動について組織的に取り組んでいる。また、私学研修福祉会主催の「大学の教育・授業を考えるワークショップ」にも学部より1

名は毎年参加し、その成果を学部・学科などの会議で報告しFD活動の活性化へつなげている。

シラバスについては、冊子と同時にCD-ROMでも配布し、学生の利便を図っている。ここでは、授業概要、授業計画、評価方法、テキスト、参考書、受講生へのメッセージなどを明示し、受講する上で必要な情報を提供している。また、個々の教員についても知らせる目的で、教員紹介誌を毎年発行し、専任教員の自己紹介、専門分野・研究テーマ、学生諸君へのメッセージなどを記載し、履修に際して必要な情報が得られるよう努めている。

さらにこれらの情報は、本だけでなくインターネットのサイトにおいても公開されると同時に、全教員ではないが授業風景なども動画として閲覧することが可能となっている。しかし、平成16年7月に行なわれた学部の自己点検評価アンケートでは、「シラバスは科目の内容を理解するのに役立っている」かについて、「あてはまる」と「やや当てはまる」と答えたのは、合わせて47.8%であり、更に分かりやすい内容にして理解の向上に努めることが求められようという報告がなされた。平成19年6月に行なわれた同様の調査の結果では同じ答えが58.2%となり、シラバスについては学生の認知度が上昇し役立つようになってきたことがわかる。

授業評価については、大学で作成した授業評価アンケートや個人的に作成された評価票をもとに各教員が自主的に授業評価を行なっている。

人間科学部においては、教務委員会による調査、平成13年度には臨床心理学科独自に学生の満足度調査を行ない、カリキュラムの検討などの資料として用いてきた実績がある。この結果は報告書としてまとめ、学生にも配布を行なった。

さらに平成16年、平成19年に学部独自の調査を行なったが、その結果についても冊子にまとめ、教員だけでなく学生に配布し結果を周知させた。さらに平成19年5月には、語学教育に選択制を導入するための基礎的データの収集をかねて語学教育についてのアンケート調査も行なった。そしてこの調査の結果得られた学生の満足度やニーズの内容を把握した上で、選択化する語学教育の内容や仕組みについて、語学教育委員会と連携して検討するべく作業を進めているところである。また、大学で共通に作成された授業評価表については、その結果を担当教員が受け取り、授業改善に用いていくと同時に、学内web及び図書館においてその全体集計データを学生が自由に閲覧できるようになっている。

#### [点検・評価]

学生の学修の活性化については、伝統的に行なわれてきたさまざまな先駆的な取り組みの結果、かなりの水準で維持できていると考えられる。また、教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性については、平成20年度からの学部再編に向けたカリキュラム改定への取り組みを通して教育指導についての意識が高まり、改善の機運は高まっていると考えられる。これらの取り組みの有効性については平成20年度以降に入学してきた学生の教育に携わりながら検証していくことになる。

シラバスに関してはこの3年間で学生の意識づけが高まり、活用度が高まってきたと考えられる。

学生による授業評価アンケートについては、今年度からは全教員、全科目が実施の対象となった。このため学生の授業に対する意見はさらにきめ細かく把握できることになった。しかし、これらのアンケート結果についての判断は各教員の判断に任せられており、学部全体としてそれをいかに活用するかについては十分な議論は尽くされていない。教育研究推進委員会が中心となってこれらの調査をもとに学部全体で統一的・総合的に対策を実施することによって教育効果の向

上を図ることが求められる。

#### [今後の改善方策]

これらの点検項目については、新学科設置に関わった学部改編の議論の中でさまざまな検討がなされ、それを実現する段階に達した。今後は新カリキュラムのもとでの教育を進めていくなかで、これらの取り組みについて検証していく。

### 3-2-2-5 授業形態と授業方法の関係

#### [現状の説明]

授業は講義、演習、実験・実習の形態を取っている。

講義については、もともと学部としての定員は180人であったが、平成10年度に120人の定員を持つ臨床心理学科を、さらに平成15年度には人間科学科に50人、臨床心理学科に50人の定員増を行なったことにより、全体として300人を越える大規模授業が増加した。

演習科目については、平成16年度における学部による自己点検評価アンケートの「演習ではディスカッションや個別指導をするなどの、授業形態に適した教育が行なわれている」という問で「あてはまる」と「ややあてはまる」をあわせて44.9%であった。一方「あてはまらない」「ややあてはまらない」という回答は、合わせて13.9%である（「どちらともいえない」は41.1%）。演習については、ある程度満足感が得られていると判断できよう。平成19年度における同様のアンケートの結果では「あてはまる」と「ややあてはまる」をあわせて48.8%であり、一方「あてはまらない」「ややあてはまらない」という回答は、合わせて14.5%であった（「どちらともいえない」は36.6%）。差は微妙であるがやや満足感は高まってきているようであるが、一方で不満感を持つ学生も若干増え、評価が2分化する傾向がやや高まっているように見える。

実習科目については、人間科学部では創設以来伝統的に積極的に行なわれている。学部としてさまざまな資格が取れるように設定されているため、資格に関わる実習も多く選択可能性は高い。さらに、人間科学科では人間科学体験実習、臨床心理学科では臨床心理実験実習と資格とは異なる立場からの実習も積極的に設定されており、学生の履修率も高い。

実験科目は心理学関係の学科、コースに必修として設定されている。基礎的な実験から始まり演習や卒業研究などでも行なわれることも多い。実験はその性質上大人数で行なうことはできないため、上限15人程度で実施され、2時限続きで集中的に実施されている。これらの授業では単に実験を体験することだけでなく、実験のたびに提出されるレポートのきめ細かい添削を通して、科学的論文の書き方の基礎的トレーニングを受けることができる。さらに、実験にはコンピュータも積極的に導入されているので、コンピュータの理解や操作に関しても実践的・体験的に学ぶことが可能になっている。

マルチメディアを活用した教育の導入状況については、これまで、ビデオ教材は広く用いられてきたが、コンピュータとプロジェクターを用いたプレゼンテーションも行なわれるようになってきた。また、前述心理学の実験においても積極的に導入しつつある。しかし、一方でこのような機材を用いることによる弊害、暗くすることによる居眠り等、も報告されるようになり、必ずしもこれらの機材を用いた教育の導入が肯定的側面だけを持つわけではないことが徐々に明らかになってきた。平成19年度に行なった人間科学部のアンケート結果を見ると 表19 Q21 ビデ

オなどのマルチメディアを活用した授業では「もっと充実されるべき」が45.3%、「現状程度で良い」が53.2%となり、学生たちの意見も割れていることがわかる。

なお、遠隔授業に関しては本学部では行なっていない。その実施の可能性については議論がなされているが、利点とともに問題点もあり、その導入については慎重に検討している段階である。

#### [点検・評価]

講義については300人を超える大規模授業がある程度あり、教員の授業実施についての負担を増やすと同時に学生との対面的な交流を少なくする危険性も産み出している。それだけの受講生に対応する教室も広さ、設備、環境を含めて問題を生じている可能性があるため検討と対策が求められている。

演習科目に関しては少人数教育を実践する場でもあり、全般としては満足度も高く、問題なく進められていると考えられる。ただし、アンケート等では設問されていないが、大は小を兼ねるという発想からか、演習に見合ったサイズの教室が少なく、少人数の授業であるにもかかわらず不相应に大きな教室で授業を行なわざるを得ないことが問題であるという声がある。

実習科目は資格に関するものだけでなく、学部独自の取り組みとして、他の大学に先駆けて実施されてきた科目であり、その教育上の有効性は高いことが示されてきた。この伝統は守るべきものの一つであると考えられる。しかし、実習を行なう大学や専門学校が急増してきており、受け入れをお願いしている施設等において実習生の数が激増し、負担が高まってきていることも報告される事が出てきたことにも留意する必要がある。

実験科目に関してはこれも伝統的に構造的に運用されてきたが、実験のための専用の部屋がほとんどなく、一般教室で行なわざるを得なかったため、行なわれる実験の精度について問題が発生するケースが報告されている。

マルチメディアを活用した授業については学生アンケートにあるような状況を勘案すると、むしろ積極的な推進に関しては検討が必要な時期に来ていると思われる。

学部の授業全体としてみたときには科目数は多く、演習や実習科目も多いため、もともとのきめ細かい授業体制はある程度は維持されていると考えられる。

#### [今後の改善方策]

まず、講義については300人を超えるような大講義を逐次整理していくことが必要である。しかし、多くの学生が受講を希望するという事は、その教員のその授業が学生にとって魅力的であるためであるとも考えられるので、すべての授業に対して人数制限をかけていくことについては慎重であるべきである。ただ、時間割の組み方で取りやすい位置に入った講義に殺到する傾向も見られるので、授業の内容や時間割の位置を総合的に判断しながらなるべく大規模講義にはならないように配慮していく。

演習や実験科目については授業内容よりは施設、設備に関わる点で問題が多かった。しかし、平成20年度より行なう学部改編にあわせて新棟が建設されるが、その中には履修人数に合わせた小規模の演習室や防音設備を完備等した専用の実験室も授業の必要にあわせて設置されることになっており、施設設備に関する問題点は解消される見込みである。これらの施設設備に関しては万全の準備は行なったが、実際に運用が始まってみると不測の事態が起こることもありうるので、今後十分注意を払いつつ運用する。



## 第3節 文学部

### (1) 教育課程等

#### 3-3-1-1 学部・学科等の教育課程

<学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連>

##### [現状の説明]

文学部の理念は、従来の文学部的な枠組みにとらわれずに、各地域（日本・英米・中国）の言語文化を広範に教育すること、また、言語については実践的に教育することである。また、文学部の設置の目的は、国際化社会で活躍できる広い視野と実践的な能力を持った人材の育成である。

その教育組織としては、日本語日本文学科、英米語英米文学科、中国語中国文学科の3学科よりなる。文学部の学生は全員、このいずれかの学科に所属し、それぞれ所属学科のカリキュラムを履修する。この3学科のカリキュラムには共通部分があり、ここには「日本語教員養成コース」および「多文化理解コース」がある。これら2つのコースはともに、3年次学生が履修する「卒業研究Ⅰ」および4年次学生が履修する「卒業研究Ⅱ」を含む。つまり、所属学科によらず、文学部学生は上記2コースを卒業研究のために選択することができる。各学科・コースの目的は、文学部の理念・目的に基づいて定められている。

日本語日本文学科では、現代にいたるまでの日本の言語文化の伝統を、世界という視点をまじえつつ「日本語」と「日本文学」との両側面から教育研究することを目的とする。

英米語英米文学科では、実践的な英語のコミュニケーション能力を養成するとともに、英米を中心とした国々の文化に関して英語の実践的能力を基盤とした知識を獲得することを目的とする。

中国語中国文学科においては、中国の言語文化に関する広範な専門教育と実践的外国語教育を教育課程のふたつの大きな柱としている。

「日本語教員養成コース」は、日本語教育の専門家として多様なニーズに応えられ、また異文化適応能力を持つ人材の育成を目標とする。「多文化理解コース」は、単一の言語文化の枠組みを超えつつ、ドイツ語・フランス語を通してヨーロッパの言語文化を中心に研究することにより、多様な文化を理解し、幅広い国際的な教養・知識を身につけさせることを目的とする。

これら3学科および2コースはそれぞれの特色に応じて、国際社会や文化における日本の位置と役割を理解し、幅広い教養と総合的な判断力を発揮して、現代の多彩な文化活動に貢献できる、主体的な社会人の養成を目的としている。

##### [点検・評価]

上記説明の通り、文学部各学科・コースはすべて、文学部の理念・目的、および「学校教育法第52条」の「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」こと、および「大学設置基準第19条」の第一項「大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」こと、そして第二

項「教育課程の編成に当つては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」ことに適切に関連付けられている。

#### [今後の改善方策]

文学部各学科・コースはすべて、文学部の理念・目的および学校教育法第52条、大学設置基準第19条に則っているため、この点については変更の余地はないものとする。今後も法令を遵守するように適切に運営していく。

#### <学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性>

##### [現状の説明]

文学部各学科・コースのカリキュラムの概略について述べる。

日本語日本文学科では、学科の理念に基づき、日本語学、日本文学、漢文学の各領域を中軸とする科目配置を踏まえ、現代の学生のニーズに対応しつつ、4年間の履修によって効果的に専門性が深められるよう、カリキュラムが編成されている。各領域の1年次に「日本語学基礎演習」「日本古典文学基礎講読」「日本近代文学基礎演習」などの基礎科目を配し、2・3年次には多様な専門科目の履修を通して学生個々の方向性を探り、3・4年次の卒業研究の課題につないで専門性を鍛えていく。

英米語英米文学科は、文学研究のみに偏らない教養豊かな実学を目指して、英語圏の文化・文学・言語を深く学ばせることを実践している。そのために、本学科のカリキュラムは、次の二本柱で構成されている。① 英語運用能力を、基礎から高水準へ体系的に段階を踏んで高めること。② 専門に関する主要4分野（英語学・英米文学・英語教育・英米文化）のいずれかの学習を深めて、主体的に知識を深めよく考えて、判断する力をつける。最後に、卒業研究を完成させること。そこで、教育課程では、1年次から3年次まで一貫して英語の運用能力を養成するために「英語基礎演習Ⅰ～Ⅳ」や「英語演習Ⅰ～Ⅳ」などの演習授業を必修科目として配置している。また、オーラルを中心としたコミュニケーション能力養成のために1年次では25人前後の少人数クラスを英語ネイティブ教員が指導にあたっている。

中国語中国文学科では、中国語文化圏における幅広い教養と現代中国語の実践能力を身につけるため、1年次において、「中国地理歴史概説」「中国研究入門」「中国語文法講読Ⅰ・Ⅱ」「中国語会話作文Ⅰ・Ⅱ」といった授業を必修科目として置いている。特に「中国語文法講読」および「中国語会話作文」は、学科教育課程上の基幹科目と位置づけられ、前者は学生の学習到達度を適確に把握するため専任教員が担当し、後者は実践的な中国語の運用能力を育成するため中国語ネイティブ教員が担当している。2年次では各領域の概説、演習等の専門科目に移行し、漸進的学修を設定している。

「日本語教員養成コース」および「多文化理解コース」は学部共通に位置づけられ、どの学科からでも履修でき、希望すればゼミに所属し、卒業研究もできる。

「日本語教員養成コース」は80年代半ばに文化庁が発表した「日本語教員養成等について」に基づき、修得単位に応じて「1級」または「2級」とする本学独自の資格設定を行ない、学生のニーズに合わせる幅広い選択と他大学との差別化をはかっている。

「多文化理解コース」は1、2年次に「アジア事情」「ヨーロッパ事情」「多文化理解演習」などの科目を設け、3、4年次の「ヨーロッパ文化研究」「卒業研究」につなげている。

## [点検・評価]

文学部の基本理念のひとつは、各地域の言語文化の広範な教育、すなわち教養教育の重視である。平成15年度に文学部全体のカリキュラムを見直したが、この理念に従って、3つの学科間の壁を低くし、文学部全体に共通する科目を充実させた。すでに述べたように「日本語教員養成コース」、および「多文化理解コース」の位置づけがそれに当たる。

「日本語教員養成コース」では、このような体系的かつ柔軟なカリキュラム編成により、日本語教育の専門家として多様なニーズに応えられる人材、また異文化適応能力を持つ人材の育成が可能となっている点が評価される。

発足3年目を迎えた「多文化理解コース」では、平成19年3月に初めて卒業生57名を出し、学生の人気も上々であるが、問題なしとはいえない。3学科からの寄り合い的集団という性格のために、コアとなるべき理念が必ずしも固定しているとはいえないが、一方それは多文化の多文化たる所以ともいえる。

日本語日本文学科については、基礎からの専門的な研究へと積み上げてゆくカリキュラムにおいて、それぞれの授業内容が近年の若者の学力動向に対応したものになっているのかどうか、再検証していく必要がある。

英米語英米文学科については、実践を重視した英語教員養成に特に力を注いでいる。英語を母語とする教員が独自教材で教える文化論は、英語運用能力の高い学生に、非常に好評である。

## [今後の改善方策]

日本語日本文学科においては、多様な学生のレベルに対応できるカリキュラム編成を教務委員会を中心に今後も検討していく。また、適切な教材の研究や教授法の工夫などにも努めたい。

英米語英米文学科においては、学科の二大学習目標の一つである英語運用能力の向上に関しては、能力差にあわせた適切な、また合理的なカリキュラムを作り上げることに、教員全員が協力することが必要である。CALL教室の有効活用は今後の重要課題となる。必要なCAI教材の開発は、特に労力と資金を要する分野である。多くの学生に異文化体験をさせるために英語圏で長期留学を可能にする方策を全力で模索する。

また、時代が変わると学生の授業内容に対する要求が変化してくる。小学校児童に対する英語教育や進路を選ぶ際に、役に立つと思われる英語を使う実践的科目（通訳・翻訳・TOEIC、TOEFL受験準備）なども今後充実を図る。

「日本語教員養成コース」は、すでに長い実績もあり、コースとしての授業科目は整備されており、当面改善の余地はない。

一方、開設して間もない「多文化理解コース」では、今後のカリキュラム体系の整備・検討およびその成果の観察が必要である。

## <教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置付け>

### [現状の説明]

日本語日本文学科の基礎教育科目には「研究基礎演習」「日本語学基礎演習」「日本古典文学基礎講読」「日本文化研究」等がある。中でも「研究基礎演習」は文学部他学科に先立って設置された導入科目で、科目の担当者は新生の担任も兼ね、相互に情報を交換し、教育効果の増進に努め、実績を上げている。この科目の最大の目的は、近年とみに問題とされる若者の日本語能力の向上という課題に取り組むことにある。具体的には、身近な社会問題や学生個々の関心事をめぐって「話す、聞く、感じる、考える、書く」といった作業を行ない、それらを総合的に要求さ

れるディベートに挑戦する。その体験のなかでコミュニケーションの動機づけを強化し、相互理解を深め、社会の一員としての責任感を自覚していく。「日本文化研究」は、次章で記すように宿泊研修を含み、大学で学ぶ基礎的な研究方法を学習する科目であるが、同時に新入生同士の親睦を図るという付随的だが大きな意義ももっている。

英米語英米文学科の導入教育は、以下の三種類から成る。

- ①「英語研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」では大学での勉強スキルを身につけさせる一年生対象の少人数クラス。テーマを与えて研究活動を実践させ、口頭発表を行なわせ、報告書を作成させる。担当者は日本人専任教員で、具体的には図書館の使い方、レポート・論文の書き方指導、クラスでの発表やプレゼンテーションの仕方などを指導している。
- ②「英語基礎演習Ⅰ～Ⅳ」では、Ⅰ・Ⅱは英語を母語とする教員によるコミュニケーション（聞く、話す）能力を高める実習の授業。Ⅲ・Ⅳは読解能力を高める授業で、担当教員4名中2名は、英語を母語とする教員である。
- ③外国語科目「英語Ⅰ」は発音について、「英語Ⅱ」は構造（文法）について、授業内容については担当者が集まって、細部にいたるまで打合せを行なっている。Ⅰについては、大部分の教員がCALL教室を利用している。Ⅱについては、習熟度別のクラス編成を実施している。また、2年生を対象とした英語学、英語教育、英米文学、英米文化の4領域の入門科目も設置し、選択必修科目として開講しているため、学生は自分の興味に基づき履修することができ、その分野の知識をさらに3年次に深めることができるようになっている。

中国語中国文学科の学科専門科目における基礎教育および教養的科目としては、「研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」と「中国研究入門」があげられる。「研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は、大学生として必要なリテラシー、資料の収集・分析、発表能力の向上を目指した科目であり、専任教員が担当し、グループによる問題設定・作業・討論などを通じて、学生が、2年次以降のコース選択、3年次でのゼミナール選択といった4年間にわたる大学生活全体に見通しをたて、卒業後の進路選択や社会で生きていくということを考えるために役だつ授業となるように運営されている。「中国研究入門」は専任教員によるオムニバス形式の授業であり、それぞれの教員が専門の立場から中国語を通して中国を理解していく方法を紹介することを目的としている。両者とも専任教員が担当することで確実な教育効果をあげる体制が確保されている。

#### [点検・評価]

以上のように文学部各学科・コースの教育課程における基礎教育の位置づけは概ね適正であると考えられるが、現状では各教員独自の努力により運営されている面が強く、各クラスの学習内容に統一がはかられていない側面もある。

#### [今後の改善方策]

中国語中国文学科においては、平成20年度からのカリキュラムから、「研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を「研究基礎演習」および「中国研究基礎演習」とし、教員間の連絡を図るとともに、基礎教育と専門教育の円滑な連携を図る予定である。

他の学科においても、それぞれの担当者間で共通理解を図りながらより一層の成果をあげていく。

<「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第 52 条との適合性>

[現状の説明]

日本語日本文学科では、日本語学、日本文学、漢文学、書道の教育研究を通して、日本語と日本文学、日本文化の成り立ちと特質に通じた専門家を育てることを目指す。そのため専門教育科目の中に、これら各領域の学修に最低限必要な必修科目を置き、また、選択必修科目を置くことで、各学生の興味に応じてそれぞれの領域を深められるようになっている。近年設置された、日本文学の豊かな鑑賞力を学び、同時に創作的な言語能力を育てるための「日本文学講読と創作」などを含む各領域の専門科目により、学修の成果が3・4年次に履修する「卒業研究」での卒業論文作成によって出されることになる。

英米語英米文学科では、基礎教育の充実と並行し、かつ上に立つものとして、学科の専門的な内容の教授として、3年次において専門領域に関する知識を深く学び、4年次の卒業研究につなげていく。3年次で開講されている「英語演習Ⅲ・Ⅳ」では特に4年次の卒業研究を意識した指導が行なわれる。また英語学、英語教育、英米文学、英米文化の4つの領域の知識を深めるためにそれぞれに対応する講義が二つずつ開設されている。

中国語中国文学科の専門教育科目は、1年次においては、前述の通り、「中国語文法講読」、「中国語会話作文」、「中国地理歴史概説」、「中国研究入門」、「研究基礎演習」を開設し、これらはすべて必修科目となっている。2年次からは、中国語学・応用中国語、中国古典・教養、中国現代社会・文化の3コースから、1コースを選択し、各コースの授業を重点的に履修しながら徐々に専門性を高めていく。なお2年次においても「中国語文法講読Ⅲ・Ⅳ」「中国語会話作文Ⅲ・Ⅳ」は必修であるが、これも各コースを中心としたクラス編成（各4クラス。うち1クラスは各コースより選抜されたアドバンスクラスになっている）をとり、それぞれのコースの専門と連携した授業をおこなっている。3、4年次では学生全員がゼミナールに所属し、さらに専門性を高めていくようになっている。また、現代中国語の運用能力養成を促進するために、各コース共通の専門教育科目に、「中国語コミュニケーション」という科目を開設しているほか、さらに「中国語実地研修」を置き、一定の条件を満たすことによって、大学が認定する中国・台湾の大学における留学成果を単位認定する認定校留学プログラムを実施している。このプログラムは平成19年度春学期で12回を数え、計46名の実績を残した。

「日本語教員養成コース」のカリキュラムは、「言語に関わる領域」「教育に関わる領域」「社会・文化・地域に関わる領域」の3領域と「実習」とから成る。「言語に関わる領域」に属する「日本語教育学」においては、音声、文字・表記、語彙・意味、文法・文型、文章・談話などの項目を体系的に学習することができる。「教育に関わる領域」である「日本語教育法」においては、「日本語教育法Ⅰ（初級日本語の教え方）」、「日本語教育法Ⅱ（中級日本語の教え方）」に加えて「日本語教育法Ⅲ（上級日本語の教え方）」、「音声教育法」、「文章教育法」、「日本語教育特講Ⅰ・Ⅱ（日本語教育の現場）」を学ぶことができ、多様な現場のニーズに応えることができる。「社会・文化・地域に関わる領域」の「日本事情Ⅰ・Ⅱ」の講義内容は、「歴史」「世界と日本」「異文化接触」を含み、異文化間のコミュニケーション能力を育成する基礎となるように図った。「言語と心理Ⅰ・Ⅱ」では、心理学と日本語教授法、第2言語習得場面における関連性について扱い、これも異文化適応能力の養成を目指している。

「多文化理解コース」の関連科目は、「独語圏文学Ⅰ・Ⅱ」「仏語圏文学Ⅰ・Ⅱ」「独語圏文化研

究Ⅰ・Ⅱ」「仏語圏文化研究Ⅰ・Ⅱ」を中心として、他に「ヨーロッパ事情Ⅰ・Ⅱ」「ヨーロッパの言語Ⅰ・Ⅱ」「アジア事情Ⅰ・Ⅱ」「アジアの言語Ⅰ・Ⅱ」「ヨーロッパの文学Ⅰ・Ⅱ」「ヨーロッパ文化研究Ⅰ・Ⅱ」「アジア文化研究Ⅰ・Ⅱ」がある。他に「多文化理解演習」「外国語実地演習」「多文化教育論」「英米事情」「国際関係論」「国際教育論」といった科目も履修できるようになっている。特に「多文化理解演習」は日本人学生と外国人留学生の合同クラスであり、相互文化理解の促進に貢献している。ドイツ語・フランス語の4名の専任教員が主体となって、本コースの指導に当たるが、日本語日本文学科、英米語英米文学科、中国語中国文学科、日本語教員養成コースの教員もこれに加わる。「卒業研究」では、受講者はドイツ・フランスを中心にしたヨーロッパの文化から日本文学に至るまで、幅広いテーマに取り組んでいる。

#### [点検・評価]

文学部では「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性については、カリキュラム改定毎につねに洗練の度合いを高める努力を続けており、問題はない。

中国語中国文学科においては授業内容の多様化および実践的な中国語運用能力を高めるための科目にもう少し工夫が必要であろう。また、さらに留学促進を図るための科目、プログラムが模索されるべきである。「日本語教員養成コース」では実習部分をより強化する必要が認められる。「多文化理解コース」では、「卒業研究Ⅰ」に直結する「ヨーロッパ文化研究Ⅰ・Ⅱ」がそれぞれ春学期・秋学期の半期開講でしかなく、その準備段階の教育としては不足している。また、外国語を多用せずに、外国の文化に関する授業をする場合が多いことも問題である。

#### [今後の改善方策]

中国語中国文学科においては、授業内容の多様化のためには集中講義に対応する授業科目の設置を検討する。また、実践的な中国語運用能力を高めるために、平成20年度からのカリキュラムにおいて、中国語学・応用中国語コースの科目として、「応用中国語演習」を置き、翻訳、検定試験対策など目的別のクラス編成を行なう。また、留学促進のため、認定校を増加するほか、学部共通科目の「外国語実地研修」を利用して、2週間程度の短期留学プログラムを開設する。

「日本語教員養成コース」では実習部分をより強化するために、従来の日本語教育の実習先としてシドニー大学、「日本語実習Ⅱ」（北京大学）留学生別科があったが、新たに極東大学を加える。また実習へのブリッジとして「日本語教育運営法」を新たに設ける。学生はその所属学科に関わらず、日本語教育ゼミに所属して、卒業研究をすることができ、また各学科での専攻を異文化比較（日英、日中）という形でより深めることを可能とする。

「多文化理解コース」では科目増設が必要である。まずは、上記「ヨーロッパ文化研究Ⅰ・Ⅱ」に加えて、「ヨーロッパ文化研究Ⅲ」を開講する。また、必要な外国語の履修方法について検討する。  
**<一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性>**

#### [現状の説明]

本学における「一般教養的授業科目」とは、越谷キャンパスの他の学部と共通に設けられた「共通教養科目」のことであるが、文学部ではここから16単位分の科目を履修して取得させている。これらの科目は伝統的な学問体系にもとづいた科目群と、今日的な関心を主題とする総合科目、そして情報処理科目に分けられている。

コマ数増が厳しく抑制される中、情報処理科目のコマは一挙に増やされたが、共通教養科目で

は平成 19 年度になって「国際学」「言語学」が加えられたのみである。

#### [点検・評価]

「総合科目」を含めて 1 クラス当たりの受講者数の増大に適切に対処できていない。現在では 1 クラス 400 名規模の受講者を抱える授業もある。情報処理に関する科目を増やす過程で、教養教育に対する取り組みが十分ではなかった。

#### [今後の改善方策]

キャンパス教務委員会において、開講科目の内容と受講者数について検討する。

＜外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性＞

#### [現状の説明]

日本語日本文学科では、外国語科目として、日本人学生は、「英語」、「中国語」、「フランス語」、「ドイツ語」のなかから 8 単位以上を卒業までに履修する。留学生、帰国生は、原則として、「日本語」を外国語として 8 単位履修する。ただし、すでに日本語に習熟している場合には、その他の外国語を選択することができる。

英米語英米文学科では、平成 15 年度カリキュラム以後、外国語科目として「英語」8 単位を必修科目として位置づけている。これは、本学科の特徴として専門科目と合わせた相乗効果を狙い、全般的にみた学力低下に対応しようとしたものである。選択科目としては、「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」のそれぞれⅠ～Ⅵ、「英語」のⅤ、Ⅵが開設されており、意欲のある学生が多言語を学ぶ機会を設けている。

中国語中国文学科の外国語科目は、「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」のなかから、卒業までに 8 単位を修得することになっている。

#### [点検・評価]

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置は概ね適切であると考えられる。

#### [今後の改善方策]

文学部を含む越谷キャンパスの外国語科目には、平成 20 年度より新たに「韓国語」を加え、多様な外国語の履修を可能とする。

＜教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性＞

#### [現状の説明]

文学部の卒業単位は 3 学科共通に 128 単位であり、この数は大学設置基準よりも多い設定である。その内訳は、一般教養的科目である「共通教養科目」が 16 単位、「外国語科目」は 8 単位、残る 104 単位が「専門教育科目」となる。ただし、この 104 単位の中には、文学部独自の教養的要素を持つ科目が含まれている。すなわち「学部共通科目」に属する科目のいくつかがそれに当たる。

#### [点検・評価]

学生の基礎的教養の充実に対応する必要がある。他方には大学らしい専門的な知識の習得に対する学生の期待がある。そのあいだのバランスをとる必要があるだろう。こうした考えのもと、現在の教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分は概ね適切であると考えられる。ただし、外国語科目の量的配分

に関しては、これを多様化すべきとの考えから改善の余地がある。

#### [今後の改善方策]

多様な外国語科目の履修を可能とする一方法として、「英語」が必修となっている英米語英米文学科では、外国語科目の履修単位数を増やす案が出され、現在学科で検討中である。

#### <基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況>

#### [現状の説明]

「研究基礎演習」や「日本語学基礎演習」「英語研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「中国研究入門」などの基礎教育科目については、学科ごとに担当者間で授業内容・運営などについて話し合いを持っており、場合によっては他学科との情報交換によって授業改善の参考とすることもある。いずれにしても、各学科の導入教育的基礎科目は、最終的には学科会議によってその内容や運営の方向性が定められている。

また、教養教育に関しては学部共通科目とキャンパス共通科目とがあり、学部共通科目は学部教務委員会が、キャンパス共通科目はキャンパス教務委員会がその直接的な運営管理を行なっている。教養教育、すなわち共通教養科目についてはキャンパス教務委員会が運営しており、詳細については3-6-1-kで述べる。

#### [点検・評価]

各学科の学科会議は毎月定例で開かれており、複数の担当者がある基礎科目について情報を交換し合う場となっている。また、「研究基礎研究」のような導入教育を共同研究のテーマとして取り上げたこともあり、内容についての入念な検討と検証が行なわれている。また、学部教務委員会も毎月開催され、特にカリキュラム変更が予定される年度に向けては、問題点の洗い出し、改善策を検討し、新たな科目設定も視野に入れながら、学部運営協議会・教授会に提示しており、学部共通科目の管理母体としての機能を果たしているといえる。

現時点では、基礎教育の実施・運営のための責任体制は各学科ともに確立している。また、基礎教育を担当する非常勤講師との連絡や調整についても適切に行なわれている。

キャンパス共通科目の運営管理については、学部選出教務委員が、学部の意見を携えてキャンパス教務委員会に出席し、さまざまな要望を提案・検討しており、現状で問題は生じていない。

#### [今後の改善方策]

基礎教育に対する学科ごとの取り組み、特に導入教育的分野に関する授業内容や教育方法などの情報を、学科を越えて共有できるような機会をつくり、より効果的な授業実施に役立てる。また、学部教務委員会と基礎教育の授業担当者との連携を密にして、授業内容の充実を図り、基礎教育が円滑に実施・運営できるように、今後も非常勤講師を含めた担当者間での適切な連絡・調整を行なっていく。

キャンパス共通教養科目の運営にも学部が関与し学部単位にすべきとか、あるいはもっと積極的に学部が責任をもつべきだとの意見もあるが、専門科目と教養科目との相互関係については、キャンパス教務委員会と各学部を代表する委員のあいだでさらに議論が深められるべきであろう。



### 3-3-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続

#### [現状の説明]

日本語日本文学科の導入教育科目としては、1年次設置の「研究基礎演習」、「日本語学基礎演習」、「日本古典文学基礎講読」等がある。また本学科では創設以来20年間にわたり、新入生全員が参加し、そのオリエンテーションも兼ねる合宿研修「日本文化研究」を実施してきた。現在定着している方法は、那須黒羽方面を研修地に選定し、合宿に先だて、学生は入学直後から「奥の細道」などの古典文学や栃木にちなんだ伝承近現代文学、さらに方言などをグループ別に事前学習し、現地でその成果を発表する。あわせて現地踏査も行なう。

英米語英米文学科においても、さまざまな入試方式によって入学してきた学生がおり、学生の英語のレベル差が大きいことを把握した上で、授業を運営している。まず、入学時には学科独自のオリエンティング形式の研修を実施している。これは越谷キャンパス内に10のチェックポイントを設け、新入生は5人程度のグループになり、全チェックポイントを通過し、そのタイムと回答率を競うイベントである。各チェックポイントでは専任教員が大学生活や語学、英米文化などに関する質問を用意しており、全チェックポイントを回ることで、新入生はキャンパス内の校舎の配置、各種施設の場所、学科で学ぶ内容の一部などを理解することができる。

さらに、1年次用の「英語研究基礎演習Ⅱ」では、導入教育として大学での勉強の仕方が効率的に学べるような内容になっている。また、新入生は全員4月にコンピューターを使用してCASECと呼ばれる英語能力テストを受験することが決められており、そのスコアに基づき「英語研究基礎演習Ⅰ」のクラス分けがなされている。

中国語中国文学科では、導入教育的科目として、現在、「研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」という科目が開設されている。すでに、「学部・学科等の教育課程」でも述べたとおり、大学生として必要なリテラシー、資料の収集・分析、発表能力の向上を目指した科目である。

#### [点検・評価]

日本語日本文学科の「日本文化研究」は、この研修を通して新入生が大学生活のリズムと友人関係の端緒をつかむことができ、きわめて有意義な行事である。

英米語英米文学科の「英語研究基礎演習Ⅰ」については、一般的には習熟度別によること自体に賛否両論は存在するが、本学科では特に1年生の少人数クラスで効果的であると思われる。CASECの結果が今後蓄積されることにより、新入生の英語力の伸びが客観的なデータとして示されるだけでなく、学習に困難さを感じている学生を把握し、今後補習などの対策を取ることができるので有益である。

以上のように、各学科において、学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施は概ね適正に行なわれていると考えられる。

#### [今後の改善方策]

各担当教員によって個別に行なわれている授業運営上の配慮・工夫が共有される場を設けこれによって、さらに授業内容の改善が見込まれる。たとえば、導入教育に関する工夫を発表しあうような場を設けてもよいし、学科を超えた体制で導入教育改善に取り組むことを学部長と学科長、学部教務委員会で構成する運営協議会で検討する。

### 3-3-1-3 履修科目の区分

#### [現状の説明]

文学部各学科 104 単位の「専門教育科目」の内訳は以下のようなものである。

日本語日本文学科では必修が 42 単位、選択必修が 22 単位、学部共通科目が 40 単位である。

英米語英米文学科では、英語に関する専門科目を 54 単位（必修 42 単位、選択必修 12 単位）と比較的少なくする一方、英語以外の学部共通科目（多文化理解、日本語教員養成、言語文学総合の分野）を 50 単位と比較的多く設定し、文化に関する幅広い教養を培うという目標に沿ったカリキュラムとなっている。

中国語中国文学科では、必修が 38 単位、選択必修が 36 単位、学部共通科目が 30 単位である。中国語中国文学科の選択必修科目は、中国語学・応用中国語、中国古典・教養、中国現代社会・文化の 3 コースのうち、自身の選択した所属コースの科目を 20 単位、所属コース以外のコースの科目もしくは共通科目（「中国語コミュニケーション」、「文言文演習」、「中国語教育」、「中国語実地研修」、「中国社会文化実地研究」）から 16 単位を修得することになっている。

#### [点検・評価]

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分について、日本語日本文学科の履修科目の性格は、必修科目において基礎的、基本的な学習に重点を置きながら、選択必修科目において幅広い領域から選択することが可能となっており、そして選択となっている学部共通科目から学生の個性と興味に応じた科目を自由に履修できる点が長所である。

英米語英米文学科では、3 年生になる段階で、学生は英語コース、多文化理解コース、日本語教育コースに分かれることになる。他学科と比較し、学部共通科目が多いのは「多文化理解コース」や「日本語教員養成コース」で卒業研究指導を受ける学生が幅広い分野から学べることになり、適切な配置である。

中国語中国文学科は、他の 2 学科に比べて、学科専門教育科目の比重が重くなっているが、これはほとんどの学生にとって中国語ははじめて習う外国語であるという事情によるものである。「学科専門科目」における必修科目と選択必修科目は、専門性と多様化という観点から妥当である。

#### [今後の改善方策]

以上のように、各学科・コースのカリキュラム編成における、必修・選択の量的配分は、本学部科の教育上の特質に基づき、適切かつ妥当であると考えられるので、当面改善の計画はないが、カリキュラム改訂のときには、その時の状況をふまえて改善の必要があれば改善する。

### 3-3-1-4 授業形態と単位の関係

#### [現状の説明]

文学部で開設している授業の形態と単位の関係については、文教大学学則の定めに従っている。具体的には、日本語日本文学科においては、一部の科目（「研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「日本近代文学演習Ⅰ・Ⅱ」）で週 2 回、1 セメスター完結の授業が開講されているのを除き、大半の科目は従来とほぼ同じく、通年科目は春期・秋期に分けてⅠ・Ⅱとする形式をとっている。講義・講読・演習・卒業研究いずれも 1 セメスター 2 単位であり、卒業論文の作成を含む「卒業研究Ⅱ - (2)」のみ 4 単位である。なお、演習は受講生による準備・口頭発表・討論・文章表現などを中心に行

なわれている。また、「日本文化研究」（2単位）は、1年春学期において、班ごとに日本文化に関するテーマを設定して調査・考察し、それを宿泊研修セミナーの場で発表する総合的な演習形式の授業である。

英米語英米文学科の必修および選択必修科目は越谷キャンパスで実施されているセメスター制度に則って開設されている。つまり、どの科目も春、秋それぞれの学期で完結するものであり、週1回の授業で2単位、週2回の授業で4単位を修得する。ただし、「卒業研究Ⅱ - (2)」に関しては、卒業研究論文作成が含まれるため4単位となっている。1年次のネイティブ教員による英語コミュニケーションを指導する「英語基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、専任教員の担当する「英語研究基礎演習Ⅰ」（ネイティブ）と「英語研究基礎演習Ⅱ」（日本人）は1学年を6クラスに分け25人程度のクラス編成としており、ある程度効果的な教育が行なわれている。

中国語中国文学科は、セメスター制を採用し、専門科目は、原則として週2回の授業を行ない、学期（セメスター）毎に完結する形態をとっている（「研究基礎演習」と「卒業研究」は週1回で各セメスター完結）。授業科目の単位は4単位を基本としているが、中国語関連の必修科目については、語学演習科目であることに鑑みて、週2回の開設形態ながら2単位としている。また、「研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「卒業研究」（Ⅰ-1、Ⅰ-2、Ⅱ-1）は1セメスター（週1回）で2単位、4年次秋学期の「卒業研究Ⅱ-2」だけが卒業論文を加算して6単位としている。このほか認定校留学プログラムに参加した学生のための科目として、「中国語実地研修」、「中国社会文化実地研究」を設けている。これは、それぞれ現地での授業時間および学習内容を換算し、8単位、2単位を認定することとしている。

#### [点検・評価]

単位計算方法については、大学設置基準及び学則に従っているので妥当である。

日本語日本文学科において、2セメスターにまたがる科目が多い点については講義・演習が中心である本学科にとって、完全セメスター形式に比して、よりふさわしい実施方法と合意されている結果である。

#### [今後の改善方策]

以上のごとく、文学部各学科・コースにおける各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法は妥当であると考えられるため改善の計画はない。

### 3-3-1-5 単位互換、単位認定等

<国内外の大学等と単位互換を行なっている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性>

#### [現状の説明]

文教大学では、獨協大学、日本工業大学、埼玉県立大学との間で、「埼玉県東部地区大学単位互換に関する協定書」を交わし単位互換制度が実施している。この協定は四大学間の相互の交流と教育の充実を目的とし、学生が修得した科目の単位を所属する大学の卒業所要単位として認定するものである。各大学では単位互換のためにそれぞれ20から30科目を指定し、協定を結んだ他大学の学生に受講を認めている。文学部では、他学部同様、学生が該当大学の指定された科目を修得した場合には、その単位を「他学部他学科聴講及び単位互換（8単位を上限とする）」として卒業所要単位に認定している。この単位互換制度が導入された平成15年度から18年度まで

の間、その利用者数は文学部全体で毎年4名から7名の間を推移し、1人当たりの平均認定単位数も2単位程度に過ぎず、その利用は低調である。(表3-13参照)

表3-13 文学部の単位認定状況(平成15～18年度)

年度・学科		認定者数 (A)	他大学		1人当たり平均認定単位数 (B)÷(A)
			認定単位数総数(B)		
				専門以外	
平成15年度	日本語日本文学科	2	6		3.0
	英米語英米文学科	2	4		2.0
	中国語中国文学科				
計		4	10		2.5
平成16年度	日本語日本文学科				
	英米語英米文学科	2	5		2.5
	中国語中国文学科	2	3		1.5
計		4	8		2.0
平成17年度	日本語日本文学科	5	10		2.0
	英米語英米文学科	2	5		2.5
	中国語中国文学科				
計		7	15		2.3
平成18年度	日本語日本文学科	3	6		2.0
	英米語英米文学科	1	2		2.0
	中国語中国文学科				
計		4	8		2.0

また、本学では、現在、国外の大学とは単位互換を行っていないが、文学部では、本学が交流協定を結び学生を派遣している国外大学(カンタベリー大学、ミシガン大学、デュッセルドルフ大学、南開大学等)で学生が修得した科目の単位、及び大学が独自に認定した国外大学(中国語中国文学科の認定校留学プログラムの8校等)で学生が修得した科目の単位は、その科目の時間数、内容に基づき、学部教務・教職課程委員会で審議し、教授会の議を経て、卒業所要単位として、1セメスター当たり、履修制限上限の20単位以内で認定している。なお単位認定を円滑に進めるため、中国語中国文学科では、平成15年度カリキュラムから、留学用認定科目群として、「中国語実地研修Ⅰ～Ⅳ(各8単位)」、「中国社会文化実地研究Ⅰ・Ⅱ(各2単位)」を設けた。英米語英米文学科も平成20年度の新カリキュラムから留学用認定科目を設ける予定である。

文学部において、平成14年度から18年度に協定校派遣留学で単位が認定された人数、その認定単位数は、14年度は該当者がなく、15年度は日本語日本文学科(以下日文と略称)1名、英米語英米文学科(以下英文と略称)1名、中国語中国文学科(以下中文と略称)1名で、1人当たりの認定単位数16単位、16年度は中文1名で、認定単位数28単位、17年度は英文2名で、1人当たりの認定単位数は12単位、18年度は英文1名で、認定単位数24単位である。単位認定者の数が少ないのは、協定派遣校の数が少ないのでやむを得ないが、留学期間が2セメスター(=1年)であるにも係わらず、単位認定数が概ね1セメスター分の20単位程度となっており、あまり多くない。

また、認定校(中国語中国文学科の認定校留学プログラムの8校等)留学で単位が認定された人数、その認定単位数は、平成14年度が10名で、1人あたりの認定単位数15.8、平成15年度

は中国での SARS 流行により留学を中止したため、単位認定ができず、16 年度は 3 名で、1 人あたりの認定単位数 13.6 単位、17 年度は 6 名で、1 人あたりの認定単位数 21 単位、18 年度は 10 名で、1 人あたりの認定単位数 16.4 単位である。人数は漸増の傾向にあり、留学期間は概ね 1 セメスター (= 半年) であるが、認定単位数は 13.6 から 20 単位を推移し、比較的多い。

#### [点検・評価]

「埼玉県東部地区大学単位互換に関する協定書」が締結され、近隣 3 大学との単位互換が行なわれたことにより、学生の希望する学習領域が拡大されたことは評価されるべきである。しかし、この制度の利用希望者は潜在的には多いと思われるにもかかわらず、[現状の説明]で述べたように、現在この制度を利用する学生は極めて少ない。今後、学生が利用しやすいように改善することが望まれる。

#### [今後の改善方策]

受講可能科目を増やしたり、受講者数の制限を緩和するよう他大学に要望し、学生にとって受講しやすく、魅力ある制度にすることをキャンパス教務委員会に提案する。

<大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等においては、実施している単位認定方法の適切性>

#### [現状の説明]

本学では、他大学から編入学した学生が他大学で修得した単位、本学内で転学部、転学科した学生がそれ以前に属した学部、学科で修得した単位、及び新入生が本学入学前に既修した単位は、該当者が申請をし、その関連書類を学部教務・教職課程委員会で審議し、教授会の議を経て、卒業所要単位として認定している。文学部では編入学した学生は 1 人当たり概ね 60 単位近くを卒業所要単位として認定されている。また、新入生で本学入学前に既修した単位を認定卒業所要単位として認定された学生は、近年毎年 10 名を超えない程度おり、1 人あたりの認定単位数は、2 単位から 7 単位弱で推移している。

また、外国語科目では、外国語能力検定試験で一定以上の成績を取った者には、そのレベルに応じて卒業要件として必要な外国語科目の単位を、外国語教育委員会及び学部教務・教職課程委員会の審査、教授会の議を経て、認定している。近年では英語を中心に毎年数人の学生がこの制度を利用している。

#### [点検・評価]

これらの単位認定方法の中で、編入学者の単位認定作業はその修得科目の内容を一つひとつ教科書、授業概要にあたりながら、その内容が近似の本学の科目を見つけ、その単位として認定しており、厳密に行なっていることは評価できる。一方で、単位認定作業に時間を要することから、この作業を円滑化する方法を模索する必要もある。

#### [今後の改善方策]

編入生を含め入学前の既修得単位認定にあたり、厳密さを維持しつつも単位認定作業を改善し、単位認定を速やかに行なえるようにする。

<卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合>

#### [現状の説明]

本学では、学則第 20 条により学部、学科を問わず、平成 12 年度以前においては、30 単位以内、13 年度以降は 60 単位以内で、国内外の他大学で修得した単位、大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を卒業所要単位として認定している。

**[点検・評価]**

現在のところ、特に問題はないと思われる。

**[今後の改善方策]**

現在の割合で特に問題がないので、改善方策を立てる必要はない。

**<海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置付け>****[現状の説明]**

本学が学生交流協定を締結し、相互に学生を派遣する海外の大学には、ニュージーランドのカンタベリー大学、クライストチャーチ教育大学、ドイツのデュッセルドルフ大学があり、また本学からのみ学生を派遣している海外の大学にはミシガン州立大学、南開大学等数校がある。文学部では、本学から派遣された相手校で修得した科目の単位は、まえに述べたように、本学の卒業所要単位として、1セメスターあたり20単位以内で単位認定している。ただし、留学で修得した科目の単位は、各キャンパス、各学部、各学科の既成の科目の単位として認定するのが一般である。例外としては、これも既に述べたが、文学部中国語中国文学科では、留学用認定科目として、「中国語実地研修」、「中国社会文化実地研究」の科目群を設け、主にこの科目群で、留学により修得した科目の単位を認定している。

**[点検・評価]**

文学部では協定校に派遣された学生の留学中修得した科目を単位認定する科目が、中国語中国文学科を除き、カリキュラムに設けられていないため、認定単位数が多くない傾向にある。そのため、帰国後履修が窮屈になる傾向がある。

**[今後の改善方策]**

認定単位数を適正な数に増やし、留学を適正に評価するため、学生が留学中修得した科目を単位認定するための科目群をカリキュラムの中に設けることを学科及び学部教務委員会で検討する。

**3-3-1-6 開設授業科目による専・兼比率等****<全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合>****[現状の説明]**

文学部の学部共通科目66のうち、専任担当科目数は20、対して兼任担当科目数は46であり、専任教員担当比率は30.3%である。(大学基礎データ表3参照)

日本語日本文学科の専門教育科目は、平成19年度現在10名の専任教員と30名の兼任教員によって担当されている。専門教育科目の全開設科目数は112、うち専任担当科目数は73、対して兼任担当科目数は39であり、専任教員担当比率は65.2%である。その内訳としては、必修科目の専任担当科目数は60、対して兼任担当科目数は10であり、専任教員担当比率は85.7%である。選択必修科目においては、専任担当科目数は10、対して兼任担当科目数は19であり、専任教員担当比率は34.5%となる。ほかに選択科目13があり、うち専任担当科目数は3、対して兼任担当科目数は10であり、専任教員担当比率は39%である。

英米語英米文学科における専任教員担当比率は必修科目においては84.7%、選択必修科目においては77.8%である。必修科目においては1年次開講の「英語基礎演習Ⅰ・Ⅱ」のそれぞれ6ク

ラス（ネイティブ担当）、「英語基礎演習Ⅲ・Ⅳ」それぞれ4クラスのうち1クラス、3年次開講の「英語演習Ⅱ・Ⅲ」（ただし週に1回）は兼任担当となっている。また、選択必修科目では2年次開講の「英語学Ⅰ・Ⅱ」の各1クラス、「英語教育学Ⅰ・Ⅱ」の2クラスのうちの1クラスを兼任が担当している。

中国語中国文学科の専門教育科目は、平成19年5月現在、9名の専任教員と20名の兼任教員によって担当されている。学科専門教育科目のうち、必修104科目中、専任の担当比率は80.8%（専任84科目、兼任20科目）、選択必修44科目中、専任の担当比率は、36.4%（専任16科目、兼任28科目）となっており、全148科目中における専任の担当比率は、76.6%（専任100科目、兼任48科目）である。

#### [点検・評価]

文学部の学部共通科目において専任教員担当比率が30.3%と低いが、これは専任が各学科の専門科目を主として担当しており、また英米語英米文学科・中国語中国文学科の専任教員は外国語科目も担当しているので学部共通科目を担当する余裕がないためである。

日本語日本文学科では選択科目である書道の専任教員が1名であるために、その専任教員担当比率が低くなっている。また、教養教育科目の専任教員担当比率が19.4%と低いのは、多様な内容の科目を外部に依頼しているためであり、総じて概ね妥当である。

英米語英米文学科では、専任教員は、一般外国語で必修となっている「英語Ⅰ～Ⅳ」を春・秋合わせて12クラス分担当しているため、過剰な授業負担が懸念される。学科でドイツ語、フランス語担当教員を除いた英語関係の専任教員は11名であり、大学院の科目も含めると一人の専任が担当する授業コマ数は週に8コマにおよんでいる。

中国語中国文学科では、必修科目と選択必修科目で専任の担当率に大幅な違いが見られるが、これは専任が学科の基幹科目を担当しているためであり、また、選択必修科目においては授業科目の多様化を図っているためでもある。このこと自体はもちろん悪いことではないが、専任教員が選択必修科目として自身の専門を講ずる機会が減じている点、兼任への依存が高い点は改善されるべきであろう。

「日本語教員養成コース」（科目数は上記日本語日本文学科に含まれる）の総コマ数は現在74コマ、うち専任が担当しているコマ数は28コマ、兼任は46コマで、専任の担当コマは4割にも満たない。これは、現在、日本語教育研究室に所属する専任教員は5人だが、そのうちの4人は留学生別科の併任教員であるためである。

「多文化理解コース」（科目数は上記英米語英米文学科に含まれる）の開設科目のうち、専任が担当する「卒業研究」等の科目と、兼任が担当する科目との比率はかろうじて専任が上回る程度であり、改善が必要である。

#### [今後の改善方策]

英米語英米文学科では、兼任に任せることができる科目を今後厳選し、専任教員の負担軽減をはかることが大切だ。中国語中国文学科では、研究基礎演習や中国語文法講読といった基幹科目を専任が担当しつつ、さらに専任教員の専門を講ずる機会を増やすためには専任教員の人員増が最も有効な方策であると考えられる。「日本語教員養成コース」では、上述のような状況の中で日本語教育の開設科目を専任が担当する比率を上げていくには限度があり、これを解消するためには専任教員の増員が必要であり、この可能性を追求する。

大学基礎データ表22「専任教員の担当授業時間」によれば、文学部教員の平均担当授業時間

数は15時間を超え、これは人間科学部に次ぐ多さである。こうした状況で、さらに専任教員担当比率を上げ、専任教員の増員が必要である。

#### ＜兼任教員等の教育課程への関与の状況＞

##### [現状の説明]

3学科ともに、専門教育の必修科目において専任教員担当比率は80%を超えて高い。中国語中国文学科では、中国語会話作文は必修科目であり、基幹科目でもあるが、実践的な中国語運用能力の向上を目標としており、中国語ネイティブの専任教員（現在1名）では担いきれないため、ネイティブの兼任教員に依頼している。また、選択必修科目については、内容多様化のため、兼任教員に数多くの授業を依頼しているが、専任教員と密接に連携を取り、兼任教員の意向を聞きながら適切に運営している。

##### [点検・評価]

3学科ともに、専門教育の必修科目における専任教員担当比率が高いことは、専門教育の選択必修および教養教育科目を中心に、多様な授業内容を揃えることとなり、評価できる点がある。

##### [今後の改善方策]

3学科とも専任教員と兼任教員の連携は密接であり、今後も助手を通じて、日常的な連絡を徹底するとともに、次年度授業打ち合わせ会を開催するなどして、現状を維持していく。

### 3-3-1-7 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

##### [現状の説明]

文学部および越谷キャンパス全体として、外国人留学生に対しては、入国管理局からの問い合わせに即時に対応できるよう、出欠管理を事務局との連携のもとに行なっている。

日本語日本文学科では、外国人留学生には必要に応じて外国語科目として「日本語」の履修を認め、外国人には理解の困難な古文・漢文の基礎教育を施している。さらに、このクラスの担当には専任教員をあて、クラス担任とは別に留学生担当者として、公私にわたり面倒を見ている。さらに、外国人留学生に対して学部予算からチューターをつけ、日本語関係の特別に用意された科目の履修を勧め、2年次以降も、できるだけ留学生個人の学力に応じた内容の授業が履修できるように指導している。

英米語英米文学科、中国語中国文学科においては、社会人入試は行なっていないが、現在、留学生入試および帰国生入試を設け、それぞれ若干名を定員としている。それぞれの入試で学生が入学した場合、中国語中国文学科においては1、2年次はクラス担任が、3、4年次はゼミナール指導教員が当該学生のケアを担当することとなる。英米語英米文学科においては、1～3年次までクラス担任が担当、4年次のみゼミナール指導教員が担当する。

##### [点検・評価]

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒の中では最も数が多い外国人留学生の大半は日本語日本文学科が受け入れているが、以上のように教育課程編成上、教育指導上の配慮は適切と考えられる。

##### [今後の改善方策]

社会人入試について文学部として今後導入を検討していくべきであろうと考える。現在、社会人入試を行なっている他学部と連携し、全学的に社会人入試制度の活性化を図っていくことも



キャンパス入試委員会に提案する。

### 3-3-1-8 生涯学習への対応

#### [現状の説明]

本学には生涯学習センターが置かれており、文学部からも、生涯学習センター主催の講座に学部の教員が出講することで協力を行っている。本年度は中国語中国文学科の謡口明教授による「朗誦『論語』」、白井啓介教授による「世界を視る—中国映画で知る『上海モダン世界』—」等が開催される予定である。このほか、日本語教育研究室が関わり、実用語講座「外国人のための日本語講座」（地域の外国人対象）をコーディネートしている。

#### [点検・評価]

本学部が持つ人的資源を有効活用するためにも生涯学習センターとの連携をさらに進めることが重要である。

#### [今後の改善方策]

教員ごとに公開講座などで一般向けに講義可能なメニュー作りなどの検討を始める。

### 3-3-1-9 正課外教育

#### [現状の説明]

文教大学の学則に掲げられている「人間愛の教育」を文学部においては、各学科・研究室の教員のみならず、事務職員が一体となって実践している。

文学部では、言葉と文学を通じて、自らの文化と異なる文化を学び、広い見識と豊かで強い心を持つ学生の育成を目標にしている。そこで、文学部における正課教育で得た知識・技能の活用・応用発展をめざし、正課外の教育では、この「人間愛の教育」の精神に基づき、学生の大学生活の充実がいつそう図られるように、学問研究や勉学に対する意欲や考察の深化を基本に据えて、教職員が学生の能力や資質向上のための教育や諸行事・自主ゼミが各学科・研究室を中心に、以下に示すように多くの活動がなされている。

#### ・講演会

(1) 日本語日本文学科では年3回（春・秋・冬）講演会を開催

平成18年度の講演会

6月17日、関口安義氏。参加者130名。（文教大学国文学会と共催）

9月30日、倉沢栄吉氏。参加者95名。

12月9日、斉藤麻梨子氏・本保円氏・金愛蘭氏〔芸能鑑賞会〕津軽三味線 小田島徳旺氏  
150名

(2) 言語文化研究所の主催で異文化体験講演会を実施

平成18年12月13日。テーマ「留学ってなんだ」：経験者から何でも聞こう

英文科の学生でニュージーランド・オーストラリア・カナダに留学した3名の学生と中文科の学生で中国に留学した学生の体験を発表し、聴衆者と交流した。参加者15名。

(3) 中国語中国文学では講演会を開催

平成15年12月6日、中林史朗氏の「中国文化の日本的様相」講演会（参加者80名）

・国際交流

(1) 韓国極東大学校との文化交流（平成19年6月23日～7月6日）

韓国極東大学校の学生が来日し、日本語・日本文化を学び、文教大学の学生と文化交流をした。極東大学から、30名の学生が来日し、文教大学の教職員学生160名が参加した。（参加者の8割は文学部学生）

交流の目的

- ① 極東大学と文教大学の学生が交流を深め、日本語学習を通じて相互交流を促進する。
- ② 日本文化を体験する。（和太鼓・盆踊り・だるま工場体験）
- ③ 文教大学の日本語教育の充実。

(2) 外国人のための日本語講座スチューデントティーチャー

日本に滞在し、日本語が話せない外国人を対象とした講座に、日本語教員をめざす学生が、日本語の教員の指導のもとに、ボランティア活動をする。

日本語の能力別にA、B、Cのクラスがあり、火曜日、金曜日18:30～20:00。年間春・秋20回の講座があり、参加学生はA、B、Cのクラスに各3名。

(3) 異文化体験（国際）交流会（平成18年度）

スポーツによる交流（5月9日）別科学生（36名）と文学部学生10名

食文化交流会（9月20日）別科学生（30名）・教員、学生（35名）

餅つき大会（12月9日）別科学生（36名）と文学部学生（16名）

・キャリア支援講座・説明会

(1) 英語教育夏期講座（言語文化研究所主催）

英語教員志望の学生ならびに中学校・高校教員のための英語教育の理解を深める講座

平成18年8月1日（火）3講座・2日（水）1講座・シンポジウム。

参加者94名（学生15名）

(2) 論作文ゼミ（キャリア支援課就職係主催）

教員になるための資質能力・教師観を養うための講座

各クラス20名～30名で論作文の勉強や面接試験の対策を行なう。文学部の平成18年の参加者は3学科合わせて33名であった。

(3) 自主ゼミ（文学部就職委員会主催）

教員志望の学生に一般教養問題や教育課題についての勉強指導をする。

平成18年春学期（月）16:20～17:50 参加者20名

秋学期（月）16:20～17:50 参加者10名

(4) 介護実習・教育実習説明会（教育支援課実習係）

正課の介護・教育実習を充実するための、説明会やオリエンテーションを実施。

平成19年

1月17日 教育実習オリエンテーション（3年生） 参加者217名

4月18日 教育実習直前指導（4年生） 参加者178名

4月25日 特別支援学校介護等の体験事前指導 参加者38名

[点検・評価]

各学科・研究室は、学生に対する各種講演会や行事を実施し、学生の大学生活の充実や学問研究、卒業後の進路について、正課と正課外の区別がつかないほど、積極的に支援しており、高く評価

できる。上記の他にも、中国語中国文化では、従来中文学会の行事であった、講演会や湯島聖堂の孔子祭への参加は希望する学生を、教員が引率し参加し、講演を聴いている。さらに、朝のNHKの中国語のラジオ講座を毎朝、有志の学生と教員が聞いている。ただ、学科、研究所、研究室にとどまる行事や企画、講座が多く、それらのものが有効性をさらに発揮するためには、学部全体で取り組めるよう、関連するものを整理・統合する必要がある。

#### [今後の改善方策]

文学部における正課外の教育は、学生のニーズや能力・資質の向上のために、時間・労力を惜しまず、講演会や行事・自主ゼミを開設して取り組んでいる。今後の課題・改善の方策として、各学科・研究室で実施している正課外の教育について、学部のコンセンサスをはかりながら、学部全体で取り組むべきものと、個別で実施するものの区別を明確にして、実施していく。

平成19年度は学部開設20周年にあたる。その記念行事として、11月17日・18日に開催を予定している「創設20周年国際シンポジウム」は、文学部の今後の正課外の教育の重要な行事になる。3学科1研究室が一体となり、文学部の特色を盛り込みながら、記念行事に向かって総力を結集して、成果をあげる。正課外教育について文学部は、記念行事をきっかけにして、一層の充実が期待される。

## (2) 教育方法等

### 3-3-2-1 教育効果の測定

#### <教育上の効果を測定するための方法の適切性>

##### [現状の説明]

日本語日本文学科では、2年次までの一定単位の取得を3年次の「卒業研究Ⅰ」（ゼミ）の履修許可の内規として定めること、および卒業研究Ⅱの成果として卒業論文を全学生に課すことにより、一学生の最終的な教育効果が判断されるが、これが教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性の検証であることはいうまでもない。

英米語英米文学科では、CASECと呼ばれる英語能力テストを導入している。これは、(財)日本英語検定協会が基礎開発し、現在、(株)教育測定研究所が開発・運営しているインターネット上で受験できる英語コミュニケーション能力判定テストである。

学生は年間3回の受験が無料で可能であり、1年次の「英語研究基礎演習Ⅰ」のクラス分け、一般外国語「英語Ⅲ」のクラス分けにそのスコアが使用されている。また、3年次の「英語演習」や4年次の卒業研究ゼミにおいて学生から受講クラス希望を取り、クラス分けをする場合の参考にスコアを使用している。今後は、教員側が学生の実力や進捗状況を把握するだけでなく、学生が自分自身の成長を知り、自律した学習者になるための道具となることが望ましい。

中国語中国文学科における教育効果の測定は、学期末に実施する定期試験を基本としている。さらに、出席、授業時における参加状況（発表や分担担当など）、小テスト、課題の提出などを総合し、授業内容や到達目標に応じた成績評価を行なっている。

「日本語教員養成コース」では、教員間で授業における学生の様子やレベルなどの情報交換を行なっている。また、在学期間中に教育上の教育効果を具体的に測定する方法に関しては、実習などを通して個々の学生のほしいレベルをはかっている。年度末に授業担当者連絡会を行なうとともに、授業報告を出して、それぞれの科目、教師間での授業内容の統一、連絡、理解、情報交換をはかっている。

「多文化理解コース」でも、「卒業研究」担当者を中心に相互に連絡を取り合い、教育効果の測定を行なっている。

##### [点検・評価]

上記のように、各学科・コースともに教育上の効果を測定するための方法は適正であると考えられるが、「日本語教員養成コース」では兼任教員が多いため、教師間の教育効果の合意を図ることが困難である。

##### [今後の改善方策]

「日本語教員養成コース」では、今後、授業報告書をより活用して、教師間の連絡、理解、合意を図るための方法を進めていく。

#### <教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況>

##### [現状の説明]

日本語日本文学科、および英米語英米文学科では、学生個人の細かな教育効果や目標達成度は、それぞれの学科会議、および各領域での話し合い等で必要に応じて議題とされ、同時に、こうした教育上の効果を測定する方法に関する教員間の連絡と合意が図られている。

中国語中国文学科においては、たとえば「中国語文法講読」においては、専任教員が担当をしているため、不断に相互の連絡を図り、進度や到達度につき討議を行なっているほか、学期終了ごとに、授業実践の報告と成績評価につき報告・総括を行ない、より効果的な教学と教育効果測定上の共通理解形成に努めている。またこれも学期終了後に中国語会話作文を担当している兼任教員との会合を持ち、教学上、教育効果の測定上の問題を取り上げ、改善していく機会を持っている。1年次の必修科目であり、専門研究への導入科目的な位置付けをされている「中国研究入門」は、4人の専任教員によるオムニバス形式をとっているため、それぞれの担当教員による合算方式で成績評価をとっているが、学生の多方面の関心をそれぞれの基準から総合的に評価することに努めている。

また、4年次の「卒業研究Ⅱ-2」は、卒業論文の形態を採用し、全員の合議のもとで成績判定を行なっている。この他、兼任講師への依存度の高い選択必修科目においては、一年に一度、年度末に会合の機会を持ち、中国語中国文学科の教育課程におけるそれぞれの担当科目の位置づけや到達目標、及びそれらの測定方法に関する共通理解を図っている。

#### [点検・評価]

以上のように、3学科ともに教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況は概ね適正であると考えられる。

#### [今後の改善方策]

強いて言うならば、これらをより客観的なものとするためには、教員間の情報交換をさらに密にしつつ、これを制度化し公開共有してゆくための態勢を整備したい。

#### <教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況>

#### [現状の説明]

教育効果測定システムの有効性を検証する仕組みは、おもに教員間で行なわれるもの、学生によるもの、学生の父母によるもの、の3つが考えられる。

教員間で行なわれるものは学期毎、あるいは年度ごとに行なわれる報告会があり、学生によるものは学期毎に大学主催で行なわれる授業評価アンケートがある。また学生の父母によるものは、「文教大学父母と教職員の会」によって年に一度開催される「父母のための一日大学」がある。各学科ともに、基本的に全教員が参加することになっており、学生の後ろ盾である父母たちの意見の吸収に努めている。

#### [点検・評価]

3学科ともに、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは、概ね適正に導入されていると考えられるが、現在、実施されている学生アンケートの内容や実施方法は適正であるのかは不断の検討が必要であろう。また父母の声を受け止める態勢作りにはもっと積極的に取り組む必要がある。

#### [今後の改善方策]

学生の授業評価アンケートは、現在、各授業の担当教員によって担当授業時間内に行なわれている。授業評価アンケート以外にも、有効な測定方法がありうるかどうか、他の大学の例なども参考にして、検討する。

### 3-3-2-2 厳格な成績評価の仕組み

#### <履修科目登録の上限設定とその運用の適切性>

##### [現状の説明]

文学部ではこれまで厳正な成績評価に努めてきた。成績評価はカリキュラム編成を行なう場合の根幹でもあるが、効果的な授業展開を可能にするために1998年度より Semester 制度を導入すると同時に、外国語科目、体育科目および教職に関する科目を除く、1学期の履修単位を20単位とする履修単位数制限を設定した。また成績優績者には次学期で4単位までの履修単位数制限緩和を行なっている。

##### [点検・評価]

そもそも履修単位数制限を導入した目的は、過剰な履修を避けることで科目個々の学習を深めること、また大学の4年間でまんべんなく学習させることであり、この点では履修科目登録の上限設定とその運用は有効かつ適切であると評価される。反面、成績不良者はつねに既得単位数が少ないままに卒業年次を迎え、留年となりやすい問題がある（大学基礎データ表6によれば文学部学生の卒業判定合格率は他学部に比べて低い）。また、それを避けるために制限除外科目である外国語科目・体育科目を追加登録する悪弊もある。

##### [今後の改善方策]

上記の弊害を避けるために、現在、履修単位数制限緩和を、4年次学生に限る案を検討している。

#### <成績評価法、成績評価基準の適切性>

##### [現状の説明]

成績評価には、大学内共通に、合格評価である「AA」・「A」・「B」・「C」、および試験欠席の場合の「E」および評価対象外の「F」のいずれかが用いられる。科目ごとの成績評価基準は、科目担当者の判断にゆだねられ、概ね絶対評価である。

##### [点検・評価]

上記のごとく、成績評価法、および成績評価基準は概ね適切であると考えられるが、科目ごとの成績評価基準が科目担当者の判断にゆだねられるため、特に同一名称で異なるクラスの場合は、ブレが生じる可能性もある。

##### [今後の改善方策]

上記のように同一名称の科目においては、評価基準についてクラスの担当者ごとに連絡を取り合う制度の導入を、検討する。ただし、各教員の創意工夫と見識を共有することが目的であり、各担当者の裁量を束縛する方向に向かわぬよう注意を払う必要がある。

#### <厳格な成績評価を行なう仕組みの導入状況>

##### [現状の説明]

成績評価の方法、基準については、全科目にわたりシラバスに記入されている。厳格な成績評価を行なう仕組みとして、科目受講者は、シラバスおよび実際の授業によって、成績評価方法および基準を知らされ、出欠状況、平生の受講態度、試験あるいはレポート等により成績評価を受けることになる。さらに、成績発表により疑義を抱いた学生は、事務局を通して成績確認を受けることができる。

##### [点検・評価]

成績評価はこのように、科目担当者と受講者の間で適正に確認されており、特に憂慮すべき問

題はないものと考えられる。

#### [今後の改善方策]

当面、特に改善すべきことは見あたらない。

シラバスに成績評価基準を明示することが合意されているか、その記載法の妥当性については、漸次改善しつつより客観性のあるものを追求する。

#### <各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性>

#### [現状の説明]

年次ごとの学生の質を検証する手だてとして、2003年度より出されている成績平均値（GPA）がある。これは100～90点（AA）を4.0、89～80点（A）を3.0、79点～70点（B）を2.0、69点～60点（C）を1.0、また59点以下を0.0とし、学生に対して発行される成績証明書にも記載されるものである。また、文学部では卒業研究として卒業論文を課しており、大学4年間の学習の集大成とみなされるものである。

#### [点検・評価]

各学科・コースにおいて、上記のGPAや卒業研究の成果が確認・検討されている。ただし、各学科・コースの間で、外国語の授業科目その他のカリキュラム編成の違いなどから、GPAの値に差が生じている。卒業論文では、公開の発表会を行ないその成果を厳格に評定している。学生も発表、審査にむけ精力を傾け努力しており、一定水準が担保されている。

#### [今後の改善方策]

GPA値の偏りについては複雑な要因が存在するため、一概に平準化すべきとも言えないため、当面は注意深く推移を見守る。

学生の質を確保するため、卒業論文を重視し、優秀論文を奨励する措置を検討する。

### 3-3-2-3 履修指導

#### <学生に対する履修指導の適切性>

#### [現状の説明]

本学では、履修指導にあたって開設授業科目すべてのシラバスを作成し、意義・学習目標・授業計画・成績評価基準などを学内で統一された冊子と電子媒体によって学生に示している。

日本語日本文学科の新学期オリエンテーションでは、学年別に学科内の学生を招集して、各自の履修状況に合わせた指導を徹底させている。特に本学科には、複数の免許や資格取得を希望する学生が多いため、取得に必要な科目や必修科目が時間割の上で重なってしまう場合などには、そうした学生の状況を履修表提出期限以前によく把握し、指定クラス外での履修、振り替え科目の履修などができるように助言・指導をしている。

英米語英米文学科では、4月初旬のオリエンテーション期間中に各学年に対して、履修指導を行なっている。また、それぞれの教員は各学年につき約10名の学生の担任となっており、履修相談に応じたり、長期欠席者の状況把握に努めている。

中国語中国文学科における履修指導は、おもに、各種オリエンテーション、1、2年次のクラス担任、3、4年次のゼミナール指導教員を通して行なわれる。まず年度初めには1年次から4年次すべてにわたって学年毎のオリエンテーションを開き、履修登録、再履修、配当クラス、担当教員のほか、コース選択、教職課程履修、ゼミナール選択など当該学年で特に注意すべき事項

につき説明を行なうとともに、学生個別にアンケート用紙を配布・回収し、個別の学生について履修上・生活上の問題を把握するとともに、連絡先・連絡方法を確保し、履修だけに留まらず、円滑な学生生活の支援に努めている。

コース選択やゼミナール選択についてはさらに当該学年の学生を対象とした説明会を秋学期にも開き、学生の進路選択に対する意識を高めていくように促す努力を続けている。特に、ゼミナール選択に関するオリエンテーションでは全教員が参加のうえ資料にもとづき各ゼミナールについて説明をするとともに、学生にも所属ゼミナールについての希望理由を文書にて提出させるなど、卒業研究への自覚を高める機会としている。

また、教員免許資格取得希望者対象のオリエンテーションは、1年生、2年生、3年生を対象として各学期に開いている。本学科では、取得可能な教員免許が複数用意されているため、志望学生に対して、目的を明確にした履修計画を持たせることが不可欠な指導となっている。認定校留学プログラムのオリエンテーションは、各学期に行なっている。

このほか、1、2年次においてはクラス担任が、3、4年次についてはゼミナールの指導教員が、履修指導をはじめ、学生生活全般における指導を行なっている。

「日本語教員養成コース」および「多文化理解コース」では、各年度オリエンテーション、10月の資格履修のオリエンテーションで履修方法について説明を行なっている。本コースは文学部3学科から共通して取れるものであるが、そのため各学科間の時間割編成により、必修科目とぶつかったりして、履修できない学生がでてくることが予想される。そのため、「日本語教員養成コース」の科目は各学科の時間割より優先される。具体的には他学科の時間割編成は「日本語教員養成コース」の後にコースの授業をさけて行なわれることが原則とされている。また履修上問題のある学生は各自コースの教務担当に相談し、各学科の教務担当間で調整するようにしている。

#### [点検・評価]

上記のように、各学科・コースともに、学生に対する履修指導は、きめが細かく、一人ひとりの学生の個別的状況に応じた適切な指導が行なわれている。

#### [今後の改善方策]

「日本語教員養成コース」の履修者の中には、多くの資格をとりたいがために、履修が困難になる者が時があるため、各学科間でより緻密な調整を行なうこととする。

#### <オフィスアワーの制度化の状況>

##### [現状の説明]

文学部においては、現在、オフィスアワー制度を採用していない。クラス担任やゼミナールの指導教員が、学生生活において生じる様々な問題に対応している。

ただし、オフィスアワー的なものとしては、たとえば日本語日本文学科では、3年次以降は10数名の少人数クラスとなる、必修科目の「卒業研究Ⅰ」および「同Ⅱ」において、担当教員による懇切丁寧な個別指導がある。また、1・2年次においては30名未満のクラスごとに担任を置き、細かな指導をおこなうことにより、これを達成している。教員は学生とメールなどでアポイントメントを取ることも増えたため、とりわけオフィスアワーという制度に縛られずとも、ほぼ問題は起こっていない。英米語英米文学科、中国語中国文学科においても、ゼミまたは1年次の語学クラス等を活用して、学生の抱えるさまざまな問題に細やかに対応している。また各学科の準備室には職員が常勤しており学生の所用には対応できる態勢が整っているといえる。



### [点検・評価]

文学部および越谷キャンパスの学生と教員の距離感は非常に近く、学生が質問したければ、いつでも教員がそれに応じ、根気よく学生の面倒を見る雰囲気があり、これが文教大学のセールスポイントと言えるものである。上記のように、文学部においては、現在オフィスアワー制度は行なわれていないが、それに代わる、クラス担任やゼミナールなどの指導態勢が整っており、現状で特に問題はない。

### [今後の改善方策]

今後、オフィスアワーといった制度としてではなく、現在の文教大学独特の雰囲気を自然に保たれるような努力が必要であろう。そのためには、新任教員等に、この指導態勢に習熟してもらうための研修制度を考えていく必要が出てくる。

### <留年者に対する教育上の配慮措置の適切性>

#### [現状の説明]

文学部の各学科でそれぞれ、留年者に対しては、特別に担任教員を設け、次の年度で時間割上再履修が容易にできるように助言・指導し、さらに学年毎に妥当な単位取得がなされているかなどの調査・指導も常時行なっている。また、カリキュラム改定を行なったことによる不利を発生させないよう、特に3・4年次生の再履修者に対しては振り替え科目を検討し、支障なく適切な単位取得が可能になるように指導している。また、留年者に限らず、成績不良その他の理由を抱えた学生については、必ず学科会議で情報を共有し学科として指導するように心がけている。クラス担任やゼミナールの指導教員が対応するほか、学科長と担当教員とが連携を取りながら、必要に応じて保護者と連絡をはかり、個別相談などを行なっている。

### [点検・評価]

留年する学生の状況、理由は多様なため、それぞれ個々に丁寧な対応が今後も必要であるが、上記のように、留年者や成績不良その他の理由を抱えた学生についての指導も概ね問題ないと考えられる。しかし秋学開設科目の取りこぼしや1セメスター20単位の履修制限のため（半年ではなく）一年間卒業が延期となってしまう学生もおり、その点についてはカリキュラム上の対応を検討する必要がある。

### [今後の改善方策]

単位数の履修制限については、成績優秀者の履修制限緩和のほか、4年次のみ、1セメスター24単位までを認める方向で現在検討を進めている。中国語中国文学科では、留年者に対して語学科目（再履修）を特設して、秋学期開設科目も春学期に履修できる改善策を進める。

### <学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行なうアドバイザー制度の導入状況>

#### [現状の説明]

文学部では大学院言語文化研究科の学生によるティーチング・アシスタントの制度を導入している。

### [点検・評価]

この制度は特定の授業（演習・実技科目等）で恒常的な学習支援が必要な場合に限られており、科目担当者の申請に基づき、文学部教務委員会で検討され、認められた科目においては、その効果は十分に発揮されている。

### [今後の改善方策]

可能ならば、講義・講読科目等にも学習支援を拡大したいが、大学院生の実数の問題もあり、

その方途を模索中である。

### 3-3-2-4 教育改善への組織的な取り組み

＜学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性＞

[現状の説明]

日本語日本文学科では、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置として、年度初めの各学年オリエンテーションで、それぞれの学年に適当な学習指導を行なっている。特に1年次学生に対しては「日本文化研究Ⅰ」、および「研究基礎演習」という授業において、学習の活性化を目的とする指導を行なっている。また「文教大学国文学会」の学会活動において、学生と教員の教育研究支援を継続的におこなっている。これらトピック的な行事におけるばかりでなく、日常的な授業運営においても、各担当教員の教育指導方法の改善は、それぞれの自覚を促すという形で行なわれている。

英米語英米文学科では、学生の学修を活性化するための組織的取り組みとして、コミュニケーション能力の育成に関わる必修の授業科目において、授業科目相互の関連を明確にすることと、同一科目を複数のクラスで行う場合の相互関係を教員集団として認識できるように取り組んでいる。外国語科目「英語Ⅰ～Ⅳ」では、Ⅰにおいて音声、Ⅱでは英文の構造を学び、ⅢではCASECスコアによる能力別クラスを編成し、Ⅳでは学生の進路と関連させた内容で4クラスを提示することで学生はクラスを選択し履修できる。専門科目「英語演習Ⅰ～Ⅳ」は、いずれの科目においても内容の異なる4クラスを提示して学生が関心に応じて選択し履修可能としている。さらにこの措置によって、教員の指導方法の改善を促進する効果が期待できる。というのは、クラスを選択する場合には、学生がその授業内容をみて判断できるよう、教員はあらかじめ自分の授業内容をわかりやすく説明しなければならない。その説明内容は学科会議にも文書として提示されるため、教員相互の評価にさらされる。また、特定のクラスに受講希望の学生数が極端に多かたり少なかりする場合には、どんな原因があるのか、どういう対策をすべきかについて検討課題として意識されるからである。

中国語中国文学科における学生の学習の活性化に対する取り組みとしては、夏季補習授業の実施が挙げられる。学科では、言語文化研究の基本となる現代中国語の基本的運用能力修得をコースや専門に関わらず必須のものと位置づけているが、現代中国語は、ほぼすべての学生にとって大学に入って初めて学ぶ外国語ということもあり、波に乗れぬまま、1年次春学期を終了してしまう学生も少なからず存在する。そこで、1年次の春学期の成績が不良な学生に対して、現代中国語の導入科目である「中国語文法講読Ⅰ」、「中国語会話作文Ⅰ」に限定して、夏季休業期間における補習授業（各30コマ）の機会を設けている。対象者は、平常授業にきちんと出席しながら、学習内容が未消化のまま定着していない学生で、彼らに復習の機会を与え、学習内容の定着をはかるのが目的である。補習においては効果的な語学学習の方法についても指導し、これを機として、秋学期に飛躍的向上を遂げる学生も多くいる。その後、4年間における学生生活の基礎を固めるという意味でも大いに効果をあげている。この補習講義は2000年度から実施し、8年目を数えている。教員の指導方法改善への取り組みとしては、定例・臨時の学科会議などにおいて不断に取り組んでいるほか、学期末には研修会を開き、授業内容の充実、成績評価の適正化、教育課程の改善などについて専任教員間で討議を重ねている。

「日本語教員養成コース」は非常勤講師の占有率が6割以上を占める結果、各教師間の連携を

図ることが重要課題となる。そのため、平成15年度のカリキュラム導入時に、日本語教育に携わる上で必要な知識が網羅された『新・初めての日本語教育 基本用語事典』を学生たちの必携書とし、学習していく上で最低限必要な知識として提示し、それをを用いることで、従来教員間に見られたいくつかの学習項目のダブリなどを解消した。具体的には、上記のテキストに基づき、各教員における担当の棲み分けを行ない、カリキュラムの連携がとれるようにしたこと等である。「多文化理解コース」においても、担当者間で常に連絡を取り合っている。

#### [点検・評価]

言うまでもないが、我々は学生の利益を第一に考えて諸問題に対応している。この基本姿勢がある限り、本学部学生の学修の活性化およびFDへの意識は十分に認められ、各学科・コースとも概ね適正に行なわれていると考えられる。

英米語英米文学科においては、クラス選択の説明用に学科会議に提示される授業内容が簡略なものであるため、授業についての情報交換が十分とまではいかないこと、学科会議という公式の場での相互の率直な批判に結び付いていないことが課題であろう。

「日本語教員養成コース」においても、上記のような改善により、より早期に学生の学習意欲を高めることができた。また従来実習に参加しても単位化が行なわれなかった2級履修者の学習意欲を高めることができた。より多くの文化圏で実習を行ない、それが単位化されることで、学生の学習意欲が活性化された。

#### [今後の改善方策]

英米語英米文学科では、今後、個人レベルの情報交換を組織的にすくい上げ、FD活動につなげることを目指す。

「日本語教員養成コース」では、現在検討中のカリキュラムでは実習科目の改善が以下3点において図られている。①実習科目を1科目増やすこと。②2級学生にも実習の単位化を可能とすること。③従来3年生科目であった日本語教育実習Ⅰ(シドニー研修)を2年生科目とすること。上記の改善により、早期の実習体験による、自己の将来の職業への見通し、より多くの学生の実習の体験、より多くの地域での実習体験が実現されるはずである。さらなる改善点を見つけるためには、「日本語教員養成コース」では、今後このカリキュラムの観察が必要とされる。

#### <シラバスの作成と活用状況>

##### [現状の説明]

シラバスについては、大学全体の取り組みとして、紙および電子媒体を用いて、授業科目の目的と授業計画、評価方法などについて教員と学生間に一致した認識が得られるように配慮している。さらに近年は授業計画において各回ごとの内容にまで踏み込んで紹介を行なうよう全学的な取り組みが行なわれており、学期全体における授業の流れが把握できるように努められている。

シラバスに関連しては、日本語日本文学科・英米語英米文学科では兼任教員を含む全教員による授業打ち合わせ会を、学科行事として行なっており、そこではシラバスの適切性への反省に基づき、今後の方針等が検討されている。また「日本語教員養成コース」では、年度末に授業報告書を作成し、各教師間のシラバスの調整・連携を図っている。

##### [点検・評価]

上記のように、シラバスの作成と活用状況について問題はないものと考えられる。

##### [今後の改善方策]

今後ともさらにより良いシラバスを作るために、学生の利用状況、記述の妥当性等につき教務

委員会での検証を進める。

#### <学生による授業評価の活用状況>

##### [現状の説明]

「3-3-2-1 教育効果の測定」で述べたとおり、毎学期末に大学全体で統一形式のアンケートが行なわれている。個別の結果が各教員に通知されるほか、学科・学部ごとの統計も行なわれ、全教員に配布されている。

##### [点検・評価]

特にこの2年ほど、全学的積極的な取り組みにより、学生による授業評価の活用は適切に行なわれている。

##### [今後の改善方策]

改善点を挙げるならば、現在、実施されている学生アンケートの内容や実施方法をよりよいものに改善していく余地はあるだろう。

#### <FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性>

##### [現状の説明]

FD活動に対する組織的取り組みとしては、文学部各学科・コースにおいて、定例・臨時の学科会議や学期末の研修会などの中でこれを議題として随時取り上げている。また、必要に応じて専門領域ごとの話し合いも持たれる。そこでは、授業内容の充実、成績評価の適正化、教育課程の改善などについて専任教員間で討議を重ね、不断にFD活動に取り組んでいる。中国語中国文学科では特に近年、学部長調整金による共同研究として活動している。平成17年度から平成19年度にかけての「中国語中国文学科の中国語教育再構築における特徴強化の研究」では、一部兼任教員をもメンバーに加えて中国語中国文学科の基幹科目である中国語文法講読、中国語会話作文を中心に学生の中国語運用能力を高めるための方策が検討されている。その成果の一部は、平成18年3月に研究報告書としてまとめられている。

##### [点検・評価]

上記のように各学科・コースともにFD活動に対する組織的取り組み状況は適切であると考えられる。

##### [今後の改善方策]

大学の教育研究の要となる部分であるだけに、授業評価アンケートの設問を改善し、実体をより正確に把握できるよう精度を高めることとする。また教育研究推進委員会を中心に、授業評価の結果の分析解析を進め、公開共有を進める。

### 3-3-2-5 授業形態と授業方法の関係

#### <授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性>

##### [現状の説明]

日本語日本文学科の現在の授業形態は、講義系科目と演習系科目に大別できる。

講義系科目での学生の活動は、指名されて発言したり、用紙に質問・感想を記入したりする。演習系科目は、卒業研究をはじめとする少人数のクラスで、学生の研究発表を中心とした形で行なわれ、質疑応答の機会が多いこと、授業時間外の丁寧な準備が要求されることなどから、学生の「自ら考える」訓練の場として効果的なものとなっている。

また入学年度にディベートやグループ発表といった実習的授業を通じてプレゼンテーションスキルも学ぶ、「研究基礎演習」、「日本文化研究」の2科目を置いた。

英米語英米文学科では、特に1,2年次に基礎的な英語運用能力を養成する演習授業が多く、少人数クラスで学生が活発に活動に参加できるような授業方法が取られている。

中国語中国文学科においては、講義系科目、演習系科目などそれぞれの授業形態にふさわしい規模のクラスサイズを目指しているが、教員の人員配置などの問題もあり、その適正化については問題なしとはいえない。例えば、中国語文法講読や中国語会話作文などの基幹科目は可能であれば30人以内のクラス規模が理想であろうが、35人を下回らないのが現状である。

「日本語教員養成コース」は、ほとんどの科目が、演習科目であり、学生の自立性が引き出せるように、学生たち自身に調べさせたり、発表させたりするような授業形態をとっている。このことは学生の自覚を促し、成長していく上でも大切なことである。本学の日本語教員養成の中心になっている「実習」は、科目数を増やしたことにより、英語圏、中国語圏、韓国語圏、そして日本国内と様々な文化圏での実習を希望すればすべてに参加し、単位化することが可能になった。

「多文化理解コース」では、講義系科目の受講者数が多いこともあって、主として一方通行的な講義形式を取らざるを得ないものがある。

#### [点検・評価]

以上のように、各学科・コースともに授業形態と授業方法は概ね適切ないし妥当であり、その教育指導上有効であると言えるが、学内の教育環境の整備を進めることにより、さらにその教育指導上の効果が現れると考えられる。たとえば演習室の不足のため、ゼミナールを机椅子固定の大教室で行なわざるを得ないなどの問題も事実として存在する。また、「日本語教員養成コース」では、日本語教育を履修する学生が増えており、演習科目といっても、人数が100名近くある授業もあり、演習科目の特性を生かすことができない授業もある。今後、改善を要する大きな課題となっている。

#### [今後の改善方策]

大学全体の将来構想をもとにした学内の教育環境整備計画を立案する。また、「日本語教員養成コース」では、実習授業には専任教員をあてているが、専任教員5名のうち、4名は大学院と兼任、2名は別科との兼任であり、学部単独の専任の教員がない現状では、実習を担当するのが大きな負担となっており、演習科目のクラス数増、専任教員増を求めてゆく。

#### <マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性>

##### [現状の説明]

日本語日本文学科や中国語中国文学科では、1年次の導入科目である「研究基礎演習」において、パソコンやインターネットを利用した文献検索、文書作成、プレゼンテーションなどの方法も学ぶことになっている。講義系科目で大人数の学生を対象に講義を行なうクラスの一部では、こういったスタイルでも単調にならない工夫として、ビデオやDVD・パソコン利用による視聴覚資料を利用し、テキスト等では伝えきれない色彩や質感、動きや臨場感を体感させることで、多様な対象の理解に役立っている。他に授業の方法についても、それぞれの授業形態にふさわしく、またその効果の向上をめざして、各担当教員は、教材の工夫、パソコンやインターネット、視聴覚教材の利用などに努力している。

英米語英米文学科ではCD、DVDなど音や映像を利用した授業も多い。また、CALL教室を発音指導などに利用している。教師のみならず、学生にパワーポイントスライドを作成させ、プ

レゼンテーションの仕方を指導する授業もある。しかし、教室の稼働率が100%近い中では、あてがわれた教室サイズや設備が必ずしも充分とはいえない。

越谷キャンパスでは現在新校舎の建築が始まっており、近い将来は現在よりも教室稼働率が軽減され、授業内容にあった教室を選択できるようになると期待される。

「多文化理解コース」では、講義科目の中でビデオ、DVD等も適宜、用いて、講義に現実性を持たせるように工夫している。また、メーリングリストやブログなどの電子メディアを利用してゼミ履修者への副次的な指導を工夫する教員もいる。特に就職活動や教育実習で、やむを得ず欠席がちな学生に情報を提供することは必要なことである。クローズドのブログ等を用いて毎回ゼミの発表をインターネットに置いておくことは簡単な操作で可能となる。もちろん個人情報の流出には十分な対策が必要だが、こうした活動も工夫のひとつである。

#### [点検・評価]

マルチメディアを活用した教育の導入が必要でありその効果が大きいことは確かであり、講義形式の科目に限らず、ゼミナールや少数規模の演習においても上記のような試みは継続的になされており、そうした授業は質量ともに今後とも増加傾向にあるといえる。しかし、学内のインフラ整備がそれに追いついていない感は否めない。また、その実施状況については教員間で活用しようとする意志や能力の差がある。

#### [今後の改善方策]

マルチメディアを活用した教育を導入するには、上述のインフラ整備だけでなく、各教員が、マルチメディアを用いた教育実践における技能向上にも、取り組む必要がある。そのためには、教員対象のマルチメディア活用のための研修会や実践報告などの機会をもつことが大事である。

<「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性>

#### [現状の説明]

電子メディアによってキャンパス間をまたぐような「遠隔授業」については、検討されたことはあるが、本学部ではまだ導入されてはいない。しかし、海外の認定校留学の学生に対し、「卒業研究」に限って、遠隔指導を行なっている。方法は電子メールや電話等による。この遠隔指導は文学部教務委員会でその内容を詳細に検討した上で許可、運用している。

#### [点検・評価]

遠隔指導を認める授業科目、単位認定の制度措置の運用は適切である。

#### [今後の改善方策]

E-Learning等の電子メディアによってキャンパス間をまたぐような授業の導入については、拙速に走らず今後、必要に応じて検討する。

## 第4節 情報学部

### (1) 教育課程等

#### 3-4-1-1 学部・学科等の教育課程

＜学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連＞

##### [現状の説明]

情報学部は「情報」を体系的な思考法によって統合し、我々の社会生活のレベルにおいて、情報活動を実践的に行なう人材を生み出すことを目的としている。その目標を達成するために従来のカリキュラムを見直して、平成19年度から新しいカリキュラムをスタートさせた。改訂したカリキュラムは、「教養科目」「外国語科目」「専門教育科目」の3つの区分から教育課程を構成している。

##### 1. 教養科目

学生が自学部、自学科で学習する専門教育にとらわれることなく、ものごとに対する幅広い関心や意識を持つとともに、総合的にものごとを把握する能力を身につけるために教養科目が開講されている。

教養科目として現在30科目余りが開講されている。その内容は「歴史学」「倫理学」「宗教学」「美術」「音楽」などの人文科学系、「法学」「日本国憲法」「経済学」「経営学」などの社会科学系、「数学」「生命科学」「自然科学論」などの自然科学系など幅広い科目がある。さらに従来の教養科目にとらわれないものとして、総合科目、キャリア形成科目が開講されている。学生は教養科目のなかから5科目10単位を履修する。

##### 2. 外国語科目

外国語科目としては英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、韓国語などから3科目6単位を履修する。このうち英語については、ビジネス英語、時事英語、IT英語、CALLを使用したものなどバラエティに富んだ内容が開講されている。

なお外国人留学生試験、帰国生入学試験で入学した学生は日本語を履修することができる。その場合、日本語科目から4単位、選択から2単位を修得することになる。詳細については後述(3-6-2-s)する。

##### 3. 専門科目

各学科ともに専門科目は108単位履修することになっている。専門科目は各学科で共通するものはいくつかあるが、学部必修科目や学部選択必修科目はない。

##### (1) 広報学科

広報学科はテレビ、雑誌、新聞、インターネットなどのさまざまなメディアの特性を知り、情報伝達の手法を理論的・実践的に学習することを目標としている。

こうした目標を達成するために基礎的な科目として、社会学原論、社会心理学概論、記号論、マスコミュニケーション論、メディア・リテラシーなどの理論的な科目に加えて、文章演習、コンピュータ基礎、情報表現・デザイン(DTP)、映像編集などの情報表現のスキルに関する科目

を開講している。理論的な科目と情報表現のスキルに関する科目のうちのいくつかが必修科目となっている。

その上に応用的な科目として、学生の進路や関心に合わせた科目を開講している。具体的には、新聞・出版に関連する科目（新聞論、出版論、出版演習など）、放送・番組制作に関する科目（放送論、番組制作、映画論、ドキュメンタリー論など）、広告・広報に関する科目（広告演習、広告概論、広報概論など）、コンテンツ制作に関する科目（情報表現CG、情報表現・バーチャル映像、情報表現・デザインなど）である。

学生は自分の進路や関心に合わせて応用科目のうちのある部分を集中して履修することになる。

これ以外に社会調査士（社会調査士認定機構）の取得のための科目も開講している。

## （2）経営情報学科

経営情報学科は、ビジネス分野にITを効果的、効率的に活用する能力を身につけることを目標としている。したがって一般的な経営学科とは異なり、経営情報学科のカリキュラムにはIT関連の科目が多く含まれている。

まず基礎的な科目として、情報処理基礎スキルに関する科目（データ処理、プログラミング、データ分析、データベース作成など）、IT基礎に関する科目（システムアドミニストレーター演習、情報科学、情報ネットワーク、情報システムと産業など）、経営情報基礎に関する科目（経営学総論、企業会計、オペレーションズ・リサーチ、簿記演習など）が開講されている。基礎的な科目のうち、システムアドミニストレーター演習は必修である。経営にITを生かすために必要な資格であるシステムアドミニストレーターの資格を学生が取得できるようにサポートしている。

これらに続いて、3つのコースに分かれた科目が展開される。まずe-ビジネスコースでは、ITを用いた経営手法やビジネスモデルについて学習する科目、具体的には、経営管理、e-マーケティング、e-ビジネス、経営データ分析、ベンチャービジネスなどの科目が開講されている。ファイナンス情報コースでは、簿記検定、税理士、公認会計士などの財務の専門家になるための能力をつける科目、具体的には原価情報、財務会計情報、管理会計情報、情報経済学などが開講されている。最後のITプランナーコースではシステムエンジニアに必要な能力を身につける科目、具体的には、生産システム、ネットワークモデル分析、最適化モデル分析、システム分析などが開講されている。

学生は自分の将来の進路や関心に応じて履修することになる。

## （3）情報システム学科

情報システム学科は、情報システムに必要な専門的な知識と高度な技術を習得することを目標としている。さらに平成19年度からのカリキュラムにより、情報システムコース、デジタルコンテンツコース、教育システムコースの3つのコースを設けて、コースに応じた教育課程になっている。

3つのコースに共通する基礎的な科目としては、プログラミング、webプログラミング、データベース、インターネット、ビジュアル数学、プレゼンテーション、テクニカルライティング、情報法などがある。これらの科目はコースにかかわらず情報システム学科で必要と考えられる知識やスキルを身につける科目である。

こうした共通する部分以外にコースに応じた科目を開講している。まず情報システムコースでは、情報システム企画、設計、開発、運用を学び情報システム構築のためのスキルを身につける



ことを目標としている。そのために、情報セキュリティ、システム分析、システム設計、システム開発技法、プログラミング応用などの科目を開講している。デジタルコンテンツコースでは、CGやwebページなどの企画、設計、制作のプロセスを学び情報に対する感性とスキルを身につけることを目標としている。そのために、仮想現実、ゲームクリエーション、映像コンテンツ制作、webデザイン、画像処理、音声情報処理、などの科目を開講している。最後の教育システムコースでは、教員に必要な能力とスキルを身につけることを目標としている。そのために、代数学、応用代数、偏微分・重積分などの数学を中心とした科目を学習する。

情報システム学科のカリキュラムについて、その特徴のひとつを挙げると、各学年で実施されるプロジェクト演習がある。学生はひとつの研究プロジェクトに所属し、その中で、チーム形式で学習を進める。これを通して専門的な知識・スキルはもちろんのこと、コミュニケーション能力を身に付けることになる。

なお、3学科ともにキャリア研究を2年次の専門科目に含めている。これは将来の職業に対する意識を高めるために開講する。

さらに情報学部ではいくつかの教職免許の取得ができる。広報学科では高等学校教諭一種免許（情報）、経営情報学科では高等学校教諭一種免許（情報、商業）、情報システム学科では高等学校教諭一種免許（情報、数学）、中学校教諭一種免許（数学）が取得できる。

#### [点検・評価]

上記説明のとおり、情報学部および各学科はその理念・目的、および学校教育法第52条並びに大学設置基準第19条に適切に関連づけられている。

#### [今後の改善方策]

学部・学科の理念に合致し、法令にも準拠しているため改善の余地はない。今後もこれを維持するよう適切に運営していく。

**<学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性>**

#### [現状の説明]

情報学部は「情報」を体系的な思考法によって統合し、我々の社会生活のレベルにおいて、情報活動を実践的に行なう人材を生み出すことを目的としている。その目標を達成するために従来のカリキュラムを見直して、平成19年度から新しいカリキュラムをスタートした。改訂したカリキュラムは、①教養科目、②外国語科目、③専門教育科目の3つの区分から教育課程を構成しており、詳細は前述したとおりである。

#### [点検・評価]

教養科目については、情報学部の専門に関わる内容の科目、情報学部の専門には関わらないものの幅広い教養を広げるための科目、さらには職業意識を高める科目など多様性に富んだ科目が十分に用意されている。今後もこれらの多様性に富んだ科目を開講し続けるべきである。

外国語科目は英語に関しては多様性に富んだ授業内容が用意されている。第二外国語に関しては多言語が用意されており、評価できる。

専門科目に関しては3学科ともに、それぞれの学科の目標、育成する専門能力に応じた科目が基礎から応用にいたるまで展開している。また職業意識を高める科目も開講されている。

このように、学部学科の理念、目的並びに教育目標に合致したカリキュラムが体系的に編成されていると評価できる。

**[今後の改善方策]**

現時点では各学科ともに多様性に富んだ、最新の教育課程になっている。ただし情報学部が関連する社会的状況は非常に変化が激しい。そのために必要とされる知識やスキルも変化する。こうした社会的状況に対応できるように常に準備をしていく。

**<教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ>****[現状の説明]**

情報学部では3学科ともに、平成19年度から始まった新カリキュラムの中に導入教育に関する科目を配置した。具体的には広報学科では「基礎ゼミ」、経営情報学科では「経営情報概論」、情報システム学科では「学びのプランニング」である。こうした科目は、大学生活への適応（学習面および生活面）の促進を重視して、平成19年度の新カリキュラムから配置した。

情報学部は、情報活動を実践的に行なう人材を育成することを目的としている。そのために情報倫理を培うことを重視している。情報倫理を扱う科目としては、広報学科では「コンピュータ基礎演習」「デジタル社会と法」、経営情報学科では「コンピュータ基礎演習」「情報法」、情報システム学科では「情報法」を1年次に配置している。早い段階で情報倫理を学習させている。

**[点検・評価]**

導入教育を新たに実施し、学生の大学生活への適応の促進を重視していることは、最近の学生の状況に応じた配慮であり、評価できる。また、情報倫理を扱った科目を1年次に配置し、早い段階で情報倫理を培うように配慮しており、これも成果が上がっている。

**[今後の改善方策]**

基礎教育、特に導入教育に関連する科目は、その学習成果を検討しながら学科会議や学部教務委員会が中心となって改善していく。また、情報倫理に関連する科目も同様に改善していく。

**<「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的・学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性>****[現状の説明]**

情報学部は「情報」を体系的な思考法によって統合し、我々の社会生活のレベルにおいて、情報活動を実践的に行う人材を生み出すことを目的としている。その中で、広報学科はテレビ、雑誌、新聞、インターネットなどのさまざまなメディアの特性を知り、情報伝達の手法を理論的・実践的に学習することを目標としている。経営情報学科は、ビジネス分野にITを効果的、効率的に活用する能力を身につけることを目標としている。情報システム学科は、情報システムに必要な専門的な知識と行動な技術を習得することを目標としている。

学部および学科の専門教育科目の詳細については前述したとおりである。

**[点検・評価]**

3学科ともに、情報学部およびそれぞれの学科の理念・目的に沿った専門教育科目が用意されている。それらの専門教育科目は、基礎的な科目をベースとして、発展的および応用的な科目に続くような体系になっている。

また各学科で用意された専門教育科目は、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第52条に適合した内容になっている。

**[今後の改善方策]**

今後も情報学部および各学科の理念・目標に沿った専門教育科目、および学校教育法第52条

に適合する専門教育科目を用意できるように、学部教務委員会を中心にして適切に運営していく。

#### ＜教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の最的配分とその適切性、妥当性＞

##### [現状と説明]

卒業所要総単位124単位のうち教養科目10単位、外国語科目6単位、専門科目が108単位となっている。卒業所要総単位のうち専門科目が占める割合が85%強となっている。

##### [点検・評価]

幅広く深い教養と豊かな人間性を身につけることを考えると、教養科目や外国語科目の占める割合をもう少し高くした方がよいとの意見があるが、より専門的な知識やスキルを身につけるためには、卒業所要総単位に占める割合が現在のレベルでよいと判断している。

##### [今後の改善方策]

卒業所要総単位に占める専門科目の割合は若干高くなっている、これが学生に対してどのような教育効果をもたらすか、今後注意深く観察していく。具体的には、科目の成績、卒業生の就職率、授業評価アンケート、卒業生アンケートなどをもとに検討する。そして、これらの検討をもとにして必要に応じてカリキュラム変更時に改善する。

#### ＜基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況＞

##### [現状の説明]

教養教育については後述（3-6-1-s）することにして、ここでは基礎教育について述べる。

情報学部の基礎教育科目のなかには、同じ科目を複数クラス開講しているものがある。具体的には、広報学科では「基礎ゼミ」「コンピュータ基礎」「文章演習A」「文章演習B」、経営情報学科では「経営情報概論」「コンピュータ基礎演習」、情報システム学科では「学びのプランニング」「プロジェクト演習I」などである。こうした科目では原則として、担当者間で授業運営、授業内容、評価などについて打ち合わせを行なっている。またシラバスについても、すべての教員で打ち合わせた上で共通のものを使用している。

これらの科目を非常勤講師が担当する場合には、専任教員が非常勤講師と連絡を取り、打ち合わせに参加してもらったり、授業内容の調整を行なったりしている。

##### [点検・評価]

現時点では、基礎教育の実施・運営のための責任体制は各学科ともに確立している。また、基礎教育を担当する非常勤講師との連絡や調整についても適切に行なわれている。

##### [今後の改善方策]

基礎教育が円滑に実施・運営できるように、今後も非常勤講師を含めた担当者間で適切に連絡・調整を行なっていく。

### 3-4-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続

##### [現状の説明]

平成19年度からの新カリキュラムより、導入教育を意図した科目を学科ごとに用意している。各学科の開講した科目の名称と概要は次の通りである。

**広報学科**

導入教育として1セメスターに基礎ゼミを開講している。基礎ゼミは新生を5つのクラスに分ける。そして5人の担当教員が2週ずつ、それぞれのクラスを担当する。それぞれの担当教員が取り上げるテーマは広報学科の学習内容に関連するものであるが、内容はさまざまである。ただしグループワークを取り入れた演習や実習が中心であるという点は共通している。それとは別に図書館ガイダンスも実施している。

**経営情報学科**

導入教育として1セメスターに経営情報概論を開講している。経営情報概論では学科の学生を3つのクラスに分ける。そして3人の担当教員が3週ずつ、それぞれのクラスを担当する。それぞれの担当教員は大学での学習に必要なスキル（たとえばノートの取り方、図書館の利用方法、本の読み方）について講義をしたり、投資ゲームなどを実施したりしている。それ以外に実務家の講演会なども行ない、新生の卒業後の進路に関する意識を高める工夫も行なっている。

**情報システム学科**

導入教育として1年次の1セメスターに学びのプランニングを開講している。学びのプランニングでは学科の学生を3つのクラスに分ける。そして3人の担当教員が、セメスターを通して、それぞれのクラスを担当する。そのためにクラスごとに取り上げる内容は同一のものとしている。概要は大学での学習方法（ノートの取り方、レポートのまとめ方、文章の書き方など）、プレゼンテーションの方法などである。

**[点検・評価]**

旧カリキュラムでは各学科ともに導入教育を意図した科目を用意していなかった。しかし平成19年度からの新カリキュラムから、名称および内容は異なるが、各学科ともに新生が大学生活にスムーズに移行できるようにするための導入教育に該当する科目を用意している。こうした導入教育への取り組みは評価できる。

ただし1年目ということもあり、それぞれの学科で取り上げた内容が十分なものであったかどうかについては現時点では評価することができない。

**[今後の改善方策]**

まず、内容についての検討である。現在のところ各学科ともに内容は多種多様であるが、本年度の状況（たとえば授業評価アンケートの結果や今後の専門科目での学習の成果など）を精査して、今後その内容を洗練させる。

つぎに、受講者の人数の問題である。特に経営情報学科、情報システム学科では3つのクラスに分けているために1クラスの人数が50名を越えてしまっている。クラスを増やして少人数にする、または大学院生などのティーチング・アシスタントの採用などを通して、導入教育の効果を上げる方策について検討する。

**3-4-1-3 インターンシップ、ボランティア****[現状の説明]****インターンシップ授業開設の経緯**

情報学部のインターンシップ関連の授業は、平成11年度から2単位の専門科目「社会研修」として開設された。平成15年度から分かりやすい科目名として「インターンシップ」に改称され、

現在まで行なわれている。この科目は、広報学科、経営情報学科、情報システム学科においてそれぞれ独立に開設されており、それぞれの学科のインターンシップ担当教員が行なう。本学湘南キャンパスが近隣の高等学校との高大連携を行っていた関係から、情報学部の学生が、高校の教科「情報」のためのコンピュータ環境保守の要員として派遣を求められた。それに応えることから、平成17年度からインターンシップの現場を民間企業や公共団体だけでなく高等学校まで拡大した。学内ではこれを高校インターンシップと呼んでいる。

#### ＜参加手続きおよび授業形態＞

授業参加の募集は、3学年の春学期5月に計3回の説明会を行なう。そして、教員の面談を受けてインターンシップ先を決定し、夏休み前に計6コマの事前研修（労働の意義、マナー教育等）を受ける。夏休みに原則2週間（実質10日）の研修を行ない、夏休み終了後に2コマの事後研修と同2コマの発表会を受けて単位認定となる。単位認定の規定に従い、事前・事後研修の3分2以上の参加が義務付けられている。

学生が行なうインターンシップ参加の手続きの流れを以下に示す。

- ①5月初め：インターンシップの事前説明会（3回の参加を義務付け）
- ②6月初め：参加登録
- ③6月下旬：インターンシップ担当教員との面談
- ④7月初め：事前研修（6コマ：外部講師担当）
- ⑤8月～9月上旬：インターンシップ（2週間－実質10日）
- ⑥9月末：事後研修（2コマ：キャリア支援課と教員担当）および、研修発表会（2コマ：教員担当）

#### 実習先企業の開拓

インターンシップの運営は、情報学部と国際学部共同運営のインターンシップ合同委員会（以下、インターンシップ委員会あるいは委員会と略記）で行なわれている。各学科2名、計10名（5学科）の教員が任期2年で委員を担当し、その教員が所属学科の性格と専門性に鑑み派遣先企業の開拓を行なっている。派遣先はメディア系（広報学科主体）、公共・経営系（経営情報学科主体）、IT系（情報システム学科主体）、高校系（情報学部主体）、観光系（国際学部主体）の分野に区分けされるが、学生は定員に余裕があれば学科に関係なく派遣先を選択できる。

近年、インターンシップ参加学生をインターネットで公募する企業も増えており、それに自発的に参加する学生もいる。そこで、その申告が予め委員会に提出されれば、事前・事後研修の受講を条件に、大学斡旋のインターンシップと同じ扱いをしている。これを学内では「自己開拓」のインターンシップと呼んでいる。

#### 参加者の状況

過去4年間の参加学生数の状況を表3-14に示す。毎年参加学生数は、50名前後であり、学年の10%程度の参加率である。学科別では、広報学科の学生の参加が多い。

表 3-14 年度毎のインターンシップ参加学生数

H 18 年度	提携						自己開拓	合計
	メディア	経営	公務	IT	観光	高校		
広報	27	0	0	0	0	2	1	30
経情	0	5	2	1	0	4	1	13

システム	0	2	0	8	0	3	1	14
合計	27	7	2	9	0	9	3	57

H 17 年度	提携						自己開拓	合計
	メディア	経営	公務	I T	観光	高校		
広報	25	0	1	0	0	1	5	32
経情	0	2	1	1	0	3	2	9
システム	3	0	0	2	0	2	1	8
合計	28	2	2	3	0	6	8	49

H 16 年度	提携						自己開拓	合計
	メディア	経営	公務	I T	観光	高校		
広報	26	3	1	0	1	－	1	32
経情	0	3	1	4	1	－	1	10
システム	1	2	0	3	0	－	0	6
合計	27	8	2	7	2	－	2	48

H 15 年度	提携						自己開拓	合計
	メディア	経営	公務	I T	観光	高校		
広報	24	3	0	0	0	－	3	30
経情	0	6	1	1	1	－	1	10
システム	0	4	1	8	0	－	0	13
合計	24	13	2	9	1	－	4	53

### [点検・評価]

#### 参加学生数

インターンシップ参加の学生は、学科によって差がある。広報学科は15%程度の高率参加であるが、これはインターンシップ担当教員のゼミ学生がほぼ全員参加しているからである。他学科のゼミもこれを見習って、今後は学生の意識を高める必要があるだろう。

#### 実習先の決定

教員は実習先を直接訪問して、インターンシップの教育的な意義を説明し、企業側等にそれを理解してもらうことにしている。このようなことから、複数年に渡って継続的に学生を受け入れてくれる企業等が多い。

しかし、基本的に新規開拓は、教員個人の努力によると言わざるを得ない。メディア系や観光系は特にその傾向が強いが、その分野の教員の努力により、実習先企業等の確保はなされている。I T系の企業は、神奈川情報産業協会との共同授業を展開している関係から、その協会傘下の企業が派遣先企業になってきている。

高校インターンシップに関しては、参加希望者よりも派遣を求めて来る高校の方が多い。

全体として、ブランド企業への多少の集中を除けば、実習先の数は充足していると言える。なお、特定実習先に希望が集中した場合には、選考かまたは話し合いで派遣先を決定しているが、現在のところ、問題は生じていない。

#### 成績評価

企業からは、参加学生を評価しそれを報告してもらうが、大多数の学生が概して良い評価を受

けている。学生達が日常の大学生活とは全く違う仕事等に真摯に取り組んでいることの現われであろう。大学で外部のコンサルタントから事前研修（6コマ）を受け、職業観、責任感、生きがい、礼儀などを教えられるので、その実践の場としてのインターンシップでそれを体得してくるのである。事後研修（2コマ）や研修発表会（2コマ）での感想は、皆異口同音に「参加してよかった」と言い、態度の変化も現われ、参加学生はインターンシップに非常な意義を感じている。

#### 手続きおよび履修形態

インターンシップ履修における種々の手続きは前述した（[現状の説明]の2項）。この手続きの流れは、インターンシップ開始以降、順次固まってきたものであり、現在では定着している。しかし、他大学の事例を知っている教員からは、本学部では参加を義務付けられた事前説明会が多く、面談もあり、手続きも煩雑なので、学生にとって「面倒くさい」のではないかとの意見も出ている。これがインターンシップ参加の増えない原因かもしれない。手続きについては、もう少し簡略化してもよいかもしれない。

また、インターンシップの参加に合わせて事前・事後研修を計8コマ履修させている。外部の専門家によると、本学部のような事前・事後研修を行なっているところは非常に少なく、本学部は他大学に比べきめ細かな指導を行なっているとのことである。一部の研修を省略しても良いのではないかと言う意見も一部にはあるが、今後もこの履修形態を続けるのが良いと思われる。

#### [今後の改善方策]

##### 参加学生数を増やすこと

インターンシップの意義は、参加学生も認めるところである。しかし、残念ながら、学生の参加者は10%前後であり、本学部の学生のインターンシップ参加への意識は低いと言わざるを得ない。新聞等の報道によれば、参加率が30%も超える大学もあるようである（大学規模にもよるが）。本学部では、学生に対してインターンシップの説明を3年になって初めて行なうので、学生にその意義が周知徹底しない可能性がある。今後は、2年次に開設されるキャリア関連科目の授業の中でインターンシップの存在をアピールしたり、また3年次ではゼミ教員が一丸となって、参加に躊躇する学生の背中を後押ししたりして、参加学生数を増やす。

##### 「自己開拓型」インターンシップの明確化

実習先の開拓は教員が行なっているが、近年、企業独自でインターンシップを運営し、インターネットで学生を公募することも行なわれてきており、それに応募する学生が見られる。インターンシップ委員会では、学生からの申請があれば、そのインターンシップ修了者に単位を付与している。しかし現在、委員会の場当たりの対応となっている。例えば、委員会での当該インターンシップ内容の把握が不十分であったり、インターンシップ担当教員以外のゼミ担当教員が個別の判断で参加を許可したり、参加学生の把握が後手に廻ったりすることもある。このようなことから、増加しつつある「自己開拓型」インターンシップの審査基準を明確化（内規化）することを検討する。

##### 科目「インターンシップ」の開講／非開講

現在、大学では「科目の履修者が10人以下であった場合には、次年度の開講を中止し、次々年度に再開する」という方針が出されている。18年度は残念ながら国際学部の国際コミュニケーション学科は、インターンシップ科目の履修者が10人となり、その方針が適用されたが、幸いに非開講ではなく国際関係学科との合併授業として行なわれることになった。情報学部の情報システム学科はIT系企業へ8名の参加者であったが、高校インターンシップ等への参加者を加え

て14名となり、19年度も開講出来ることになった。

インターンシップ担当教員は、次年度開催かどうか分からない科目に熱を入れた準備（企業に依頼するなどの作業）ができない。履修者数の向上を期待して企業開拓や企業訪問を続けている訳であるが、このような地道な活動を続けることで、教員もインターンシップへの理解がより深まるのである。単純に履修者数の増減によって科目の開講や非開講が決まると、教員の間でインターンシップ活動への意欲が減退し、それが学生の意識にも反映する。委員会は、今後「インターンシップ」に対してはこの方針の適用を除外するよう、大学当局に働きかける予定でいる。

### 3-4-1-4 履修科目の区分

#### [現状の説明]

平成19年度からの新カリキュラムのなかで、専門教育科目の卒業要件は各学科ともに108単位である。ただし学科ごとに、その内訳が異なっている。

広報学科では、必修科目が26単位、選択必修科目が2単位、選択科目が80単位である。

経営情報学科では、必修科目が4単位、選択必修科目が30単位、選択科目が74単位である。

情報システム学科はコース制をとっているために、選択するコースによって内訳が異なる。まず全コースに共通する必修科目は36単位である。情報システムコースは、コース必修科目が20単位、選択必修科目が16単位、選択科目が36単位である。デジタルコンテンツコースは、コース必修科目が20単位、選択必修科目が14単位、選択科目が38単位である。教育システムコースは、コース必修科目は20単位、選択科目52単位である。

それぞれの学科で専門科目のうち必修科目が占める割合は、広報学科が24%、経営情報学科が4%である。情報システム学科は33%である。ただし情報システム学科はコース必修科目を合わせると、卒業要件の中で必修科目が占める割合は52%になる。

#### [点検・評価]

広報学科であるが、専門教育のうち必修科目が占める割合が24%で、割合としては適当だと考えられる。ただし選択科目の割合が多いので、学生は各自の目標に応じて必要な科目を選ばなければならない。場合によっては学生が安易に履修科目を決めてしまい、学科で目標とする知識やスキルを身につけることができないこともあるだろう。それに対して広報学科では、進路に応じて選択科目をいくつかのグループに分類し、履修指導時に説明をしている。

経営情報学科であるが、専門教育のうち必修科目が占める割合が4%と非常に少ない。一方で選択必修科目と選択科目が占める割合が非常に高くなっている。したがって学生は自分の将来の目標に応じて必要な科目を選ばなければならない。この点は広報学科と同じである。それに対して経営情報学科でも、履修モデル（履修コース）を用意して、入学時、2年次のオリエンテーションでそれらを説明している。

情報システム学科は必修科目（コースに関係のない必修科目とコース必修科目）の割合が高くなっている。したがってコースの目標となる知識やスキルを身につけることが促進されるだろう。

このように、学科やコースによって、必修・選択の量的配分は異なるが、これはそれぞれの学科やコースの特性に応じたものであり、妥当であると考えられる。

#### [今後の改善方策]

丁寧な履修指導や学期の初めだけではなく、随時、学生が履修についての相談ができるような



体制を整え、教育効果を高めていく。

### 3-4-1-5 授業形態と単位の関係

#### [現状の説明]

授業形態の種類としては、講義科目、演習科目、外国語科目、実技科目、実習科目がある。この授業形態ごとの単位数については、文教大学学則の定めに従っており、具体的には以下のとおりである。

講義科目と演習科目は、週1回の開講で1学期2時間×15週＝2単位、週2回の開講で1学期2時間×30週＝4単位である。

外国語科目は、週1回の開講で1学期2時間×15週＝1単位、週2回の開講で1学期2時間×30週＝2単位である。

体育などの実技科目は、週1回の開講で1学期2時間×15週＝1単位である。

教育実習などの実習科目は、週1回の開講で1学期2時間×15週＝1単位である。

#### [点検・評価]

1学期15週の授業時間については、通常の授業に補講・試験期間を含めると15週を確保している。

ただし授業時間外の学習時間が確保されているかどうかは疑問である。たとえば授業評価アンケートでは授業外時間の学習時間を尋ねる質問項目がある。情報学部の専門科目全体の回答を見ると、半数以上の学生は1つの授業に対する授業外の学習時間は、毎回1時間未満であると回答している。

以上のように、単位計算方法については、大学設置基準に則って、学則に定めてあるので妥当であると考えますが、学生の授業外での学習時間を含めると、規定通りの学習時間を確保できているかおぼつかない状況である。

#### [今後の改善方策]

学生が授業外での学習時間を確保する方法について検討する。具体的な方策としては、シラバスによる授業外学習の指示、もしくは第1回目の授業で、シラバスとは別の授業計画などを配布するなどの対策について検討する。

### 3-4-1-6 単位互換、単位認定等

#### [現状の説明]

情報学部では自大学（自学部および他学部を含む）での授業を受講し、試験（またはそれに代わるもの）に合格することで単位を取得することになっている。これ以外に、情報学部では以下の方法で単位を取得することを認めている。

#### ①名桜大学との単位互換制度による単位の認定

情報学部では平成19年度現在、名桜大学（沖縄県名護市）との間で単位互換に関する協定を締結している。この協定により、情報学部2年次以上に在籍する学生は1年を上限として名桜大学に在籍し、名桜大学で取得した単位を文教大学の単位と互換することができる。

ただしこの制度を利用して単位を取得した学生は平成18年度にはいなかった。（大学基礎デー

タ表4参照)

## ②「情報学部特定有資格者に対する単位認定細則」に基づく単位の認定

この細則の概要は、大学で指定した資格を取得することで、その資格に対応していると考えられるいくつかの科目の単位を認定するという制度である。広報学科では、主に外国語、日本語文書作成、コンピュータに関連する資格、経営情報学科では、主に外国語、簿記、コンピュータに関連する資格、情報システム学科では主に外国語、コンピュータに関連する科目が指定されている。学生は入学以前または入学後に資格を取得した場合、自分自身で申請して、単位の認定を受けることになる。

平成18年度、この制度を利用して単位を取得した学生は、大学基礎データ表5に示すとおり広報学科52名、経営情報学科133名、情報システム学科59名である。この方法を利用した学生は、ひとり平均3.8単位の科目を取得している（広報学科は2.7単位、経営情報学科は4.6単位、情報システム学科は2.6単位）。経営情報学科は、他の2学科と比較してこの制度を利用して単位を取得している学生が多い。

## ③入学前の既習得単位の認定

他の大学・短期大学で修得した科目の単位を認定している。特に3年次編入生に適用されている。平成19年度編入生13名については、18単位～60単位を認定した。

## ④卒業所要総単位中へ自大学・学部・学科にとる認定単位数の割合

正確なデータはないが、卒業判定時に個々の学生の状況を点検している。これによれば卒業所要単位124単位中、ほとんどの学生が90%以上の単位を自大学・学部・学科で取得している。

[点検・評価]

### ①名桜大学との単位互換について

名桜大学との単位互換制度は存在しているが、現実としてはほとんど利用されていない。その理由は、名桜大学で講義を受けるためには経済的、時間的コストがかなりかかることが原因であると考えられる。

### ②大学以外の学修の単位認定方法の適切性

「情報学部特定有資格者に対する単位認定細則」に基づく単位認定の制度は、資格と単位認定の科目との対応についても大きな問題はない。実際に大学以外の学修によって単位を取得している学生の多くはこの制度を利用している。

### ③入学前の既修得単位の認定

主に編入生に対してではあるが、特に問題はない。

### ④卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

ほぼ自大学・学部・学科で単位を修得している。特に問題はないと考えている。

[今後の改善方策]

まず、大学で指定している資格について随時検討する。資格については毎年新しい資格が出てきたり、資格試験のやり方が異なったりすることがある（たとえばTOEFL）。こうした状況があるので、すでに指定している資格を用いて単位認定をしてよいかどうか、さらには別の新しい資格を取り入れる必要があるかどうか随時検討していく。

つぎに、他大学との単位互換制度を充実させる。現在名桜大学との単位互換制度があるが、経済的、時間的なコストにより十分に活かされていない。したがって今後は名桜大学との単位互換制度に加えて、別の方法による他大学との単位互換制度を確立することを検討する。たとえば、

通信教育や遠隔授業による講義などによるものである。入学前の既修得単位の認定、卒業所要総単位中、自大学・学部・学科による認定単位数の割合については今後大きな変化がないか、見守りたい。

### 3-4-1-7 開設授業科目による専・兼比率等

#### [現状の説明]

情報学部で開講されている授業は専任教員と兼任教員により担当されている。ここでは専任教員がどの程度の授業を担当しているのか、その現状を述べる（大学基礎データ表3参照）。

湘南キャンパスの2学部を対象に開講されているキャンパス共通の教養教育科目（新カリキュラムの教養科目）であるが、全開設授業科目数に対して専任教員の担当している比率は53%である。学部共通の教養教育科目（旧カリキュラム、平成19年度から開始したカリキュラムには存在しない）であるが、教養教育科目数のうち22%は専任教員が担当している。続いて各学科の専門教育における専任教員の担当比率を見ていく。

まず広報学科の専門教育科目数のうち74%は専任教員が担当している。さらに必修科目数のうち73%、選択必修科目数のうち100%は専任教員が担当している。経営情報学科の専門教育科目数のうち89%は専任教員が担当している。さらに必修科目数のうち95%、選択必修科目数のうち74%は専任教員が担当している。情報システム学科の専門教育科目数のうち85%は専任教員が担当している。さらに必修科目数のうち90%、選択必修科目数では100%は専任教員が担当している。

兼任教員に対しては、年度当初に「授業打ち合わせ会」を開催し、教育方針や教務事項を伝達する他、授業内容や方法についての確認を行なっている。

#### [点検・評価]

各学科の専門科目については専任教員の担当する割合が高い。それと比較して教養教育科目（キャンパス共通、学部教養科目）については専任教員の担当する割合が低くなっている。教養教育科目は幅広い知識を身につけることを目的としているために、情報学部の専門とは関連しない科目が多く配置されているためであると考えられる。「授業打ち合わせ会」を開いて学部・学科の教育理念・目的を徹底するとともに、兼任教員からの意見を聴取する取り込みは評価できる。

#### [今後の改善方策]

情報学部の各学科の専門科目については専任教員の担当する割合が高くなっているため、この水準を維持する。ただし広報学科の必修科目については、専任教員が担当する比率が他の学科と比較して若干低くなっているため専任教員が担当するように努める。

また、「授業打ち合わせ会」は継続して開催し、兼任教員の積極的な関与を促していく。

### 3-4-1-8 生涯学習への対応

#### [現状の説明]

湘南校舎では平成17年度以前は「湘南総合研究所」を中心として各種公開講座を開いていたものの、「生涯学習センター」は越谷校舎にあり、生涯学習への対応には遅れをとっていた。平成18年度以降、事務組織として「生涯学習センター」の分室を湘南校舎に設置し、「生涯学習課」

として、職員が常駐する体制をつくり、生涯学習への取り組みを本格化させた。その運営のために、事務局との連携のもとに、「生涯学習センター運営委員会」を組織しているが、この運営委員会の開催についても、年4回だったものを月1回のペースに増やした。そして、各種の「教養講座」に加えて、「生涯学習」を明示的なものとして掲げた「生涯学習コース」をスタートさせた。

生涯学習運営委員会の企画した具体的な講座の中から、平成19年度に情報学部教員の担当する「教養講座」を抜粋すると、「市民のための金融・経済・投資入門講座（春学期全4回；各2時間）」、「パソコンでつづる名文・名言（秋学期全4回；各2時間）」のように、一般市民を対象にして、湘南校舎の教員の専門性を生かしたものとなっている。

平成19年度の「生涯学習」コースは、「世界の『今』をよむ— 現代国際社会のありようとその課題を考えるために」（秋学期全4回）が開講されている。

#### [点検・評価]

執筆時点で結果の出ている「市民のための金融・経済・投資入門講座（春学期全4回；各2時間；講師：情報学部栗林訓教授・国際学部渡辺孝教授）」については、受講生が20名弱集まり、内容に関しても好評だったため、次年度にも「市民のための金融・経済・投資入門講座 part II」を開くことになった。これは、湘南校舎において、生涯学習にむけた新しい対応策が有効に機能してきた第一歩と見られる。また、現在、新しい体制のもとで、湘南校舎の教育研究内容を反映した講座を増やしつつあるのは、当然ながら正しい方向にあると評価できる。

だが、たとえば「生涯学習コース」の講座は国際学部教員が担当しているものはあるが、情報学部教員が提供しているものがないというアンバランスがあり、講座内容の充実という点では不十分である。また、「生涯学習コース」は平成18年度に開始したばかりなので、地域住民への認知度は高くなく、これからの努力を要する。

そして、講座の開催日が土曜日に集中しているため、受講できる市民の層が限定されてしまうのは、さまざまなライフステージにおける学習機会の提供という生涯学習の理念からみて、望ましくない。週日で開催するには、通常授業との兼ね合いで空き教室を確保しなくてはならないという難しい問題があり、今後の課題である。

#### [今後の改善方策]

生涯学習の講座数の充実という点では、平成20年度以降にむけて講座を増設させる。そのためには、生涯学習にたいする取り組みを学部全体に周知し、委員会が提案する企画に各学部教員が積極的に協力してくれる体制づくりが必須となる。

また、生涯学習講座の開催日の問題については、たとえば一部の学部講義科目を市民が受講できるようにする案も委員会の中では検討している。講義形式にとどまらず、ゼミ形式の講座を拡充する試みについても検討する。

## (2) 教育方法等

### 3-4-2-1 教育効果の測定

#### [現状の説明]

教育上の効果を測定するための方法としては、各講義における筆記試験、レポート、平常点、作品などを通じた形式が考えられる。「外国語」や「体育」では平常点が多い。また、情報処理やマルチメディアに関連する演習系の科目では、演習内で作成した作品やレポートによる評価が多く、講義系の科目では、筆記試験とレポートによる評価が多い。

当学部の一部の科目では、e-learning 形式の講義形態もとられている。そこではインターネットを利用した演習による評価も行なわれている。また、現行の e-learning システムでは、学内・学外からにかかわらず様々な形式のデジタルファイルをいつでも提出できる体制が整備されており、作品・レポートの提出での利用を含めるとほとんどの学生が e-learning を用いた評価に慣れ、利用している。特に、語学においては、情報端末を利用し英語能力を測定できる CASEC を導入し、教育によって学生の英語力がどう変化するかを観察を行なっている。

講義以外の教育上の効果を測定する方法としては、情報学部では卒業生の 9 割が就職希望者であることから就職率で計測や、情報処理資格をはじめとする各種資格試験の合格状況、そして、学生の勉学状況の結果として卒業年次の学生のうち卒業できなかった学生の割合である卒業延期者率の計測などが考えられる。

就職率に関しては、平成 18 年度においては学部全体の就職希望者に対し 87% が就職を決定し、高い水準といえる。資格取得に関しては、経営情報学科では基礎学年時の教育目標としてユーザー側に立脚した情報処理技術に関する国家資格である初級システムアドミニストレータ資格の取得を掲げており、教員間の合意も確立している。

卒業延期者率については、平成 18 年度においては、広報学科が 8.1%、経営情報学科が 20.4%、情報システム学科が 20.9% となっている。経営情報学科と情報システム学科では高い割合となっているが、これは両学科がスキルの積み上げを強く意識した工学面を持つカリキュラム構成になっていることによるものと理解されている。ただし、これらが教育効果を示す指標として学部や学科での議論で利用されることはあるが、明確に教員間の合意を得たことはない。

教育効果の測定による教育目標達成の確認に関しては、情報システム学科においては、卒業生が持つべき能力を従来に比べより明確に定め、その目標に向け教育を進めることを重視したカリキュラムを平成 19 年度より開始している。一方、広報学科・経営情報学科での教育目標は定性的であり、達成度の計測を明確に検証することは難しい。

情報学部において、上述した教育効果を測定する機能を高めるための仕組みの導入はされていない。

#### [点検・評価]

情報学部においては、e-learning システム等の情報技術を活用した教育効果の測定が取り入れられてきているのは優れた点といえる。また、講義内での教育効果の測定も、各講義の形態に合わせ様々な方法により工夫され行なわれており、おおむね良好な状態と考える。

一方、各講義内での教育効果の測定を離れ、学部全体での、または、各学科での教育効果についての計測には不十分な点がある。

まず、教育効果を就職率で計測することが考えられるが、就職率は景気にも左右され教育効果による影響を抽出することは難しい。次に、資格取得状況による計測は、経営情報学科においては初級システムアドミニストレータ資格の取得状況により基礎学年時の教育効果の測定が可能となっている。しかし、現状では関連科目教員による調査や資格取得による単位認定制度を利用により合格者の把握がなされており、自主的に申告をしない学生についての状況は把握するに至っていない。そのために、データとしての不完全さが教育効果の測定をあいまいにしている。広報学科、情報システム学科においては資格取得者数の把握はなされていない。最後に、卒業延期者率については教育効果と単位取得の容易さとの関連が乏しい。

教育目標の設定とその達成度および教育効果の計測は、各講義においての実施に強く依存しており、組織としての取り組みは不足しているといえよう。また、その検証を行なう組織的な仕組みづくりも遅れている。

#### [今後の改善方策]

各講義における教育効果の測定に対する工夫は従来通り実施していく。一方、組織としての不足している点については、情報学部全体および各学科における教育目標の一部に、計測可能なかつ教員間の合意が得られる適切な指標を利用した設定を導入し、教育効果を時間経過にそって計測する方法を探求する。また、それを検証するための体制も同時に導入する必要がある。

### 3-4-2-2 厳格な成績評価の仕組み

#### [現状の説明]

履修科目登録の上限設定とその運用としては、1学期に履修できる単位数は、22単位を上限としている。ただし、前セメスターの成績で「AA」および「A」評価を18単位以上修得した場合、26単位まで履修登録を認める。

履修した科目の単位は、原則として学期末に実施される試験に合格したときに認定される。試験方法は、筆記試験、レポート、作品などによるが、実技などの科目によっては、平常の成績をもって試験成績に代えることがある。なお、単位認定に際して、出席日数が不足した科目については、単位認定を行なわない。

成績の評価は、90～100点をAA、80～89点をA、70～79点をB、59点以下をDとする評価方法を採用している。AAからA、B、Cまでが合格、Dが不合格である。なお、試験当日欠席はE、出席不足などで評価を受ける資格がない場合はFとなり不合格である。

また、2003年度より、GPA(Grade Point Average)による評価法を導入し、ゼミの決定、成績優秀者の表彰、企業就職推薦者決定に利用されている。

#### [点検・評価]

履修科目登録上の上限設定は、学生の集中的な学習と教室運用の円滑な管理を促進している。したがって、この制度の評価は良好である。

単位の認定については、おおむね妥当と考えられる。GPAの採用は、履修した科目を安易に放棄する学生を減らし、自己責任を持って履修する上で効果がある。ただ、資格試験による単位免除や編入生の単位認定では、GPA評価から除外されるので、特に資格取得による単位免除者にとっては不利に働く場合も考えられる。

### [今後の改善方策]

科目ごとの成績評価基準のばらつきについては、成績分布を見ながら、成績評価の仕方を検討する余地があるかどうか議論し、必要があれば成績評価の指針を作成する。GPA 評価法について教員と学生が十分に理解していないので、今後も徹底した指導をしていく必要があると考える。教員作成のシラバス内容と、実際の授業内容の差異による授業離脱がないように指導を行なう。

シラバスに成績評価基準を明示する方向を進め、なおかつその記載方法についても漸次改善をはかる。

## 3-4-2-3 履修指導

### [現状の説明]

学生に対する履修指導としては、まず、授業に関する一般的な留意事項、履修登録方法、試験および成績に関する留意事項、科目区分ごとの履修説明、関連諸規則などが記載されている冊子「履修のてびき」を、新入生に配布している。

これに加えて、各科目の概要やシラバス（授業計画）などが一科目につき A4 版 1 枚程度にまとめた「履修概要」、ならびにゼミナールの履修条件やカリキュラム改定にともなう対応科目など、学生に伝えるべき内容をまとめた「履修登録関係資料」を、年度の初めに全学生に配布している。また、教員の自己紹介、専門分野・研究テーマ、学生諸君へのメッセージ、顔写真、研究室番号、メールアドレスなどを記載した「教員紹介誌」を新入生に配布している。

新入生には、年度初めのオリエンテーションで各学科所属教員によるカリキュラムの体系説明や履修についての説明があり、教育支援課による履修手続きに関する指導が行なわれている。とくに、経営情報学科や広報学科では、全教員がクラス担任制を敷き、きめの細かい指導を行なっている。また、演習や制作を中心とする一部の科目では、履修登録に先立って予備登録が行なわれ、丁寧な授業が行なわれるように配慮されている。

オフィスアワーについては学部では制度化されていない。一部の教員がオフィスアワーを独自に設けて学生に対応している。

平成 18 年度の卒業延期者率は、広報学科が 8.1%、経営情報学科は 20.4%、情報システム学科は 20.9%となっている。

### [点検・評価]

冊子「履修のてびき」は、履修登録の説明だけでなく、卒業要件や学習上で指針となるべき事項、単位制、試験および成績に関する説明など、初めて大学で授業を受ける学生にとって必要十分な情報を網羅していると思われる。従来、取りやすいものから履修し、何の脈絡もなく履修する学生が少なからず見られた。しかし、クラス担任によるコースの説明と科目履修の仕方に関する履修指導は効果的なものとなっている。

留年生の割合はほぼ 2 割で推移している。この数値は本学他学科と比べれば多いものの、他大学の同種学部との比較では、けっして多いとは言えない。平均的な水準と思われる。教員の個別面接指導では、留年の理由を見極めつつ、卒業の意思を定める上で役立っている。

### [今後の改善方策]

学生への履修指導についてクラス担任制を引き続き活用していくとともに、学生 1 人の履修状況とその修得状況をフォローするシステムを工夫する必要がある。留年生、卒業延期者の抑制に

向けた方策として、新カリキュラムから情報システム学科の学びのプランニングと広報学科の基礎ゼミ、経営情報学科の経営情報概論を開講した。これらの新しい試みについて継続と改善を続け効果を上げていきたい。3学科とも留年生および退学者のデータを分析し対策を講じている。個別の面接指導に加えて、カウンセリングを必要とする学生への支援を考え留年率の数値目標を設定し、引き続き留年率の低下に努めていく。昨年、学習支援室を設置したが、今後は教員の配置等の問題を考えて、これを有効に機能させてゆく。

### 3-4-2-4 教育改善への組織的な取り組み

#### [現状の説明]

情報学部は、広報学科（定員 150 名）、経営情報学科（定員 150 名）、情報システム学科（定員 150 名）から成る。

情報の創造・活用・構築の全ての分野に対応できるカリキュラムと、教員スタッフが整っている。また、教職課程として、全学科で高等学校一種「情報」が取得できるのに加え、経営情報学科では、高等学校一種「商業」、情報システム学科では中学校一種および高等学校一種「数学」を取得できる。学部では、教職課程のための体制を整えている。

情報学部では、学生の学修の活性化を促進するため、1, 2年生に対して年度初めの学年別オリエンテーションを開催し、それぞれの学年に合わせた就学指導を行なっている。特に1年生に対しては、大学での就学の留意点、各学生の将来の進路希望に合わせた科目の履修方法について、ガイダンスを行なっている。

学生の学修活性化を達成するための一環として、平成19年度の新カリキュラムでは、情報学部の各学科とも、新入生の学習意欲を引き出すための基礎科目の充実を行なっている。それらは、大学に入学してからの4年間を有益に過ごすための、基本的知識、学習の技術、コミュニケーション能力、専門領域の基礎、あるいは将来の職業を展望するのに役立つ様々な基礎的素養を身につける科目である。具体的な科目として、たとえば、広報学科では「基礎ゼミ」、経営情報学科では「経営情報概論」、そして、情報システム学科では「学びのプランニング」などが該当する。

教員の教育指導方法改善を促進するための措置の一環として、学部全体での学生による授業評価アンケートを実施している。これまでは、専任教員が毎学期、担当科目のうち基本的にゼミナール、卒業研究などを除く全科目でアンケート調査を実施することを基本方針としてきた。非常勤講師については担当科目について協力を依頼している。学部全体としての公式なアンケートは、学期の最後の授業で実施している。

各教員による授業評価実施を支援するために、学部が「授業についてのアンケート」というタイトルの授業アンケート用紙を準備し、教員はそれを利用している。ただし教員の中には、独自で作成したアンケート用紙を併用し、授業改善につなげているケースもある。学部が準備している「授業についてのアンケート」には、学生自身の授業への取り組み状況、授業の進め方と教員の取り組み、そして授業の内容を質問する全16の項目からなる。授業の形式を考慮し、語学科目、実験・実習・実技科目、体育科目については、それぞれ個別の質問を用意している。

アンケート用紙はコンピュータでの処理を考慮し、マークシート式になっている。集計サービスはアンケート項目毎に、ポイント別回答人数、平均ポイント、ポイント比率を集計し、担当教員に提供している。



これら学生による授業評価の結果は、各教員が作成する担当科目のシラバスが適切であるかどうかのチェック、教育方法の改善に利用している。

なお、学生の入学と卒業に際しては、入学時アンケート、および、卒業時アンケートをそれぞれ実施している。新入生アンケートでは、大学の教育理念、授業への興味、難易度、授業方法などへの感想を調査している。

また卒業生アンケートでは、意欲的に取り組んだ授業、満足した授業、各種資格の取得状況、大学の学修への支援体制、設備満足度などの調査を行ない、今後の改善を促進するための基礎データとしている。

学部としてのカリキュラム検討に当たっては、必要に応じて各学科の代表者からなるカリキュラム検討委員会を設け、体系的なカリキュラムの構築を行なっている。各学科においても、学科のカリキュラム検討委員会を設け、学部の方針に基づき学科のカリキュラムを構築している。各教員は、カリキュラムが目指す目標、学修のプロセスを基に、担当科目のシラバスを作成している。シラバスは、大学のホームページ上で公開している。学生はいつでもシラバスを読むことができ、各自の履修計画の立案に便利な情報環境を整えている。

その他、FD活動として2年に1度、「学術年鑑」を発行して、全教員の研究業績を公表している。学術年鑑で公表している項目には、教育実践上の主な業績を示す「教育活動」と、著書、論文、口頭発表などを示す「研究活動」、および、「学会等および社会における主な活動」がある。

#### [点検・評価]

毎学期、「授業についてのアンケート」調査実施状況の調査を行なっているが、これまでは、「授業に関するアンケート調査」を実施した教員がどれほどいるのかを、正確には把握することができなかった。平成18年度秋学期に実施した「授業に関するアンケート調査」の暫定数値では、情報学部の授業の内、実施授業数が183（そのうち専任教員による授業が104）、実施教員数が専任教員で33名となっている。なお、暫定数値である理由は、授業により複数の教員がクラスを分けて授業を担当したりするなどのケースがあることによる。

また以前の調査では、アンケートに回答し、学生による授業アンケートを実施した教員の90.5%は「大学が用意したものをそのまま使用した」と答えており、大学で用意したアンケート調査用紙を使用することが一般的になっている。残りの教員については、独自のアンケート用紙で調査していることになる。

また、アンケート調査は、授業計画との関係で最終授業に実施することが一般的であり、学生の要望をその授業にすぐにフィードバックすることができない。さらに、授業評価アンケートの結果を個人的に将来の授業に活かしてはいるが、それがどのように反映されているのかが見えにくいといった問題も指摘できる。

#### [今後の改善方策]

アンケート調査で授業評価を行ない、その結果を教員が個人的に利用するだけでは十分に学生の授業満足度を向上させることはできない。そのため事務サイドのバックアップが不可欠であることに加え、学生の満足度を高めるための方策や仕組み作りを組織的に考えていかねばならない。

この点に関し、平成19年度春学期からは一部の学外実習科目を除く全科目について授業評価のための「授業に関するアンケート調査」を実施し、授業評価の集計結果を統計的に処理して公表するとともに、教育・研究推進委員会と連携してアンケート調査集計結果を授業改善の資料として活用することが決まっており、具体的な進展につながることを期待できる。

マークシート方式による「授業に関するアンケート調査」は、処理の効率化と数値化がしやすい反面、数値化のしにくい学生の声を取り込めない側面もある。この点について、現在は、各教員が独自の判断で実施する「リアクションペーパー」などに頼っている。今後は、数値化しにくい授業評価の側面を、より組織的に取り込める仕組みを作る必要がある。

また、学生からの評価だけでなく、産業界が大学に求める教育、人材像への意見を取り入れながら授業内容・方法を改善するための組織的な取り組みも必要である。これについては、学部・学科と関連する各種業界団体との連携を深め、FD活動の組織的な取り組みの一環に含めることが考えられる。たとえば、現在、情報サービス産業の業界団体と連携した授業を行ない、授業内容などの打合せを定期的に業界団体と行なっているが、これらをさらに展開することも改善策のひとつである。

雇用主による卒業生の実績を評価し、それをFD活動に反映する仕組みも、今後整備する必要がある。これについては、質的に均一なデータの収集と分析方法など、今後取り組むべき課題が多いと考える。

学生の履修計画の基礎になる情報はシラバスである。学生の側からするならば、どのような教育指導を選択するかという判断の多くはシラバスに頼ることになる。現在の情報学部におけるシラバスの記述内容は概ね適切と判断するが、今後、更に学生の立場に立ってシラバスの内容の改善・見直しを継続的に行なうための組織的な取り組みを進める。

### 3-4-2-5 授業形態と授業方法の関係

#### [現状の説明]

情報学部における授業形態には、講義形式、演習形式、実技形式、ゼミナール形式がある。

コンピュータを利用した演習授業では、受講生の人数が教室に設置されているコンピュータ設備の台数によって制限されるため、予備登録を実施している。予備登録科目では、授業ごとに定員を設けており、定員を超える学生が履修を希望する場合は抽選となる。

また、コンピュータを利用した演習授業では、教員が用意した資料をモニターに映しながら説明し、学生がその操作を実際に行なうという手順で作業が進められる。科目により、教員を支援するサポートスタッフを含めた体制で演習を行なうこともある。

このほか演習形式の授業では、グループ演習を取り入れた授業が増えている。グループ演習により、学生間でコミュニケーションをとりながら授業への理解を深める効果が期待できる。

ゼミナール形式の授業は10名前後の少人数で行なわれ、各教員はそれぞれの専門分野に関するきめ細かな指導を行なう。ゼミナールの方法は各教員の指導方法によるが、通常、学部が定めた授業時間以外にも学生に対して個別の指導を行なっている。教員により、夏季休暇中などに合宿形式のゼミナールを行なうこともある。

なおゼミナールでは、各学生が希望する教員を選択することになる。学生に対しては、ゼミナールで所属する教員を選択する前に、説明会、見学会などを行ない、希望のゼミナールを選択できる機会を作っている。

授業形式として、夏季休暇中などに実際の企業において職業体験を行なう「インターンシップ」も行なわれている。インターンシップ科目では、学生に対し、企業での実習に先立つ事前研修、および、実習後の事後研修を課し、学生の研修状況により単位を認定している。事前研修では、

ビジネスマナーに加え、業界知識、キャリア研究を行なっている。また事後研修では、各自の研修成果をまとめた報告書の提出と発表を行なっている。教員は、インターンシップ先の選定、研修中のフォロー、事前研修、事後研修の指導を行なっている。

通常の講義形式の授業でも最近では IT（情報技術）を活用した授業が増えている。

たとえば、プレゼンテーション・ソフトで作成したスライド、動画、DVD、あるいは、実際に表計算ソフトを用いて授業で説明したことをスクリーンに映し出しながら実践することなどが行なわれている。これにより、テキスト等では伝えきれない色彩や質感、動きや臨場感を体感させることで、学生の理解の促進に役立てている。また、講義室にインターネットとの接続を可能とするネットワーク、および、パソコンなどの設備を設け、インターネットから講義に使用する情報を収集しながらスクリーンに投影して説明を加えることも行なわれている。

このほか、e-learning を使用した授業も増えている。情報センターと湘南教務委員会は、すでに、e-learning で出来ること、その仕組み、および、教員がシステムを採用するときのサポート体制などについて説明した、「『教室』の活性化のための e-learning 活用ガイド」を作成し配布している。現在は、e-learning 以外の通常の講義においても e-learning システムを活用するためのガイドブックを企画しており、平成 19 年 9 月に発行予定である。また、情報センターでは、各教員からの希望に応じて、e-learning 環境の使用方法、教材の作成方法などについて、個別のセミナーを開催している。

e-learning は、さまざまな学力を持つ学生の全員が学習効果を上げるシステムであり、限られた教室を有効に用いる手段である。また、教室内で議論させる種類の授業展開が困難と考えられるが、e-learning 環境は学生側からの積極的な質問と、学生間の教え合い効果が期待できる。

現在、e-learning で授業を提供している科目には、たとえば、表 3-15 の科目がある。これらの科目の受講希望者は他の科目と同様に履修登録によって受講し、定期試験等の合格者に対して単位が認定される。さらに、越谷キャンパスとの間で e-learning 利用科目の遠隔授業を実施している。

e-learning 用に導入している情報基盤は、e-learning 科目でなくとも、授業の出席管理、学生への授業に関する情報の提示、レポート提出管理、学生と教員とのコミュニケーションの促進にも活用できる。教員は、状況によりこれらの機能を活用し、授業の活性化に努めており、湘南キャンパスにおいて、平成 19 年度春学期時点での e-learning 用情報基盤の利用教員数は 35 名、科目数 120 科目、そして、利用者数は延べ 10,000 名になる。

#### [点検・評価]

さまざまな情報機器やソフトを用いてビジュアルに説明する講義は、学生の授業理解度を高め、結果として授業満足度を高めるものと考えられる。

e-learning で提供している授業科目の授業アンケート調査によると、学生のペースにあわせて勉強できることと、分からないところは繰り返し勉強できるために、学生の満足度は高くなっており、現状は概ね問題はないと考える。

#### [今後の改善方策]

コンピュータを利用した演習授業においては、クラスごとの定員を設けて予備登録を行なっているが、学生の履修を円滑にするためにも、クラス定員の見直しを随時行なう必要がある。各学期の学生の履修希望予測を行なうなどの仕組みの導入を検討する。

e-learning は、密度の濃い教育のためのサポートツールであり、1 人 1 人の学生が授業

をよく理解でき、満足度を高めるための授業工夫の一手段として位置付けられる。そのため、これからも e - ラーニングを積極的に活用するよう呼びかけていきたい。国内外提携大学との e-learning 科目の相互利用も考えられる。

また、e-learning 用に導入している情報基盤は、e-learning 以外にも学生と教員のコミュニケーション促進に活用できるものである。これらの機能についても、教員による活用を促進していく仕組みが必要である。現在進めている e-learning 用システムのガイドブック発行が、この点の進展つながることが期待できる。

ゼミナール方式の授業では、学生の希望と教員の専門性とのマッチングを図る仕組みが、学生の修学の活性化に欠かせない。この点については、これまでも教務委員会、教授会を中心に議論が行なわれ、実際に様々な試みがされているが、これからも継続的な改善が求められる。

また、今後は通常の講義形式の授業においても、学生の理解度を即時に把握するために、携帯電話の利用などによる双方向授業の試みもなされていくべきと考える。

表 3-15 平成 19 年度 e-learning 利用科目例

科目名	備考	キャンパス
文章演習 A		湘南
テクニカルライティング		湘南
学びのプランニング		湘南
プレゼンテーション		湘南
プロジェクト演習 I		湘南
情報と経済		湘南
インターネット		湘南
情報システム特論 A (作曲法)	キャンパス間遠隔	越谷→湘南
情報処理 A (短大)		湘南 (短大)
スポーツ A (短大)		湘南 (短大)

## 第5節 国際学部

### (1) 教育課程等

#### 3-5-1-1 学部・学科等の教育課程

＜学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関係＞

##### [現状の説明]

国際学部は「有為なる国際人」の育成を大目標に教育課程を組織している。具体的には①多文化が共生するグローバルな社会で活躍するために必要な外国語能力、ITスキル、幅広い教養を身につけさせる教育課程を確立すること。②市民社会の一員として「Think Globally, Act Locally」を実践型・体験知の研鑽が可能な教育課程を確立することである。その基礎となる外国語（特に英語）コミュニケーション能力の向上をめざす言語科目群、あるいは情報リテラシーなどをアカデミックスキルとして1～2年次に重点的に配置し、学習指導にあたっている。その一方、国際感覚と国際的諸問題を学ぶ手始めとして専門教育科目「国際学入門」を1年次に学部必修としている。

国際コミュニケーション学科にあっては、「国際コミュニケーション論」をはじめ、多様な文化・価値観の理解とコミュニケーション能力の更なる発展、環境問題等を軸とした人間と自然・社会の相互作用への認識を深める専門教育科目群を置く。また、国際関係学科にあっては「国際関係論」をはじめ、国際社会に生起する諸問題の解明、国際協力のあり方の模索、観光産業等を軸とした国際ビジネスの在り方への認識を深める専門教育科目群を中心に置く。これらによって学部・学科の理念実現に対応している。

国際コミュニケーション学科（多文化コミュニケーションコース所属学生は必修）における約12週間の「海外短期留学プログラム」の2年次春学期への設置、専門教育科目における「インターシップ」、「ボランティア論」、「海外研修 A,B」など、講義に連動する形での学外活動を通じた、“体験知教育”による国際社会との接触機会の増加を図っている。

さらに、国際関係学科にあっては教職課程を設置し、中学校教諭一種免許状「社会」および高等学校教諭一種免許状「公民」の取得を可能とした。国際化の進む今日、本学部から国際感覚に富んだ人材を教育現場に送り出すことを目標としている。

また、低学年次における集中的語学履修や海外研修、海外短期留学プログラムなどを通じて、コミュニケーション能力を向上させるうえでのインセンティブが多様化され、整備されてきた。また1年生に対する「新入生ゼミナール」、「基礎ゼミナール」等を設け初期導入教育の指導機会を多くしたことで、大学での学習への心構えやアカデミックスキルの伝授が効率化し、学部の教育理念の浸透に効果が上がっている。さらに、「国際学入門」などを通じた専門教育への誘導、「エアラインサービス論」、「エコツーリズム論」、「グローバルイシュー A,B」など、時代のニーズに対応する専門科目群の設置や、完全セメスター制度に対応した専門ゼミナールの再編などを通じて、学生の学習意欲の向上と教育指導効率化も図られている。

### [点検・評価]

上記説明の通り国際学部の理念・目的及び学校教育法第52条並びに大学設置基準第19条に適切に関連付けられている。

### [今後の改善方策]

学生の「学びのニーズ」の多様化と変容に対応して平成20年度よりはこれまでの国際コミュニケーション学科を国際理解学科に、また国際関係学科を国際観光学科に名称変更するとともに、カリキュラムを改変し（後述）、新たに「領域入門」等の科目を設けて、学生のきめ細かい指導を強化する予定である。そして、今後も国際学部の理念・目的及び法令に則って適切に運営していく。

＜学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性＞

### [現状の説明]

平成16年度から実施しているカリキュラムでは、キャンパス共通教養科目、学部教養科目とともに、アカデミックスキル、言語科目を低学年次に重点的に配置し、学部の専門教育科目学修のための基礎教育の充実を図っている。また、学習の根幹的な基礎能力とも言うべき日本語能力向上のために、「日本語表現法」・「日本語表記の常識」を選択必修とし、学生の基礎リテラシー向上を図った。

専門科目群については学部必修科目として「国際学入門」、学科必修として「国際コミュニケーション論」（国際コミュニケーション学科）、「国際関係論」（国際関係学科）を1年次に配置し、2年次以降の専門教育科目群への学習移行がよりスムーズに進むよう配慮している。教育目標をより効果的に達成するために、2年次からは、国際コミュニケーション学科にあつては多文化コミュニケーションコースと環境コミュニケーションコースを、国際関係学科にあつては政治経済協力コースと観光ビジネスコースを設け、学科共通専門教育科目群とともにコース基幹科目（当該コース学生必修もしくは選択必修）、コース応用科目群（選択）を配置し、高度な専門性を追及できるようにしている。さらに、3年次より「専門ゼミナール」を配置して、これを中核とした少人数による専門教育の徹底を図っている。

また、幅広い視野を備えた国際感覚を磨くことを重視する立場から、専門性の追及だけでなく、学際的視点からの研究促進をふまえて、自由認定枠（18単位分）を設け、学部・学科をまたいだ科目履修が可能となるよう、考慮している。

言語科目では外国語（特に英語）の低学年次における集中的な学習が促進され、外国語コミュニケーション能力の向上に寄与するとともに、国際コミュニケーション学科学生を中心に2年次春学期に実施される短期海外留学への基礎学力準備と学習インセンティブを与えている。また「日本語表現法」・「日本語表記の常識」を選択必修とし、「日本語を読む、書く」という基礎的な能力向上への指導を行なえるようになった事は、学生の基礎リテラシー向上を図る上で長所と考えられる。さらに、1年次に学部必修・学科必修の専門教育科目を配置したことで、キャンパス共通教養・学部教養科目との連携を深め、学際的研究の視点を提供できること、2年次秋学期に「応用演習」を設け3年次以降の「専門ゼミナール」学修との連動性を高めたことも、教育効果を高める上で有益である。

さらに、国際感覚豊かな次代を育てる教育者の養成を図るべく、国際関係学科には中学社会（一種）・高校公民（一種）教員免許が取得できる教職課程を設置し、情報学部教職課程との協力の

もとに教員養成指導にもあたっている。

#### [点検・評価]

カリキュラムにおいては学問的体系が整備されているし、履修指導も体系的に行なわれていると評価できるが、近年では、入学してきた学生に対して勉学の意義を自覚させ、学習目標や将来の方向性をいかに早い時期に設定させることができるかがますます大きな課題となってきた。そのために、オリエンテーションの充実、教員と学生との懇談、日常生活におけるアドバイス機会の整備などが重要であるとともに、そうした態勢を学部全体で整備し活用できるよう、学部教員間での情報交換と共通認識の醸成を図ることが必要である。また、カリキュラム上の体系をふまえて、コース選択やゼミナール選択指導をいかに合目的に進めるかが重要である。

#### [今後の改善方策]

本学部では平成16年度から実施されたカリキュラムの実施状況や、学生のニーズを踏まえて、平成20年度より学部改組（学科名称変更）およびカリキュラムの改訂を行なう予定である。

##### ①国際コミュニケーション学科の国際理解学科への変更

国際コミュニケーション学科は、外国語とくに国際語としての英語コミュニケーション能力を高め、さらに異文化や宗教、地球環境問題などの幅広い知識を修得し、国際人として活躍できる人材養成を教育理念としてきた。しかし、近年グローバル化の深化に伴い、上記の理念よりもさらに具体的かつ明確な目標や目的を定めることが強く求められるようになった。そこで、学科の教育理念を「国際社会の理解」と明確に位置付け、学科名称も教育理念がより分かりやすく、イメージしやすい国際理解学科に変更する予定である。したがって、国際理解学科は、英語コミュニケーション能力を通して、国際社会を理解し、国際的教養やグローバルな視点を持った地球市民として、NGOやNPOおよび産業界における国際交流、開発教育、国際協力、環境問題対策などの領域で活躍できる人材養成をめざす。

教育課程においては、国際的教養を学部共通専門科目で、グローバルな視野の獲得を学科共通専門科目で、国際理解をより深めるための専門知識を各領域で修得できるように再編成する。領域国際理解学科は領域として、「国際コミュニケーション領域」「国際協力領域」「国際社会領域」を設けた。「国際コミュニケーション領域」は「異文化理解」「英語コミュニケーション」ユニットから成り、「国際協力領域」は「国際協力」「市民社会と環境」ユニットから成り、「国際社会領域」は「日本と国際社会」「国際問題研究」から成る。なお、これに関係して有為なる国際人の育成と次世代への教育者を育てるべく、本学科に中学・高校英語（一種）、中学社会・高校公民（一種）教員免許が取得できる教職課程を設置申請中である（平成19年11月現在）。

##### ②国際関係学科の国際観光学科への変更

国際関係学科は、国際社会の問題を社会科学（政治・経済・法律など）の専門的アプローチにより解決策を学ぶ「政治経済協力コース」とホテル・レジャー、旅行や航空などの実務的・経営的なアプローチから学ぶ「観光ビジネスコース」の2コースから構成されていた。そのため、学科の教育理念もそれほど明確ではなかった。

しかし、グローバル化により人口移動が激しくなるにつれ、国際観光を推進する必要性が叫ばれるようになり、国際関係学科も、こうした時代の要請に応えるべく、より明確な教育理念と、より具体的な目的や目標を定めることが強く求められるようになった。そこで、学科の教育理念を「国際観光の推進」と明確に位置付け、学科名称も教育理念がより分かりやすく、イメージしやすい国際観光学科に変更する予定である。

したがって、国際観光学科は、国際的教養やグローバルな視野を持ち、社会科学の専門知識を持った国際観光の専門家として、旅行・航空業界、レジャー・スポーツ関連企業、ホテル・フード関連企業、文化関連企業などで活躍できる人材養成を目指す学科とする。

教育課程においては、国際的教養は学部共通専門科目で、社会科学の専門知識は学科共通専門科目で、国際観光の専門知識は各領域で修得できるように再編成した。国際観光学科は領域として、「観光ビジネス領域」「ホスピタリティ・マネジメント領域」「交流文化領域」を設けた。「観光ビジネス領域」は「トラベル」「エアライン」「レジャー」ユニットから成り、「ホスピタリティ・マネジメント領域」は「ホテル・フード」「マネジメント」から成り、「交流文化領域」は「交流文化」「芸術文化」から成る。

#### <教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置付け>

##### [現状の説明]

本学部では一般教育科目としてキャンパス共通教養科目、学部教養科目を設け、大学生として必要な教養を身につけ、幅広い関心や意識を持って総合的に問題を把握する能力、社会人となるために必要な将来の人生観・職業観を育てることを図っている。「美術」、「音楽」、「文学」など感性を養う科目、「自然科学概論」、「技術と人間」など文明と進歩の意味を問う科目、「人間関係論」、「ジェンダー論」、「生命科学」など倫理性を培う科目や、「キャリア形成」など職業意識形成に寄与する科目などがその事例である。

また、言語科目においては外国語（特に英語）の集中的履修、日本語能力向上のための選択必修科目設置、アカデミックスキルとしての「基礎ゼミナール」（平成15年度入学生まで）あるいは「新入生ゼミナール」（平成16年度以降入学生）を通じての初期導入教育、「コンピュータ基礎演習」など情報リテラシー教育の機会を設けている。

また、キャンパス共通科目中の「総合科目C」で始めたキャリア形成教育をより本格化、体系化し、現行カリキュラムにおいては学部教養科目に新たに2科目の「キャリア形成」を追加し、総合的な人生観・職業観形成教育を行なえるようにしたことで、学生に対する進路指導がより充実した。さらに英語関連科目を1単位科目として履修科目数を倍増させたことで、学部生は多くの英語担当教員との接触と指導を仰ぐ事が可能となり、英語学習の上で効果をあげうるメリットもある。

##### [点検・評価]

基礎教育と倫理性を培う教育はカリキュラムにおいて明確に位置づけられており、適切に行なわれていると考えている。入学生の学力や学習経験の多様性に合わせて、近年ではカリキュラム改訂のたびに初年次教育の充実を図ってきた。人間関係が希薄であったり、社会体験が乏しい新入生に対して、演習授業を通して人間関係を構築させており、これも倫理性を培う面で効果を上げていると評価できる。

##### [今後の改善方策]

平成20年度よりカリキュラム改訂を予定しており、教養科目については共通教養科目と学部教養科目を統合し、卒業必要単位数を現行の14単位から10単位に減ずる。この影響を学生の履修科目選択や授業評価、卒業時調査などにもとづいて注意深く観察していく。



## ＜「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系並びに学校教育法第 52 条との適合性＞

### [現状の説明]

専門性の強化と充実を期すために、学部必修専門教育科目として「国際学入門」を 1 年次春学期に置いている。それとともに、1 年次秋学期には学科必修科目「国際コミュニケーション論」、「国際関係論」および学科選択必修科目を配置した。これにより、1 年次からの専門教育科目学修機会が増すと共に、学科特性に応じた体系的勉学をより効率的に進める事が可能となった。

また 2 年次には学部共通の選択必修科目としての地域研究科目群 8 科目を置き、うち 2 科目履修を義務付けた。さらに学科内を 2 コースに分け、コース基幹科目（国際コミュニケーション学科にあっては選択必修、国際関係学科にあっては必修）を設けてコースごとに特有の重点項目に関するインテンティブな専門的学習を促し、3 年次以降の「専門ゼミナール」を中心とした専門研究への誘導を図っている。

また、同学科に設置されている社会科・公民科教員免許教職課程においては、「教職に関する科目」および「教科に関する科目」を履修したうえ、夏季・春季の学習合宿などを通じて専門教養の学習を基礎とした教員養成に努力してきた。

また、国際コミュニケーション学科にあっては 2 年次春学期の 12 週間の海外短期留学プログラムを中心として、その前後に「国際コミュニケーション特別演習事前研修」、「国際コミュニケーション特別演習事後研修」を設けて、事前研修—海外本研修—事後研修の一貫的指導のシステムを構築した。専門教育科目群との連動によって、英語コミュニケーション能力の向上と異文化理解を深める効果を狙っている。

さらに、自由認定枠として「海外研修 A,B」、「インターンシップ論」、「ボランティア論」などを設けて、国内外での諸活動をベースとした単位認定を図る体験知教育の機会を提供し、実践的社会的活動の視点に立っての専門教育科目群における勉学意欲を高めるよう配慮している。

### [点検・評価]

上記説明の通り、「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部、学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条に適合するカリキュラムが実現されている。

### [今後の改善方策]

平成 20 年度より実施予定の新カリキュラムからは「領域」および各領域をさらに細分化した「ユニット」を設け、より専門性を深めたいという学生のニーズに対応すると共に、各領域・ユニットの内容を「領域入門」によって詳説し、幅広い選択肢からオーダーメイドの科目履修をしたいという学生のガイドラインを与えるよう配慮を考えている。「領域入門」は各学科の 1 年次春学期に設置する予定である（「国際理解学科領域入門」「国際観光学科領域入門」）。学生はいずれかの領域に所属し、自分が学習したいユニットを中心に、その専門性を深めると同時に、各領域・ユニットから自分のニーズに合った科目を選択し、幅広い視野を身につけられるようより配慮する予定である。

## ＜一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性＞

### [現状の説明]

国際学部では一般教育科目としてキャンパス共通教養科目、学部教養科目を設け、大学生とし

て必要な教養を身につけ、幅広い関心や意識を持って総合的に問題を把握する能力、社会人となるために必要な将来の人生観・職業観を育てることを図っている。「美術」、「音楽」、「文学」など感性を養う科目、「自然科学概論」、「技術と人間」など文明と進歩の意味を問う科目、「人間関係論」、「ジェンダー論」、「生命科学」など倫理性を培う科目や、職業意識形成に寄与する科目などがその事例である。とりわけ、新しいカリキュラムにおいては、それまでのキャンパス共通教養科目における「総合科目C」のほか、学部教養科目中に2つのキャリア形成に関する科目を新たに設け、そのうちの一つを選択必修させることを通じて、望ましい社会観、職業観育成を目指すこととしている。

平成16年度から始まった現行カリキュラムにおいては、キャンパス共通科目中の「総合科目C」で始めたキャリア形成教育をより本格化、体系化し、新カリキュラムにおいては学部教養科目に新たに2科目のキャリア形成を追加し、総合的な人生観・職業観形成教育を行なえるようにしたことで、教学的側面からの学生に対するキャリア指導がより充実してきた。

#### [点検・評価]

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮は、科目編成から見ても適切に行ってきていると判断している。

平成18年度卒業生アンケートによると、大学で得られたと思う学習成果は表3-16のような結果となっており、概ね学習成果をあげていると評価できる。

表3-16 大学で得られたと思う学習成果

	幅広い教養	視野の広がり	論理的思考力	対人関係能力	生活を楽しむ力
国際学部	3.37	4.10	3.43	3.64	3.55
大学全体	3.48	4.11	3.56	3.55	3.72

#### [今後の改善方策]

平成20年度からの新カリキュラムではキャンパス共通教養科目、学部教養科目を再編統合して教養科目として一本化する。またキャリア科目のシラバスを再検討し、科目間での相互関連をより有機的なものとし、教学面からの学生のキャリア指導をより強固なものとする。

＜外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性＞

#### [現状の説明]

国際社会に対する幅広い見識と共に、外国語コミュニケーション能力の向上は国際舞台で活躍できる人材を育成する上でのスキルとして必須のものである。本学部では特に英語能力の全般的向上をめざして、コンピュータ機器を使用する「CALL(Computer Assisted Language Learning)」および会話、作文、読解を総合的にトレーニングする「EIC(English for International Communication)」の基礎レベルを必修とし、1年次で集中的に学ばせる事としている。また、授業クラスは出来る限り25名以下の少人数クラスとなるように配慮するとともに、プレイスメントテスト等を定期的実施して学習クラスを習熟度別に編成し、学習効果をあげる事をねらっている。

現行カリキュラムでは、低学年次からの英語科目のインテンシヴな学習を可能とするために、英語科目を1単位(週1回授業)原則として履修すべき科目数を増やし、学生を出来る限り多くの英語担当教員の指導下に置く事とした。これにより、学生はより多くの教員や英語教材に触れ

ることが可能となり、英語学習の相乗効果を期待できる。また、「EAP」と「ESP」の授業内容を精選し、「ESP」(English for Specific Purpose)に一本化することでより実践的な英会話能力と文献読解能力の向上を図るとともに、より上級のレベルに対応する英語科目を増やしている。さらに、国際コミュニケーション学科の学生を中心に、2年次春学期にはオーストラリア、アメリカの海外協定校において12週間の短期留学プログラムを実施し、所定の成果を修めた者に対しては英語3科目分を含む18単位を認定し、事前および事後研修の充実を図ることで、一貫した英語コミュニケーション能力向上への教育指導が可能となった。

英語以外の外国語科目については選択科目として「ドイツ語」、「スペイン語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」を設け、それぞれにⅠ(初級)、Ⅱ(中級)、Ⅲ(上級)クラスを置いている。これについては、キャンパス共通なので、後述(3-6-2-s)する。

また国際学部では留学などで上記以外の言語を習得した場合の単位認定対応科目として、「世界の言語 A,B」を設けている。

#### [点検・評価]

これまで指摘されていた英語のより集中的な学習や専門科目学修に必要な英語スキル能力の向上といった課題は、平成16年度からのカリキュラムにおいて一応克服できたものと判断される。また、海外短期留学プログラムを中軸とした国際コミュニケーション学科の英語コミュニケーション能力を高める指導体制も、事前と事後の研修科目を配置した事で、より効果があがっている。さらに現行カリキュラムでは、比較的高額の費用負担の問題からこれまで海外短期留学に参加が困難であった学生達に対しては国内での英語集中研修の機会も設けられ、所定の成果を修めれば最大6単位までの単位取得が可能とした。しかし、参加者はほとんど無く、実質的に形骸化している事が問題点である。さらに、学部生に対する措置が手厚くなる反面で、特に語学担当教員の物理的・精神的負担を重くしていることもまた事実であり、学部・学科全体での学生指導の体制を整備していく必要がある。

英語科目以外の外国語科目履修については、各科目ともⅠは履修者希望が多く、人数制限をするため、抽選もれして履修できない学生が多いことが問題である。そして、この結果としてⅡからⅢを履修する学生数が少なくなるという問題が生じている。

#### [今後の改善方策]

平成20年度からの新カリキュラムにおいては、現行カリキュラムを基本的に踏襲するが、以下の変更を加え、外国語能力のいっそうの育成を期す。

- ① 1年生次における英語必修科目における学習体制の充実を図るとともに、選択科目を第3 Semester以降に設置し、多様な学習ニーズに対応する。
- ② 英語選択科目(CALL, EIC)の内容を3つ(Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)に分け、各々2段階の難易度別クラスを設ける。
- ③ 英語科目担当者は、ネイティブ、ノンネイティブに分けず、すべての英語教員ができるだけ英語のみによる授業を実施する。
- ④ その他外国語科目については、第1 Semester配置の初級(Ⅰ)クラスを2クラスに増設し、履修希望者が全員登録できるよう改善する。
- ⑤ 非常勤教員の採用に関しては、教育力のある優秀な人材を確保するための方策について検討する。

## ＜教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性＞

### [現状の説明]

本学部が定める要卒単位数は124単位である。現行カリキュラムにおける開設授業科目数と要卒単位数内訳（カッコ内）は以下のとおりである。

キャンパス共通教養科目15科目（6単位）、学部教養科目15科目（8単位）、言語科目・体育科目・アカデミックスキルから成る基礎スキル科目85科目（26単位）、専門教育科目161科目（66単位）。そのほかに全カテゴリーにまたがる自由認定枠（18単位）がある。

また、上記とは別に、国際関係学科設置の教職課程には中学校教諭一種免許状「社会」・高等学校教諭一種免許状「公民」取得に必要な「教職に関する科目」16科目（34単位）が設けられており、教職課程登録学生は必修である。

### [点検・評価]

卒業所要総単位に占める科目区分割合での基礎的・一般教養的科目と専門教育科目のバランスはおおむね妥当なものである。

### [今後の改善方策]

平成20年度からの新カリキュラムにおいても、要卒単位計124単位、同専門教育科目の66単位は従来と変わらない。ただし、学習ニーズの多様化に対応して以下の変更を加えた。

- ① 学部教養科目8単位を廃し、キャンパス共通教養科目を再編統合して教養科目とし、10単位とした。
- ② 基礎スキル科目はアカデミックスキル4単位をコンピュータ科目2単位に変更し、計26単位から2単位減らした。その一方で自由認定科目は18単位から24単位に増やした。専門科目は計66単位で変わらないが、コース制を廃したため、学部共通の選択必修が4単位から8単位に、学科共通の必修が16単位から26単位に、学科共通の選択が10単位から20単位に、それぞれ増やした。
- ③ 教育目標の達成と学生のニーズにより有効に対応するために、今後も教養科目の充実、言語科目履修と専門科目との連動性の強化、専門教育科目のいっそうの精選などを検討していく。

## ＜基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況＞

### [現状の説明]

基礎教養の一部を成すキャンパス共通教養科目に関しては、キャンパス共通教養委員会を中心に予算手当てやシラバスの検討などを諮っている。また言語科目については学部語学教育委員会、体育科目については学部体育委員会が主導し、語学教育・体育教育全般に責任をもって運営統轄にあたる体制が出来ている。両委員会は学部教務委員会、キャンパス教務委員会との協力の下に学部全体の教育活動との調整に参画する。情報リテラシー教育についても、キャンパス情報センターの支援のもとに担当教員が学生指導にあたっている。さらに教職課程についても、キャンパスでの共通的指導を行なうべく学部教職課程運営委員会が定期的に合同会議を設け、指導方針の統一を図り、キャンパス一体となって夏季・春季学習合宿などを実施している。

### [点検・評価]

教養科目についてはこれまでにキャンパスでの共用的活用が進み、キャンパス教務委員会を中心として、学部横断的な実施責任体制を作り上げてきた。キャンパスとしては情報学部が共通教養科目を廃止した関係で多少運用が変更になっているが、平成20年度よりのカリキュラム改訂

に伴い、キャンパス全体で教養科目に取り組む体制は継続される。この場合、専門科目との体系性・整合性をいかに構築していくかが検討課題となるだろう。また教職課程学生指導については情報学部でのそれと共通課題が極めて多いので、学部単位での委員会主体の指導には限界があると思われる。組織的再編が必要である。

#### [今後の改善方向]

- ① キャンパス教務委員会を主体として教養科目群の再編と内容の精選について検討する。
- ② 学部教務委員会を中心として教養科目と専門科目との体系性・整合性の検討を行なう。
- ③ 語学委員会、教職課程運営委員会などにおいては、これまで学部単位での委員会組織から、キャンパス合同委員会組織への再編を検討する。

### 3-5-1-2 カリキュラムにおける高・大の接続

#### [現状の説明]

入学生の学力水準や知的ニーズの多様化に対応し、かつ若者の社会的適応力の弱体化が進む一般的な傾向をふまえて、国際学部では、1年次春学期に「新入生ゼミナール」を、また同秋学期には「基礎演習」をそれぞれ学部の必修科目として設け、全ての専任教員が順次分担してきた。

また1年次に学部必修の専門教育科目として設けた「国際学入門」の講座では、高校既習の諸教科学習の再確認とともに、学部の学際性認識と専門的学習の方向性を明示する初期導入教育の機能をもたせ、4年間の学習を進める上で必要な知的好奇心の育成と基礎知識の定着を図っている。さらに、高校での情報教育をふまえて1年次に必修のアカデミックスキル科目として「コンピュータ基礎演習」の時間を設け、大学における情報リテラシーの発展的活用教育を進めてきた。

上記の科目群は高校から大学へのスムーズな移行と適応を目指して設置されたもので、単に知識の定着のみを目指したのではなく、学生と教員間のコミュニケーションをより密なものとし、学生が相談を持ちかける機会が増えるなどの相乗効果をも期待したものである。このように、カリキュラム中の科目諸カテゴリーにおいて初期導入教育のスキームが整ってきたことにより、学生への教育・生活指導の上でも相応の体制が整備されたものと思われる。

また、現時点ではカリキュラム上には十分に反映されていないものの、平成19年度入学生のうち、推薦入試で合格した入学生に対しては初期導入教育をより効率的に進めるため、教材を精選した学部独自の『ブリッジ教育』教材の開発を進め、前年11月末に送付、各自で課題に取り組みせた上で、入学前2日間を利用してスクーリングを実施するなど、入学前の時点からの教育指導にも配慮している。入学後は彼等から提出されたノート添削等を通じて、高校における学習内容を確認させるとともに、学部での授業に必要な知識の定着に留意するよう心がけている。

文教大学湘南校舎では、神奈川県下の茅ヶ崎市、寒川町、藤沢市、相模原市、山北町、鎌倉市、海老名市および横浜市所在の16高等学校と協定を結び、高・大連携に向けた協議や高校生の実験授業受け入れなどの措置も図ってきた。国際学部では高・大連携の一環として、「国際理解教育」・「国際教育」授業を実施しているこれらの高校とより密接な協力関係を築くべく、平成19年度より国際教育連携委員会を新設し、国際理解教育に関する共同的な教材開発や地域的な協議会の設立準備を進めている。

#### [点検・評価]

上にあげた初期導入教育の諸スキームは大学生活への適応をより円滑に進め、不適応者を極力

減少させることを一つの目的としたものだが、平成16年度からの本格的実施以降も、退学者は平成16年度5名（当該カリキュラム適用対象:1年生のみ）、平成17年度14名（同:1～2年生、うち1年生は8名）、平成18年度13名（同:1～3年生、うち1年生は5名）と顕著な低下傾向は見られていない。これは、上記諸科目の目的の整合が充分に取られていないことと共に、担当教員間での指導上のコンセンサスが充分に形成されていない事にも一因があると思われる。

また、推薦入試学生対象の教材提示とスクーリングは、本来的には全員への入学前教育と入学後のリメディアル教育の模範的先行事例の役割を果たすことが望ましく、これに対する単位認定措置を図るなどして、特に後者と連動させていく事が必要となっている。

#### [今後の改善方策]

- ① 高大連携をさらに進め、高校からの意見をより吸収し、学部の入学前・初期導入・リメディアル教育のあり方を検討し、カリキュラムに反映させていく。
- ② 学部に新設した国際連携委員会等を中核として、高校教員らとの協議の場を設けたり、教材を共同開発し、より実りある高大連携の成果をあげていく。
- ③ 初期導入教育に関連する諸科目担当者での協議を密にし、指導上の機能・役割分担を明確なものとし、学生の学習と生活上の適応支援を行なう。
- ④ 入学前教育とリメディアル教育の連携を図る。特に前者の単位認定のスキームと、後者の科目群の精選、整備をキャンパス教務委員会、学部教務委員会とともに検討していく。

### 3-5-1-3 インターンシップ、ボランティア

#### [現状の説明]

学生のキャリア形成の推進に役立てるために、選択科目として「インターンシップ」(2単位、第6セメスター)を設けている。インターンシップとは、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行なうこと」として捉え、目標としては、次の3点を挙げている。

- ① 学生が自己主責任に基づいて納得できる、より良い職業選択をするために、また早期離職をしないために、無目的なフリーターにならないために、より高い職業意識と職業観を育成する。
- ② 実務経験を通して、人生設計の手がかりを探る。
- ③ 働くことの意味や実態を把握するとともに、業界の概要や職種について理解を深める。

2年次以上の学生を主な対象とし、原則として2週間(実質10日)以上の実習期間を設けている。インターンシップの所定の事前・事後研修、実習、体験報告会を修了した場合、3年次秋学期(第6セメスター)において、科目「インターンシップ」を履修可能である。

インターンシップ教育の流れは、春学期において4月から説明会、5月から希望者の参加登録、6月に個別の企業・機関への申込み・選考、7月に事前研修を実施し、夏期休暇(8月～9月上旬)中に受け入れ企業・機関において学生が実習を実施する。その後、秋学期の9～10月に事後研修、体験報告会を実施する。また春期休暇(2月～3月)中の受け入れ企業・機関における実習も行なっている。この場合は、受入れ先で事前研修を行ない、実習終了後の翌年度4～5月に事後研修、9～10月に体験報告会を実施している。

学生が実習する企業・機関は、大学が提携している企業・機関を紹介するのみでなく、機関からの紹介(半公募と称する)、学生の自己開拓によるインターンシップをも対象としている。ただし、自己開拓では、事前に担当部署に届けること、事前研修を受講すること、原則として2週

間（実質10日間）以上の実習であること、実習の内容がインターンシップとしてふさわしいものであること、が条件である。自己開拓は、平成19年度から事前に詳細な内容の報告と公募案内の写しを委員会に提出させて、審査を実施している。

担当部署は、国際学部インターンシップ委員会とキャリア支援課である（委員会は学部内の2学科の教員で構成する）。学部のインターンシップ委員は、国際学部と情報学部の合同インターンシップ委員会委員を兼ねる。また上位の委員会である湘南校舎就職委員会、教務委員会において、必要によりオブザーバーとして出席し、現状報告を実施する。なお、全実習生に対して、大学負担でインターンシップ保険を掛けるなど、参加学生の安全管理にも配慮している。

また、学外ボランティア活動に対する教育的評価については、学部カリキュラムに「ボランティア論」（2単位、第4セメスター）を設け、主として海外ボランティア活動およびワークキャンプに参加し、国際協力活動の意義、目的、方法、問題とその解決方法、活動の評価などを学習するための実習科目としている。夏休み期間中に実施する海外活動へ参加するために、春学期第3セメスターにおける事前研修及び活動準備に参加し、活動後秋学期には、報告書作成および写真展等を含むボランティア活動体験の報告活動を行なう。これらの成果を第4セメスター終了時に評価し、単位の認定を行なうものとする。

これらの活動は、学部の国際ボランティア委員会が主管して実施されている。実質的に活動が始まった平成13年度以来、以下の地域に学生を派遣している。コソボ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、東ティモール、クロアチア、ウズベキスタン、ルワンダ。

また平成18年度からは、国際NGOである日本飢餓国際機構のワークキャンプの企画も単位認定対象とし、ウガンダ、フィリピン、ボリビアでの活動に参加している。

#### [点検・評価]

インターンシップのスキームは、学生のキャリア意識を高め、就職を円滑に実施させると同時に、大学教育の意義を、実習を通じて確認してもらうことに重点があり、相応の効果を挙げている。また、インターンシップと教学上のキャリア形成科目との連動によって、キャリア教育指導の効果は、従来に比べて向上していると考えられる。ただし、これらの科目群は必修科目でないために全体的な効果に直結しているとは必ずしも言えない状況がある。

インターンシップにおいては、参加登録者数は毎年増加しているものの、大学紹介の分に応募する者はさほど増加せず、自己開拓の希望者が増える一方という現象がある。結果的に自己開拓に失敗して、インターンシップを体験できなかった、という学生が多くなっている。

また1カ月間の実習期間が普通になってきたが、そうしたやや長期間の実習を嫌い、2週間の実習を希望する学生も見られる。学生が安易な気持ちで参加登録することは問題があるので、よく事前説明を行なうと共に、一方では学生の希望する受入れ先企業・機関を大学として開拓する必要がある（例えば、航空会社やハイクオリティーのホテルなど）。

また、ボランティア活動のフィールドは、受け入れ地域の経済情勢や政治状況により、年ごとに変化があるため、学生の安全管理の面を第一に考えた場合、継続して同じ地域で計画するのが困難であるという事情がある。

#### [今後の改善方策]

- ①インターンシップの実施（履修）に伴う教育効果、就職との関連性などにかんする評価を実施する。
- ②インターンシップへの参加登録者のかなりの部分が、結果的にインターンシップ先を決定でき

ず、実習しないという問題点を克服するため、説明会・事前研修などで十分な説明を行ない、対象を真剣にインターンシップに取り組む学生に絞って、参加登録させる。

- ③学生の希望するインターンシップ先をより積極的に開拓していく。
- ④インターンシップ委員会委員以外の多くの教員の、インターンシップ活動への参画を進め、学部全体としてのインターンシップへの理解向上を図る。
- ⑤学生の自己開拓インターンシップについて、事前・事後の評価、チェックを実施する。
- ⑥キャリア教育に関連する諸科目担当者との協議を密にし、指導上の機能・役割分担を明確なものとし、学生のキャリア学習の適応支援を行なう。
- ⑦海外ボランティア活動に関する保険については、学生個人の保険の他、補償措置に備えて大学が受け取り者になる保険にも別途学部の予算で加入している。NGO活動についても、NGO側の保険に加えて、同様に学部予算で大学が受け取り者となる保険加入措置を講じているが、ボランティア活動参加者の増加を考慮すると、学部ではなく大学全体あるいは法人の予算費目で負担することが必要ではないか、とも考えられるので、この点について検討していく。
- ⑧国際ボランティア委員会が企画する活動においては、現地の大使館、NGO、その他個人の協力者とのかわりから主に教員が事務的な準備を担っているが、現地の経済状況が年々変化するため、費用の調整などの面で対応が困難になってきている。航空券や保険の手配、安全対策なども含め、事務局からのより充実したサポート体制のあり方を検討していく。

### 3-5-1-4 履修科目の区分

#### [現状の説明]

平成16年度入学生より適用されている現行カリキュラムにおける履修科目区分と必修・選択配分等は表3-17、3-18のとおりである。

両学科ともに卒業必要単位数124単位のうち必修科目が34単位で約27%である。選択必修科目は36単位で29%である。選択科目が残りの54単位で約44%である。このように選択科目の比率を高くしているのは「自由認定枠」を設け18単位（約15%）まで他学部他学科の科目や資格取得によって単位認定をしているからである。

表 3-17 国際コミュニケーション学科

共通教養	学部教養		基礎スキル科目							自由認定枠	専門教育科目						合計
	選択必修		言語			留学生の日本語科目	体育	アカデミックス	学部共通		学科共通			コース			
	I	II	必修	選択必修	選択				必修		選択必修	必修	選択必修	選択	選択必修	選択	
6	6	2	8	2	10	必 12+ 選 8	2	4	18	4	4	16	8	10	8	16	124



表 3-18 国際関係学科

共通教養	学部教養		基礎スキル科目							自由認定枠	専門教育科目						合計
	選択必修		言語			留学生の日本語等科目	体育	アカデミックス	学部共通		学科共通			コース			
	I	II	必修	選択必修	選択				必修		選択必修	必修	選択必修	選択	選択必修	選択	
6	6	2	8	2	10	必12+ 選8	2	4	18	4	4	16	8	10	8	16	124

(注)「留学生の日本語等科目」の履修対象者は留学生のみである

[点検・評価]

国際学部は学際領域を学ぶ学部であるので多様な科目を開講している。そのために必修科目の比率が小さくなっており、これは学部の特性にそっており妥当である。しかし、あまりにも選択肢が広すぎるとまとまりのない履修をする恐れがあるので、選択必修としてある程度のまとまりがつくようにしている。そして、さらに本学部では提供できないような科目や学修に対しては「自由認定枠」を設け、対応している。これによって、中心をもちつつも多様な履修ができるカリキュラムとなっており、学際的学部として適切である。

しかし、近年ではさらに多様なニーズがあり、より一層の多様化や柔軟性がカリキュラムに求められるようになってきたので、これに応える必要性が高まってきている。

[今後の改善方策]

入学生の学究ニーズの多様化に対応すべく、学科名変更と領域性の導入、カリキュラムの改訂については既に言及したとおりである。平成20年度入学生適用の新カリキュラムにおける履修科目区分と必修・選択配分等は表3-19、20のとおりである。

表 3-19 国際理解学科

教養	基礎スキル科目							自由認定枠	専門教育科目					合計
	言語			留学生の日本語等科目	体育	コンピュータ科目	学部共通		学科共通					
	必修	選択必修	選択				必修		選択必修	必修	選択必修	選択		
10	8	2	10	必10+ 選10	2	2	24	4	8	26	8	20	124	

(注)「留学生の日本語等科目」の履修対象者は留学生のみである

表 3-20 国際観光学科

教養	基礎スキル科目						自由認定枠	専門教育科目					合計
	言語			留学生の日本語等科目	体育	コンピュータ科目		学部共通		学科共通			
	必修	選択必修	選択					必修	選択必修	必修	選択必修	選択	
10	8	2	10	必 10+ 選 10	2	2	24	4	8	26	8	20	124

(注)「留学生の日本語等科目」の履修対象者は留学生のみである

新カリキュラムにおいては学科間の「垣根」をなるべく低くし、より幅広い科目選択と、よりニーズにかなった履修が可能になるよう配慮した。自由認定枠を18単位から24単位に増やし、学科共通選択科目を10単位から20単位に増やしたのはそのためである。またコース制を廃し、領域制を導入することで、よりきめ細やかな学生ニーズ対応を目指した。コース制の廃止に伴う24単位分の減は、学部共通の選択必修2単位増、学科共通の必修10単位増、学科共通の選択10単位増として配分した。教員間での共通理解を進め、教育指導に当たることとしたい。

### 3-5-1-5 授業形態と単位の関係

#### [現状の説明]

授業の種類は講義、演習、実習・実技の3種類である。1時限の授業時間は正味90分である。講義科目、演習科目は1コマ15週をもって2単位、言語科目は2コマ15週をもって2単位、実習・実技科目は1コマ15週をもって1単位とする。

平成11年度入学生以降に施行した完全セメスター制度の定着に伴って、科目の特性と内容に応じて週2回授業（演習、実習・実技科目にあっては2単位、その他にあっては4単位）と週1回授業（演習、実習・実技科目にあっては1単位、その他にあっては2単位）を併用している。特にコミュニケーション能力重視の観点から、言語科目の要卒単位を20単位とするとともに、海外協定校における短期留学制度や学外施設における国内英語集中研修（平成16年度以降入学生を対象）の制度を活用して、参加者には、それぞれに最大で18単位および6単位を付与できることとした。それによって英語の集中的な学習というニーズに応えている。

また3、4年次における専門ゼミナールを必修（8単位）としつつも、きめ細やかな指導を行なうために、最大20名以下での少人数指導が行なわれている。少人数クラス授業の利点を生かしたきめ細かい指導と学習効果をよりいっそう促進するために、教員と学生の相互対話型授業を奨励するとともに、外部講師を招聘しての授業などを実施してきた。特に導入ゼミでは外部講師

による授業が各年度・各セメスターで行なわれるようになってきている。

さらに、現行カリキュラムにおいては担当教員と所管委員会の協力指導のもとに、学外での諸活動をベースとした体験知教育の成果をふまえた科目群を置き、自由認定枠で単位認定する仕組みを整えた。特に平成 17 年度より単位認定が開始された「ボランティア論」は、事前・事後の指導（講義形式）と実際のボランティア活動を単位認定し（2 単位）体験知教育の強化を図っている。また、「海外研修 A」および「海外研修 B」はそれぞれ大学国際交流委員会、学部国際交流委員会が主催する海外研修の成果を評価し、単位認定するスキームである。

#### [点検・評価]

単位計算方法については、大学設置基準に則って、学則を定めており、本学部でもそれに従っているのが妥当である。

#### [今後の改善方策]

平成 20 年度より実施される新カリキュラムでは、これまでの学外研修を基礎とした単位認定スキームを維持すると共に、国際協力分野に「実地研修」科目を設ける予定であり、援助機関などでのインターンシップ、外部向け講座、調査活動への参加、各種 NGO 活動等を幅広く単位を付与していく方針である。

### 3-5-1-6 単位互換、単位認定等

#### <国内大学との単位互換及び既修得単位の認定について>

##### [現状の説明]

単位互換は本学女子短期大学部のほか名桜大学（沖縄県名護市）と行なっている。

本学女子短期大学との場合は、12 単位までを卒業に必要な単位と認めている。平成 19 年度春学期の場合、短大の 8 科目の授業に対して、受講者数は情報学部 95 名、国際学部 37 名である。短期大学からは 4 科目に対して、4 名が受講している。どの科目を単位互換科目とするかについては前年度の実態にもとづいて、毎年検討している。

名桜大学との場合は、半期または 1 年間、相手先のキャンパスで受講することになるため、希望者はいるが実際に応募する学生は少ない。最近 3 年間の該当学生数は表 3-21 のとおりである。

表 3-21 名桜大学との単位互換協定による特別聴講生数

	平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年	
	春	秋	春	秋	春	秋
本学から	0	0	0	0	0	0
名桜大学から	0	0	1	0	0	0

単位認定については、名桜大学で履修した科目の内容を検討して、本学の科目と読み替えられるものがあれば読み替えて認定している。国際学部の場合にはさらに、「自由認定枠」を使い、読み替えができないものも 18 単位を上限として卒業に必要な単位として認めている。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定については、大学基礎データ表 5 に示すように、平成 18 年度では情報学部は 244 人で合計 917 単位、国際学部が 199 人で合計 1,838 単位となっている。このように両学部で多いのは、「情報学部特定有資格者に対する単

位認定細則」「国際学部言語科目履修に関する特別措置取扱い要領」にしたがって、単位認定しているからである。

卒業所要総単位中の自大学・学部・学科等による認定単位数の割合については正確には把握していない。しかし、卒業判定時に個々の学生の履修状況を点検しており、その限りでは、編入生を除くと、卒業所要総単位 124 単位中、情報学部生では 90%～100%、国際学部生では 95%～100%の単位を自大学・学部・学科で取得している。

#### [点検・評価]

本学短期大学部に現代文化学科と英語コミュニケーション学科、ライフデザイン学科が設置されていたときにはもっと多くの科目が開講されており、相互の特別聴講生も多かった。しかし、健康栄養学科のみになってからは現状の規模となっている。

湘南キャンパスは近隣の大学への交通の便が良くないので単位互換を設定しにくいですが、同じキャンパスにある短期大学部、そして、観光産業学科がある名桜大学との単位互換をしており、利便性と専門性、地域性の側面から単位互換制度を実現していると評価できる。

卒業時アンケートによれば、単位互換科目に対する学生の満足度(5段階)は、情報学部で 3.27、国際学部で 2.96、短期大学部で 3.15 となっており、全学が 2.96 であるので、相対的に高い水準にある。また、学友会や学生個人から単位互換に関する希望は特に寄せられていない。これらのことから単位互換方法は適切に行なわれていると評価できる。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定については、資格取得や技能検定試験受験を動機付けることとより専門的な科目を履修できるようにすることを目的として制度を設けており、実際にその制度を利用する学生も多く成果があがっていると評価している。

#### [今後の改善方策]

単位互換については現時点で特に問題は見られないので、これまで通り、受講実態や学生の満足度調査によってモニタリングしながら、点検評価していくことにしている。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定および自大学・学部・学科等による認定単位数の割合については、現時点では問題がないと考えているが、資格制度の変更やカリキュラム改正などの機会にはその都度、見直し改善する点があれば改善することになっている。

#### <海外の大学との学生交流協定の締結状況について>

##### [現状の説明]

大学基礎データ表 11 に示すとおり、アメリカ合衆国や中華人民共和国など 7 カ国 13 大学と交流協定を締結しており、交換留学や派遣留学、3 ヶ月の短期留学、語学研修などの受け入れ先となっている。国際学部にあっては国際交流と海外での学修機会として重視している。平成 17 年度から平成 19 年度までに、大学の派遣留学協定に基づいて 3 名の本学部生が交換留学や派遣留学に行っている。単位認定については協定大学で履修した科目の内容を検討して、本学の科目と読み替えられるものがあれば読み替えて認定している。

##### [点検・評価]

交換留学や派遣留学に行く学生は 4 年生が多く、ほとんどの単位を履修してから留学しているので卒業に影響するようなことは起きていない。

##### [今後の改善方策]

交換留学や派遣留学についても現時点では問題がないと考えているが、留学希望者数の増減を見ながら改善する点があれば改善することになっている。

## <短期留学制度による単位認定について>

### [現状の説明]

国際学部における研究教育の性格上、海外の大学との研究教育交流が不可欠であることはいうまでもない。国際学部国際コミュニケーション学科では、平成12年度の学科発足当初より、2年次秋学期（平成16年度入学生からは2年次春学期）に英語圏の大学における12週間の短期留学をカリキュラムに組みこんだ。

特に、2年次以降多文化コミュニケーションコースを選択した学生は、原則として必修とした。大学での専門分野の学習を進める前の段階である2年次で留学経験をすることによって、大学生活で達成すべき目標をたててもらうことをねらいとしている。

短期留学先での学習目標は、以下の3点にまとめられる。

- ①英語でのコミュニケーション能力を高めること。
- ②地域研究を通じた異文化・国際社会への理解を深めること。
- ③異文化環境で実際に生活しながら多文化間コミュニケーションの実践をするだけでなく、理論的に解釈できるようにすること。

授業内容については、留学受け入れ機関と事前に綿密な打ち合わせを行ない、短期留学終了後には学生による授業評価を行なうことによって、毎年授業内容の向上に努めている。短期留学にあたる学期の成績評価は、留学先受け入れ機関による成績評価を参考にして、文教大学が独自に留学中に課したレポートおよび帰国後の期末レポートの評価をもとに、以下の18単位を認定している。「国際コミュニケーション特別演習AおよびB」（各4単位）、「地域研究特論」（4単位）、「英語科目」6単位。

短期留学先は、同プログラム発足にあわせて協定・覚書を締結した米国・オレゴン州立大学およびオーストラリア・モナッシュ大学の2箇所である。

平成13年度から18年度まで短期留学に参加した学生数は以下のとおり。

表 3-22

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
オレゴン州立大	30名	21名	46名	35名	36名	40名	208名
モナッシュ大	81名	69名	26名	52名	40名	32名	300名

また、国際関係学科における海外研修プログラムとしては、米国におけるホスピタリティ・マネジメント研修（約2週間）を、平成12年度（24名参加）および平成14年度（24名参加）にはサンフランシスコ州立大学において実施し、平成17年度（20名参加）および平成18年度（28名参加）にはネバダ州立大学ラスベガス校において実施した。同研修は、日本における事前・事後研修を含めて、ホスピタリティ・マネジメント関連科目2単位としての認定している。

さらに、海外におけるホスピタリティ関連産業分野に関心を持つ学生のために、大学レベルでの一般交流協定を締結しているタイ・プリンスオブソンクラ大学のサービス産業学部（プーケットキャンパス・原則すべての科目が英語で履修可能）への国際学部生を対象とした協定留学制度（1～2セメスター）を平成18年度より開始して、1名の学生が1セメスターの留学期間中に取得した単位を認定する手続きをしている。

## [点検・評価]

短期留学参加学生には帰国後に短期留学プログラム評価アンケートをとっているが、毎回学生と同プログラムに対する満足度はきわめて高く、オレゴン州立大・モナッシュ大いずれの行き先でも90%以上の学生が大変満足・満足と評価している。また、平成13年度に短期留学送り出しを始めて以降、一度も途中脱落者を出さずに同プログラムが実施されていることは、留学先大学との密接な連携教育体制が確立されてきたことを意味すると評価できる。ただし、一部の学生の中には短期留学をすることが国際学部での学習プロセスにおける一種のゴールであるかのように捉える傾向があり、帰国後のカリキュラムとの連携に問題があることが学生へのアンケートにより判明したため、平成16年度のカリキュラム改定に伴い、「短期留学事後研修」科目を新設して、留学の成果を確認すると同時に大学生活の後半における学習目標を具体的に設定する授業内容としている。

ホスピタリティ・マネジメント研修も学生の評価アンケートによると、毎回90%以上の学生が同プログラムを大変満足・満足と評価している。ただし、ネバダ州立大学との間には大学間での交流協定が締結されていない状態での覚書にもとづくプログラムとなっており、恒常的な交流体制確立のためにも協定締結が必要と考えられる。

## [今後の改善方策]

- ① 短期留学を国際学部のカリキュラム全体のなかに有効に位置付ける工夫およびオリエンテーションを改善する。
- ② 短期留学以外の海外研修・留学プログラムに対する学生のニーズに応えるよう、さらに研修・留学先の確保をするだけでなく、研修・留学支援体制を学内において充実させる。

## 3-5-1-7 開設授業科目による専・兼比率等

## [現状の説明]

本学部の教員数は平成19年4月現在で専任教員35名、非常勤講師（兼任教員）60名である。専任教員の持ちコマ数の平均は、春・秋学期ともに5.5コマである。平成16年度からのカリキュラムの導入により多くの専任教員が少人数クラスである「新入生ゼミナール」、「基礎演習」を担当しているため、一人当たり平均コマ数が多くなっている。

平成19年度の開設授業科目における専兼比率は大学基礎データ表3に示すとおりである。専門教育では学部共通が83.3%、国際コミュニケーションが90.0%、国際関係学科が84.9%である。一方、教養教育では学部共通が14.3%、国際コミュニケーションが50.0%、国際関係学科が45.9%である。

非常勤講師（兼任教員）に対しては、年度当初に専任教員との懇談会を催し、当該年度の予定とともに教育課程に関するオリエンテーションを実施している。その際に、教育課程上の問題点や授業展開上の課題などを話し合い、授業進度や内容確認などを行っている。新しいカリキュラムにおける英語の週1回（1単位）授業を単位とした授業科目の再編や、日本語能力向上のための日本語関連科目履修の選択必修化アイデアなどは、非常勤講師（兼任教員）との懇談の中から指摘された学生の学力向上に関する問題点を、学部語学教育委員会が中心となって吸い上げ、検討した結果である。また、専門教育科目における「エアラインサービス論」や「エコツーリズム論」など、学生の知的ニーズや時代の要請に対応する科目設置についても、非常勤講師（兼任教員）

からの提案に負うところが大きかった。

#### [点検・評価]

専兼比率は上に示したとおり、専門教育では高い数値であり、問題ない。しかし、教養教育では低くなっている。その理由は言語科目にネイティブ・スピーカーの兼任教員が多いことや専任教員だけでは担当できないほど第二外国語や教養科目を多く開講しているからである。専任教員は、主に専門教育を担当し、担当しきれない教養教育についてはその科目に対してより適性の高い兼任教員に担当してもらっているため、適切な措置が取られていると評価できる。

そして、本学部・学科の教育目的・目標の実現にあたっては兼任教員にも十分に理解してもらう必要があるが、これについては、年度当初に専任教員と非常勤講師（兼任教員）との話し合いの機会（「講師との打ち合わせ会」）を設け、本学部の教育目標や到達レベルに関する共通認識を育成する努力をしていることは評価できる。

一方、平成 20 年度より国際理解学科に開設予定の英語科（中学・高校一種）、社会科（中学一種）、公民科（高校一種）教員免許取得のための教職課程の展開のために非常勤講師（兼任教員）の増加が予想される。引き続き科目内容の見直しを進め、専・兼任教員比率の適正化に配慮していく必要がある。

#### [今後の改善方策]

引き続き、専任教員、非常勤講師（兼任教員）のコミュニケーションを確保すべく、年度当初の「講師との打ち合わせ会」を実施していく。また、そこで提起された懸案の解決策や建設的提案については積極的に学部教育に反映させるよう努力する。

教職課程の展開につれて変動が予想される専・非常勤講師（兼任教員）比率の適正化に配慮し、科目内容や授業展開上の工夫を検討していく。

### 3-5-1-8 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

#### [現状の説明]

本学部では異文化理解と国際交流を進めることを教育目標に、留学生の入学を求め、留学生対象の入試を実施している。平成 20 年入試では国際理解学科 5 名、国際観光学科 5 名の定員で留学生入試を実施する予定である。

本学部における留学生の資格要件は、入学時満 18 歳以上の外国籍を有する者、外国における通常の課程による 12 年の学校教育を修了し、その国において大学入学資格を有する者、またはこれに準ずる者、国際バカロレア資格等の取得した者などが条件となっている。入学後「留学」の在留資格に変更できる者で、出願時に経費支弁能力を証明する書類を提出できることも必要である（上記条件は他大学にも見られる一般的なものである）。

平成 19 年 4 月現在で本学部には在籍する留学生は 49 人、内訳は中国 37 名、韓国 11 名、台湾 1 名である。日本語に習熟させるために「日本語」および「日本事情」関連科目 6 科目（12 単位）を必修としている。なお、留学生に対しては学部教務委員会のほか学生委員会が中心となって学習指導・生活指導にあっている他、チューター制度を設け、1 人の留学生に対し 1 人の日本人学生がチューターとしてついている。チューターは担当する留学生と互いに都合の良い時間に会い、学習上の援助をしている。一方で、授業外の活動ではあるが、本学部教員が主宰して日本人学生・学外市民たちとともに東アジアの歴史認識を考える自主的研究会などの活動もあって、彼

らが提供してくれる多様な視点が研究の進展と相互理解を深めるなど、留学生たちが発信する知的な「貢献」も評価される。

本学部では帰国子女の支援のために帰国生入学試験制度を設けている。入学時点満18歳以上で、外国の高等学校に継続して2年以上在学し、2年間に卒業した者または卒業見込みの者、日本の高等学校または中等教育学校を入学前1年間に卒業見込みの者で、外国の中学校・高等学校にまたがって通算3年以上在学した者、国際バカロレア等の資格を取得した者などが資格要件とされている。また、中国からの引揚者等の子女を帰国生として出願を認める場合を設けている。帰国生は平成19年4月現在在籍していない。なお、帰国生に対する支援の特別な制度は設けていないが、個別的な事情に応じて支援することとしている。

本学部では社会人学生では社会人の生涯学習を支援するために社会人入学試験の制度を設けている。入学時満23歳以上で、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者および入学年3月までに卒業見込みの者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者および入学時までまでに修了見込みの者、高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者などが条件である。平成19年4月現在社会人編入学生は国際コミュニケーション学科に1名在籍している。

#### [点検・評価]

上記の留学生、社会人、帰国生に対する入学条件は概ね妥当であるが、入学実績は他大学と比較してそれほど多いとはいえない。留学生に関しては他大学で行なわれているような英語による授業や学習支援が行なわれていないこともあって、東アジアの漢字圏諸国からの留学生が中心となっている。国際学部は国際交流を重視しており、学部のミッションから見ても留学生のより多くの受け入れと受け入れ先の多様化を図ることが望ましい。

帰国生は国際感覚を身につけた人材が多く、学部活性化のためには多く受け入れることが望ましいが、近隣の慶応大学等も帰国生の入学に対し特別の枠を設けており、競争が厳しい。今後、大学の教育の充実によって魅力度を上げていくことが必要である。

#### [今後の改善方策]

まずは、本学部の教学のレベルアップを図り、留学生、社会人、帰国生にとっての本学の魅力度を向上させる必要がある。留学生に関しては、現在実施されている留学生チューター制度の活性化をはかり、学習意欲の向上を図る方法を推進する。

また、既述した東アジア歴史研究会などの活動に見られるような、彼ら自身が主体的な学習者、教授者として日本人学生との交流や研究活動を行ったり、地域社会とのかかわりを深めるためのサポートを学部として構築していく方策について検討する。

### 3-5-1-9 生涯学習への対応

#### [現状の説明]

湘南校舎における生涯学習活動は、これまでは主として湘南総合研究所と生涯学習センターを中心に行われており、学部はそれぞれに所属し企画立案に当たる主任や運営委員からの要請に基づいて、教員を茅ヶ崎市共催公開講座や生涯学習コース、教養講座講師として参画させてきた。茅ヶ崎市と共催する公開講座（主担当は平成17年度までは湘南総合研究所、平成18年度からは生涯学習センターに移行）では、これまで共通テーマのもとでの公開講座を実施し、本学部から



も講師を派遣してきた。たとえば、平成18年度のテーマ「現代アメリカの諸様相」シリーズでは4名の本学部教員が講師となっている。平成19年度においてもまた、1名の講師を派遣する。

また、生涯学習センターが中心となって開催しているオープンユニバーシティー諸講座のうち、本学部教員が中心となって企画実施した講座数は平成18年度2講座、平成19年度3講座で、生涯学習コースおよび教養講座を受け持っている。さらに平成18年には湘南総合研究所主催企画の「人間の安全保障」をテーマとした公開シンポジウムでは数名の本学部教員が主導的役割を果たすなど、生涯学習にかんする教学的活動を順次拡大してきた。

また、こうした組織的活動とは別に、平成17年5月より学部の教員、日本人学生、中国・韓国の留学生、学外市民が自主的に立ち上げた「アジア現代史共通歴史教科書編纂研究会」の活動が始まり、記録集を刊行するなど、一部の教員たちが自主的に学外市民たちにも呼びかけて学生たちと一緒に研究を行なうなど、公開自主講座的な活動も展開されるようになった。

#### [点検・評価]

生涯学習の重要性については学部の中でもその意義等におけるコンセンサスが形成されてはいるが、同活動での中心的役割を担うべき生涯学習センターの活動は、これまでのところ越谷校舎でのそれが先行し、湘南校舎では十分に拡大してこなかった。平成18年度より湘南校舎にも同センターの分室が設置され、常勤の事務担当者も配置されたことから、生涯教育に関する組織体制もようやく整備されてきた。これまでは体系的、組織的な参画体制が十分に整わず、活動そのものが個別教員の努力に依存した段階に留まってきた面は否定出来ない。今後はより長期的な教育的見地に立って、学部としての生涯学習への寄与をよりいっそう追及していかなければならない。

#### [今後の改善方策]

- ① 生涯学習センターとの協力の下で、より緻密な計画を立案し、生涯学習活動により積極的に参画してゆく。
- ② 生涯学習活動への寄与が地域社会に知的な貢献を果たすという学部でのコンセンサスをより明確にしておく。
- ③ 学内組織的活動に留まらず、学外諸団体（例えば地元のNPOなど）との協業に基づいた地域作りや国際理解などの学外活動、教員や学生の自主的な生涯学習の関連する活動をサポートする体制を整える。
- ④ 国際協力、国際理解、環境教育などの分野で、本学部教員や学生の活動との連携が出来るような、市民参画型の講座を学部独自で組織化し、公開を進めてゆく。

## (2) 教育方法等

### 3-5-2-1 教育効果の測定

#### <教育上の効果を測定するための方法の適切性>

##### [現状の説明]

学生の学習効果を測定するために行なわれている方法としては、学期末の試験、授業中に行なわれる試験、期末のレポート、期中の小レポートなどさまざまである。

いずれも科目の特性に応じて行なわれている。たとえば、基礎知識の習得に重点がある科目では試験を重視する一方、自ら問題解決を行なう能力の習得を目指す授業においてはレポートを重視するなどである。ただ、近年、インターネットの発達と利用技術の普及により、簡単に情報検索とコピーができるようになっており、レポートを課す場合の大きな問題になってきている。

定量的な評価が容易な科目、例えば英語科目においては、コンピュータを活用したCASEC (Computerized Assessment System for English Communication) が導入され、英語テストを随時出来る環境が整っている。学習効果を測定する一手段として、全教員に対しては授業評価アンケートの実施を要請し、履修学生の反応を集計し、理解度や満足度を客観的に把握するよう努めている。教員はこの結果をもとに、自らの授業内容を再検討し、以後の指導法改善に役立てる事が出来る。また、通例1年生に対しては学科ごとで「学部教育を考える学生と教員の懇談会」を1年次春学期末に実施しており、教員が学生からの率直な意見に耳を傾けるとともに、学生の理解が充分でなかったり、誤解していたりする事項があればそれらを解消するための機会として利用しているほか、授業内容や方法に関する質問や要望などが出された場合には当該教員に連絡し、教育効果を検討してもらうこととしている。また、シラバスに授業ごとの達成目標を明記することを義務付け、その方向で教員も対処している。

なお、全学的な授業評価の一環として、本学部でも平成16年度より全教員を対象とした本格的な授業評価アンケートを実施しており、各教員はその結果に応じて授業の改善を行なうよう努めている。本学部ではFD委員会を中心にアンケート結果を分析し、教授会において協議している。

##### [点検・評価]

授業の成果達成度の評価は、各期末に実施する授業評価アンケートに基づく結果分析を、教授会で協議した後、各教員の自主的努力に任せている。ただ、CASECを利用できる語学等の科目を除けば、科目ごとに共通で評価する明確な基準が確立しているわけではない。専門科目の場合には、授業内容の横断的な比較が困難であるという事情もある。一方、学生による授業評価を授業の達成度把握のための代替指標として利用することができる。また、個別的に、授業のわかりやすさ、わかりにくさ等を学生から要望として吸収するシステムができていない。一時、学生から「授業改善メール」を受け付ける方法を試行したことがあるが、教員間のコンセンサスが得られず、現在では運用を停止している。

##### [今後の改善方策]

授業内容のピア・レビュー (Peer Review 同僚評価) が行なえればベストと考えるが、現状では教員のコンセンサスをえることが難しい。学部FD委員会は、これまで授業評価アンケート結果分析などを熱心に進め、各教員からの結果報告書の提出を求めるなど地道な努力を続けてき

ている。今後はそうした努力を踏まえて、情報の共有をさらに進めるとともに、授業評価→改善の具体的な方策を教授会を中心に検討していく。また、授業や評価の改善を、たとえばメールの形で学生から意見を受け付ける方法など、学生の要望に適切に対処する仕組みの構築を検討する。

#### <教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況>

##### [現状の説明]

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に関しては、教授会などの場を通じ教員間で十分な議論が行なわれているとはいいがたい。学生による授業評価アンケート結果の活用や公表に関しては、積極、消極の両論があり、意見集約にいたっていない。

##### [点検評価]

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に関する情報交換、活用や公開に抵抗があると思えば、評価（公開）目的、評価内容、評価手法等について改善の余地が大きいことによると思われる。学生からの評価を重視すべきであるとするコンセンサスが形成されつつあることは積極的に評価できる。

##### [今後の改善方向]

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法を改善していくために、教員が自らの経験を持ちより情報と知識を共有しつつ、公開授業の実施や授業評価アンケートの改善などとともに、学部全体として中長期的な計画を立案して合意形成を図っていく。

#### <教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況>

##### [現状の説明] [点検・評価]

「評価の評価」（二次評価）などは現在まだ試行されておらず、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入は今後の課題である。シラバスの授業達成目標の達成度を教員が自己評価する仕組みの導入など、基本的なところからはじめていく必要がある。

##### [今後の改善方策]

- ① 全学的な点検評価委員会および学部のFD委員会による測定システムの構築と、職務の分担の明確化。
- ② 学部教授会を中心とした教育効果の測定方法の研究。
- ③ 授業評価アンケートなど評価結果の分析と授業改善との連動性を図る合意の形成。

#### <卒業生の進路状況>

##### [現状の説明]

卒業生の進路先は民間企業が主体であり、例年6割以上の学生が民間企業に就職する。

本学部が教養学部的性格を持つためか、業種も偏ることなく、公務員、エアライン、ホテル・旅行業、金融・保険業・その他サービスと多岐にわたる。強いて傾向を指摘すれば観光ビジネスコースがあることにより、学部全体としてみてもサービス関係の分野への就職者が少なくない。

また、本学部は国際協力を専らとする職業に就きたいとする学生もおり、難関である国際機関への就職をめざして、関係教員の採用、「ボランティア論」科目などの導入により状況改善を図っている。

また、個別ゼミの教員による海外における実習も積極的に行なわれている。平成17年においては大学主催の研修、ゼミ教員による研修などで海外に赴いた学生は学部全体で150人以上に達している。そうした学生の中からは数名が大学院に進学している。なお、平成16年度より設置された社会科（中学一種）、公民科（高校一種）の教職課程については、平成19年度が初めての

教員採用試験への挑戦となり、中学／高校教員への採用が大いに期待される場所である。

#### [点検・評価]

近年の経済状況の好転も追い風となって、就職希望者に対する就職決定者の割合は平成18年度卒業生については90%を超える水準となっており、本学部における相応の教育効果が達成できたものと評価できる。ただし、多くの学生が希望しているエアライン業界などは依然として難関であり、また優秀な英語能力が必要とされる外資系大手企業への就職者も期待される程の成果は上がっていない点は改善の余地がある。

また更なる勉学を希望する学生のうち、大学院国際協力学研究科への進学も少数に留まっており、この点も学部と研究科との指導連携の必要がある。開設4年目の教職課程についてはまだ実績が出ていないため評価は難しいが、教職志望学生への指導体制の整備をいっそう図ってゆく必要があるだろう。

#### [今後の改善方策]

- ① カリキュラム上のキャリア形成科目を中心に、教学面からの職業観の育成を図ってゆく。
- ② キャリア支援課によるキャリアガイダンスと学部教育との棲み分け、連携を図ってゆく。
- ③ 大学院国際協力学研究科との定期的な協議を進め、大学院進学を希望する学生への啓発を進めてゆく。
- ④ 湘南校舎における教職課程運営をより効率的に進めるため、委員会組織のあり方を含めて情報学部との協議を進める。また、教職志望学生への学習指導、動機付けのための合宿などを企画し、指導を図っていく。

### 3-5-2-2 厳格な成績評価の仕組み

#### <履修科目登録の上限設定とその運用の適切性>

##### [現状の説明]

1学期に履修できる単位数は、22単位までである。ただし、学生へのインセンティブを考慮し、前学期の成績が一定以上の基準を満たした学生の場合には、1学期に履修できる単位数は26単位まで認めることにしている。

##### [点検・評価]

上限設定は平成10年度以来、すでに10年間実施しているが、特段の問題は生じておらず、学生にとっても、履修可能な範囲内に授業数をとどめる効果があることからこの履修条件は、妥当なものと考えられる。ただし、学生の一部からは上限の緩和を望む声も寄せられてはいるものの、学習活動への時間および集中度を勘案したとき、現状の上限設定は合目的なものとして判断している。

##### [今後の改善方策]

現行方式は教学的観点から妥当と思われ、平成20年度からの学部名称変更にもなって実施予定の新カリキュラムにおいても継続する方針である。ただし、今後とも学生の要望やインセンティブの効果等を注意深く勘案して、改善を図る姿勢は保持してゆく。

## <成績評価法、成績評価基準の適切性>

### [現状の説明]

学生の学習効果を測定するために、各科目担当教員が小レポートや小テストを課したり、その日の授業終了時に感想や質問、意見を書かせ、次回授業時に回答させたりするなどの試みが多く、の授業で行なわれている。また、英語科目においては、習熟の度合いを確認するために CASEC (Computerized Assessment System for English Communication) システムを平成 15 年度より運用している。このシステムの導入により、コンピュータを利用しての英語テストを随時行なえる環境が整い、学生は「何時でも、どこでも、何度でも」自分達の英語能力の確認検証ができるようになった。

また「基礎ゼミナール」、「新生ゼミナール」、「プレゼミナール」などの授業においては、レジュメの作成方法、プレゼンテーションやディベートの技法等を学び、また、早期からのキャリア意識を啓発するための講演会を実施したり、学科単位での発表会・討論会を催したりする事で、アカデミックスキル習熟の効果を確認している。

成績評価については、「試験規定」と「単位修得認定規定」を定めて、厳格に実施している。成績評価の方法としては、筆記試験、レポート、作品、実技・実習等が授業科目の性格にあわせて実施されている。成績は 100 点満点で、60 点以上を合格とし、単位を認定している。平成 10 年度からは、成績の表示を点数から A,B,C に改め、評価基準を下記の表 3-23 の区分のとおり定め、今日にまで続けている。

表 3-23 評価基準

表示	AA	A	B	C	D	E	F
評価の基準	100 点～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下	欠席	無資格

(注) 単位認定は C 評価以上。また、この他に特定資格を取得し単位認定を希望する者には、資格認定としての G 評価がある。

なお、上記評価方法とあわせて GPA(Grade Point Average) 制度を導入し、卒業時の成績優秀者決定や、キャリア支援課が企業就職推薦者を決定する際に用いている。

### [点検・評価]

上記成績評価方式はほぼ 10 年間運用され教員、学生の双方に定着している。これまでも運用上特に問題や支障を生じたことはなく、妥当なものと思料される。

### [今後の改善方策]

現行方式は教学的観点から妥当と思われ、平成 20 年度からの学部名称変更にもなって実施予定の新カリキュラムにおいても継続する方針である。

成績評価法と成績評価基準は以上のとおり適切なもので特に改善する必要性は認められないが、あえて問題点を挙げるなら、それはその運用方法である。これについては次項で述べる。

## <厳格な成績評価を行なう仕組みの導入状況>

### [現状の説明] [点検・評価]

成績評価は担当教員に任せられ、その結果については「授業報告書」に記載することになっており、また、成績発表時にクレームのある学生は教育支援課・教務委員会に申し立てを行なうことが出来る。これまでも、評価者と学生の間で大きなトラブルになったことはなく、現状から判断

する限り、成績評価はおおむね適正に行なわれているとよい。

しかし、成績評価においては教員の間で“甘辛の差”があることも事実である。キャンパス教務委員会などで評価基準の適正化をめぐって議論が行なわれている。また、単位認定の透明化も必要である。現行のカリキュラムにおいては、いくつかの単位認定に関する規定・内規が整備され、単位認定に関する基準や手続きが明確になり、学生にも開示されている。また、履修免除科目の範囲を英語以外の言語科目に拡大適用してきたことも特記できる。

すべての科目の評価基準を完全に平準化する方法論は確立されておらず、また教員間の評価基準を同一レベルに統一することは不可能に近い。ただし、緩い形での共通理解は形成されており、現に同一学生に対する複数教員間での評価に大きな幅があるわけではない。

試験における不正行為に対しては、「試験の不正行為者の措置についての情報学部・国際学部運営内規」を定めて発生を予防するとともに、発生した場合には迅速かつ公正に対処できるようにしている。万一、不正行為が発生した場合には処分を掲示し警告を発している。迅速な対応を行なうようにするため、情報学部との協力のもと、大学教務委員が試験中常に待機し、問題が生ずると至急大学教務委員会としての判断を下し、大学学生委員会で処分の検討を図る体制が確立している。

#### [今後の改善方向]

これまで行なってきたように、評価、評価方法等を含め、教育効果測定の手段、技術などに関する検討をキャンパス、学部教務委員会を中心に進め、また学生からの授業評価アンケートをより簡便かつ客観性のあるものにするなどの技術的改良を加える。これに、全教員が教育効果の測定により積極的に取り組むような啓蒙とシステム化を図っていく。

#### <各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性>

##### [現状の説明]

学生の「質」を検証・確保するための方途としては、特に確立したものはないが、1 Semesterに設けられた新生ゼミナールの成果発表会、教育研究推進委員会が年度末に開催する卒業研究発表会、やCASEC (Computerized Assessment System For Communication) による英語点数のチェックなどが寄与していると考えられる。CASECに関しては、たとえば留学前後の英語能力の変化(向上)の把握などに有効に利用されている。

##### [点検評価] [今後の改善方向]

学生の「質」を検証・確保するための方法論は上記のように確立しておらず、点検評価や今後の対応の検討が困難であるが、上記のようなCASECの活用を引き続き図るとともに、そのほかの領域についてもどのような方法が可能か検討していくこととしたい。また、就職後の卒業生のフォローアップと合わせて、就職先の企業から情報を得ることも有効であると考えられる。

### 3-5-2-3 履修指導

#### [現状の説明]

本学部では学生への履修指導資料として「履修の手引き」、「授業概要」、「時間割表」、新生ゼミナール用テキスト「国際学部でいかに学ぶか」を作成し、全学部生に配布している。

「履修の手引き」には、科目履修の目標や区分科目ごとの内容、必要修得単位数に関する説明の他、各学科、コースごとの履修上の注意事項等が記入されている。また教職課程履修学生につ

いても「履修の手引き」に教職課程のページを設け、教職課程履修希望者に対する心構え、必要な履修科目、履修上の注意事項などが説明されている。

履修上の説明や相談は主に学部教務委員会によるオリエンテーション、教育支援課によるオリエンテーションと履修登録調整、履修指導（窓口）によって行なわれる他、海外短期留学・海外研修については主に学部国際交流委員会、教職課程については学部教職課程運営委員会、ボランティア活動については学部国際ボランティア委員会、インターンシップについては学部インターンシップ委員会が所管して、定期的にオリエンテーションを実施し、当該学生の履修指導にあたっている。

またオフィスアワー制度は、時間の経過とともに学生が研究室を訪れなくなってしまう、十分な指導効果を上げにくいという欠点があったため、全学生に教員からの個別指導の機会が与えられるように、平成11年度カリキュラムより少人数での指導が可能ないように「基礎ゼミナール」（1年次春学期）、「プレゼミナール」（2年次春学期）の制度を導入し、授業科目とした。平成16年度入学生からはこの制度をさらに発展させ「新入生ゼミナール」（1年次春学期）、「基礎演習」（1年次秋学期）を設け、この時間を利用して、担当教員が学部・学科の特徴を説明したり、授業相談にのったりするなど、少人数のクラスによるきめ細かい履修指導を実施している。

また、国際コミュニケーション学科は6月、国際関係学科は10月にコース選択のための説明会を実施し、専門にあわせた履修ができるように指導している。さらに、海外短期留学に関するガイダンスも、継続的に説明会を実施している。

2年生に対しては、平成16年度入学生から「応用演習」（2年次秋学期）の時間を設け、担当教員が3年次からの専門ゼミナールの希望相談にのるなど、1年次と同じく、比較的少人数のクラスを単位として、個別指導を含んだ対応をとっている。また、専門ゼミナールの選択にあたっては、2年生対象の全体説明会、各研究室訪問の他、「教員紹介誌」も参考にしよう指導している。なお、オフィスアワーの有無にかかわらず、国際学部では、教員が学生の研究室訪問を奨励しており、学生が教員に履修相談を受けやすい環境が醸成されている。

留年者や長期欠席者に関する情報は、教務委員会から教授会に対して報告がなされ、そのフォローアップは1・2年生の場合には各導入ゼミナール担当教員、3・4年生の場合には専門ゼミナール担当教員が行なっている。導入・専門ゼミナールはこのような場合にも教員と学生をつなぐコミュニケーションのチャンネルとして役立っている。

留年者に対しては主に専門ゼミナール担当教員が生活指導を含めて相談に乗ることとしているが、長欠者・不登校者に対しては十分なケアが出来ていないので現状である。学部教務委員会では成績不振者に対して、保護者面談を含む指導を行なっているが、留年生に対しても同様の配慮が必要かもしれない。

ただし、留年生の場合、その事由はさまざま、必ずしも成績不良だけが理由ではないので、それぞれの事由ごとに細かな対応をとる必要がある。

#### 【点検・評価】

履修指導は学部教務委員会・教育支援課を中心に進められているが、上記のように教職課程や学外での研修、活動を基礎とした科目については各々の特性に従って、関連する委員会が定期的にオリエンテーションを催し、学生に注意を喚起するなど懇切丁寧な指導を行なっている事は評価できよう。また、「新入生ゼミナール」、「基礎演習」「応用演習」の時間を設け、少人数クラスの授業を通じての初期導入教育の一環としてきめ細かい履修指導を行ない得ていることも、長所

となるものと確信している。

今のところ、特段の困難や問題は生じていない。

#### [今後の改善方策]

平成20年度よりの学科名称変更に伴って改訂される新カリキュラムについても、基本的にはこれまでの履修指導方式を踏襲するほか、以下の対応を行ない、いっそうの教育効果をあげたいと考えている。

- ① 新たに設けられる「領域」ごとに履修モデルを作成し、学生がより学習目的に沿った科目の選択ができるようにする。
- ② 各学科の「領域」に沿った履修指導のために「領域入門」を新設し（第1 Semester科目）、各領域の学習内容をより明確に学生に伝えることを通じて履修指導を強化する。

また留年者に対する指導の強化策として、学部教務委員会を中心に連絡指導を強め、また進路指導委員会がよりイニシアティブを取って就職活動への側面支援を進めるなどの措置を講ずる。

### 3-5-2-4 教育改善への組織的な取り組み

#### [現状の説明]

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するため本学部では、情報学部と共同で実施しているものも含め、年に数回にわたって外部講師による講演会等の活動を行なってきた。また毎回教授会においては、長時間をかけて改善の取り組みの議論を行なっている。

また、「授業概要」を年度当初に全学生に公開し、シラバスを周知させるとともに、FDについても組織的な取り組みを実施してきた。シラバスは全学生が大学のホームページから参照できるようにWEBを活用した電子シラバスを利用している。学生の利便性の見地から、新入生には印刷媒体およびCD-ROMによるシラバスを提供している。

国際学部では、とくにFD活動に対する組織的取り組みの観点から、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置として、学部独自の授業評価制度と委員会体制を立ち上げた。学部に新たに設置された「授業評価小委員会」が目指したものは、良好な授業体制の確立のため、受講学生からの意見を教員に適切にフィードバックする仕組みづくりであった。この目的のために、授業評価のための質問シートはすでに大学で用意されたものを用いつつ、①学生の評価・意見を用紙に公正に記入してもらうための手順、②集めたデータの集計の手順、③集計資料の公表の手順について検討がなされ、教授会での審議を経て順次導入されている。

平成16年11月の教授会決定（同年11月24日の教授会「『学生による授業評価』などの本格実施について」）によれば、授業評価の進め方（導入の段階）については、まず第1段階が（原則として）教員全員によるアンケート調査参加、教員自身による授業改善計画の提示、その点検報告書の提出とされた。第2段階は、教員ごとのアンケート実施状況について、教授会報告の実施となった。なお、第1および第2段階では、個別科目ごとの集計結果は当該教員のみに還元された。つづく第3段階は、個別科目ごとの集計結果および調査結果の教授会報告であり、最後の第4段階が個別科目ごとの集計結果を学生へ公表することとされた。この国際学部の授業評価制度により、平成18年度秋学期の集計結果報告と、平成19年度春学期の授業評価アンケートを現在までに完了している。

簡単に経緯を振り返れば、まず、既述の教授会決定の後、平成16年度秋学期に、学生による



授業評価を実施した。この結果の概要は、教授会（平成17年3月と同年5月）にて報告された。この第1回の評価時点で、上記の第2段階まで進めることが合意されていた。平成17年度春学期にも、同様の授業評価と教授会報告（平成17年10月、第2段階まで）を行なった。

さらに、平成17年度秋学期と平成18年度春・秋学期には、同様の授業評価と教授会報告に加え、個別科目ごとの集計結果（科目名、総合評価の評点）を示した（第3段階への移行）。説明資料は回覧の後、公表段階に至っていないという理由のため回収・破棄された。このように、すでに平成17年度の秋学期に第3段階まで実施をしているが、その後の結果と集計状況から、平成19年度も第3段階での実施を継続することが望ましいとの結論となった。したがって、現時点では第4段階には到達していない。

科目ごとの集計結果（科目名と授業科目の内容の評点）を報告するのにあわせ、教員には授業評価点検報告書の提出を求めている。これは、教員が集計結果を踏まえ、授業改善計画を提示するものである。回収された報告書は、原本を学部事務室に置き、教員が閲覧可能にしている。なお、同報告書を未提出の教員については、氏名・科目名を公表している。

授業改善の一環として、本学部では成績不振者の指導についても学生の学修状況を把握し、出来る限り早い時期に学生ケアが出来るよう配慮してきた。すなわち、各 Semester での修得単位が12単位未満の学生については、注意を喚起する警告を学生および保証人に通知するとともに、1・2年生においては「新入生ゼミナール」「基礎演習」および「応用演習」、3・4年生では「専門ゼミナール」の担当教員が学生と日常的に面談し、個別指導にあたる他、必要な情報を当該授業担当教員に伝える事としている。

また、3 Semester 連続の成績不振者に対しては、保証人および本人と面談の上、勉学上の態度や指針について相談するとともに、場合によっては進路変更を促すこともある。この場で話し合われた内容については、教授会に報告するほか、授業内容や方法の改善が必要な場合には、関係教員とも協議することとしている。その結果、卒業遅延者率（卒業単位不足者）は平成13年度の8.2%をピークとして漸減傾向で推移してきた。

本学部の専門教育は特に少人数制の「専門ゼミナール」を中心に行なわれており、最終的な研究成果を卒業論文等の形で発表する事が望まれている。その基礎となる日本語能力の育成向上については現行のカリキュラムにおいて「日本語表現法」、「日本語表記の常識」を選択必修化し、「読む、書く」に基礎的訓練を積ませるとともに、「新入生ゼミナール」などを通じての論文作成スキルを学習することとしている。

また、学生の研究成果を学部全体で知るために、年度末に卒業研究発表会を開催し、発表を希望する専門ゼミナールの代表学生がその成果を報告している。

なお、FD活動に関しては、毎年関連セミナーに教員が出席し、その結果を踏まえて、毎年年度末に行なわれる学部教員合宿研修で討論を行なっている。

#### [点検・評価]

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性は上記のようにおおむね確保されているものと判断する。授業評価アンケートでは「シラバスを有効に活用していない」と回答している学生も見受けられるので、シラバスの活用策に関して、引き続き検討の必要がある。学生による授業評価の活用状況に関しては、授業の内容、形式、受講者数の如何にかかわらず、アンケートでは同一の質問を行なっており、教員の間でも実態にあっていないのではないかと指摘がある。点検評価は全学的に推進すべき観点から授業評価アンケートの

実施は当然のことではあるが、科目特性に応じた柔軟な方法を検討し、授業評価の「形成的評価 (formative evaluation) としての有効性を高めていく必要がある。

また本学部の授業評価制度を評価する際には、同制度の目的である「学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置」の進展が重要となる。この点についてみれば、平成18年度秋学期において授業評価を実施した科目数は229科目（非常勤教員の担当科目を含む）、その割合は82.6%であった。さらに、常勤教員の実施率は88.4%（非常勤は78.8%）であり、目的の「教員の全員参加による授業評価の実施」については、概ね賛同を得て相当数（約9割）の科目において実施されていることがわかった。授業の「総合評価」について見ると、全体の平均点は4.22（5点満点）であった。これは、平成17年同学期の平均より0.2ポイント上昇し、平成18年春学期の平均（4.17）も上回った。したがって、学生の評価も向上していることから、本学部の授業（講義系科目）については教員の指導方法の改善が促されており、学修の活性化がはかられていることがうかがえる。

#### [今後の改善方策]

教育方法改善の取り組みは日常的なものであり、常日頃から取り組んでいく必要がある。特に重要な議論の場である教授会や学科会議の効率化を図り、実質的な授業の時間を確保すべく今後とも継続的な努力を行なっていくこととする。

シラバスについては現在WEB上で検索可能な電子シラバスを充実させているが、並行して新入生に対し印刷媒体のほかCD-ROMの配布も行なっている。学生にとってどのような媒体が最も利用しやすいかについて引き続き検討を行なっていくこととする。

授業評価の分析結果とこれまでの実績から、次の5点が同委員会から指摘されており、教授会での報告を通じて教員に周知徹底され、改善が目指されている。

- ① 学生は、講義における教員の丁寧な対応を要望するなど、評価の傾向が共通している点が見られるため、教員と学生との良好な関係づくりが重要である。
- ② 学生の知識習得や発見への期待は、 Semester を通じた学習展開よりも、各回の講義における「気づき」を楽しみに受講しており、ここへの配慮が肝要である。
- ③ 総合評価の上位と下位の科目を比べると、全体にわたる差が生じており、教員は「丁寧」、「発見」、「基礎知識」をキーワードに、学生の「勉強意欲」促進をサポートする工夫が必要となっている。
- ④ アンケート実施率の確保のために、実施の連絡（周知）、実施方法の確認といった事務作業を徹底させ、実施科目の再確認を依頼する。
- ⑤ 分析結果の報告にあわせ、教員の学習機会の提供を企画・実施する。

授業評価点検報告書の記載内容は、授業評価アンケートの分析結果をふまえた講義改善案と、学生ニーズに応える教員の配慮が多分に含まれている。こうした情報の共有化をはかるためにも、講義改善のための教員用プログラムが必要である。また、全学的に実施されるようになった授業評価アンケートのさらなる改善のために、実施方法の再検討の手続きを全学的に導入すべきである。FDに関してはこれまで通り、積極的な取り組みを継続していきたい。

### 3-5-2-5 授業形態と授業方法の関係

#### [現状の説明]

本学部の授業形態は講義、演習、実技・実習である。学部の学問的特性として、様々な国際問題を理解する上で、教員と学生あるいは学生間での意見交換が重視される事から、受講生を少人数のグループに分け発表会や討論などを行なうことによって指導を進める授業が少なからず見受けられる。また、英語クラスや1、2年次の「新入生ゼミナール」、「基礎演習」、「応用演習」、3、4年次の「専門ゼミナール」においては1教員あたりの担当学生数を最大でも20数名以内とするなど、少人数クラス制を採っている。授業時における双方向のコミュニケーションが密になることで「教員と学生の距離」が縮まり、より効果的な学習指導が可能となっている。

マルチメディアを活用する授業形態の例としては、言語科目(英語)における「CALL(Computer Assisted Language Learning)」が挙げられる。現行カリキュラムにおいてはCALL科目を1年次必修としている他、12科目を選択として配置しているが、コンピュータを活用した少人数クラスによる指導は、英作文能力や読解能力の向上に効果的である。また、短期海外留学参加者を中心に多くの学部生がCASEC(Computerized Assessment System for English Communication)によって自分の英語能力を日常的に測定している。CASECを短期留学出発直前と帰国後に受検することによって、到達度の比較チェックが可能であり、その後の英語学習に対する動機付けの効果は大きい。また、教員によっては、ビデオや音楽などの視聴覚教材を活用する授業の他、プレゼンテーション・ソフトを使用し、授業の理解度を高める試みもなされている。

また本学部における「遠隔授業」実施への体制作りは火急の課題である。湘南キャンパスにおいては、情報センターを中心にe-learningに向けた研究開発が進んでおり、既に情報学部では数科目を「遠隔授業」で実施している。本学部でも平成16年度にはESPのクラスにおいてハワイ大学とビデオ会議システムを通して合同授業を行ない、英語によって時事問題についての討論を行なった。

#### [点検・評価]

現行カリキュラムにおいて積極的に評価できる点は以下の事項である。

- ① 1、2年生に対する導入教育のためにゼミナール形式による少人数クラスの設置。
- ② CALLと対面授業を組み合わせた少人数による英語科目の実施。
- ③ 日常的な英語能力試験による学生各自の英語力の把握。

いずれも、これらの項目は現在、担当教員によって積極的に取り組まれている。

また、遠隔授業の試みとして行なったハワイ大学とのビデオ会議実施後のアンケート結果によれば、本学学生たちの異文化に対する関心や理解度が向上したことがうかがえる。また、平成19年度にアメリカ合衆国のアーカンソー州立大学との協定を結んだのを機に、国際学部学生とアーカンソー州立大学学生がビデオ会議システムを用いて合同授業を行なうなど、様々な試みが始まったところである。

#### [今後の改善方策]

これまでの教学的試行をさらに発展させ、平成20年度実施予定の新カリキュラムにおいては、以下のような改善を行なう予定である。

- ① 領域ごとに専門教育への導入を図る少人数制の「新入生ゼミナール」「基礎ゼミナール」の実施。

②領域ごとに明確な専門分野、進路実現に向けた専門科目の設置。

③英語教職課程開始に伴う英語専門科目とスキル科目の見直し。

また、遠隔授業については専門教育科目の中でも日本文化、比較文化、異文化コミュニケーション等に関連する科目などは国際的に発信し、海外の教材とする事も可能な内容を備えているので、それらを e-learning 対応に順次教材化し、そのベースに乗せることが今後の課題である。

## 第6節 共通教育科目

### 〔越谷校舎〕

#### 〔目標〕

- ①実社会で必要とされる広範な分野の知識を習得し、それにもとづく適切な判断力を備えた人材を育成すること。
- ②異なる領域を関連づけて見られる柔軟な思考力を育て、分野を越えた学際的な研究の基礎をつくること。
- ③国際社会で活躍するために必要不可欠な言語運用能力を身につけさせ、異文化の理解を促すこと。
- ④自分の将来を明確に描けるよう、職業観を形成し、人生観を確立させること。
- ⑤自らの健康を意識し、生涯にわたりスポーツに親しむ契機をつくること。

### 3-6-1- k 教養科目

＜一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性＞

#### 〔現状の説明〕

語学や体育を含む越谷キャンパス共通科目は、教育・人間科学・文学の各学部カリキュラムの必要性から開設されてきた。このうち共通教養科目群は、大きく人文系分野、社会系分野、自然科学系分野の3分野に分けられる。平成19年度現在開設されている科目は、それぞれの分野から8～10科目ずつの27科目、「総合科目」としてⅠ～Ⅶの7科目、そして情報科目である。総合科目は、環境・女性学・情報化社会などのテーマで、複数の教員によるオムニバス型授業を導入したり、場合によっては非常勤・外部講師を招聘したりすることによって、リアルタイムの問題に触れ、多面的な物事の考え方や学際的な研究を学ぶ機会を提供する目的で設置したものであり、この目的から越谷キャンパスの3学部が分担してコーディネートする体制としている。また、「埼玉県東部地区4大学単位互換協定」により、獨協大の語学系科目、日本工業大の工学系科目、埼玉県立大の福祉・医療系科目と、より多様な科目が履修できる状態になっており、さらに新たな総合講座の開設形態（特殊な単位互換科目としての共通講義）を作り出すことも可能となった。

現在、各学部の卒業要件中、共通教養科目の占める割合は、最小の教育学部で130単位中10単位、最大の人間科学部で130単位中28単位と各学部のカリキュラム構成上かなり開きがある（文学部は16単位）ものの、専門科目の枠を超えた幅広い教養を身につけさせるための科目が必須であることは共通認識であると考えられよう。

#### 〔点検・評価〕

平成15年度の課程新設・入学定員増による学生数増加が、18年度で4学年すべてとなり、越谷キャンパスとしての学生数は800名増となった。これを受けて、平成18年にキャンパス共通科目もコマ増・科目増を検討するカリキュラム改訂が行なわれたが、従来の「学部のニーズによる科目開設」という考え方から、「大学・キャンパスとしての目的を満たし、教養科目としての

独自の体系性を確立する」という考え方への転換が図られ、3分野の充実を目指していくつかの科目増が議論された。これによって、「言語学」「国際学」の2科目が新たに加わったのは評価すべき点だと考えられるが、提案にあった医療・工学などの科目については、主として担当教員または担当部署の手配が困難であるという理由から開設が見送られ、問題を残している。

また、一部の共通教養科目に関しては、年間に1クラスのみ開設となっており、学期単位での受講機会のアンバランスが生じているため、その解消も課題として残っている。

同じく18年度の改訂時に総合講座Ⅷの内容を改め、サブタイトルを「幸せな進路選択のために」として、キャリア支援課の協力のもと、就職委員長がコーディネートする、より学生の将来設計に資する初年次のキャリア形成科目として機能するよう生まれ変わらせた。なお、その成果の如何が判明するまでには、今しばらく時間が必要であろう。ちなみに19年度秋の履修登録者数は、2コマのうち1コマが400人を超える人気科目となっており、所期の目的を一応果たしている。

本学に不足する分野の科目を補う方法として、大学間の単位互換を積極的にすすめることも有効であると考えられるが、実際には平成18年度の単位互換協定による単位認定は、人間科学部5名、文学部4名の計18単位にとどまっており、十分に活用できているとは言えない状態である。

平成18年度の卒業時アンケートでは、科目群別の満足度において、3学部とも共通教養科目の満足度が低い。教養科目の履修においては、ほとんどの学生が1年次に必要単位を修得しており、「卒業時」では学生の印象として専門科目と比較して相対的に低くなることはやむを得ないかもしれないが、特に人間科学部では、専門教育科目の満足度が4ポイント（満点5ポイント）を超えているのに対し、共通教養科目は3ポイントを切っており、「満足した科目が半分以下」ということになる。28単位という多くの科目を履修しなければならない学部で、このように共通科目の満足度が低いことは憂慮すべきであり、今後の改善に向けて何らかの方策を練らなければならないだろう。同じく18年度秋学期の授業アンケートにおいては、共通教養科目に対する評価が大学全科目のそれと比較して特に低いということはなかったが、満点である5ポイントを選ぶ者の割合はやや低い。卒業要件だから必要最小限を履修する、というような選択ではなく、学生にもっと専門外の分野にも興味を持ってもらい、積極的に学ぶ意欲をかき立てることで満足を引き出せるような工夫が必要である。

この点については、まだまだ検討中ではあるが、一点、平成19年度から打ち出された新しい試みとして、共通科目のサブタイトル重視策がある。「論理学」「経済学」などという科目名だけでは、学生にとって具体的な授業内容がわかりにくく興味も抱きにくい。そのため、授業概要作成時に、内容に即したサブタイトルを付けるよう依頼し、概要への記載時及び授業時間割表への記載においてサブタイトルをトップに持ってくるようにしたのである。例えば平成19年度シラバスでは、「論理学」は「正しい思考のための基礎的知識」、「経済学」は「マーケットの中に入ってみよう」となっている。

#### [今後の改善方策]

まずはそれぞれの科目に対する学生のニーズと、担当者の確保について、定期的に確認していく体制をとる。学生のニーズは、授業ごとに行なわれる大学全体のアンケートだけではなく、それぞれの学部における科目開設の要不要・科目内容に対する希望などについて、自由記述や聞き取り調査なども含めた徹底的リサーチを行なってもらうなどして細かく把握することが重要である。人間科学部が行なった外国語科目に関するアンケートなどが参考になるだろう。

さらに、特に総合講座は、今日的課題を取り上げており、また、コーディネーターが変更にな

ることも多いため、常に新しい話題が提供できるか、担当部署は適切か、などの点を、少なくとも2年ごと程度には確認・見直しを行なうようなシステムにしていきたい。内容を一新した総合講座Ⅶについては、担当が学部・学科でないこと、授業の多くを外部講師が担当することなど、従来の授業と異なる部分が多いため、手探りでスタートとなった。これから数年間は学生の反応を注意深く観察し、意見も聴取しつつ、毎年少しずつ内容変更を重ねながら授業のスタイルを確立させていくこととする。

また、一般に共通教養科目は過大規模授業が発生しやすいという問題がある。大規模授業は、学生の満足度低下につながりやすいだけでなく、教員が授業の質を維持しにくいとか、出欠確認に時間が取られるなどの不満も聞かれる。もちろん時間割上の都合や人気によって履修希望者が集中する科目が出てしまうことが主たる要因なのだが、希望する科目を1・2年で取りたいという学生が多いことにもその原因の一端がある。これは、時間割の工夫以外に、学年指定制の導入、履修指導などを組み合わせて、必ず履修のチャンスがあるという保証をしつつ4年間での履修計画を考えさせることで、もう少し改善をはかりたい。

さらに、出欠については、湘南校舎で一部の教員が既に実施しているカードリーダー方式を、越谷校舎でも実施できないかの検討があってもよい。これについて、今後可能性を探っていきたい。

他大学との間の単位互換は、本学で開設が困難と思われる科目（医療・工学など）の需要に応える一手段として大いに活用したい。

その活性化に向けて、平成18年度から「共通講義」の開設という新たな試みを行なっている。一つのテーマを設定し、4大学の教員によるオムニバス授業を4大学の学生に向けて開くというものだが、平成18年度は獨協大、平成19年度は文教大の共通科目として開設した上で、他3大学の学生にも受講可とするという方式をとっている。

しかし、全くの特別プログラムとして、それぞれの大学が4大学に「共通」に開かれる科目として1科目は開設し、教員も学生も4大学を回りながら行なうような形にできれば、もっと大学間の交流に役立ち、単位互換に対する理解が深まることも考えられる。受講者数の確保・時間割設定など、困難な問題もあるが、より効果的な運用のために検討を続けたい。他の単位互換用科目についても、時間割上の工夫なども含めて、より学生が履修しやすい状態に向け努力を続ける。

## <基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況>

### [現状の説明]

現在、越谷キャンパスの共通教養教育に関しては、キャンパス教務委員会がその管理・運営を行なっている。キャンパス教務委員会には各学部の教務委員長および共通教養科目担当者・外国語・体育・教職科目の担当責任者と情報センター長が出席し、それぞれの所属を代表しながら、キャンパス共通科目のカリキュラム・開設コマ数・時間割編成・授業内容と担当者（担当部署）などについて議論し、その決定にもとづいて授業が行なわれるよう各部署に依頼している。

### [点検・評価] [今後の改善方策]

キャンパス教務委員会は、全学的な教学に関わる重要事項を検討整理する職務があり、常に課題を多く抱えている。そのため、共通科目の管理について、十分な議論が尽くされないまま、前年度の方式を踏襲することになっている場合がある。ややもすると主導的立場を取っていないと見られることもある。例えば総合講座の内容について、当初の設置目的をコーディネーターに不足なく伝えた上で、出された授業概要が適切かどうかという確認が必要だが、その設置目的自体

を検討し直す余力がない。また、さまざまな分野の非常勤・外部講師の任用に際して、適切な判断を下す難しさもある。湘南キャンパスでは教務委員会とは別組織として、「共通教養委員会」が設置されているが、越谷でもそれに類する委員会が必要な時期かもしれない。年次計画的事項を策定し、次々と発生する事態に対応策を講じることに追われるだけではなく、共通教養科目について本質的議論を行なえる場の設定を目指したい。

### 3-6-2- k 語学科目

(1) 外国語科目編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため外国語能力の育成」のための措置の適切性

#### [現状の説明]

文教大学越谷キャンパスでは加速度的な情報化・国際化の進行という時代の動きの中において変化する学生の勉学意欲の変化に対応するため、各学部・学科独自の指導方針を考慮に入れながら外国語カリキュラムの見直しをおこなってきた。そのうちの最大の改革は、平成11年度より Semester 制に移行し、外国語科目はすべて週2コマ2単位となったことである。これにより、集中的な訓練を必要とする言語習得の条件が整ったと言える。共通科目の目標の一つとしてあげられているように、国際社会で活躍するために必要不可欠な言語運用能力を身につけさせ、異文化の理解を促すために、現在は英語Ⅰ～Ⅵ、ドイツ語Ⅰ～Ⅵ、フランス語Ⅰ～Ⅵ、中国語Ⅰ～Ⅵ、日本語Ⅰ～Ⅵ（留学生、帰国生のみが履修の対象）が開講されている。開講外国語科目とその履修者数は表3-24のとおり。

各学部、学科等におけるカリキュラム上の外国語科目の配置においては、英語を必修科目とし英語以外の一言語選択制であったり、必修科目としての語学指定はせずにいずれか一言語選択で卒業要件を満たすなどの学部、学科等の教育目標や特徴を生かす形での編成がされている。

表 3-24 平成 19 年度入学生の語学別登録者数（選択必修のみ）

	入学者数		英語	フランス語	ドイツ語	中国語	日本語
教育学部	378	登録人数					
		開設コマ	10				
		1クラス平均	37.8				
人間科学部	452	登録人数	161	95	84	107	
		開設コマ	4	3	3	4	
		1クラス平均	40.3	31.7	28	26.8	
文学部 (英文科を除く)	287	登録人数	201	25	32	26	3
		開設コマ数	6	1	1	3	1
		1クラス平均	33.5	25	32	8.7	3

外国語科目の管理運営にあたっては、外国語教育委員会が担当している。外国語教育委員会は、主に年度ごとの時間割編成の調整を担っているが、昨年度からの各学部カリキュラム改定に伴う外国語科目の開設方法、履修形態変更などに伴う問題点の検討など、キャンパス教務委員会及び学部間で引き続き調整を行なっている。



外国語を担当している学科（研究室）は、新年度が始まる前に語学ごとに非常勤講師を含めた担当予定者との合同会議を開催している。これは、外国語教育のめざす方向の確認や、教育の質的向上を図るための方策ではあるが、授業運営の観点からは、個々の授業に対して教員個々の裁量の範囲を超えるものとはなっていないのが実情である。この状況は、受講する学生側からすれば必ずしも公平とはいえない。

また、文学部においては、大学外において実施される認定資格取得によって外国語科目を履修したと見なす特別措置が取られており、英語（実用英語検定試験・TOEIC・TOEFL）、ドイツ語（ドイツ語技能検定試験）、フランス語（実用フランス語技能検定試験）、中国語（中国語検定試験）が、取得した級や点数などにより受講免除となる外国語の単位が設定されている。

#### [点検・評価]

一般教養的授業の外国語科目としては、幅広くかつ深い学びと総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育むことが標榜されている。英語はもとよりヨーロッパの言語（ドイツ語、フランス語）とアジアの言語（中国語）の開設により、ある程度幅広い言語を学生は学ぶ機会を与えられていることは評価できる。また、多くの学生は大学に入って初めてドイツ語、フランス語、中国語に触れることになるため、それらの科目ではⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと知識を段階的かつ体系的に積み重ねて語学を修得できるようになっている。

学科等によっては、卒業要件単位に設定された言語の中から一言語選択制を取っていることから学生の選択動向により英語以外の言語を選択する学生が少なく、1クラスの受講者数が大変少なくなる結果を生んでいる。これは、英語以外の言語に初めて触れることを考えると少人数での語学授業となり効果的な環境となっていると言えなくもない。

外国語教育を通して豊かな人間性を育むことは、普遍的な目標であるといえるが、そのためのアプローチや具体的な教授法は、現状では各教員にまかされており、客観的にその教育効果を計ることは現時点では不可能である。授業内容が担当者へ一任されている点については、学生がクラス指定をできないなどの授業運営上の問題もあり、ひいては学生の不満となる可能性も秘めていることから、外国語教育委員会として外国語教育に関する方向性や質的なコントロールがある程度必要である、との認識に至っている。

入学時ですでに実力の差が大きい英語に関しては、学生によるニーズに多様性が見られるため習熟度別クラス編成や内容・目的別クラス編成などにより、高度な英語力修得を目指す学生に応える努力が必要である。

すべての学科等において、キャンパスで設定している言語が選択科目として受講することができるカリキュラムとなっているが、卒業要件以外に語学を学ぼうとする学生は多くなく、英語以外の外国語に触れる機会が軽視されている傾向も見受けられるため、英語以外の言語の受講を促す対策が今後の検討課題である。

#### [今後の改善方策]

外国語担当者の合同会議は多くの教員（専任・非常勤講師を含め）が係わる外国語科目としては必要不可欠との認識から、今後は語学担当学科（研究室）における実施体制のみならず、キャンパスの語学教育全般を管理する視野で外国語教育委員会として語学教育に関する提言をまとめ、共通した方向性を見出し、より有効な語学教育となることを目指す。

次に改善が望まれる点は、選択（必修）科目のドイツ語、フランス語及び中国語の受講者を如何に増やすかの方策の検討である。さらに平成20年度からは、韓国語が開設されることから

コリア語の受講者をも視野に入れた対応が求められる。英語に偏らずすべての言語に受講が見込まれることは、多様な外国語教育を充実させる方策にもなりえることである。そのためには時間割編成上の工夫や、主要科目（必修科目）との重複を避けたり、語学選択のためのオリエンテーションを充実させ各言語の魅力を学生に伝えることが必要と考える。実際に、教育学部の学生には平成19年7月に1年生を対象に、彼らが2年次から選択必修として取る言語に関して、専任の各外国語担当者がそれぞれ20分程度のオリエンテーションを行ない、教育学部からは好評を得ることができた。この結果が外国語履修に対する積極的な学生の態度に良い影響を与えることが期待され、当面継続する。

また、学生の外国語に関するニーズ調査、分析は今まで全体的に実施されることがなかった。学部、学科の多様性を大切にしながらも、統一的なニーズ調査やカリキュラム開発などを将来は考えていく必要がある。

### <外国語教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況>

#### [現状の説明]

一般教養としての外国語科目の実施・運営にあたっては、外国語教育委員会が中心的役割を担っている。外国語教育委員会は、平成13年に組織され委員会としての活動を開始した。当委員会の目的は、その規程によると、外国語教育に関する重要事項について検討し、キャンパス教務委員会と連絡調整することとなっている。委員会のメンバーは、開設外国語である英語、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語の担当者と教育支援課教務係の職員から構成されている。構成員のうちの英語に関しては、日本人と英語母語者の2名体制になっている。

審議事項としては次の4つが挙げられる。

①教務委員会（越谷）により依頼された事項、②外国語の授業計画に関する事項、③外国語の授業実施に関する事項、④その他、外国語教育に関する事項。

具体的には、毎月の定例会議では、各学部からの要望や意見に従い外国語のカリキュラムに関する案を作成したり、個々の学生に対する外国語単位認定業務、外国語履修に係わるオリエンテーションの企画、実施したりするなど、その仕事内容は多岐にわたっている。外国語教育委員会で作成されたさまざまな案は、翌月のキャンパス教務委員会に審議事項として扱われ、そこでは各学部からの教務委員を中心とした委員によって審議される運びとなる。

平成18年度からの月例会議からは、積極的に各学部の教務委員と連絡をとり、越谷キャンパスの外国語教育充実を担う組織としての性質を強化している。具体的には、平成19年4月に拡大外国語教育委員会と称して、3学部の教務委員を交えた合同会議を開催し、カリキュラムの主体である学部とのさらなる連携を持つこととなった。

#### [点検・評価] [今後の改善方策]

外国語教育委員会は現在のところ、キャンパス教務委員会から付託される検討や非常勤講師の任用に関する提案などがあるが、キャンパス教務委員会においては、外国語教育に関する協議に費やす時間が充分取られているとはいえない。この問題を解決するには、平成19年4月に実施したような合同の拡大会議を必要に応じて今後も開催することである。将来的には、カリキュラム開発、テストング、教室マネジメントなどを専門とする独立した組織の設置を検討したい。

### 3-6-3- k 体育科目

＜一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性＞

#### [現状の説明]

人間と運動の係わりは、人間にとって一生の課題である。というのは生まれてから死に至るまで年齢段階に応じた運動の仕方というものがあるからである。発育・発達において最終段階にある大学生にとっても、ただ運動やスポーツを楽しむだけでなく、どのような運動やスポーツをどのようにやったら良いのかを熟知し、正しく行なうことが大切である。またこうした熟知行為が将来の健康生活を保障することになる。

こういう観点から、体育科目は「運動と健康Ⅰ・Ⅱ」（「特別体育」を含む）、「スポーツと人間Ⅰ・Ⅱ」、「スポーツ・レクリエーションⅠ・Ⅱ」の6科目各1単位を春学期・秋学期通年で履修できるようになっている。

「運動と健康」は、1年次に開設され教育学部と人間科学部は必修科目であり、文学部は選択科目設定ではあるが教職履修者にとっては、必修科目となる。

「スポーツと人間」は、2年次の選択科目として、「スポーツ・レクリエーション」は3年次の自由科目として設置されている。

なお、「運動と健康」には、「特別体育」が設定されている。これは、「運動と健康」が学部によって卒業要件もしくは教職課程履修者にとっての必修科目となるため、身体にハンディキャップを持つ学生やケガなどにより通常の授業に参加できない学生を対象として、学生個々の状況に応じた運動による単位認定を可能とする配慮である。

開講コマ数は、1年次の「運動と健康Ⅰ・Ⅱ」は教育学部18コマ、人間科学部22コマ、文学部20コマ、2年次の「スポーツと人間Ⅰ・Ⅱ」は人間科学部と文学部を合わせて6コマ、3年次の「スポーツ・レクリエーションⅠ・Ⅱ」は全学部共通で2コマの合計68コマである。なお、教育学部においては「スポーツと人間」（2年次）に相当する科目として専門教育科目に「運動基礎実習」3コマが設定されている。

これらの授業の受講者数は、7名や15名と少ないクラスも例外的にあるが、大部分は40名から50名である。また、授業を担当している専任教員は3名、兼任教員2名、兼任教員（非常勤講師）13名である。

体育施設は、①体育館メインアリーナ（バレーボールの場合2面、バスケットボールの場合2面、バトミントンの場合6面）、②体育館サブアリーナ（卓球台7台、体操・ダンスの場合40名が限度）、③グラウンド（ソフトボールの場合1面、ミニサッカーの場合は40m×35m1面、陸上競技の場合は50mを対角線で取るのが限度である）、テニスコート（ラバーコート6面とオムニコート4面）、屋外プール（25m×7コース）などである。

#### [点検・評価]

平成6年度まで体育科目は、全学部1年次、2年次ともに必修科目となっており、運動やスポーツをする機会が学生に提供され、学生の身体的発達や健康増進に大きく貢献してきた。しかし、平成10年度以降各学部のカリキュラム改定において体育科目の選択化が図られ、卒業要件もしくは教職課程履修者用の体育科目として1年次のみの履修が大半となった。1年次のみに必修としての配慮が必要になったことから、学部ごとに特定の曜日時間枠を設定することにより、時間

割編成上も優先とし学生が履修し易い環境整備がなされた点は評価される。

その反面、2年次の選択となった体育科目は、専門科目等の履修動向との兼ね合いで履修者の把握が困難となり、一クラスあたりの受講者が予測できず定員を超過する事態も生ずることとなった。これにより授業運営上、適正人数にするための方法として抽選などの対応を取らざるを得ない状況となり、これは体育の授業に意欲的な学生やその必要性を感じている学生を排除することにもなるため対策の検討を要する。

また、授業内容は現有施設・設備に合わせる事が必然となるが、設備的に十分に充足されている環境ではないため、教員が運動種目の設定・工夫により大学らしい授業に作り上げていくのが精一杯である。特にグラウンドの場合は、狭い限られた空間を如何に使うかが課題となり、学生たちの言う「思いっきり蹴りたい、打ちたい、走りたい」という要望を受け入れるには、学外施設を使用することも考えなければならない。

#### [今後の改善方策]

現在は、教員の目の行き届く範囲の人数によるクラス編成として45名を基本値にしているが、授業内容、授業運営や施設設備などの検討に加え大学の状況などの調査を踏まえて早急に改善しなければならない。

選択科目「スポーツと人間」の場合、履修者の人数が時間帯によっては殺到する事態がある。できれば前年度中に履修者数を把握して適正なコマの開設と時間帯の確保ができるような体制を作りたい。そのためには、専門科目や必修科目との時間的重複を避ける措置をとる。

運動は継続性を維持することも重要な点であることから「運動をする楽しみ」がより感じられるよう学生のニーズや授業運営に対する意見などの把握も重要となる。事前調査によって学生の要望する運動種目を把握して、そのニーズに合った授業提供を進めるように不断に改善を図る。

#### <体育科目の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況>

##### [現状の説明]

現在、一般教養領域としての体育科目の管理・運営は、教育学部体育研究室が担っている。これは、限られた施設における実技系科目の管理運営を行なう都合から、教育学部体育専修における専門教育科目との調整を要するためであり、かつ専門的な見地からキャンパス全体の体育科目の運営に対して有効であると判断されるためである。

実質的な授業運営に関しては、各学部とも体育研究室に一任としているが、キャンパス教務委員会構成メンバーの体育担当委員として体育研究室から常に1名の選出があり、時間割編成や非常勤講師任用審査などの運営において各学部との調整が図られる体制となっている。

##### [点検・評価] [今後の改善方策]

一般教育領域の体育としては、豊かな学生生活を送るための基礎となる健康の保持増進を第一の目的としている。それゆえに特定学部（専門）教育との接点であるとか連携という観点で授業運営について議論されることはない。しかし、各学部のカリキュラム上の位置付けからも学生の満足度を意識する要素ではあることから各学部との意見交換のもと、よりよい授業内容とすることが必要である。

また、施設使用面では、教育学部体育専修科目以外にも教育学部心理教育課程や人間科学部の専門科目において体育施設を使用する授業科目があるため、「体育科目優先」という状況ではなくなりつつあるのが現状である。限られた施設、設備を運営するためには、現在管理の中心となっている教育学部体育研究室の範疇を越えている感もあり、将来的には、管理面で体育センターの

設置や学部毎の管理運営、授業内容的には、シーズンスポーツなども視野に入れて検討したい。

## 〔湘南校舎〕

### 〔目標〕

- ①全ての人に対し温かい愛情を持つ人間を育成する。
- ②個別分野に偏らない幅広い知識と視野を養う。
- ③課題に対して幅広い視野から総合的に判断できる能力を養う。
- ④現代社会の課題を自分の問題として考える能力や姿勢を養う。
- ⑤文化芸術スポーツなどの理解と豊かな感性を養う。
- ⑥他人への共感能力とコミュニケーション能力を養う。
- ⑦グローバルな時代のニーズに対応できる言語コミュニケーション能力を育成し、TOEIC 550点を卒業時の最低到達目標とする。
- ⑧健康を維持増進するための知識と実践的態度、技能を養う。
- ⑨自分の将来を設計するための知識と積極的な姿勢を養う。
- ⑩専門教育のための基礎知識や技能を養う。

## 3-6-1- s 教養科目

平成3年の大学設置基準大綱化にともなって本学では、科目区分を見直し、教養教育をキャンパス共通教養科目と学部教養科目に分けて行なってきた。教養教育科目のうち専門教育の基礎教育となるものを学部教養科目とし学部所属の学生だけに受講させ、それ以外を共通教養科目とし両学部生と一緒に受講させた。学部教養科目には学部独自の科目もあったが、例えば経済学や社会学のように同じ専門領域の科目もそれぞれに開設されていた。科目の重複や授業担当、運営方法について問題を指摘する声が上がっており、それらを解決するために、平成19年度からの情報学部カリキュラムでは両者を統合して教養科目として行なうことになった。国際学部でも平成20年度よりカリキュラムを改正し、情報学部と同じ科目区分・編成で行なうことを予定しており、平成19年度は先行して合同で運営している。そこで、本稿ではキャンパス共通教養科目のみならず学部教養科目についても述べることにする。

### ＜教育目的について＞

#### 〔現状の説明〕

教養教育の目的を以下のように定め、授業担当者は担当する授業で以下の目的を達成するべく教育を行なっている。

1. 個別分野に偏らない幅広い知識と視野を養う。
2. 課題に対して幅広い視野から総合的に判断できる能力を養う。
3. 現代社会の課題を自分の問題として考える能力や姿勢を養う。
4. 文化芸術スポーツの理解と豊かな感性を養う。
5. 他人への共感能力とコミュニケーション能力を養う。
6. 健康を維持増進するための知識と実践的態度、技能を養う。

7. 自分の将来を設計するための知識と積極的な姿勢を養う。

8. 専門教育のための基礎知識や技能を養う。

#### [点検・評価]

この教養教育の目的は、学校教育法や大学設置基準、本学の建学の精神である「人間愛の教育」を中核とする教育目的と方針、情報学部と国際学部の教育目的と合致するように定めてあるので、適切であると考えている。

#### [今後の改善方策]

現状では教育目的について問題はないと考えている。しかし、今後、学部の改組やカリキュラム改正が行なわれる際にはその都度、根本的に見直していくことにしている。

#### <教育内容について>

##### [現状の説明]

現在、開設している授業科目は以下の通り 31 科目である。人文・社会・自然のような領域には分けていない。大学設置基準大綱化以前の一般教育科目と比べると、健康教育やキャリア教育が追加された科目編成となっている。

論理学、情報と社会、人間関係論、ジェンダー論、自然科学概論、健康科学  
技術と人間、美術、音楽、文学、宗教学、日本国憲法、歴史学、哲学、倫理学  
心理学、社会学、文化人類学、法学、政治学、経済学、経営学、数学  
数的処理、生命科学、スポーツ科学

総合科目A、総合科目B、総合科目C、キャリア形成A、キャリア形成B

#### [点検・評価]

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮は、科目編成から見ても適切に行なっていると判断している。

平成 18 年度卒業生アンケートによると、大学で得られたと思う学習成果は表 3-25 のような結果となっている。概ね学習成果をあげていると評価できるが、情報学部のいくつかの項目においては学習成果をさらに向上させる可能性が十分にあると考えられる。

表 3-25

	幅広い教養	視野の広がり	論理的思考力	対人関係能力	生活を楽しむ力
情報学部	3.10	3.75	3.43	3.14	3.59
国際学部	3.37	4.10	3.43	3.64	3.55
大学全体	3.48	4.11	3.56	3.55	3.72

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性については、ややあいまいとなっている。それは、一般教養的教育であったキャンパス共通教養と専門基礎教育を担っていた学部教養を統合したためである。すなわち、現行の教養教育はいわゆる一般教養的教育と専門基礎教育の2つの側面をもたされていることになる。

そのために、「自然科学分野の科目が少ないことをはじめ全般的に科目数が少ない」という意見もあれば、「多すぎる。学際的学部における教養と専門の区分はあまり意味を成していない」という意見もあり、開設科目数や内容に対して意見が分かれている。共通教養委員会や学部教授会での議論が十分になされていないのが現状である。

### [今後の改善方策]

後述するように教養教育の責任主体が一本化されるので、その委員会でさまざまな問題を本格的に検討することができる態勢が整えられる。4～5年先に予想されるカリキュラム改正に向けて根本的な見直しをすることになっている。

### <教育方法について>

#### [現状の説明]

卒業所要総単位は両学部とも 124 単位で、そのうち教養教育の卒業所要単位は情報学部では 10 単位で、国際学部では共通教養 6 単位と学部教養 8 単位の合計 14 単位である。教養教育の卒業所要単位数はカリキュラム改正のたびに減少している。情報学部では昨年までのカリキュラムでは 16 単位であったし、国際学部でも平成 20 年度のカリキュラムでは 14 単位から 10 単位にすることになっている。このように少なくなっている理由の一つにはコンピュータ・リテラシー教育や倫理教育、導入教育などの新しい科目に単位数を振り分けているからである。

開設授業総科目数は情報学部では 382 科目で、国際学部では 280 科目であり、そのうち 31 科目が教養科目である。

また、教養科目の授業担当者は専任教員が 17 人、17 科目、33 コマに対し、非常勤講師が 13 人、13 科目、27 コマとなっており、非常勤講師に依存している割合が比較的高い。

#### [点検・評価]

教養教育の卒業所要単位数や授業担当者の専兼別の問題についてはこれまで十分に検討しておらず、評価の判断基準を持ち合わせていない。

平成 18 年度卒業生アンケートによると、授業満足度（5 段階）は表 3-26 に示すとおりである。文教大学全体の満足度と比べるとどれも低い結果となっている。また、情報学部の場合は最も高いのが保健体育科目の 3.54 で最も低いのが 2.73 の外国語科目であるので、教養科目は中くらいの満足度となっている。国際学部の場合は最も高いのが保健体育科目の 3.72 で最も低いのが 3.02 の共通教養科目であるので、教養科目の満足度は相対的に低いものとなっている。

表 3-26

	共通教養科目	学部教養科目
情報学部	3.13	3.14
国際学部	3.02	3.18
大学全体	3.28	3.50

受講者数は平成 19 年度春学期の場合、50 人から 375 人で平均 132 人である。専門科目と比べると多人数となっている。授業満足度が低いのは、大学入学してすぐに多人数の授業を受け、クラス規模や授業方法に困惑することもその要因のひとつではないかと考えている。

### [今後の改善方策]

本学と学部の教育理念・目的を理解している教員による授業担当を現在より増やすよう努力することになっている。また、非常勤講師には教育理念・目的を理解して授業を行なうよう依頼しているが、これを徹底したい。今年度中に実態調査をして状況を把握する予定である。

また、今後とも毎年行なわれる入学時アンケート、卒業時アンケートの結果を見ながら問題を把握し、改善の努力を積み重ねていくことにしている。

### ＜責任体制について＞

#### [現状の説明]

キャンパス共通教養科目については両学部の教員から構成される共通教養委員会が責任主体となっており、学部教養科目については学部教務委員会が責任主体となっていた。しかし、情報学部では両教養科目を統合し、国際学部でも平成20年度より統合することになっているので、今年度から両教養科目とも共通教養委員会が責任主体となって運営に当たっている。なお、来年度からは委員会の名称を教養教育委員会に改めることになっている。

委員会は授業科目担当者と両学部教務委員長、キャンパス教務委員長で構成されているが、今年度は来年度からの改正に先駆けて、共通教養科目だけでなく学部教養科目の担当者も構成員に加えて運営している。

#### [点検・評価]

これまでは共通教養と学部教養とに分断された責任体制であったが、統合され構成員も増えたのでこれまで以上にさまざまな問題を本格的に検討する環境が整ったと評価している。

#### [今後の改善方策]

昨年までの共通教養委員会は年に2～3回程度の開催で予算配分や次年度の授業担当者の決定をする程度の会合であったので、根本的な問題を検討する体制になっていなかった。今後はこのような自己点検・評価活動を活発にし、そこで明らかになった問題を検討するべく、会議の定例化を検討している。

## 3-6-2- s 語学科目

### ＜英語以外の外国語科目＞

#### [現状の説明]

国際学部と情報学部の専門分野を地球規模の視点から理解を深めるために、英語以外の外国語5科目を選択言語科目として履修することができる。対象の言語は、「ドイツ語」、「スペイン語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」であり、それぞれにⅠ（初級）、Ⅱ（中級）、Ⅲ（上級）クラスを置いている。各科目ともⅠは履修希望者が多く人数制限で履修できない学生が多い一方で、この結果としてⅡからⅢを履修する学生数が少なくなるという問題が生じている。また海外留学などで上記以外の言語を習得した場合の単位認定対応科目として、「世界の言語 A,B」を設けている。

#### [点検・評価]

国際学部が実施している全科目の授業評価の中で、言語科目が常に高い評価の上位を占めている。特に少人数で行なっている授業は、教員とのコミュニケーションがはかりやすく、授業成果が上がるため、全般的に評価が高い。なお、授業評価は国際学部により実施されているが、当該科目には情報学部の受講生も含まれている。教育成果については、平成18年度による卒業生アンケート結果が、「外国語能力」に関するところで、5段階評価で全体が2.56の中、国際学部は3.15でトップであることを示している。

特筆すべき問題点は、現状の項目で説明しているように、外国語の初級クラスが人数制限のため履修できない学生が多くいることであり、早急に改善すべき事柄である。

その他、現在ネイティブ教員がいないドイツ語も他の外国語と同様に、担当教員のうち1人は



ネイティブ教員を採用する必要があると考えている。

#### [今後の改善方策]

[現状の説明] での記述のとおり、これまで各言語のⅠ（初級）については、1セメスターで履修を希望しながら人数制限のため登録できない学生が多かった。実際には2セメスター以降でもⅠの履修は可能であるが、やはり学習意欲が高いのは1年次の春学期である。このことを考慮し、平成20年度からは1セメスターのⅠを各言語1クラスずつ増設することにした。特に1年生が優先してとれるように配慮する予定である。なお、国際学部では言語科目全体の単位数も多く（20単位）、また英語科目について8単位が必修となっているのに対し、情報学部では単位数自体が少なく（6単位）、英語科目を含めてすべての言語科目が選択科目となっている。その結果として情報学部の履修希望は英語科目に流れ、「ドイツ語」「スペイン語」「フランス語」「中国語」「韓国語」の受講者は比較的少ない。こういった現状に学生が満足しているのかどうかについては今後調査が必要である。全体の管理運営については語学教育委員会が行なっているが、十分にカリキュラムと人事面に関して検討できているとは言えない。今後の課題は、語学教育委員会がキャンパス全体の必要を考慮した上で、カリキュラム運営と学習支援への協力体制を整えることである。

#### <日本語科目>

##### [現状の説明]

情報学部・国際学部共通の科目として、外国人留学生ならびに帰国生対象の「日本語A」～「日本語E」および「日本事情」を設けている。これらは、主に留学生が入学前に日本語学校等で既に身につけてきた日本語を、大学で問題なく学習が進められるまでに磨いていくことを目的とする。ただし、「日本事情」は一般の日本人学生も履修でき、特に国際学部では短期留学プログラム参加予定の学生にこれを履修することを義務づけている。留学前に日本の社会や文化に関する知識・教養を身につけることがその目的である。また、国際学部についてはそのほかに日本人学生と留学生とに共通の選択科目として「日本語表現法Ⅰ」「日本語表現法Ⅱ」と「日本語表記の常識」が設置されている。前者は日本語による表現全般について、後者は特に漢字の用法について学ぶことを目的とする。

留学生の日本語教育に関しては、情報学部と国際学部とでかなり事情が異なっている。国際学部では基本的には日本語履修が必修であるが、情報学部では必ずしもそうではなく、また修得すべき単位数も国際学部より少ない。これは学部の性格上学習内容や試験方法が異なるためであるが、実際には、特に文章表現について、卒業研究の段階で壁にぶつかる留学生も多い。

##### [点検・評価]

情報学部・国際学部共通で開講している留学生・帰国生対象の「日本語」科目のうち、「日本語A」では話すこと、「日本語B」では書くことを中心として学び、「日本語C」～「日本語E」まででそれらの力をさらに伸ばしていく。15～25名程度の少人数クラスで学習面以外のフォローもしやすく、ほぼ毎回課題提出を課してきめ細かい指導を行なっているが、学期開始時と終了時に統一基準の試験等を行なっているわけではなく、到達度等に関する公表された数値的データは存在しない。

#### [今後の改善方策]

国際学部では現在留学生の必修日本語科目は4セメスターまでに履修し終えることになっているが、平成20年度から実施予定の新カリキュラムにおいては、留学生対象の卒論演習を（通常

の日本語科目ならびに卒論演習とは別に) 4年次に設けることにした。現在、情報学部の留学生の数が国際学部より多いため、情報学部における日本語教育についても、今後さらにカリキュラムと学習支援について、拡充していく必要がある。国際学部の専任教員1人が、両学部の日本語教育を担っていくのは負担が大きいため、この状態を早急に改善する必要がある。

### 3-6-3- s 体育科目

#### <教育目的について>

##### [現状の説明]

体育科目は「健康で豊かなライフスタイルを形成するための知識と態度を養うこと」を目的と定め、授業担当者は担当する授業でこの目的を達成するべく教育を行なっている。

##### [点検・評価]

この体育科目の目的は、学校教育法や大学設置基準、本学の建学の精神である「人間愛の教育」を中核とする教育目的と方針、情報学部と国際学部の教育目的と合致するように定めてあるので、適切であると考えている。

法令の条項、大学や学部の教育目的との整合性も取れている。

##### [今後の改善方策]

現状では教育目的について問題は特にないと考えている。しかし、目的の達成度はさらに向上させる必要があると考えるので、重点目標を定めるなどして向上に努めていきたい。

そして、達成度を測る指標として学期末に「保健体育に関する意識と実態調査」をしてきているが、平成19年度より情報学部ではそもそも実施していない。再開に向けて協議することにする。

#### <教育内容について>

##### [現状の説明]

平成19年度入学者のカリキュラムでの授業科目は、情報学部が「スポーツA」「スポーツB」、国際学部が「スポーツ健康実習A」「スポーツ健康実習B」である。

授業内容は情報学部の場合、「テニス」「バドミントン」「バレーボール」「サッカー」など伝統的なスポーツ種目(計8種目)から1種目選択することになっている。

国際学部の場合は、「スポーツ健康実習A」では「インドア・スポーツ」や「レクリエーション・スポーツ」「ラケット・スポーツ」などのサブ・テーマを設け、その授業の中で複数の種目を行なっている。「スポーツ健康実習B」では「テニス」や「バドミントン」「バレーボール」「サッカー」「合気道」「気功・太極拳」など計8種目から1種目選択することになっている。

また、大学設置基準大綱化までは必修であった「保健理論」がなくなったため、最低限必要な健康教育をe-learningを利用して行なってきた。「健康に関するネットクイズ」と称し、喫煙や飲酒、食生活など生活習慣病の原因となる問題について1年生の春学期に行なってきた。平成19年度から情報学部では行なわなくなり、国際学部だけで行なっている。

##### [点検・評価]

保健体育に関する意識と実態調査報告(平成19年度春学期終了時)によると、仲間との交流ができたとする学生が8割近くおり、学生の友達作りに貢献している。授業満足度も高く、授業の意義を認めている学生が8割である。

国際学部の教育内容は科目によってコンセプトが異なり、そのコンセプトにしたがってそれに

ふさわしい種目が設定されているのに対し、情報学部の場合は「スポーツ A」「スポーツ B」に同じ種目が配置されている。また季節を考慮した種目配置になっていない点が改善を要する。

保健体育に関する意識と実態調査報告(平成 19 年度春学期終了時)によると、「一気飲み」や「喫煙」「食生活」「規則正しい生活」などの健康的な生活をしている学生の割合が 4 月より少なくなっており、健康教育の必要性を示唆している。この点について、キャンパス共通の健康教育推進の取組みが求められる。

#### [今後の改善方策]

情報学部の場合、専任教員に体育の専門家がいいため、授業内容の決定や時間割編成については、専門的な知見や経験に基づいて行なわれていない。後述するように体育の責任主体をキャンパスで一本化し、問題を解決することになっている。

#### <教育方法について>

##### [現状の説明]

卒業所要総単位は両学部とも 124 単位で、そのうち体育の卒業所要単位は情報学部では 0 単位で、国際学部では 2 単位である。

情報学部の 1 年生 518 名のうち「スポーツ A」(選択科目)を履修したのは 124 名であり、これは 24%に相当する。

開設授業総科目数は情報学部では 382 科目で、国際学部では 280 科目であり、そのうち 2 科目が体育科目である。

また、体育科目の授業担当者は情報学部では専任教員がいないのですべて非常勤によって行っており 5 人、2 科目、25 コマである。国際学部では専任教員が 1 人で 2 科目、5 コマを担当し、非常勤講師が 5 人、2 科目、24 コマを担当しており、非常勤講師に依存している割合が高い。

##### [点検・評価] と [今後の改善方策]

体育の卒業必要単位数や授業担当者の専兼別の問題については、これまで十分に検討しておらず、評価の判断基準を持ち合わせていない。教育目的がどの程度達成できているかによって判断していくことが妥当だと考える。保健体育に関する意識と実態調査を平成 16 年から実施しているが、この調査もその判断根拠となると思われるが、情報学部で専任教員の後任補充をしていないのは平成 17 年度からであり、卒業必要単位数を変更したのが平成 19 年度であるから、今後数年の状況を見て判断することになる。

平成 18 年度卒業生アンケートによると、体育科目の授業満足度(5 段階)は高く、情報学部では 3.54、国際学部では 3.72 で他のどの科目区分よりも高い。これらの結果から、体育科目は特に低学年時においては大学生活全般の満足度を上げる要因の一つであると推察される。非常勤講師依存率が高いにもかかわらず、教育成果を上げ、授業満足度も高いので、その卒業所要単位数をどの程度に設定すべきかは注意して検討していく。

#### <責任体制について>

##### [現状の説明]

体育科目については両学部には体育委員会を設置し運営している。情報学部の場合、専任教員がいないので、便宜上各学科から選出された教員で委員会を構成している。国際学部の場合、専任教員が 1 人いるので、この 1 人で委員会としている。

なお、委員会規程によって大学教務委員会には体育の授業担当者が構成員となることに定められており、キャンパスレベルでの問題はこの委員会でも討議されている。

**[点検・評価]**

平成18年度までは国際学部の体育教員が情報学部の体育を含めて一体的に運営していたが、情報学部のカリキュラム改正を機に、情報学部は独自に運営することになった。しかし、教育内容の設定や非常勤教員の配置、施設用具の手配などのさまざまな問題が出てきており、これについて早急な改善が求められる。

**[今後の改善方策]**

体育科目のより効果的な運用に向け、体制の整備を大学教務委員会で検討を続ける。

## 第7節 卒業生の進路状況

### [目標]

- ①学生が意欲と能力にふさわしい進路に進めるよう適切なキャリア教育を行なうこと。
- ②一人ひとりの学生に対して面倒見の良い指導を行なうこと。
- ③キャリア教育とキャリア支援課主催の進路指導が担うそれぞれの達成目標を明確にし、適切な進路指導を行なうよう連携を図り、教職員が協働して指導を行なうこと。

### 3-7-1- k 卒業生の進路〔越谷校舎〕

#### [現状の説明]

越谷校舎においては、教育学部、文学部、人間科学部があるが、文系ということで共通した進路選択が見られると同時に、各学部の独自性もある。まず、教育学部は開設以来教員としての目的養成を貫いてきた。その40数年の積み重ねを通して、特に教職界では本学が教員養成大学であるというイメージが過去に築かれたこともあった。少子化による子ども数の激減によって一時は現役採用合格率が3割を切る時代が続いた。その後、いわゆる団塊の世代の教員の大量退職が始まり、着々と教員として送り出すことができるようになった。

文学部はかつて教育学部の中等教育課程を改組して再出発した学部ということもあり、学生の教職志望は多い。日本語日本文学科、英米語英米学科、中国語中国文学科ともそれぞれ専科の中学校、高等学校の教職免許を取得できる。また、また、限定的ではあるが、小学校の教職免許の取得も聴講によって可能である。また、日本語教員の免許も取得できる。しかしながら、平成18年度の就職先の52%が民間企業であるように、進路を企業に求めていく学生が主流である。特に語学力を生かし、特徴ある企業への就職が特色である。

人間科学部は心理学・社会学・教育学の学際的な学部として設立されたが、開設時から心理学色が強く、その後臨床心理学科が増設され、さらに人間探求の道を進んでいった。学生自身も専門を生かして、心理職、福祉職、教育職という進路への希望も強い。心理職は概ね、カウンセラーなど臨床心理士の資格を必要とする大学院を経てのキャリアが要求される。福祉職を目指す者については、社会福祉士の基礎資格が履修できる。教職については、中学校社会・高等学校公民であるが、文学部同様小学校の教職免許が限定的に聴講による取得が可能である。

最近では人間科学科の人間教育コースへの所属学生が増加しているが、これは教職希望者の増加が一つの要因と考えられる。このように専門や資格を生かし、民間、公的な機関への志望が常に存在する。しかしながら、多くの学生は大学で学んだ専門、教養を生かし、企業にて活躍しよう目指していくのが実情である。

各学部とも共通する進路は、民間企業、教職、公務員となる。これら3種の進路を中心に、各学部の特徴を踏まえ、学部ごとに進路、就職状況を見ていく。

教育学部は、まず教員である。

165人（平成18年度）42%（パーセントは卒業生に対する就職者の比率）

112人（平成17年度）45%

118人（平成16年度）50%

と実数では増加しているようだが、卒業生数との比率では少なくなっている。

次に、民間企業では、

46人（平成18年度）11%

20人（平成17年度）8%

10人（平成16年度）4%

と、こちらは大きく増えている。現在教職に対する社会的な要求と視線は厳しく、複雑化しているため、進路変更を含め学生自身の進路決定が多様化していると考えられる。

官公庁について従来はほとんどなかったが、平成18年度において17名（その後6月4日の追跡集計では20名）と急増しているが、これは、心理教育課程が初めての卒業生を出し、公立保育所に就職したことによるものである。また、公立幼稚園は3名、私立幼稚園14名である。私立保育所は4名である。専門学校へ3名、本学研究生となったものが3名であった。

大学院進学としては、本学の大学院4名、他大学院9名である。

文学部では、まず民間企業への決定者は、

201人（平成18年度）52%

202人（平成17年度）44%

165人（平成16年度）40%

である。今年度は昨年度と変わらないようであるが、卒業生数との比率で見ると、年毎に就職率が高くなっている。ことに18年度では8%も増加している。官公庁はこの3年間4、6、4名とあまり変化がない。一方、教員では、16年度21人（5%）、17年度28人（6%）、18年度（7%）と少しずつだが増えている。大学院進学は7名。その他、通信教育での小学校教職免許取得を目指すものが12名、専門学校への進学が3名であった。

人間科学部における民間企業決定者であるが、

237人（平成18年度）56%

170人（平成17年度）47%

170人（平成16年度）51%

と、昨年度比では9%増加している。官公庁では、この5、9、8人とあまり大きな変化はない。教員については7、8、3人と18年度がかなり落ち込んでいる。大学院進学は、本学が13名、他大学が17名で、他大学が昨年より10名増加している。他の2学部には比べ多いが、これは臨床心理学科の卒業生で臨床心理士の資格を所得するために進学するというケースによるところが大きい。また、進学に関しては専門学校に進み、新たな資格、技術などを身につけて進路を切り開こうとする者が20名いる。うち通信教育で小学校教職免許の資格を目指すものが5名いる。研究生として大学に残るものは13名で、これは大学院受験を再度目指す臨床心理学科の学生に多い。その他では、ソーシャルワーカーとして病院に入った者等が正規採用で9名（臨時・非常勤8名）、福祉職等として施設に勤務したものが正規14名（8名）いる。

#### 【点検・評価】

まず、本校舎の主要な進路先である企業、教員、公務員について見ていく。

企業は、文学部と人間科学部については多くの学生の就職先である。この3年間の経緯を見ていくと、文学部で4%、8%と増加し、人間科学部では4%減、9%増であり、18年度に限れば、いずれもかなりの増加である。そして、両学部とも企業就職は過半数を超えた。教育学部でも年

毎に微増している。また、進路希望者に対する採用決定を示すいわゆる就職決定率も6月の最終的集計で軒並み95%を越えている。ただし、この統計は希望者の進路先が就職活動の経過に伴いかなり変容するので実態が掴みにくい。いずれにせよ、これは学内における就職指導とキャリア教育の努力とその浸透のみならず、就職氷河期から景気の回復による求人の増加と団塊世代の大量退職に備えた採用対策という社会的な就職環境によるところも大きい。

教員就職では、教育学部が率として年々3%、5%と減少している。実数では卒業生の数が多い(53名増)ため、前年度比43名増となっている。人間科学部では減少し、文学部はほぼ変わりなくきている。教員就職についても、長年少子化で抑えられてきた採用がここに来て団塊世代の退職による採用増があり、おおいにこれにあずかっている。このところ微減しているのは全国的なレベルで教員への進路希望が増加しているからと思われる。本学では、教育学部が目的養成であることもあって、長年に渡る教員採用に対するノウハウが積み重ねられている。それは他学部も同様に利用することができる。文学部はともかく、人間科学部の落ち込みは検討されいかねばならない。中学社会・高校公民という狭き門はいたしかたないとしても、小学校に関してはもっと成果があってしかるべきと考えられる(小学校に関しては20数名の学生が免許を取得している)。幼稚園に関しては、心理教育専攻の幼児心理コースの学生が最初の卒業生として挑戦した。4年生を積極的に採用する環境は私立幼稚園にはまだ熟しておらず、また公立はもともと少ないうえにさらに縮小の方向にある。この点で今後とも課題が残る。

官公庁については、行政改革の流れで多くを望むことは困難であり、現実に各学部とも年々変わらない。ただ、これも団塊世代の大量退職が見込まれ、本人のやる気しだいでは採用の可能性があるという視点もある。公務員のうち教育学部の公立保育士採用は前述したように初めての卒業生で、知名度の低い4年生の大学にしてはかなりの成果をもたらしている。

進学では、本学のすべての学部の上に大学院が立てられているが、臨床心理士の資格所得を目指す臨床心理学専攻への進学は希望者が多く困難である。ただ、最近では各地の大学において臨床心理学の研究科や専攻ができ、かなりの学生の希望が他大学を含め満たされるようになってきた。また、文学部、人間科学部のうち小学校教職免許の希望者が多いが、すべての者が履修できるわけでないので、卒業後に通信教育で資格を取ろうとするものが15人いる。学部の性格上やむを得ず、これを学内において満たすのは難問である。

病院・施設は主に人間科学部の学生が向かう。学部での学修の専門を生かしての進路であるが、職種が多岐に渡り、個別の情報の収集が課題となっている。また、正規職員の募集はあまり多くなく、一次的に臨時・非常勤という勤務形態から正規の職員を目指すことになる。

以上、全体的に景気の好況と退職者の増加という社会的環境によって成果が上向いていることは事実であるが、学内においても従来からの就職指導、キャリア教育が着実に軌道に乗ってきている。今後は、これらが真に学生の進路にとって適切に運営されているかを点検しつつ、さらに充実させていくことが求められる。

#### [今後の改善方策]

「改善方策」については第12章1節の「学部における学生生活への配慮」における点検項目「学生の進路選択にかかわる指導の適切性」および「就職担当部署の活動上の有効性」と大きくかわり、むしろそちらで詳細が述べられる。ここでは重複も含め、簡略に概括を記したい。

1) 早い時期から学生の進路に関する認識と自覚を高めていく。

① おもに1・2年次対象のキャリア教育講座「総合講座Ⅶ幸せな進路選択のために」を平成19

年度より職業人としての自覚を高める新しいプログラムに変えた。アンケートなどにより学生の希望をフィードバックしつつ活用する。

- ② 企業、教員、公務員対象の説明会を1・2・3年次向けと4年次向けとに分けて行なっているが、よりいっそう狙いを明確にし、効率よいものにしていく。
- ③ 大学における授業を含め、さまざまな体験を単に「——をやりました」ということだけでなく、その体験を体験学習に変える。すなわち各体験をその都度「ふりかえり」を行ないつつ、体験の結果の原因を考察する。さらに、困難な事象や失敗への対策あるいは成功した事柄に対しての自己の役割を自覚的に留め置き、自己の体験としていく。これらのことを通して自身の陶冶と表現力を豊かにしていく。こうしたキャリア教育を随所において行なっていく。

2) 学内行事や事業を周知させ、学生の積極的参加を促す。

- ① 自身の進路や就職活動に積極的な学生はほとんどの行事などに参加しているが、一方自覚の乏しい学生はなかなか参加しない。掲示、パンフレット、就職委員による学部への働きかけなどによってこのような学生をも参加させる。
- ② 本学の組織である「父母と教職員の会」の「一日大学」や各地での「支部総会・研修会」などを通じて保護者に呼びかけ協力を得る。
- ③ 就職委員を通して学部教授会や学科・専攻会議などに就職活動を報告し、教員に実情と活動を認知してもらう。そして、ゼミなどで個別の学生と進路について話し合ってもらえるよう依頼する。
- ④ 人間科学部では希望職種が多岐に渡っているが、ホームページで知らせると共に、学生の声を聞く。
- ⑤ 学外の就職活動にも積極的に参加するよう呼びかける。学生は教員就職に関しては、ボランティア補助教員などを進んで行っているが、企業の学外セミナーや就職ナビ、企業・公務員のインターンシップにおける参加がいまひとつと思われる。現在説明会を行なっているがさらに呼びかけていきたい。

3) 学生、卒業生、教職員による企業、公的機関とのコネクトを強くする。

現在、就職委員とキャリア支援課とのコンビで企業訪問を5月に行なっている。また、学内での企業セミナーを6月に催している。これらを通じて、特に本学と学生に理解ある企業とのコネクションを築いている。今後とも企業の景気を超えて優良な就職先として大切にしていきたい。また、各地の教育委員会や学校、役所、施設、病院などともコミュニケーションをとり、本学と学生について理解を深めてもらえるよう、機会を捉えて訪問する。

### 3-7-1- s 卒業生の進路〔湘南校舎〕

#### 〔現状の説明〕

湘南校舎には情報学部、国際学部の2学部があり、就職においてはほとんどの学生が民間企業への就職を希望しており、続いて官公庁、教員希望となっている。情報学部は情報化社会において、情報を表現し、活かせるプロフェッショナルを育成すること、国際学部では幅広い教養に裏打ちされた確固とした信念をもって行動する国際人を育成することを目的としている（『文教大学ガイドブック2007』）。

これらの各学部の教育目的を踏まえ、学部ごとに就職、進路状況を見ていく（大学基礎データ



表 8)。

情報学部では民間企業への就職者が、平成 16 年度 369 名 (67.24%; パーセントは卒業生に対する就職者の比率)、平成 17 年度 344 名 (77.0%)、平成 18 年度 368 名 (79.8%) である。

次に、官公庁では、平成 16 年度 11 名 (2.0%)、平成 17 年度 4 名 (0.9%)、平成 18 年度 8 名 (1.7%) となっている。教員に関しては、情報学部において平成 18 年度初めての高等学校教員免許状 (情報) の取得者による教員 5 名がみられた。大学院進学としては、平成 18 年度本学の大学院に 2 名、他大学院に 2 名で、平成 17 年度の大学院進学者数を下まわっている。大学院以外の専門学校などへの進学者も平成 18 年度 12 名で、平成 17 年度 15 名より減少している。

国際学部では、民間企業への就職者が平成 16 年度 163 名 (61.7%)、平成 17 年度 167 名 (67.9%)、平成 18 年度 183 名 (80.6%) であり、その増加が著しい。

官公庁では、平成 16 年度 6 名 (2.3%)、平成 17 年度 2 名 (0.8%)、平成 18 年度 4 名 (1.8%) である。大学院進学としては、平成 18 年度本学の大学院に 5 名、他大学院に 1 名で、平成 17 年度本学の大学院 3 名、他大学院 3 名と比べると、本学の大学院への進学が増えている。大学院以外の専門学校などへの進学としては平成 18 年度 5 名で、平成 17 年度の 14 名と比べて大幅に減少している。

湘南校舎の平成 18 年度の進路状況 (民間企業) における具体的な業種については、「平成 18 年度学生の進路状況 (内訳)」ならびに第 12 章第 1 節を参考されたい。

#### [点検・評価]

民間企業では、情報学部が平成 17 年度と比較して平成 18 年度は約 3 ポイント増で 79.8%、国際学部は約 13 ポイント増で 80.6% の就職率となっている。学科別に見られる特徴として、情報学部広報学科においてマスコミへの就職希望が多いものの就職者は 28 名 (22%) にとどまり、前年度比 6 ポイント減となっていること、経営情報学科、情報システム学科とも情報サービス業への就職率が高く (経営情報学科 26 名、21%; 情報システム学科 58 名、49%)、とりわけ情報システム学科では前年度比 12 ポイント増と大幅な増加が見られていることがあげられる。このことから広報学科においては、学科の特色を生かした業種への就職率向上が望まれる。

国際学部においては、サービス業 (国際コミュニケーション学科 23 名、26%; 国際関係学科 22 名、24%) への就職が最も多く、また両学科とも金融・保険業への就職が増加している。これは金融・保険業の採用数が多かったことが影響している。国際コミュニケーション学科の環境問題に関わる就職先、国際関係学科の発展途上国における開発や支援に関わる就職先については、依然募集が少なくまた門戸も狭い。上記に関わる就職先の新規開拓や業種に対する広い視野を学生に持たせるための指導が必要である。

官公庁については、平成 18 年度 12 名の中で、特に厳しい採用試験が行なわれる航空管制官への就職決定は特筆すべきものとしてあげられる。

教員については、平成 18 年度情報学部ではじめて 5 名の教員が誕生した。平成 19 年度には国際学部で社会・公民の教員免許取得を目指すなど、今まで以上に充実した教員就職支援が必要となる。

進学では、過去 3 年間と比べ平成 18 年度の進学者数は減少している。就職率の上昇に伴い、自分探しのために進学する学生が減り、より明確な目的をもつ学生が進学するようになったため総数が減少しているのかもしれない。

就職率の向上は、近年の経済の好況による求人総数の上昇や、進路指導やキャリア教育の実施による効果に起因すると思われる。しかし、両学部とも進路未決定者が減少しているものの依然

存在することから、今後も学生の進路選択に関わる指導の適切性を高める努力をしていくことが重要である。

**[今後の改善方策]**

- ①低学年からの学生の進路選択に関わる指導や学生自身の進路選択行動を促進する方法を考え実行する。
- ②キャリア教育とキャリア支援課主催の進路支援が担うそれぞれの目的や達成目標を明確にし、より適切な進路指導を行なうよう連携を図る。
- ③就職が内定した学生ならびに卒業生による在校生への進路選択のため支援制度を確立する。
- ④教職員が協働して学生の進路選択のための指導を行なうことができるよう教職員を対象とした勉強会、講演会などの開催を実施する。

## 第8節 学生による評価の活用

### [目標]

- ①授業評価アンケートをはじめ、大学が提供するサービスに対する学生の評価を的確に把握する仕組みがある。
- ②学生による評価の結果が、担当教員や担当部局に伝えられている。
- ③学生による評価の結果が、学生にフィードバックされている。

### 3-8-1 評価の活用

#### [現状の説明]

学生による大学の評価としては、授業評価アンケート（注1）および大学評価アンケート（注2）がある。

授業評価アンケートは、平成10年度から実施しているもので、科目の最後の授業において、授業の進め方や方法に対する評価、その授業から得たもの等を学生に問うというものである。本学の授業評価アンケートは、教員の教授方法や内容に対する評価だけでなく、その授業に対する学生自身の取組状況の評価させ、自らの関わりと併せて授業の目的達成状況の評価させようとしているところに特徴がある。

当初は、大学で用意したアンケート用紙は標準様式とし、教員個人が自分で用意したものでもよい、また少人数授業等での実施は任意としたが、平成19年度からは、原則として全ての授業を対象に統一様式（付加的に独自様式のアンケートを実施するのは任意）で実施とした。この結果、アンケート実施までの手順の改善もあいまって、平成19年度春学期の授業評価アンケートは800以上の授業で実施され、実施率は91.5%となっている。

大学評価アンケートは、平成11年1月に実施して以降、点検評価の節目の年に実施している。平成18年度は、当年度卒業予定の学生に対し、卒業を間近に控えた平成19年1、2月に実施した。内容は、大学で取り組んだこと、大学で得たもの、満足度等である。また、平成19年度は、5月に新入生に対して入学時アンケートを実施した。いずれも今後継続して実施する予定である。

平成18年度に実施した卒業時アンケートと平成19年度に実施した入学時アンケートの全体集計結果は、本報告書巻末に付属資料として掲載している。

（注1）「授業についてのアンケート」という名称で実施しているが、ここでは一般的な名称である「授業評価アンケート」を使用する。

（注2）平成18、19年度は、「学生生活調査・卒業時アンケート」「学生生活調査・入学時アンケート」の名称で実施した。

#### [点検・評価]

学生による評価の仕組みは基本的に実現・実施しており、学生の評価は一定程度把握できている。一方、実施した調査の結果を十分に活用しているかという点で検討の余地がある。

授業評価アンケートについては、現状では、一部の学部を除き、担当教員に結果を返すだけで、それ以上の分析・評価は行なっていない。これは、当初、それぞれの教員が自らの授業に対する評価を知り自主的な授業改善努力の一助とするという確認で授業評価アンケートが導入されたた

めである。しかし今後は、組織的な授業改善の取り組みを進めることと併せて、学生の評価を分析し、より効果的な授業改善を進める必要がある。国際学部では、学部の教育研究推進委員会(授業評価小委員会)が独自にデータを分析し、授業の総合的評価に影響する要素を検討している。他学部もこの先進的な取り組みに続いていく必要がある。

学生に対する評価のフィードバックは、全体集計をホームページ等を通じて公開しているのみであり、個々の授業については行っていない。

大学評価アンケートについては、集計し、教職員向けホームページで公開している。この調査に関しても、十分に活用しているかという点では、課題が残る。

#### [今後の改善方策]

せっかく実施したアンケートが十分に活用されない要因のひとつは、単に集計するだけでなく、分析し授業や大学運営改善の支援につなげる体制が不十分だということにある。このようなデータを管理し活用する組織を検討するとともに、教育研究推進委員会と連携し、アンケート結果に基づいて大学の授業改善を目指すべく、態勢の整備を進める。

## 第9節 国内外における教育研究交流

### [目標]

- ①国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針が適切であること。
- ②国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置が適切であること。

### 3-9-1 国内外における教育研究交流

#### [現状の説明]

従来から行われていた学生・教員・研究者の受け入れや送り出しの制度を改善しさらに発展させる形で、平成8年度には海外協定校への派遣留学制度が開始されている。この制度の目指すところは、文教大学に所属する学生や研究者が本学所属の身分を保障されつつ、かつ予め学生その他の相互受け入れが合意されている海外の教育・研究機関において、少なくとも1年間は勉学・研究し、外国語運用能力や異文化理解力を養成し、あるいは専門分野での知識を向上させることである。

表3-27、3-28に示すとおり、現時点で計13の海外教育研究機関と学生・教員の交流に関する協定を結んでおり、そのうち実際に留学生の交換などを行っているのは、中国1校、韓国1校、米国3校、ニュージーランド1校、ドイツ1校の計7校である。平成19年度に計画している学生の短期海外研修は表3-29に示すとおり、国際交流委員会企画のものが2、各学部企画のものが6で計8企画である。

交流相手を探す努力をしているが、平成19年度はマレーシアで開かれる日本留学フェアに参加することが国際交流委員会の方針として決定されている。

そして、本年度は文学部設置20周年にあたるため、11月に越谷校舎で国際シンポジウムを開催し、海外から4名の研修者および1名の編集者（中国3、韓国1、ニュージーランド1）を招く。記念講演は米国の詩人の予定である。また教育学部とマレーシア工科大学教育学部のあいだではフォーラムや特別講義などの形での交流が進展中である。

現在国際学部所属の教授1名が英国オックスフォード大学で客員研究員として研究中である。研究員・調査員の交流については、現時点では韓国からの研究員招聘が1件検討されている。

表3-27 国別海外協定校数

国名	協定校数
中国	3
韓国	2
アメリカ	4
ニュージーランド	1
オーストラリア	1
タイ	1
ドイツ	1
計	13

表 3-28 協定校派遣留学・交換留学をしている大学数と学生数

国名	大学数	現在派遣中の学生数	現在受け入れ中の留学生数
中国	1	1名	
韓国	0		
アメリカ	3	3名	
ニュージーランド	1	0名	1名
オーストラリア	0		
タイ	0		
ドイツ	1	1名	2名
計	6	5名	3名

表 3-29 海外研修プログラム一覧

企画部署	研修名	募集人数
国際交流委員会	第12回 バン格拉ディシュ・タイ研修	24名
	第3回 モナッシュ大学春期集中英語研修	2名以上
教育委員会	第18回 アメリカ学校教育研修	30名
人間科学部	第3回 海外人間科学研修（スカンジナビア流スローライフ）	30名
文学部	第17回 北京大学日本語教育研修	30名
	第4回 シドニー大学日本語教育研修 （日本語教育実地研修Ⅰ）	30名
	第18回 イギリス留学・文化研修	30名
国際学部	第3回 ホスピタリティー・マネジメント研修	30名

### [点検・評価]

海外の教育研究機関との学生・教員・研究者などの交流は、過去においてはその対象を主に欧米に絞るのが慣習として行われていた。最近2、3年ではこの長く続いてきた暗黙の了解に対して反省が始まっている。また、実際に送り出し、受け入れる人員の絶対数がまだまだ少ないことに対しては、例えば送り出す学生の能力だけでなく、送り出しや受け入れに割り当てられる予算規模の妥当性に対しても現状を打開する必要が感じ始められている。

欧米だけに限らずアジアにも交流相手を探すという従来の方針をさらに積極的に推し進めることになっているのは評価できる。そして、国際交流活動に参加する学生・教員の絶対数をもっと増やす必要がある。具体的には、①一般協定を取り交わしている海外教育研究機関のなかで実際の交流のための覚書が結ばれているのは半数に過ぎず、障害要因の検討が急務である。②講演・シンポジウムなどは全く行われたいわけではないが、もっと頻繁に企画・実行されるべきである。

比較的活発に行われているのが学部生レベルの交流で、参加する学生数は徐々にではあるが増加していることは評価できる。そして、新しく交流協定が結ばれたアーカンソー州立大学とのあいだで、学生の作品などを含む教材や教育情報の交換が計画されていることも成果の一つである。

### [今後の改善方策]

国際交流委員会が大学教育における海外の教育研究機関との交流の重要性を常に自覚して、目標を見失わないように努める。

そして、国際交流には高額な予算措置が必要となることから、大学の教育にとっての国際交流の必要性を理事会に理解してもらい予算増額の可能性を追求する。

せっかくの交流協定を持ちながら、条件を満たす語学力を備えた学生が少ない現実があるので、語学教育委員会と連携し、学生の語学力向上に取り組む。

## **第4章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等**



## 第4章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

### [大学院の目標]

- ①社会的・時代的要請に対応し、幅広い知識と高い専門性・研究能力を備えた人材を育成すること。
- ②学部教育の成果の上に立ち、現代社会において実践的能力を発揮できる、高度な専門的職業人を養成すること。
- ③学部カリキュラムとの連続性を考慮した教育課程を編成し、一貫した理念のもとに研究・教育を進めること。
- ④全ての学生に対し、研究面・生活面ともに十分な配慮にもとづく指導体制をとること。
- ⑤成績評価基準は明確かつ公正であること。
- ⑥授業および研究指導の内容や方法について、つねに点検し、組織的に改善への取り組みを行うこと。

## 第1節 教育学研究科

### [目標]

- ① 総合的教育力および実践的力量を有した高度な専門的職業人を養成すること。
- ② 地域社会と強く連携し、地域教育界の活性化の核となること。
- ③ 基礎的学問体系、教科教育法体系、および社会・情報・自然の探求方法のそれぞれに関する理論的な研究・教育を行なうこと。
- ④ 学校教育現場における問題解決力を高めるために、小中学校などにおいて実践的研究・教育を行なうこと。
- ⑤ 現職教員を再研修の場として貢献できるよう、社会変化に伴う学校教育内容の変化に対応した教育課程を編成すること。

### (1) 教育課程等

#### 4-1-1-1 大学院研究科の教育課程

##### [現状の説明]

本研究科では、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、及び、「1-3-1-1 理念・目的等」で述べた文教大学院学則第4条にのっとり、学校教育に関して、より高度でより専門的な教育と研究を行なうために、教育課程の編成にあたっては、以下の4点に留意した。

1番目は、本学教育学部学校教育課程及び心理教育課程の両教育課程との接続を重視する点である。2番目は、高度な次元での教育研究を行なうことを目指し、教育学・心理学・各教科指導法の領域において均衡のとれた科目を開設する点である。3番目は、現代的な教育課題に対するカリキュラム、教育法、及び教材に対する科目を開設する点である。そして、4番目は、現代的な問題に対する実践的問題解決能力を高めることを目指し、小学校・中学校などで1年間にわたって実践教育・研究を行なう点である。

上記の4点をもとに、本研究科の教育目標を達成するために、一貫した教育・研究指導の態勢をつくっていく。なお、高度な専門的職業人の養成を標榜するために、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の一種免許状をもつ入学者には、その要望に応じて各専修免許状を取得できるようにすることと、学校心理士の基礎資格が取得できるようにすることにも配慮した。

本研究科では、以下のような教育課程をとることによって修士課程の目的を達成することを目指す。

教育課程の特色としては、対話討論方式を中心とした双方向での特論・演習を設定することと、学校教育現場におけるフィールド・ワークなどを取り入れることによる、徹底したコース・ワークを重視することがあげられる。

より具体的には、本教育課程は、必修科目として、学校教育に関する総合的な研究をする学校教育総合群と、選択科目として、各院生の目的に応じた研究をする、臨床・教育相談群、発達・評価群、教科教育法群、及び教育課題群という5つの群を教育研究の柱として編成される。以下では、それぞれの群について説明する。

## (1) 必修科目について

学校教育の理論的・実践的研究を進める上で不可欠な必修科目（学校教育総合群）として、「学校教育学特論」、「教育社会学特論」、「教育心理学特論」、「教育実践分析特論」、「論文演習」、「学校経営学特論」、「教育実践分析実習Ⅰ・Ⅱ」という科目を設定する。

地域学校と連携しつつ、教育現場での実践的な指導力を養成するという見地から、学校教育現場におけるフィールド・ワークとして設定した「教育実践分析特論」と「教育実践分析実習Ⅰ・Ⅱ」の具体的な内容は、以下の3点に要約できる。第1は、越谷市教育委員会との「パートナーシップに関する協定」に基づき、越谷市教育委員会、及び越谷市立小学校・中学校との共同研究を推進することである。第2は、本大学院生が、越谷市立小学校・中学校の研究連携校において教育研究生として研究することである。第3は、越谷市教育委員会、及び越谷市立小学校・中学校の担当者を講師として、随時に招聘することである。また、現職教員が入学した場合、「教育実践分析実習Ⅰ・Ⅱ」は各自の学校での実習をもとに単位取得が可能になるように配慮する。

## (2) 選択科目について

大学院入学者は、学部卒業者や現職教員等に及ぶことから、各自の目的が達成できる多様な履修を保証するために、選択科目は以下の4群を設定する。本学教育学部は、学校教育の理論的・実践的領域と、教科指導力領域について、均衡のとれた学習ができる教育課程を組んでいる。大学院においても、その特徴を継承し発展させることに留意して、学校教育の理論的・実践的領域に対して臨床・教育相談群と発達・評価群を、教科指導力領域に対して教科教育法群を、現代的な教育課題に対して教育課題群を、それぞれ開設する。

### ①臨床・教育相談群

児童・生徒の進路指導や教育相談や障害児教育に携わることができる教員を養成するという見地から、選択科目の臨床・教育相談群として、「障害児教育特論」、「学校カウンセリング演習」、「臨床心理学演習」、「生徒指導・進路指導特論」という科目を設定する。

### ②発達・評価群

児童・生徒の健全な発達を支援し、適切な教育評価ができる教員を養成するという見地から、選択科目の発達・評価群として、「教育評価特論」、「発達心理学演習」、「調査・統計法演習」という科目を設定する。

### ③教科教育法群

各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、体育、家庭、生活）の教育方法における専門的指導力を更に向上させるという見地から、選択科目の教科教育法群として「教科教育法特論」を設定する。

### ④教育課題群

学校教育の中で重視されている総合的な学習の時間を十全に指導できる教員を養成するという見地から、選択科目の教育課題群として、「総合学習特論」、「国際理解特論」、「環境教育特論」、「情報教育特論」、「食育教育特論」という科目を設定する。

以下に述べるように、学部基礎を置く大学院研究科における教育内容は、当該学部の学士課程（学校教育課程・心理教育課程）におけるいずれの教育内容とも有機的に関係づけられている。本研究科は、学部段階における2課程（学校教育課程及び心理教育課程）の上に立って総合的な1研究科1専攻とする。学校教育課程では、卒業要件を満たすために、小学校教諭一種免許状及

び中学校教諭二種免許状（特殊教育専修は養護学校一種免許状）の取得に必要な単位を修得する必要があり、併せて、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の取得に必要な単位が多く含まれている。学校教育課程では、国語専修、社会専修、数学専修、理科専修、音楽専修、美術専修、体育専修、家庭専修、特殊教育専修の9専修に分かれており、教科専門領域は専修ごとに履修する科目からなり、教育学領域、教育方法領域、教育心理学領域、及び情報教育領域は全専修が共通に履修する科目からなる。また、心理教育課程における履修科目は、教育学領域、情報教育領域、心理学・臨床心理学領域、及び福祉学・保育学領域からなり、これらの中で心理学・臨床心理学領域と福祉学・保育学領域の科目の比重が大きい。

本研究科では、2課程における共通領域としての教育学領域と心理学領域における科目を発展させたものを必修科目、学校教育総合群として開設する。また、「教育実践分析特論」に加えて「教育実践分析実習Ⅰ」と「教育実践分析実習Ⅱ」を開設し、1年間にわたって学校現場での教育実践研究を行なわせることによって高度に実践的な指導力を養成することを目指す。選択科目については、臨床・教育相談群として応用的な心理学に関わる科目を、発達・評価群として教育分析に関わる科目を、それぞれ置く。また、教科教育法群には学部で所属した専修科目の指導力の一層の向上を目的とする「教科教育法特論」を置く。「教科教育法特論」は、各教科としての国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、生活にそれぞれ対応する。教育課題群は学校教育における総合的な学習の時間を十全に指導できるために、学部で履修した基礎的な内容を土台として、実践的な指導力を養成する科目として位置づけている。

#### [点検・評価]

平成19年4月に開設された本研究科は、完成年度を迎えていないので、上述した諸点に関する点検・評価については、完成年度後の報告とする。

#### [今後の改善方策]

本研究科教授会において、上述した諸点を円滑に機能させるための改善方策を不断に検討する。

### 4-1-1-2 単位互換、単位認定等

#### [現状の説明]

本研究科では国内外の大学等との単位互換の体制はとっていない。

#### [点検・評価]

(同上)

### 4-1-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

#### [現状の説明]

本研究科では社会人、及び外国人留学生は受け入れる体制をとっているが、平成19年度には社会人、及び外国人留学生の入学者はいなかった。

現職教員以外の社会人、及び外国人留学生に対しては、教育上の特段の配慮はしていない。

社会人の中の現職教員に対する配慮としては、大学院設置基準特例第14条を適用して、1年目は大学院で研究に専念した後に、2年目は学校現場で教育活動を実践しつつ大学院を修了できること、及び、前述したように必修科目の単位取得の方法（4-1-1-1 大学院研究科の教育課程）や、

後述するように入試の方法（5-3-1-1 学生募集方法、入学者選抜方法）をあげられる。

[点検・評価]

（同上）

#### 4-1-1-4 研究指導等

[現状の説明]

教育課程の展開に関して、研究科内に自己点検・評価委員会を設けて、教育と研究双方の自己点検・評価を行なうことを目指している。

「文教大学教育学研究科履修規程」と「文教大学教育学研究科修士課程研究指導に関する施行規則」に基づいて、教育面での対応として、セメスターごとに大学院生に対して、以下の4つの項目で授業評価調査を行なう。

- ①大学院生自身の授業料目の取り組みについて
- ②教員の授業の進め方について
- ③授業科目の内容について
- ④総合評価

大学院は学部比べて少人数教育が主となるので、授業担当教員全員が、それぞれの担当授業科目において実施することが可能となる。なお、調査の結果については、自己点検・評価委員会で分析して、各教員の授業に反映させるように活用していく。

研究面での対応については、研究科内に自己点検・評価担当責任者を置き、セメスターごとに以下のような調査を行ない、結果を学内で公表する。

- ①研究論文等の評価
- ②研究成果の授業への反映
- ③総合評価

教育面・研究面それぞれの調査結果及びその後の改善状況の公表については、2年ごとにまとめて報告書を作成する。報告書は、学内のみならず、地域の大学・高等学校及び本研究科と同じ研究領域を持つ全国の大学等に発送する。

「文教大学教育学研究科修士課程研究指導に関する施行規則」に基づいて、教育課程の展開に関わって、とりわけ修士論文の作成を通じた教育・研究指導は、以下のように進める。

(1) 研究報告会

研究科は、学生に研究の進捗状況、経過等の報告を求める。報告は、次に掲げる2回の中間報告会をもって行なう。

- ①第1次中間報告会（1年次の秋学期に開くもの）
- ②第2次中間報告会（2年次の春学期に開くもの）

(2) 修士論文の提出までの指導

第2次中間報告会終了後、主指導教員は学生の研究テーマについての課題や問題点について指摘し、適切な助言を行なうなど修士論文の完成に向けての研究指導を行なう。

「文教大学教育学研究科履修規程」に基づいて、学生に対する履修指導は、以下のように進める。新入学生に対して、4月に履修指導オリエンテーションを実施し、科目（必修科目・選択科目）のガイダンス及び履修方法並びに修了要件についての説明を行なう。

このオリエンテーションの際には、教員が学生一人ひとりと面談し、個々の希望進路に合わせてどのような履修を行なったらいかにについて詳細な指導を行なう。

学生の希望進路に合わせた履修モデルについては、4つのパターンを作成した。すなわち、「教育学分野に重点をおく履修パターン」、「心理学分野に重点をおく履修パターン」、「教科指導分野に重点をおく履修パターン」、及び「実技教科指導分野に重点をおく履修パターン」である。

「文教大学教育学研究科修士課程研究指導に関する施行規則」に基づいて、指導教員による個別的な研究指導は、以下のように進める。

#### (1) 研究指導教員について

①研究指導は、研究科教授会（以下「研究科」）が研究指導担当教員（以下「指導教員」）として指名した教員によって行なわれる。

②指導教員は1年次に定めるものとする。

#### (2) 指導教員の選択

学生は、原則として自らの研究計画に基づき、指導教員の中から主指導教員を選択することができる。主指導教員の選択については、次の通りである。

①研究科は、新入生全員を対象として研究指導オリエンテーションを開催し、各指導教員の研究領域の紹介等を行なう。

②学生は、研究について指導教員として選択を希望する教員と個別に相談することができる。

③学生は、指定された期日までに、研究計画書及び指導教員選択願を研究科に提出する。

④研究科は、指導教員を決定した後、速やかに学生に発表する。なお、副指導教員については、研究科において研究指導体制を検討した上で決定する。

#### (3) 研究指導の方法

研究指導は、主指導教員があらかじめ定めた時間に研究内容や研究経過等に関する学生への個別指導によって行なう。

#### [点検・評価]

平成19年4月に開設された本研究科は、完成年度を迎えていないので、上述した諸点に関する点検・評価については、完成年度後の報告とする。

## (2) 教育方法等

### 4-1-2-1 教育効果の測定

#### [現状の説明]

現在、本研究科には他大学から1名、他学部から2名、教育学部から5名の院生がおり、その内訳は、教育学分野1人、心理分野3人、教科指導分野3名、実技教科指導分野1名となっている。履修指導としては、教職の高度化に対応した実践的な専門家を目指すことを目標として、1年次は、より多くの科目の履修をめざすことを学生に要望し、学生側もこれに応じて多くの教科の授業に出席している。

教育効果を測定するための方法の適切性に関しては、いまだ特定の方法が確定している段階ではないが、8人の学生に対して20人の教員があたり、教員1名に対して学生1名から8名までの少人数指導をしている。

なお、毎回の研究科教授会において、学生の状況を報告し合う時間を設定していることにより、現状では概ね妥当な線を維持出来ているといえる。

教育・研究指導の効果の適切性を測定するための方法については、学生に対するアンケート調査、および前期最終授業での研究科長・専攻長等と学生との反省会等で、学生からの意見を聞く機会を得ている。教員の側においても大学院が動き出したばかりであることによる運営上の不慣れな点、学生同士もまだ、先輩からの助言がなく、院生としての行動に対する戸惑いもあるが、院生1人に1台のコンピュータ、自由に使える複写・印刷機、必要な図書の購入、比較的快適な院生室の活用などを通して、開設1年目の8名の学生の学習に対する精神的・物質的環境が整い出していることを実感している。

#### [点検・評価]

本研究科は平成19年4月1日に開設されたばかりであり、点検・評価の時期には至っていない。完成年度を待っての報告とする。

### 4-1-2-2 成績評価法

#### [現状の説明]

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性に関しては、本年4月に開設されたばかりの本研究科にとっては、前期の最終成績を付ける段階に来ておらず、いまだ成績評価法が確立していないのが現状である。1名から8名までの少人数による講義・演習・輪講形式の授業であるので、毎日のやり取りの間から、学生の振るまい、レポートを見れば明らかである。しかしながら、教育研究といえども、バックグラウンドの異なる学生を相手とする授業であるので、教科の専門に係わる内容にまで踏み込めず、指導が「教育目標」・「教育方法」的なものにならざるを得ない。

#### [点検・評価]

今期の成績評価法の適切性に関する評価は、現状では資料がなくできない。

#### [今後の改善方策]

大学院の研究・教育の根幹は、研究指導にあると思われるので、現在、研究科教授会終了時に

行なっている研究指導に関する意見交流に加えて、研究指導の在り方、学生の資質向上の状況に関する何らかの教員・学生への自由記述によるアンケート調査などの検討が必要である。

### 4-1-2-3 教育・研究指導の改善

#### [現状の説明]

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況に関しては、まだ、組織的な取り組みとはなっていない。

研究科教授会の終了時点で、これまでの、研究指導、院生の状況などを報告し合う機会を持っている。

院生の自発的な研究を促す試みとして、院生専用のコンピュータールームで一人一台のコンピュータが自由な時間に使えることがある。これを支援するための授業としては、前期に、コンピュータールームでの論文演習、後期から、調査・統計法演習があり、学校教育総合群、臨床教育相談群、発達・評価群、教科教育法群、教育課程群などの各種特論が研究の方向性を見極める役割を果たしている。研究指導に関しては、論文作成に関する準備教育として論文演習があり、主査・副査による研究指導が1年から始まる。

シラバスの適切性については、学生による授業評価の導入、学生満足度調査などは、院生によるアンケート調査の結果を待たなければならないが、シラバスに関しては、どのような学生が入学してくるか分からない開講前に作成したシラバスであるため、実施した授業には、多方面の専門を持った学生が集まって行なわれることもあって、シラバスとの相違が出ていると思われる。

#### [点検・評価]

4月に開設したばかりで現在、試行錯誤の最中であり、意図された学校教育専攻の目標と、実施された中で浮かび上がった課題との整合性をどのようにとっていくかに追われた数ヶ月であった。今後は、こうした試みを続ける中から、教育実践分析演習の在り方の検討、および研究指導から修士論文作成へ向けた検討へと論議の中心が移っていくと思われる。現時点では、その在り方を評価する段階にないが、経験を重ねる中から、完成年度に向けて、本学の大学院教育研究科の目指す具体的な方向に関する組織的な検討を始めていくことが求められる。

#### [今後の改善方策]

大学院設置基準には、「大学院は、専攻する分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と定めている。

学校教育専攻の院生にあっては、臨床・教育相談群、発達・評価群、教科教育法群、教育課題群のそれぞれの専門群と学校教育総合群の中から、適宜選択学習していくことが求められる。今日の学校現場が置かれている状況を考えると、大学院を出て、教育現場である程度指導的な立場につく者としては、上記の素養を幅広く身に着けていくと同時に、より専門的な内容に特化した研究指導も必要となるだろう。

こうした認識を現在の1年生達にどのように持たせられるかということは、今後の大学院教育にとって重要な意味を持つと思われる。それは、評価の観点のひとつである「卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入」にもつながってくる。

こうしたことの実現への一歩として、大学を出て現場体験を積んでから再び大学院で学ぼうと



する現職教員院生の受け入れと学部卒の院生との研究交流に着目している。次年度以降の有効な活用に向けて、さらなる検討を重ねる予定である。

### (3) 国内外における教育・研究交流

#### 4-1-3-1 国内外における教育・研究交流

##### [現状の説明]

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況に関しては、教育現場において指導的な教育実践者としての教師教育を目指して平成19年4月に発足したばかりの本研究科においては、まだ明確な方針を持っていない。

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況については、本研究科の開設によって生じた、研究費の増加、研究環境の整備、教員間の研究上の交流、院生による研究補助などが少しずつ整備されてくることによって、学会活動を通じた他大学院との交流が生まれてくると思われる。しかしながら、それは、時間と経験の蓄積のもとで成り立つものであり、現在、その方向に沿って試行錯誤を続けているのが現状である。

教育研究およびその成果の外部発信の状況に関しては、完成年度に向けて、本大学他研究科での試みを参考にしながら、何らかの外部発信の方向性を検討しようとしている。

外国人研究者の受け入れ体制とその運用、国際的な教育研究交流、学术交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮等に関しては、いまだ手を付けていない。

##### [点検・評価]

これらの項目に関しては、開設して数カ月のこともあり、現状ではまだ評価するまでに至っていない。完成年度を待っての報告とする。

## (4) 学位授与・課程修了の認定

### 4-1-4-1 学位授与

#### [現状の説明]

修士および博士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性に関しては、本研究科は、平成19年4月開設のため、該当する学位授与者は出ていない。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性に関しては、1年次から、研究指導担当の主査・副査を設け、1年次後期に中間発表会を行なう。

学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性に関しては、学部からの一般学生に関しては、とくに定めていない。来年度以降、現職派遣教員の院生に関しては、2年目の現職へ復帰した後の職場における実践的な教育研究を修士論文の中に位置づける点に関して、検討課題となっている。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定に関しては、現在、これを認めていない。

学位論文審査における当該大学（院）関係者以外の研究者の関与については、現在、学内の研究指導担当者以外は認めていないが、研究指導の対象分野の拡大の仕方によっては、共同研究者、非常勤講師による関与も考慮することが生じてくることも考えられる。

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等が講じられている配慮措置の適切性については、現在、留学生に該当する者はいない。該当者がある場合には、何らかの配慮が必要となる。

#### [点検・評価]

現在の在籍者は、1学年のみであるので、これらに関する点検・評価の時期になってはいない。完成年度を待っての報告とする。

### 4-1-4-2 課程修了の認定

#### [現状の説明]

標準修業年限1年で修士の学位を出す制度は本研究科では、実施していない。

学生の中には、専攻科の延長の考えから、専修免許に必要な単位を全て取って1年で中退し、教職につくことを考えるものもいる。しかしながら、本研究科の場合はこれを推奨しておらず、2年間の修業年限をフルに活用した研究の後に修士論文を作成して卒業することを求めている。ただし、将来受験してくることが予想される現職派遣教員の院生においては、教育学研究科履修規定に次のような規定がある。第4条4①終了年限2年のうち、第1年次は現職を離れて通常の時間帯の通学履修を原則とし、課程修了に必要な30単位のうち26単位を修得する。②第2年次においては、現職に復帰し、勤務しながら定期的または集中的に授業・研究指導を受けることにより、残りの単位を修得するとともに学位論文を作成することができる。

#### [点検・評価]

現在では、これに関して点検・評価する時期にない。完成年度後の報告とする。

## 第2節 人間科学研究科

### [目標]

- ①専門分野における高度な研究活動を行なう能力、また専門性を要する職業等に必要とされる能力を身につけるために適切な教育および研究指導が行なわれていること。
- ②教育課程が各研究科の目的に則して体系づけられており、教育効果について検証されていること。
- ③学生が目的に応じた適切な履修ができること、また、履修指導やシラバスの充実など履修支援の仕組みが整備されていること。
- ④大学院課程を修了するにふさわしい論文を作成するための指導体制が充実していること。
- ⑤成績評価基準は、明確であり各授業科目において徹底していること。
- ⑥授業および研究指導の内容および方法の改善に向けて組織的に取り組まれていること。

### (1) 教育課程等

#### 4-2-1-1 大学院研究科の教育課程

##### [現状の説明]

##### (1) 人間科学研究科の理念及び目的

人間科学研究科は、人間科学部の基礎の上に設置されている。人間科学とは、人間の幸福を追求する科学であり、人間全体の理解と人間が生活する場で生起するさまざまな問題を解明し、その知見によって社会・人類に貢献することを目指すものである。

文教大学大学院学則第4条の2に、人間科学研究科の目的が明記されている。

「心理学、社会学及び教育学の学問的体系を基礎にしつつ、その総合に立って、人間科学に関する総合的、学際的な知性の涵養と共に、心の健康、人間性、家族関係、地域活動、生涯学習等に関して幅広い見識と高い専門性を持つ人材を育成すること」。

##### (2) 人間科学研究科の構成

人間科学研究科は、総合的な人間科学研究の成果を背景に、さらには文教大学の理念である人間愛を実現させるために、より専門的で高度な学術研究を行ない、かつ高い実践性をもつ人材を養成すべく、臨床心理学専攻と人間科学専攻を有している。

人間科学専攻は、当初生涯学習専攻として設置されていたが、更なる発展を期して平成17年度に改組され、人間科学専攻となった。

また、平成12年に臨床心理学専攻では、いっそうの専門的研究能力と実践能力さらには専門的指導能力を持つ人材を養成すべく、博士後期課程が設置された。

##### (3) 人間科学研究科の教育課程

##### ①臨床心理学専攻修士課程の教育課程

臨床心理学専攻修士課程の教育課程は、人間の心理・社会的適応を研究し援助実践を行なうことのできる高度の専門性を持つ人材を養成することを目指して構成されている。臨床心理学専攻で学んだ修了者はそのほとんどが財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定の「臨床心理士」を

取得し「心の専門家」として社会的義務を果たしている。

また、本研究科が日本臨床心理士資格認定協会認可の第1種指定大学院であることから、修士課程の教育課程は上記の理念・目的に合致するとともに、第1種指定校に求められる教育課程を備えている必要がある。

協会規定では必修授業として5科目（実習を含む）16単位と、選択科目7科目14単位以上を修得することが課せられている。これに対応すべく、必修授業5科目に加え、選択科目で開講されているのは18科目36単位に上り、これは、第1種指定校の最低必要単位数の10単位より、はるかに多い。学生は、これらを偏りなく履修するよう指導される。

表 4-1

2007年度臨床心理学専攻修士課程科目一覧		
必修科目	臨床心理学特論Ⅰ	進藤 眸
	臨床心理学特論Ⅱ	土沼 雅子
	カウンセリング特論Ⅰ	山科 満
	カウンセリング特論Ⅱ	小林 孝雄
	臨床心理査定演習Ⅰ	秋山 邦久
	臨床心理査定演習Ⅱ	秋山 邦久
	臨床心理基礎実習	秋山 邦久 他
	臨床心理実習	秋山 邦久 他
基礎研究領域	心理学研究法特論	岡田 斉
	臨床心理学研究法演習Ⅰ	本年度非開講
	臨床心理学研究法演習Ⅱ	森 裕子
	人格心理学特論	岡村 達也
	発達心理学特論	本田 時雄
	イメージ心理学特論	岡田 斉
	社会心理学特論	神田 信彦
	家族心理学特論	森 裕子
	犯罪心理学特論	進藤 眸
	異常心理学特論	高尾 浩幸
	精神医学特論	高尾 浩幸
	健康心理学特論	谷口 清
実地研究領域	遊戯療法特論	伊藤研一（非常勤）
	精神分析特論	高尾 浩幸
	家族療法特論	森 裕子
	行動療法特論	今野 義孝
	グループ・アプローチ特論	三國牧子（非常勤）
	コミュニティ・アプローチ特論	谷島 弘仁

さらに、人間科学専攻の開設科目から、4科目8単位まで履修が許可され、卒業単位に認定される。つまり、第1種指定校の条件を十二分に満たし、かつ「人間科学に関する総合的、学際的な知性の涵養」に資する豊富な教育課程を有しているといえる。

#### ②人間科学専攻修士課程の教育課程

人間科学専攻は、旧来の生涯学習専攻の時代は、学部との接続性という観点からは人間科学科の人間教育コースとの結びつきが強く、学科全体との関係は臨床心理学専攻に比較して弱いものであった。

そこで、さらなる発展を期して平成17年より人間科学専攻と改組された。人間科学専攻は、人間の発達と健康をキーワードとした高い専門性を持つ人材を養成することを目指している。

人間科学専攻の開設科目は、必修として「人間科学特論」「健康心理学特論」「健康教育特論」

の3科目6単位があり、選択科目は心理学、社会学（社会福祉学を含む）および教育学の3領域から20科目が開設されている。さらに、臨床心理学専攻の授業科目のうち4科目8単位までが、規定の単位として認定される。学生は卒業までに、必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。

表 4-2

2007年度人間科学専攻科目一覧	
人間科学特論	野島 正也
人間科学課題特論Ⅰ（健康領域）	関井 友子
人間科学課題特論Ⅱ（社会文化領域）	大塚 明子
人間科学課題特論Ⅲ（文化人類領域）	中村 博一
人間科学研究法特論	岡田 斉
人間科学研究法演習	椎名 健
健康心理学特論	城 佳子
健康心理学演習	大木 桃代
健康教育特論	石原 俊一
健康教育演習	石原 俊一
人間発達心理学特論	神田 信彦
人間発達心理学演習	本年度非開講
健康心理アセスメント特論	大木 桃代
スポーツ健康心理学特論	宮田 浩二
障害者（児）心理学特論	今野 義孝
社会心理学特論	神田 信彦
社会福祉特論	櫻井 慶一
対人関係援助技術演習	佐藤 啓子
コミュニティ活動支援特論	野島 正也
家庭教育特論	佐藤 啓子
子ども文化特論	角田 巖
青少年育成活動演習	野島 正也
高齢者健康援助演習	秋山 美栄子

このように、人間科学専攻の教育課程は、人間科学という学際的な学問領域を広く学修し、かつ専門分野の探求を続けるのに適したものであるといえる。

両専攻とも、修士論文の指導は学生1名に教員1名が対応する形をとり、年2回の定められた中間発表会（公開）の場で他の教員や学生からの指導を受けて完成するシステムを作っている。

### ③臨床心理学専攻博士後期課程の教育課程

臨床心理学専攻博士後期課程は、修士課程の基礎の上に立脚し、いっそうの専門的研究能力と実践能力さらには専門的指導能力を持つ人材を養成することを目指している。

教育課程は、授業科目としては選択必修科目を4科目8単位、選択科目については基礎研究領域および実地研究領域の各区分からそれぞれ3科目6単位以上、計20単位以上を修得すること

が義務づけられている。

表 4-3

2007年度臨床心理学専攻博士後期課程科目一覧		
選択必修科目	臨床心理学研究Ⅰ	谷口 清
	臨床心理学研究Ⅱ	今野 義孝
	臨床心理面接研究Ⅰ	山科 満
	臨床心理面接研究Ⅱ	小林 孝雄
	臨床心理査定研究Ⅰ	秋山 邦久
	臨床心理査定研究Ⅱ	秋山 邦久
基礎研究領域	人格心理学研究	岡村 達也
	発達心理学研究	本田 時雄
	感情心理学研究	本年度非開講
	異常心理学研究	高尾 浩幸
実地研究領域	心理療法研究Ⅰ（遊戯療法）	伊藤 研一（非常勤）
	心理療法研究Ⅲ（家庭療法）	高尾 浩幸
	心理療法研究Ⅲ（家庭療法）	森 裕子
	心理療法研究Ⅳ（統合的心理療法）	伊藤 研一（非常勤）

研究指導は、学生1名につき1名の指導教員を定め、3年間にわたって行なわれ、年1回の中間発表会（公開）では他の教員の指導も受ける。さらに、学生の満たすべき条件として以下の3点が在学中に課せられている。

- ① 付属の臨床相談研究所において2例以上の事例を担当し、そのうち1例については研究所紀要に事例報告を掲載すること。
- ② 心理学関連学会等の学術研究集会において臨床事例研究等を主発表者として少なくとも2回発表していること。
- ③ 臨床心理学領域の原著論文またはそれに準ずる論文を1編以上、査読を条件として掲載する学術雑誌に受理されること。

#### [点検・評価]

(1) 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

人間科学研究科の教育課程は、その理念・目的に合致し、かつ「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」との学校教育法第65条の趣旨によく合致している。また、大学院設置基準第3条の「広い視野に立って精深な学識を授ける」にふさわしく充実した授業科目を有し、「専攻分野における研究能力」を涵養するための課程・制度が整っている。また、とりわけ臨床心理学専攻においては、臨床心理士の輩出という実績からも、「高度



の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」課程が整っているといえる。

臨床心理学専攻博士後期課程も、「研究者として自立して研究活動を行ない、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力」を養うための指導体制が整っている。また、「その基礎となる豊かな学識を養う」に足る十分な授業科目を備えているといえる。

(2) 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

人間科学研究科の両専攻とも、人間科学という広い視野を備えた学問に基礎づけられた専門教育を行ない、高い研究能力と高度の専門性を要する職業に必要な能力を養うために十分な課程を有している。

(3) 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行ない、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

臨床心理学専攻博士後期課程において学生に課せられている前述の条件は、まさに上記目的に適ったものであり、開設されている幅広い授業科目は、「その基礎となる豊かな学識を養う」に相応しいものである。

(4) 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

学部、大学院ともに、「心理学、社会学及び教育学の学問的体系を基礎にしつつ、その総合に立つ」人間科学という学問が教育内容の基盤となっており、内容は適切で、学部と大学院の関係も十分整合性がとれているといえる。

(5) 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

博士後期課程は、修士課程を修め臨床心理士となった者が、学問面のみならず臨床能力面においても、さらなる研鑽を積むための場として用意され、その目的を果たしている。博士課程を修めた者は、将来臨床心理学の領域で指導的立場に就くことが期待されている。それぞれの教育内容は適切であり、修士課程の基礎の上に博士後期課程があるという両者の密接な関係性も適切であるといえる。

#### [今後の改善方策]

臨床心理専攻修士課程および博士後期課程、人間科学専攻修士課程とも、その教育課程そのものについて早急に改善すべき点は見あたらない。

## 4-2-1-2 単位互換、単位認定等

### [現状の説明]

単位互換制度については、相手先の国内外を問わず、実施していない。この理由のひとつには、人間科学研究科全体で30名近い教授・准教授・専任講師がおり、かつその専門領域が多岐にわたっていることがあげられる。大学院の授業科目で、非常勤講師を依頼しなければならないものは、臨床心理専攻で修士課程、博士後期課程でそれぞれ1科目あるのみで、人間科学専攻では全科目が専任教員で担当されている。また、とりわけ臨床心理学専攻の場合、財団法人日本臨床心理資格認定協会に認定されている第1種指定校であることから、授業科目の基準があり、他の大

学院等との間で単位互換制度を設けることは事実上不可能である。

単位認定制度も両専攻ともに規定されていない。

#### [点検・評価]

単位互換制度や単位認定制度がなくとも、充実した教育環境が整えられている。人間科学専攻の場合、その設立趣旨に鑑み、人間科学全般を広く教育するために専任教員のみによる授業科目が整えられており、単位互換や単位認定制度は専攻の趣旨とは馴染まないものと思われる。また、臨床心理士の資格取得の要件から、この制度を臨床心理学専攻に導入することがそもそもできない。よって、現状で十分であるといえる。

#### [今後の改善方策]

改善すべき点は特になく、現状の授業科目の内容を一層充実させることで足りると考えられる。

### 4-2-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

#### [現状の説明]

従来から、当研究科のうち、生涯学習学専攻の時代から、社会人入試を実施してきた。これは、現在の人間科学専攻においても同様である。社会人入試では、「英語」の筆記試験を免除し、それに替えて受験者の社会的経験を重視して評価している。社会人入学生に対しては、授業科目の時間割編成を柔軟に行ない、出校日を週2日ですます方策を採ってきた。

外国人留学生に対しては、規定が無く、教育課程編成上あるいは教育研究指導上、格段の配慮をしていない。研究科全体の在籍者の4分の3以上を占める臨床心理学専攻（修士課程・博士後期課程）では、その学問的特質上、外国人留学生を受け入れる余地が極めて乏しいことから、留学生の存在を念頭に置く必要がなかったといえる。両専攻とも、これまで留学生受け入れについて外部から問い合わせや要請があったことはない。

#### [点検・評価]

人間科学専攻の社会人入学は一定の実績がある。しかし教育課程編成や教育研究指導上、特別な規定はなく、配慮として十分とはいえない面も否めない。

臨床心理学専攻修士課程は、第1種指定校として授業科目や学外実習などでの制約が大きく、社会人や留学生に配慮した特別な措置は事実上不可能である。

臨床心理学専攻博士後期課程においては、臨床経験が豊富で知識に秀でた研究者を養成することは、臨床心理学に対する社会的要請であると考えられる。それゆえ、現状では不可能な、臨床心理士が勤務先を退職することなく博士後期課程に在籍し、指導を受けられる体制を整えることが本研究科に求められているといえる。

留学生の受け入れについては、特段の規定のない現状でよいと思われる。

#### [今後の改善方策]

いずれの課程においても、社会人入学者に対しては、指導時間等について教員が十分な配慮をするよう、教員に周知徹底する必要がある。

特に、人間科学専攻においては、社会人入学の需要は今後ますます高まるものと思われることから、教育課程編成および教育研究指導上の、新たな制度ないし規定を作るべきである。具体的には、1年次に集中的に単位を取得し、2年次には論文指導のみを受けられるようなカリキュラムを整備し、それによって休職期間が1年で済むような制度を作ることが提案される見込みであ

る。臨床心理学専攻については、第1種指定校という位置づけから、社会人入学に対する特別な措置を講ずることはできない。

また、臨床心理学博士後期課程においては、夜間における授業及び研究指導を可能としたい。さらに、勤務先での臨床事例の報告をもって、博士課程に必須とされていた当大学付属臨床相談研究所での事例検討に代えることができるようにする。加えて、博士後期課程を修了するために必要な単位数を20単位以上から16単位以上へと減じ、授業の負担を軽減する。もちろん単位減によっても、習得知識や技術の質を維持する配慮は必要と考えている。

留学生の受け入れについては、学問領域から考えると可能性は極めて低いと思われるが、要請があった場合に改めて検討する。

#### 4-2-1-4 生涯学習への対応

##### [現状の説明]

修士課程人間科学専攻においては、従来から社会人入学試験を実施し、社会人を積極的に受け入れてきた。また、専攻修了者には、学内の教育研究所あるいは生活科学研究所の客員研究員となることを推奨し、卒業後も学会活動を通して研究上の助言を行なっている。

臨床心理学専攻では、現状では十分な体制がとられていない。しかし、既に4-2-1-3で触れたように、博士後期課程において、社会人入学を受け入れるべく学則の改定作業を行ない、関係機関で審議中である。

##### [点検・評価]

現状では社会人の大学院博士後期課程への入学がサポートされているとは言えない部分がある。

とくに人間科学専攻では、生涯学習を求める社会人の入学の増加につながる制度作りが必要である。文教大学の他の研究科でも同様の制度が検討されているので調整を図りながら進めることが重要だと考えている。

臨床心理学専攻の場合、第1種指定校としてのカリキュラムの制約があり、生涯学習に対応した特別なカリキュラムの編成などは不可能であるため、現状でやむをえないと思われる。

##### [今後の改善方策]

人間科学専攻では、上記のような改善可能な部分について、早急に議論を集約し、実現していくことが直近の課題である。社会人が学びやすい環境を作ることを目的とし、社会人入学者が1年間で単位を取得できるカリキュラムを検討する。2年目は復職した上で論文指導だけを受けられるという制度を考えている。

#### 4-2-1-5 研究指導等

##### [現状の説明]

##### (1) 各専攻課程における研究指導の基本指針

学生に配布する大学院要覧の中に、以下のことが明記されており、それに沿って具体的な研究指導が行なわれている。

##### ①臨床心理学専攻修士課程

臨床心理学は行動的・心理的な問題を持つ個人・集団を対象とし、臨床心理査定によってその問題・病理の仕組みを理解し、臨床心理面接、コミュニティ支援等によって当該個人・集団の適応回復、心の健康問題の克服を援助する心理学である。問題の理解と適応回復への適切な援助には実証的な調査研究能力が不可欠である。臨床心理学修士論文は現今の臨床心理学領域の到達点をふまえた適切な課題設定による実証的研究であることが求められる。その完遂を目指し、その能力の涵養をはかるため、個々の研究指導員の専門性をふまえた研究指導が行なわれる。

### ②臨床心理学専攻博士後期課程

本専攻博士後期課程は、臨床心理学専攻分野において、自立した研究者ならびに高度の実践的研究能力を持つ指導的臨床家の育成を目的としている。研究指導は独創的・主体的研究者であり、かつ実践的研究活動のリーダーとしての資質を培うことを目指し、研究指導教員の専門性をふまえ個別的継続的に行なわれる。

### ③人間科学専攻修士課程

現代社会は、少子高齢化、高度情報化、循環型環境化、男女共同参画などの複合的な諸資質を備えており、それへの適切な対応が求められている。研究指導においては、こうした社会的要請を念頭に、実践的な専門職を育成するという視点から、幅広い見識と高度な専門性に裏打ちされた研究論文の作成に向けて、個別の指導を進める。研究の分野は多岐にわたることが想定されるが、いずれの研究においても、人間科学に関する総合的・学際的な知性の発揮が強く求められている。人間科学専攻における研究指導においては特にこの点を重視する。

## (2) 指導方法

各課程に共通して、以下の指導方法が定められている。

- ①学生1名につき1名の指導教員を定める。
- ②入学時に研究指導オリエンテーションを行なう。
- ③学生は、希望指導教員と個別に面談を行なう。
- ④研究計画書および指導教員選択願いを提出する。
- ⑤研究科において指導教員を決定し学生に発表する。
- ⑥研究指導は、研究内容・経過等に関する学生との対話によって行なわれる。
- ⑦年1回の中間報告会を実施する。

研究指導オリエンテーションと同時に、履修指導オリエンテーションも行ない、各科目を網羅した詳細なシラバスを配布している。さらに、指導教員が決定後、研究題目に合致した科目履修ができるよう、個別に指導している。

教員による指導は、授業時間に組み込まれ、通常は毎週1回、1対1ないし少人数による、学位論文の作成を目指した指導が続けられる。

## [点検・評価]

### (1) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

教育課程の展開については、4-2-1-1で詳細に述べたとおり、充実した教育課程全体の中に、研究指導の位置付けがなされている。

研究指導は、その基本方針が教員・学生に対し周知徹底されており、指導の手順、具体的な進め方も定められており、細部に至るまで適切に行なわれているといえる。

### (2) 学生に対する履修指導の適切性

履修指導も、定められた手順に従って、適切に行なわれている。

### (3) 指導教員による個別的な研究指導の充実度

個別的な研究指導のための十分な機会・時間が確保されている。学生アンケートでも、指導に感謝する声が圧倒的に多かった。ただし、ごく一部の学生から、「学生自身にも問題があるが、指導が十分とはいえない」という声があった。この点は謙虚に受け止めるべきである。

### (4) 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

論文の中間報告会は、全院生が出席し公開で行なわれるため、学生間のみならず、教員間でも学問的な刺激を与え合う場として機能している。

### (5) 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

研究分野の変更は指導教員との話し合いで可能である。ただし、指導教員そのものを変更するための手続きは定められていないが、これまでのところ問題は生じていない。

#### [今後の改善方策]

教育課程の中での研究指導の位置づけやその内容について、早急に改善すべき点は見あたらない。しかし、一部の学生から、自身への反省をこめつつも、指導不足を示唆する声があったことから、研究指導のあり方について、教員相互の情報交換などにより、その向上を図っていく。

## (2) 教育方法等

### 4-2-2-1 教育効果の測定

#### [現状の説明]

教育・研究指導の効果測定の適切性については、教員による成績評価のあり方、学生による教育・研究指導への評価、卒業後の進路など客観的なデータに基づく評価という3つの異なった次元で検討されるものと考えられる。

修士課程の科目の成績評価は、各科目とも、授業への出席状況やレポート内容、授業中の発言の中身などを考慮し、総合的に行なわれている。博士課程の科目の成績評価も同様の方法で行なわれている。評価は一般的なAA(90点以上に相当)からA(89～80点相当)、B(79～70点相当)、C(69～60点相当)およびD(不合格、59点以下に相当)としている。ほとんどの科目で試験は実施せず、評価の基準は各教員個人の判断に委ねられている。

修士論文の評価については、指導教員(主査)に2名の副査を加えた3名の合議制で決定している。博士論文については、指導教員(主査)に4名の副査を加えた5名の合議で決定している。

学生による教育・研究指導への評価については、昨年度末にキャンパスライフアンケートを実施している。その中で、授業内容についての質問では、満足しているという声が多かったものの、個別の科目についての聞き取り調査は行なっていない。しかし、本年度より、修士課程のすべての科目で授業アンケートを実施することで、学生の立場で教育・研究指導を評価する仕組みを整えた。

進路など客観的なデータによる評価は、人間科学専攻の場合は、それ以前の生涯学習専攻の時代から、就職率は100%であった。臨床心理学専攻の場合、臨床心理士の資格取得については把握してきた。

#### [点検・評価]

教育上の効果を測定するための方法の適切性については、教員の側からの視点では従来からの

流れに沿った形で標準的な成績評価が行なわれており、概ね適切であったと考えられる。しかし、効果の定義やその判断については個々の教員に委ねられている部分が多く、大学院全体としてみたときには客観性と透明性を高める努力も必要ではないかと思われる。

学生の側の視点からは、アンケート調査を導入したことで、ある程度検討することが可能となったが、授業アンケートの結果は教員個人へのフィードバックはあるものの、学生への公表の仕方や問題点の解決への取り組み方などの点で、まだ問題を残している。

卒業後の進路の観点からは、人間科学専攻の場合、卒業生の数自体が少なく、データ化して教育効果測定に反映させるには至っていない。臨床心理学専攻の場合、卒業後1年での資格取得率はこの数年100%近くあり、その点は教育効果の反映として高く評価できる。しかし、就職先は卒業時には決まっていないものも少なくなく、卒業後の進路についての把握は十分ではない。その中で、卒業生の中で来年度本大学の非常勤講師として採用される者が出たことは、大学院教育の具体的な成果として評価できることと言える。

臨床心理学専攻博士後期課程においては、開設以来1名の博士取得者を輩出したのみであり、教育効果の測定は今後の課題である。

#### [今後の改善方策]

成績評価の客観性・透明性を高めるためには、成績評価の基準をより詳細にシラバスに明記すること、及び科目の成績分布等を集計して、成績評価が適切に行なわれたかどうかについて確認することも有効であると思われる。

授業アンケートの結果については、多角的な分析を加え、学生や教職員に適切にフィードバックし、効果的な活用法を引き続き検討していくことが重要と考える。これらについては、各専攻の教務委員および大学院点検・評価委員が担当となって次年度以降に具体策を提案する。

進路について、卒業時点のものだけではなく、長期的にフォローアップし、その情報を教員が共有するシステムを作ることが必要であろう。人間科学専攻の場合、今後卒業生の数が増加するにつれて、就職先に関するデータが蓄積されるため、教育効果測定の観点からそのデータを活用する。臨床心理学専攻の場合、今年度中に卒業生全員が対象となるOB組織を立ち上げ、その中で就職状況などを把握していく。そして教員が積極的にOB組織に関与することで、就職状況から見た教育効果測定の機会を作ることとする。

## 4-2-2-2 成績評価法

### [現状の説明]

成績評価は、各教員が担当科目ごとに、出席状況、レポート等を総合して絶対評価による判定を行なっている。授業のねらい（目的）および成績評価方法については、シラバスに明記し、学生に周知徹底されている。

### [点検・評価]

成績評価は、授業のねらいに則してなされるため、結果的に学生の資質向上がどの程度達成されたかという観点から検討されているといえよう。成績を厳密に評価するためには、教育目標が明確であることと、その目標を実現するために具体的にカリキュラムが設定されていることが前提である。この点は、4年ごとのカリキュラム改訂の際、各授業科目開設のねらいなどについて、教員間で十分な話し合いがなされている。

しかし、成績判断の厳密な基準については、最終的には個別の教員の裁量に委ねられており、検討の余地があると思われる。さらに、成績評価は、一般的な AA および A, B, C, さらに不合格の D という段階でなされている。この点で特に問題は無いと思われるが、学生の資質向上と成績評価を結びつけるやり方は、教員個人の裁量に委ねられているのが現状である。

#### [今後の改善方策]

成績評価のガイドラインの設定及びその運用、学生に対する成績評価の結果の告知、異議申立制度など、一連の評価過程を整備し、成績評価を通して教員と学生が教育効果について相互に検証しあえるシステムがあることが望ましい。これらについては、教務委員が中心となって次年度以降検討する。

### 4-2-2-3 教育・研究指導の改善

#### [現状の説明]

修士課程の教育研究指導の効果については、臨床心理学専攻・人間科学専攻ともに、第1次中間報告会（1年次の秋学期に開く）と第2次中間報告会（2年次の春学期に開く）を開催し、全研究指導教員の参加のもとで検討、全学生に対して指導を行なっている。この機会は、指導教員にとって、他の教員から教育・研究指導方法について示唆を得る格好の機会となっている。

修士論文の審査は、主査（指導教員）1名と副査2名が論文審査と口頭試問を行ない、3者の協議の結果を受けて研究科教授会で可否を決定している。

臨床心理学専攻博士課程の教育研究指導についても、第1次中間報告会（1年次の12月に開く）、第2次中間報告会（2年次の12月に開く）、第3次中間報告会（3年次の12月に開く）の3回の中間報告会を行なって、作成中の論文の内容や、その進捗状況について、指導教員以外の教員から評価される機会を設けている。

論文審査は、主査（指導教員）1名、副査4名あたり、修士課程度同様の手続きを経て可否が決定される。

個々の科目の内容については、各専攻で十分に議論を重ねている。特に臨床心理学専攻の場合、毎年教員全員が参加する研修合宿を行ない、授業内容を確認し、カリキュラム全体の整合性を維持するよう努めている。

各教員が授業科目のシラバスを作成しているが、授業概要、授業計画、評価方法、テキスト、参考書を必ず明示し、受講する上で必要な情報を提供している。また、個々の教員について知らせる目的で、教員紹介誌を毎年発行し、専任教員の自己紹介、専門分野・研究テーマ、学生諸君へのメッセージなどを記載し、履修に際して必要な情報が得られるよう配慮されている。

学生による授業評価の導入は、従来学部において実施していた授業アンケートを、本年度より大学院においても実習科目を含む全科目で実施するようになった。さらに、人間科学研究科の院生を対象とした学生生活満足度に関するアンケートを平成18年度以降毎年実施し、授業内容に限らず、指導体制全般について、学生の意見を吸い上げる仕組みを作った。

#### [点検・評価]

修士論文中間報告会では、指導教員以外の教員からの質疑応答が活発で、学生のみならず教員の指導レベルの向上に大変寄与していると考えられる。また、論文審査は修士課程で副査2名、博士課程で副査4名の体制を取り、厳しい口頭試問を実施し、論文の質が維持される体制が取ら

れているといえる。

授業内容そのものについては、学生の満足度は高いが、シラバスについては、一部の科目で、記載内容と授業内容に若干のズレが生じたことがアンケートで指摘された。担当教員の体調不良による変更などの背景があり、やむを得ない事情であったと理解できる。しかし指摘は謙虚に受け止めるべきである。

授業評価アンケートが大学院の全教員、全科目で完全実施されることとなり、学生の授業に対する意見はさらにきめ細かく把握できることになった。しかし、これらのアンケート結果についての解釈は、各教員の判断にまかされている。また、全体との比較データを算出することはなく、研究科全体としてそれをいかに活用するかについても十分な議論は尽くされていないと思われる。

学生満足度調査については、初年度で対象者が20数名であることから、数値化したデータよりも個別の記述内容を把握することに重点を置いたアンケートであった。膨大な記述を整理し文書化した記録が教員と学生に配布された。内容については教授会での話し合いを経て、各教員の個別の取り組みに反映されている。

#### [今後の改善方策]

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは、概ね良く行なわれていると評価できるため、早急に改善すべき点は見あたらない。

来年度は学部のカリキュラム改訂に合わせて大学院のカリキュラムも一部変更されるため、その機会にあらためて授業科目の見直しを行ない、シラバスの内容もそれに合わせて充実させたい。授業アンケートの結果が教員個人の解釈に委ねられている点は改善の余地がある。すなわち、全体との比較など客観化されたデータを教員にフィードバックすることで、授業の質の向上について一層の取り組みを促すべきであると思われる。

学生に対する満足度調査は、数値化される質問を多くし、ほぼ同じ内容で毎年実施することが望ましい。それにより、満足度の経年的な変化を把握でき、教員へフィードバックされる情報が豊富になるとと思われる。



### (3) 国内外における教育・研究交流

#### 4-2-3-1 国内外における教育・研究交流

##### [現状の説明]

国際化への対応に関して、また国際交流の推進に関しての基本方針は、人間科学研究科としては明確化されていない。さらに、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置も、格別に講じられていない。それと対応するように、教員の海外への派遣実績は研究科全体として年間数名にとどまり、学会発表中心であり、継続的なものではない。研究科として、海外から研究者を受け入れた実績はこの数年間、皆無である。これには、教員が大学院と学部を掛け持ちで担当し、授業コマ数が半期ごとに6～8コマと、学生の教育・指導に多大の時間を要している背景がある。

短期的な海外への派遣費用については、潤沢に認められている通常の研究費の中から手当が可能である。しかし、教員が長期留学する場合、費用の手当てを自己責任で行なわなければならない。そのため、内地留学・海外留学は、学部も含めて数年に1名である。

しかし、他大学院との教育・研究面での交流を積極的に推進するという機運は高まりつつあり、その具体例として、本年度に締結された獨協大学大学院法務研究科との教育研究交流に関する協定が挙げられる。本年度後半より、臨床心理学専攻の大学院生が「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」に出向いて双方の教員による指導の下で相談業務に当たることになった。また、来年度からは双方の教員が出向いて各大学院で授業科目が開講されることになった。

教育研究成果の外部発信については、学部と一体となって発行している「人間科学研究」、大学院人間科学研究科付属臨床相談研究所が発行する「臨床相談研究所紀要」があり、いずれも教員や大学院生の研究発表の場として活用されている。前者は、大部分が電子ジャーナル化されウェブで閲覧可能であり、英文の抄録が付されることから、広く国内外への発信媒体として活用されている。

##### [点検・評価]

国際化への対応や国際交流の推進については、現状は十分とは言い難い。交流を緊密化するための措置も格段講じられていない。

獨協大学大学院法務研究科との教育研究交流は、他大学院との交流の具体例として高く評価できるものである。ただしスタートしたばかりであり、今後どのように教育・研究面での成果が結実するか、関係者の努力が問われている。

2種類の紀要は、研究成果発表の場として、また、院生が修士論文を発表する場として活用されており、電子化もなされていることから、現状で概ね良いと思われるが、編集作業に約半年を要している点が課題である。

##### [今後の改善方策]

国際交流については、必要性に関する理念から新たに構築する必要がある。その上で、教員が国際交流に時間と労力を割けるような環境の整備が求められる。教員が長期的に海外の研究機関に出向するために、大学として予算的なバックアップを制度化することも必要である。

獨協大学との交流を例に、今後も他大学院との研究・教育面での連携は推進していくべきである。

紀要については、編集作業を電子化し、執筆した論文が短期間で公開されるよう、作業を効率化すべきである。

## (4) 学位授与・課程修了の認定

### 4-2-4-1 学位授与

#### [現状の説明]

修士課程のうち、臨床心理学専攻は、表7のとおり、平成16年度以降毎年20人前後の修了者すなわち修士を輩出している。生涯学習専攻は、平成16年を最後に募集を停止したが、平成14年から18年度にかけて27名の修士を輩出した。人間科学専攻は、平成18年度に最初の卒業生を出し、3名の修士を輩出した。臨床心理学専攻博士後期課程では、平成15年度に1名が課程を修了し博士号を授与されたが、その後は満期退学者のみであり、現在数名が論文作成を続けている状況である。

文教大学大学院学位規則は、博士の学位として「課程博士」について規定している。「課程博士」の学位は、本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、20単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して授与している。また、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者（以下、「博士後期課程満期退学者」という）が、再入学しないで退学後5年以内に博士論文を提出し学位を授与された場合も課程博士としている。

修士課程（臨床心理学専攻・人間科学専攻）の標準修業年限は2年とし、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与している。

学位審査については、修士課程・博士課程ともに、毎年、全院生及び教員が参加する「中間報告会」を開いている。その会での議論により、論文作成の過程が研究室外の第三者の目に触れることになる。最終的な論文の審査は、修士課程では主査1名副査2名の3名が口頭試問を行ない、学位授与にふさわしいと判定された場合に、さらに研究科教授会の審議を経て、学位授与が決定される。博士後期課程においては、主査1名副査4名の5名が口頭試問を行ない、研究科教授会の審議を経て学位授与が決定される。その上、博士後期課程においては、博士論文とは別に、臨床心理学領域の原著論文またはそれに準ずる論文が、査読を条件として掲載する学術雑誌に受理されていることを学位授与の条件としている。

#### [点検・評価]

学位授与は、修士課程については、両専攻とも厳しい授与条件のもとで、順調に修士を輩出しているといえる。博士後期課程については、学位授与に至った者は平成15年度に1名のみである。満期退学者が数名おり、彼らに退学後5年以内に論文を完成するよう指導を続ける必要がある。

学位授与の基準については、修士及び博士の重みを踏まえ、厳しい条件を課している現行の基準で問題ないと思われる。結果的に平成15年度を最後に博士授与者を輩出していないが、基準を緩和することは博士という資格の重みを否定することにつながりかねず、その必要はないと考えられる。

学位審査の透明性・客観性を高める措置としては、中間報告会での発表義務や教授会による審査を経る規定などがあり、十分であると考えられる。

#### [今後の改善方策]

修士課程について、改善すべき点はない。博士後期課程においては、満期退学者への論文指導

に一層の指導を続けることにより、博士授与者を増加させる方策が考えられる。

#### 4-2-4-2 課程修了の認定

##### [現状の説明]

当大学院では、修士課程（臨床心理学専攻・人間科学専攻）、博士課程ともに、標準修業年限未滿で修了することを認める規定はない。修士課程では、必修科目が1年次と2年次それぞれにあるため、標準終了年限未滿で単位を取得することは不可能である。博士後期課程においては、3年次の2月に論文審査および最終口述試験を行なうことが定められており、修士課程と同様に、標準終了年限未滿で課程を終えて博士号を取得することは不可能である。

##### [点検・評価]

修士課程のうち、臨床心理学専攻の場合、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に認定されている第1種指定校であることから、2年間の課程を短縮することはできず、現状で問題ないといえる。

人間科学専攻については、外部の特定の資格取得に通じる課程ではないものの、人間科学という幅と奥行きのある学問領域を修めるために2年間は最低限、必要な期間であり、標準終了年限未滿で終了する規定がないことに問題はない。

博士後期課程については、院の課程の中で博士論文の作成だけでなく心理臨床面での研鑽を積んで「いっそうの実践能力」を涵養することが求められており、終了年限を短縮することは課程の趣旨になじまない。よって、現状で問題ないと考えられる。

##### [今後の改善方策]

改善すべき点は特にない。

## 第3節 言語文化研究科

### [目標]

- ①全ての院生が、言語文化に関わる広い教養と専門能力を修得し、「高度な専門的職業人」としての能力を身につけられるよう、教育課程を、共通科目と二つのコースの研究科目とによって編成していること。
- ②地域言語文化研究コースでは、文学部各学科の文学・文化研究をさらに方法化して思考力・想像力をきたえ、加えて、日本を共通の拠点としつつ、比較文化的な視野も広げ、グローバル化する国際社会に耐え得る人材育成に適した教育課程を展開していること。指導面では、院生一人ひとりに即し、緻密かつ丁寧を旨としていること。
- ③研究領域として、言葉だけでなく、身体や映像を表現手段として用いる演劇・舞踏・映画などの総合芸術を対象とする分野をもち、その面の教育内容において特色を出していること。
- ④第二言語（英語・中国語・ならびに外国人のための日本語）習得研究コースにおいても、文学部各学科の語学研究をさらに方法化し、そのうえで、第二言語の先端的な運用能力を修得して、国際的な言語教育・社会教育の分野において指導的な役割を果たせる人材の育成を期した実践的な教育課程を展開していること。指導面でも、院生個々に即して行き届いていること。
- ⑤両コースとも、授業の内容や研究指導の方法においては、つねに鮮度を保つべく、創意工夫をこらしていること。
- ⑥両コースとも、修士課程を修了するにふさわしい学位論文を作成するための指導体制において、教育課程・教育内容ともに充実していること。
- ⑦成績評価基準は、修士論文をはじめとして、各授業科目においても、公正であること。

# (1) 教育課程等

## 4-3-1-1 大学院研究科の教育課程

[現状の説明]

表 4-4 開設授業科目、担当者及び授業概要

### 言語文化専攻修士課程科目

#### 1. 開設授業科目

	授業科目	履修方法及び単位数		開設年次		担当者	
		必修 単位	選択 単位				
共通科目	言語学特論		2	1年	春学期	講師(兼任)	平川真規子
	言語文化特論		2	1年	春学期	教授	鈴木健司
	比較文化特論		2	1年	春学期	教授(兼任)	加藤一郎
	社会言語学特論		2	1年	春学期	教授	遠藤織枝
	心理言語学特論		2	1年	春学期	講師(兼任)	平川真規子
	コミュニケーション特論		2	1年	秋学期	教授	早川治子
	言語情報処理特論		2	1年	春学期	教授	岸田直子
地域言語文化研究コース	地域言語文化史研究		2	1年	秋学期	准教授	宮武利江子
	地域言語文化論特論Ⅰ		2	1年	春学期	教授	小泉満子
	地域言語文化論演習Ⅰ		2	1年	秋学期	教授	小泉満子
	地域言語文化論特論Ⅱ		2	1年	春学期	教授	笠井勝子
	地域言語文化論演習Ⅱ		2	1年	秋学期	教授	笠井勝子
	地域言語文化論特論Ⅲ		2	1年	春学期	教授	沼口勝勝
	地域言語文化論特論Ⅲ		2	1年	秋学期	教授	沼口勝勝
	地域言語特殊研究Ⅰ		2	1年	春学期	2007年度非開講	
	地域言語特殊演習Ⅰ		2	1年	秋学期	2007年度非開講	
	地域言語特殊研究Ⅱ		2	1年	春学期	教授	磯山甚一
	地域言語特殊演習Ⅱ			1年	秋学期	教授	磯山甚一
	地域言語特殊研究Ⅲ		2	1年	春学期	教授	白井啓介
	地域言語特殊演習Ⅲ		2	1年	秋学期	教授	白井啓介
	地域言語特殊研究Ⅳ		2	1年	春学期	教授	平田澄澄
	地域言語特殊演習Ⅳ		2	1年	秋学期	教授	平田澄澄
	国語科教育特論		2	1年	春学期	教授(兼任)	鳴島甫甫
国語科教育演習		2	1年	秋学期	教授(兼任)	鳴島甫甫	
第二言語習得研究コース	対照言語研究		2	1年	秋学期	准教授	武田和恵
	第二言語習得研究Ⅰ		2	1年	春学期	准教授	秋山朝康
	第二言語習得研究Ⅱ		2	1年	秋学期	准教授	秋山朝康
	日本語学演習Ⅰ		2	1年	春学期	講師(兼任)	津留崎由紀子
	日本語学演習Ⅱ		2	1年	秋学期	講師(兼任)	津留崎由紀子
	英米語学演習Ⅰ		2	1年	春学期	教授	岸田直子
	英米語学演習Ⅱ		2	1年	秋学期	教授	岸田直子
	中国語学演習Ⅰ		2	1年	春学期	教授	蔣垂東
	中国語学演習Ⅱ		2	1年	秋学期	教授	蔣垂東
	言語教育特論Ⅰ		2	1年	春学期	教授	遠藤織枝
	言語教育演習Ⅰ		2	1年	秋学期	教授	遠藤織枝
	言語教育特論Ⅱ		2	1年	春学期	教授	広野威志
	言語教育演習Ⅱ		2	1年	秋学期	教授	広野威志
	言語教育演習Ⅲ		2	1年	春学期	2007年度非開講	
	言語教育演習Ⅲ		2	1年	秋学期	2007年度非開講	
	英米語コミュニケーション特論		2	1年	春学期	准教授	リチャード・ローガン
	英米語コミュニケーション演習		2	1年	秋学期	准教授	リチャード・ローガン
日本語教育特殊研究		2	1年	春学期	教授	近藤功	
日本語教育特殊演習		2	1年	秋学期	教授	近藤功	
日本語文献講読		2	1年	春学期	教授	加納陸人	
日本語文章表現法		2	1年	秋学期	教授	加納陸人	

(研究指導)	教授	磯	山	甚	一
	教授	遠	藤	織	枝
	教授	笠	井	勝	子
	教授	加	納	陸	人
	教授	岸	田	直	子
	教授	近	藤	功	子
	教授	小	泉	満	子
	教授	白	井	啓	介
	教授	蔣		垂	東
	教授	鈴	木	健	司
	教授	沼	口	勝	子
	教授	早	川	治	子
	教授	平	田	澄	子
	教授	広	野	威	志
	准教授	武	田	和	恵

1. 共通科目から、4科目8単位以上、選択した主とする分野から6科目12単位以上、従とする分野から2科目4単位以上、以上の条件を満たして30単位以上修得する。

2. 学位論文を作成、提出する者は、前年度までに18単位以上修得する必要がある。

教育課程の編成にあたっては、言語文化研究科の理念・目的を実現するために、総合性・学際性・専門性を重視した。

教育課程の特色は、1 研究科専攻の中に、相互に関連する2分野を設け、文学系科目を主とした(1) 地域言語文化研究コースと、語学系科目を主とした(2) 第二言語習得研究コースを置いていることである。また両コースの基盤となり、広い教養を身につけるために学ぶべき科目を共通科目として置いている。

(1) 地域言語文化研究コースには、学部段階での研究をより深化させるために、学部を構成する3学科すなわち日本語・英米語圏・華(漢)語圏の、それぞれの地域に対応する文学及び言語芸術(上演芸術)科目を置くが、履修にあたっては一地域に狭く限定することなく、広く他地域の言語文化をも研究し、言語文化研究についての高度な専門的能力を習得した職業人を育成することを、配慮している。

(2) 第二言語習得研究コースでは、学部段階で個別に行なわれていた外国語としての日本語・英語・中国語の習得研究を、それぞれより深めるとともに、それらを統一的に把握する第二言語習得研究という理論的研究を併せ学ぶことによって、高度な専門的技能を持つ職業人となるように科目を配置している。

この2つの分野を「専攻」として分立させず、相互に関連しながら学習するものとしているのは、いずれの分野においても、他分野に対する目配りが必要とされるからである。

院生は大学院修了までに、自ら選ぶ主たるコースから6科目12単位以上、従とするコースから2科目4単位以上、共通科目から4科目8単位以上を含み、30単位以上を、修士論文の作成とは別に修得する必要がある。

平成18年度より、地域言語文化研究コースでは、「国語」の専修免許の内容を充実させるために、「比較言語文化研究」を「地域言語文化史研究」に変更して、日本語史の学習ができるようにした。同じ目的のために、共通科目の中の「言語文化特論」の担当者を、英語学の教員から日本文学の教員に代えた。

同じく平成18年度より、第二言語習得研究コースでは、留学生の修士論文の作成に不可欠な日本語能力の強化を図るべく、「日本語文献講読」と「日本語文章表現法」の2科目を増設し、担当者を1名増員した。このことにとともに、本研究科全体の総コマ数の増加を抑止する意味で、従来進学者が少なかった中国語学の2科目、「言語教育特論Ⅲ」「言語教育演習Ⅲ」を隔年開講と

せざるを得なかった。しかし、中国語学を学ぶ院生が持続的に入学する見通しが立つようになり、平成20年度から、この隔年開講を毎年開講へ復することが決定している。

#### [点検・評価]

##### (1) 理念・目的・法規との関連

学校教育法第65条ならびに大学院設置基準第3条1項は、相互に関連した条項であるが、言語文化研究科は、設置当初から、優れた言語能力をもち、国際的に開かれた視野のもとで地域言語文化に広く深い関心を有し、高度の実践・応用能力をもった専門的職業人を養成することを目的としている。この理念・目的は、法規に適合している。

##### (2) 修士課程の目的

たとえば、日本語教育の修了生の3名が韓国の大学で専任の教員となり、日本文学でも留学生の修了生が1名、韓国の国立大学の博士課程に進学しながら、同じ大学の非常勤講師として教えている。また、日本語教育への入学者の中には、学部を卒業した後、外国において数年の実地指導経験を持った後に、本研究科へ社会人として入学してくるケースがあり、しっかりした体験を土台にして理論研究を深めている。これらの修了生や院生は、修士課程の目的を実現していると言えよう。

反省点としては、第1に2つのコースともに、「高度の研究能力」を養うことにおいて、学会発表で高く評価されるなど顕著な成果を示すものがある反面、やや十分ではないと考えられる場合が見られることがある。第二言語習得研究コースにおいては、留学生の日本語能力の低下が原因の一つと考えられる。第2に近年アジア地域の留学生には、博士の学位の取得が求められており、博士課程をもたない本研究科は、研究能力の高い留学生にとって魅力が薄くなってきているおそれがある。

#### [今後の改善方策]

[現状の説明] で述べたようないくつかの手当を教育課程に施した結果、院生の研究能力を向上させ高度な専門的職業人を養成する上で、充実策を図ることができたが、地域言語文化研究コースには、総コマ数の抑制のために、やむなく非開講にしている科目が2科目ある。院生の中から開講を求める声が上がっており、対処を考えている。

研究能力の高い留学生を確保する方策としては博士課程の設置が有効である。設置の可能性について引き続き検討を重ねていく。

### 4-3-1-2 単位互換、単位認定等

#### [現状の説明]

文教大学大学院学則14条によると、「本大学院と協定を行なった他の大学院」との間に単位互換を実施する道が開かれているが、まだ言語文科研究科は他の特定の大学院と協定を行っていない。

当今、院生の研究テーマが細分化する傾向にあり、院生の研究テーマによっては、他大学院の聴講の効果が期待される場合もあり得る。院生の間に、他大学院との交流を望む声もある。

また、同14条2においては、本学大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位を、10単位を上限として認めているが、この項に該当する院生は現在まで在籍していない。



#### [点検・評価]

研究テーマの細分化にともない、テーマによっては他の大学院の聴講による単位修得が効果を上げるケースを想定することはできる。ただし、研究テーマが、どの分野で細分化するかは予測できず、この問題の解決は、学則上開かれている特定の大学院を協定校として選ぶことによって得られるとは言えず、現状では困難である。

#### [今後の改善方策]

単位互換を可能にする大学院間協定を結ぶ以外にも新たな制度を拓く可能性がないか検討する。

### 4-3-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

#### [現状の説明]

外国人留学生に対しては、論文作成における日本語能力の不足、基礎的知識の不足等の問題を考慮して、従来は研究指導担当者が特に配慮して指導するほか、学部授業のうち適当なものを聴講させる、留学生別科を参観させるなどの処置を講じてきた。しかし、指導担当者の個人的な配慮、学部・別科に頼った指導法には限界があることを認識し、平成18年度の教育課程改訂において、1年次に「日本語文献講読」と「日本語文章表現法」を外国人留学生のための特別な科目として新設した。

また第二言語習得研究コースの日本語教育担当教員は全員「外国語としての日本語」を教えた豊富な経験を持つため、外国人留学生の学習困難な点には深い理解を持ち、そのための方策も十分に持っている。

社会人のための特別な教育課程編成は行っていない。

#### [点検・評価]

言語文化研究科の目標の②に「グローバル化する国際社会に耐え得る人材育成に適した教育課程」の展開、「指導面では、院生一人ひとりに則し、緻密かつ丁寧を旨としている」とある。外国人留学生のために、日本語の文献講読と論文作成のための授業科目を設けたことはこれらの目標に即したものであり、留学生の教育・研究のために有益であった。

今後社会人が仕事を持ちながら勉学・研究を行なえる方策を考えるべきである。

#### [今後の改善方策]

今後も、外国人留学生が増加することが想定される。そのための日本語能力の向上を目的とする科目を、いっそう充実させていきたい。また外国においてすでに有職者（主に外国籍の留学生を想定している）でありながら、本学で研究を希望している者に対して、短期の日本滞在期間での講義科目履修と現地（外国）での調査・研究・執筆のできる課程編成、研究指導の可能性を探っていきたい。

社会人学生に対しても、上述のような短期間での講義科目履修または夕刻、土・日の授業開設の可能性を検討し、職を持ちながら調査・研究・修士論文執筆のできる課程編成、研究指導ができるような学習者のニーズに柔軟に対応したものにするため、委員会を設置して具体策を練っていくことになっている。

#### 4-3-1-4 研究指導等

##### [現状の説明]

(1) 研究指導は修士課程の学位論文を作成するために、広い視野のもとに自立した方法をもって研究を進められるように指導・援助することを目的とし、入学当初から院生1名に対して主指導教員1名、副指導教員1名をあてている。

教育課程上では、主指導教員が担当する研究指導Ⅰ・Ⅱの2科目を設け、Ⅰは1年次に授業形態で行ない、Ⅱは2年次に個別指導の形態で行なう。Ⅰにおいては、論文のテーマの策定、研究方法の確定、資料の分析収集の方法、テキストの解説方法等について指導助言し、Ⅱにおいては、批判を交えながら優れた修士論文が仕上げられるように指導する。どちらも適切で丁寧な設定となっている。

(2) 主指導教員に加えて、研究を指導・助言する副指導教員を制度化しているため、多角的かつ懇切な研究指導が行なわれている。

地域言語文化研究コースでは、修士論文について1年次の中間発表の合宿を年1回コース単位で行い、他の隣接する専門分野の教員からの指導も受けている。第二言語習得研究コースでは、専門言語別に同様に行なっている。

また学内において、修士1年対象の第一次中間発表報告会（ゼミ別・秋）、修士2年対象の第二次中間報告会（コース別・春）を、本研究科全体の行事として開いている。報告する側・聞く側の双方の院生にとって、それぞれの研究を自覚的に深めるよい契機になっていると言える。

##### [点検・評価]

中間報告会についての院生のアンケートによると、レベルに達しない発表を悔やむ院生がほとんどだが、中には報告の方法に聞き手への配慮がないために、内容を捉えにくく、質疑の楽しみが得られなかったという苦言もある。近年は、指導教員の熱心な指導にもかかわらず、長い時間をかけないとなかなか指導の実が上がりにくい院生が入学してくることがままあるが、段階をおった指導を気長に重ねることによって成果を上げることはできている。

しかし、平成16年度には、他大学出身の院生から研究指導において不適合の申し出があるという事態が生じた。協議の上、研究指導教員の変更を行ない結果的にその院生の専門的な能力を伸ばすことができた。

##### [今後の改善方策]

基本的に指導教員は、院生の研究課題と研究計画に沿って決定すべきものでみだりに変更すべきではないが、それだけに指導教員の最終的な決定までの手順については、決定の時期を含めて再検討する。

## (2) 教育方法等

### 4-3-2-1 教育効果の測定

#### [現状の説明]

教育・研究指導の効果を測定するための方法として、教員による学生の成績評価、学生による教育・研究指導の評価、修了後の進路調査に基づく評価を挙げることができる。

修士課程の成績評価は、各科目とも、授業の出席状況、授業中の報告内容やコミュニケーション内容にみられる授業への参加度、期末に提出するレポート等を、総合的に考慮して行われている。評価はA A (90点以上に相当)、A (89～80点相当)、B (79～70点相当)、C (69～60点相当) およびD (不合格、59点以下に相当) としている。ほとんどの科目で試験は実施せず、評価の基準は各教員個人の判断に委ねられている。

修士論文の評価については、4-3-1-3において、その方法が適切なものとして述べてある。

学生による教育・研究指導に対する評価は、平成19年7月に「キャンパスライフに関するアンケート」を実施し、全院生からの回答を得た。その結果によると、ほぼ全員が授業内容・授業形態ともに密度が濃くて満足していると答えている。

また、言語文化研究科修了者の進路状況については、平成17年度・18年度実施の調査に基づき作成した報告書によれば、第1回生より第7回生までの64名の状況は下記のごとくである。なお、日本人学生と外国人留学生とは、異なる傾向が認められるのではないかと考え、グループを分けて示すこととした。

A 日本人院生 43名

I 教育関係 ①教員15名

②その他4名(うち学習塾講師2名、学校事務2名)

II 図書館・司書2名

III 公務員(郵便局・市役所)2名      IV 企業4名      V 派遣職員・アルバイト2名

VI 教員採用試験受験中・就職活動中2名

VII 進学・研究生3名      VIII 未定・不明9名

B 外国人留学院生 21名

I 教員3名      II 公務員(中国省政府機関)1名

III 進学・語学研修中・聴講生4名      IV 日系企業・自営業・販売員3名

V 就職活動中(通訳・翻訳希望)1名      VI 未定・不明9名

この報告から気づく点を述べると次のごとくである。

①日本人学生の3分の1強が教員となり、(そのうち5名が韓国・中国の大学の日本語講師)、また外国人留学生のうち3名が教員となったのは順当な結果であろう。

②日本人学生、外国人留学生ともに、他の大学院の博士課程に進学したり、または進学を希望して研究生になるものがあるのが目につく。

#### [点検・評価]

①教員による学生の成績評価については、これまでおおむね適切であったと考えられる。しかし、大学院全体としての客観性と透明性をはかる余地は残されていると思われる。授業アンケートが教育・研究指導の効果の測定方法として一定の有効性をもつことは首肯できる。

②院生へのアンケート結果の公表を行なったうえで、さらに評価項目の緻密さをはかる必要がある。

③また、修了生の進路状況については、進路先不明者が日本人院生・外国人留学生ともに多数を占めるのは今後の問題点となるであろう。そして、高度な専門的職業人を社会に送り出すという目標に向かって努力を重ねる必要がある。なお、修了生がさらに専門的研究に進む道を開くためには、博士課程の設置が望まれる。

#### [今後の改善方策]

①最近実施した「キャンパスライフに関するアンケート」の結果によると、大学院入学理由として「就職に生かしたい」とするものが多数を占めた。そのためには専門的な能力を高める必要があるが、たとえば、教員としての専修免許科目が履修し易い時間割の設定や教室間の稼動で授業時間がうばわれないような教室配置が必要である。

②より高度な専門的研究の継続を促進するためにも、博士課程の設置がなによりも必要である。

③進路について不明者が多数を占めているのは問題であり、緻密なフォローアップができるような事務支援体制が必要である。

### 4-3-2-2 成績評価法

#### [現状の説明]

当研究科の院生に対する成績評価としては、個々の担当教員の指導方針や目標や経験などによって多様な試みが行なわれている。

各教員が行っているそれらの評価を整理すると、以下のようになる。

①教室での態度：積極的に参加しているか、出席状況はどうか。発表の準備が十全であるか、口頭発表のレベルが充たされているか。討論の内容が的を射ているか。

②教室での理解度：原書講読の理解度・テキスト閲読の到達度・教員の指導内容に対する理解が目標に達しているか。専門論文に対する批判的読解が出来るか。

③レポート・小論文：調査・分析が適切に行なわれているか。文献の参照・引用が適切に行なわれているか。院生としての文章表現のレベルに達しているか。

④実習への取り組み方：実習の準備段階・実施段階・終了後の処理の全般にわたって積極的な役割を果たしているか。

修士論文については、主査1名、副査2名が審査にあたり、まず、この3名の教員が提出された論文を詳細綿密に検討する。その上で口述試験を行ない、院生に問いただしながら3名の審査教員の合議で評価する。

#### [点検・評価]

上記のようなさまざまな評価法を授業科目・授業内容・到達目標などとの関連で取捨選択し、よりよい方法を選びながら評価を行ない、成果を上げている。

修士論文についても、本研究科の規模が小さく、少人数の院生を対象としているため、上記のようなきめ細かな評価が可能であり、その結果、院生達の到達度・理解度・修士論文の完成度が適正に評価できて、院生の学力の向上の実現と、更なる向学心を育てることに効果を上げている。

#### [今後の改善方策]

教室での授業や、論文の評価については、充実しているが、本研究科の目標の一つである院生

に大学院修了後の実践的教育能力を身につけさせる分野について、すなわち実践・実習面の評価を行なっていく必要がある。

### 4-3-2-3 教育・研究指導の改善

#### [現状の説明]

大学院における教育・研究指導の効果は修士の学位論文の成果によって測定できる。

院生に対する研究指導は、本研究科の研究指導担当教員資格審査で適任と認められた教員（指導教員）によって行なわれている。院生が修士論文を作成する過程で、視野を拡げながら多角的な高質の情報を獲得することを可能にするために、各院生を指導する担当教員として主指導教員と副指導教員の各1名をあて、指導の方法は教員によって異なるが、いずれも綿密で懇切な個人指導が行なわれている。

修士論文を作成する中途の段階では、「研究指導」の項で述べた中間発表会における研究成果の発表と、それに対する院生相互ならびに教員による忌憚のない批判が行なわれ、そのとき指導の効果は明白となる。論文作成の中途の段階で指導教員以外の助言が得られることは、論文の内容の客観的価値を高める上で有効であり、研究方法と本人の努力が適切に把握され、論文をよりよい方向へ修正し、完成への道筋をつけることになっている。

このほかの共通科目及び専門科目は、受講生が1名から数人、ほとんどが10名以下で行なわれ、教員が院生個々の資質・現況を把握することは容易である。したがって院生の発言・発表・レポートをもって成績を評価する場合も、評価基準を明らかにし、院生個々に納得できるだけの資料を用いて評価することができる。

#### [点検・評価]

修士論文は、すべての論文を製本して図書館に収めているが、その中で優れたものは、附属言語文化研究所紀要の「言語と文化」が発表の場として機能している。17号に古典文学関係1篇、18号に古典文学関係1篇・英語学関係1篇、19号に古典文学関係1篇・近代文学関係1篇を院生の研究・報告として掲載している。

また、文教大学国文学会主催の「冬の研究発表会」には、毎年各コースの院生の代表が研究発表を行なう機会が与えられており、多数の学部生・大学院生・教員を前に、日頃の研究成果を報告する場として活用されている。

以上のように、口頭・論文形式での院生の研究発表の場が保証されているので、院生の意欲を盛り上げることに成功している。

教育・研究指導に対する教員の組織的な取り組みとしては、自己評価委員（各コース1名計2名）を中心として進め、問題点は教授会で議している。その結果、改善点は教育課程に反映して科目を増設したこと（平成14年度6科目、日本文学2・英語2・日本語教育2）（平成15年度2科目、国語科教育2）（平成18年度日本語教育2）、及び研究指導教員を充実するための審査・決定などに結実している。ただし、これらは組織的改善であって、個々の教育・研究指導方法の改善を意図したものではない。この点は、まだ取り組み不足であり、改善の余地は大きい。

シラバスは、各授業時間に細分して記述する方式をとっていない。これは年度によって変動する受講生の資質に配慮して、レベルならびに内容を設定する必要があるからであって、履修指導上は適切であると言える。しかし、シラバスには個別の授業の評価基準が大まかにしか示されて

いないので、もっと具体的に示す必要があり、シラバスに盛り込む情報については再検討したい。

平成19年7月に院生に対して行なった「キャンパスライフに関するアンケート」では、院生19人中15人の回収があり、授業内容に「大いに満足」「やや満足」と答えたものが15人中の14人、また、指導教員の指導・対応に「大いに満足」「やや満足」と答えたものが同じく15人中15人であった。

本研究科教員の教育・指導が適切かつ効果的に行なわれており、院生たちの要求を満たしていることを証明している。

#### [今後の改善方策]

成績評価の問題としては、研究指導以外の授業科目のシラバスに成績評価基準を明示するようになりたい。

教員の研究活動が盛んで、学生からの評価も高いが、詳細に見ると、研究指導が不十分なために、院生の力を十分に発揮させないままに修論を提出させるに至った例もないわけではない。研究科としては教員個々人の、さらなる研究・教育能力を向上させるための共同研究を活性化させる必要がある。たとえば、最近始まった合宿研修などをもっと頻繁に行なうことを考えている。

### (3) 国内外における教育・研究交流

#### 4-3-3-1 国内外における教育・研究交流

##### [現状の説明]

本研究科では、日本語教育研究の分野を持つ第二言語習得研究コースのみならず、地域言語研究コースにおいても、日本人院生に対する在籍留学生の比率が高く、国籍も、韓国、中国、マレーシア、ロシアなどにわたっており、常に友好的な国際交流の場が用意されている。教員・日本人学生は留学生と日常的に接しながら、グローバルな視野を養い、国際理解、国際協力の精神を育てることができている。

日本語教育研究に携わる院生は、学部における北京大学外国語学院での日本語教育実習に参加もでき、韓国極東大学の日本語学習者が日本で学ぼうとする日本語研修に協力するなどして、国際レベルでの教育経験を積んでいる。

留学生達も、日本人学生のほかに、自国以外の留学生とも友好を深めることにより、日本語・日本文化プラス  $\alpha$  のものを吸収しているはずである。

教員の国際的研究活動としては以下のようなものがある。

平成16年度に中国アモイ大学で開催された「中日比較研究国際シンポジウム」、平成17年度に韓国高麗大学で開催された「韓国日本学会第70回国際学術大会」に各1名の教員が参加し、研究発表を行なった。平成18年度は研究科として北京大学で開催された「北京大学／文教大学日本語教育研修15周年記念学術シンポジウム」に参画、関与した。平成19年度においては、韓国外国語大学で開催された韓国日本近代文学大会の「白樺派をめぐる日韓共同シンポジウムと講演会」に、2名の教員が講演講師とコメンテーターとして参加したほか、ロシア共和国ハバロフスクで消滅の危機に瀕している先住民族の言語調査、フランス東洋言語図書館の和本調査、東洋言語文化大学訪問などがあった。また、平成18年度に学部から在北京日本学研究中心へ出張した教員の研究の一端が、院生の論文指導を兼ねた共同研究発表の場で披露され、参加者一

同、中国の映画文化への理解を深めた。

#### [点検・評価]

本研究科での国際文化交流、国際理解は、日常の教育・研究の場において、進められてはいるが、国際交流推進に関しての基本方針が明確化されているとは言えない現状である。

大学や学部で企画される国際交流の場へ、院生・教員が参加・協力をすることが、主な組織的国際文化活動であると言っても過言ではない。教育研究交流の状況も、国外への個人的な研究交流の動きはあるものの、外国人研究者を受け入れる体制などは整っておらず、言語文化研究所に留学した外国人教員はいるが、本研究科への研究者の留学ははまだ皆無である。修士課程修了後に、研究生として残る留学生に対しての教育研究環境も整っているとは言えない現状である。

#### [今後の改善方策]

大学の国際交流の場に、容易に関わることができるという、本研究科の特徴を踏まえ、より積極的、効果的にグローバルな視点からの教育研究活動ができるような基本方針と方法についての検討が必要である。そうした後に、従来の活動を引き継いだ種々のプログラムがより充実したものとして推し進められるであろう。具体的には、さしあたり、文学部が中心となって、平成18年度、19年度に一般協定が締結された、韓国外国語大学校と極東大学校との交流について、大学院として独自の内容を模索することが期待される。特に本学卒業生及び本研究科修了生が3人も勤務している後者との交流においては、より有効な日本語教育指導の環境の提供と文化交流の充実、前者にあっては教員相互の研究交流を推進すべきである。さらに院生の留学や短期研修などをバックアップする制度を作っていくことを考えている。

## (4) 学位授与・課程修了の認定

### 4-3-4-1 学位授与

#### [現状の説明]

言語文化研究科において授与する学位は「修士（文学）」である。平成11年に創設されてから平成19年3月までの修了者数は、下記のとおりである。なお、平成17年度までは入学者定員は8名、18年度より10名になった。

表 4-5 言語文化研究科の修了者数

平成12年度	13	14	15	16	17	18	合計
6名	7	8	9	14	8	12	64

研究科発足当初の入学生は2年の修業年限で修了しなかった者が多く、中途退学者もあったが、年を逐って改善されてきたと言える。ただし、院生によっては自己評価に厳しく、納得のいく充実した学位論文を作成するために、あえて2年以上を費やす場合もあることを申し添えたい。

学位の授与にあたっては、「研究指導」の項に述べたように、年次を逐った指導を経て学位論文の提出に至る。審査にあたっては、主査（研究指導担当教員）1名、副査（副研究指導教員1名・専攻分野に近い教員1名）の計3名よりなる審査委員会によって、論文審査と最終試験としての口述試験が行なわれ、その結果を教授会において審議決定する。

直接に指導に当たった指導教員及び副指導教員以外に、学位論文作成の指導に関わらなかった教員1名を加えることによって、審査の透明性・客観性を維持することとしており、この形式の審査委員会は十分その機能を果たしてきた。そのことは、教授会における審議において確認され、学位授与の最終決定がなされる。

#### [点検・評価]

「研究指導」の項でもふれたように、学位の授与に至るまでには、「言語文化研究科修士課程研究指導に関する施行細則」（平成16年4月）が定めているように、院生一人ひとりの主体性に配慮した研究指導体制をとっており、指導上の責任性・公正性・透明性は十分確保されている。

#### [今後の改善方策]

現状では特段の問題点はない。

### 4-3-4-2 課程修了の認定

#### [現状の説明]

大学院学則7条を原則とし、修業年限は短縮していない。

#### [点検・評価] [今後の改善方策]

修業年限の短縮は当面の検討課題ではない。学問が国際化する今日にあつては、言語文化研究科の目的が、異文化間に架橋する人材の育成にあることを考えると、院生が幅広い領域にわたって専門的な知見を身につけるためには2年間という修業年限は最低限必要な期間である。



## 第4節 情報学研究科

### [目標]

- ①専門分野における高度な研究活動を行う能力、また専門性を要する職業等に必要とされる能力を身につけるために適切な教育および研究指導が行なわれていること。
- ②教育課程が研究科の目的に則して体系づけられており、教育効果について検証されていること。
- ③学生が目的に応じた適切な履修ができること、また、シラバスの充実など履修支援の仕組みが整備されていること。
- ④大学院課程を修了するにふさわしい論文を作成するための指導体制が充実していること。
- ⑤成績評価基準は、明確であり各授業科目において徹底していること。
- ⑥授業および研究指導の内容および方法の改善のため組織的に取り組まれていること。

## (1) 教育課程等

### 4-4-1-1 大学院研究科の教育課程

#### [現状の説明]

教育課程としては、授業科目については情報基礎、情報コンテンツ、および経営情報の3つの教育研究分野で構成する。情報システムに関する知識・技術を情報コンテンツに応用し、あるいはコンテンツに関する知識やノウハウを情報システムに反映させる能力の訓練については、研究指導を通して行なうものとする。このように、情報システムに関する科目群と情報コンテンツに関する科目群を併せて履修するとともに、双方を総合した研究を行なわせるところに教育課程の大きな特色がある。

表 4-6 情報学研究科情報学専攻

研究・教育分野	授業科目の名称
情報基礎	数理モデル特論
	アルゴリズム特論
	情報数学演習
	シミュレーション特論
	シミュレーション演習
	ソフトウェア工学特論
情報コンテンツ	知識情報処理特論
	音楽情報処理特論
	画像情報処理演習
	マルチメディア・コンテンツ特論
	映像表現特論
	グラフィックス特論
	デジタル・コンテンツ演習
	ウェブ・コンテンツ演習
経営情報	経営戦略特論
	金融経済学特論
	金融経済学演習
	ネットワーク産業特論
	会計情報システム特論
	インターネット調査演習

#### 1. 情報基礎の分野

この分野は、情報システム技術の基礎科目群から成る。情報システム技術に不可欠な数理的手法を「数理モデル特論」「アルゴリズム特論」「情報数学演習」で学び、シミュレーションの手法を待ち行列理論の適用を中心に「シミュレーション特論」および「シミュレーション演習」で修得し、「ソフトウェア工学特論」においてソフトウェア工学の手法と実際を習得する。

## 2. 情報コンテンツ分野

この分野は、情報の処理と表現およびコンテンツ制作の科目群から構成される。情報コンテンツ制作に不可欠な情報処理の技法を「知識情報処理特論」「音楽情報処理特論」「画像情報処理演習」「映像表現特論」において多角的に学び、「デジタル・コンテンツ演習」を通して、画像制作手法を習得する。「マルチメディア・コンテンツ特論」では、コンピュータとネットワークを駆使した制作技術を学習できるところに特色がある。「ウェブ・コンテンツ演習」においては、ウェブ・コンテンツの企画からサイト設計などの実際を体験的に習得する。

## 3. 経営情報の分野

この分野は、情報システム技術をビジネスに活用する際に必要とされる経営情報の科目群で構成される。ビジネス化に不可欠な企業経営科目として「経営戦略特論」「金融経済学特論」「金融経済学演習」および「会計情報システム特論」を学び、産業組織を激変させるネットワーク産業の理論および調査方法について、「ネットワーク産業特論」および「インターネット調査演習」で学ぶ。

学部教育との関連にふれると、情報学部は、情報化社会において必要とされる知識とスキルを身につけるための教育を3学科体制で行なってきた。広報学科と経営情報学科は全体として情報コンテンツ・ビジネスに重点を置いた教育を、情報システム学科では情報システムの構築を中心とした教育を行なってきた。情報学研究科においては、3学科で学んできた情報コンテンツ・ビジネスと情報システムに関して、それぞれの分野でさらに高度な教育研究を行ない、両分野の関わりについて学んでいる。

以上の科目群を、発足当初は、5名の研究指導教員と6名の専任教員および5名の兼任講師で担当した。完成年度後は、8名の研究指導教員と7名の専任教員および3名の兼任講師で担当している。

### [点検・評価]

今年度より、研究指導教員が増員され、カリキュラムも改編・増コマされ、教育研究面でかなり充実したので、研究科の理念・目的に近づいたと評価できる。ただし、今年度の新カリキュラムより、税理士資格取得のため、教員とシラバスを配置したが、現状では希望者がいないのは残念である。

1期生のほとんどは、1年次に卒業に必要な30単位を取得し、2年次に修士論文に取り組み、修士（情報学）を授与され修了して良好な成果を達成している。情報学のような多くの学際分野にまたがる科目群を短期間で履修しているのは評価できる。しかし、自分の専門とあまり関係のない科目もとらざるを得ないので、教員の側から見ると、専門科目に対する基礎的理解力が不足しているという問題を提起することになる。

### [今後の改善方策]

完成年度を経て、新カリキュラムでは、税理士を目指す学生を受け入れる体制を整えたが、現在のところ、該当学生はいない。しかし、今後は、税理士のみならず、公認会計士や経営コンサルタントを目指す学生は増えると思われる。

そこで、このような学生のニーズを満たすよう、情報学研究科を拡充・改編して、MBAプログラムを導入し、指導する体制が将来の改善方策として考えられる。中期的には、現在の情報学研究科情報学専攻を2専攻とすることを検討する。すなわち、情報コンテンツ専攻と情報ビジネス専攻とすることであり、定員の増加も行なって研究科の一層の発展を目指すのである。

今年度、教員の増員やカリキュラムの改編を行なったが、知識情報やマーケティングなどまだ不足している科目もある。日進月歩のIT分野で役立つ人材を養成するために、これからもカリキュラムの見直しや適格性を備えた教員の確保が必要である。

#### 4-4-1-2 単位互換、単位認定等

##### [現状の説明]

情報学研究科では、研究科単独で内外の大学院研究科と単位互換は行っていない。単位認定については文教大学大学院学則第14条第4項および第14条の2第2項の規定により認定可能であるが、これまでに認定の事例はない。

##### [点検・評価]

IT分野における理論的、実証的研究はドッグイヤーといわれるように、日進月歩である。情報学研究科単独で情報学の全分野をカバーしきれないのはいうまでもない。研究科の特色を生かしながら、他大学院の優れた点を取り入れるため、他大学院との単位互換は時代の要請でもあり、教員・学生にとっても有益である。

##### [今後の改善方策]

他大学院との単位互換について推進すべき課題として検討する。

#### 4-4-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

##### [現状の説明]

情報学研究科では、社会人学生はいないが、社会人を3年経験してから、企業を退職して入学した学生がこれまで2名いる。外国人留学生については、研究科の約半数を占めるほど増加している。社会人経験者は問題意識も高く、学部から進学した学生より、成績は優秀である。また、外国人留学生は概してまじめで、勤勉であるが、学力にはかなりばらつきがある。特に日本語の発表能力、作文能力において顕著である。外国人留学生は、多少の読み間違い、言葉使いは気にせず、積極的にディスカッションに加わり、スライドを使って発表する能力は日本人学生にひけをとらない。

##### [点検・評価]

外国人留学生は、英語についてはほとんど学習したことのないケースが多いため、英語の文献を読みこなす能力は低い。社会人や留学生については入試に英語試験を課すのは止めるという議論もあったが、授業で必要との指摘が強いため、廃止としていない。社会人学生が入学していないのは、企業側が社会人留学を容易に認めていないこともあるが、研究科の受け入れ態勢も十分整っていないことによる。

##### [今後の改善方策]

社会人学生を増やすために、よりフレキシブルな受け入れ態勢を整える必要がある。例えば、駅前にサテライトキャンパスを開設するとか、土曜、夜間開講制をとるとか、夏休みや春休みを利用した集中講義とかが考えられる。文教大学大学院では、越谷キャンパスの人間科学研究科博士課程で、フレキシブルな授業制度の導入が検討されているが、湘南キャンパスの修士課程でも導入を目指して検討する必要がある。また、英語の学習経験のない留学生に対するケアについ

でも考えていく。

#### 4-4-1-4 研究指導等

##### [現状の説明]

1年次の研究指導教員の特論および演習科目を含む18単位以上履修の上、2年次に修士論文に取り組むよう指導している。大部分の学生は、1年次に、卒業に必要な30単位を履修済みなので、2年次には修士論文に専念できる体制となっている。

修士論文のテーマは入学時に提出した研究計画に従って、指導教員と相談しながら決定する。2年次から本格的に指導教員による研究指導が行なわれるが、実際は1年次より指導を行なっている。しかし、研究指導そのものは単位には認定されない。1年次には第1次中間報告会、2年次に、第2次中間報告会をそれぞれ秋学期に開催し、教員・学生参加のもとで、プレゼンテーションを行なう。報告の後、参加している教員・学生の間で自由な質疑応答の時間が設けられているので、活発な議論が行なわれる。これは発表の訓練を行なうとともに、修論完成に向けてのチェック機能を果たすこととなる。修士論文が提出されると、審査委員会の審査を経て、教授会で了承されることで修士号が授与される。審査委員会は主査1名(研究指導教員)と副査2名から構成されている。

##### [点検・評価]

情報学研究科の学生は少人数のため、大学の理念にあるように個別指導はきめ細かく行なわれている。昨年度は、7名中6名が2年間で修士論文を作成し、修士(情報学)を取得して課程修了している現状であり、研究指導の適切性は確保されている。また、このうちから最優秀論文1編および優秀論文2編を選定し、表彰した。

今年度は研究テーマを変更するか、指導教員を変更した学生が数名いる。その理由は、研究指導体制の充実により、学生がより自分の研究計画に沿った指導を受けることが可能となったからである。変更にあたっては、新旧指導教員と学生の3者間の面談と合意のもとでスムーズに行なわれ、適切性が確保されている。

これまでのところ、1年次には専門科目の履修、2年次には修士論文の完成で手一杯という学生も多かった。そのため、院生のティーチングアシスタントを募集しても応募がきわめて少ないという状況であった。情報学の学問分野は広範囲にわたっているが、社会科学や自然科学の基礎知識の修得が十分ではないことに起因する。情報学部では3学科に分かれているため、他学科の科目はほとんど履修していない状況であり、他大学出身の学生の場合も同様である。

##### [今後の改善方策]

研究科教員との共同研究や共同調査の機会を今後増やすことによって学生の研究能力向上を目指す必要がある。学生の資質向上の一環として、研究科主催の定期的な研究会を開催して発表の機会を増やす。また、教員のための機関誌はあるが院生のため論文発表誌はない。そこで、院生のための研究発表機関誌を設け、これをウェブ上で公開することによって、学生のインセンティブと素質向上を図る。また、学生の基礎学力向上のため、リメディアル教育を実施するための教育体制を整備する必要がある。

専門科目については、リメディアル科目も含めてより一層カリキュラムの充実をめざし、学生の研究計画にあった科目が自由にとれるよう改編していきたい。

修士論文を完成させる上で、基礎学力の不足する学生をどのように指導するかについては、研究科教授会全体で取り組んでいかなければならない問題である。研究科では修士論文の指導に関連して1年次から指導教員が授業科目の履修指導を行なうこととなっているが、副指導教員も院生の研究に対して指導および助言を行なう必要がある。

また、修士論文は合本製本の上、図書館で閲覧可能としており、各論文はPDFファイルとしてウェブ上で公開している。しかし、学会で発表したり、学会誌への投稿など、よりいっそうの成果の公表が求められる。逆に言えば、公開に耐えうる立派な研究成果を仕上げるよう指導強化することが必要ということになる。

## (2) 教育方法等

### 4-4-2-1 教育効果の測定

#### [現状の説明]

教育研究指導の効果を測定する方法として、修士課程修了実績とその審査過程における研究レベルを相互評価する仕組みを挙げることができる。昨年度初めての修士課程修了者6名を送り出した。進路状況については、6名のうち5名は経営コンサルタント、システムエンジニア、小売業の企画営業職など、高度職業人として活躍している。2期生については現在活動中であるが、内定を得ている者はコンビニエンスストア本部勤務で将来中国市場進出の責任者になる予定である。

#### [点検・評価]

修士論文のうち、最優秀論文1編、優秀論文2編を選考し、表彰を行なったが、力作揃いであり、かなり高い教育効果が表れたものと評価できる。また、研究科発足まもなくとしては、院生の進路状況は良好と評価することができる。すでに実績のあるように、留学生の場合、将来、中国進出の際の幹部候補生として採用されることが想定される。しかし、留学生自ら進路を開拓するのは困難な面もあるので、留学生を含めた院生を支援する体制を、キャリア支援課と共同で一層進める必要がある。

#### [今後の改善方策]

修士論文だけに限定せず、もっと自由な立場から院生の研究会や発表会を設けたり、外部から著名な学者や経営者を招いてセミナーなどを開催し、より教育効果を高める試みが行なわれてもよいと思われる。

湘南キャンパスでは留学生が増加しているが、学部生も含めて、留学生のための特別なキャリア支援体制はこれまでとられていない。今後は、教員・事務局が一体となって、支援を進めていく必要がある。

### 4-4-2-2 成績評価法

#### [現状の説明]

研究科の教員が各自の指導法に基づいて、成績評価を行なっている。院生の人数が少ないため、各指導教員の個別指導が行き届くので、各人の適性、能力に応じて指導し、改善点を指摘し、長所を伸ばすよう努めている。講義科目（特論）については、期末の試験やレポートの提出を求め、出席状況と授業での発言やプレゼンテーションなどを総合的に勘案して評価する。演習科目については、プログラムの作成や、コンテンツ、ウェブの作成の他、アプリケーションソフトを活用した演習を行ない、その完成度、習熟度、応用度などに応じて評価する。修士論文については、毎年1年次の11月末に第1次中間報告会を、そして2年次の9月末に第2次中間報告会を開き、プレゼンテーションを行なうが、そのときのコメントをもとに1月中旬に最終報告書を提出する。2月初旬に口述試験を行ない、その結果に基づき審査委員会を開いて可否を決定する。可否には合格、修正付き合格、不合格がある。そして最終的に合格した論文については論文主査がその内容に応じてAA、A、B、Cの成績評価を行なう。

**[点検・評価]**

レポート、期末試験など定期的な評価の他、随時、実習や制作およびプレゼンテーションを行ない、成績を公正に評価する機会を設けているので、適切と評価できる。しかし、本研究科は研究者育成というより高度専門職業人育成を課題としているため、審査基準の統一は必ずしも十分ではなく、担当教員の主観に依存する部分が多い。そのため、修士論文については主査の他2人の副査が加わり、3人の合議のもとにできるだけ客観的評価を行なうよう努めている。

**[今後の改善方策]**

特論や演習の評点法については、まず、教員相互の経験の交流が必要だと思われる。経験交流を通じて改善の方向を見出していく。こうした機会を重ねることによって、改善策を具体化していくことが望ましい。また、インターネットや論文からの引用に関して著作権に対する認識の少ない者も見受けられるので、より一層の指導が求められる。

さらに、単に評価法の工夫だけでなく学生の資質向上支援が求められることから、教員が、忍耐強く継続して接触し、学生の研究の進展に留意し、内容や形式に関連する助言を重ねていく公式・非公式のチェックと対話が必要である。

**4-4-2-3 教育・研究指導の改善****[現状の説明]**

担当教員は個人ごとに、各自の研究指導方法を研究し、改善を心がけているのは当然であるが、研究科としての組織的取り組みは、研究科内に自己点検評価委員会を設けて、ファカルティディベロップメント（FD）に取り組み、授業評価やシラバスの検討・見直しは随時、行なっている。さらに、湘南キャンパスの教育・研究推進委員会に、大学院教員が委員として参加して、その改善に取り組んでいる最中である。学生の授業評価は研究科独自のやり方で発足当初より積極的に取り組んでいる。記名方式でウェブ上（学内研究科教員・院生のみ閲覧可能）で公開し、学生の授業アンケートに対して、教員がさらにコメントを加えることもできる。今年度より、学部と共通の全学統一フォームによる授業アンケートも実施している。

**[点検・評価]**

完成年度以降、研究指導教員の増加および、カリキュラムの充実により、教育・研究指導は改善されている。また、授業アンケートの結果でも見るように、大学院生は概ね満足を表明しているので、研究科の指導体制は適正であると評価できる。しかし、院生の人数が少ないため、科目によっては2、3人以下の受講科目もある。このような科目ではたとえ匿名で記入しても誰が書いたか特定される懸念を学生は持っている。また記名方式の場合、学生が本音を書かないというおそれもあるので改善の余地は残されている。このような問題はありますが、アンケート結果を生かしてできる限り、学生のニーズを満たしていくことが必要である。しかし、英語の文献を使用している授業では、学生の英語力、特に読解力が不足しているという指摘が多いので、改善が求められる。

研究指導に関しては、特定の指導教員に志望学生が集中する傾向があったが、完成年度以降、指導教員の増加や負担の均等化方針により改善されている。

**[今後の改善方策]**

日本人・外国人を問わず、院生の英語の読解力を高めるために、カリキュラムの中に原書講読



のような科目を導入するというのも一案である。また、情報学部には原書講読の授業があるので、単位は認められないがこれに参加するというのも考えられる。しかし、外国人留学生は中国人が多く、彼らの大部分は英語教育をこれまで十分に受けていないという状況である。したがっていきなり原書講読では学生の負担増となるため、各教員の授業の中で、英語力を高めるよう指導していくという教授会方針をよりいっそう徹底するよう努める。

また、定年や退職によって教員の欠員が生じた場合、速やかに人員の補充を行なう必要がある。しかし、現行の規定では学部教授会に後任人事の決定権があり、実質的には学科の意向が強く反映される。このような場合、研究科で必要とする後任が必ずしも得られるとは限らないので、学部教授会メンバー全員が研究科で教育指導ができるような体制づくりが求められる。

### (3) 国内外における教育・研究交流

#### 4-4-3-1 国内外における教育・研究交流

##### [現状の説明]

研究科教員個人レベルでは、国内外の学会活動や、海外調査、海外シンポジウムへの参加等きわめて活発である。しかし、情報学研究科組織レベルとしては、国際化への対応は不十分であり、国際交流の推進に関する基本方針は不在である。新設研究科のため、内部の充実にエネルギーを注いだためである。

##### [点検・評価]

現状で述べたごとく、個人レベルでは評価できるが、研究科組織としての国際化への対応は非常に遅れていると言わざるを得ない。海外留学の経験があるか、あるいは英語の授業が可能な教員はごく少数である。海外よりの学生や教員の受け入れ体制も不十分である。しかし、国際化への対応および国際交流は積極的に推進すべきである。

##### [今後の改善方策]

国際化や国際交流は短期的に一挙に対応できないので、中長期的観点から、次に述べるようないくつかの方策を積み上げていくのがよいと思われる。

- ①教員の海外留学を増やす。大学のサバティカル制度の活用だけでは数年に一人しか利用できないので、教員自らが奨学金や留学制度(例えばフルブライト留学制度)を獲得するよう奨励する。
- ②新たに教員を採用するとき、専門能力は当然必要であるが、その他に海外留学経験者や英語で授業の可能な教員を優先的に採用する。
- ③湘南校舎内に、留学生会館を建設し、海外からの教員や留学生の宿泊設備を充実する。また、海外から学者や著名人を招いて、セミナーや講演会の開催に利用する。

## (4) 学位授与・課程修了の認定

### 4-4-4-1 学位授与

#### [現状の説明]

平成 17 年に開学した大学院情報学研究科は、平成 19 年 3 月に 6 名に修士の学位を与えた(大学基礎データ表 7)。17 年 4 月の入学者は 7 名であったので、このときの入学者は 1 人を除いて修士の学位を取得したことになる。

情報学研究科修士課程研究指導の細則によると、修士学位論文の作成指導は、研究指導と呼ばれ、担当の指導教員は情報学研究科教授会で指名される(細則第 2 条)。指導教員は学生 1 名につき主指導教員及び副指導教員が各 1 名定められる(細則第 3 条)。学生は自らの研究計画に基づき、主指導教員を選択することができる(細則第 4 条)。

修士論文を作成する学生は、研究の進捗状況、経過等の報告を行なう必要があるとされ、修士論文提出までに 2 回の間報告をしなければならない(細則第 6 条)。中間報告は公開で行なわれるので、研究科以外の教員や学生も参加する。修士論文の提出は 2 年次で 1 月中旬の指定された日時までに提出する(細則第 7 条)。

大学院学位規則によれば、修士論文は 3 部提出され審査委員会に付される(学位規則 2 条)。審査委員会は 3 名で構成され、1 名が主査で他は副査となる(学位規則 3 条)。審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行なう(学位規則第 4 条)。審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科教授会に報告し、教授会は合否を決定する(学位規則第 5 条)。学位の授与は、大学院委員会の議を経て学長が行なう(学位規則第 6 条)。学位を授与した学位論文の原本は文教大学付属図書館に保存する(学位規則 9 条)。修士論文は情報学研究科のホームページで学内公開している。(http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/gs-info/)

修士論文の公開が予定されていることは、論文のレベルアップを提出者に迫ることになる。

#### [点検・評価]

平成 19 年に初めて修了者を出した情報学研究科では、学位授与についての問題点は今のところ明らかになっていない。強いて挙げれば、修士論文の水準をより高めるうえで指導教員間の連携が欠かせない。現状では、連携のとれた指導が行なわれているとはいえない。

#### [今後の改善方策]

修士論文を作成する学生の進捗状況について、3 人の指導教員で共有できる仕組みを作りたい。

### 4-4-4-2 課程修了の認定

#### [現状の説明]

情報学研究科においては、標準修業年限未満で修了した者は出ていないし、現在予定している者もない。

#### [点検・評価]

本研究科の修士課程の場合、カリキュラム上 30 単位以上を取得する必要がある(情報学研究科履修規程第 4 条)、現状では標準修業年限未満での修了は難しいだろう。ただし、社会人学生が増加するにつれて、標準修業年限未満での修了を求める者が出てくると考えられる。

**[今後の改善方策]**

短期間の指導で修士の学位を授与することになると、柔軟な授業制度の導入、対面による指導だけでなく、ITを活用した指導も並行させるなど、さまざまな具体策が求められるだろう。今後、対応可能な方策について検討していく。

## 第5節 国際協力学研究科

### [目標]

- ①国際協力に関する専門的知識の修得に加え、「復興」「開発」「環境」「観光」の各専門分野の研究指導によって、国際協力における高度な専門職業人を養成するために、教育内容をより実践的かつ実証的なものとして充実させる。
- ②国際協力に関する「復興」「開発」「環境」「観光」の4つの分野を包括的に学ぶために、国際協力論総論、国際協力特論Ⅰ（開発協力）、国際協力特論Ⅱ（環境協力）、国際協力特論Ⅲ（観光協力）を必修科目とし、研究専門分野の包括的知識の体系化を目指す。
- ③実務的知識・技術や実践的分析方法を修得するために、専門分野間に共通の科目として、プロジェクト計画・評価、NGO、NPOマネジメント、統計分析法、フィールド調査法、インターンシップなどに関する科目が設置されているが、その教育内容が相互に関連するよう調整する。また修士論文の実践的かつ実証的内容が高まるように整備する。
- ④研究指導は、主指導教員及び副指導教員の2名体制で行なうが、さらに関連領域の教員を含めた、より広範囲で強固な指導体制を整えることにより、実証的かつ普遍的意味を持つ論文作成のサポート体制とする。

### (1) 教育課程等

#### 4-5-1-1 大学院研究科の教育課程

##### [現状の説明]

本研究科は国際協力に関する基礎的な知識の上に、「復興」「開発」「環境」「観光」分野の専門的知識や実務的技術及び実践的活動を通して、国際協力における高度な専門職業人を養成することを目的に、平成17年度より開設された。しかし、設立当初のカリキュラムは、むしろ学部教育の延長線上にあり、更なる高度化を目指すものであった。すなわち、国際政治経済学、社会学・人類学、哲学・思想など、国際協力の領域を幅広く網羅する内容を特色としていた。

平成19年4月には完成年度を迎え、国際協力学研究科の「高度な専門職業人を養成する」といった教育研究上の目的に対応するために、より特化した高度な専門的な内容に教育課程の一部改訂を行なった。これにより、学部教育の高度化を維持しながら、高度な専門職業人を養成することが可能になった。科目及び担当者は下記表に見るとおりである。科目は、必修科目と選択科目、研究指導から構成されている。開設当初は科目の担当教員数は12名（内、兼任1名）で、研究指導教員数は6名であったが、より高度な専門教育の充実と学生のニーズへの対応を図るために、カリキュラムの一部を改定し、平成19年度から科目の担当教員数を17名（内、兼任4名）に、研究指導教員数を8名にまで増員した。これにより、教育及び研究指導体制がより充実したものになった。

表 4-7 国際協力学専攻修士課程科目および担当者

授業科目	履修方法・単位		開設年次	担当者	
	必修	選択			
国際協力論総論	2		1	教授	中村 恭一
国際協力特論Ⅰ（開発協力）	2		1	教授	林 薫
国際協力特論Ⅱ（環境協力）	2		1	教授	藤井 美文
国際協力特論Ⅲ（観光協力）	2		1	准教授	海津ゆりえ
国際政治特論		2	1	教授	宮原 辰夫
国際平和思想特論		2	1	講師	渡部真由美（兼任）
社会資源配分特論		2	1	教授	小坂 勝昭
開発経済特論		2	1	教授	奥田 孝晴
比較金融制度特論		2	1	教授	渡辺 孝
観光資源マネジメント特論		2	1	教授	山口 一美
国際文化協力演習Ⅰ		2	1	教授	椎野 信雄
国際文化協力演習Ⅱ		2	1	准教授	山脇千賀子
国際文化協力演習Ⅲ		2	1	教授	中村緋紗子
環境政策特論		2	1	教授	藤井 美文
復興支援特論		2	1	教授	中村 恭一
観光開発特論		2	1	准教授	海津ゆりえ
プロジェクト計画・評価特論		2	1	教授	林 薫
国際協力N G O特論		2	1	講師	北村 優子（兼任）
環境協力演習（統計分析法）		2	1	准教授	山田 修嗣
国際協力演習Ⅰ（N P Oマネジメント）		2	1	講師	工藤 泰志（兼任）
国際協力演習Ⅱ（フィールド調査法）		2	1	講師	青木 武信（兼任）
国際協力実地演習		2	2	教授	林 薫
研究指導				教授	椎野 信雄
				教授	山口 一美
				教授	中村 恭一
				教授	宮原 辰夫
				教授	小坂 勝昭
				教授	藤井 美文
				教授	奥田 孝晴

#### [点検・評価]

高度な専門職業人の養成といった研究科の目的に対応するために、カリキュラムの改訂を行ない、より特化した高度な専門科目の増設及び研究指導教員を増員するなど、教育内容の充実を図ってきた。ただ、こうした改善努力の周知徹底が十分に図られているかは明確でなく、今後の検討すべき課題である。

#### [今後の改善方策]

今後、授業科目が学生のニーズに沿っているのか、科目内容が高度な専門職業人の養成といった研究科の目的に沿っているかどうかを精査し、より現実に即した教育課程に改善する努力をしていきたい。

### 4-5-1-2 単位互換、単位認定等

#### [現状の説明]

本研究科では授業科目及び研究指導に基づく修士論文の提出を含む30単位以上の修得が必要とされる。このうち、「文教大学大学院学則」第14条では本学と協定を行なった他大学院での授業科目で10単位以内の単位互換を認めている。しかし、実際には協定校が無いために機能していないのが実情である。また他大学院で修得した単位認定の規定についてはあるものの、開設して2年が経過した状況なので、まだ単位認定のケースは存在していない。

#### [点検・評価]

国際協力学のような学際的・実践的な学問を専攻し、社会に貢献していくことを目標とする限り、学生に対してより開かれた学問的環境を整備する事は不可欠であろう。その意味でも、他大学院での単位修得を現実化することは重要な課題である。

#### [今後の改善方策]

国内の大学院および海外の大学院と協定を結び、単位互換や単位認定などを積極的に推進していく。また大学院以外の研究機関、たとえば国際協力機構（JICA）の開催する能力強化講習会などに参加した学生に対しても、単位を認定するなどのスキームを整えることを検討する。

### 4-5-1-3 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

#### [現状の説明]

本研究科では社会人学生及び外国人留学生に対して特別な教育課程は編成していない。現在、社会人学生は在籍していないが、外国人留学生が3名在籍しており主指導教員および副指導教員を中心に、関連領域の教員も加わって、専門用語の指導から資料収集の仕方や現地調査法の指導まで、きめ細かな教育研究指導を行なっている。

#### [点検・評価]

外国人留学生は、日本人学生とは異なった価値観や視点を提供してくれる貴重な存在である。異文化理解や多文化社会での共生を考える上で、彼らが本研究科で学ぶ意義は、彼ら自身だけでなく日本人学生にとっても大きなものがあるだろう。したがって、彼らの教育指導にはより心を配りたい。また、日本語表記上でのハンディもあるので、文章添削などを含む、より親身になった授業展開や論文指導が必要となる場面も多々ある。社会人の受け入れについては、議論が尽くされていないと考えられる。

#### [今後の改善方策]

今後、外国人留学生が増えるようであれば、カリキュラムの改訂を含む対応を考慮し、留学生向けの対応科目を設置するなど、外国人留学生に対する教育研究指導体制を整えていきたい。社会人の受け入れについては今後の検討課題とする。

### 4-5-1-4 研究指導等

#### [現状の説明]

研究指導は、主指導教員があらかじめ定めた時間に行なう研究内容、経過等に関する学生への個別指導による。学生1名につき主指導教員および副指導教員の各1名と定められている。しかし、本研究科は教員・学生とも少人数なので、関連領域の教員も様々な形で積極的に指導に加わっている。また本研究科では、修士論文を作成する課程で、第1次中間報告会（1年次）と第2次中間報告会（2年次）をそれぞれ秋学期と春学期に開催し、全教員による総合的な指導を行なっている。中間報告会には、全教員のほか、国際協力学専攻の院生、国際学部の学生等が参加し、各学生の報告を聴き、質疑応答を行なう。その上で、指導教員から発表内容に沿った指導が行なわれる。なお、修士論文を提出する2年生は、必ず第2次中間報告会で発表することが義務付けられている。

#### [点検・評価]

中間報告会の制度は、1年次においては研究計画の進捗状況を把握し、研究テーマの妥当性や分析方法の客観性・実効性を確認する作業の場として位置付けており、2年次においては、修士論文の体裁および内容についての吟味を行なう最終段階と位置付けている。全指導教員による総合的な指導により、質の高い修士論文が提出されている。また、報告会に参加した院生にとって、修士論文を作成する上で参考になり、また大学院進学を希望する学部学生にとっても進路選択の参考となることが期待されている。

また平成19年度より、修士論文作成にあたり、学生が研究領域や研究テーマを変更した場合、2年次の始めに学生より主指導教員変更の申し入れを行なうことができるようにした。研究科教



授会の議を経なければならないが、これにより、少なくとも主指導教員と院生との研究テーマの不適合は回避できるようになった。

**[今後の改善方策]**

指導教員による論文指導や中間報告会だけでは、2年という期間の中で優れた修士論文を作成するのはかなり厳しいと言わざるを得ない。院生による自主的な報告会や研究会を定期的で開催するなど、研究科としてより学生の活発な研究活動を支援する環境や体制を整えることが今後の課題となろう。

## (2) 教育方法等

### 4-5-2-1 教育効果の測定

#### [現状の説明]

本研究科では修士課程の学生の必要修得単位数を30単位以上と定め、授業科目及び研究指導に基づく修士論文に対する評価を行なっている。評価及び修了の認定にあたっての客観性・厳正性を確保するための基準を設けている。授業科目の単位修得認定については規定により、授業実時間の3分の2以上の出席を前提として下記表により評価を行なう。D以下の評定の場合は単位不認定となる。評価に際しては授業での学習態度、試験結果、レポートなどが認定材料となるが、国際協力に関わる学際的志向性を考慮し、主にレポート課題や指導教員が課す問題解決型テーマのプレゼンテーションなどが評価マテリアルとなるケースが多い。

表 4-8 成績評価基準

表示	AA	A	B	C	D	E	F
評価の基準	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下	欠席	無資格

また修士論文については研究指導担当教官のもとに通年にわたる指導が行なわれている。修士号の学位付与に際する事項は「文教大学大学院学位規則」に基づいて学位論文に該当する3名の専門教員から成る審査委員会を設け、それぞれ1名が主査、他が副査となって厳正な審査が行なわれている。修士論文を作成する学生は前年度末までに18単位以上を修得していなければならず、また研究の進捗状況、経過等の報告のための中間報告会(2回)に出席し、必要事項について報告しなければならない。

以上のような内容を周知徹底させるために本研究科では年度始めのオリエンテーションのほか、主に研究指導を担当する教員を中心に日常的な教学的指導を行なっている。

平成19年3月に第1期生の修士課程修了生3名を出したが、いずれの修了生も大学院で身に付けた専門性を活かせる企業へ就職することができた。

#### [点検・評価]

本研究科は開設よりまだ2年を経過した段階なので、評価を下すには早計とは思われるが、授業科目成績評価のスキームは基本的に国際学部のそれとほぼ同様であり、この点では特段の問題があるとは思われない。ただし、対象が、国際協力という学際性が大きく、海外での活動を期待される人材育成が期待される修士課程の学生であることを考慮すれば、学外での実習や調査活動をベースとした科目の教育効果の測定についてより一層整備される必要がある。現状では「国際協力実地演習」がそれに該当する科目であるが、NGOや国際機関等との連携がより広がってくれば、それに対応する科目を増設する可能性があるからである。

また、学生が少人数のこともあり、研究指導教官を主体とした日常的指導も含めて「面倒見の良い研究科」としての評価を得ているものと判断している。

#### [今後の改善方策]

①海外を含めた学外での活動や調査研究の成果をより重視することができるよう、成績評価マテリアルの多様化を図る。また、実践型・体験知獲得型の授業科目群の教育効果の測定法について

検討していく。

②これまでどおり「きめ細かな指導」を方針として、学生の進路ニーズに対応したキャリア指導・ガイダンスの組織化を図る。

## 4-5-2-2 成績評価法

### [現状の説明]

前節で触れたように、本研究科における成績評価のスキームおよび方法は基本的に国際学部のもそれとほぼ同様のものである。現行のあり方に学生から特にクレームがあるわけでもなく、適正に運用されているものと考察する。修士論文の作成指導、学位審査についての評価運用については「文教大学大学院学位規定」および、「国際協力学研究科修士課程研究指導に関する施行細則」を定め、客観的な基準と厳正な運用を心がけている。

### [点検・評価]

本研究科の特性をふまえて、海外での実地訓練や調査活動など、より実践型・体験知獲得型の成績評価の方法を確立する必要があることは先に触れたとおりである。また、学部生とは異なった専門性を追求する修士課程学生については、問題解決型のプレゼンテーション能力や独自の問題意識の発掘をする過程で学生の資質向上がみられるものの、それをより公正かつ積極的に評価する方法を成績評価に導入する必要があると思われるが、現状ではそうした「独自色」はまだ乏しいと言わざるをえない。

### [今後の改善方策]

①研究科教員間で、既成の成績評価方法にとらわれない、より実践型・体験知獲得型の成績評価の方法・あり方を模索していく。また、そうしたニーズに対応した教材、研究テーマの開発についての合議を進める。

②上記の研究科内的努力と並行して、海外 NGO、国際機関、二国間援助実施機関、自治体などとの連携を模索し、本研究科の教育目的に相応した科目群を再編成し、独自の成績評価法の適応範囲を広げてゆく事を検討する。

## 4-5-2-3 教育・研究指導の改善

### [現状の説明]

教員の組織的な取組みとしては、自己点検委員会を中心に履修者のいる全科目について、院生を対象とした授業評価のアンケート調査を実施しており、その結果・問題点については教授会において議論している。また、院生の授業態度や専門知識の理解度などについて、教員を対象としたアンケート調査を行ない、教育・指導に生かせるように報告書を作成している。アンケート調査に基づき、平成 19 年度よりカリキュラムの一部を改訂し、学生のニーズや時代のニーズに合致した教育・指導体制を整えた。また、院生に対する教育・研究指導が十分に行なわれ成果を得るためには、院生と指導教員との間の信頼関係が不可欠である。院生の研究テーマの変更や指導教員との関係の悪化があった場合、本人の申し入れがあれば変更できるように改善した。

修士論文に対する教育・指導は主に主指導教員と副指導教員によって行なわれているが、それ以外にも関連領域の教員が側面的に協力を行なっている。また、院生も共同研究に参加できるよ

う体制が改善された。こうした体制のもとで院生は指導教員との共同研究を通し、実務的・実践的知識や体験を修得できるようになった。

**[点検・評価]**

本研究科開設当初より、院生による授業評価のアンケート調査が行なわれているのは画期的といえよう。院生の授業への出席状況は良好であり、きめ細かい指導の効果も上がっているものと考えられる。また、修士論文の中間報告会には、当該の学生は全員参加し、発表内容についての質疑応答や指導も十分行なわれており、発表会の成果は上がっている。発表会の場は学生の研究成果を確認する場となっているだけでなく、教員同士がどのような指導を行なっているのかを確認し合う場としても機能することが期待されている。

**[今後の改善方策]**

今後、院生に対しどのようにきめ細かな教育・研究指導を行ない、質の高い修士論文を作成させるか、教員の指導體制のさらなる組織的取り組みの向上が求められている。そのための教育研究推進委員会の活動をより強化していくことも協議していきたい。また、国際協力という専門の性格上、院生にいかに関海外での実務的・実践的な体験をさせるのか、そうした場の確保を大学院として組織的にできるよう関係各所との連携を進める。

### (3) 国内外における教育・研究交流

#### 4-5-3-1 国内外における教育・研究交流

##### [現状の説明]

国際協力学研究科の性格上、国内外における教育研究交流は不可欠である。しかし、開設して2年余りなので、研究科内の様々な規定や内規の整備、院生への教育研究指導に追われ、国内外との教育研究交流が十分に行なわれていない。しかも、組織として大学院が海外・国内の大学院及び研究所等と交流協定を結ぶための規定が整備されていない。

しかし、すでに個人レベルでは、海外・国内の研究所や政府機関等との研究交流が行なわれている。具体的には、JBIC（国際協力銀行）開発金融研究所との連携や、タイのハジャイにおける廃棄物処理事業に関するタイ・プリンスオブソンクラ大学およびJICA（国際協力機構）との連携などが挙げられる。また、JBIC 開発金融研究所には客員研究員制度があり、これに当研究科教員が研究員としての委嘱を受けたり、同じく当研究科教員がJICAの外部有識者事業評価委員に就任したりしている。

また大学院生レベルでは、研究科からバングラデシュのダッカ大学に留学する学生が出ているほか、JICAの青年海外協力隊でアフリカのベナンに派遣されている学生、その他の外国と関わるNGO活動に参加する学生がおり、これらの活動を通じ、それぞれのカウンターパートの研究機関、実施機関、団体との連携が深まりつつある。

特記すべきなのは、平成17年12月1日より3年間、本研究科及び国際学部が、国際開発学会事務局を担当することになったことであろう。国際開発学会は、国際協力分野の日本最大の学会であり、関連分野の研究者や大学との交流を進める拠点とすることができる。同学会の大会が平成17年6月に本学湘南キャンパスで開催された際には、教員・大学院生にとって教育研究交流の格好の場となった。

##### [点検・評価]

開設間もないために、国内外の大学院及び研究所等との、組織的レベルでの教育研究交流はまだ不十分である。しかし、教員の個人レベル及び学生による個別の取組みからは、確実に教育研究交流の輪を広げており、研究科の歴史の浅さから考えれば一定の評価をしてよいと考える。

##### [今後の改善方策]

今後は、組織として大学院が海外・国内の大学院及び研究所等と交流協定を結ぶための規定を整備する必要があるだろう。大学院専任教員レベルだけでなく、院生レベルにおいても教育研究交流を活発化するための取り組みが必要となろう。

## (4) 学位授与・課程修了の認定

### 4-5-4-1 学位授与

#### [現状の説明]

本大学院において授与する学位は、「修士（国際協力学）」である。平成17年4月に開設されたため、平成19年3月までの修士課程修了者は1期生3名だけである。学位の授与の条件は、①2年間の主指導教員及び副指導教員による研究指導、②各年次に開催する中間報告会での質疑応答・指導、③学位論文を提出すること、である。その上で、主査（研究指導担当教員）1名、副査（副研究指導教員1名・専門分野に近い専任教員1名）の計3名よりなる審査委員会による審査及び最終試験としての口述試験が行なわれ、その結果を研究科教授会において審議決定する。中間報告における院生への全研究科専任教員による質疑応答・指導によって、また審査委員会の中に学位論文作成指導に直接関わらなかった教員1名を加えることによって、修士論文の審査に関する客観性・透明性を維持することになっている。

#### [点検・評価]

修士の学位授与に関しては現在のところ特に方針・基準に関する規定などはつくられていない。

また、第1期修了者（平成19年3月修了者）3名のうち1名は、留学生であった。修士論文の日本語指導に関しては主指導教員が献身的に文書添削を行なった。今後こうした日本語指導に関して、どのような体制を整えるべきなのかは、大きな検討事項のひとつと考えられる。

#### [今後の改善方策]

大学院審査の透明性・客観性をより高めるために、審査プロセスを文書化して記録することを検討する。

### 4-5-4-2 課程修了の認定

#### [現状の説明]

修士課程の標準修業年限は2年とし、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査及び最終試験に最終試験に合格した者に修士の学位を授与している。認定の手続きは、学則や規定に則り、厳格に行なっており、特に標準修業年限未滿で修了することは認めていない。

#### [点検・評価] [今後の改善方策]

修業年限の短縮は行なっていないが、今後社会人学生の増加が見込まれるようであれば、検討課題となろう。

## 第5章 学生の受け入れ

# 第5章 学生の受け入れ

## 第1節 大学における学生の受け入れ

### [目標]

- ①教育目標に照らして適切な入学者選抜が行なわれていること。
- ②教育課程にふさわしい多様な学生を受け入れるよう入学希望者を多面的に評価していること。
- ③多様な入学生が大学における学習にスムーズに入ることができるような適切な対応・配慮がなされていること。
- ④教育成果を上げるため、学生収容定員に対する入学者数は、適正な数であること。

### (1) 入学センター

#### 5-1-1-1 運営組織

##### [現状の説明]

入学センターは、短期大学部を含む全学的な組織であり、入試にかかわる業務を総合的に推進し、入試制度の改革並びに学生募集の企画、立案及び各部署との調整を行なうことにより、入試業務の効率化を図ることを目的とする。入学センターは、運営委員会と管理部から構成される。

運営委員会は、センター長、センター次長、各学部及び短期大学部運営委員、大学事務局長、越谷校舎事務局長、湘南校舎事務局長によって構成され、入試の基本方針や、運営上の問題等について審議する。年6回の定例委員会に加え、臨時運営委員会が随時開催される。慣例上、上記構成員に加え、越谷校舎入学課長及び湘南校舎入学課長が運営委員会への出席を求められている。センター長、センター次長は、異なる校舎より任命され、各校舎入試委員長を兼務する。

管理部は、各学部3名以内の管理部員と短期大学部1名の管理部員から構成され、運営委員会との連携を図り、入試の実施に係る業務を効率的に遂行することを業務とする。

入学センターは、学長直属組織であり、学部とは独立に機能する。学部との連携を円滑化する意味合いから、運営委員が学部入試委員長を兼務する例が多い。運営委員会での決定事項は、両校舎学長室会議へ、センター長・センター次長により定例報告される。特に学部に係るものは、運営委員を通して各学部教授会へ報告される。逆に、学部教授会からの入試に係る提案事項は、各学部運営委員が学部入試委員長の立場で取りまとめ、入学センター運営委員会へ諮る。

##### [点検・評価]

入学センターは、本学の入試運営体制を反映した組織であり、各学部間の連携を密にする機能を果たしている。運営委員会では、各学部からの提案が全学的な見地から検討され、同時に各学部へフィードバックされる。少子化を背景とした志願者減少は、各学部に通問の問題ではあるものの、実情は各学部により異なり、学部間に温度差が生じることも多い。入学センター運営委員会における定期的な情報交換によって、各学部の実情を他学部、特に、校舎を異にする学部との間で共有できるメリットは大きい。



運営委員が学部入試委員長を兼務する慣例がもたらすメリットと表裏一体のデメリットとして、運営委員が所属学部の利益代表的立場に陥りやすい点がある。すなわち、大局的見地からの議論が求められる運営委員会が、学部提案の承認機関になりがちである。このことが、全学的組織である入学センターの大局的な企画力を弱める傾向がある。

#### [今後の改善方策]

入学センター運営委員会が有すべき大局的な企画力を充実するために、運営委員に期待される機能を再確認する。同時に、入試における問題点を、他大学との比較なども含めて議論し、具体的な問題点を抽出した上で、具体的解決策を行動計画とともに策定する。特に入試方法の多様化などの全学的方針にもとづいたプログラムを策定し、これを全学的体制で推進していくため、各学部教授会との調整を進めていく。

## (2) 大学における学生の受け入れ

### 5-1-2-1 学生募集方法、入学者選抜方法

#### [現状の説明]

本学の志願者・合格者・入学者・入学定員の推移は、下表の通りである。

表 5-1 志願者・合格者・入学者・入学定員の推移

年度（平成）	15	16	17	18	19
志願者	19355	20105	20058	18877	16439
合格者	4381	4546	4657	4778	4869
入学者	2089	2126	2034	2075	2111
入学定員	1739	1845	1845	1845	1845

この数字は、全学の合計値であるので、実情は各募集単位によって異なるが、ほぼ全ての学部において、志願者の減少傾向が見られる。

志願者の多様化と各募集主体が望んでいる学生像の違いなどに対応して、入学者選抜方法も多様化の道を模索してきた。入学者選抜方法は大きく推薦入試と学力入試に分かれる。前者にあつては志望動機とアドミッションポリシーの整合性を重視し、また後者にあつては、各学部の教育水準に達する学生を学習能力を重視している。推薦入試の管理運営については各学部教授会、各学部入試委員会を中心に行なわれている。学力入試については大学入試センターが一元的にこれを管理統轄し、学生の募集方法の適切化、選抜方法の平準化に努めている。

各学部にあつては、志願者の多様化に伴い、推薦入試・学力入試共にその回数や受験科目などが異なっている。これは各学部が自身のアドミッションポリシーに基づいて「望ましい学生」を受け容れるための方策であり、入試センターにあつては全体の統轄運営を図りながらも、各学部からの要請に留意し、バリエーション豊かな入試選抜方法を採用している。

#### [点検・評価]

入学者選抜方法の多様化は入学する学生の多様な価値観に対応するものとして準備したスキームではあるが、学力入試志願者の減少傾向が著しい一部の学部の募集単位（入試カテゴリー）においては、学力選抜の方法が本来の目的からはずれ、十分に機能していないものもある。また、本学を第1志望としない入学者の、入学後の学習意欲の乏しさも指摘されている。

#### [今後の改善方策]

学力入試が機能するには、一定の志願者数が必要である。志願者減少の著しい募集単位において、入学後の学習意欲が不十分な志願者を集め、受け入れていること現状は好ましくない。推薦入試や、AO入試等へのシフトを進め、偏差値競争以外の基準で本学を選択し、高い目的意識を持った受験生を確保してゆく努力が必要である。

特に、AO入試に関しては、情報学部情報システム学科での実施に留まっており、各学部での実施の検討を依頼する。

### 5-1-2-2 入学者受け入れ方針等

#### [現状の説明]

入学者の受け入れ方針は、一定水準の基礎学力を有するとともに、各学部のアドミッションポリシーに共感し、当該学部での学習内容を理解した上で、高い学習意欲を持った者を選抜することである。各学部でアドミッションポリシーを策定、web ページなどでの周知を図っている。

#### [点検・評価]

上記の受け入れ方針に示される要件、即ち一定水準の基礎学力と、高い学習意欲の両者を十分に満たす受験生を、学力入試を中心とした従来型の選抜方式で確保することは、志願者の減少が進行している状況の中では難しさを増している。学力入試の倍率低下を背景として、かつての合格者＝学力競争の勝者に自然に期待されていた高い学習意欲は、現状に鑑みると現実的ではない。

#### [今後の改善方策]

受験生に対して求める要件に、ある程度の優先順位を設定する必要がある。各学部のアドミッションポリシーをより具体化し、基礎学力と学習意欲のどちらを優先するのか明確化する必要がある。また、募集単位によっては、学力入試の選抜形態では測れない能力を期待する面もあるのではないだろうか。そうした募集単位では、各学部が求める学生の能力・資質を再整理し、アドミッションポリシーに反映させ、選抜方式の転換などを模索する。

### 5-1-2-3 入学者選抜の仕組み

#### [現状の説明]

地方入試・A日程1期入試では、入学センターが中心となって、全学的に実施する。その他の入試では、各校舎別の実施となるが、入学センター長・入学センター次長は、異なる校舎から選出されているため、入学センターとして全体を掌握している。

地方入試、A日程、B日程に関しては、大学での共通実施となっており、入学センターによる試験問題と管理、試験会場などの設定準備、試験実施の運営と管理、採点と発表など一連の運営とそのため意思決定は学長と入学センター運営委員会によって行なわれている。そして、入学者選抜の基準は極めて客観的なものであり、最終の合否判定についても、判定会議、判定教授会など会議体で確認されるため、その透明性は非常に高い。

また、11月の推薦試験を中心とする試験と2月中盤以降に行なわれる小論文試験などを中心とする試験では、入学センターの下で、キャンパス入試委員会が入試の運営、管理に中心的役割を担い、学部は面接、小論文採点などで役割を果たしている。選抜基準は、すべての入試区分において明示されており十分な透明性を持っている。書類審査や面接などにおいても、複数の試験官の評価内容をすべて点数化し、客観性を確保している。

#### [点検・評価]

入試の実施体制は、基本的に確立しており微細な問題点を除けば円滑に実施されている。選抜基準についても、学力入試成績の評価方法をはじめとして、受験生に対して広く公開しており、不透明性は見当たらない。

#### [今後の改善方策]

以上から、現状において、本項目について改善を要する点は無いと考えられる。

## 5-1-2-4 入学者選抜方法の検証

### [現状の説明]

入試問題の適切性は、内容上の誤りがない点と、選抜試験として出題の質と水準が適切かどうかの二面がある。地方入試や A 日程入試の問題は 5 学部共通であり、出題者は 5 学部にわたる。本学の入学センターが各教科の入試問題について、前年度の正答率を出題者に配布し、出題者は適正な正答率分布になるように難易度を検討する。試験問題作成時には学内検討委員によって、詳細な検討が行なわれる。地方・A 日程入試については、試験終了後、外部業者による確認作業を重ねている。

合格判定の過程では、各科目の成績分布が提供されるため、出題の質と水準に著しく劣る問題は、その段階で見出されるはずである。過去にそのような例はない。

問題内容に関する誤りは、例年、散見されるが、その多くは事前のチェックで発見されている。事後に発見されたものに関しては、原則的に当該問題に対する全員加点等、受験生に不利益の無いように配慮した対応をしている。同時に、web ページ等を用いて事実を周知している。

### [点検・評価]

問題内容に誤りがあることが判明した場合には公正を期するため、受験生全員の答案を確認し、配点上の配慮、修正を行なっている。また、出題の質と水準について、個々の設問についての分析は行なわれていない。厳密には、受験生を成績別にいくつかの群に分け、成績上位群と成績下位群とで、正答率の不合理な逆転が起こっていないかどうか設問ごとにチェックする方法などがあるが、処理系の構築や、チェック作業に係る労力の確保ができないために、現状では実施していない。

### [今後の改善方策]

問題内容の誤りについては、現状通り発生件数ゼロを目指す。検討委員の充実と、出題委員への注意喚起に努める。

個々の設問の検討、分析については、チェックとフィードバックの組織のあり方も含め、議論を進める。

## 5-1-2-5 定員管理

## [現状の説明]

本学における、各課程・各学科の収容定員と在籍学生数は下表の通りである。

表 5-2 収容定員と在籍学生数（平成 19 年度）

学 部	学 科	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員 (A)	在 籍 学 生 (B)	編 入 学 生 数 (内数)	B/A
教育学部	学校教育課程	220		880	1,040	1	1.18
	心理教育課程	100		400	432	0	1.08
計		320		1,280	1,472	1	1.15
人間科学部	人間科学科	230		920	1,019	5	1.11
	臨床心理学科	170		680	756	5	1.11
計		400		1,600	1,775	10	1.11
文学部	日本語日本文学科	125		500	612	7	1.22
	英米語英米文学科	125		500	625	3	1.25
	中国語中国文学科	110		440	558	1	1.27
計		360		1,440	1,795	11	1.25
情報学部	広報学科	150		600	699	4	1.17
	経営情報学科	150		600	688	8	1.15
	情報システム学科	150		600	664	5	1.11
計		450		1,800	2,051	17	1.14
国際学部	国際コミュニケーション学科	120		480	512	7	1.07
	国際関係学科	125		500	619	9	1.24
計		245		980	1,131	16	1.15
専攻科		30		30	0	0	0.00
外国人留学生別科		40		40	31	0	0.78
合 計		1,845		7,170	8,255	55	1.15

収容定員充足率は、全学で 1.15 である。学部限定すると、1.07～1.27 の範囲となる。

全学における入学定員充足率の過去5年間の推移を下表に示す。

表 5-3 入学定員充足率の推移

年度（平成）	15	16	17	18	19
入学者（A）	2089	2126	2034	2075	2111
入学定員（B）	1739	1845	1845	1845	1845
A/B	1.20	1.15	1.10	1.12	1.14

入学定員充足率は、概ね1.1台の前半である。なお、編入学に関しては、定員が設定されていない。各学部とも入試カテゴリーごとに入学定員は決められており入学センターで作られた原案が大学審議会にて毎年審議、承認されている。

**[点検・評価]**

文学部において、収容定員の超過率がやや目立つ。文学部の入学定員充足率推移は下表のようになる。

表 5-4 文学部入学定員充足率の推移

年度（平成）	15	16	17	18	19
入学者（A）	411	405	458	432	448
入学定員（B）	366	360	360	360	360
A/B	1.12	1.13	1.27	1.20	1.24

年度による差異が目立つが、過去3年間において20%を超える超過率となっている。

**[今後の改善方策]**

入学定員充足率超過の原因は、多くの場合、手続き率の過小予測である。志願者の減少から、入学者確保に対して過度に神経質にならないよう留意し、予測精度の向上を図る。

## 第2節 学部における学生の受け入れ

### (1) 教育学部

#### [目標]

教育学部は、学校教育課程と心理教育課程を有している。

学校教育課程においては、小学校から高等学校までの教師の育成の実施、また、平成19年3月に完成年度を迎えた心理教育課程においては、乳幼児期から青年期に至るまでの「心の教育」を担う実践的な人材の養成を行なっている。いずれの課程も学園の精神「人間愛」の下、その精神を理解した行動を伴う学生の育成に勤しんでいる。

そのために、下記の目標掲げる。

- ①教育に関わる仕事につくことを希望する者を多面的に評価すること。
- ②受験生の多様化に対応し、教員を目指す者を幅広く受け入れること。
- ③教育水準を維持するため、定員管理を適切に行なうこと。

#### 5-2-1-1 学生募集方法、入学者選抜方法

##### [現状の説明]

入学試験は以下のように多様化しており、多面的な角度からの評価、受け入れ体制の多様化を図っている。これにより多様な志願者を確保することと志願者に多くの受験機会を提供することを意図している。

- ①付属校推薦
- ②指定校推薦
- ③公募制の推薦入試
- ④大学入試センター利用入試
- ⑤地方入試
- ⑥A日程入試（一般入試）

入学試験も当然それに準じた形で行なわれ、全ての試験で専修毎に合格者判定が行なわれている。

実技関係の専修では共通の入試科目に加えて更に、実技試験を課すという選抜方法を採用している。

これら、6種の試験の選抜方法は、それぞれに異なり、学校教育課程の定員は、全体で220名であるところ、本学の専修制を生かす意味もあり、学生の専門意識を向上させるためにも、専修ごとに割合を決めて合格判定を実施している。心理教育課程は各コース50名、2コースあわせて100名の定員である。

ちなみに、③の公募制の推薦入試では、面接と小論文を中心に選抜を行い、④から⑥の大学入試センター利用入試試験、地方入試、A日程入試では、国語・英語・選択科目を中心に選抜している。ただし専修によっては実技点を課する場合もある。

延べ応募者数は、平成18年度まで順調に伸びてきたが、平成19年度には1200名以上の減少

をみている。これは、少子化の波に加え、近年、小学校教員養成課程やコースを有する大学が増えてきたこと、小・中学校の一部教員による不祥事等により教員希望者が減少したことなどに起因すると思われる。

#### [点検・評価]

過去5年間において、合格者に占める入学者の割合の推移は以下のようなものである。平成15年度45%、平成16年度42%、平成17年度43%、平成18年度38%、平成19年度38%である。安定的に推移しているとは言い難い。したがって選抜方法は多様な入試方法によって行なうこととなる。

倍率の低下は、学生の質の維持に大きく影響を及ぼす。教育学部としては、世に「先生」を送り出すという自覚のもとに学生を育成・指導しているが、入口でコントロールできなくなる時代ではなくなるかもしれない。この危惧を打破するためには、入学試験のみではなく、カリキュラム、卒業審査等を含めて、角度の違う視点から考えなければならないと思われる。また、多様な入試方法による選抜は、教員希望者を多面的に評価することにつながり、適切に運用しているといえる。

#### [今後の改善方策]

多くの受験機会を提供している点では、一定の評価ができるため、今後は、入試時の成績と入学後の学修状況との相関をみながら、選抜方法における重点項目を随時見直しをはかる。

## 5-2-1-2 入学者受け入れ方針等

#### [現状の説明]

教育学部には、学校教育課程と心理教育課程がある。

学校教育課程は、定員220名、心理教育課程は100名である。前者は、小学校・中学校・高等学校の教員の育成が目的であり、後者は、幼児・児童の「心の教育」を担う専門家育成を目的としている。

そのため、教育学部のアドミッションポリシーとして以下の6項目を掲げている。

- ①幼児児童生徒をはじめとして、周囲の人とのコミュニケーションを大切にすること。
- ②基礎学力、基礎体力を大事にして、幅広い分野に興味を持つことができること。
- ③「人間愛」に基づく「心の教育」の大切さを認識して実践を目指すこと。
- ④幼児児童生徒の成長と共に自分も成長していこうとすること。
- ⑤幼児児童生徒の喜ぶ顔を見ることが好きなこと。
- ⑥教育に関わる仕事につくことを希望し、その意志を持つこと。

学校教育課程は、全教科を担当する小学校の教員、そして、専門教科を担当する中学校・高等学校の教員を育成するため、全教科的な広がり、専門的な指向をあわせもったカリキュラムが用意されなければならない。そのために本学部では、専修制を採用している。

専修制とは、国語・社会・数学・理科・音楽・美術・体育・家庭・特別支援教育の9専修である。国立大学以外ここまでの専修を持つ大学は少なく、本学部のステータス・シンボルでもある。

#### [点検・評価]

学校教育課程の入試合格判定は専修毎に行なわれるが、心理教育課程はコース毎に行われる。現在、基礎枠と応募者数比率枠及び調整枠で、専修毎の定員数を決めている。専修制度と数の上での平等性は、これによって公平さを維持していると考えられる。専修制及びコース制は、教育



目的の利点が大きく、維持すべきであると考え。事実、専修制およびコース制があるために本学部を目指してくる受験生は多い。ただし、専修による応募者数のばらつきも気になるところである。

他学部との大きな違いは、目的養成課程であることである。小学校の教員を主に志望する者が多い中で、少しずつ、中学校の教員を目指す受験生も増えてきている現実がある。カリキュラム的には対応しているが、卒業時における需要と供給のバランスは悪い。在学中の進路指導については、キャリア支援課の指導、本学部の担任制を通じて個人指導等、本人の適性も含めての指導が行なわれている。また、教員養成を目的とした学部として、掲げているアドミッションポリシーに基づき選抜を適切に行なっており、教育目標、カリキュラムとの関係において問題はないと考えている。

#### [今後の改善方策]

教育学部の求める入学者像と教育目標に乖離はないことから、現在の入試方法を今後とも継続していく。また、各専修の応募者のばらつきについては、受験生に対してオープンキャンパス、進路相談会等でのアピール内容を随時検討していく。また、入学試験の点数配分の比重を変更することも、アドミッションポリシーを踏まえながら検討する。

### 5-2-1-3 入学者選抜の仕組み

#### [現状の説明]

文教大学の学部における入学者選抜の仕組みは、入学センターを中心とした運営体制で行なっている。

公募制入試における小論文や実技試験、A日程入試での実技試験については、学部入試委員会が中心となり実施している。選抜基準について、学部内で議論され、筆記試験、実技試験を問わず、審査するための基準を明確にし、合否判定を実施している。

#### [点検・評価]

入学試験の実施体制は、基本的に確立しており、円滑に実施されている。選抜基準についても、学力入試成績の評価方法をはじめとして、受験生に対して広く公開しており、不透明性は見当たらない。選抜において、実施体制および透明性を確保しつつ、入学者をいかに予測していくかが問題になる。

#### [今後の改善方策]

実施体制および選抜に関する透明性を今後も維持していく。入学者予測が難しくなっている実態と、受験生を確保するための複数の入試方法との関連において、より多様なあり方を考えていく必要がある。

### 5-2-1-4 入学者選抜方法の検証

#### [現状の説明]

公募推薦の小論文課題についてみると、学校教育課程9専修は、非実技系と実技系に分かれ、それぞれの特性をいかした問題作成を行なう。心理教育課程2コースは課程共通で作成する。

出題者は交代するが、試験問題作成に当たっては、全専修及びコースの問題作成委員会関わっ

ているので、前年度を含む過去の論文課題の適切性を話し合った上で、問題作成を行なうことができる。

#### [点検・評価]

入試科目によっては、入試問題を作成する担当教員の負担は相当なものである。しかし、専門領域が決まっていることや、受け入れる学生の選抜は自校の教員が責任を持つべきという考え方から、負担の偏りは簡単には解決できない。

#### [今後の改善方策]

過去問題等の再利用も含め、問題作成に伴う負担軽減に向けて、議論していく。推薦入試での小論文、実技試験については、出題者は、難易度を前年の問題に沿って検討し、また学部内でも試験内容に関して、妥当性を毎年度チェックする体制を取っているため、今後も引き続き実施していく。

## 5-2-1-5 入学者選抜における高・大の連携

#### [現状の説明]

教育学部定員は、学校教育課程 220 名、心理教育課程 100 名である。推薦入試は、付属校、指定校、そして公募制推薦の3つで行なっている。現在は、その内、全体の7～8%である15名以下を学校教育課程、心理教育課程は7～8名以下を目標として付属校・指定校推薦枠としている。公募制推薦枠は学校教育課程約25%の56名、心理教育課程は、20%の20名ほどとしている。指定校は両課程あわせて現在30校ほどあるが、うち87%以上の指定校からの推薦がある。

公募制推薦入試に高等学校から送られる調査書の扱いは、平均評定が3.5以上であることを条件とし、さらに、部活動、委員歴、出欠席、特記事項等も参考にしている。

高校生との関わりは、付属高校へは、進路説明会で教員が参加、9専修の特徴、就職状況等の説明及び模擬授業に参加している。指定校へは、教員及び入試担当職員が訪問し、受け入れた学生の状況説明、情報交換を行なっている。近年多くなった高校招聘の説明会・模擬授業にも積極的に参加している。オープンキャンパスにおいては、全体説明、個別相談等で専修別の説明がなされ、公示出来る事は全て公開している。特に個別相談では、各専修の教員が相談に乗っている。

#### [点検・評価]

推薦入試に関する高等学校との関係は、かなり重点を置いて対応しているが、対象高等学校が全国に広がっていることから、さらに密接な関係をもつことを難しくしている。越谷キャンパスのオープンキャンパス参加者は多く、特に教育学部を希望する生徒が多数を占めている。学生に委託したキャンパスツアー、部活動の紹介等は好評で、高校生が直接、大学生と接触出来る機会として有効であり、今後も更に工夫していきたい。教員が参加する模擬授業、学部紹介、個別相談の参加者も多く好評である。個別相談は専修・コース別に参加生徒数に差があるところから工夫が必要と思われる。

#### [今後の改善方策]

高校教員、受験生に対しては、本学に関する興味・関心を引く内容及び入学試験に関する情報を定期的に発信して、動機付けを図っていくとともに、高校への対応も個別に引き続き実施して積極的に高校との関係維持に努める。また、模擬授業の依頼が多く寄せられるが、充分対応しているとは言い難いため、組織的に各教員が活動できるよう、検討する。

### 5-2-1-6 科目等履修生・聴講生等

#### [現状の説明]

教育学部は、他大学及び他学部卒業生が教員免許状取得のために必要な科目を、科目等履修科目として開放している。平成18年度現在329科目、延べ約420名の履修者がいる。履修期間は、1年間に取れる単位数上限を30単位と規定しているため、最短でも2年間かかる。科目等履修生は7～10名ほどで、他大学3～5、他学部生4～5名ほどが履修している。

また、聴講生制度を用いて平成15年度に教育学部が開設した定員50名の心理教育課程児童心理教育コースの学生について、小学校教諭一種免許状取得のシステムを開始した。これと同時に、人間科学部と文学部の聴講生定員を50名とし、小学校一種免許科目の履修を可能とした。人間科学部と文学部の学生は、所属学部科目による中学校・高等学校教諭一種免許状を取得出来るが、聴講による小学校教諭一種免許状を取得する場合は、中学校・高等学校教諭免許状の取得はできないという条件を所属学部がつけている。

これら100名の教育学部学校教育課程科目の聴講生に対しては、学校教育課程と別の授業時間を開設し、教育学部専任教員を中心として、学校教育課程と同じ内容の授業を行なっている。

#### [点検・評価]

科目等履修生については少人数のため特段の問題は生じていない。小学校免許科目を履修する他学部聴講生が50名と履修者数が増加したため先生方の負担が増えることとなった。学生は中学校免許を断念して小学校免許取得をめざしている実状もあり、取り組み方が真剣である。採用試験も小学校教員合格者が平成15年度は人間科学部1名、文学部4名、16年度は人間科学部4名、文学部4名、17年度は人間科学部7名、文学部9名、18年度は人間科学部3名、文学部15名と成果を上げている。

#### [今後の改善策]

科目等履修生については、特に問題がないため、引き続き現行システムを維持していく。他学部の聴講希望者が、聴講生定員の数倍いるため、選抜を行ない、教育水準を維持できるよう今後も努めていく。

### 5-2-1-7 定員管理

#### [現状の説明]

学校教育課程と心理教育課程は、独立に学生定員の管理を行なっている。学校教育課程は、学生収容定員880名に対して、在籍学生数は1,040名である。心理教育課程は、学生収容定員400名に対して、在籍学生数は432名である。

それぞれの課程で、在籍学生数は収容定員の1.18倍、1.08倍である。1年生から4年生の入学人数は、学校教育課程は、入学定員の1.15倍、1.20倍、1.15倍、1.23倍である。心理教育課程は、入学定員の1.25倍、1.00倍、0.91倍、1.16倍である。

手続き率を考慮した合格発表者数の決定は、過去4年間の入学手続き者比率をもとに、学部長、課程長、学部入試委員で協議して行なう。

#### [点検・評価]

学校教育課程ではやや超過しているところもみられるが適正範囲である。

心理教育課程では新規開設であったため、合格者の手続き率の予測が不十分であり、入学者数の入学定員に対する比率が、4年生は1.16倍、3年生は0.91倍となったが、完成年度を迎え予測が可能になってきたことから、今後は入学者数を安定させることができる。教育学部の志願者倍率は高く、定員充足率による組織改編、定員変更の必要性はないが、充足率の検証は、なお必要である。

#### [今後の改善方策]

卒業生の就職は、主に教員・保育士という限られた領域であるので、社会の状況をふまえながら、学部入試委員会を中心に収容定員を検討していく。特に充足率の検証については、入学センターを中心とした全学的な調整が図れるよう、研究を進めていく。

### 5-2-1-8 編入学者、退学者

#### [現状の説明]

教育学部の退学者数は、以下の表に示したとおりである。

表 5-5 教育学部と大学全体の退学者数の推移

年度（平成）	学校教育課程	心理教育課程	合計	大学全体
16	6	2	8	176
17	7	4	11	181
18	9	3	12	193

大学全体の退学者数を鑑みたとき、平成16年度は4.5%、17年度は約6.1%、18年度は6.2%と、非常に少ない割合になっている。教育学部は、その学部の性質上、将来の目的を明確に抱いて入学してくる学生が大半である。4年間、目的をもって学べることが退学者の少ない第一要因であろう。

しかし、入学後、学んでいく過程で、学力、能力、性格の問題を意識することで、自らの将来像に不安を感じる学生が出てくることもある。また、入学後、経済環境の変化により、在学することに困難を生じることもある。学校教育課程は細かく9専修に分かれ、心理教育課程は2コースに分かれている。こうしたコンパクトな体制の中、担任制をとっていること、また、それぞれの研究室と事務局とが連携することで、全体として余裕を持って学生に対応できる環境があるため、学生の相談に適宜のることができる。不安、困難が生じたとき、退学という選択以外にも、多くの選択肢があることを、それぞれの研究室では把握しており、そのような説明を学生、保護者に対しておこなっていることも、退学者を少なくさせることに寄与している。

#### [点検・評価]

現状では、担任・研究室・事務局などが一丸となって、一人ひとりの学生に対応することが十分できていると言える。

入試方法の多様化により、今後、入学してくる学生にも多様化が予想される。また、学生を取りまく環境も、多様化することが予想される。学生の相談にのれる体制は、現状どおりでよいであろうが、多様化に対応できるような対策を、早急に練っておく必要がある。

#### [今後の改善方策]

大学全体からみる教育学部の退学者数は少ないといえるが、学生との相談できる体制を整備し

たい。教員間で学生の情報共有をするための機会を設けるとともに、学生の学修および生活状況を把握できるよう、事務局との連携をも図りつつ、学生へのケアを充実させていく。

## (2) 人間科学部

### [目標]

- ①適切な入学者選抜が行なわれていること。
- ②人間科学への興味・関心及び理解を持つ学生を受け入れるよ入学希望者を多面的に評価していること。
- ③教育効果を上げるため、学生収容定員に対する入学者数は、適切な数であること。

### 5-2-2-1 学生募集方法、入学者選抜方法

#### [現状の説明]

##### <学生募集方法>

人間科学部は、文教大学の他学部と同様、大学説明冊子（大学案内・授業案内）、オープンキャンパス、出張講義・説明会及びインターネット上のホームページからの情報発信によって学生募集を行なっている。

これらによって人間科学部の受験を考慮している進学希望者に可能な限り適正な情報を提供し、人間科学に対する理解促進を図ると共に、本学が期待する志願者像を提示している。

##### <入学者選抜方法>

一般公募推薦入試は小論文試験の成績と高等学校での学業成績の評定平均値とを考慮して合格者を決めている。これは上記学生受け入れの基本方針で述べた“高等学校で継続的に努力を重ね一定の成績・成果を上げ、同時に人間科学に関わる事象に関心を持ち思考し表現する力を持つ”人材を志願者の中から選抜するものである。公募推薦は毎年11月に行ない、「現役生、評定平均値が3.5以上、本学を第一志望とする」ことを推薦要件とし、学校長の推薦書の提出を求めている。試験は小論文（所要時間90分、毎年1,000字程度）である。合否は、評定平均値と小論文試験の点数を1対1で計算し、人間科学科は高校における「活動歴」を規定の条件で若干の加算を行なって、上位から合格を決める。

臨床心理学科では「活動歴」による加算はない。

センター試験利用入試は平成11年度から加わり国公立大併願者にさらなる受験機会を提供している。同入試は、センター入試からのデータによって合否を決めている。科目としては、英語・国語の必修の他、受験した数学、理科科目、社会科目の中から最も高得点の1科目を採用し、3科目の合計点で合格を決める。

地方入試は平成18年度現在9会場で実施されているが、人間科学科は横浜を除く8会場、臨床心理学科は東京と横浜を除く7会場で実施している。これは関東以外の地方から多くの人材を得たいという既述の方針に沿うものである。首都圏を除いているのは、地方の受験生が受験しやすいようにするという、地方入試本来の目的を実現するためである。

A日程入試は、いわゆる“一般入試”であり志願者選抜の中心的存在である。A日程入試は3日間実施され、3日間にわたって受験を可とするなど本学部を志望する受験生に複数の受験機会を提供している。

A日程入試は、大学として採用している試験日自由選択制で行ない、3日間行なっている。科目は、地方入試とA日程入試は同じであり、英語、国語が必修で、数学、社会の科目からの選択

1科目の3科目である。いずれも学力試験の点数でのみ合否を決めている。人間科学科はすべての科目を偏差値換算した数値の合計点により、臨床心理学科は国語と英語は素点、選択科目を偏差値換算した点数の合計によって合否を決めている。全学的には偏差値を使用しているが、臨床心理学科が国語と英語において素点を使っているのは、臨床心理士という言葉に対する知識、感性が重要な職業をめざす学生の受け入れであるために、言語的な能力を重視するため、偏差値よりも差のつきやすい素点を使用している。

B日程入試は3月上旬に国語及び英語の2科目で実施され、センター試験利用入試、地方入試及びA日程入試が選択科目を加えた3科目で選抜を行なうのに対し、受験しやすいものとなっている。

次に途中入学の選抜方法について記す。

人間科学科では一般編入試験（大学2年以上在籍、あるいは、短期大学、高等専門学校、専修学校卒業予定が条件）、及び文教大学女子短期大学部からの特別編入試験を実施している。いずれも3年生に編入される。

定員は「若干名」であり、大幅な希望があるわけではないので、少数の募集となっている。また心理関係のコースでは、コース所属の学生数を考慮して、あらかじめ募集しない方針をとることもある。

一般編入試験は、A日程の1日を使って行なっており、基礎的な専門領域の知識と英語（内部的な転学部・転学科の場合は免除）、そして面接試験を行なっている。文教大学女子短期大学部からの編入は面接試験のみである。

臨床心理学科は、一般編入試験は行なっておらず、その代わりに、社会人編入試験を実施している。他大学を卒業し、3年以上を経過したことが応募条件となっており、心理学の基礎的な知識を問う小論文が課され、合格者は3年生に編入される。文教大学女子短期大学部からの特別編入も実施しているが、こちらは面接のみ課されるが、2年生に編入される。

帰国子女の特別入試は実施しておらず、留学生は文教大学外国人留学生別科からの推薦のみを受け入れている。

#### [点検・評価]

学生募集に当たって受験生に人間科学部の教育に関する種々の情報を適切に提供しなければならない。大学案内・授業案内は平成12年度以降数次の改訂を行ない、人間科学部の教育課程の構造等を分かりやすく伝えるための努力を行ってきた。一方、今日のインターネットの普及状況を考慮するとホームページ上からの情報発信は効果的であると同時にいっそうその重要性を増していると判断される。人間科学部のホームページにおける受験生への情報発信についても、その内容の改善を行ってきている。今後はより一層、これを学生募集の重要な手段として位置づけた対応が求められる。

#### [今後の改善方策]

今後の改善策としては、地方入試開催会場数の増加を計画中である。これまで人間科学部では関東以外の地方から多くの人材を得たいという方針から、首都圏会場を除いてきたが、少子化の影響で受験生が減少していることもあり、受験生確保のため他学部と同様に地方入試は10会場で実施の予定である。

さらに入学者受け入れ方針に沿った入試方法として指定校推薦入試の導入をはかった。定員の配分を随時検討していく。入試方法の多様化にともなって、学生募集方法の多様化、効率化を期

待できる。

また、本学部は、平成 20 年度に新たに心理学科を設置する。これにともない、各学科の大学定員の変更を行なう。人間科学科 140 名（90 名減）、臨床心理学科 120 名（50 名減）そして心理学科 140 名となる。心理学科設置を機会に入試に関しても幾つかの見直しを行なう。

## 5-2-2-2 入学者受け入れ方針等

### [現状の説明]

#### <入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係>

人間科学部の入学者受け入れに対する考え方は、学部・学科の理念・目的に沿った人材を養成することを背景としている。このため当然のことながら、入学希望者には人間科学への興味・関心及び理解を強く持つことが期待される。ところが、人間科学、あるいは本学部でこれを構成する心理学、社会学、教育学及び臨床心理学が、どのような内容のものであるかは、高等学校以前の教育では詳細かつ明確に知る機会はないと考えられる。このため人間科学部の入試は基本的に高校において修得した学力を検査することにおかれており、大学で学ぶ上で特別にあらかじめ必要とされる能力の試験を行なうことはない。

推薦入試では高校での成績と小論文の評点を加算して合格者を決めることが基本となっている。つまり、高校で獲得した学力を公正の原理に基づいて決めている。

入学者選抜に当たっては、受験のための学力を備えた学生だけでなく、高等学校で継続的に努力を重ね一定の成績・成果をあげ、同時に人間科学に関わる事象に関心を持ち思考し表現する力を持つ入学者を期待している。また、こうした人材を幅広い地域から受け入れることも方針の一つである。

#### <入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係>

入学者受け入れ方針は、高校までの学習をきちんとした生徒を受け入れ、公正の原理で選抜をするということであるが、高校の学習が必ずしも画一的なものではなく、高校の教育方針や選択科目の多様性などを考慮し、多様な選抜方法をとっている。この原則を徹底させている意味から、これまで人間科学部は指定校推薦を行なってこなかった。

しかし、少子化の影響で受験生が減少していることは、全国的な傾向であり、人間科学部もその例外ではなく、さまざまな選抜方法をとることで、受験生を増やすことが求められており、指定校推薦入試の方法をとることを検討し、平成 20 年度入試からこれを導入することとした。

### [点検・評価]

#### <入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係>

入学者受け入れ方針と教育課程との関係については、従来から人間科学に関わる基礎的科目群を配置し、前述の“人間相互の関わり、他者への援助などの人間の営みに対して関心を持ち人間科学部の教育理念に基づく学修を行なうための動機や準備状態を備えた有為な人材”に対して人間科学の学問的基礎への興味・関心の拡大を図っており、現時点では齟齬はないと判断される。

#### <入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係>

検討課題としては、語学教育カリキュラムに関する問題がある。推薦入試では英語が課されておらず、現在人間科学部のカリキュラムでは英語が必修であり、英語を含む外国語が選択必修となっている。学力入試では英語が必修となっているので、推薦入試による学生との英語力の差が



指摘されることが多く、英語力や英語に対する学生自身の希望に関わりなく英語のクラス編成がなされているために、授業を進めにくく、学生としても勉学が適切に行なわれていないという不満もある。入学選抜の方法だけの問題ではなく、人間科学を学ぶ上で、あるいは社会に出て、英語がどのように必要であるかという観点を踏まえて、読解力や作文、会話等の英語力形成がどのように必要であるかも関連させながらの改善が必要であると考えられており、学部教務委員会等で検討する必要がある。

#### [今後の改善方策]

##### <入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係>

現行では入学者受け入れ方針と入学者選抜方法との間に大きな問題はないように考えられるが、今後各種入試による入学生の入学後の単位履修状況や成績等の学業に関わる情報の把握、学生に対するアンケート調査を活用した人間科学部での学習やその他の学生生活に関する意識を把握し、客観的に各入試の適切性について検討を行なわなければならない。

##### <入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係>

入学者受け入れ方針と教育課程との関係については、従来から人間科学に関わる基礎的科目群を配置し、前述の“人間相互の関わり、他者への援助などの人間の営みに対して関心を持ち人間科学部の教育理念に基づく学修を行なうための動機や準備状態を備えた有意な人材”に対して人間科学の学問的基礎への興味・関心の拡大を図っていく。また、語学教育の問題については、学部教務委員会等で引き続き検討する。

## 5-2-2-3 入学者選抜の仕組み

#### [現状の説明]

##### <入学者選抜試験実施体制の適切性>

本学部は当該入試の前年度から入試に関する基本方針を学部入試委員会が検討し教授会に諮り決定している。この過程で越谷キャンパス入試委員会及び入学センターとの連携を図りながら基本方針等を決定している。

##### <入学者選抜基準の透明性>

各入試の試験科目の配点については、入試要項や大学案内に記載されている。また、大学案内には前年度に実施された入試の志願者数、受験者数、合格者最低得点、合格者数、及び倍率を掲載している。基本的に他学部と同様である。

#### [点検・評価]

##### (1) 入学者選抜試験実施体制の適切性

入試実施に関しては入学センター、入試委員会及び入学課によって適切に運営され、また本学部も入試委員会を通じこれに関わり現時点では問題はないと考えられる。

##### (2) 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜基準についてはすべてのデータが数値化され、一元管理されており、現時点では問題がないと考えられる。

#### [今後の改善方策]

##### (1) 入学者選抜実施体制の適切性

現時点では問題はないが、教職員の負担が過重にならないような配慮を検討することも必要で

ある。

## (2) 入学者選抜基準の透明性

現時点での問題はなく、引き続き透明性の確保に努める。

### 5-2-2-4 入学者選抜方法の検証

#### [現状の説明]

##### <各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況>

全学的に各年の入試問題を検証する仕組みは共通しており、人間科学部もこれを遵守している。

人間科学部独自の入試としては、一般公募推薦入試であるが、出題委員を半数ずつ交代させ、前年の問題を検証しそれを踏まえた上での問題作成を行なっている。

#### [点検・評価]

最終段階では出題者に問題を作成する立場とは違った視点で検証を行なっているが、出題範囲が広く、かつ中身が詳細な科目では入試問題では出題ミスが発生することもあった。

人間科学部が独自に問題作成をしている一般公募推薦入試では、今のところ重大な出題ミスは起きておらず問題検証の仕組みに齟齬はないと考える。

#### [今後の改善方策]

出題者に入試問題に対する基本姿勢として、受験生の基礎的学力及び学習能力を判定・評価するために自身の専門分野での奇問・難問を極力避け教科書レベルの問題を科目全範囲から出題するように今後とも努める。これにより検討委員によるミスの発見が容易になるが、ミスのない出題が入試問題作成の基本である以上、出題担当者レベルでも十分な注意の喚起が最重要である。

一般公募推薦入試では、特定の専門領域や分野からの出題に偏ることなく出題されるよう今後とも努めていく。

### 5-2-2-5 入学者選抜における高・大の連携

#### [現状の説明]

##### <推薦入学における、高等学校との関係の適切性>

推薦入試に関しては、平成19年度入試まで本学部は公募制推薦入試だけを実施してきた。毎年6月に実施している高校教員を対象にした入試説明会等で本学部の理念や教育目標等を説明しどのような人材を養成するかを伝える努力を行ってきた。

本学部は平成20年4月に心理学科を設置する。これに伴い入試全般を再検討し、平成20年度入試から人間科学科、臨床心理学科及び心理学科ともに指定校推薦入試を実施する。指定校各校を教員あるいは入学課員が訪問し、指定校入試の趣旨、本学部の理念や教育目標、カリキュラム等の概要を説明し、本学部を説明し、本学部に対する理解を深め有為な人材の推薦を要請している。

#### [点検・評価]

高校に対する入試説明会での説明に加え、平成20年度入試に向け積極的に指定校に限らずそれ以外の高校にも教員及び入学課員が積極的に訪問し、人間科学部で学ぶ意欲のある学生の推薦を依頼している。これらの努力により、各高校は本学部への理解を深めていると考えられ、一定

の成果を上げていると判断している。

#### [今後の改善方策]

指定校推薦は、平成20年度入試において初めて実施するものであり、志願状況をはじめ入学後の学生の生活などを考慮し、指定校選定のあり方や指定校に対する本学部についての説明のあり方を引き続き検討していく。

### 5-2-2-6 科目等履修生・聴講生等

#### [現状の説明]

文教大学では学則56条（科目等履修生）、57条（委託生）、58条（聴講生）、59条（研究生）を制定し、これらの学生の受け入れを行なっている。これらの規定はいずれもその定義から始まり他の学生に関する規定と同様に構造化されている。人間科学部ではこれらの規定に則りこれらの学生の受け入れを行なってきた。

#### [点検・評価]

これらの諸規定に示される受け入れ方針、要件は客観性、公共性を満たしていると考えられるので、いずれも人間科学部については適切であると考えられる。

#### [今後の改善方策]

人間科学部においては、これらの学生の受け入れに関して、学則の運用について今のところ問題点は指摘されていないので、特に検討すべき点はないと考えられる。

### 5-2-2-7 外国人留学生の受け入れ

#### [現状の説明]

現在の本学部の留学生の受け入れは、本学外国人留学生別科において1年間の課程を修了し、以下の要件を満たした者を対象に推薦入試を若干名の定員で行なっている（「平成20年度文教大学入試要項文教大学外国人別科対象の入学試験」）。

- ① 推薦時において登録全教科の成績評価が2.0以上であること。
- ② 2回（4月、9月）の別科日本語能力試験においてふさわしい向上を示していること。
- ③ 推薦時において授業出席率が90%以上であること。

当学部において留学生の本国地での教育状況は把握していないが、上述のように1年間の学習状況や成績等に一定の基準を設けた上で、書類審査と面接による推薦入試を実施している。この基準により本学部入学後の学修活動が円滑に進むことを担保している。

#### [点検・評価]

3-2-1-9で述べたようにかつて本国で英語を学習する機会がなかった留学生が入学したことがあったが、その後こうしたことには配慮し受け入れを行なっている。また、上記②はやや曖昧な基準と考えられないこともないが、2回の日本語能力試験がやや低い得点であってもその間の成績の伸びに注目し評価しようとする側面を持つものである。

#### [今後の改善方策]

本学部で受け入れている外国人留学生は若干名であるため上記の基準がきわめて有効であるかの判断は行ないにくい。今後はこれまで以上に本学外国人留学生別科と緊密な連絡をとりあって

留学生の受け入れ基準について注意深く検討していく。

## 5-2-2-8 定員管理

### [現状の説明]

#### <学生収容定員と在籍学生数、(編) 入学定員と入学者数の比率の適切性>

学生数の管理については、入学試験実施に際して入学定員を大きく超えることのないように合格者数を決定するように配慮している。しかし、公募推薦入試及び付属高校推薦以外の入試は毎年、合格者の入学手続き率に変動があるため、目標をやや上回ることが生じる。入学辞退を考慮に入れ、入学予定者数は定員の1.1倍としているが、人間科学部全体では平成16年度入学生が1.11倍、17年度入学生が1.07倍、18年度が1.10倍、19年度は1.12倍となっている。これらを受けさらに慎重に合格者数を決定するように留意している。

また人間科学科、臨床心理学科ともに3年次に編入生を若干名、他学部からの転部生も2、3年次を対象に若干名、及び本学短期大学部からも人間科学科は3年次に、臨床心理学科は2年次にそれぞれ若干名を受け入れる体制にある。

#### <定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況>

人間科学科および臨床心理学科とも著しい定員超過は生じていない。

#### <定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況>

臨床心理学科は、その教育にあたって少人数による指導が求められる場面がしばしばあり、専門性に求められる水準の高さから鑑みて、適正規模について再検討が必要との意見が多い。人間科学科においても、1学科としてはやや大きい学生定員を抱えている。

### [点検・評価]

#### <学生収容定員と在籍学生数、(編) 入学定員と入学者数の比率の適切性>

上述のように学生収容定員と在籍学生数の比率がやや高い年度が見られる。入学年次以降に収容定員に対する在籍者数の比率に変動があるのは、以下の要因による。

人間科学部には3年次終了時に卒業要件となる130単位のうち90単位以上履修済みであることが進級の条件となっていることによる原級留置学生、4年次の留年者の存在、及び各学年次の退学者の存在である。

今後も志願者の動向を注意深く検討し、各種入試への定員配分や合格者数の決定方法などを随時検討し、適切な数の入学者数を確保するよう努める。

人間科学部の2つの学科は現在までのところ定員を上回る受験生及び必要な合格者を確保できている。平成15年度、人間科学部は、募集停止となった女子短期大学部の定員を受け入れ、人間科学科は入学定員180名から230名に、臨床心理学科は120名から170名にそれぞれ増加した。いずれの学科とも1学科としては大規模な数の学生を抱えていると言えよう。志願者の推移を見ると人間科学科は平成16年度、17年度入試では持ち直す傾向を示しているが、それ以降で減少傾向が続いている。臨床心理学科は志願者の減少傾向が続いている。年によつての増減はあるものの、予定数に近い入学者を確保している。

#### <定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況>

人間科学科・臨床心理学科とも著しい定員超過は生じておらず、適正化にむけての努力は毎年極めて重視して実施しているため、この点についての問題はないと言える。

### ＜定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況＞

臨床心理学科は、その教育にあたって少人数による指導が求められる場面がしばしばあり、専門性に求められる水準の高さから鑑みて、適正規模について再検討が必要との意見が多い。それを踏まえ3学科への定員配分を教授会で決定した。

#### [今後の改善方策]

人間科学部は学生への質の高い教育を保証し、学生のニーズに沿った領域を備えるため平成20年度より新たに心理学科を設置し、3学科体制となり、人間科学科の入学定員が140名、臨床心理学科が120名、心理学科が140名となる。これによって、適正規模の学科定員を実現するものと考えられる。今後とも教授会を中心として適切な定員管理について、検証していく。

## 5-2-2-9 編入学者、退学者

### [現状の説明]

退学に関しては多くの場合、退学に至る過程で欠席が目立つなど、学生生活の変化が見られれば、これに対応して担任教員やゼミ指導教員が学生支援のために働きかけを行なっている。これによって状況が改善されるケースも少なくない。しかしながら教員からの働きかけが功を奏さない場合は最終的に退学になる。

このような学生に対しては、担任教員やゼミ指導教員が学生支援のために働きかけを行なっているが、近年このような教員からの連絡に回答しない学生が散見され、結果として留年や、退学につながるが見られるようになってきた。このような場合、本人のみならず、保護者に対しても連絡を行ない、できる限りの対応に努めているが、本人と保護者の間の人間関係に問題があるケースも見られ、必ずしも効果的でないケースがあることも報告されている。

平成16年度の本報告においては平成12年度から平成15年度までの人間科学部の退学者の状況は学部全体を見ると各年度とも退学率（年間退学者数／年度初在籍者数）は1%台前半で推移していることが報告された。しかし、その後の推移を調べてみると、平成16年度は1.52%（在籍：1643、退学25以下同様）平成17年度は1.80%（1723、31）平成18年度は2.25%（1781、40）と増加傾向が見られるようになってきた。

学科別に見ると、人間科学科の退学率の推移は、平成12年度0.46%であったものが平成15年度には1.69%に上昇する傾向が見られた。しかし、平成16年度は1.36%（962、13）平成17年度は1.32%（985、13）と安定するかに見えたが、平成18年度は2.16%（1019、22）と再び増加傾向が見られる（大学基礎データ表17）。

一方、臨床心理学科は平成12年度の2.63%から平成15年度には0.65%にまで減少したが平成16年度は1.76%（681、12）、平成17年度は2.44%（738、18）、平成18年度は2.38%（756、18）と若干増加する傾向が見られる（大学基礎データ表17）。

平成18年度について、退学届に記載された退学理由を分類した結果を示す（人間科学部退学理由）。これによると両学科とも“進路変更”と“一身上の都合”が多くなっている。しかしながら個々の具体的内容は明確でなく、特に“一身上の都合”はきわめて曖昧な表現であり多様な理由が存在していると考えられる。比較的明瞭な理由として経済的理由や疾病によるものがある。前者に関しては昨今の不況が学生の家庭の経済状況に及ぼした影響であることが推察される。一身上の都合に分類される原因の中にもこの状況が関わっていることもあるようである。後者に関

しては死亡による退学も加えることができる。疾病の種類についてはさまざまであるが、精神的な病が関わるケースいくつか報告されている。

#### [点検・評価]

平成12年度から平成15年度までの4年間では、人間科学部の退学者は比較的低い水準で推移していたが、平成16年度から平成18年度にかけて退学者の数には増加傾向が見られるようになってきた。在籍数が増えるに従って退学率が上昇する傾向があるようにも見える。在籍者数は平成15年度に人間科学部に100人の定員増を行なった結果として毎年増えてきたことと連動しているかのようなのである。在籍者数と退学率の関係については今後検討する必要があるが、その理由のひとつとして、学生対教員の比率がある。特に臨床心理学科においては、この比率が実質的に高くなっており、学生へのきめ細かい対応が若干難しくなってきた点があげられる。

#### [今後の改善方策]

退学を阻止するためには学生たちの大学での学修状況、サークル活動への参加状況などを把握するだけでなく、教員が学生との日常のゼミ等の関わりにおいて接点を維持する心がけが、これまで以上に求められる。また、退学者の退学理由やそこに至る経過や状況をプライバシーに配慮しながら退学者の背景や動向を把握し、今後の退学者の減少を図っていく。

### (3) 文学部

#### [目標]

- ①大学・学部等の学生募集の方法と入学者選抜方法が適切に実施されること。
- ②入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係が密接であること。
- ③入学者選抜試験実施体制の適切性と入学者選抜基準の透明性が確保されること。
- ④入試問題を検証する仕組みの導入。
- ⑤推薦入学における、高等学校との関係の適切性と入学者選抜における、高等学校の調査票の扱いが適切であること。
- ⑥科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切で明確であること。
- ⑦学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率が適切であること。
- ⑧退学者の状況と退学理由を把握し適切に対処すること。

#### 5-2-3-1 学生募集方法、入学者選抜方法

##### [現状の説明]

文学部の学生募集及び入学者選抜方法を実施するにあたり、本学部では多種多様な能力から成り立つ総合的な学力を有する質の高い人材を広く受け入れるという方針から、様々タイプの選抜方法を採用している。それはまた、本学の入試制度の枠内にあり、本学部への入学を希望する受験生の立場にたってできるだけ利用しやすいようにという配慮と工夫をぎりぎりまで追及した結果でもある。本学部で実施している学生募集の種別は、下記の表に記した通りである。

表 5-6 文学部の入試試験種別

種別	内訳			
	推薦入試	付属高校推薦	指定校推薦	公募制推薦
特別入試	留学生	帰国生編入学	編入試験（短大・留学生）	
一般入試	センター試験利用	地方入試	A 日程	B 日程
その他	科目等履修生	聴講生	研究生	

推薦入試は4つの種類に分かれ、例年11月中旬に実施される。すなわち、本学の付属高等学校において所定の成績を修めた生徒を優先的に受け入れるための付属高校推薦、本学部が定める指定の高等学校からの推薦によって学生を受け入れる指定校推薦、推薦する高校を特定しない形式の公募制推薦、得意な資格を活かして受験できる特定資格推薦がそれである。これらの推薦入試では、いずれも本学部の3学科で学ぶ強い意欲と目的を有する学生を確保することを目標としている。指定校推薦入試の指定校は各学科が原案を作成しているが、校内選考で漏れた受験生でも公募制推薦では再度受験できるようになっている。現行では特定資格推薦入試は英米語文学科のみが実施している。実用英語技能検定、TOEFL、Computer-Based TOEFL、Internet-Based TOEFL、TOEICなどの資格試験において所定の成績を修めている者が受験できる。

一般入試は入学センターが統轄していることもあって他学部と基本的に同様の形で行われているが、最も重点を置いているのはA日程試験である。国語（現代文領域）と英語は各学科共通であるが、選択科目の指定と点数配分に学科として独自の工夫を凝らしている。各学科では、入

学後の専門的な学修に備えるという意味合いから、科目の配点率を工夫している。

A日程入試では試験日が自由に選択できる。原則として3教科3科目の各得点とその得点を偏差値に換算し3科目の総得点で判定を行なっている。A日程入試は、英米語英米文学科と中国語中国文学科では方式1と方式2の種類があり、英米語英米文学科及び方式1では英語の偏差値を2倍にしている。A日程の方式2では、英米語英文学科ではwriting、listeningを含む英語のみの入試を実施している。中国語中国文学科では中国語あるいは国語のみの試験を実施している。

A日程入試において実施されている。このような特定の科目を重視する選抜方式は、入学後の専門的な学修に備える学生募集を募集するという目的も併せ持ち、各学科の特徴に対応した入試制度である。また本学部では、2月10日に英米語英米文学科と中国語中国文学科において、英語あるいは中国語・国語に特に優れた学生に対し、英語・中国語・国語のみで合否判定をする試験を設けている。この他、3月上旬にはB日程試験を実施している。その際、英米語英米文学科の入学試験は方式1と方式2があり、後者では優れた英語運用能力を持つことが証明されている受験生については、面接のみで合否判定をする試験を設けている。

本学部の留学生は、本学所属の留学生別科の学生を対象とする推薦入試と一般学力試験とに分かれる。留学生編入試験も本学短大の学生を対象とする推薦入試と一般学力試験とに分かれる。留学生編入は、日本国内の短大卒業者短大卒業者が対象となりうるが、応募者は少ない。その他として資格取得等を目的とする者のために、科目等履修生などの募集枠を用意している。

#### [点検・評価]

文学部では様々な個性を有する、多様なタイプの学生を募集するという趣旨から、本学の入試制度の枠内において入学者選抜を実施しているが、おおむね適切に運用されていると判断されよう。本学は中堅大学に位置することや都心から離れているために、学生募集において将来厳しい状況に陥ることも否定できない。また、少子化の時代という逆風の中で、入学試験の志願倍率を適正に保たなければならない。そのためには、早期に実施される推薦入試の比重をさらに重視し、十分な数の入学者を確保しておく必要があるのではないかという点が検討課題となっている。

#### [今後の改善方策]

多様な種類の入試制度を実施するにあたっては本学部にとって重要な入試制度がA日程入試である点を基礎に置かねばならない。しかし、現状では推薦制入試、とりわけ公募制推薦の志願倍率をどれだけ維持できるということが、A日程入試中心の学生募集体制を維持できることに深く関わっている点をも正視せざるを得ない。したがって、本学の理念の実現のために、学内のたゆみない努力の継続と本学部の教育理念と人材育成の目標を受験生に正しく理解してもらうために、より綿密な広報活動が必要とされる一方、受験生のニーズに対応した地方入試の会場の見直し、入試広報戦略の見直し、入試問題や入試科目の再検討、指定校の見直しなどを定期的に行なう必要がある。また、B日程入試についても推薦入試と同様、入学予定者を確保する改善を行なう必要がある。



### 5-2-3-2 入学者受け入れ方針等

#### [現状の説明]

本学部の教育理念と人材育成の目標は、優れた言語表現能力と文学・文化に対する深い理解を備えた人材の育成であり、文学・思想・文化・社会の様々な分野を広く研究することを通じて言葉のスペシャリストとしての素養を培い、多文化が共生するグローバルな社会において活躍できる、国際的感覚とコミュニケーション能力を持った人材を養成することである。日本語日本文学科では、日本語及び日本文化を多角的に深く探究する資質を有する多様な人材を確保することを方針としている。英米語英米文学科では、受け入れる学生には国際人としての素養と能力に不可欠な基礎的な英語コミュニケーション能力を求めており、そうした方針から多様な選抜方式を通じて入学者を受け入れている。中国語中国文学科では、古典から現代に至る中国語のエキスパートを目指し、言語、文学、古典、現代社会、文化などに関心を持つ学生を求めている。本学部は、多種多様な選抜方法を通じて質の高い学生を受け入れていることに努めているが、その際、学力ばかりではなく、実践的な広い視野を持ち、人に心を開き、他人と喜びや悲しみを共感できる人格を重要視している。多様な入学試験制度はこの受け入れ方針に沿って実施されている。

#### [点検・評価]

本学部の入試は、さまざまな選抜方法を実施しているので、各分野にわたって平均的な力を持つ学生ばかりではなく、ある分野に特に秀でた学生をも入学させることができる点が特徴であり、一定の実績と成果を上げてきたと言える。多種多様な学生の要望をできるだけ満たすために、本学部のカリキュラムでは3学科以外に3学科共通の二つのコース（多文化理解コース・日本語教員養成コース）が設置されており、多様な選抜方式によって入学してきた学生に対して多様な学修の機会と専門性を確保する基礎となっていると言える。

#### [今後の改善方策]

現行の入学者選抜の方針は、その基本線は継続しながらも、今後の課題としては、出題される試験の内容が高校のカリキュラムに対応した適切な内容になっているか否かなどについて、常に注意を払う必要がある。また、本学部の教育理念や人材育成の目標に、ことばと文化をキーワードとし、そうした点からカリキュラムを編成している以上、入学者選抜においては、受験生の学力以外の面、例えば人間性などを正当に評価できるように、小論文・面接については引き続き改善が必要である。

### 5-2-3-3 入学者選抜の仕組み

#### [現状の説明]

地方入試、一般入試（A日程及びB日程）については全学体制で実施され、入学センターが中心となっている。本学部から選出された委員がそうした全体の入試業務に関わっている。11月に実施する各種の推薦入試、2月上旬実施する一般入試は越谷校舎のキャンパス入試委員会が中心となって、入試実施の基本方針に関すること、入試問題の作成・管理に関すること、入試の実施に関することなどの入試業務を行なっている。学力入試では全学共通での実施体制が整っている。

#### [点検・評価]

本学の入試の実施体制は学長を頂点とした管理運営組織のなかで責任が分担され、文学部の入学者選抜もこのような体制の枠内にあるが、本学部の入学者選抜の体制は各学科から選出された入試委員を中心に円滑に進められ、これまでの経験と工夫の結果として、適正な範囲で運営されており、その都度起こりうる微細な問題を除外すれば円滑に行なわれている。本学部における入学者選抜の基準はきわめて客観的なものであり、しかも判定会議、判定教授会などの会議を経て厳正に確認されたものであるということから、その透明性は非常に高いと言える。

#### [今後の改善方策]

多様な学生を広く受け入れるという趣旨から多様な入試を行なっているが、各入試制度の狙いや位置づけを入学後の実態分析等を踏まえながら整理し、わかりやすい入試制度に変えていく必要がある。また、多様な入試の実施によりマンパワーの不足は深刻な状況になりつつある。設立された入学センターで刻々と変化する外部環境に対応し、各学部・学科の特性を活かした選抜制度を確立する必要がある。また、選択科目の得点を偏差値換算して、偏差値換算点の合計で合否を判定する方法は受験生の母集団が多い場合は良いが、母集団が少ない場合については問題点を指摘されており、教授会、入学センター等での検討課題とする。

### 5-2-3-4 入学者選抜方法の検証

#### [現状の説明]

すべての入試（推薦入試・特別入試・一般入試〔地方入試、A日程入試、B日程入試〕）において、科目ごとに、各科目の責任者、問題出題者、問題検討委員、校閲委員をおいている。責任者は一人であるが、それ以外はすべて複数人を配置している。問題が完成されるまで出題者側と検討側で延べ6回の検討を実施し万全を期している。入学センターによる全学統一的な管理運営方式が徹底しているために、その基本的には他学部と共通している。

#### [点検・評価]

入試問題のミスをなくするために複数人によるチェック機能を配置している。また、問題出題者と問題検討委員が緊張感をもって入試作成をするために、お互いは特定し得ないようにしている。このため、文学部全般では大きなミスは起きていない。ただ、入試問題の出題水準と質について、毎年の入試結果を分析（平均点、偏差値、各問の正解率）しているものの、それを十分生かしきれてないことを反省するべきである。

#### [今後の改善方策]

出題者に入試問題出題に対する基本姿勢として、受験生の基礎的学力及び学習能力を判定・評価するために、出題者は奇問・難問を極力避けて教科書レベルの問題を科目全範囲から出題するように努める。ミスのない出題が入試問題作成の基本である以上、出題担当者レベルでも十分な注意の喚起が最重要である。入学者選抜方法の適切性をより確かなものにするために、今後学外関係者などから意見聴取を行なう仕組みを構築することが必要になってくるであろう。

### 5-2-3-5 入学者選抜における高・大の連携

#### [現状の説明]

#### <高校生に対して行なう進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性>

大学説明冊子（大学案内・授業案内）、高校教員を対象とする説明会（毎年6月）、オープンキャンパス（年4回）、出張講義・説明会及びインターネット上のホームページからの情報発信を通じて文学部の教育理念・概要、学ぶ内容等に関する情報を提供し、高等学校の理解を促すよう努めている。オープンキャンパスでは学部学科の概要説明を行なうと共に公開授業を実施し、同時に個別相談を実施し文学部教員が丁寧に志願者の質問に答え、文学部への理解を促進するように努めている。出張講義・説明会は各高等学校の要請に応じて学部教育の目的や内容、入試選抜方法、勉強の仕方を紹介している。インターネット上のホームページで、文学部の教育課程、教員の専門領域、主な担当科目や教員の自己紹介や授業概要を検索できるように配慮されている。上記以外にでも常時、選抜方法に関して質問や不明な点などがある場合、入学課と協力して回答するような体制を整えている。

#### <推薦入学における、高等学校との関係の適切性>

付属推薦と指定校推薦に関しては、高校側の推薦を信頼して、原則として全員を受け入れている。推薦入試は、入学年の3月までに高校または中等教育学校を卒業見込みの者を募集対象とする。公募推薦に関しては、推薦入試の受け入れ枠の上限（日本語日本文学科、16人、英米語英米文学科、16人、中国語中国文学科、12人）を決めそれを遵守している。また、公募推薦では出願資格として本学部を専願とすることや「評定平均値→日本語日本文学科、全体の評定平均値3.5以上かつ国語の評定平均値3.8以上、英米語英米文学科→全体の評定平均値3.5以上または英語の評定平均値、3.8以上、中国語中国文学科→全体の評定平均値3.5以上」などを指定している。特定資格推薦入試は英米語英米文学科のみで行なう。所定の出願資格を満たし、外部の英語能力試験（STEP, TOEFL, TOEIC）で基準以上の点数や級を取得した受験生のみ受験することができる。

#### [点検・評価]

オープンキャンパスでは、個別に高校生と対面し直接進路相談を受けられるように配慮している。推薦入学の定員や過去数年間の倍率、過去問題も公表して高校及び生徒やその保護者にもできるだけオープンにしている。これらの措置は、これからも大学全体で公正な選抜方法を実施するために必要なことである。またより多くのメディア媒体の活用が必要であろう。

#### [今後の改善方策]

今日のインターネットの普及状況を考慮するとホームページ上からの情報発信は効果的であると同時にいっそうその重要性を増していると判断される。

しかし、これまでの文学部のホームページにおける受験生への情報発信は、その内容、種類及び更新状況が十分であるとは言えない。今後、これを学生募集の重要な手段として位置づけた対応が求められる。入学者選抜方法については文学部では上述のように多種多様な入試方法を行なっているが、今後さらに入学者受け入れ方針に沿った他の入試方法（指定校推薦入試の見直し等）なども随時検討を進める。

## 5-2-3-6 科目等履修生・聴講生等

### [現状の説明]

科目等履修生の受け入れについては、文教大学学則、第59条の科目等履修生の取り扱い規定に定められている。出願資格等は基本的に他学部とほぼ同様である。

また文学部では資格取得等を目的とする者のために、科目等履修生・聴講生などの募集枠を用意している。過去4年間の科目等履修生の受け入れ数は平成16年7名、平成17年10名、平成18年4名、平成19年2名となっている。

表 5-7 科目別履修生・聴講生の受け入れ人数の推移

年度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
受け入れ人数	7名	10名	4名	2名

聴講生の受け入れについては、本学学則、第58条に規定する聴講生の取り扱いに定められている。出願書類と志願者の選考は科目等履修生と同様である。過去5年間に聴講生の受け入れ実績はない。

### [点検・評価]

上記からわかるように、科目等履修生と聴講生に関して受け入れ体制は整っているものの、受け入れ人数から見れば非常に少ないと言える。近年の社会情勢として、生涯学習社会の到来が叫ばれ、大学の機能もその一環としてとらえることが求められてきている。一般の社会人に対しては、これまでは各学部での持ち回りの公開講座、研究所主催の公開講座、科目等履修生の受け入れなどが継続して行なわれてきているものの上記の表をみると少ない。しかし、教員免許の取得を目指す本学部の卒業生にとって、一定の役割を果たしてきたといえる。

### [今後の改善方策]

外部からの聴講生・科目等履修生は一般学生にとって知的刺激となる可能性もある。生涯学習の観点から学習意欲の高い社会人を迎え入れることで、本学部の先端的教育の成果を直接的に社会に還元すると同時に、入学者の豊かな社会経験に基づく見識による教育環境の活性化を企図する。次のような改善策が必要である。

- ①よりいっそうの授業内容の充実
- ②インターネットを中心とする広報活動の充実
- ③取得可能な免許の拡充

## 5-2-3-7 外国人留学生の受け入れ

### [現状の説明]

入試については、本学外国人留学生別科出身者を対象とした推薦入試、一般学力試験、留学生編入学試験に分かれている。授業が主に日本語で行なわれることから、日本語の理解力を重視しており、別科出身者入試では、別科で実施している日本語能力試験、他の入試では、日本学生支援機構実施の日本留学試験（日本語）や日本国際教育支援協会実施の日本語能力試験の成績を参考にしている。また、試験には面接を課しており、本学で教育を受けられるだけの能力を身につ

けているかどうかをみている。

留学生の単位の認定は、次の手順による。まず、学部教務委員会が、日本語訳付きで提出された海外教育機関の成績表やシラバスにより、学修内容、教育水準および授業時間数等を確認し、本学に相当する単位数に換算し、原案を作成のうえ、教授会で審議し、決定する。なお、海外教育機関の成績証明書は出願時に提出させている。

#### [点検・評価]

本学部の留学生入学試験は国際交流の一環として実施されている側面もあるが、文学部の性格上、留学生にとって魅力ある授業と免許が日本語日本文学科に集中することは当然であると思う。日本語日本文学科に入学する目的として多いのが日本語教員免許1級・2級の取得である。これは卒業後帰国して日本語を教えたいというニーズの表れであると思われる。入学者は、ほぼ募集人数と一致しているので適正だと考える。

また、選抜方法は日本語の知識・運用力を評価する試験方法であるのでふさわしいと判断する。また、外部の試験（「日本留学試験（日本語）」「日本語能力試験」の2級以上を受験）を使用し、複数の評価項目を用いているため信頼性は確保されていると考えられる。

一方、留学生別科からの日本語日本文学科への入学も若干ある。その要件はテストの成績、学習態度が良好なものとなっており、総合的に入学が可能かどうかを判断するものでこれも適切であると判断する。

#### [今後の改善方策]

本学部の留学生の受け入れは、日本語日本文学科に集中している。これは自然な流れである。本学部が外国語学部ではなく文学部であるために、日本文学と日本語学について広く深い知識を提供できることが、留学生にとって魅力となっている。現在のところ外国人留学生の受け入れについては、適切に運用されているため、今後も継続して実施するが、より円滑な運用をめざして適宜見直しを図っていく。

## 5-2-3-8 定員管理

#### [現状の説明]

学生数の管理については、入学試験実施に際して入学定員を守るよう配慮している。

収容定員に対する在籍学生総数を見ると、日本語日本文学科は1.22倍、英米語英米文学科は1.25倍、中国語中国文学科は1.27倍となっている。また、卒業年次に学生数が増える傾向が見られる。これは原級留め置きのある学生もいるが、在学時に留学して1年後れて卒業する学生がいるからである。「世界の市民」の育成を目標に掲げる本大学では、在学中の留学は、これからも増加することが予想される。

#### [点検・評価]

本学部の定員管理の問題は、入学定員に対する募集定員の比率を何倍に設定するかということにある。定員管理については、学部や入学センターで適正化を検討しているが、現状の定員オーバーは問題である。

#### [今後の改善方策]

定員の適正管理については、既存の組織であるキャンパス入試委員会、学部入試委員会、学科会議、学部運営協議会、教授会等で、必要に応じて検討していく。

### 5-2-3-9 編入学者、退学者

#### [現状の説明]

退学者をめぐる諸問題については、文学部では重要な検討事項となっており、授業改善や学生指導などを行なうなどして、これまでもその減少に努めてきた。しかしながら、文学部全体では例年 50 名前後の退学者がでていることは大きな問題として認識している。(大学基礎データ表 17)

退学者退学の理由としては、進路変更と一身上の都合によるものが圧倒的に多い。しかし、経済的理由というのも見逃せない。退学の原因を簡単に一般化することができないものの、学業・成績不振による再履修の連続、不登校・長期欠席、精神的・心理的な不安定など、学修活動のマイナス的要因などが、かなり共通して認められる。

また、大学での専門教育を受ける前提としての基礎学力の不足も、近年では目に付く現象である。目的意識を明確に持たないまま大学に進学する傾向が指摘されるようになって久しいが、学費納入を完了しておきながら、履修登録を行わず、学業不振のために退学せざるを得ないというのは、きわめて憂慮される事態であり、その改善努力を今後も継続して必要がある。

#### [点検・評価]

上記のように、現状では年度末に 3 学科とも一定数の退学者を出しており、その対策に向けた様々な取り組みを今後も続けていく必要がある。

その具体例として、毎年、年度初めに各学科とも綿密なオリエンテーションを実施している。特に 4 月当初の 1 年次のオリエンテーション期間を 1 週間設け新入生に指導してきている。また、本学部では、これまで教育支援課の協力のもとに学生の単位履修状況や学業成績について学期ごとに教務委員会において点検し、学修活動に関して様々な問題を抱える学生に対しては、学生の所属学科が担任制度を通じて保護者との連携による生活・学習指導や個別相談、その他によって学生一人一人の状況にあわせた個別指導を実施してきた。

毎年 5 月下旬には、父母の一日大学と称して、教職員と父母との交流・連携の場をつくっている。また、遠方にいる父母に少しでも大学の様子を知ってもらうため、Web 上で各学科の行事や催しを掲載している。近年、本学部はそうした学生指導を、以前にも増して徹底して行なうようになってきている。そうした取り組みは学生の満足度を高める効果を発揮している。

#### [今後の改善方策]

退学者の退学理由やそこに至る経過や状況をプライバシーに配慮しながら的確に把握し退学者の背景や動向を把握し、今後の退学者の減少を図る方法を検討する。退学に関しては多くの場合、退学に至る過程で見られる欠席が目立つなどの学生生活の変化に対応して担任教員やゼミ指導教員が学生支援のために働きかけを行なっている。これによって状況が改善されるケースも少なくない。

今後の方策としては、大学で何を学ぶのかという目的意識の欠如を補い、基礎学力の充実と明確な進路設計をもつための教育カリキュラムの開発がぜひとも必要である。これに対して本学部では、①学生が学業を含む大学生活において何につまずき、授業への不参加、学業不振などが起こるのかについて、大学 1 年生の段階から個別相談の機会を設けるなどしてきめの細かな取り組みを行なう、②学生と教員との緊密なコミュニケーションを促し、かつ、高校までの受身的な学習から大学生としての能動的、主体的な学修への意識転換を図るための導入教育を充実し、退

学者の減少に向けた、学生・教員間の互いに顔の見える学びの場を確保する、③実社会において必要となる技能や知識、卒業後の就職、進路設計や学生個々人のライフデザインに関する授業科目を導入する、など、退学率を削減するための取り組みを目下実施、あるいは検討しているところである。

## (4) 情報学部

### [目標]

- ①教育目標に照らして適切な入学者選抜が行なわれていること。
- ②高等学校の教育内容の多様化に鑑み、入学希望者の能力を多面的に評価していること。
- ③多様な個性を有する入学生に対して、教育環境への適切な対応・配慮がなされていること。
- ④教育効果を上げるため、学生収容定員に対する入学者数は、適正な数であること。

### 5-2-4-1 学生募集方法、入学者選抜方法

#### [現状の説明]

入試制度は、新入生を対象とした制度と、編入試験制度に大別される。

前者はさらに、推薦入試、一般学力入試、AO入試、特別入試に分けられ、分類ごとにさらに細分された入試区分がある。後者には、受験生の背景に対応して一般編入の他、社会人、留学生、帰国生等の細分された入試区分が設定されている。各入試区分と、それらの位置づけは、次の通りである。

表 5-8 新入生を対象とした入試制度

推薦入試	付属高校推薦	付属高等学校卒業生を対象に、所定の成績を修めた者を優先的に迎え入れる。
	付属高校特別推薦	付属高等学校の卒業生で、本学部への進学を希望する者のうち、成績抜群な者を対象に、他大学の併願を許可することで、特段に優秀な人材の確保を企図する。
	指定高校推薦	本学部が定める要件を満たす高等学校の学校長に対して、推薦を依頼し、優先的に迎え入れることで有意な人材の確保を企図する。
	一般公募推薦	高等学校長の推薦を出願条件とし、高等学校における学業成績の優れたものを小論文審査等により優先的に迎え入れ、学習意欲の旺盛な人材の確保を企図する。
	特定資格推薦	専門分野に関連する複数の公的資格を指定し、その保持者を優先的に迎え入れることで、専門分野に対する積極的な学習姿勢を有する人材の確保を企図すると同時に、意欲ある職業高校生への門戸を積極的に開く。
一般入試	地方入試	3教科型の学力入試で、国内各地区に会場を設け、地方からの出願に便宜を図るとともに、日本全国から入学者を迎え入れることで、地域特性に基づく入学者の文化背景の多様化を図り教育環境の活性化を企図する。
	A日程I期入試	3教科型の学力入試で、会場を本学3キャンパスに設定し、3日間設定される試験日と合わせ、受験会場・試験日の自由選択制度を導入することで、受験生の便宜を図るとともに、基礎学力の充実した人材の確保を企図する。



一般入試	A 日程Ⅱ期入試	1 教科型の学力入試で、英数国主要3教科の中に得意教科を有する受験生を対象に、得意教科を軸とした積極的な学習意欲を有する人材の確保を企図する。
	センター利用入試Ⅰ期方式1	大学入試センター試験の成績のうち、上位1教科の成績を2倍し、次位の教科の成績を加算した結果を合否判断に用い、充実した基礎学力とともに特定教科に秀でた人材の確保を企図する
	センター利用入試Ⅰ期方式2	大学入試センター試験の成績のうち、上位3教科の成績の合計点を合否判断に用い、基礎学力の充実した人材の確保を企図する。
	センター利用入試Ⅱ期方式1	大学入試センター試験の成績のうち、上位1教科の成績を2倍し、次位の教科の成績を加算した結果を合否判断に用い、充実した基礎学力とともに特定教科に秀でた人材の確保を企図する
	センター利用入試Ⅱ期方式3	大学入試センター試験の成績のうち、最上位教科の成績に、本学部の独自試験の成績を加えた結果を合否判断に用い、特定教科に秀でた者で、本学部学科の求める個性を有する人材の確保を企図する。
	センター利用入試Ⅲ期方式1	大学入試センター試験の成績のうち、上位1教科の成績を2倍し、次位の教科の成績を加算した結果を合否判断に用い、充実した基礎学力とともに特定教科に秀でた人材の確保を企図する
	B 日程入試	1 教科型の学力入試で、英数国主要3教科の中に得意教科を有する受験生を対象に、得意教科を軸とした積極的な学習意欲を有する人材の確保を企図する
	付属高校対象学力入試	付属高等学校の卒業生で、本学部への進学を希望する者を対象に、小論文等の学力入試を用い、学習意欲の旺盛な人材の確保を企図する。
AO入試	AO入試 (情報システム学科 のみで実施)	アドミッションポリシーに賛同する者を対象に、取り組んだ課題の遂行のプロセスやプレゼンテーションの内容を評価に用い、専門分野に対する積極的な学習姿勢や従来の教科にとらわれない自由な発想を有する人材の確保を企図する。
特別入試	帰国生入試	海外で中等教育を受けた者を対象に、多様な文化背景を持った人材を優先的に受け入れることで、教育環境の活性化を企図する。
	外国人留学生入試	外国人を対象とし、多様な文化交流による教育環境の国際化・活性化を企図するとともに、有為な人材の育成をもって国際貢献の一助とする。
	社会人入試	生涯教育の観点から学習意欲の高い社会人を迎え入れることで、本学部の先端的教育の成果を直接的に社会に還元すると同時に、入学者の豊かな社会経験に基づく見識による教育環境の活性化を企図する。

表 5-9 編入試験制度

入試区分	ねらい
推薦編入	文教大学女子短期大学部の卒業生を対象に、本学部への進学を希望する者で所定の成績を修めた者を優先的に迎え入れる。
一般編入	他大学・短期大学・専修学校の卒業生または他大学を対象に、多様な基礎教育内容を持った人材を確保することで、教育環境の活性化を企図する。
社会人編入	上記に加え、社会経験を有する人材に來して積極的に門戸を開くことで、生涯教育体制の充実の一助とする。
外国人留学生編入	国内外において、大学教育等の高等教育を修めた外国人を対象に、本学部における学習による知性の深化と技能の向上を図るとともに、国際化による教育環境の活性化を企図する。
特定資格編入	新入生を対象とした特定資格推薦入試よりも高度な公的資格を指定することで、積極的学習意欲とその具体的成果を有する人材の確保を企図する。こうした人材の編入による在學生への学習刺激をも期待する。

#### [点検・評価]

本学部の入学者選抜方法は、多様な方法で実施されている。これは、入学希望者の能力を多面的に評価して、学部の教育目標にそった学生を受け入れることを可能にしている。

#### [今後の改善方策]

全国的に、入学希望の入試区分が、推薦入試や AO 入試へシフトしている状況がある。それらの入試区分における選抜においては、今後とも多様な評価をもって選抜を行なう必要がある。さらに、一般入試においては学力の充実した人材の確保のために必要な選抜方法を考えていく。

## 5-2-4-2 入学者受け入れ方針等

#### [現状の説明]

本学部は、情報学という新たな学問分野の体系化を理念とし、当該分野の加速度的な進歩に対応してきている。従来の学問諸分野を情報の観点から、総合的な体系へまとめていく学部として、現在のような受験生の多様化傾向は学部の方向性と基本的に合致している。

特定教科・教科群の学力を評価尺度として一元的に受験生を捉え、学力低下などの嘆息を漏らすのは情報学部として本意ではない。そのために、入試制度の多様化によって多元的な尺度での選抜を入試制度の基本に据えている。一方で、多様化に迎合して、教育水準を落とすことも情報学部の教育目標の本意ではない。入試制度の多様化においては、各入試区分で期待する人材像を明確にし、そのための評価尺度を慎重に設定している。例えば、一般公募推薦入試などでは、各学科の意向を尊重し、各学科の特性に応じた評価尺度を設定するなど、選抜方法を安易に学部で標準化するようなことは意図的に避けている。

情報学部のカリキュラムは、各学科によって異なるが、共通項として、知性と技能の調和した人材の育成を指向している点がある。そのために、所謂受験秀才ではなく、必要な知識の量的基準を満たしつつ、自律的な思考能力・問題解決能力を有する人材を受け入れるという方向性が入試選抜方針に反映されている。

## [点検・評価]

変化の急速な分野を扱う学部であり、学習内容の陳腐化も速い。学力を「学んだ力」よりも「学ぶ力」と捉える中等教育の方向性と本学部の指向は近い。入試制度の多様化はそれらの反映である。多彩な選択科目の充実等、カリキュラム面での対応も進行中である。

## [今後の改善方策]

学生の基礎学力に起因する学習上の混乱や目標喪失が懸念されるため、履修モデルの積極的な提示や、個別の学習指導等の本質的な対応努力が継続的に必要となる。各学科の指導体制を作っていく。

## 5-2-4-3 入学者選抜の仕組み

## [現状の説明]

地方入試・A日程1期入試は、入学センターが中心となって実施されている。推薦入試やA日程2期入試・B日程入試は、湘南校舎のキャンパス入試委員会が中心となって実施している。また、推薦入試の小論文など、学部の教育目標にそった入試科目については学部が中心となって実施している。選抜基準は、すべての入試区分において明示されており十分な透明性を持っている。書類審査や面接などにおいても、複数の試験官の評価内容をすべて点数化し、客観性を確保している。

## [点検・評価]

入試の実施体制は、基本的に確立しており基本的に円滑に実施されている。

問題点として、学力入試における選択科目の点数を偏差値化して平均点の基準化を図っている点がある。とくに、A日程2期入試やB日程入試のように母集団の少ない入試においては、科目によって点数のばらつきが異なってくる。そのため、偏差値が同じであっても実際の点数が大きく異なる場合が発生する。

このために、この1、2年は選抜において困難な状況が現れ始めている。

## [今後の改善方策]

以上のように、A日程2期入試およびB日程入試の、選択科目の偏差値化して選抜基準を決定する方法について学部教授会、入学センターで今後検討していく。

## 5-2-4-4 入学者選抜方法の検証

## [現状の説明]

学力入試の方法は他学部とほぼ同様である。ただし、A日程2期入試・B日程入試は、キャンパス入試委員会が中心となって詳細に検討されている。推薦入試の小論文問題などは、学部の検討委員によって詳細な検討が行なわれている。

合格判定の過程では、各科目の成績分布が提供されるため、出題の質と水準が著しく劣る問題は、その段階で見出されるはずである。過去にそのような例はない。

## [点検・評価]

A日程2期入試・B日程入試の選択科目は、点数を偏差値化して平均点の基準化を図っているが、それぞれの科目の難易度・点数分布について、十分な検討がなされていない。

### [今後の改善方策]

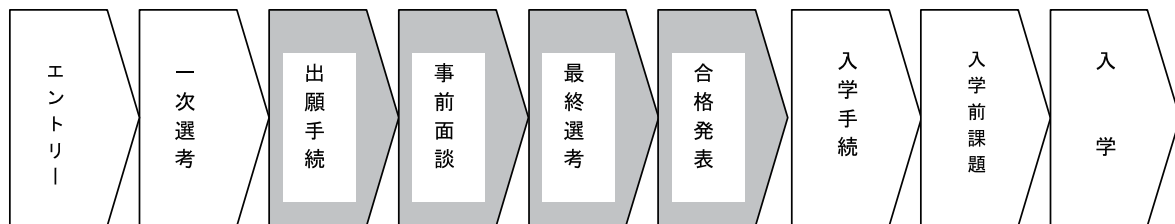
選択科目の難易度水準の調整や設問の出題の質と水準の詳細分析については、その必要性も含め、議論を進める。

## 5-2-4-5 アドミSSIONズ・オフィス入試

### [現状の説明]

平成19年度入試より、本学部の情報システム学科においてアドミSSIONズ・オフィス入試を実施している。

エントリーから入学までの流れは、次の通りである。



エントリー後に、書類審査によって一次選考を行なう。事前面談では、課題の決定および課題遂行の進め方について指導を行う。その後、Eメール等で指導を行ない、最終選考にて課題のプレゼンテーションで判定をする。

平成19年度入試では、3回実施し、それぞれにおける志願者・受験者・合格者は、次の通りである。

表 5-10 アドミSSIONズ・オフィス入試の志願者・受験者・合格者（平成19年度）

	志願者数	受験者数	合格者数
一回目	8	8	7
二回目	9	8	6
三回目	0	0	0
合計	17	16	13

### [点検・評価]

情報学部で学ぶことの意味を考え、真に情報学部で学びたいという意欲を持った学生の確保を目指す必要がある。その指向性をもっとも明確であるのは、このAO入試である。教育目標の趣旨にあった課題の設定が行なわれており、また課題遂行においても受験者の能力を把握しながら指導を行なっている。このように、AO入試の実施については適切であると言える。ただし、AO入試は平成19年度に始まったばかりであり、その成果を判断するには、まだ十分なデータは得られていない。

### [今後の改善方策]

現時点での改善点は、特にない。

### 5-2-4-6 科目等履修生・聴講生等

#### [現状の説明]

第1章第1節に示しているように、本学の教育目標の一つとして「地域社会との連携を重視し、開かれた大学となっていること」を掲げている。したがって、科目等履修生と聴講生も受け入れており、それぞれの人数は、以下の通りである。

特に、高大連携は積極的で平成19年度は16高校と協定を結んでおり、湘南地区の中核大学となっている。毎年、数校ずつ増えている。

表 5-11 情報学部の科目等履修生・聴講生の人数の推移

			平成17年度		平成18年度		平成19年度	
			春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
情報学部	一般	科目等履修生	0	0	0	0	0	0
		聴講生	0	0	0	9	0	0
	高大連携	科目等履修生	2	0	3	0	0	0
		聴講生	2	1	3	0	2	0

科目等履修生と聴講生の募集要項は毎年、大学教務委員会と学部教務委員会で検討し、学部教授会で審議の上、決定している。また、入学許可についても教授会で決定している。

#### [点検・評価]

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針については、上記で述べた本学の教育目標に合致している。募集要件と方法についても、大学設置基準等の法令に準拠し、「科目等履修生規程」「聴講生規程」にしたがって行なっているので適切であると判断している。また、教授会で審議決定していることから明確である。

#### [今後の改善方策]

科目等履修生、聴講生等の受け入れについては、現状では特に問題はないと判断しているが、具体的な適正人数や募集方法などについては議論していない。今後、大学や学部の重点目標に設定されるようなことがあれば、それらについて検討していく。

### 5-2-4-7 外国人留学生の受け入れ

#### [現状の説明]

留学生が入学前の学修についての単位認定の申請をした場合は、次の手順で認定している。

#### ①学修内容等の確認

成績表とシラバスなどを日本語訳を付けさせて提出させ、これらの資料によって学修内容や水準、時間数などを確認し、およそ何単位に相当するか換算する。

#### ②単位認定

学部教務委員会において、本学部が開設している科目と照合し、適切な科目がある場合にはその科目に振り替えて単位認定する原案を作成し、教授会で審議の上決定している。

上記①の作業の前提には、大学や専門学校などの教育機関の評価があるが、これについては入学試験受験申し込みの際に入学課で行なっている。そして、②の過程は日本人学生とまったく同

様で、「他大学等で修得した単位の認定に関する情報学部・国際学部細則」に則って行なっている。

[点検・評価]

大学設置基準等の法令に準拠して行なっているので適切であると判断している。実際に、これまで毎年多くても数名の単位認定を行なっているが、特段の問題は生じていない。

[今後の改善方策]

適切に措置されているので、今後の改善方策を立てる必要がないものと判断する。

## 5-2-4-8 定員管理

[現状の説明]

本学部の収容定員と在籍学生数の現状については、平成19年5月1日現在において、下記の表の通りである。

表 5-12 情報学部の収容定員と在籍学生数

学 科	入 学 員 定 員	収 容 員 定 員	在籍学生数 総 数	編入学 生数 (内数)	在籍学生数			
					第1年次 学生数	第2年次 学生数	第3年次 学生数	第4年次 学生数
広報学科	150	600	699	4	173	190	149	187
経営情報学科	150	600	688	8	169	162	155	202
情報システム学科	150	600	664	5	176	132	169	187
合計	450	1,800	2,051	17	518	484	473	576

[点検・評価]

各学科とも各学年の在籍者数は、ほぼ定員の1.1倍から1.2倍になっている。なお、情報システム学科の第2年次は定員を下回っているが、これは目標が一般入試の手続き率が予測より低めに推移したことによるものである。しかし、次年度は定員を充足しており、恒常的に欠員が生じていくことはないと考えられる。

[今後の改善方策]

今後、入試制度改革による志願者数の急増は期待できない。学部自体の魅力向上の努力が、志願者減への唯一の対策である。一方、質的に優れた入学者の確保を指向した工夫も必要である。例えば、アドミッションズ・オフィス入試といった情報学部の教育目標にそった入試制度の導入及び学部組織のあり方を検討する必要がある。

## 5-2-4-9 編入学者、退学者

[現状の説明]

退学者の状況は平成16年度からの3年の退学者を順に百分率で示すと、広報学科は1.9%、2.6%、2.1%、経営情報学科は2.7%、2.9%、3.8%、情報システム学科は3.6%、4.7%、4.2%、情報学部全体では2.8%、3.4%、3.3%であり、情報システム学科が相対的に多い。(大学基礎データ表17)

学年次別には際立った傾向は見られないが、平成18年度は広報学科と経営情報学科の1年次が多く、それぞれ9人、12人となっている。また、平成17年度と18年度の情報システム学科

の4年生が多く、それぞれ12人、13人となっている。

退学理由については「退学届」に記入させており、教育支援課窓口や教員による面接指導の折にも口頭で事情聴取している。それによると、近年は進路変更や学業不振によるものが増えてきている。

#### [点検・評価]

日本私立学校振興・共済事業団が実施した「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」（平成15年度）によると、全国の私立大学の退学者率は3.3%であることから、情報学部全体の退学者率はほぼ平均どおりである。

#### [今後の改善方策]

平成19年度からの新しいカリキュラムでは各学科に導入教育科目を開設した。広報学科では「基礎ゼミ」、経営情報学科では「経営情報概論」、情報システム学科では「学びのプランニング」を1 Semesterに配置し、専攻領域への動機付けや大学教育への導入をしている。これらの導入教育によって大学教育や専攻領域への不適応を解消し、高校教育から大学教育への転換も円滑になると期待している。

また、平成19年度から学習支援室を設け、情報関連の資格取得支援や学業不振学生に対する課外教育ができる環境を整えた。現時点では専用の教室を設けただけで、どう利用するかは教員に委ねているが、人員も配置し各種プログラムを行なう学習支援センター設置に向けて、大学教務委員会で検討を始めている。これが実現すれば学習支援は格段に充実するであろう。

「退学届」に記入された退学理由は自由記述であるので定量的に把握するのが難しかった。そこで、平成19年度からは様式を改め、定量的にも把握できるようにした。今後は、これをもとに退学理由を把握し、分析することになっている。

## (5) 国際学部

### [目標]

設立趣旨に基づき、国際学部は以下のようなアドミッションポリシーを定めている。

- ①国際社会で生じている多様な問題に関心を持ち、これらの問題の解決に自ら積極的に関わるセンス、意志、行動力などを持ちたいと考える人。
- ②国際理解のための幅広い教養に裏打ちされた強い信念をもって、国際社会の現場で活躍したいと考える人。
- ③コミュニケーション能力や問題解決能力などを磨くとともに、学生生活などを通じて多様な考え方や見方に実際にふれ、それらを自らの人格形成や社会活動に活かすことを志す人。

### 5-2-5-1 学生募集方法、入学者選抜方法

#### [現状の説明]

国際学部の入試制度は、同じ湘南キャンパスにある情報学部の場合とほぼ同様である。ただし、表 5-13 のように、入試区分に若干の違いがある。

表 5-13 国際学部の入試方式

#### 推薦入試

入試区分	ねらい
付属校推薦 1 期	付属高等学校卒業生を対象に、所定の成績を修めた者を優先的に迎え入れる。
付属校推薦 2 期	付属高等学校卒業生を対象に、所定の成績を修めた者を優先的に迎え入れる。
付属校特別選抜	付属高等学校の卒業生で、本学部への進学を希望する者のうち、成績抜群な者を対象に、他大学の併願を許可することで、特段に優秀な人材の確保を企図する。
指定校推薦	本学部が定める要件を満たす高等学校の学校長に対して、推薦を依頼し、優先的に迎え入れることで有意な人材の確保を企図する。
一般公募推薦	高等学校長の推薦を出願条件とし、高等学校における学業成績の優れたものを小論文審査等により優先的に迎え入れ、学習意欲の旺盛な人材の確保を企図する。
留学生指定校推薦	本学部が定める要件を満たす日本語学校の学校長に対して、推薦を依頼し、優先的に迎え入れることで有意な人材の確保を企図すると同時に教育環境の国際化・活性化を企図する。
特定資格・自己推薦	語学の公的資格を指定し、その保持者を優先的に迎え入れることで、専門分野に対する積極的な学習姿勢を有する人材の確保を企図する



## 一般学力入試

入試区分	ねらい
地方入試	3教科型の学力入試で、国内各地区に会場を設け、地方からの出願に便宜を図るとともに、日本全国から入学者を迎え入れることで、地域特性に基づく入学者の文化背景の多様化を図り教育環境の活性化を企図する。
A日程1期	教科型の学力入試で、会場を本学3キャンパスに設定し、3日間設定される試験日と合わせ、受験会場・試験日の自由選択制度を導入することで、受験生の便宜を図るとともに、基礎学力の充実した人材の確保を企図する。
A日程2期入試	1教科型の学力入試で、英数国主要3教科の中に得意教科を有する受験生を対象に、得意教科を軸とした積極的な学習意欲を有する人材の確保を企図する。
センター利用入試1期方式1	大学入試センター試験の成績のうち、上位3教科の成績の合計点を合否判断に用い、基礎学力の充実した人材の確保を企図する。
センター利用入試1期方式2	大学入試センター試験の成績のうち、上位1教科の成績を2倍し、次位の教科の成績を加算した結果を合否判断に用い、充実した基礎学力とともに特定教科に秀でた人材の確保を企図する。
センター利用入試2期方式1	大学入試センター試験の成績のうち、上位3教科の成績の合計点を合否判断に用い、基礎学力の充実した人材の確保を企図する。
センター利用入試2期方式3	大学入試センター試験の成績のうち、最上位教科の成績に、本学部の独自試験の成績を加えた結果を合否判断に用い、特定教科に秀でた者で、本学部学科の求める個性を有する人材の確保を企図する。
センター利用入試3期方式1	大学入試センター試験の成績のうち、上位3教科の成績の合計点を合否判断に用い、基礎学力の充実した人材の確保を企図する。
B日程入試1	教科型の学力入試で、英数国主要3教科の中に得意教科を有する受験生を対象に、得意教科を軸とした積極的な学習意欲を有する人材の確保を企図する。

## 特別入試

入試区分	ねらい
帰国生入試	海外で中等教育を受けた者を対象に、多様な文化背景を持った人材を優先的に受け入れることで、教育環境の活性化を企図する。
外国人留学生入試	外国人を対象とし、多様な文化交流による教育環境の国際化・活性化を企図するとともに、有為な人材の育成をもって国際貢献の一助とする。
社会人入試	生涯教育の観点から学習意欲の高い社会人を迎え入れることで、本学部の先端的教育の成果を直接的に社会に還元すると同時に、入学者の豊かな社会経験に基づく見識による教育環境の活性化を企図する。

## 編入入試

入試区分	ねらい
一般編入	他大学・短期大学・専修学校の卒業生を対象に、多様な基礎教育内容を持った人材を確保することで、教育環境の活性化を企図する。
社会人編入	上記に加え、社会経験を有する人材に來して積極的に門戸を開くことで、生涯教育体制の充実の一助とする。
外国人留学生	編入国内外において、大学教育等の高等教育を修めた外国人を対象に、本学部における学習による知性の深化と技能の向上を図るとともに、国際化による教育環境の活性化を企図する。
特定資格編入	新入生を対象とした特定資格推薦入試よりも高度な公的資格を指定することで、積極的学習意欲とその具体的成果を有する人材の確保を企図する。こうした人材の編入による在學生への学習刺激をも期待する。

### [点検・評価]

複数の選抜方式の適切性にかかる評価を行なうには、入学者のその後の学習、生活、就業などの教学面からの評価と、方式ごとの応募者数や選抜方式の多様性に対応した大学あるいは学部の対応能力などの経営面の双方からの評価が考えられる。

前者に関しては、高等教育自体の多様性に加えて、国際学部の「学際」、「教養」といった学習過程の多様性に鑑みて、受験生の多様な経歴や能力を多面的に評価する必要があると、上記のような細分化された選抜方式はその必要性に対応してきたといえる。その一例として、国際学部では入学者の入試区分別の入学後の成績(成績を指数化したGPA)評価分析を実施して評価している。特定資格・自己推薦区分で平均を大きく下回る年度が見られるものの、統計的に有意な特性を示した受験区分は見られず、平均の成績という側面からは多様な選抜方式は教学面での目標を達成してきたといえる。

経営面あるいは選抜の多様化への学部の対応能力という面からの課題も浮上している。たとえば、国際コミュニケーション学科の2006年入試における公募推薦の志願者定員割れや、細分化された方式のいくつかで、志願者なし、あるいはそれに近い状況にあるなどの実態が生じている点である。また、細分された多数の入試方式の出題能力という面からも適任者の不足や一部教員への過重負担といった問題も挙げられる。

### [今後の改善策]

以上から、18歳人口の減少と、受験市場の二極化(上位校と下位校の受験者数の格差拡大)に対応して、単に入学者数の低減のみならず、推薦試験と一般学力試験受験層の二分化(両方式の併願層の減少)、アドミッションオフィス入試といった入学者選抜方式における構造的ともいえる変化も生じており、今後、受験層の需要に見合わない選抜方式を再確認するとともに、学部の運営側面からもこれまでの細分化された試験区分の見直しをも検討していく。

## 5-2-5-2 入学者受け入れ方針等

### [現状の説明]

国際学部は、本学の建学の精神である「人間愛の教育」に基づく国際的人材の育成を目的として設立された。単に知識を有した人間をつくるのではなく、国際交流に対し真に貢献しうる「教

養」と「人間性」を備えた国際人の養成が設置趣旨とされた。また、既存の学部系統にとらわれない「学際性」もその特徴と位置づけられた。

過去 15 年間における国際学部の志願者の志願動機は、大きく、①国際問題への関心を通じた国際関係や異文化理解などへの学習、②国際協力や地球環境問題などのより実践的なイシューへの興味と解決への関心、③英語コミュニケーション能力向上への関心と海外留学などを通じたより実践的な就業への関心、④観光産業や外資系企業などの国際業務への就業への関心、などにまとめることができる。

実績面でも設置趣旨に対応した入学者を迎え入れてきた。平成 17 年度には、国際学部では改めて本節の冒頭に示した 3 つのアドミッションポリシー（①国際社会の多様な問題への関心とこれへの解決能力の涵養、②幅広い教養に裏づけられた職業人育成、③コミュニケーション能力の向上を通じた人格形成と実践）を掲げ、入試冊子やオープンキャンパス、高校訪問などで志願者にポリシーを入試広報してきた。

このように、国際学部の入学者受け入れ方針は、学際性と教養性に特徴づけられた教育目標と受験生の学習や就業への動機に対応して、受験生の多様な能力と学習動機を適正に評価するとともに、留学生、帰国子女、社会人など異文化経験や社会経験をもった学生を積極的に迎え入れることも教育環境の活性化・国際化に結びつくため重要である。

なお、平成 20 年 4 月より名称変更に伴う新しい学科構成と、新設の「領域」「ユニット」などの学習課程、カリキュラムの再編が予定されているため、これに対応して受験広報誌を通じて改めて新学科の特徴や受験方式などに関する広報を高校教員や受験向けに実施した。

受験生の受け入れ方針とカリキュラムとの関係においては、志願動機と受験方式、入学後のカリキュラムの連動に十分配慮してきた。これまでの国際学部の教学面での特徴として体験重視教育が挙げられ、平成 18 年だけで 160 人以上の学生を教員がケアする形で海外研修を行なうなど、積極的に内外での体験学習の単位化を図ってきた。これらの体験学習は、事前・事後の授業が学科、コースごとに体系化され、志願者にも周知されてきた。

具体的には、国際コミュニケーション学科の多文化コミュニケーションコースでの 3 ヶ月間の短期留学の原則必修化や、国際関係学科観光ビジネスコースでの夏季休暇期間中のホスピタリティー・マネジメント研修をはじめ、国際ボランティアクラスでの復興支援国での活動など、志願者の動機を体験学習としてプログラム化し、他科目との関連において位置づけされてきた。これらの学科、コース別のプログラムは入学後方においても明示され、事前の説明会などで周知してきた。また、これらを継承する形で、新学科においては専門性をさらに明確化するために領域・ユニット制を導入して、学生に入学後自らの学習領域を意識し、就業などの将来の進路選択を早くから明確化させるカリキュラムを編成し（特に短期留学と英語の公式資格取得、教職課程、その他の各種職業資格取得などの資格取得プログラムがカリキュラムに一層明確に取り入れられた）、これらは入学者の受け入れ方針とリンクした形になっている。

また、先に示した過去の入学方式別の授業成績を鑑みて、とくに推薦入試入学者に対しては平成 19 年度入学予定者より入学前学習を徹底化させるべく「学習テキスト（ブリッジ教育教材）」を地域の高校との協力によって作成し、これを 12 月から 3 月まで添削などを通じて徹底させる方式を導入した。また、国際学部における入試データ、教学データ、就職データが連動したデータベース注を作成し、選抜方式の評価、指定校などの見直しなどの評価をはじめた。

#### [点検・評価]

入試、教学、キャリア支援など独立しがちな点検や評価を、国際学部ではできるかぎり連動して評価する試みを行なった。その結果、学部学科を見直し、平成20年度から新しい学科構成に至った。

#### [今後の改善方策]

学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係に関しては、これらのデータベース集をもとに、先に示したGPAなどの指標からさらに科目別の詳細な検討に発展させる必要がある。今後の課題であるが、志願者の減少や受験区分の構造変化に伴い、試験区分などを見直す必要がある。平成20年度からの新しい学科構成下での学修状況などを把握したうえで、これらの課題に取り組みたい。

### 5-2-5-3 入学者選抜の仕組み

#### [現状の説明]

文教大学の入学者選抜の仕組みは、すでに示したように、学力入試に関しては入学センターによる運営がなされている。

11月の推薦試験を中心とする試験と2月中盤以降に行なわれる小論文試験などを中心とする試験では、キャンパス入試委員会が入試の運営、管理に中心的役割を担い、学部は面接、小論文採点などで役割を果たしている。

#### [点検・評価]

小論文、面接型の入学者選抜の基準に関しては、学部入試委員会がその基準を作成し、キャンパス入試委員会が管理して、面接者や小論文採点者には徹底を図っているが、規定が公表されていない。ただし、これらの出題は次年度の志願者向けには公表されているので入試の適切性、透明性は一定確保されていると判断している。

#### [今後の改善方策]

今後は、大学入試委員会などの議論を通じて、入試の透明性をより高めていくとともに、情報の公開についても、より積極的な姿勢をとっていく必要がある。このために全学的なコンセンサスづくりを図っていく。

### 5-2-5-4 入学者選抜方法の検証

#### [現状の説明]

学力入試のやり方は他学部とほぼ同様である。また、キャンパス中心の面接や小論文に関する試験では、試験の規模（定員、志願者とも）も小さく、また主として小論文の論旨をたずねたり、意見を記述したりする試験内容であることもあって、面接評価・採点基準の外部公開や試験問題の妥当性に関する外部評価などは行なわれてはいない。ただし、試験問題は外部公表されており、この点では出題に関する外部からのフィードバック機能は存在しているといえる。

#### [点検・評価]

先にも述べたように、問題は、試験の細分化の結果、数多くの試験の出題、出題内容の検討と出題ミスのチェックさらには試験監督や可否の意思決定と、極めて多くの作業が生まれ、特に出題適任者や入試担当者への労力の集中が生じている点にある。入試担当者（学部から選出される

入試センター委員)は原則2年ごとに入れ替わることとなるが、これも業務が複雑かつ厳格に管理されるにつれて、適任者の選定に毎回腐心する状況は他学部と同様である。

#### [今後の改善策]

入試区分の細分化の見直しが必要である。この際、見直しは単に入試労力の軽減といった視点のみならず、高等教育の変化や志願者の適切な評価という視点にからも行なうことは言うまでもない。この点は、国際学部では、アドミッション・オフィス入試の導入検討とも関連させて議論することになろう。

### 5-2-5-5 入学者選抜における高・大の連携

#### [現状の説明]

入学者選抜から見ると高・大の連携は極めて重要な意味を持つ。国際学部に限ってみても、高・大連携校からの指定校入学率は極めて高く、過去5年間で36人が入学しており、入学後の成績も悪くはない状況にある。このように、高校での出前授業や高校教員との情報交流は、大学教育や教員への信頼感の醸成に確実に役立っている。単に受験生の獲得といった側面のみならず、学生への教育においても、高・大連携は、学習対象や学習そのものへの興味を引き出し、高校における学習への意味づけをするというよい効果を生むものと考えられている。国際学部での新しい流れとして、神奈川県下の高校の再編が進み、「国際」を科に含む4校の総合高校が新しく生まれようとしており、これらの高校の中には、国際教育をどのように進めるかといったカリキュラム作成などにおいて大学との連携を進めたいと考えている高校も生まれてきている。高校との積極的な交流機会を拡大することで、単に入学者獲得といった視点に加えて、高校から大学への一貫教育の可能性をも展望できる。

#### [点検・評価]

推薦学生には学部が期待する基礎学力と動機づけを十分に行なう必要があるという点で、高・大連携や入学前教育をより促進する必要がある。高校生の大学に対する選択性が高まる中で、大学にとって従来のような高校での成績や「調査表」だけに依存した入学選抜だけでなく、アドミッション・ポリシーの提示やより具体的な「出前授業」などを通じた交流機会の確保から生まれる新しい選抜方法が必要であると評価する。

#### [今後の改善方策]

一層高・大連携校を戦略的に拡大するとともに、双方の教育効果を高める仕組み作りを考えていく必要がある。そのために連携校との協議や教材の共同開発をすすめるために、学部内に平成19年度より「国際教育連携委員会」を設置しており、高大連携を更に発展させていく。

### 5-2-5-6 科目等履修生・聴講生等

#### [現状の説明]

科目等履修生と聴講生の受け入れ人数は、表5-14のとおりである。人数としては極めて少ないといわざるを得ない。

表 5-14 国際学部の科目等履修生・聴講生の人数

			平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
			春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
国際学部	一般	科目等履修生	0	0	0	0	0	1
		聴講生	0	0	0	0	0	0
	高大連携	科目等履修生	0	0	0	0	0	0
		聴講生	2	0	0	0	0	0

科目等履修生と聴講生の募集要項の検討、決定手続きは情報学部と同様である。

**[点検・評価]**

科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針については、上記で述べた本学の教育目標に合致しているし、募集要件と方法についても大学設置基準等の法令に準拠し、「科目等履修生規程」「聴講生規程」にしたがって行なっているので適切であると判断している。しかし、実際にはこの制度を利用する人数は極めて少なく、有効性について議論が必要である。

**[今後の改善方策]**

科目等履修生、聴講生等の受け入れについて具体的な適正人数や募集方法などについては議論していない。広報活動の充実などを検討していく。

### 5-2-5-7 外国人留学生の受け入れ

**[現状の説明]**

外国人留学生受け入れの手順等については湘南キャンパス共通で定めているため、情報学部の場合と同様である。

**[点検・評価]**

大学設置基準等の法令に準拠して行なっているので適切であると判断している。

**[今後の改善方策]**

適切に措置されているので、今後の改善方策を立てる必要がないものと判断する。

### 5-2-5-8 定員管理

**[現状の説明]**

本学部の収容定員と在籍学生数の現状については、平成 19 年 5 月 1 日現在において、下記の表の通りである。

表 5-15 国際学部の収容定員と在籍学生数

学科	入学定員	収容定員	在籍学生数	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
				学生数	学生数	学生数	学生数
国際コミュニケーション学科	120	480	512	131	141	118	122
国際関係学科	125	500	619	158	143	143	175

## [点検・評価]

各学科とも各学年の在籍者数は、ほぼ定員の1.1倍から1.2倍になっている。なお、国際コミュニケーション学科の第3年次は定員を下回っているが、これは退学、休学などによるため、入学時には定員を充足していた。現在、定員管理は適切に維持されているものと評価している。

## [今後の改善方策]

国際学部では平成20年から学科名称変更により新学科（国際理解学科、国際観光学科）へ移行する。平成19年の9月時点で、過去2回のオープンキャンパス参加者は昨年度をいずれの学科とも40-60%上回っており、志願者数の増加を期待している。これを契機に学部自体の魅力を高める努力もさらに行なう必要がある。また、英語検定試験の一定の基準を満たした受験生を対象に行なってきた特定資格入試に加えて、ボランティア活動、国際協力活動などの学部のアドミッションポリシーに合致した活動実績のある入学者の確保を指向したAO入試などの実施も今後の課題であると考えられる。

## 5-2-5-9 編入学者、退学者

## [現状の説明]

退学者の状況は平成16年度からの3ヶ年の退学者を順に百分率で示すと国際コミュニケーション学科は3.7%、3.5%、1.8%、国際関係学科は3.9%、2.0%、2.1%、国際学部全体では3.8%、2.7%、2.0%であり、低減している。

学年次別には際立った傾向はみられないが、平成16年度は1年次が多く、国際コミュニケーション学科で13人、国際関係学科で9人であった。これは入学辞退による除籍が多かったためである。退学理由については「退学届」に記入させており、教育支援課窓口や教員による面接指導の折にも口頭で事情聴取している。それによると、近年は進路変更によるものが増えてきている。

## [点検・評価]

日本私立学校振興・共済事業団が実施した「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」（平成15年度）によると平成14年度の全国の私立大学の退学者率は3.3%であることから、国際学部の退学者率は平均より少ないと評価できる。

退学理由も相応に把握してきたが、更に詳細な把握を心がけたい。その一貫として導入教育科目として、「新入生ゼミナール」（1セメスター）、「基礎演習」（2セメスター）を開講している。これらの導入教育科目によって大学教育や専攻領域への不適應を解消し、退学者の低減に努めている。高校教育から大学教育への転換も円滑に行なっていると評価している。

## [今後の改善方策]

大学教務委員会では学習支援センターの設置について検討を始めている。これが実現すれば学習支援は格段に充実し、不適應や学業不振を更に低減できると期待している。

また、平成19年度からは「退学届」様式を改め、定量的にも把握できるようにした。今後はこれをもとに退学理由を把握し、分析することとしている。

## 第3節 研究科における学生の受け入れ

### (1) 教育学研究科

#### [目標]

- ①学校教育の研究について、旺盛な学習意欲をもつ者を積極的に受け入れる。
- ②学校教育の研究について、高度な専門性を修得したいと考えている者を積極的に受け入れる。

#### 5-3-1-1 学生募集方法、入学者選抜方法

##### [現状の説明]

入学者選抜は、書類審査、筆記試験（知識試験・小論文）、及び面接試験で行ない、それらを総合的に判断して合否を決定している。なお、現職教員等で入学を希望する者には、勤務先などからの推薦状を求めている。

実施概要は以下の通りである。

- ①書類審査は、出身大学・学部の学業成績及び卒業論文（もしくは卒業作品）をもとに行なう。
- ②筆記試験は、学校教育（心理学・教育学）に関わる知識試験と小論文で行なう。知識試験では、一部に英語問題を含む（英和辞書の持ち込みは可とし、電子辞書の持ち込みは不可とする）。ただし、現職教員等には英語問題は課さない。
- ③面接試験では、研究計画書と卒業論文（もしくは卒業作品）などについて質問し、志望者の意欲と能力を判断する。

##### [点検・評価]

平成19年4月に開設された本研究科は、完成年度を迎えていないので、入学者選抜の方法に関する点検・評価に関して詳細な報告することはできない。ただし、平成19年度に入学した8名はいずれも学習意欲と学力水準との点で特段の問題点はないとみなされるので、上記の方法は妥当なものであったと考える。

##### [今後の改善方策]

完成年度を迎える平成20年度より本研究科教授会において、入学者選抜の方法に関する改善方策を不断に検討する。

#### 5-3-1-2 学内推薦制度

##### [現状の説明]

本研究科では成績優秀者に対する学内推薦制度を採用していない。

##### [点検・評価]

本研究科では成績優秀者に対する学内推薦制度を採用していない。開設1年目であり、点検・評価をする段階ではない。

##### [今後の改善方策]

本研究科教授会において、成績優秀者に対する学内推薦制度を採用することに関して不断に検



討する。

### 5-3-1-3 門戸開放

#### [現状の説明]

本研究科では他大学・大学院の学生に対して、単位取得のための互換等を実施していない。また、募集要項を作成し、他大学、他大学院出身者も広く募集しているが、一期生での他大学出身者は入学していない。

#### [点検・評価]

開設1年目であり、段階では点検・評価することはできない。

#### [今後の改善方策]

本研究科教授会において、他大学・大学院の学生の受け入れを進めるよう、不断に検討する。

### 5-3-1-4 社会人の受け入れ

#### [現状の説明]

本研究科では、社会人学生を受け入れる体制をとっているが、平成19年度には社会人学生の入学者はいなかった。

#### [点検・評価]

平成19年度には社会人学生の入学者はいなかったことについて、評価は現段階ではできない。

#### [今後の改善方策]

本研究科教授会において、社会人学生の受け入れを進めるべく検討していく。

### 5-3-1-5 定員管理

#### [現状の説明]

本研究科の収容定員は1学年で10名である。大学基礎データ表18が示すように、開設年度である本年度の1年生の在籍学生数は8名であるので、収容定員に対する在籍学生数の比率は80%である。

収容定員を確保するための具体的な取組としては、本教育学研究科の詳細について、本学のホームページや本学の同窓生の会報誌に、それぞれ掲載している。また、本学の学生に関しては、本教育学研究科の詳細について、学内にポスターを掲示したり、各教員が学生に対して個別に説明をしたりといった取り組みをしている。

また、埼玉県の実職教員に関しては、埼玉県教育局と越谷市教育委員会に対して、現職教員を本研究科に研修派遣するように働きかけるといった取り組みをしている。さらに、教育学・心理学に関連する学部をもつ約60の他大学と、本学の近隣にある約20の教育委員会とに対して、本研究科の募集要項などを送付している。

#### [点検・評価]

平成18年度行なわれた2回にわたる入試において計14名の受験者があった。上記の取り組みにより、収容定員の適正化を目指したものの、充足率が8割にとどまっており、なお改善の余地があることは、上記のような取り組みが、ある程度まで適切であったことを示していると考えられる。

**[今後の改善方策]**

収容定員の確保を目指し、平成 20 年度では実施予定の計 2 回の入試を行なうこととし、入学定員を確保するようにしたい。

## (2) 人間科学研究科

### [目標]

- ①教育目標に照らして適切な入学者選抜が行なわれていること。
- ②教育課程にふさわしい多様な学生を受け入れるよう入学希望者を多面的に評価していること。
- ③多様な入学者が大学における学習にスムーズに入ることができるような適切な対応・配慮がなされていること。
- ④研究科においては、大学院教育をうけるにふさわしい学生かどうか適切に評価をしていること。
- ⑤教育効果を上げるため、学生収容定員に対する入学者数は、適正な数であること。

### 5-3-2-1 学生募集方法、入学者選抜方法

#### [現状の説明]

##### <基本方針>

臨床心理学専攻においては、心の健康の増進を促し、また心の問題からの回復を支援するための、高度の心理臨床的な学識と技術をもつ人材を育成することが目指される。このため、入学者の受け入れにあたっては、以下の点を併せて持つ者を選考することが必要となる。

- ①人に関わるために必須となる、人間存在を尊重する態度。
- ②臨床心理学および心理学の基礎的知識、学問的活動の基盤となる論理的思考能力と表現能力。
- ③関係者と協力しながら自らの専門性を発揮できるための基本的な対人関係能力。

人間科学専攻においては、子どもから高齢者までの健康、人間性、家族関係、地域活動、生涯学習等に関して、幅広い見識と高い専門性を備えた、実践的専門職の育成が目指される。このため、入学者の受け入れにあたっては、以下の点を併せて持つ者を選考することが必要となる。

- ①人間の営みを捉える多角的な視点。
- ②心理学・教育学・社会学に関する基本的な知識、学問的活動の基盤となる論理的思考能力と表現能力。
- ③人間の営みに関わる上で必須となる基本的な対人関係能力。

臨床心理学専攻博士後期課程においては、臨床心理学における学術研究の一層の進展を担う研究者を養成するとともに、臨床心理士の指導者となる人材を育成することが目指される。このため、入学者の受け入れにあたっては、以下の点を併せて持つ者を選考することが必要となる。

- ①人を援助し研究する者に必須となる、人間存在を尊重する態度。
- ②臨床心理学および心理学の専門知識、研究活動の基盤となる論理的思考能力と表現能力。
- ③関係者と協力しながら専門家として実践を行なうための対人関係能力。

##### <学生募集の方法>

学生募集は、大学院説明冊子、インターネット上のホームページからの情報発信によっている。これらを通じて、人間科学研究科の教育理念・概要、カリキュラム、教育・研究スタッフ等に関する適切な情報を広く提供し、志願者の理解を促すよう努めている。

##### <入学者選抜方法>

臨床心理学専攻の入学者選抜は、書類審査、筆記試験、口頭試問（面接）による。筆記試験科目は、心理学・臨床心理学、英語である。募集人数は20名である。選抜試験を年度内に2回行

ない、幅広い受験者の中から優秀な人材の確保を図っている。

人間科学専攻の入学選抜は、書類審査、筆記試験、口頭試問（面接）による。筆記試験科目は、人間科学関連領域として、心理学、社会学、教育学（主に生涯学習関連）、社会福祉学の問題から選択、ならびに英語である。募集人数は10名で、社会人入学選考3名を含む。選抜試験を年度内に2回行ない、幅広い受験者の中から優秀な人材の確保を図っている。

臨床心理学専攻博士後期課程の入学選抜は、書類審査、筆記試験、口頭試問（面接）による。筆記試験科目は、英語である。募集人数は2名である。選抜試験を年度内に1回行ない、優秀な人材の確保を図っている。

#### [点検・評価]

##### <基本方針について>

両専攻の人材育成の基本方針について、そのための人材確保として、知識や研究能力はもちろん、人間の営みに関わる態度や視点、対人関係能力に基づいて選抜しようとする現状の入学受け入れに関する基本方針は適切であると考えられる。

##### <学生募集の方法>

学生募集にあたって、人間科学研究科への入学を希望する者に対して、広く公平に、人間科学研究科の教育に関する種々の情報を適切に提供する必要がある。大学院説明冊子は、必要な情報を簡潔にわかりやすく伝えるための構成を心がけ、毎年情報の更新を行なっている。しかし、大学院説明冊子は、基本的に請求者のみへの配布となるため、より広く情報を発信するためには、この媒体だけの情報提供では不十分であるといえる。

##### <入学選抜方法>

現行では、入学受け入れ方針と入学選抜方法との間に大きな問題はないと考えられる。

#### [今後の改善方策]

##### <基本方針>

基本方針については、特に改善する点は見当たらない。

##### <学生募集>

広く公平に、人間科学研究科の教育に関する種々の情報を提供するためには、インターネット上のホームページによる情報発信を、いっそう重視する必要がある。アクセスの利便性、掲載できる情報量の豊富さを生かし、掲載する情報の内容を検討し、随時最新情報に更新する作業を行なうことで、希望者に情報を提供し、進学を検討する機会を与えることが必要である。募集の手段として、主たる位置づけとすることを想定する必要がある。

一方、大学院説明冊子は、今後とも希望者からの資料請求に応じて配布することになると考えている。また、インターネット上のホームページによる情報発信は、大学院説明冊子のこの限界を補うものである。加えて、今日のインターネット普及状況を考慮すると、ホームページ上からの情報発信は、主たる情報源として位置づけていく。

##### <入学選抜方法>

現行では、入学受け入れ方針と入学選抜方法との間に大きな問題はないと考えられるが、今後、入学後の授業への取り組みや修士論文の進捗状況、教育・研究に対する意欲などを、各種情報や院生に対するアンケートなどによって把握し、選抜方法の適切性について検討を重ねていく。

## 5-3-2-2 学内推薦制度

### [現状の説明]

#### <臨床心理学専攻>

臨床心理学専攻では、成績優秀者等に対する学内推薦制度は実施していない。なお、これに近い形態として、学内選考を実施している。

学内選考は、入学試験受験者のうち、文教大学人間科学部を当該入学選考年度3月末までに卒業見込みの者を対象とし、定員はⅠ期Ⅱ期合わせて、全定員20名中、10名である。

#### <人間科学専攻>

人間科学専攻では、現在は、成績優秀者等に対する学内推薦制度は実施していないが、目下、学内推薦入試導入を検討中である。学内推薦の導入は、文教大学人間科学部に在籍する者のうち、成績優秀かつ問題意識の高い人材を、大学院において、さらに実践的専門家として育成することを目指すことによる。人間科学部の教育理念のもとで優秀な成績を修めている者は、同じく、心理学・教育学・社会学を主たる領域とする、人間科学研究科が求める人材としても、ふさわしい者であると考えられることからである。

なお、現状では、学内推薦に近い形態として、学内選考を実施している。学内選考は、入学試験受験者のうち、文教大学人間科学部を当該入学選考年度3月末までに卒業見込みの者を対象とし、定員はⅠ期Ⅱ期合わせて、全定員10名中、2名である。

#### <臨床心理学専攻博士後期課程>

臨床心理学専攻博士後期課程では、成績優秀者等に対する学内推薦制度は実施していない。

### [点検・評価]

臨床心理学専攻については、学内推薦よりも、同一の入学試験科目による試験結果にもとづく学内選考のほうが、適正に入学者を選考することができることから、現状に問題はないと考える。

人間科学専攻については、心理学・教育学・社会学を主たる領域とする人間科学部において継続的に学修した結果、優秀な成績を修めている者は、人間科学専攻が希望する人材として、ふさわしいと考えられることから、学内選考を、学内推薦に変更することは、専攻の理念にも沿った適切な変更であると考えが、まだ十分な検討に至ってない。

臨床心理学専攻博士後期課程については、学内推薦あるいは学内選考を行なうよりも、広く優秀な人材を確保することを優先していることから、現状に問題はないと考える。

### [今後の改善方策]

臨床心理学専攻については、学内からの入学者およびそれ以外の入学者の、入学後の学修状況、意欲などを、調査等によって把握することで、学内選考そのもの、学内選考の定員が、専攻の理念の実現に沿ったものであるかどうかを検討していく必要がある。

人間科学専攻については、学内推薦の導入を検討し、その実施にあたっては、入学者の学修状況、意欲などを、適切に把握し、制度そのものの適切性を継続的に検討する。

### 5-3-2-3 門戸開放

#### [現状の説明]

他大学・大学院の学生に対して、単位取得のための互換は、実施していない。

入試については、臨床心理学専攻には、他大学出身者も入学している。

#### [点検・評価]

他大学・大学院の交換授業は、その有効性を認めるものの、近くの大学院に同種の専攻がなく、また、演習や実習の中には、交換授業には馴染まないものも含まれているので、その実施には、なお検討を要すると考える。

入試については臨床心理学専攻では毎年、一定の比率で他大学出身者が入学している。

#### [今後の改善方策]

本学研究科の各課程について、他大学院に在籍し取得した単位については、一定の制約はあるものの、単位互換の可能性を認めてもよいと考えられる。単位認定のための手続きの整備を検討する必要はあると考える。

臨床心理学専攻では、毎年、他大学出身者が入学しているので、引き続き継続する。

### 5-3-2-4 社会人の受け入れ

#### [現状の説明]

##### <臨床心理学専攻>

現在、社会人入学選考は実施していない。一般入学選考志願者の中に、大学卒業後、公務員、一般企業等に就職し、キャリアを積んだ社会人が毎年少なからず含まれている。この人たちの豊かな人生経験やより真剣な授業態度が、他の学生に好ましい影響を与え、専攻の学修態度の向上につながっていると考えられる。

##### <人間科学専攻>

人間科学専攻においては、子どもから高齢者までの健康、人間性、家族関係、地域活動、生涯学習等に関して、幅広い見識と高い専門性を備えた、実践的専門職の育成が目指される。したがって、社会人としての職場や家庭での経験は、当人の学修のために有効であるだけでなく、他の院生に対しても、有効な刺激となることが考えられるため、社会人入学選考を実施している。

##### <臨床心理学専攻博士後期課程>

現在、社会人入学選考は実施していない。しかし、臨床心理学における学術研究の一層の進展を担う研究者、ならびに臨床心理士の指導者となる人材を育成することを目指していることから、とくに臨床心理学領域でキャリアを積んでいる社会人を積極的に受け入れることが、当人ならびに他の大学院生にとって有効であると考えられる。平成20年度入試より、社会人入学選考の実施を検討している。

#### [点検・評価]

##### <臨床心理学専攻>

社会人が、意欲的な学修態度の実現に積極的な影響を与える可能性は認めるが、社会人経験者が一般入学選考を少なからず受けていることから、これら社会人経験者を含めた入学希望者の中から、広く優秀な人材の確保を目指すことが、現在では適切であると考えられる。

### ＜人間科学専攻＞

募集定員10名中、5名を社会人入学選考枠として設け、積極的に社会人を受け入れてきた。このことは、当専攻における学修状況に、好ましい影響を与えていると考えられる。

### ＜臨床心理学専攻博士後期過程＞

とくに、臨床心理学領域でキャリアを積んだ社会人の受け入れを検討することが必要であると考える。

#### [今後の改善方策]

臨床心理学専攻博士後期課程については、他の院生を含めた専攻全体に与える社会人のキャリア、学修意欲の影響を考慮しながら、社会人の受け入れについて積極的に検討する必要がある。ただし、修士課程については、現状のままで特段の問題がないと判断している。

## 5-3-2-5 科目等履修生、研究生等

#### [現状の説明]

人間科学研究科では、臨床心理学専攻、人間科学専攻、臨床心理学科博士後期課程いずれにおいても、研究生の受け入れを行なっている。

ただし、正規の年限での学修を前提にして教育を提供しているため、積極的な広報、募集は行なっていない。

人数の推移は、下表のとおりである。

表 5-16 人間科学研究科 研究生数の推移

年度（平成）	修士課程	博士後期課程
14	0	0
15	2	0
16	0	3
17	0	0
18	0	3

#### [点検・評価]

研究科として、特定の研究テーマについて学修を深めたい者の研究をサポートすることには、学問領域への貢献、社会的貢献という点から、一定の意義を認めることができる。ただし、正規に在籍する学生に質の高い教育を提供することが優先されることから、研究生の人数はごく限られたものとなることはやむを得ない。現状に問題はないと考える。

#### [今後の改善方策]

希望者数に大きな変動があった場合には、改善を検討する必要があるが、現状ではその必要はないと判断している。

## 5-3-2-6 定員管理

[現状の説明]

### <臨床心理学専攻>

現在、定員は20名である。志願者数、合格者数、入学者数の過去5年の推移は下表の通りである。定員に対する志願者は約8から9倍で推移しており、選抜試験によって優秀な人材を選考した上で、定員の確保をすることが可能となっている。

### <人間科学専攻>

現在、総定員は10名であり、うち社会人選考が3名である。志願者数、合格者数、入学者数の過去5年の推移は下表の通りである。過去5年だけを見ても、志願者数は募集定員を下回っている。募集定員の確保は重要であるが、人間科学専攻にふさわしい入学を選考するために、志願者全員を合格とすることはせず、場合によっては不合格者を出している。

### <臨床心理学専攻博士後期課程>

現在、定員は2名である。志願者数の推移は下表のとおりである。志願者数が定員を超えることはほとんどなく、志願者のほぼ全員が合格している。

表 5-17 人間科学研究科 志願者・合格者・入学者の推移

#### ①臨床心理学専攻

年度	定員	志願者数	合格者数	入学者数
2002	20	185	23	20
2003	20	133	21	19
2004	20	151	28	21
2005	20	166	22	20
2006	20	156	23	20
2007	20	181	23	20

#### ②人間科学専攻

年度	定員	社会人			一般		
		志願者数	合格者数	入学者数	志願者数	合格者数	入学者数
2002	10	4	3	3	3	3	3
2003	10	3	2	2	6	6	4
2004	10	1	1	1	5	5	5
2005	10	2	2	2	6	5	4
2006	10	1	1	1	4	4	4
2007	10	1	1	1	6	6	5

注 2004年度までは「生涯学習学専攻」



## ③臨床心理学専攻博士後期課程

年度	定員	志願者数	合格者数	入学者数
2002	2	2	1	1
2003	2	2	2	2
2004	2	1	1	1
2005	2	3	2	2
2006	2	3	2	2
2007	2	0	0	0

## [点検・評価]

## &lt;臨床心理学専攻&gt;

定員に対して、6から9倍程度の志願者があるが、臨床心理学専攻においては、心の健康の増進を促し、また心の問題からの回復を支援するための、高度の心理臨床的な学識と技術をもつ人材を育成することが目指されることから、教育スタッフの人数、施設設備から考えて、現状の定員を増加する必要はないと考えられる。また、臨床心理士の養成を想定した大学院が増加し志願者にとって進学先が増えている状況において、一定の志願者数を確保しており現状の倍率が確保できているので、現時点で定員の減少も考える必要はないと思われる。

## &lt;人間科学専攻&gt;

定員を満たすだけの志願者がいないのが現状である。しかしながら、人間科学専攻が目指す、子どもから高齢者までの健康、人間性、家族関係、地域活動、生涯学習等に関して、幅広い見識と高い専門性を備えた、実践的専門職の育成は、社会的ニーズは十分にあると考えられる。したがって、募集定員の減少を検討する前に、学生募集方法の検討を十分にすることが必要である。

## &lt;臨床心理学専攻博士後期課程&gt;

高度な心理臨床の学識と技術を備え、臨床心理士の指導ができる人材の育成を目指すこと、また課程博士の輩出という、本課程の目的から考えて、2名という定員は適切であると考えられる。志願者の確保に関しては、学生募集方法の検討していく。

## [今後の改善方策]

## &lt;臨床心理学専攻&gt;

現状の定員で問題ないと考えられる。ただし、その領域の社会的意義と責任を考えると、今後、修了生の活動を追跡調査し、社会的ニーズに応えることができる修了生を社会に送っているかどうかの検討をした上で、十分な教育が可能な人数を引き続き検討していく必要がある。

## &lt;人間科学専攻&gt;

学生募集の方法を工夫し、志願者の増加につながる方法を検討することが至急に必要と思われる。そのためのひとつとして、学内推薦制度を検討していく。

## &lt;臨床心理学専攻博士後期課程&gt;

学生募集の方法を工夫し、志願者の増加につながる方法を検討することが至急に必要と思われる。現在、心理臨床に携わる社会人のうち、より高度な専門性や博士の取得を目指す人材のニーズに応えるべく、社会人入学の制度の導入を検討中である。

### (3) 言語文化研究科

#### [目標]

- ①言語文化研究科の理念・目的として掲げられている、「言葉をめぐる高度な専門的職業人」を養成するにふさわしい人材を、受け入れていること。
- ②受け入れに際し、適正な募集方法と、公正な選抜方法を採用していること。
- ③大学院の組織基盤である文学部との連続性を重視し、学部生の中から「言葉をめぐる高度な専門的職業人」を育成することを目指し、学部生の受け入れに配慮していること。
- ④日本と異なる大学制度下で教育を受けた外国人留学生の受け入れにおいて、応募資格の面で配慮した制度を採用していること。
- ⑤社会人の受け入れにおいて、選抜方法に配慮していること。
- ⑥研究生・委託性・聴講生及び科目等履修生を受け入れる制度を、それぞれに用意していること。
- ⑦国際的な視野をもつ人材の養成を目指し、国の内外から広く学生を募集していること。
- ⑧研究指導の成果を確実にするために、学生の受け入れ定員を適正に管理していること。

#### 5-3-3-1 学生募集方法、入学者選抜方法

##### [現状の説明]

学生の募集方法は、大学院案内および学生募集要項を作成し、国内の関連大学・施設に送付している。さらに大学ホームページ上で、入試関連のページに大学院入試資料請求の項目を設け、広く志願者を募ると同時に、個別の要望・質問に答えている。また、学内では年2回の入試説明会を開催している。留学生に関しては、日本国内での留学生対象説明会や、マレーシア・韓国で開催される日本留学フェアに参加し、情報提供・募集活動を行ってきた。

入学者選抜に関しては、選抜試験を秋・冬と年2回行なっている。10名の定員を2つのコースに振り分けることはせず、研究科全体としての定員とし、学内推薦入学選考・一般入学選考・社会人入学選考・留学生入学選考の4区分を設定することで、多様な背景を持つ志願者に対して受験の機会を提供している。なお、学内推薦入学選考の定員は4名である。

選抜試験は、筆記試験と口頭試問から構成される。筆記試験の科目は入試区分により異なり、外国語もしくは小論文、そして入学後に自らが研究分野として望む専門分野の2科目を受験する。学内推薦入学選考は、事前の書類審査によって志願者の適性を見極めており、筆記試験は課していない。全志願者に、出願時に大学院での研究計画書を提出することが課されており、これに基づいて、希望する専門領域を担当する大学院担当教員による口頭試問が行なわれる。

##### [点検・評価]

国内での学生募集に関しては、大学院案内・学生募集要項・ホームページなどを媒介として、広範な学生募集が行なわれている。一方、国外の大学・研究機関に対する学生募集は、限られた範囲のみに留まっており、十分とは言えない。また、国外からの出願者が受験しにくい状況にあり、改善が必要である。

入学者選抜方法に関しては、学内推薦入学選考・一般入学選考・社会人入学選考・留学生入学選考の4つの区分を設定することで、言葉をめぐって多様な関心と学習背景を持つ人材を受け入れることが可能となっている。4つの入試区分ごとに、異なる選抜試験の方法および科目を設定

しており、それぞれの学習背景に対応した適性および資質を測る工夫がなされ、「言葉をめぐる高度な専門的職業人」育成の目的に適った選抜方法となっている。

#### [今後の改善方策]

国内外での学生募集に一層力を注ぐことが重要であり、そのためには、ホームページや大学院案内（英語およびその他の言語）の充実を図ることで、国内外での大学院および研究科の認知度をあげることが必要である。また、国外からの出願者の受験を容易にするためには、日本留学試験利用渡日前留学許可実施や留学生の受け入れ体制整備に向け総合的な検討していく。

### 5-3-3-2 学内推薦制度

#### [現状の説明]

成績優秀者等に対する学内推薦入学選考は、平成18年度入試より地域言語文化研究コースに限定して導入された。この制度を利用した入学者は、平成18年度に1名、平成19年度に2名いる。第二言語習得研究コースに関しても、学内推薦制度導入を求める要望が学部学生および教員の間でも強く、平成20年度入試より、地域言語文化研究コースに加えて、第二言語習得研究コースでも学内推薦入学選考を実施予定である。平成20年度入試においては、言語文化研究科の定員10名中、学内推薦入学選考の区分には4名の定員を割り当てている。

学内推薦入学選考において、志願者は、事前に書類審査による学内選考により、学内推薦候補者として選抜される必要がある。事前審査には、学部における研究の成果を示す論文・大学院での研究計画書・指導担当者の推薦書の提出が求められる。志願者が希望する研究領域を専門とする大学院指導担当者が、複数で書類審査にあたり、審査の公正性・透明性の確保に努めている。

志願者に対しては、外国語および専門分野に関する筆記試験は免除されている。だが、一般入学選考・社会人入学選考・留学生入学選考と同様に、大学院の研究指導担当者による口頭試問が行なわれ、他の入試区分への志願者との能力の相違と資質の適切性等を見定める場が設けられている。

#### [点検・評価]

地域言語文化研究コースへの学内推薦入学選考導入初年時より、この制度を利用した入学者が継続的にあり、それらの学生が入学後も高い学習意欲を保っていることから、本制度の導入は、研究意欲旺盛な学部学生の要望に応えるものであったと評価できる。

第二言語習得研究コースへの本制度の導入が、同様の望ましい結果をもたらすかどうかは、平成20年度の入試およびその結果をまたねばならない。

学内推薦入試の審査の公正性・透明性に関しては、学内の入試説明会において事前審査のプロセスを志願者に十分説明するとともに、当該専門分野担当者が複数で書類審査・口頭試問にあたることで担保している。

#### [今後の改善方策]

地域言語文化研究コースに加え、第二言語習得研究コースにおいても学内推薦入学選考が導入されたことにより、学内推薦入試への志願者が増加する可能性が考えられる。それに伴い、書類審査によって学内推薦候補者を選抜する際の公正性の確保に、いっそうの配慮が必要となる。

### 5-3-3-3 門戸開放

#### [現状の説明]

平成 12 年度から平成 19 年度入学者の中で、本学学部卒業生でない学生の内訳は、以下の表のとおりである。1 学年の入学者数約 10 名中、本学学部卒業生でない学生の占める割合は、平成 14 年度以降 50% から 80% の間であり、高い水準で推移している。

表 5-18 他大学出身者の推移

年度	計	国内の他大学	留学生
平成 12 年度	1	0	1
平成 13 年度	1	0	1
平成 14 年度	5	1	4
平成 15 年度	9	3	6
平成 16 年度	6	2	4
平成 17 年度	8	1	7
平成 18 年度	6	1	5
平成 19 年度	5	0	5

他大学・大学院からの委託生は、平成 14 年度に中華人民共和国から「国際交流基金中国特別事業」により大学院生が 1 名派遣され、受け入れを行なったが、それ以外の年度においては、委託生の申請はない。

#### [点検・評価]

以上のデータから、本研究科に入学する者に関しては、他大学・大学院に対して、十分に門戸を開いていると評価できる。

他大学・他大学院・他研究機関からの委託生に関しては、その申請があれば受け入れる体制は整っているが、相互交流が活発でなく、今後の積極的な働きかけが必要である。

#### [今後の改善方策]

本研究科への入学希望者に対しては、引き続き募集広報を広く行なうことが必要である。委託生を含めた他大学・他大学院への門戸の開放に関しては、制度の利用を促すような他の大学・大学院との共同プロジェクトや相互交流の機会を設けていく必要がある。

### 5-3-3-4 社会人の受け入れ

#### [現状の説明]

社会人入学選考は、筆記試験と口頭試問から構成されている。筆記試験では、研究分野として希望する専門分野に加え、外国語に代えて小論文が課されており、社会人志願者にとって受験しやすいものとなっている。志願者数・受験者数・合格者数は、以下のとおりである。

表 5-19 社会人の志願者・受験者・合格者の推移

年度	志願者	受験者	合格者
平成 12 年度	2	1	0
平成 13 年度	4	4	3
平成 14 年度	2	2	2
平成 15 年度	0	0	0
平成 16 年度	0	0	0
平成 17 年度	2	2	2
平成 18 年度	1	1	1
平成 19 年度	0	0	0

## [点検・評価]

社会人入学選考においては、外国語に代えて小論文を課すことで、選抜方法に配慮を行なっている。ここ8年間の社会人志願者は年度によって多寡があるものの、一定数の志願者および合格者が存在し、社会人志願者への受け入れ実績を積み重ねてきている。

## [今後の改善方策]

現在のカリキュラムおよび授業の開講状況下では、社会人がキャリアを中断せずに本研究科に大学院生として籍をおいて研究を行なうことは難しい。今後の社会人受け入れのあり方を考える際、選抜方法だけではなく授業の開講の仕方などを含め、包括的に検討が進める。

## 5-3-3-5 科目等履修生、研究生等

## [現状の説明]

研究生に関しては、文教大学大学院学則により、本大学院修士課程を修了した者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、研究指導を受けることを希望する者がいるとき、研究科の選考を経て、研究生として許可することとしている。

聴講生・科目等履修生に関しても同学則により、本大学院の特定授業科目について聴講を希望する者がいるとき、または、科目等履修を希望する者がいるとき、選考の上、それぞれ、聴講生もしくは科目等履修生として許可することとしている。

より具体的には、聴講生の場合、本学の学生以外でも大学を卒業した者あるいはそれに準ずる者に出願資格がある。科目等履修生の場合は、以下の条件が課されている。

- ①本学大学院言語文化研究科修士課程を修了した者。
- ②専修免許状取得を目的としている者。
- ③当該年度の履修で、専修免許状の申請が可能である者。

過去7年間における研究生の在籍数は、以下のとおりである。

表 5-20 科目等履修生・研究生の推移

年度	研究生	聴講生	科目等履修生
平成 12 年度	1	0	0
平成 13 年度	0	0	0
平成 14 年度	0	2	0
平成 15 年度	2	0	0
平成 16 年度	0	0	1
平成 17 年度	1	0	0
平成 18 年度	2	0	0
平成 19 年度	0	0	0

[点検・評価]

研究生・聴講生及び科目等履修生を受け入れる制度は整っており、それぞれに関する要件も適切かつ明確であると評価できる。研究生は、制度利用者が断続的に存在するが、聴講生に関しては、平成 15 年度以降、出願者がみられない。

[今後の改善方策]

他の大学・大学院に対して開かれた交流を行なう道として、研究生・聴講生制度をより積極的に広報し活用すべきかどうかという点に関して、検討が必要である。

### 5-3-3-6 外国人留学生の受け入れ

[現状の説明]

留学生の受け入れに関しては、留学生入学選考の入試区分を設け、入学後の学習及び研究に堪える人材を受け入れるよう配慮している。

出願資格として、基本的に「外国において学校教育における 16 年の課程を修了していること」としている。この条件を満たさない志願者に関しては、個別の受験資格審査会を志願者の申請に基づいて開催し、出身地域の教育制度の特性および志願者の受けてきた教育の内容・質を勘案するよう配慮している。

留学生受け入れ数に関しては、平成 12 年度より毎年留学生を受け入れており、平成 14 年度以降は、定員の 40% から 70% の間という高い割合で推移してきている。

表 5-21 外国人留学生の受け入れ数

年度	留学生数
平成 12 年度	1 (韓国)
平成 13 年度	1 (韓国)
平成 14 年度	4 (韓国、中国、マレーシア)
平成 15 年度	6 (韓国、中国)
平成 16 年度	4 (韓国、中国)
平成 17 年度	7 (中国)
平成 18 年度	5 (中国、ロシア)
平成 19 年度	5 (中国)

他の大学院で習得した単位の認定に関しては、入学後、所定の手続きを行なうことで、本大学院の授業科目に対応させて認定する旨、規程に明記してある。

## [点検・評価]

近年、留学生の割合が定員の50%前後を占めていることは、「国際的な視野をもった人材を養成することを目的とし、国の内外から広く学生を募集する」という目標に適っており、評価できる。しかし、留学生の出身国が、一定の国に偏る傾向にあり、より多様な地域からの人材が期待される。

異なる教育制度の下で教育を受けてきた志願者に対しては、個別の受験資格審査会を設けることで、志願者の受けてきた教育の内容・質を適確に評価する配慮を行なっている。

## [今後の改善方策]

現在志願者が多く存在する地域からの留学生を継続的に受け入れるとともに、留学生にとっての本研究科での学習・研究環境をさらに整備する。さらに、他の地域での本学および本研究科の認知度を上げていくことも肝要である。また、国外からの出願を促す点では、渡日前入学許可実施を検討するよう努力をする。

## 5-3-3-7 定員管理

## [現状の説明]

下の表に示した、ここ8年間の入学定員の推移及び収容定員に対する在籍学生数の割合を見ると、平成13年度から平成16年度までは、の1.2倍を超える数値であった。しかし、平成17年度に入学定員が8名から10名へと定員増加が行なわれ、平成17年度以降は、収容定員に対する在籍学生数の割合は1.2倍以内に収まる数値となっている。

平成17年度までは、一般入学選考・留学生入学選考・社会人入学選考の3区分の学生募集であったが、平成18年度からは、地域言語文化研究コースに限定した形で、学内推薦入学選考が始まり、また平成20年度からは第二言語習得コースも含めて4区分の学生募集を行なっている。

表 5-22 言語文化研究科の収容定員と在籍学生数の推移

年度	入学定員	収容定員 (A)	在籍学生数 (B)	B/A
平成12年度	8	16	18	1.13
平成13年度	8	16	21	1.31
平成14年度	6	16	21	1.31
平成15年度	8	16	24	1.5
平成16年度	8	16	25	1.56
平成17年度	10	18	21	1.17
平成18年度	10	20	23	1.15
平成19年度	10	20	20	1.00

## [点検・評価]

平成17年度の10名への入学定員増加によって、収容定員に対する在籍学生数は望ましい割合へと移行し安定している。十全な研究指導を行なうという観点から、この上記の割合が近年1.2以下に保たれていることは、学生の受け入れ定員が適切に管理されているものとして評価できる。また、学内推薦入学選考を新たな区分として設けたことは、学部との連続性を強化し、意欲の高い学生の要望に応える措置であった。さらに4区分の何れかに学生募集が極端に偏ることなく、均衡のとれたものとなっていることも、定員の適切な管理に貢献するものである。

#### [今後の改善方策]

収容定員に対する在籍学生数を継続して適切な数値に保つこと、4つの入学選考区分のいずれにも偏ることなく、学生を受け入れていくことが必要である。その一方で、定員充足のために大学院生の質が低下することのないよう、より質の高い人材を一定数以上惹きつけるための努力が望まれる。各入学選考の区分での選考基準を精査し、さらに工夫をこらすこと、国内外での幅広い広報に努めること、本学大学院生や研究指導担当の教員と他大学・大学院の学生・教員との間の人的交流を組織としての取り組みにより促すこと、などが安定的な学生確保のために重要である。



## (4) 情報学研究科

### [目標]

- ①教育目標に照らした適切な入学者選抜を行なわれていること。
- ②教育課程にふさわしい多様な学生の受け入れが実現されていること。
- ③大学院研究科での学習や研究にスムーズに入れるようにする工夫がなされていること。
- ④入学者数の適正性が保たれていること。

### 5-3-4-1 学生募集方法、入学者選抜方法

#### [現状の説明]

第Ⅰ期入学試験（9月）と第Ⅱ期入学試験（2月）を実施している。Ⅰ期試験の選考方法は、一般入学選考、社会人入学選考、留学生選考、学内選考 A・B、学内入学選考（留学生）である。Ⅱ期試験の選考方法は、一般入学選考、社会人入学選考、学内入学選考 B、学内入学選考（留学生）となっている。

#### [点検・評価]

多様な学生を確保し、研究科を活性化させようとする上で、十分な選考体制がとれていると考えている。ただし、学内の学部出身者が多く、外部からの入学者は僅少である。また社会人入学選考による入学者はいない。

#### [今後の改善方策]

研究科の教育の魅力を高めることが第一だが、学外への広報活動も重要だといえる。より、広域に入学者を募集するため、今年から大学院案内や要項を他大学等に配布することとした。また研究科ホームページの一層の拡充を図っていく。

### 5-3-4-2 学内推薦制度

#### [現状の説明]

学内進学者に対する入試制度を行なっている。学内入学選考 A・B 及び学内入学選考（留学生）である。成績優秀者の進学を容易にして優秀な学生を確保するというよりも、本研究科で学びたいという意欲の強い者を確保しようという視点で書類選考及び面接を重視して行なわれている。

研究科で実施している説明会へ出席してもらい、志望している研究内容と本研究科が適合しているかどうか確認している。

#### [点検・評価]

能力の高い学生よりも、やる気のある学生を入学させるほうが、結果として高い成果を出せるのではないかと考えている。こうした入試制度が安易な定員確保の手段にならないよう配慮しなければならない。

#### [今後の改善方策]

成績優秀者向け推薦制度を設けるべく検討する。その際には、入学試験の免除を考慮する。また、飛び級制度を導入し、活性化を図ることも考えられるので検討する。

### 5-3-4-3 門戸開放

#### [現状の説明]

学内からの受験生が多数を占めていて、学外からの者は少ない。現在の在学生 12 名のうち 2 名が他大学出身である。

#### [点検・評価]

門戸開放に消極的であるというよりも、他大学・大学院に向けての広報活動が十分ではなかったためと考えられる。

#### [今後の改善方策]

より門戸開放を積極的に進める。広報活動として、大学案内の送付先の増加や研究科ホームページの充実が必要である。また他大学院との研究交流を進める必要がある。

### 5-3-4-4 社会人の受け入れ

#### [現状の説明]

入試では社会人選考を実施している。入学年の 4 年前までに大学を卒業し専門に関わる実務経験を有する者が対象で、書類審査と口述試験を重視した試験となっている。しかしながら、この選考方法を利用した受験生はいない。また企業等に所属しながら本研究科で学ぶ者はいない。社会人選考ではないが、勤務していた企業等を退職して入学してきた者は開設以来 2 名である。

#### [点検・評価]

勤務経験のある学生は、仕事を通じて得た経験をベースに、研究科の教育や研究活動の活性化に貢献している。社会人の学生を入学させることは、研究科の教育活動全体をより活性化していくと考えられる。

#### [今後の改善方策]

社会人学生を増やすには、魅力ある大学院にすることが大切である。サテライト・キャンパスの実施や夜間土日開講の実現などの措置が必要になるだろう。また、中途退職して入学する学生がいるので、修了後の進路については進路に関する指導体制を充実していく。

### 5-3-4-5 外国人留学生の受け入れ

#### [現状の説明]

情報学研究科には、現在、6 名の留学生が在学している。いずれも日本の大学を卒業した者である。

#### [点検・評価]

留学生間で日本語の能力に差があることが、授業を進めるにあたって支障になることが多い。日本語能力の向上に、研究科としても、取り組まなければならない。

#### [今後の改善方策]

留学生の増加を念頭においた日本語能力の向上のための対応が必要である。留学生向けの科目として、日本語文献講読等の設置を検討する。

### 5-3-4-6 定員管理

#### [現状の説明]

情報学研究科修士課程に在籍している学生は12名であり、収容定員は12名である。在籍学生数を収容定員数で割ると1.0となる。

#### [点検・評価]

修士1年生は5名であり入学定員に1名足りない。今後も定員管理に配慮していかなければならない。

#### [今後の改善方策]

適正な定員確保のためには、魅力ある研究科にしていくことが一番の対策であるが、本研究科の存在を広く社会に認知させることも大切だと考えている。その一貫として、平成19年から大学院案内、募集要項、そして情報学研究科ポスターを学外の大学に送付することを始めた。また、研究科の進学説明会を学内向け・学外向けを問わず実施し、本研究科の広報を図っていく。

## (5) 国際協力学研究科

### [目標]

- ①国際協力について旺盛な学習意欲を持ち、国際協力で国際社会に貢献したいと考えている者を積極的に受け入れる。
- ②学部の連続性及び学部教育の高度化の観点から学部生を積極的に受け入れる。
- ③他大学生、留学生及び社会人を積極的に受け入れる。

### 5-3-5-1 学生募集方法、入学者選抜方法

#### [現状の説明]

本研究科では、国際協力について旺盛な学習意欲を持ち、国際協力で国際社会に貢献したいと考えている者を積極的に受け入れることを旨とし、入学者選抜の概要を決定した。平成17年4月の開設時の入学選抜は、書類審査、筆記試験（小論文・英語）、面接で行ない、それらを総合的に判断して合否を決めた。なお、留学生や社会人については特に枠を設けないが、受験する者があれば書類審査と面接試験を重視する方向で配慮するとした。実施概要は以下のとおりである。

- ①書類審査は主に学業成績、論文評価で行なうが、実務経験者の場合は実務経験等も勘案し審査する。
- ②筆記試験は小論文と英語で行なう。
- ③面接試験では研究計画書、提出論文について質問し、志望者の意欲と能力を判断する。

#### [点検・評価]

開設に先立ち、入学試験は平成17年1月に学内入学選考を、同年2月に一般入学選考を行なった。平成18年度の入学試験は、9月にⅠ期、2月にⅡ期を実施し、学内入学選考と一般入学選考に加え、社会人入学選考と留学生入学選考の枠を設けた。平成19年度の入学試験は、学内入学選考を9月のⅠ期だけとし、学内からの進学者の確保に力を入れた。こうした背景には、学内からの大学院進学者が多いこと、早めに研究会などに参加させ質の高い学生を育成する狙いがあった。当初掲げた目標は、ほぼ達成していると判断する。

#### [今後の改善方策]

現在、学内からの進学者が大半を占めている。しかし今後、他大学からの進学者、留学生及び社会人が増えることに対応して、以下のような改善策を検討する。

- ①他大学・他学部からの進学者に対して、国際協力に関連する知識の不足を補うために、学部の国際協力関連科目を履修するよう指導する。
- ②留学生に対しては、日本語の文献の分析および日本語の能力（書く能力）に問題があるので、修士論文作成に向けての指導体制を強化する。
- ③社会人に対しては、仕事をしながら大学院で学ぶことを希望する人も少なくないので、柔軟性のある教育課程を設置し、できるだけ学びやすい環境を整える。

### 5-3-5-2 学内推薦制度

#### [現状の説明]

平成18年度入学試験は、9月にⅠ期、2月にⅡ期を実施し、学内入学選考と一般入学選考に加え、社会人入学選考と留学生入学選考の枠を設けた。学内入学選考は、必ずしも学内推薦制度とはなっていない。しかし、学内入学選考という枠を設けたことで、より学内の優秀な学生を確保する第一歩となった。次いで平成19年度入学試験は、学内入学選考を9月のⅠ期だけとし、書類審査及び面接によって志望と適正を判断し、意欲のある学内からの進学者を集中的に確保することに力を入れた。同年度入学試験における学内入学選考は、実質的な学内推薦制度の導入といってよい。学内入学選考を9月のⅠ期だけに限定したのは、早めに学内の優秀な学生を確保すること、学部生から研究会などに積極的に参加させ、質の高い院生を育成したいと考えたためである。

#### [点検・評価]

平成19年度入学試験から始まった学内入学選考は、実質的な学内推薦制度であるが、これは2カ年の入学者動向を踏まえた上での制度である。平成17年度の入学者数は7名（学内6名、留学生1名）、平成18年度の入学者数は5名（学内4名、外部1名）、平成19年度の入学者数は4名（学内4名）となっている。以上の結果からも、学内推薦制度の導入は十分に効果があると思われる。

#### [今後の改善方策]

今後の課題としては、2点考えられる。

- ①学内進学者に対する教育課程の連続性および高度化。学部の教育課程と大学院の教育課程とをどう連続性を持たせ、高度化を図るかを検討する。
- ②①の点において、教育課程が十分整えば、在籍1年で修士課程を修了できるよう検討する。

### 5-3-5-3 門戸開放

#### [現状の説明]

平成17年度開設時の入学試験は、学内入学選考と一般入学選考の枠を設けて実施した。これは学内の進学者だけでなく、他大学の学生にも平等に門戸を開放することを念頭に置いたものであった。平成18年度には学内入学選考と一般入学選考に加え、社会人入学選考と留学生入学選考の枠を設けた。平成19年度の入学試験は、学内入学選考を9月のⅠ期だけに限定し、2月のⅡ期に学内入学選考を置かなかった。これも、学内の進学者だけを優遇するのではなく、他大学の学生にも平等に門戸を開放することを意図したものであった。

#### [点検・評価]

開設以来、他大学の学生にも平等に門戸を開放しているが、現実には2年間で1人の進学者にとどまっている。

#### [今後の改善方策]

今後、他大学の学生の進学者を増やすためには、社会のニーズに応え得るより魅力的な専攻科やコースを設定したり、教育課程を整備したりするなど、計画的に改善をすすめる。

## 5-3-5-4 社会人の受け入れ

### [現状の説明]

平成17年開設時の入学試験は、社会人について特に枠を設けていなかったが、受験する者があれば、書類審査と面接試験を重視する方向で配慮するとした。平成18年度の入学試験から、新たに社会人枠を設けるなど、社会人学生の受け入れに努力している。

### [点検・評価]

開設時以来、社会人学生の受け入れに努力してきたが、現在のところ社会人学生の入学者はいない状況である。社会人学生に開かれた大学院を目指し、積極的に受け入れを図りたい。

### [今後の改善方策]

社会人学生の多くが、仕事を中断もしくは継続しながら研究活動を行なうことを前提すれば、今後3つの点を改善しておく必要があり、検討を進めていく。

- ①柔軟性のあるカリキュラムの設定など、社会人学生の学びやすい環境を整備する。
- ②駅前にサテライト教室開設の可能性を考慮するなど、社会人学生の通学しやすい環境を整備する。
- ③1年で課程を修了できる制度を整える。

## 5-3-5-5 定員管理

### [現状の説明]

本研究科は、平成17年に開設したばかりで、定員管理の体制がまだ十分に整っていなかった。過去3年の志願者・合格者・入学者数は表のとおりである。1学年の定員は5名で、収容定員数は10名である。平成17年度と18年度を合わせると13名となり、収容定員の1.3倍となっているが、平成18年度と19年度を合わせると10名で、収容定員の1.0倍となり、定員管理が適切に行なわれるようになった。

表 5-23 国際協力学研究科国際協力学専攻志願・入学状況の推移

年度（平成）	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
17年度	7	7	7	7
18年度	9	9	8	6
19年度	5	5	5	4

### [点検・評価]

開設時初年度は修業年限を超過する者が目立ったが、これは国際協力学研究科の性格上のもので、休学して青年協力隊員として海外へ出かけたり、無償ボランティア活動を通して調査研究したりするためであった。次第にこの傾向は減少しているが、しかし、一定の質を維持するためには修業年限の超過が生じることも止むを得ないと考えている。定員管理については、この1-2年で適切に行なわれつつあると考えている。

### [今後の改善方策]

国際協力学研究科の性格上、海外での教育研究活動は避けられない。また、大学院の一定の質を維持するためにも、安易に修了を認めるわけにはいかない。しかし、修了年限が2年となって

いる以上、優秀な学生を確保し、教育研究指導体制を強化することで、所定年限内に修了できるよう、教育課程の見直しを図っていく。

## 第6章 教員組織



## 第6章 教員組織

### [目標]

- ①教員の採用、任免、昇格に対する基準・手続が適切であり、明確である。
- ②教員の教育・研究活動に対する評価が適切に行なわれている。

## 第1節 学部における教育研究のための人的体制

### (0) 学部共通事項

#### 6-1-0-1 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

##### [現状の説明]

(1) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の採用並びに昇任についての選考の手続は、「文教大学教員選考規程」に必要な事項が定められている。その概要は、以下の通りである。

- ①採用並びに承認の必要が生じた場合、学部長が学長に申し出る。その後、学長の承認により選考の手続きに入る。
- ②学部長は、学部教授会に教員選考のための委員会を設置する。委員会は、学部長（1名）、当該学科、課程、学系、専攻又は専修所属教員（3名以内）、関連学科、課程、学系、専攻又は専修所属教員（3名以内）から構成される。委員長は、学部長が務める。
- ③選考委員会委員長は、候補者の推薦を公示する。
- ④選考委員会は、推薦された候補者及び昇任候補者について文教大学教員選考基準等に基づき慎重に審議する。最終的には、投票により各候補者について賛否の投票をし、その過半数の賛成票を得た者を適格者とする。適格者が複数の時は、順位をつける。
- ⑤選考委員会委員長は、審査の経過を説明して、適格者を学部教授会に報告する。教授会は、選考委員会委員長から報告を受けて原則として投票により予定者を決定する。
- ⑥学部長は、教授会の結果を学長に報告し、学長の了解が得られた後、理事長の決裁を経て選考が決定する。

なお採用の場合、原則として公募制を導入している。さらに、選考委員会では候補者を数名に絞った上で面接を行なっていることがほとんどである。面接に加えて、模擬授業、特定のテーマについてのプレゼンテーションなどを実施することもある。

助手に関しては「文教大学助手規程」があり、これにしたがって選考が行なわれる。

教員選考の基準は「文教大学教員選考基準」に明文化されている。教授、准教授（助教授）、講師、助手のそれぞれの職位に対応した基準が示されている。その内容は以下の通りである（以前の規程のために職位名は古いままである）。

## 教授選考基準

次の各号の一に該当する者は、本学教授として選考される資格があるものとする。

- 1 本学に設けられた学科・課程のいずれかに該当する専攻分野について大学教授の経験がある者
- 2 専攻分野について学位（博士号）を持ち、かつ、教授能力及び教育業績がある者
- 3 専攻分野について学位に値すると見なされる業績があり、かつ、教授能力及び教育業績がある者
- 4 権威ある社会的審査（例えば大学設置審議委員会）において、教授適格の判定を得た者
- 5 学術研究上及び教育上優れた業績があり、かつ、大学卒業後12年以上又は高専校卒業後15年以上で少なくとも大学助教授又は講師3年以上の経験のある者
- 6 音楽・美術・体育・書道の専攻分野については、客観的（演奏会・展覧会・体育会等）において技能優秀の評価を得た者で、特に教育業績及び教授能力が優れた者
- 7 その他別に規定された本学の教員選考委員会において、前記各項に準ずる教授能力、研究能力、研究業績及び教育業績があると認められた者

## B 助教授選考基準

次の各号の一に該当する者は、本学助教授として選考される資格があるものとする。

- 1 本学教授選考基準に該当する者
- 2 専攻分野について大学助教授の経験がある者
- 3 権威ある社会的審査において、助教授適格の判定を得た者
- 4 学術研究上及び教育上相当な業績があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する経歴がある者
  - a) 大学講師3年以上の経験がある者
  - b) 大学卒業後大学助手3年以上の経験がある者で、将来を嘱望され、かつ、教授能力ありと認められた者
  - c) 大学院において4年以上研修し、かつ、教授能力ありと認められた者
- 5 音楽・美術・体育・書道の専攻分野については、教授選考基準に準ずる。
- 6 その他本学教員選考委員会において、前記各項に準ずる教授能力、研究能力、教育業績及び研究業績があると認められた者

## C 講師選考基準

次の各号のいずれかに該当する者は、本学講師として選考される資格があるものとする。

- 1 本学の教授選考基準に該当する者
- 2 本学助教授選考基準に該当する者
- 3 専攻分野について大学講師の経験がある者
- 4 権威ある社会的審査で、講師適格の判定を得た者
- 5 研究業績を持ち教授能力があると認められた者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者
  - a) 高専校の教授の経験がある者
  - b) 大学院において2年以上研修した者

- c) 大学卒業後大学助手2年以上の経験がある者
- 6 音楽・美術・体育・書道の専攻（専修）学科については、教授、助教授選考の基準に準ずる。
- 7 その他本学教員選考委員会において、前記の各項に準ずると認められた者

#### D 助手選考基準

助手は、教員組織に属するものとして教育、研究の責任と義務を有する。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、本学助手として選考される資格があるものとする。
  - a) 原則として大学院で2年以上研修した者で、かつ、学術上及び教育上将来を嘱望される者
  - b) 音楽・美術・体育・書道の専攻分野については、教授、助教授、講師の選考基準に比較して考慮される。
  - c) その他大学助手2年以上の経験がある者で、前記の各項に準ずると認められた者

#### 補則

- 1 外国大学及び内外の権威ある研究所における経歴は、国内の大学におけるものに準ずるものとする。
- 2 本基準A7. B6. C7. D1-c)については、特に慎重な運営を要するものとする。

非常勤講師（兼任講師）の選考は「文教大学及び文教大学女子短期大学部非常勤講師規程」、「文教大学及び文教大学女子短期大学部非常勤講師規程施行細則」にしたがって行なわれる。非常勤講師の選考基準は「文教大学及び文教大学女子短期大学部非常勤講師選考基準」に規定されている。基準は以下の通りである。

非常勤講師となることができるものは、次の各号に該当し、本学等における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、大学又は短期大学の教授、准教授又は講師の経験がある者
  - (2) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
  - (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
  - (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
  - (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
  - (6) 芸術（音楽、美術及び書道）、体育等の専攻分野については、特殊な技能に秀でていと認められる者（客観的な演奏会、展覧会、体育会等において技能優秀の評価を得た者）
  - (7) その他専攻分野について、特に秀でた能力を有すると認められる者
- 2 前項に規定する教育上の能力は、経歴、研究業績に加え、教育上の業績、職務上の実績等も勘案し、総合的に判断するものとする。

これらの規程以外に、「文教大学及び文教女子短期大学部特任教員規程」がある。特任教員とは、授業、学生指導、教授会への出席以外の校務が免除され、任期が3年(70歳まで更新可)の教員である。

## (2) 教員選考基準と手続の明確化

上記の通り、教員選考基準と手続は明文化されている。各学部ともに、これらの規程にしたがって教員の選考を行なっている。

## (3) 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

特に規程はないが、新規に専任教員を採用する場合は、全学部ともに原則として公募制を導入している。具体的には、独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者人材データベース(JREC-IN)への登録、本学ホームページにおける公募文書の掲載、関係研究機関(大学、研究所、学会など)への公募書類の郵送などを行なっている。

非常勤講師の採用にあたっては、特に公募制を導入していない。しかしケースによっては公募によることもある。

## (4) 任期制などを含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

先にも触れたが、特任教員という身分がある。特任教員は、任期が3年(70歳まで更新可)と定められている。

## [点検・評価]

## (1) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

非常勤講師の選考基準・手続に関しては現在、特に問題はない。

教員選考基準・手続に関する現在の規程は、いくつかの問題が指摘されている。たとえば、教員の新規採用と教員の昇任の手続が明確に分離されていない、他学部から教員の移籍に関する手続が明確にされていない、分野が異なる教員を判断するための基準としては十分ではない、などである。こうした問題が、規程の運用を妨げることがある。また現在の教員選考基準・手続の規程には助教は含まれていない。改善が必要である。

## (2) 教員選考基準と手続の明確化

教員選考基準・手続は規程として明文化されている。選考の公正さ、客観性を保持している点は評価できる。

## (3) 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

規程として明文化されていないが、全学部で原則として公募制を導入し、広く人材を求めようとする姿勢は評価できる。

## (4) 任期制などを含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

特任教員の規程の中で任期制は導入されている。ただし特任教員の数は、それほど多くない。

## [今後の改善方策]

現在、全学的に教員の選考基準とその手続に関する規程の見直しが行なわれている。こうした見直しを経て、上記の問題は改善される予定である。公募制を導入についても、規程の見直しの中で検討する。特任教員を含めた任期制についても、規程の見直しの中で検討する。

## 6-1-0-2 教育・研究活動の評価

## [現状の説明]

## (1) 教員の教育・研究活動についての評価方法とその有効性

専任教員の教育・研究活動は、隔年に発行される「学術年鑑」で公表されている。「学術年鑑」では、過去2年間の教育活動、研究活動などが記述されている。

教育活動の評価に関しては、全学的に「授業評価アンケート」を実施している。平成19年度からは原則として全科目を対象に実施している。そのアンケートの結果は、各教員に個別にフィードバックされている。また結果の概要は、学内限定で教職員、学生に公開されている。なお、各学部独自の取り組みについては、後に触れる。

#### (2) 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の選考基準は「文教大学教員選考基準」「文教大学及び文教大学女子短期大学部非常勤講師選考基準」のなかで明文化されている。これらの基準では、多様な基準が設けられている。各学部では、これらの基準に基づいて、総合的に判断をするように努めている。

#### [点検・評価]

##### (1) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

「学術年鑑」の公表を通して、各教員の教育研究活動について評価の機会を設けている点は評価できる。

全学的に「授業評価アンケート」を実施している点も評価できる。ただし「授業の一部時間を使用して授業評価を実施する」などの実施方法、「授業評価のための適切な質問項目が用意されていない」などの質問項目に関する問題点が指摘されている。

##### (2) 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員選考にあたっては、多様な基準を設けている。ただし先にも触れたように、分野が異なる教員を判断するための基準としては十分ではないという問題が指摘されている。改善が必要である。

#### [今後の改善方策]

「学術年鑑」の公表、全学的な「授業評価アンケート」については、今後も継続的に実施する。ただし「授業評価アンケート」については、質問項目についての精査、実施方法の改善に努める。

教員選考基準については、現在、全学的に見直しが行なわれている。こうした見直しを経て、上記の問題は改善される予定である。

## (1) 教育学部

### [目標]

- ①文部科学省令大学設置基準及び教職課程認定基準等を充たす人的体制をもつ。
- ②学部の目的に応じた小規模クラスを維持するための教員数を確保する。
- ③学部の特徴を考慮した上で、適正な教員の年齢比率を維持する。
- ④実験・実習等を含む科目に対する、適正な授業補助の人的体制を整備する。

### 6-1-1-1 教員組織

#### [現状の説明]

学校教育課程は、教員養成を目的としており、卒業条件に、小学校一種免許及び中学校二種免許の取得が含まれることから、大学設置基準に加えて、文部科学省の教職課程認定に関する教員基準が適用される。入学定員220名に対して、教科・教職を専門領域とする教員48名が基準であり、学校教育課程と教職課程の教員を合わせると、その基準を満たしている。学校教育課程に5名の助手がいるが、助手については基準がない。

心理教育課程は、幼稚園教諭免許の取得が選択できる。大学設置基準による教員数は6名であるが、12名の教員が協力して心理教育課程の授業科目を担当している。うち入学定員50名の幼児心理教育コースは、厚生労働省による保育士養成施設の認定を受けており、専門領域を担当する教員の基準を満たしている。

学校教育課程及び心理教育課程の必修専門科目に関して、専任教員が担当している割合は、それぞれ81.6%と100%である。必修教養科目に関しては、専任教員が担当している割合は、それぞれ37.5%と33.3%である。

教員組織における専任教員数、兼任教員数、兼任教員数は、学校教育課程で47名、10名、60名であり、心理教育課程で12名、14名、4名である。専任、兼任の比率は、学校教育課程で0.8:1、心理教育課程で3:1である。

専任教員の年齢構成は、31才から40才が6名で9.4%、41才から50才が14名で21.9%、51才から60才が25名で39.1%、61才から70才が19名で29.7%である。50代の中には5名の助手が含まれており、助手を除いた教授、准教授、講師については、31才から40才が10.2%、41才から50才が23.7%、51才から60才が33.9%、61才から70才が32.2%である。

教育課程編成の目的を具体的に実現するために、学部教務委員会及び学部将来構想委員会を中心として、検討を行なっている。特に、同一科目をクラス分けして複数の教員が担当する場合には、担当者間で、成績基準、授業内容について、申し合わせを行なっている。

教育学部教員は、学校教育課程40名、教職課程7名、心理教育課程12名であり、各課程について女性教員の占める割合は、22.5%、28.5%、16.7%であり、教育学部平均では22.0%である。

#### [点検・評価]

学校教育課程は、大学設置基準、教職課程認定に関する教員基準による必要な教員を配置している。また心理教育課程も大学設置基準、幼稚園教諭を養成する課程の基準、厚生労働省による保育士養成施設の認定基準による必要な教員を配置しており問題はない。

主要科目の多くを専任教員が担当している。授業担当の兼任教員の比率は、心理教育課程では低く、学校教育課程では高くなっている。これは、学校教育課程が8教科の中学校・高等学校教員免許取得の専門科目を開設しているため、専任教員の専門領域以外の領域に対しては、兼任教員が担当しているためである。

教員の年齢構成において、51才から60才及び61才から70才の年代の教員が、それぞれ30%を超えている。教育学部の教科指導法領域を担当する教員は、学校・教育委員会等での教育実践経験を持つ必要もあるため、採用時に教育経験を持つ年代の採用が多くなるという専門領域の特殊性に要因がある。そのような専門分野の特性を持たない領域での採用においては、教育学部全体としての年齢構成を考慮して、若い年齢層の教員を採用するように配慮してきている。教員間の連絡調整状況も問題なく行なわれている。

女性教員の比率に関しては、学校教育課程の9専修のうち8専修は女性教員が1名以上いることから、比較的比率は高いと考えられる。教員採用に関して、特に女性教員の枠を設けず教員選考を行なっているが、教育関係という学問領域では、採用の中に適当数の女性教員が含まれている。

#### [今後の改善方策]

学校教育課程の教員構成としては、教職課程認定の基準を遵守しつつ、学生の指導に必要な領域に教員を配置するように配慮していく。

授業担当の専任と兼任の比率や配置に関しては、主要科目は専任教員が担当する、授業内容に多様性を持たせるため必要な領域には兼任教員を配置する、といった配慮をしながら、適切な対応を心がける。

教員間の連絡調整状況は今後も現状を維持する。同時に、専任教員と兼任講師の間で、授業内容、成績評価に関する協議を更に進めていく。

教員の年齢構成、女性の年齢比率については、専門分野の特性、学生との年齢差の配慮などを考慮して、適切な対応を行なっていく。

## 6-1-1-2 教育研究支援職員

#### [現状の説明]

教育学部の専門科目の中で、実験・実習を伴う科目領域は、学校教育課程については、理科、音楽、美術、体育及び家庭科があり、心理教育課程では小児保健実習と心理学実験がある。実験準備及び実験補助を行なう専任助手または非常勤職員が配置されている領域としては、理科、美術、家庭科及び心理教育課程がある。これらの授業では、試薬・器具・教材の準備・管理、及び実験補助・実習補助にこれら教職員が当たっており、授業を効率よく進めることができている。

音楽領域では、コンピュータ利用の演奏装置の導入、個別指導と全体指導の組み合わせなどにより、教員のみで授業を行なっている。その他の科目においても、人的補助体制は組まれていない。

情報処理関連教育に関しては、1年生必修科目について、ティーチング・アシスタントを配置している。外国語科目は、教室に備えられているDVD、テープレコーダー、ビデオデッキの活用及びCALLシステム教室の利用により、人的補助なしに授業が行なわれている。

#### [点検・評価]

現在、一部の授業については、授業補助・支援の活動を行なっている専任助手および非常勤職

員が配置され効率よく授業支援活動を行なっている。連携・協力関係も適切である。その他の授業については、クラス規模が少人数であるという教育学部の特徴もあり、人的補助・支援体制がない状態で授業を運営している。

現在、情報処理関連教育を含めて、さまざまな授業で教員がコンピュータを活用している。これに対する情報提供や技術支援については、専門的な補助・支援体制は整っていない。改善の余地が残されている。

**[今後の改善方策]**

授業補助・支援については、現在の体制を今後も続けていく。授業でのコンピュータ活用については、今後、遠隔授業など、情報機器を利用する授業手段の複雑化・高度化が進むことが予想されることから、教員の授業準備に対する支援の人的体制のあり方を検討する。



## (2) 人間科学部

### [目標]

学部の収容定員の規模に対応する適切な教育及び研究を進めるために必要な教員組織が置かれていることとし、具体的には下記を目標とする。

- ①大学設置基準第13条に応じた教員数の配置。
- ②心理学、教育学及び社会学など人間科学を構成する領域の教員配置。
- ③専門領域に関する実務経験を有する教員の積極的配置。
- ④倫理的配慮を念頭に置いた教育研究活動のできる教員の配置。

### 6-1-2-1 教員組織

#### [現状の説明]

(1) 学部・学科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

本学部では第1章で述べた理念・目的及び教育目標を実現するための教育課程を担う専任教員編成には十分な配慮を行なっている。

平成19年5月1日現在における人間科学部専任教員数は36名である(平成20年4月に欠員3名が補充される予定)。人間科学科は、心理学系8名、社会学系3名(文化人類学1名)、教育学系4名、社会福祉学系5名及び法学系1名、合計21名の専任教員で構成されている。臨床心理学科は心理学系14名及び教育学系1名、合計15名の専任教員で構成されている。このように本学部の専任教員は人間科学を構成する各領域を専門とする教員で構成され、各学科の専門教育科目に加え、学生の豊かな人間性を育て、総合的な人間理解を深めるために設置されている「学部教養科目」と「学部共通専門科目」を担っている。

本学部の理念・目的及び教育目標を実現していくために、教員がその専門領域に関わる実務経験を持つことも望ましい。本学部の専任教員のうち人間科学科6人、臨床心理学科10人が現在或いは過去において実務経験を有している。また、人間愛を背景に人間科学を教育し実践していくに際し倫理性を意識し教育を行なうことが必要であると考えられる。平成19年6月に本学部学生を対象に実施した学部授業に対する「授業評価アンケート」(回答者数1,292名)の「人間性(倫理的、道徳的な問題)について授業で取り上げられた経験があるか」をたずねる項目に対し「数多くある」と「多少ある」と回答した学生の割合は56.9%であった。

また本学部の収容定員は人間科学科920名、臨床心理学科680名である。これに対し5月1日現在の在籍学生数は人間科学科1,019名(収容定員の1.1倍)、臨床心理学科756名(同1.1倍)である。専任教員一人あたりの学生数は、人間科学科48.5名(収容定員に対して43.8名)、臨床心理学科50.4名(同45.3名)であり、本学部全体では49.3名(同44.4名)である。

(2) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

本学部の専任教員の必修科目への配置状況は、学部共通専門科目は15科目全科目(100.0%)、人間科学科科目では75科目中67科目(89.3%)、臨床心理学科科目62科目中56科目(90.3%)、学部全体では90.8%を担当している。選択科目については学部教養科目14科目中11科目(76.8%)人間科学科科目86科目中69科目(80.2%)、臨床心理学科科目46科目中32科目(69.6%)、学部

全体では76.7%をそれぞれ担当している（大学基礎データ表3）。

### （3）教員組織における専任、兼任の比率の適切性

人間科学科の専任教員は21名で、兼任教員38名であり、専任比率は35.6%である。臨床心理学科の専任教員は15名で、兼任教員14名で専任比率は51.7%、学部全体では専任教員36名で、兼任教員52名で専任比率は40.9%、兼任比率は59.1%である。

### （4）教員組織の年齢構成の適切性

本学部の教員の年齢構成は大学基礎データ表21の通りである。各年齢階級で突出した比率のものはみられない。

### （5）教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

学部教務委員会が毎月定例で開かれておりその時々の問題を検討するだけでなく、教育課程の効果的な実現のために調整を行なっている。また各学科の学科会議も同様の機能を担っている。さらに演習科目など複数のクラスを設定し複数の教員が担当する授業科目についてはそれぞれの担当者が打ち合わせを行ない教育内容に隔たりがないように配慮している。

### （6）教員組織における社会人の受け入れ状況

本学部教員でその採用時に常勤専門職であったものは、人間科学科1名、臨床心理学科1名である。

### （7）教員組織における女性教員の占める割合

本学部の講師以上の専任教員のうち女性は、10名（27.8%）である。学科別では、人間科学科8名（38.1%）、臨床心理学科2名（13.3%）である。平成14年度以降採用した専任教員のうち33.3%（人間科学科50.0%、臨床心理学科16.7%）が女性であった。

## 〔点検・評価〕

### （1）学部・学科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

大学設置基準に定められている各学科の必要専任教員数は人間科学科10名、臨床心理学科9名、学部全体で19名であり、本学部の現有の教員数はこれを上回っている。しかし教員1人あたりの学生数は学部全体で約50人であり改善の必要がある。

また本学部の専任教員は人間科学に含まれる諸領域を専門とする教員で構成されており学部の理念・目的及び教育目標を実現するために適切であると考えられる。

倫理性を取り上げた授業を経験している学生は全体の約半数と必ずしも多いとは言えず、改善が望まれる。また実務経験については必ずしも全員が持つ必要はなく現時点では適切な数であると判断される。

### （2）主要な授業科目への専任教員の配置状況

本学部では専門教育科目の90.8%を専任教員が担当し、選択科目についても76.8%を担当している。これは学部の理念・目的及び教育目標をよく理解した専任教員が多く科目を担当することを意味しその実現に向けて適切なものであると考えられる。

### （3）教員組織における専任、兼任の比率の適切性

専任教員と兼任教員を比較すると兼任教員の比率が約60%であるが、これは人間科学科心理学コースの「心理学基礎実験Ⅰ・Ⅱ」及び臨床心理学科の「心理学一般実験」において開設クラス数が多く兼任教員への依存が高いことによっている。

#### (4) 教員組織の年齢構成の適切性

現時点では各年齢層に偏りなくバランスよく構成されている。

#### (5) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

平成19年6月に本学部学生を対象に実施した学部授業に対する「授業評価アンケート」の自由記述欄に「『人間科学の基礎』は担当教員によって内容に差がある」旨の記述がわずかであるがみられた。これは教員間の調整が必ずしも十分には行なわれていないことを示唆するものと思われる改善の余地があると言える。

#### (6) 教員組織における社会人の受け入れ状況

専任教員の採用にあたっては、教育研究業績を重視することは言うまでもないが、領域によっては専門的職業経験を重視しなければならないものもあり門戸は開かれている。

#### (7) 教員組織における女性教員の占める割合

臨床心理学科では女性比率が低いですが、本学部は専任教員の採用にあたり性別を基準にすることはなく、提出された応募書類によって厳正に判断している。

### [今後の改善方策]

#### (1) 学部・学科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

第1章で述べたように本学部は平成20年4月に入学定員140名（人間科学科定員減員90名、臨床心理学科定員減員50名）の心理学科を設置する。心理学科を構成する教員は人間科学科からの移籍9名、臨床心理学科からの移籍2名、新規採用2名（内1名は平成21年4月赴任予定）計13名である。この時点で既存2学科の教員補充も完了し、平成21年4月赴任1名を除きこの時点で専任教員は合計41名となり、教員1人あたりの学生数は現在在籍学生数でみると44.3名となり40人代前半へと改善される見通しである。

また倫理性を授業で取り上げる機会を可能な限り持つことをさまざまな会議で確認する事に努める。

#### (2) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

本学部の理念・目的及び教育目標を実践し充実した教育を行なうために専任教員が主要授業科目を担当することは重要であるが、その一方で授業内容の質を維持あるいは向上させるために過重な担当科目数を軽減する必要がある。専任教員が担当すべき授業科目を精選していくように努める。

#### (3) 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

一部の科目には専任の比率が低いものもあるが全体としては適切である。この状態を維持すると同時に、兼任教員へも本学部の理念・目的及び教育目標の十分な理解を求めていく。

#### (4) 教員組織の年齢構成の適切性

現時点では年齢構成に問題はないが、今後とも教員の配置については長期的な展望を持って対応していく。

#### (5) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

学部教務委員会を中心に、さらに緊密な連絡と取り合う機会をもつように努める。

#### (6) 教員組織における社会人の受け入れ状況

社会人の受け入れについてはその専門性と必要性に応じて積極的に進めていく。平成19年度秋学期に臨床心理学科1名、平成20年度の心理学科設置に際し1名の専門職社会人を教員として採用することとなっている。

#### (7) 教員組織における女性教員の占める割合

今後とも性別を基準にすることはなく、提出された応募書類によって厳正に判断していく。

## 6-1-2-2 教育研究支援職員

### [現状説明]

(1) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

人間科学部では、学部準備室に交代勤務する非常勤職員8名が実験・実習科目の支援にあっている。各授業科目担当教員の指示に基づき基本的な実験機材の管理、実習室の保守等を担当している。また福祉関係の実習については助手1名が配置されている。

情報処理教育関連科目については、共通教養科目1年次開設の「情報処理Ⅰ（情報基礎）」（春学期）及び「情報処理Ⅱ（情報活用）」（秋学期）に対して1クラス1名の補助要員を原則としてつけることとしている。これは、パソコンに不慣れな1年生に対して必要と判断して実施しており、アルバイトとして大学院生等を配置している。なお外国語教育については現時点で人的補助体制はない。

(2) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

教員と教育研究支援職員との間の連携及び協力関係は、学期開始前及び当該各授業の前に事前の打ち合わせを行っており円滑に進められている。また学部長、学科長が年に数回、教育支援職員と話し合う機会をもっている。

(3) ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタント（以下TA）については、実験実習科目及び演習科目を中心に活用している。

まだこの制度を利用して授業を展開する科目は多くなく平成16年度0名、平成17年度1科目1名、平成18年度1科目3名、平成19年度1科目1名である。

### [点検・評価]

(1) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

各科の専門教育科目の実験・実習及び演習の科目をさらに円滑に運営していくためにはそれぞれの科目に必要とされる一定の水準の専門性を備えた人材の配置が必要であるが、現時点ではそれは不十分である。特に心理学系の実験実習科目においてその必要性が高い。

(2) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

連携・協力関係は円滑に行なわれている。

(3) ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

TAの活用はまだ限定的なもので活発とは言えない。

### [今後の改善方策]

(1) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制

の整備状況と人員配置の適切性

本学部の教育研究支援職員は非常勤職員でその勤務期間は平均2, 3年である。交代にあたり本学部で必要とされるある程度の専門的知識や技能を有するものを採用するよう努める。

(2) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

連携・教育関係は現状、円滑に行なわれている。今後は、学部長、学科長と教育支援職員との話し合いの機会を増やし、関係のある教員の参加も求め、円滑な連携・協力関係を維持する。

(3) ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

TAについては必要とする授業が少ないのか、あるいは運用制度自体に難点があるのかを検討していく。

### 6-1-2-3 教育・研究活動の評価

[現状の説明]

本学部においては学部教育研究推進委員会及び学部自己点検評価委員会の共同による「学部授業アンケート」を平成16年度から実施している。これは学部の各種授業について学生の満足度や改善すべき点について回答を求めるものである。その結果は両委員会で検討されるだけでなく、各教員に示され、よりよい授業作りのための資料としている。また、「学部授業アンケート」の結果はその概要を学生に公開している。

[点検・評価]

教育活動を向上させるための方策として全学で実施している「授業評価アンケート」は平成19年度からすべての授業を対象に実施するようになってきている。また、学部独自のアンケートも継続して実施することになっている。これらは教育活動の向上を目的に行なわれているが、それぞれの項目が教育活動の改善に真に有効な項目で構成されているかは、さだかではない。また回答者の負担を考慮するとその実施方法など考慮する必要がある。また現在は教員がアンケート用紙を配布し回収しているが、学生が何ものにも束縛されず自由に回答する環境が保証されているとは言い難い。

[今後の改善方策]

「学部授業評価アンケート」調査項目について、それが教育活動の改善に真に有効であるか吟味検討を行なう。また、学生が何ものにも束縛されず自由に回答できる状況を保証する回答方法への改善に努める。

### (3) 文学部

#### [目標]

- ①学部・学科等の理念・目的並びに教育課程における人員配置が適切であり、学生の主体的学修を促す体制が整備されていること。
- ②教育課程編成の目的を具体的に実現するために、教員組織の連絡や意見調整が円滑に進められており、それが適切な機能を果たしていること。
- ③情報処理、外国語、参加体験実習など、学部の多様な授業科目の展開に対応した人的補助体制が整備されていること。
- ④教員組織と教育研究支援職員との連携・協力関係が適切であること。
- ⑤社会における多様な教育ニーズに対応しうる、質の高い教育と研究が展開できる教員研究の人的体制を構築すること。

#### 6-1-3-1 教員組織

##### [現状の説明]

(1) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

文学部の理念と目的は以下のとおりである。

- ①各地域の言語文化の広範な教育を基盤とした教養教育。
- ②実践的な言語教育。
- ③国際化社会で活躍できる広い視野と実践的な能力を待った人材の育成、そのための教育を推進すること。

これらの理念・目的に基づいて、本学部は日本語日本文学科、英米語英米文学科、中国語中国文学科の3学科から構成される。文学部の学生は全員、このいずれかの学科に所属し、それぞれ所属学科のカリキュラムを履修する。3学科及び2コースはそれぞれの特色に応じて、国際社会や文化における日本の位置と役割を理解し、幅広い教養と総合的な判断力を発揮して、現代の多彩な文化活動に貢献できる、主体的な社会人の養成を目的としている。

本学部教員39名は全員、この3学科のいずれかに所属している。現在は教授25名、准教授10名、専任講師4名により構成されている。内訳は日本語日本文学科15名（うち5名は日本語教育研究室）、英米語英米文学科15名（うち4名は「多文化理解コース」）、中国語中国文学科9名となる。

日本語日本文学科では、「ことば」と「文学」のふたつの観点から、日本の文化を改めて見つめ直し、国際化時代における「日本」の持つ意味をさまざまな側面から考えてゆく。古代から現代までの言語資料や文学作品を幅広く取り上げ、豊かな言語表現を学び、想像的かつ創造的な日本語力を持った人材を養成する。こうした学科の理念と目標に基づき、日本語学・日本文学・漢文学の3領域を中軸とし、書道・国語教育の2領域を加えた5領域でカリキュラムを編成しているが、日本語教員養成コースの授業科目を担当する専任教員も所属している。専任教員の専門領域は、中古中世文学、古典文学・近世演劇、日本近代文学、日本近代文芸、日本語学・方言、書道、漢文学、および日本語教育である。

英米語英米文学科では、実践的な英語のコミュニケーション能力を養成するとともに、英米を

中心とした国々の文化に関して英語の実践的能力を基盤とした知識を獲得することを目的とする。そのために、英語学・英米文学・英語教育・英米文化の専門領域を配置している。また、多文化理解コースの授業科目を担当する教員も所属している。専任教員の専門領域は、言語テスト・S L A、T E S O L（英語教育）、言語学・英語学、英語教育、英語史、英作文・英会話、英米文学、日米の比較文化、米国史、ドイツ語・文学・文化およびフランス語・文学である。

中国語中国文学科では、現代中国語の習得を基礎とし、中国古典、中国語学、近現代文学、文化、思想、社会など、中国学の主要領域を学ぶことを目的とする。2年次からは、中国語学・応用中国語コース、中国古典・教養コース、中国現代社会・文化コースの3つのコースに分かれて専門科目の学修が開始され、それに対応した教員組織が配置されている。専任教員の専門領域は、中国古典、中国古典学・漢文学、中国元代散曲、中国語、中国音韻史・漢語方言、中国文学、中国近代思想・文化、中国少数民族研究・文化人類学である。

平成19年5月現在、日本語日本文学科学学生総数は612名、英米語英米文学科学学生総数は625名、中国語中国文学科学学生総数は558名、合計1,795名である。これに対して文学部専任教員数は39名、したがって、教員1人あたりの学生数は約46名となる。

#### (2) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

基礎科目および卒業研究のような中核となる主要科目については、各学科とも専任教員を配置するように心がけており、それが実現されている。

#### (3) 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

平成18年度に学部で開講した全開設授業科目に対する専任教員、兼任教員担当の比率は大学基礎データ表3の通りである。各学科とも専門教育の必修科目に関しては80%台を確保し、選択必修科目では日本語日本文学科と中国語中国文学科ではいずれも30%台、英米語英米文学科が80%を上回っている。

学部共通では専門科目で30.3%である。学科別にみると、専門教育に関しては、日本語日本文学科では必修科目85.7%、選択必修科目34.5%である。英米語英米文学科では必修科目84.7%、選択必修科目77.8%である。中国中国文学科では必修科目82.7%、選択必修科目36.0%である。また、教養科目に関しては、日本語日本文学科では、選択必修科目5.0%である。英米語英米文学科では、必修科目75%である。中国中国文学科では、選択必修科目5.6%である。

#### (4) 教員組織の年齢構成の適切性

文学部の専任教員の年齢構成については大学基礎データ表21に示す通りである。本学の専任教員の定年は70歳である。61歳以上の教員が全体の30%を占めるに対して、41～50歳は23.1%、40歳以下の専任教員はわずか10.2%であり、総体として高年齢化の傾向が見取れる。

#### (5) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教員間の連絡調整については、原則として月1回開かれる学部教授会が最も重要な機会である。学部教授会は夏季の休業期間である8月を除き、毎月定例で開催し、重要事項の審議決定や報告・伝達、教員間の意見交換などが行なわれる。各学科では定例の全体会議以外に必要な応じて随時、学科会議を開催し、常に教員間の意思疎通が図られている。

兼任講師との連絡や連携方法については、平常、当該学科が責任をもって兼任講師との意見交換にあたっている。兼任講師室や学科準備室には専用のメールボックスが配備され、年間を通じて円滑な連絡事務が行なわれている。

## (6) 教員組織における社会人の受け入れ状況

専任教員については、現在のところ、社会人からの受け入れはない。キャリア支援関係の科目「キャリア・デザイン論」では民間の研究所において学生のキャリア支援指導において実務実績のある方を兼任講師として招いている。

## (7) 教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

本学の専任教員のうち外国人研究者は、英米語英米文学科においてネイティブ教員として3名の専任がおり、授業や留学プログラムの実施などの面で貢献している。

## (8) 教員組織における女性教員の占める割合

学部の専任教員39名のうち、14名が女性教員であり、36パーセントを占めている。

## [点検・評価]

## (1) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

文学部および各学科等の上記理念・目的に対応する必要な教員が配置されていると考えられる。しかし、それぞれの学科の専任教員数は一定の基準を満たしているとはいえ、専任教員1人あたりの在籍学生数は、人材育成において少人数教育による専門研究の深化が求められる今日の大学教育の現状からすれば適切な規模を上回っているように思われる。また各学科の主要科目である卒業研究の指導学生数は、中国語中国文学科、日本語日本文学科、英米語英米文学科、多文化理解コース、日本語教育コースの教員間においてかなりの差が存在している。

## (2) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

学部・各学科の中心となる基礎科目および卒業研究のような中核となる主要科目については、各学科とも専任教員を配置しているので、特に問題はない。

## (3) 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

専任、兼任の比率は各学科によって異なり、日本語日本文学科と中国語中国文学科において同じ傾向を示すのに対して、英米語英米文学科では専門、教養いずれの科目でも専任教員が担当する比率が高い結果となっている。これらの数値は、学科の専門性をいかし、それぞれの学科が主体的に判断した結果である。主要科目はすべて専任教員が担当するという基本が守られており、専任、兼任の比率は適切な範囲内にあると判断できる。

## (4) 教員組織の年齢構成の適切性

文学部の教員組織における年齢構成は近年50歳半ばを推移しており、適正なバランスをやや欠いていると判断される。40歳以下の教員の数が少ない点は改善される必要がある。

## (5) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

学部における教員間の連絡調整については円滑に行なわれており、特に問題は生じていない。教育課程編成の目的を具体的に実現する連絡調整システムの運用状況は適切であると判断される。

## (6) 教員組織における社会人の受け入れ状況

本学部の教育目標や人材育成のあり方から考えると社会人からの教員の受け入れの必要性がそう高いとはいえないが、科目によっては、その必要性がある。今後も基本的にはこうした傾向が保持されていくはずである。



#### (7) 教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

実践的な外国語教育を重視する文学部において外国人教員は欠かせない存在である。一定数の外国人教員の配置は評価できる。

#### (8) 教員組織における女性教員の占める割合

文学部は女子学生の比率も高く、女性教員は教育においてはいうまでもなく、日常における学生のケアにおいても、きわめて重要な役割を果たしている。学部における女性率は約4割であるが学科別に見ると比率において差がある。

#### [今後の改善方策]

教員1人あたりの学生数の削減を基本目標に視野に入れつつ、より適切な教育環境の確保と整備を進めていく。また現在と同様に、基礎科目及び卒業研究のような中核科目などの主要な授業科目に対しては、専任教員をバランスよく配置していく。同時に、必修科目や学科の理念や教育目標、人材育成の重点となる科目に対しても、専任教員を配置するように努めていく。

教員組織の年齢のバランスについては、各学科で新規に教員を採用する際には、年齢バランスの是正を視野においた採用計画を策定し、組織としての若返りを図ってゆく。

教員間の連絡調整については、現在と同様のシステムを維持し、円滑に行なわれるように維持する。

教員組織における社会人の受け入れについては、文学部学生の人材育成を文学部のキャリア支援科目として拡充していくかどうか議論が進められている。こうした議論の中で、企業での実務経験のある者等、企業経験者の兼任講師を増員の必要性を今後検討する。

外国人教員についても今後も一定の人数を配置しつづけるよう努める。

専任教員の採用に関して、採用候補者の性別には特にこだわっていないが、女性教員率については今後注目していく。

## 6-1-3-2 教育研究支援職員

### [現状の説明]

(1) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

開講されている外国語には、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語がある。このうち、英語と中国語についての教育研究支援体制は、学科準備室が担当している。その準備室の職員がサポートしている。フランス語とドイツ語に関しては、1名の事務職員が配置されている。情報処理教育関連では、情報センターがある。授業の教育支援は情報センターの職員が行なう体制となっている。

(2) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

事務職員は年間を通じて様々な教育研究支援業務をこなしている。具体的な業務としては、日本語日本文学科、英米語英米文学科、中国文学科準備室及び日本語教育研究室、兼任講師の出席簿管理、父兄への連絡、掲示物、学生への連絡業務、教授会・学科会議などの資料の整理・保管、学部長事務の分担などを行なっている。

### (3) ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

文学部ではティーチング・アシスタント制度を導入している。任用手続きとしては、学部教務委員会、学部教授会の議を経て、大学院に申請して、言語文化研究科の大学院生をティーチング・アシスタントに採用している。

#### [点検・評価]

(1) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

外国語教育に関しては学科準備室などが平常の支援を行っており、特に支障をきたしていない。情報処理教育についても適切な支援があり、授業運営は円滑に進められている。ただし、今後必要となると思われるマルチメディア教育については教員支援体制が十分でない。

(2) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

学科準備室が平常の支援を行っており、教員と教育研究支援職員との間は円滑な連絡・協力関係が維持されている。

(3) ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

ティーチング・アシスタントは教員と学生が教育研究活動の場において連携しあう格好の機会となっており、教育的効果を発揮している。

#### [今後の改善方策]

情報処理教育のうち、マルチメディア教育に関する教育支援体制の充実の可能性を検討する。教員と職員との連携・協力関係については、今後も円滑な協力関係を維持するように努める。ティーチング・アシスタントの利用は確立しており、今後もティーチング・アシスタントを効果的に活用していく。

## (4) 情報学部

### [目標]

収容定員の規模に対応し適切な教育及び研究を進めるために必要な教員組織が置かれていること。

### 6-1-4-1 教員組織

#### [現状の説明]

(1) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性について

情報学部は広報学科、経営情報学科、情報システム学科の3学科からなる。この3つの学科において、情報学の領域の主要な部分をカバーしている。広報学科は社会のコミュニケーションに関する領域を受け持つ。経営情報学科は経営活動における情報の活用に関する領域であり、情報システム学科は情報処理とそのシステムに関する領域である。こうした視点からすれば、情報学部全体としては社会の情報に関する主要な部分を3学科でカバーしていることとなる。

1学年の入学定員は各学科ともに150名である。この学生数に対応して、広報学科15名、経営情報学科15名、情報システム学科16名の専任教員がおり、計46名の専任教員で教育を行なっている。所属する専任教員の専門であるが、広報学科には、コミュニケーション論、広告・広報、放送・映像・出版などのマスメディア論、CG・イラスト制作などのデジタルコンテンツ制作、社会調査などを専門とする教員、経営情報学科には、経営学、会計学、マーケティング、経済学、経営工学などを専門とする教員、情報システム学科には、プログラミング、ネットワーク、システム分析、モデリング、CG制作、数学などを専門とする教員が所属している。これ以外に、語学科目、教職科目を担当する専任教員が所属している。

(2) 主要な授業科目への専任教員の配置状況について

広報学科では必修科目の73%、選択必修科目の100%、経営情報学科では必修科目の95%、選択必修科目の74%、情報システム学科では必修科目の90%、選択必修科目の100%を専任教員が担当している（大学基礎データ3）。

(3) 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

現在専任教員46名に対し兼任講師は28名である。広報学科では教養教育科目の57%、専門教育科目の74%を専任教員が担当している。経営情報学科では教養教育科目の29%、専門教育科目の89%を専任教員が担当している。情報システム学科では、教養教育科目の29%、専門教育科目の85%を専任教員が担当している（大学基礎データ表3）。

(4) 教員組織の年齢構成について

平成19年5月1日現在の職種による年齢構成を見ると次の表のようになる。

表 6-1

	20～30代	40代	50代	60代以上	計
教授	1	4	12	11	28
准教授	4	8	2	0	14
専任講師	2	2	0	0	4
計	7	14	14	11	46

また、平成19年5月1日現在の学科の年齢構成を見ると次の表のようになる。

表 6-2

	20～30代	40代	50代	60代以上	平均
広報学科	2	2	6	5	55.7
経営情報学科	2	7	3	3	50.0
情報システム学科	3	5	4	4	51.3
学部	7	14	13	12	52.3

広報学科の平均年齢が高く、実際50代、60代の教員が最も多い。このことは、実学的な科目の担当者は現場経験者が多いことと関係している。実際60代の教員の内3名が放送、広告といった分野で実績を積んだ人物である。

経営情報学科の年齢構成が3学科の中で最も若い、平均年齢は50才である。経営情報学科では多くの教員をアカデミックな経験のある人物を中心として採用してきたことによる。

情報システム学科はこれまでの採用においては専門性だけでなく、年齢構成をも念頭において候補を決定しているため年齢の分布もバランスが取れている。

#### (5) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整について

時間割（他学科履修なども含めて）の組み立て等については各学科に教務委員を置き、調整を行なっている。各科目の教育の実施に関しては、基本的に担当者に任せているが、内容の近い科目や同じ科目を担当する教員の間では必要に応じて連絡調整を行なっている。

#### [点検・評価]

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性については、教育的ならびに学生数に対して相応の専任教員が配置されているため問題がないと考える。

主要な授業科目（必修科目と選択必修科目）への専任教員の配置状況についても高い割合を維持しており問題はない。

教員組織における専任、兼任の比率については、情報学の範囲を考慮するとすべての範囲を専任教員でカバーすることは難しいため、それほど不適切とは言えない。

教員組織の年齢構成については情報学部の特質を考慮すると妥当な構成である。

教員間における連絡調整については十分に行なわれており問題はない。

全体として、教員組織については、現段階では大きな問題はないが、情報学部が存在領域としている“情報”関係の社会の動きはかなり速い。今後の社会の動きに対応できる教員組織になっているかどうかは定かではない。

#### [今後の改善方策]

今後も、学部・学科の理念・教育目的と照らし合わせて適切な教員組織を維持していく。また教員間の連絡調整についても、学部教務委員会を中心として、今後も適切に行なっていく。

社会の動きに対応した教員組織体制を作っていくことについては、現時点では次のような方策を考えている。第一に、専任教員数の増加である。専任教員数の増加により、広範囲の分野をカバーする教員を配置することで対処する。第二に、時限的な専任教員の配置である。こうした可能性について学部内で検討を始めたい。

## 6-1-4-2 教育研究支援職員

### [現状の説明]

情報学部ではコンピュータを利用する実習授業が多数開講されている。こうした実習授業担当者の要請に応じて、湘南情報センターならびにその所轄事務部署である情報処理課から、機器操作補助要員（以下、オペレーティングスタッフ）を派遣してもらっている。オペレーティングスタッフは授業担当者の指示の下、実習授業における受講生のパソコンやソフトウェアの操作方法の支援を行なう。オペレーティングスタッフは学部学生の中からコンピュータ操作の比較的得意な者がアルバイトとして従事している。

情報学部にはスタジオ設備があり、このスタジオでは主に番組制作等の実習授業を行なっている。その実習授業の支援職員として、教育支援課専任職員1名、非常勤職員1名がいる。スタジオの支援職員は、授業担当者の指示の下、デジタル化されたスタジオ機器の操作支援、編集作業支援等の教育支援にあたっている。

ティーチング・アシスタント制度が運用されている。ティーチング・アシスタント制度は大学院の学生が学部学生等に対して、実験実習及び演習授業の教育補助を行なうものである。

### [点検・評価]

ティーチング・アシスタント以外の教育支援職員は適切に配置され、教員との連携・協力関係も適切である。コンピュータ等を利用した実習授業を円滑に実施する上で、オペレーティングスタッフ制度は有効に働いていると評価できる。

また、情報学部のもう一つの特徴であるスタジオを利用した実習教育において、2名の教育支援職員は番組制作関連授業のスタッフとして、その役割を果たしている。現在のスタジオは、いわゆる番組制作の撮影場所として利用するだけでなく、コンピュータによるバーチャルスタジオ機能が備わっており、幅広いコンテンツ制作に活用され始めている。そのため、教育支援職員は、新たなソフトウェアの使い方なども常に学習しなければならないが、その時間が割けないなどの課題を抱えている。

ティーチング・アシスタント制度は、情報学研究科が発足してまだ2年余りであるため制度として定着していないこと、大学院生の人数が少ないこと、留学生の割合が大きいことなどから、制度の活用が十分とは言えない。

### [今後の改善方策]

ティーチング・アシスタント制度およびオペレーティングスタッフ制度については、いっそうの効果的活用を図る。人数の増強はもちろんのこと、授業担当教員の授業展開方法とティーチング・アシスタント、オペレーティングスタッフの役割の関連性についての検討を学部内で始める。

スタジオについては、マルチメディアの進歩により従来のスタジオ機能と教育系情報システムとの連携が求められている。こうした連携に対応するために、スタジオ担当職員と教育系情報シ

システムを扱っている湘南情報センターとの協力体制の構築の可能性を検討する。

## (5) 国際学部

### [目標]

- ①収容定員の規模に対応した適切な教育研究を進めるために必要な教員組織を置く。
- ②学部の教育目標並びに教育課程の性格や学生数に関して適切な教育組織にする。
- ③授業科目への専任教員の配置状況を適切なものにする。
- ④教員組織における専任・兼任の比率を適切なものにする。
- ⑤教員組織の年齢構成を適切なものにする。
- ⑥教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整の状況を妥当なものにする。

### 6-1-5-1 教員組織

#### [現状の説明]

(1) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

本学部は、「本学の建学精神に則って、国際社会を学術的、実践的に理解し、もって人間生活と国際化社会の向上発展に必要な理論的、実践的専門知識と技術を涵養することを目的とする」学部である。国際コミュニケーション学科(多文化コミュニケーションコース、環境コミュニケーションコース)と国際関係学科(観光ビジネスコース、政治経済協力コース)の両学科とも、教養科目14単位(共通教養科目6単位と学部教養科目8単位)、基礎スキル26単位(言語科目20単位と体育科目2単位とアカデミックスキル4単位)、学部共通科目8単位、そして(学科)専門科目34単位、コース基幹科目8単位、コース応用科目16単位、そして自由認定枠18単位に分けて124単位以上を学修している。学生の入学定員は、国際コミュニケーション学科が120名で、国際関係学科が125名である。専任教員数は、国際コミュニケーション学科が18名で、国際関係学科が17名で、合計35名である。専任教員1人当たりの学生数は32.3人である(表6-3)。

表 6-3 国際学部の専任教員数

学部・学科		専任教員数					設置基準上必要専任教員数	専任教員1人当たりの在籍学生数
		教授	准教授	講師	計	助手		
国際学部	国際コミ学科	11	7	0	18	0	10	32.3
	国際関係学科	13	4	0	17	0	14	
計		24	11	0	35	0	24	

(2) 主要授業科目への専任教員の配置状況

国際学部開設授業科目における専任担当比率を表6-4に示す。専門教育科目のうち8～9割が専任教員の担当科目である。

表 6-4 国際学部開設授業科目における専任担当比率

学部	学科	開設授業科目	専任比率
国際学部	学部共通	専門教育 6	83.3%
		教養教育 84	14.3%
	国際コミ学科	専門教育 50	90.0%
		教養教育 34	50.0%
	国際関係学科	専門教育 73	84.9%
		教養教育 37	45.9%

## (3) 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

表 6-4 に見られるように、専門教育科目は主に専任教員が担当している。学部共通の教養科目の 8 割以上が非常勤講師（兼任教員）の担当する科目となっている。学科の教養科目は、両学科とも約半数が非常勤講師（兼任教員）担当科目となっている。

## (4) 教員組織の年齢構成の適切性

国際学部の教員の年齢構成は、表 6-5 のとおりである。30 代が 1 名、40 代が 10 名、50 代が 12 名、60 代が 12 名である。

表 6-5 国際学部教員の年齢構成

	71 歳	66 歳	61 歳	56 歳	51 歳	46 歳	41 歳	36 歳	31 歳	26 歳	計
	以上	70 歳	65 歳	60 歳	55 歳	50 歳	45 歳	40 歳	35 歳	30 歳	
教授	0	4	8	4	6	2	0	0	0	0	24
%	0.0	16.7	33.	16.7	25.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
准教授	0	0	0	1	1	2	6	1	0	0	11
%	0.0	0.0	0.0	9.1	9.1	18.2	54.5	9.1	0.0	0.0	100.0
講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	(0)	(4)	(8)	(5)	(7)	(4)	(6)	(1)			(35)
%	0.0	11.4	22.9	14.3	20.0	11.4	17.1	2.9	0.0	0.0	100.0

## (5) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整状況とその妥当性

教務関係の教員組織としては、湘南キャンパス（情報学部と国際学部）に係る教務マターを扱うキャンパス教務委員会がある。学部には国際学部科目に係る教務マターを扱う学部教務委員会があり、委員長 1 名と両学科から 2 名ずつの（2 年任期の）委員が選出されている。その他、学部には独自の科目に対応する国際ボランティア委員会、インターンシップ委員会、国際交流委員会、語学教育委員会、体育委員会、エコキャンパス委員会、教職課程運営委員会があり、授業科目の運営に当たっている。学部の教育研究推進委員会では、授業評価の小委員会を設け、授業評価の方針を検討し、実行している。また、改組委員会では、学部全体にわたる授業科目・カリキュラム上の問題点の検討を行なっている。各委員会で検討された問題点・課題点は、学科会議で説明され、最終的に教授会で審議決定している。

## [点検・評価]

## (1) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

国際学部における専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、表 6-3 にあるように、32.3 名であり、少人数教育体制を唱っている学部としてはそれを裏付ける数字となっている。

学部全体として見た場合に、学生数と教員組織の関係は適切なものと見なせるが、学科のコース別選択学生数を見てみると、教員の配置は各学科ともコース毎に、同数に分配されているもの



の、コース選択における学生数比率を見るとたとえば、国際コミュニケーション学科の多文化コミュニケーションコース対環境コミュニケーションコースでは6対4の割合で、国際関係学科の観光ビジネスコース対政治経済協力コースでは7対3の比率となっている。結果的に、コース選択学生数と教員数にアンバランスが生まれている。

#### (2) 主要授業科目への専任教員の配置状況

専門教育科目の教育において、専任教員の教育指導が徹底していると評価できる。

#### (3) 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

学科の教養科目で兼任教員の担当が多いのは、語学関係科目である。数字的には高く現れているが、英語の他、5外国語の科目を設置しているので、この数字に不適切性はないと考える。

#### (4) 教員組織の年齢構成の適切性

30代が極端に少なく、50、60代で7割近くを占める年齢構成となっており、年齢構成バランスにおいて若い年齢層の教員が少ない、不適切な状況である。

#### (5) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整状況の妥当性

上記の状況で教員間の連絡調整は、ほぼ円滑に行なわれているが、キャンパス教務委員会と学部教務委員会の関連や、学部の学科会議と教授会の位置付けに関して、さらに検討が必要な面もある。

#### [今後の改善方策]

上記で説明したコース選択学生数と専任教員数のアンバランスの問題に対処するために、改組委員会を中心に検討してきたが、結論としては、現行のカリキュラムでは対応が困難と判断して、学科名称変更とカリキュラム改訂を伴う学部改組を行なうことで、抜本的な解決策を模索している。文科省に届出を申請中であり、その結果を待っている状況である。

教員組織の年齢構成の不適切性に関しては、国際学部設立当初に採用された教員の定年などに伴う後任人事の採用の時に、できる限り、50歳未満の教員を採用するよう努めている。ただし観光ビジネス系の教員は実務経験にも明るいことが求められており、若年層の教員採用と矛盾するところもあるが、可能な限り、努力を続けていく。

教育課程編成の目的を具体的に実現するため、教員間の連絡調整状況の妥当性について検討が必要である。それに関しては、改組決定後に、再検討していく必要がある。

## 6-1-5-2 教育研究支援職員

#### [現状の説明]

本学部の外国語教育における支援は、2名のLL (Language Laboratory) 助手 (非常勤職員) によって行なわれている。LL 助手室を設置し、そこで外国語教育機材、教師用教材、学生向けの教材の保管と貸し出しを主な業務としている。また授業の支援は、CALL (Computer Assisted Language Learning) の授業を中心に行なっている。CALL システムの運用方法に関して教員の支援をするとともに、学内ネットワークに配布している教材の整備と点検を、教員の要望に従って行なっている。その他、学生からの語学学習に関するアドバイスのニーズも高い為、教員と連携して、語学学習カウンセリングにも積極的に取り組んでいる。上記 LL 助手は主に非常勤講師のサポートを行なっており、資料の準備、授業のサポート等においても密接な協力関係が構築されている。

またティーチング・アシスタント（以下、TA）制度については大学院国際協力学研究科での内規整備を受けて、数名の大学院生が業務を行なっている他、1年生必修科目「国際学入門」では多人数クラスの指導補助としてTAを活用している例もある。

#### [点検・評価]

教員と教育研究支援職員との連携・協力関係は適切である。ただし本学部の教育支援職員であるLL助手は、英語運用能力を含め、専門的な知識が必要であるにもかかわらず、身分が非常勤職員であるため、良い人材を長期にわたり確保するのが困難な状況が続いている。また、現在のところ、有能な人材が育っても、契約が3年しか更新できない規程のため、学習支援の体制は微弱であると思われる。

なおTA制度については、現状はまだ試行段階と言えるものであり、適切な評価を加えた後に今後の拡充を検討すべきものと思われる。

#### [今後の改善方策]

語学教育の拡大、派遣教員、非常勤外国人教員への英語での対応に関するニーズを考えると、有能な職員を確保するためにも、非常勤職員から労働条件の良い嘱託専任職員や常勤職員への身分の改善の可能性を検討する。

TA制度については現在、大学院委員会内規に沿ってTAの派遣を申請しているが、本学部では内規が想定する演習、実習形態の授業が少なく、活用が容易ではない。一方で、履修者が多人数の授業は数多く存在し、何らかのアシスタントが必要な授業も多いので、TAの運用の弾力化を関係各方面と協議していく。

## 6-1-5-3 教育・研究活動の評価

#### [現状の説明]

教員の教育活動の評価に関しては、全学において点検・評価委員会による「授業アンケート」を実施しているが、これに加えて国際学部では、平成17年度から学部一丸となって本格的な授業評価体制を整備すべく、教育研究推進委員会（授業評価小委員会）が「授業評価アンケート」をより充実した形で行なうこととした。

平成16年11月の教授会決定により、授業評価の進め方については以下のとおりとした。

第1段階・①教員全員による自己評価（原則）

②教員自身による授業改善計画提示とその点検報告書提出

第2段階・教員自身のアンケート実施状況について教授会報告実施

第3段階・学生による個別科目ごとの集計結果及び上記②の調査結果の教授会報告実施

第4段階・学生による個別科目ごとの評価集計結果（同上）の学生への公表

（なお、個別科目ごとの集計結果は当該教員のみに還元）

平成16年度秋学期～平成17年度春学期の間に、上記の第1、第2段階について2回実施した。その後、その経験を踏まえて実施方法に所要の修正を加えた上で、平成17年度秋学期からは第3段階へ移行した。第3段階への移行については、平成18年2月15日教授会で了承済みである。第4段階への移行については、第3段階での実施状況ならびに大学の点検・評価委員会による授業評価実施状況などを踏まえ、さらに検討を加え、今後実施する予定である。

さらに、これまでの経緯をまとめると以下のようなものである。

- ①「学生による授業評価」を教員全員参加方式で行なうことなどについて教授会で決定（平成16年度教授会「『学生による授業評価』などの本格実施について」）
- ②上記決定に基づき平成16年度秋学期に学生による授業評価実施。結果の概要を教授会報告（平成17年3月教授会、同5月教授会）。
- ③平成17年春学期にも同様の授業評価と教授会報告を実施（平成17年10月教授会）
- ④平成17年度秋学期、06年秋・春学期にも同様の授業評価と教授会報告、さらに個別科目ごとの集計結果（科目名、総合評価の評点）を報告、回覧後、回収。（平成18年3月15日教授会）。  
となっている。「授業評価アンケート」だけでなく、授業改善計画提示も同時に行なっているのが特徴である。

#### **[点検・評価]**

「授業評価アンケート」のみによる教育活動に関する評価方法の有効性は、絶えず疑問視されている。その他の「アンケート」、「アンケート」以外での評価方法の可能性も検討する。

#### **[今後の改善方策]**

教育研究活動の評価方法については、まだまだ検討が不十分であり、今後十分時間をかけて検討する。「アンケート」方法そのものが非有効なのではなく、その実施方法、その結果の評価方法も含めて、有効な方法を検討する必要がある。学部では、先述のスケジュールにそって、より有効な方法を模索してゆく予定である。

## (6) 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備

### 6-1-6-1 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備

#### [現状の説明]

改正学校教育法第58条の施行に合わせて、昨年度、本学では学長の下に検討委員会を設け、本学の教員組織整備のあり方等について7カ月間検討を行なった。その後、委員会から学長あての答申を受けて、本学の意思決定機関である大学審議会において、改正学校教育法に準じた組織体制を決定した。その内容は、以下のとおりである。

①本学の職位構成に「助教」を新設し、平成19年度から「教授、准教授、講師、助教及び助手」とする。

②旧職位の移行については、教授及び講師はそのままスライドとし、助教授は准教授とする。助手は原則として助手のままとするが、当該学部が業績を鑑みて適当と判断する場合には、昇任の手続をとることができるものとする。

この決定により、今年4月から旧来の助教授及び今年度講師から昇任する者すべてに「准教授」の発令を行なった。なお、今年度は助手から助教に昇任した者はなかった。

#### [点検・評価]

##### (1) 新制度への対応についての大学としての考え方

大学としては法令順守を第一義と考え、法令改正に伴う新たな教員組織の整備を行なった。学内で特に議論となったのは、新制度における教員組織の受け止め方である。文部科学省中央教育審議会がまとめた「大学の教員組織のあり方について」には、今回の改正の基本的な考え方や具体的な検討の視点が掲載されているが、本学の教員組織にとっては必ずしも趣旨が合致しない部分があった。具体的には、次に掲げる3点である。

一つ目は、准教授及び助手が今回の法令改正によって「必ず置かなければならない職」から「基本的には置かなければならないが、教育研究組織として適切な場合は置かないことができる職」となったことで、職階としての位置付けが難しくなったことである。

ここに旧来のまま「大学の判断により置くかどうかを決めることができる職」として講師が加わることで、職位のラインを「教授、准教授、講師、助教及び助手」とするのか、「教授、准教授、助教及び助手」として、講師は昇任のない期間付きの職位として考えるべきではないか等の意見が分かれた。結果としては、本学における職位のラインを「教授、准教授、講師、助教及び助手」としたが、大学として講師及び助教が本当に必要なものかという議論は成熟しなかった。

二つ目は、「助教」及び「助手」の職務が区分して法令に規定されたことで、教授、准教授を含む各職位における職務とは何かという議論に派生し、この問題は結論としては本学の教育理念である「人間愛」の精神から見ると、助手以外の職位については職位によって果たすべき責務が異なるのはおかしいという結論となった。いずれの職位であっても、授業及び学生指導を担当し、校務についても均等に分担するという本学の土壌から考えると、法令に即して明確に職務を区分することは難しいとの考え方が大勢を占めた。

##### (2) それぞれの職の位置付け

本学では、それぞれの職の位置付けについて特段明確な区別を行なっていない。教授職を筆頭に准教授、講師、助手と続くが、これはあくまでも教員の教育実績及び研究業績によって本学の

教員選考基準に則って区分されているものであり、学生指導や研究費の配分、校務分担等を差別化するものではない。教授会の構成員も教授以外に、准教授、講師及び助教まで含まれている。本学では設立当初から職位による区分はなく、全教職員が大学及び学部の運営に民主的に関与することを伝統としてきたことに起因する。

### (3) 教育担当（各授業科目における教育担当の状況とその適切性）

教育の担当についても、助手は授業を担当しないということ以外は、特段の区分をしていない。職位にかかわらず、各教員の専門分野について科目の種別に関係なく教育を担当している。

また、教育経験の長短にかかわらず、ほとんど全ての教員が卒業研究又はゼミナールを担当して学生の教育指導を行なっている。さらに校舎共通又は学部共通の教養科目については、専門性を重視するのではなく、各学期又は年度ごとに持ち回りで授業を担当している。これらの点については、担当科目の適性を検討する必要がある。

授業科目及び研究指導担当の適格を審査しているのは、大学院における科目である。全ての研究科において当該教員の専門性と科目の適合性、これまでの研究業績等を各研究科教授会が審査し、担当者を決定しているが、今後は学部における授業担当についても、適正な審査が必要になると思われる。

### (4) 任免手続

教員の任免手続については、教員選考規程に基づき行なわれている。

教員の採用時には、このほか学長が各学部の意見を集約して理事会に対して採用枠の申請を行ない、これが認められた後、学部に教員選考委員会を設置して、原則として公募により採用予定者を選出している。

教員選考委員会の構成員は、学部長が委員長となるほかは特に職位によって構成員となれるか否かの差はない。当該領域と関連領域を専攻する教員から選出されている。

また、学内の各種委員長やセンター長については、学長に人事権があるが、これも「教授のうちから選出しなければならない」等の規程はなく、全教員の中から学長が指名、任命できることとなっている点は、本学の運営方法がこれまでの歴史を反映したものとなっていると言える。

### (5) 教学運営への関与（特に助教を中心に、カリキュラム改定や教員人事などへの関与状況）

本学には、現在助教はいない。先述のとおり、教学運営については職位にかかわらず役割を分担して全員が関与している。

例えば、カリキュラム改定については、キャンパス共通科目であればキャンパス教務委員長を中心に各委員が検討し、学部の専門科目であれば学部教務委員会が中心となって検討する。その後、教授会や大学審議会などで審議の上、決定している。

ちなみに、大学の最高意思決定機関である大学審議会委員や学部長も、各学部が選挙で選出することになっており、すべての教授会構成員が被選挙権を有している。これは、准教授以下の職位から学部長等の要職が選出される可能性を有しており、本学の運営体制として本当に適当かを検証する必要があるだろう。

教員人事については、先述のとおり採用及び昇任について、職位にかかわらず教員選考委員会の構成員となることができるので、ある意味では全教員が積極的に関与しているということができる。

**[今後の改善方策]**

職位による職務区分を本学に導入するかどうかについての検討は、今後必要になるだろう。これまでの歴史もあって、区分を導入するか否かについて全学での合意形成には時間がかかると思われるが、学長を中心とした組織的見直しを図り、法令遵守と組織の適正を検証していく準備を行なっている。

特に教員選考人事における教授以外の職のかかわり方、授業担当の適正に関する審査、教学組織の責任者（学部長、研究科長、委員長等）の選出方法については、早急な検証と対処が必要である。

現在、学校教育法の改正に伴い、本学の教員選考手続や選考基準についての見直しを進めており、教員選考人事における各職位のかかわり方については、今年度中に結論が出せる見込みである。

## (7) 大学と併設短期大学（部）との関係

### 6-1-7-1 大学と併設短期大学（部）との関係

#### [現状の説明]

本学は、埼玉県越谷市と神奈川県茅ヶ崎市にキャンパスを抱えているが、短期大学部は茅ヶ崎市の湘南キャンパスに情報学部及び国際学部と併設されている。人員配置は、両キャンパスとも大学設置基準及び短期大学設置基準に応じて、各学部が基準数を超える人数を配置している。

両キャンパス間の交流は、距離的な問題があって日常的には難しい部分がある。しかし、湘南キャンパスにおいては、併設の強みを活かして大学の教員が短期大学部の共通教養科目を担当すること、逆に短期大学部の教員が大学の共通教養科目を担当するなど、人材を有効に活用している。

近年では教育面だけではなく、教員の研究活動においても大学と短期大学部の教員が湘南キャンパスにおいて共同研究を行なうことや、越谷キャンパスの教員との学際的共同研究を行なうことも増えてきている。

湘南キャンパスの設立当初から短期大学部は併設されていたので、20年以上経過した現在でも教育研究だけでなく、委員会活動等も協同して行なうことが慣例となっている。

#### [点検・評価]

##### (1) 大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

人員配置については、大学、短期大学部とも大学設置基準等に照らして必要数を擁し、退職等の理由で欠員となった場合には、校舎全体又は短期大学部全体で必要な数を確保するため、どのような領域を専門とする人材が必要かについて各学部で検討し、学長に上申して確実に補充を行っているため、適正に確保できている。

また、前述のとおり教育を行なう上で必要な学問領域をその都度検討しているため、大学の学部及び短期大学部の学科に必要な領域の教員をバランスよく配置できている。

##### (2) 併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性

先述したように本学の湘南キャンパスでは、授業担当、研究活動の協同、教学運営のための委員会活動等における人的交流を積極的に行なっている。

また、大学審議会は大学及び短期大学部双方の代表で構成し、連合教授会には大学及び短期大学部の全教員が参加するなど、全体の意思決定機関においても協同して意思形成を進める体制を整備している。

#### [今後の改善方策]

かつて、併設短期大学部は、相当数の教職員を擁し、全て自立自前で運営できる体制にあったが、現在は健康栄養学科のみの単科短大となっている。専任教員数も大学に比べて格段に少ない。

この現状を踏まえると、今後は湘南校舎における大学、短大のいっそうの交流を図り、大学が短期大学を支援する体制をとっていく必要があるだろう。

これまで以上に、相互交流を行なって担当できる授業科目の検討を進めることや、大学と短期大学部における委員会組織の二重構造部分の簡素化と協同化を進めること等について、大学及び短期大学部で組織的な検討を行なっていく。

## 第2節 研究科における教育研究のための人的体制

### (0) 研究科共通事項

#### 6-2-0-1 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

##### の内容とその運用の適切性

###### [現状の説明]

本学大学院担当の専任教員は、すべて学部にも所属する専任教員のなかから任用されている。したがって専任教員の募集は大学院独自で行なわれるわけではなく、学部の中で、学部の規程にしたがって行なわれている。同様に昇格についても学部の中で、その規程にしたがって行なわれている。ただし任用にあたっては、各研究科で内規を設けて審査にあたり、教授会の議を経て、決定している。

###### [点検・評価]

大学院独自で専任教員の募集・昇格の審査を行っていない。現在のシステムでは、大学院の教育課程に必要な専任教員を配置できない可能性もある。

###### [今後の改善方策]

学部から専任教員を任用するという現在のシステムをとり続ける限り、各研究科ともに各学部と連携・協力体制を取り、専任教員の募集・昇格について、調整を図る。

#### 6-2-0-2 教育・研究活動の評価

###### [現状の説明]

基本的には学部と同じ形式で行なわれている。具体的には、「学術年鑑」の公表と、「授業評価アンケート」の実施である。「授業評価アンケート」は学部と同じ形式で、原則として全科目に対して実施している。これ以外に研究科独自に教育・研究活動の評価を実施していることもある。研究科独自の活動については、後ほど触れる。

###### [点検・評価]

「学術年鑑」の公表により、教育・研究活動の評価は適切になされている。学部と同じ形式で実施している「授業評価アンケート」については、学部と比較をして大学院の授業は受講生が少人数のために回答の匿名性の確保が難しいこと、質問項目の内容が適切でないなどの問題点が教員の中から指摘されている。

###### [今後の改善方策]

「学術年鑑」に関しては、これまでと同様に公表を継続する。「授業評価アンケート」については、実施方法や質問項目を検討しながら、今後も継続する。また全学的な「授業評価アンケート」以外の大学院独自の取り組みについても、現在実施している研究科は、継続する。実施していない研究科は、その可能性について検討する。



## (1) 教育学研究科

### [目標]

以下の目標を達成するために十分な教員組織および体制が置かれていること。

- ① 地域社会・地域教育界の発展に貢献する。
- ② 高度な専門的職業人を養成する。
- ③ 教員間において緊密に連携をとる。
- ④ 双方向の徹底したコース・ワークを課する。
- ⑤ 学部卒業者や現職教員等の大学院生に対して、各自の目的を効率的に達成させる。
- ⑥ 本学教育学部の2教育課程(学校教育課程・心理教育課程)との接続を重視する。
- ⑦ 学校教育に関わる実践的、かつ専門的な指導力を養成する。
- ⑧ 教育研究の継続性を確保し、かつ、その活性化を図る。

### 6-2-1-1 教員組織

#### [現状の説明]

教員組織の編成に際しては、地域社会・地域教育界の発展に貢献しつつ、高度な専門的職業人を養成するという目的のもとに、教員間において緊密に連携をとりながら、双方向の徹底したコース・ワークを課することができるように、科目の種類（必修科目・選択科目）にかかわらず、専任教員を多く配置し、兼任教員は少数とした。

教員配置に際しては、科目の種類（必修科目・選択科目）にかかわらず、次の2点に特に留意した。

第一は、学部卒業者や現職教員等の大学院生に対して、各自の目的を効率的に達成させるという観点から、大学院担当科目に関して十分な教育実績あるいは十分な研究業績をもつか否かという点である。第二は、本学教育学部における2教育課程（学校教育課程・心理教育課程）との接続を重視するという観点から、本学教育学部などにおいて大学院担当科目に相応する授業科目を担当してきたか否かという点である。

その結果、必修科目及び選択科目を担当する教員23名のうち、博士号の学位をもつ者を9名、十分な研究業績をもつ者を12名、豊富な実務経験の実績をもつ者を2名、それぞれ配置した。なお、博士号の学位をもつ者と十分な研究業績をもつ者は、5つの各群の中で半数以上に配置した。また、博士号の学位をもつ9名のうち4名は2科目を担当することにした。また、23名のうち3名は兼任教員である。これらのうち、きわめて高い研究実績と大学院指導のきわめて豊富な経験をもつ1名の兼任教員は、必修科目の教育社会学特論を担当することにした。

中核的な必修科目としての、学校教育現場におけるフィールド・ワークとして設定した「教育実践分析特論」と「教育実践分析実習Ⅰ・Ⅱ」は、学校教育に関わる実践的、かつ専門的な指導力を養成するという観点から、学校教育現場と教育行政に精通する豊富な実務経験の実績をもつ教員が担当することにした。

また、選択科目における「教科教育法群」の中の「生活科」と、「教育課題群」の中の「総合学習」を担当する教員は、上述した「教育実践分析特論」と「教育実践分析実習Ⅰ・Ⅱ」の場合と同様に、学校教育に関わる実践的、かつ専門的な指導力を養成するという観点から、学校教育現場と教育行政に精通する豊富な実務経験の実績をもつ教員が担当することにした。

本学における定年規程は満70歳である。この定年規程をもとに、教育研究の継続性を確保し、かつ、その活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないように配慮した結果、必修科目及び選択科目を担当する23名の内訳は、30代が1人、40代が4人、50代が4人、60代が14人となった。

#### [点検・評価]

平成19年4月に開設された本研究科は、完成年度を迎えていないので、上述した諸点に関して詳細な点検・評価を報告することはできない。

### 6-2-1-2 研究支援職員

#### [現状の説明]

本大学院専属の2名の研究支援職員が、研究者と常に緊密に連絡をとっている。これら2名の

研究支援職員は、学期内には、平日は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 12 時 30 分まで、それぞれ勤務し、学期外には、平日は午前 9 時から午後 5 時まで、土曜日は午前 9 時から正午まで、それぞれ勤務している。

**[点検・評価]**

上記の研究支援職員は、研究者と常に緊密に連絡をとっているため、現状では、連携・協力関係は適切だと考える。

**[今後の改善方策]**

今後、状況を見守りながら、現状を維持していく。

### 6-2-1-3 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

**[現状の説明]**

文教大学教育研究所は、本研究科の開設にともなって、正式名称を文教大学大学院教育学研究科附属教育研究所と改めた。そのうえで本研究科と連携して、たとえば、現職教員を対象とした講習会を開催したり、総合的学習や情報教育などの研究課題に関する共同研究を行ったりしている。

**[点検・評価]**

学内の人的交流に関しては特段の問題点は生じていないと考える。

**[今後の改善方策]**

今後、状況を見守りながら、現状を維持していく。

## (2) 人間科学研究科

### [目標]

人間科学研究科における収容定員の規模に対応し、適切な教育活動及び研究活動を進めるために必要な教職員組織やその他の制度が置かれていること。

### 6-2-2-1 教員組織

#### [現状の説明]

人間科学研究科には臨床心理学専攻と人間科学専攻がある。前者はさらに修士課程と博士後期課程があり、後者は修士課程のみである。

臨床心理学専攻では専任教員 15 名、うち教授 11 名、准教授 3 名、講師 1 名、さらに非常勤の兼任教員 2 名である。臨床心理学専攻の学生定員は、修士課程で 20 名、博士課程 2 名であり、現在の在籍者数は、47 名(修士課程 42 名、博士課程 5 名)である。授業科目数は修士課程 26 科目、博士課程 14 科目が開設されている。

一方、人間科学専攻では、専任教員 15 名、うち教授 10 名、准教授 4 名、講師 1 名、である。人間科学専攻の学生定員は、修士課程で 10 名であり、現在の在籍者数は、11 名である。授業科目は 20 科目が開設されている。

#### [点検・評価]

修士論文の研究指導については、両専攻あわせると平均して指導教員一人あたり約 1.2 名であり、ほぼ十分な指導を受けており、授業についても充実した教員人数を有している。

また、平成 18 年 1 月実施のアンケート結果では、「少人数で内容の濃い授業が受けられる」と両専攻の院生から回答が得られており、院生側の意見からも大学院として適切に教育が出来ていると判断できる。

ただし大学院担当教員が学部と兼任であるため、当然の帰結として大学院担当教員負担の増大という問題を生じている。本学においては、授業コマ数に関して 1 週間当たり最低 5 コマを担当し、上限 8 コマと定めているが、学部の担当科目が上限に達している教員も数多く、さらに大学院の授業を担当している。

#### [今後の改善方策]

今後十分な大学院教育を確保するため、大学院担当教員については学部における担当コマ数を配慮することについて学部と研究科の協力体制を強化する。

### 6-2-2-2 研究支援職員

#### [現状の説明]

教員に対しては、非常勤職員 3 名が機器の購入・管理、教員や院生への事務連絡、授業用のコピー作成など、教育研究の支援にあたっている。この他、必要に応じて学部の非常勤職員との連携も行なわれている。

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) の制度化についてであるが、本学における TA に関しては、「文教大学ティーチング・アシスタント実施規程」より定められ

ている。平成16年度に一応の制度化を見た後、本格的運用を開始したが、平成18年度に改訂され、現在の規定として存在している。平成18、19年のTA実績は、両専攻あわせてそれぞれ、秋学期1科目1名ずつであった。RA制度に関する規定は、現在のところ存在しない。

#### [点検・評価]

現在、研究支援職員との適切で、効果的な協力体制が得られている。しかし、すべて非常勤職員である。常勤職員による統括的・組織的な研究支援ならびに事務的処理が行なわれていることが望ましい。

TA制度に関しては、人間科学研究科ではTAの運用は必ずしも活発に行なわれているわけではなく、大学基準協会の「大学院改革の実施状況に関する調査研究」においても大学院生に対する「経済的支援」の項目で取り扱われていることから、さらなるTA制度の運用が望まれる。しかしながら人件費などの予算措置との関係もあり、様々な観点からの検討を要する。また、RA制度は制定されていない。一般的にこれは博士課程院生に適用されるものであり、今後人間科学研究科において議論の余地があろう。

#### [今後の改善方策]

常勤職員の配置及び教育支援課教務係に大学院事務担当者の増員を大学院教授会で検討する。また、TA制度の運用活性化及びRAの制度制定についても適切な運用について議論する。

### 6-2-2-3 教育・研究活動の評価

#### [現状の説明]

教員の教育活動の評価については、人間科学研究科において自己評価委員会を設置し、自己点検評価活動の一環として院生に対して「大学院キャンパスライフ・アンケート」を毎年秋学期に実施している。

アンケートは、「関心のある研究内容」、「本大学院に入学した際の期待」、「現在までの期間で、満足された点、不満足だった点（施設・設備について、準備室や事務局・図書館について、授業の時間帯、形態及び内容について）」、「改善すべき点（施設・設備について、準備室や事務局・図書館について、授業の時間帯、形態及び内容について）」、「自分やクラスメートの勉学・研究の意欲・態度」、「教員・学生との交流」などについて聞き、主に「現在までの期間で、満足された点、不満足だった点」や「改善すべき点」の授業に関するデータを利用した点検評価が行なわれている。

さらに院生と教員との懇談会が、臨床心理学専攻、人間科学専攻両専攻別に行なわれ、アンケート結果を院生にフィードバックするとともに院生からの具体的な意見を聴取する機会を設け、今後の改善点などについて検討している。

#### [点検・評価]

本研究科独自で取り組んでいる教育活動の評価方法は、ある程度整備されている。

#### [今後の改善方策]

今後も現在の評価方法を続けていく。

#### 6-2-2-4 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

##### [現状の説明]

学内における各研究所との関連性については、臨床心理学専攻では、主に付属の臨床相談研究所と紀要の投稿や院生の教育などを通じて交流しており、人間科学専攻では主に大学付属教育研究所及び大学院附属生活科学研究所と共同研究、紀要の投稿を通じて交流している。

また、平成19年4月に獨協大学大学院法務研究科と文教大学大学院人間科学研究科との教育研究交流に関する基本協定書が、双方の学長名で取り交わされた。本協定では、獨協大学大学院法務研究科附属地域と子どもリーガルサービスセンターと文教大学大学院人間科学研究科附属臨床相談研究所との教育研究交流を通して、双方の教育研究の発展と地域連携・地域貢献の実現を図ることを目的としており、①教員の教育研究交流、②大学院生の教育研究交流、③講演会、研究協議会、研修会の共同実施、④共同研究の実施、⑤地域連携・地域貢献事業の共同策定、が具体的な活動内容である。すでに平成19年4月1日より臨床心理学専攻の院生が実習生として派遣され、インターンシップとしての機能を果たしている。

##### [点検・評価]

学内における各研究所との関連性については、共同研究、紀要の投稿などで活発かつ有効な関係性を保っている。

獨協大学大学院法務研究科との連携では、平成19年度からの発足であり、実績については今後を待たなければならないが、他大学の大学院研究科との連携であると同時に法学と心理学という他分野のコラボレーションは、新たな試みとして有効であり、子ども支援を法律的及び臨床心理学的手法により行なうことは、地域への貢献として非常に高いものがあると期待される。

##### [今後の改善方策]

学内における各研究所との関連性については、今後もより関連性を深めていく。

獨協大学大学院法務研究科との連携については、人間科学研究科全体の協力体制のもと、システムの円滑な運営に鋭意努力する。

### (3) 言語文化研究科

#### [目標]

- ①言語文化研究科の教育課程の内容、及び収容定員の規模に応じ、適切な教育・研究を進めるために必要な教員組織であること。
- ②それらを支援する研究支援職員が置かれていること、及び専属の事務職員が置かれていること。
- ③教員の教育・研究活動の評価に有効性があること。
- ④他の研究組織・機関との人的交流が適切であること。

#### 6-2-3-1 教員組織

##### [現状の説明]

言語文化研究科は、言語文化に関する広い教養と専門的能力をもった「高度な専門的職業人」の養成を目的とし、その目的に適った教育課程を設けている。

すなわち、広い教養を支える共通科目を基盤とし、その上に、2種類の「専門的研究コース」(「地域言語文化研究コース」と「第二言語習得研究コース」)に分かれた専門科目を置いた編成である。1学年定員10名に対して、余裕のある科目配置がなされていると言える。

開設当初の教育課程に加えて、日本語教育の科目を増設し、日本語教育学の教員も学部との兼任で2名増員した。増員はいずれも、資格審査委員会による審査を経て行なわれた。

平成19年度は、この教育課程を22名の教員が担当している。内訳は、専任(兼任)教授16名、准教授4名、兼任教員2名である。合計20名の兼任教員であるが、18名が文学部と兼任し、2名が教育学部との兼任で、「国語」の専修免許状に必須の教科教育の科目と、共通科目群の「比較文化論」を、それぞれ担当している。

文学部との兼任教員18名は、共通科目群と専門的研究科目群の中から、1科目から3科目を担当している。これらの科目とは別に、本研究科で最も重要な修士論文の作成を個別指導する「研究指導」の科目がある。この科目の指導資格をもつ教員(いわゆるマル合)は15名である。

15名という人数だけを単純に見れば、院生の定員数20名に対して決して少ない教員数ではない。しかし、院生の専攻分野は均等に分散しない。日本語教育学に集中している、ために日本語教育学の教員を平成16年以後2名増員したにもかかわらず、依然として留学生を中心とした院生を3名から4名かかえている。この反面で、研究指導すべき院生をもたない教員も存在している。

##### [点検・評価]

総体の院生数との関連での教員数は十分であろう。問題は需要とのバランスがとれていないことである。特に日本語教育学の分野の教員が十分とは言えない。

##### [今後の改善方策]

日本語教育学の分野の教員の増強に努めたい。そのために学部との調整を図りたい。

### 6-2-3-2 研究支援職員

#### [現状の説明]

本研究科には非常勤の契約事務職員が、他の機関の事務と兼担する形で、存在するのみである。ティーチング・アシスタントの制度については、実習と演習科目のみ、2年次生に限定して実施している。平成16年度9名、17年度8名、18年度6名、19年度8名である。

リサーチ・アシスタント制度は現在のところない。

#### [点検・評価]

教員と研究支援職員との連携・協力関係は時に問題ない。ただし、研究支援職員の充実度については十分とは言えない。研究科の教員は、原則として文学部との兼担である。したがって、各教員は1 Semesterに6から8コマの授業をもち、さらに教育・研究以外の各種委員、院生と学部学生の生活指導の仕事も抱えている。ここに専属研究支援職員の制度が実施されるなら、教員の教育研究環境の改善が可能になるだろう。

ティーチング・アシスタント制度の実施方法については、平成18年度に規程が改定され、前進した面と逆行した面とある。予算が少し増額され、ある程度TAの時間数が増えた点は改善点であるが、院生の年次と科目の種類の限定が解かれたわけではなく、しかもSemesterの全期間をカバーできる予算額ではない。さらに、改定によってこの制度の目的から「手当支給により、当該学生の処遇の改善に処する」という部分が削除された。これにより、大学基準協会の「大学院改革の実施状況に関する調査研究」（平成11年）がティーチング・アシスタント制度の目的の一つにあげた、院生の勉学の「経済支援」が、外されたことになる。

加えて、院生が強く希望する、学部の授業を通じた学部生との交流は、リサーチ・アシスタントの制度の新設・実施とともに、今後検討されなければならない。

#### [今後の改善方策]

研究支援については、言語文化研究科を知悉した専属の一般事務職員が配置できるかどうか検討する。

ティーチング・アシスタントは予算総額の増額を図りたい。またリサーチ・アシスタントの制度も、院生の中に希望する声があがっており、学部の学生にも必ず教育効果をあげる制度である。実施に向けて取り組みたい。

### 6-2-3-3 教育・研究活動の評価

#### [現状の説明]

院生による教育評価について、本研究科独自にキャンパスライフに関するアンケートを実施して、教育評価及び生活指導の評価を行なっている。

#### [点検・評価]

院生による教育評価等は、改善のために有益な回答を得ている。

#### [今後の改善方策]

院生による教育評価等は、今後とも研究科独自の形式を継続していきたい。



## 6-2-3-4 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

### [現状の説明]

「研究における国際連携」は平成18年度から19年度にかけて、文学部が主導しつつ協定を結んだ韓国外国語大学、極東大学校との間で、言語文化研究科の立場から、教員の学会活動及び院生の日本語教育の実習をそれぞれに進めた。平成19年11月の国際シンポジウムのパネリストとして、韓国外国語大学から2名の教員を文学部と協力して招聘し、学術の国際交流の成果を上げつつある。平成18年3月には、日本語教育実習を毎年受け入れている北京大学との交流15周年を記念した現地での学会に、大学院から3名の教員を派遣した。

「教育研究組織単位間の研究上の連携」としては、言語文化研究科が附属施設とする言語文化研究所の役割がある。言語文化研究所は、本研究科の教員・院生の研究支援をその目的の一つとしており、これまでも、研究科の教員の研究成果や院生の修士論文及び大学院の研究生の論文が、多数発表されてきた。とくに外国人留学生にとっては、研究の成果を公表する貴重な場になっている。また文学部と本研究科との交流は、教員はすべて兼担しているため、自ずと交流は実現できている。

しかし越谷キャンパスの3つの大学院間においては、組織的な交流が行なわれていないのが実情である。

### [点検・評価]

前回の自己点検評価から3年経過し、世界のグローバル化にともなって、大学院が単独で自閉する時代は去り、本研究科もまだ緒についたばかりではあるが、国外に対する境界線を越えつつある。ただし学内に対する対応が遅れている。積極的に改善に努める必要がある。

### [今後の改善方策]

国外を含む学外との交流をさらに増やしていくとともに、学内に5つある研究科間での積極的な相互交流、少なくとも同一キャンパス内にある3研究科間の相互交流の可能性を探る。

## (4) 情報学研究科

### [目標]

情報学研究科の収容定員の規模に対応し適切な教育及び研究を進めるために必要な教員組織が置かれていること。

### 6-2-4-1 教員組織

#### [現状の説明]

情報学研究科は、情報化社会が到来している今、高度な情報技術を使いこなす人材を養成することを目的としている。情報学研究科は情報学専攻の一専攻のみで、平成17年に発足した研究科である。本研究科では、システムに関する様々な知識を基に、①システムの能力を十分引き出す情報技術、②コンテンツデザインのための情報技術、③ビジネスについての情報技術について、それぞれ高度の専門的な教育・研究を展開し、専門的職業人となる人材の養成をめざしている。

学生数については入学定員は6名（収容定員は12名）であり、大学院研究科の教員組織については研究指導教員数が9名、授業を担当している教員は18名（専任教員15名、兼任講師3名）である。

研究指導教員の専門領域は、経営戦略と経営組織、グラフ理論と離散数学、金融経済とファイナンス、管理会計、CG・コンテンツ開発、待ち行列理論、ネットワーク産業論と企業経済学、数理的問題解決法とその応用、グラフィックデザイン、コンピュータ・サイエンス、メディア論と社会調査法など、多彩かつ広範囲に及ぶ。

#### [点検・評価]

大学院担当の教員数は兼任講師を含めると18名いる。人数的にも分野的にも現時点ではそれほど問題はない。しかし情報学がカバーする範囲が広いこと、情報化社会の発展が著しいこと、高度な情報技術者に要求される役割も多分野に広がっていることなどを考えると、現体制で今後十分な対応ができるかどうかは定かではない。

#### [今後の改善方策]

今後の社会の変化や、社会からの要求を考慮した上で、それに対応できる教員の配置に努める。

### 6-2-4-2 研究支援職員

#### [現状の説明]

情報学研究科には非常勤職員が1名配置されている。職員は要請に応じて教員および大学院生の教育研究支援を行なっている。

#### [点検・評価]

教員と研究支援職員との間の連携・協力関係は特に問題はない。現在のところ大学院生がそれほど多くないこと、授業担当教員数も学部と比較すると少ないこと、授業担当教員の所属が情報学部であることにより、特に問題は生じていない。ただし今後、大学院生の学生数や授業担当教員数が増加した場合、教育のウェイトが学部から大学院に移行した場合は、問題が生じる可能性も考えられる。

#### [今後の改善方策]

今後、大学院生の学生数や、授業担当教員数が増加する可能性も考えて、それに見合う研究支援体制のあり方について検討を始めたい。

### 6-2-4-3 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

#### [現状の説明]

湘南キャンパスには湘南総合研究所がある。現在、湘南総合研究所と情報学研究科の間には組織として直接的な連携活動は行なわれていない。

大学院担当教員のなかには、湘南総合研究所の活動に参加しているものはいる（たとえば紀要への投稿）。しかし大学院担当教員として活動に参加しているか、それとも学部教員として参加しているのかは、実際のところ明確ではない。

#### [点検・評価]

湘南総合研究所との共同研究やセミナーの実施により、大学院の研究のレベルを上げること、教育効果を上げることも可能である。それにも関わらず、湘南総合研究所と大学院の間に組織としての連携活動がないことは問題である。

#### [今後の改善方策]

今後、情報学研究科と湘南総合研究所との連携の可能性を研究科内で検討する。

## (5) 国際協力学研究科

### [目標]

- ①教育課程および学生数に対応した教員配置の実現。
- ②大学院生および専任教員への研究支援体制の充実。
- ③大学院における研究内容の評価手法の確立。
- ④研究連携へ向けた組織的な支援体制の強化。
- ⑤文部科学省のサポートセンター活動への積極的な参加。
- ⑥ TICA 等の外部機関／団体との連携協定、外部からの調査研究受注に係る内規等の整備。

### 6-2-5-1 教員組織

#### [現状の説明]

本研究科は、国際協力学専攻の修士課程のみである。教育課程に対し必要な教員を配置している。専任教員は13名、そのうち教授10名、准教授3名、非常勤講師（兼任教員）4名であり、専任教員はすべて学部との共通教員である。1学年定員5名に対して17名の教員（専任と非常勤）で対応しており、十分余裕を持った配置がなされているといえる。開設当初の教育課程を一部改訂し、平成19年度から国際協力の分野に「観光協力」を加え、それに関連する科目を3科目増設し、資格審査委員会の審査を経て、教員も増員した。また、実践的および実務的な科目を増設し、それに伴って非常勤教員も増員した。

#### [点検・評価]

現在は総体として余裕のある教員配置となっているが、開設時から専任教員は学部での担当科目数に加えて研究科での科目を担当する形となっており、専任教員の担当科目数がオーバーする状況が生まれていた。教育上、決して望ましい状態ではない。そこで、平成19年度より教育課程を一部改訂し、研究科における1専任教員の持ちコマ平均を1.6コマから1.4コマに減らした。専任教員の持ちコマを減らすと同時に、専任教員および非常勤講師（兼任教員）を増やし科目数を増やすなど、教育課程および学生数に対応した教員配置がなされているといえる。

#### [今後の改善方策]

本研究科における教育研究の人的体制をどう整えるかは、学生のニーズおよび社会の要請と深く関連している。今後、それに対応していくためには、大学院の専任教員が学部と共通している以上、大学院における教育内容を踏まえた学部教員の人的体制が必要となろう。とくに教員の募集において、国際学部と調整する。

### 6-2-5-2 研究支援職員

#### [現状の説明]

大学院担当職員は非常勤職員が1名配属されている。職員は、要請に応じて機器の購入・管理、教員や大学院生への事務連絡、授業用教材のコピーなどの教育支援にあたっている。また院生に対しては、印刷・コピー機の使用、器具の貸し出し、院生室の鍵の貸し出しを行なっている。この他に、研究科の教員との協力体制のともに、書物、機器などの購入・メンテナンスなどを行なっ

ている。

#### [点検・評価]

教員と研究支援職員との連携・協力体制は特に問題はない。研究科は開設して間もないので、研究支援体制が十分整っているとはいえないが、大学院生数も少ないために、現在のところ非常勤1名で特に困難が生じていることはない。

#### [今後の改善方策]

今後、研究科の定員が増え、大学院生数が増えれば、それに見合った研究支援体制の充実が必要となろう。予測される改善点は、科研費や委託研究費を受けた場合の教員に対する事務的サポート体制であろう。他大学における大学院のように“研究支援”業務を専門とする専任職員を置くことができるかどうか検討する。

### 6-2-5-3 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

#### [現状の説明]

本研究科は平成17年度に開設されたばかりであり、歴史も浅いことから、ほかの教育研究組織との人事交渉、教育研究での連携の実績は他大学ほどにはまだ積みあがっていないが、特筆されるものとしては以下のようなものがある。

#### (1) JBIC（国際協力銀行）開発金融研究所との連携

日本のODA政策形成の主幹部門を担っているJBICはその調査研究機能を充実させるべく、客員研究員制度を設けているが、これに当研究科教員が研究員としての委嘱を受けている。委嘱内容は、平成11年に世界銀行のイニシアティブで立ち上げられた国際的な開発ネットワーク（Global Development Network）における世界的な援助政策の助成支援、基礎的な研究の蓄積、日本のソフトパワーとしての情報発信である。これまでに実施したあるいは実施中の研究は以下の通りである。

- ①国際的な知識ネットワークと国際関係の分析
- ②ソーシャルキャピタルと開発（平成18年 サンクトペテルブルクにおいてセミナー実施）
- ③アジアの経済発展の経験とアフリカの貧困削減（平成19年 北京においてセミナーおよびワークショップを実施）

#### (2) タイのハジャイにおける廃棄物処理事業におけるタイ・プリンスオブソンクラ大学およびJICA（国際協力機構）との連携

大学院設立以前からJICAの草の根パートナーシッププロジェクトの実施に際し当研究科の教員、大学院生が主力となっている。

#### (3) JICAの外部有識者事業評価委員の就任

JICAは評価の質の向上のために外部評価委員会を設けており、その有識者委員として平成18年度より当研究科教員が委嘱を受けている。

また、研究科に所属する大学院生の中からバングラデシュのダッカ大学に留学する学生が出ており、またJICAの青年海外協力隊でアフリカのベナンに派遣されている学生、外国にかかわるNGO活動に参加する学生が出ている。これらの活動を通じ、それぞれのカウンターパートの研究機関、担当機関、実施機関、団体との連携が深まりつつある。

**[点検・評価]**

これらの連携は今のところ教員個人ベースで行なわれているが、組織的な支援体制を確立するためには本研究科および国際学部が協力して組織ベースで対応を行っていく必要がある。たとえば、JBICは主要大学院との連携協定を結んでいるが本学は入っていない。連携大学にならないと、大学院生インターンの受け入れが実施されないなどの難点がある。インターンの実施は、学生にとって就職などに有利な条件となるものであるため、この点は改善が必要である。

**[今後の改善方策]**

引き続き研究教育における他機関との交流を進める。また、連携へ向けた組織的な支援体制、JBIC等との連携協定、調査研究の外部からの受注に係る内規等の整備を進める。

## 第7章 研究活動と研究環境

## 第7章 研究活動と研究環境

### [大学の目標]

- ①現代社会における様々な事象や問題を探求する研究活動が行なわれていること。
- ②研究活動の維持、向上のための研鑽機会が確保されていること。
- ③学術的・社会的に評価される一定の研究水準をもつ研究成果を積極的に学外へ発信すること。
- ④国内・国外での調査研究活動を積極的に奨励し、その成果を教育活動に生かすよう努めること。
- ⑤共同研究とそのプロジェクトを奨励し、推進すること。
- ⑥出版助成制度などの充実を図り、競争的研究環境を創出すること。

## 第1節 学部における研究活動と研究環境

### (1) 教育学部

#### 7-1-1-1 研究活動

##### [現状の説明]

教員の論文等研究業績については本学が2年に1度刊行する学術年鑑に記載されている。これは全ての専任教員の研究活動の状況を網羅したものであるがスペースの制約もあり、著書・論文の名称、発行・発表の日付、発行所などの項目が記載されているだけで内容については紹介されていない。

学部教員が寄稿する『教育学部紀要』には、毎年10本あまりの研究論文が掲載されている。単著のみならず共著論文もあるため、教育学部所属教員60名のうち3割程度の教員が紀要に執筆していることとなる。

なお、教育学部の教員の専門分野は幅広いため、研究成果の公表の方法が論文や著書にとどまらず、音楽系の場合は演奏会やCD、美術系は絵画や彫刻といったように多彩である。そのため、必ずしも紀要論文という形で研究成果が反映しない。

その他、専門分野における学会誌に掲載する論文や研究成果を市販の単行本として出版するものも多い。これらは大学のホームページなどで紹介している。

##### [点検・評価]

研究成果の発表状況は個人によって差があり、評価は一様ではない。研究活動の重要さは大学教員である以上、十分な認識があると考えられるが、学術年鑑などの結果からみれば疑問に思える教員もいなくはないが殆どは地道な研究活動が展開されていると考えられる。また学部教員の共同研究も年に20件以上行なわれているがその成果が『教育学部紀要』に掲載されることはあっても全体の様子を知る機会は少ない。その意味で教育学部としての共同研究活動の取り組みは乏しい。

##### [今後の改善方策]

学部教員同士の共同研究成果は届出だけで終わるのでなく、それを学内刊行物として周知する



ことが必要である。また、個々の専門分野に即した研究にとどまらず、今日の教育課題に即した研究課題を設定して、学部の教員による共同研究を推進するなどの工夫が必要である。

### 7-1-1-2 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### [現状の説明]

教育学部が教育研究を実践していく上でもっとも連携をとっているのは教育研究所である。教育研究所は平成3年に開設され、15年以上、本学の様々な教育実践の研究に当たってきたが、その母体となっているのは教育学部である。平成19年に大学院教育研究科が設置されたことに伴い、同研究科の附属研究所となっている。専従の教員1名のほか、教育学部教員が研究部、研修部の主任を務めており、学部と一体になって連携をとっている。

#### [点検評価]

教育学部教員が研究部、研修部の主任となり、越谷キャンパスの他学部まで含めた授業実践の支援のための「定例研究会」「障害児教育部会」「算数・数学部会」「大学授業研究会」を開催しており、連携については評価できる。しかし「大学授業研究会」は自主的、自発的な研究活動として年に2回実施されているが、授業改善をキャンパスに進展させるためには、他学部教員との連携が一層必要であり、十分ではない。また教育学部から教育研究所への参加人数も少ない。

#### [今後の改善方策]

教育学部に所属する教員の研究範囲は多岐にわたり、教育研究所との連携は員数の面からもカバーすることは難しい。しかし現状より研究部会の範囲を越え、研修機会も増やすことにより、参加者を増やす必要がある。また大学院が完成年度を迎える平成20年からは大学院生の参加を促さなければならない。

### 7-1-1-3 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

#### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費は、教員23万円、助手17万円である。研究旅費については、年一回の学会参加旅費の実費が保障されているとともに、学会に役員として参加したり、発表者として参加したりする場合には、さらに2回までの旅費の実費が保障されている。

#### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

平成19年3月末現在では、個室率は91.5%（59人中54人）である。ただ、平成19年7月に新しい建物（美術棟）が完成したため、現在は96.6%（59人中57人）である。

#### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

授業担当のコマ数が5～8コマと設定されているほかは、とりたてて方途が設けられてはいない。しかし、授業準備、授業以外の委員会等の校務、学生対応等に多くの時間が割かれている。

#### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

短期、長期の国内外への研修制度があり、一定の勤務年限を越えた学部教員は自由に応募できるが、実際には応募者は多いとはいえない。

#### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

共同研究費については、事実上は申請者で原資を等分するかたちとなっている。教育学部が保育所・幼稚園から高等学校までの教員や保育者養成をおこなっているため、専門分野が幅広く、いずれかの分野の研究に比重をおくような配分が難しいことによる。

#### [点検・評価]

##### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

望ましい金額については研究領域や研究方法によって異なってくるものであることはいうまでもないが、現状の金額は1カ月あたり2万円に届かぬもの（教員の場合）であり、十分な金額とはいえない。

##### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

平成20年3月には新12号館が完成する予定であり、それに伴う研究室移動により100%個室化する予定であるので、とりたてて問題はない。

##### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教員によって差があるが通常の授業、各種委員などの校務の他、生涯学習センター開設の通信教育や各種の講座・講習等の職務を要請される場合もあり、研究時間確保は、各人の個人的努力に任されている。学部として研究時間を確保させる方策について議論されていない。

##### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

短期、長期の研修制度があっても、それらを活用する機会が十分とはいえない。

##### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

現状では、配分される金額は個人研究費の金額を下回っており、本格的に共同研究を展開する金額となっていない。また、教育学部の教員は、専門分野の重なりが少ないため、専門分野で共同研究を行なうとすると学部外ないし学外の研究者との共同研究とせざるを得ない。できるだけ平等に共同研究費を分配しようとするので、大きなプロジェクト的研究はできていない。

#### [今後の改善方策]

##### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費の増額の方向性を進めるべきである。

##### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

個室化が100%となる見込みであるため、とくに問題はない。

##### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教育・研究以外の職務の軽減をはかることが求められる。

##### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研修機会を積極的に活用できるよう検討する。

##### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

共同研究費の原資を増額する可能性を検討する。また、教員の専門領域の共同研究を推進するのか、教育学部全体にかかわる課題追究に重点を置くのかという点での議論も必要である。

## 7-1-1-4 競争的な研究環境創出のための措置

#### [現状の説明]

科学研究費への申請及び採択状況は、平成16年度は申請4件、採択2件で採択率50%であったが、平成17年度は申請4件、採択0件であった。平成18年度は申請7件、採択2件であり、

採択率 28.6%であった。(大学基礎データ表 33)

科学研究費以外の学外研究費の申請・採択はない。

#### [点検・評価]

科学研究費への申請数も多くはないが、平成 17 年度は採択なし、平成 18 年度は 28.6%であり、採択率がかなり低いといわざるを得ない。また、科学研究費以外の外部研究費については皆無であり、外部からの研究費の受け入れがない。

#### [今後の改善方策]

科学研究費の申請数の増加と採択率を向上させるための方策を講じる。

まず、申請する研究分野の基礎的な研究活動を進めて、研究課題と方法が優れたものであることを示すことが必要である。さらには、申請書類作成や採択後の事務処理をバックアップをする体制を事務局を含めて確立する必要がある。

また、外部研究費の導入について意識的に追究する事務局体制を整備することも必要であろう。

### 7-1-1-5 研究上の成果の公表、発信・受信等

#### [現状の説明]

研究論文の発表の場としては、学内の出版物としては『教育学部紀要』のほか『教育研究所紀要』等がある。また、それらのほか、研究成果の公表の支援として、博士論文等の公刊に際して出版助成の制度がある。

#### [点検・評価]

研究成果を発表する場、制度に関して特に議論はなされていない。

#### [今後の改善方策]

費用の助成などを含め、現在の制度が適切であるかの検討を学部、または研究所を含めて行なう必要がある。

### 7-1-1-6 倫理面からの研究条件の整備

#### [現状の説明]

大学全体として平成 19 年 10 月に「研究費の管理・運営に関する規定」が制定された。学部としての倫理規定はなく、大学としての規定に即して実施されている。

#### [点検・評価]

子どもの教育にかかわる臨床医学や臨床心理的な研究分野があるため、倫理規定（仮称）の制定や倫理委員会（仮称）の設置が必要となっている。

#### [今後の改善方策]

人間科学部臨床心理学科等との協同で倫理規定（仮称）の制定や倫理委員会（仮称）の設置に向けて取り組む。

## (2) 人間科学部

### 7-1-2-1 研究活動

#### [現状の説明]

##### (1) 論文等研究成果の発表状況

平成 14 年度～ 18 年度の間には本学部教員が発表した研究成果は、表 7-1 人間科学科教員の研究状況及び表 7-2 臨床心理学科教員の研究状況の通りである。

著書についてみると、単著は少ないが共著は各年度とも比較的活発に発表されている。学会誌や学部紀要である『人間科学研究』等の学術雑誌への論文発表状況をみると、単著と共著を合わせた単年度あたりの 1 人平均発表数は人間科学科 0.92 編、臨床心理学科 1.21 編であった。学会発表は各年一人あたり人間科学科 1.35 件、臨床心理学科 0.94 件であった。なお『人間科学研究』掲載論文数については、表 7-3 人間科学部紀要『人間科学研究』掲載論文数の通りであり活発に研究成果を発表している。

##### (2) 国内外の学会での活動状況

本学部の教員は全員、それぞれの専門領域や周辺領域の学会に所属し活動している。口頭発表については、表 7-1 人間科学科教員の研究状況及び表 7-2 臨床心理学科教員の研究状況にあるとおりである。

国内学会の学術雑誌への論文掲載は平成 14 年度 7 編（人間科学科 2 編、臨床心理学科 5 編）、15 年度 3 編（人間科学科 3 編）、16 年度 7 編（人間科学科 5 編、臨床心理学科 2 編）、17 年度 8 編（同 4 編、同 4 編）、18 年度 2 編（同 1 編、同 1 編）であった。

平成 14 年度～ 18 年度までの国外の学会での活動状況をみると、国外の学会の会員となっている教員は、6 名（人間科学科 2 名、臨床心理学科 4 名）であった。学術雑誌への論文は 9 編（人間科学科 4 編、臨床心理学科 5 編；いずれも共著）であった。学会での口頭発表は人間科学科 9 件（単独 6 件、共同 3 件）、臨床心理学科は 9 件（いずれも共同）であった。

また学会の開催も盛んであり、平成 17 年度に「日本家族心理学会第 22 回大会」、19 年度に「日本健康心理学会 20 回大会」を開催し研究発表・交流の場を積極的に提供している。

表 7-1 人間科学科教員の研究成果の発表状況

		2002	2003	2004	2005	2006	合計	年度一人 あたり平均 * 1
		著書	単著	2	2	3		
共著	14		8	10	6	20	58	0.55
論文	単著	6	10	16	15	6	53	0.50
	共著	6	13	6	12	7	44	0.42
口頭発表	発表者	7	8	9	9	16	49	0.47
	連名	16	20	22	18	16	92	0.88

その他 (報告書等)	単著	2	0	1	3	0	6	0.06
	共著	0	5	4	4	0	13	0.12

\*1 2007年5月1日現在の教員数21人で算出

表7-2 臨床心理学科教員の研究成果の発表状況

		2002	2003	2004	2005	2006	合計	年度一人あたり平均 *2
著書	単著	1	0	0	2	2	5	0.07
	共著	10	3	12	12	5	42	0.56
論文	単著	15	12	12	14	10	63	0.84
	共著	8	8	2	8	2	28	0.37
口頭発表	発表者	6	8	2	6	0	22	0.29
	連名	13	8	8	12	8	49	0.65
その他 (報告書等)	単著	1	4	0	2	1	8	0.11
	共著	3	2	1	3	2	11	0.15

\*2 2007年5月1日現在の教員数15人で算出

表7-3 人間科学部紀要『人間科学研究』の論文掲載数

	2002	2003	2004	2005	2006
単著論文	10(1)	6	11	8	5
共著論文	1	5	6	4	3
単著資料	0	1	0	0	0
共著資料	0	0	0	0	1

2002年度の単著論文の内数1は人間科学部非常勤講師による投稿論文

### (3) 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本学部の紀要である『人間科学研究』に掲載された論文を見ると、それぞれの教員が専門とする領域の研究が目立つ。しかし、その一方で本学部の理念であり特色である人間やその営みを総合的、学際的に検証しようとする研究はほとんどみられない。

### (4) 研究助成を得て行なわれる研究プログラムの展開状況

学部あるいは学部内の何らかの研究単位が研究助成を得て行なっている研究は現在のところない。個々の教員に関して、「科学研究費補助金」については7-1-24で述べるように平成17年度に1件採択されただけである。他の大学の教員が研究代表者となり本学の教員が共同研究者となり「科学研究費補助金」を得ているもの2件のみである。

## [点検・評価]

### (1) 論文等研究成果の発表状況

教育やその他の公務が多忙な状況や、専門領域、研究テーマや研究方法によっては研究成果をあげるまで相当の労力と時間を必要とする研究があることを考慮すると、本学部教員が行なった研究成果の発表状況は比較的活発である評価できる。

また各教員の教育・研究活動の成果は隔年で本学が刊行している『学術年鑑』に掲載される（大

学基礎データ表 24、25 と同じ内容)。人間科学部の教員は、心理学、社会学、教育学を中心としているものの、その専門性は多様であり、発表数の量を単純に比較することは困難である。また当然のことながら質の評価も困難である。しかしながら数年間にわたり研究成果の公表がきわめて少ない教員も少数存在する。さらに残念ながら教員が各領域を超えて行なう人間科学的研究はやや低調である。こうした状況を改善する必要がある。

#### (2) 国内外の学会での活動状況

国内学会での活動状況は比較的活発であると言えるが、個人差がありあまり活発でない教員もみられる。また国外学会での活動に関しては、一部の教員によっている。それぞれの教員の意欲に負うところもあるが、一方すでに他で述べているが、研究に充てる時間が十分でないということも少なからず関係していることと考えられる。

#### (3) 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

人間及びその営みを総合的視点、学際的視点から明らかにしようとする研究がほとんどみられないことは改善しなければならない。

#### (4) 研究助成を得て行なわれる研究プログラムの展開状況

これはきわめて低調であり何らかの改善策が求められる。

### [今後の改善方策]

#### (1) 論文等研究成果の発表状況

教員誰もが研究を行ないその成果を発表しやすくなるよう公務の公平化など環境の整備を更に進める。また平成 19 年度の新たな試みとして学部共同研究費の配分率を学際的・総合的研究に対し高める措置を学部教授会として決定した。今後この措置の効果を検討し、さらにいっそう学際的・総合的研究を奨励促進するよう努める。

#### (2) 国内外の学会での活動状況

それぞれの教員の研究時間を確保するために業務の公平な分担等を行なうように努める。

#### (3) 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

既に他でも述べているが、学部共同研究費の配分方法を工夫するなどして総合的・学際的研究を活発化させることに努める。

#### (4) 研究助成を得て行なわれる研究プログラムの展開状況

学部教育研究推進委員会を中心にして学部あるいは適当な研究単位が積極的に研究助成を申請し研究を展開できる仕組みを検討する。

## 7-1-2-2 研究における国際連携

#### (1) 国際的な共同研究への参加状況及び海外研究拠点の設置状況

##### [現状の説明]

国際的な共同研究への参加はあまり見られない。国外の研究者との個人的連携を挙げれば、連名で学術雑誌へ投稿し掲載されたものが平成 14 年度～18 年度まで 2 名 4 論文であった。

また海外研究拠点は現在本学部では設置していない。

## [点検・評価]

現在のところ国際的な共同研究への参加は活発とはいえない。国際的な共同研究への参加は、多様な視点を備えた研究を行なうことあるいは研究の質を高めることなどに貢献すると考えられるので今後改善を検討することも求められる。

## [今後の改善方策]

本学部には研究対象を国外の文化・社会においている教員も複数いる。まずこれらの教員が国際的共同研究を行ないやすくする環境づくり等の支援を行なうなどに努める。これにより人的交流を活発化し他の教員の参加の機会をつくっていく。

## 7-1-2-3 教育研究組織単位間の研究上の連携

## [現状の説明]

本学越谷キャンパスには、大学附属研究所として生活科学研究所が設置され、大学院附属研究所として臨床相談研究所と言語文化研究所及び教育研究所が設置されている。ここでは人間科学部と関係の深い生活科学研究所、臨床相談研究所との関係について述べる。

本学部は生活科学研究所との関係が深く同研究所の研究部主任として毎年1名が、研究員として5、6名が籍を置いている。また研究所紀要への論文掲載は毎年5～7編掲載され全体の4分の1から2分の1を占め、全体の中で高い比率となっている。

表 7-4 生活科学研究所『生活科学研究』掲載論文数

	2002	2003	2004	2005	2006
掲載論文数	8	10	18	18	23
内人間科学部教員(単著及び共著)	5	5	5	7	6

また同研究所が年に1度実施している研究発表会でも毎年多くの発表を行なっている。

表 7-5 生活科学研究所研究発表会発表件数

	2002	2003	2004	2005	2006
発表件数	8	6	4	6	4
内人間科学部教員発表件数	4	4	3	2	2

臨床相談研究所は本学部（人間科学研究科兼務）教員が深く関わっており、相談業務及び研究に積極的に関与している。同研究所の研究紀要にも積極的に投稿している。

表 7-6 「臨床相談研究所紀要」掲載論文数

	2002	2003	2004	2005	2006
掲載論文数	4	5	5	5	3
内人間科学部教員(単著及び共著)	2	4	4	5	1

#### [点検・評価]

本学部の教員はその専門領域に関係のある研究所と活発に関わっていると考えられる。しかし、研究員等としてより積極的に関わることは、学部の教育・研究及びその他の業務が多忙を極め難しい状況にある。

#### [今後の改善方策]

研究所との交流連携を深めることは、本学部の教育・研究の充実及び発展にとっても有益なことであると考えられる。研究所の研究員への就任や共同研究への参加が生じた場合のその教員の研究活動を支援する方法を検討していく。

### 7-1-2-4 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

##### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

平成 18 年度における本学部の教員 1 人あたりの研究費は、350,226 円であった（大学基礎データ表 29 及び表 30 より）。このうち個人研究は 230,000 円である。学会出張に対する旅費は国内外を問わず年間 1 回が認められ当該教員が発表者としてあるいは当該学会の役員として出張する場合にさらに 2 回までの支出が認められている（「文教大学及び文教女子短期大学部学会出張規程」）。

平成 18 年度の本学部の研究旅費の実績は大学基礎データ表 30 の通りである。出張 1 件あたりの支給額は、国外出張 261,317 円、国内学会出張 42,112 円であった。本学部における共同研究費は 3,690,000 円である（大学基礎データ表 31）。平成 18 年度の共同研究の件数は 24 件で 1 件あたり 153,750 円であった。また平成 18 年度に本学部教員が受けた「科学研究費補助金」交付額は 2,800,000 円であった。

##### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

本学部の専任教員には研究室が 1 室（教員 1 人あたりの面積は 22.5㎡）ずつ確保されている。各研究室には個人用机・椅子、書架、テーブル 2 台、折りたたみ椅子 6 脚が配置されている。また学内 LAN コンセント、電話等が配備されている。

ただし、複数の棟に分散しており、若干不便な点がある。

##### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本学教員の責任授業時間数は週 5 コマ（10 授業時間）である。しかし実際には 1 人あたりの平均担当授業時間は約 8 コマであり、最高では 10 コマを担当している。充実した授業を行なうためには多くの準備時間が必要であり、このために多くの時間を割いているのが現実である。また、学内の委員等役割を多く兼務している教員もあり、会議やその準備に追われる状況もあり研究に割り当てることのできる時間はかなりの制約を受けている。したがって集中して研究に取り組めるのは授業のない期間ということになるが、入試の多様化に伴う諸々の業務への関与、夏季休業の短縮化などにより教員が研究に振り向けることのできる時間は限られたものとなっている。

##### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

国内外大学や研究機関等での研修（研究・調査）については「文教大学及び文教大学女子短期大学部在外研修規程」に定められ、国内外ともに短期（6 カ月以内）と長期（6 カ月以上 1 年以



内)があり、年間に学部で長期あるいは短期研修1名が認められる。また研修期間2カ月以内の特別研修を年間あたり全学で6名に認めている。本学部では、平成14年度に長期国外研修1名、17年度に長期国内研修1名の実績である。

研究活動に必要な研修機会の確保については、上に述べたように国内外の学会出張や国内外の研修が認められており、よほどの支障がない限りこれらは保証されている。

本学の共同研究費の扱いについては、「文教大学及び文教女子短期大学部研究費規程」によって定められている。本学部ではこの規程に基づいて研究費の配分を行なっている。

#### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学部には学部共同研究費の制度がある。これは学部の内外の教員や研究者との共同研究費の申請を受け配分を行なうものである。毎年度始めに共同研究費について教授会等で全教員に告知し一定の申請期間を経て申請のあった研究計画について学部長及び学科長が学内規程に沿ったものであるかを検討し、事前に教授会で承認された配分基準に基づいて配分案を作成する。この配分案を教授会に提案し審議を経て最終決定している。現在は原則として申請のあった研究計画すべてに配分することとしている。

また平成18年度に本学部教員が受けた「科学研究費補助金」交付額は2,800,000円であった。

#### [点検・評価]

##### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

本学の個人研究費は十分な水準とはいえない。出張旅費に関しては国内外の出張に関して認められている。

##### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

専任教員の研究室については、1人1室が維持されており問題はないと言える。また平成20年度4月に新棟が竣工し、人間科学部全体がそこに入る。これによってこれまで3カ所に分散し教育・研究で非効率であった状況が大幅に改善されることが期待される。例えば教員間の教育・研究に関するコミュニケーションがこれまでより緊密に行なわれる可能性が高くなる。

##### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教員の研究時間は担当授業時間数の過重による問題、学内諸業務の過多等のために十分に確保されているとはいえない。

##### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研究のための研修機会の確保は教員それぞれの申し出によって行なわれているが、上に述べたように教育やその他の公務を考慮して研修機会を見合わせている場合もみられる。これは研究を進める上で大きな弊害の1つとではあると考えられる。

##### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学部の学部共同研究費は「文教大学大学院共同研究規定」に則り運用され、申請の公平や審査の公平性も確保されており現段階では問題ないと判断できる。

#### [今後の改善方策]

##### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費の額の不十分さを補うために各種助成金への応募や申請を奨励するように努める。

##### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

研究室の分散も解消される予定であるため、特に改善は予定していない。

(3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

研究時間の確保に関しては授業担当科目や校務の軽減化や公平化を図るように努める。

(4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研修機会の確保に関しても授業担当科目や校務の軽減化や公平化を図るように努める。

(5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

今後も規定に則り厳正に運用を行なっていく。

## 7-1-2-5 競争的な研究環境創出のための措置

### [現状の説明]

(1) 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

平成 16 年度から 18 年度までの「科学研究費補助金」申請状況及び採択状況は大学基礎データ表 33 の通りである。また「科学研究補助金」以外の研究助成金については交付を受けていない(平成 18 年度、大学基礎データ表 34)。

(2) 学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

基盤的（経常的）研究資金と競争的研究資金に関しては 7-1-2-4 で述べたとおり、前者については個人研究費及び学部経常予算がある。競争的資金としては学部共同研究費と「学長調整金」による研究助成が行なわれている。

学部共同研究費については、毎年申請募集を行なう前に、学部教授会で申請に対する配分方法を確認している。その後、各教員からの申請を学部長及び学科長がとりまとめ、予め確認された方法に基づいて配分案を作成し、学部教授会に提案し審議の上最終的に決定している。

平成 19 年度は本学部の総合性及び学際性を十分に生かすため、学部共同研究費の配分について異領域の研究者同士によるテーマ設定を行ない、申請のあった研究計画への研究費配分割合を高めた。

### [点検・評価]

(1) 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

研究助成への申請は少なく同時に採択数も少ない状況にある。さらなる研究の活性化のために研究助成への申請を促進する必要がある。

(2) 学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

経常的研究資金は各教員に公平に配分されている。また競争的研究資金についても申請及び採択審査は公平に行なわれている。したがって現時点で運用上の問題はないと判断される。

### [今後の改善の方策]

(1) 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

科学研究費補助金及びその他の研究助成に関する情報を各教員に適切に伝えるよう努める。また研究助成への申請を行ないにくくしている要因が存在するか否かを検討する。その要因が存在するのであればその改善に努める。

(2) 学内に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性

競争的研究資金に関しては、本学部の理念にふさわしい研究や研究意欲のある研究者への配分が行なわれるように努める。

## 7-1-2-6 研究上の成果の公表、発信・受信等

### [現状の説明]

#### (1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

本学では研究成果の発表を促進することを目的に「文教大学及び文教大学女子短期大学部学術図書出版助成規程」を定めている。専任教員がその研究成果を出版しようとする場合 100 万円を上限にその必要経費の 2 分の 1 を助成できることとしている。

本学部では学部の研究紀要である『人間科学研究』を年 1 回刊行し、教員が研究成果を公表する場の確保を行なっている。またこれについては PDF 化し、著者に許諾のもとに Web 上で閲覧できるようになっている。このほか各研究所の紀要である『生活科学研究』『教育研究所紀要』や『言語文化研究』など研究成果を公表する場が確保されている。

#### (2) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

国内外の大学や研究機関の研究成果の受信については、本学図書館所管の冊子体の学術雑誌及び電子ジャーナルがある。電子ジャーナルは人文・社会、自然、医療などの総合的な分野を網羅したフルテキスト・データベースである Academic Search Premier(4,700 誌以上のフルテキスト、8,100 誌以上の Index/Abstracts を収録)、社会学分野のデータベース及び電子ジャーナル SociINDEX with Full Text(約 3,800 誌を収録し、そのうち約 2,600 誌がフルテキストで提供)、心理学関係の電子ジャーナルデータベース PsychoINFO、PsychoARTICLES などがある。また国内の大学及、研究機関及び学会等の雑誌については、国立情報学研究所の学術情報提供システム GeNii のモジュールの 1 つである CiNii によって検索でき、Webcat Plus へのリンクによって所蔵状況の確認ができるだけでなく、電子化されているものについては論文本体へのリンクが張られている(10 章第 1 節参照)。教員はそれぞれの研究室で LAN を経由して検索及び閲覧できるだけでなく、自宅からも越谷 LAN 接続サービス(SSL-VPN による越谷 LAN 接続)によって同様のことが行なえる。

また上記の手段で入手できない論文については図書館経由で取り寄せることができる。

### [点検・評価]

#### (1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

上記のように教員の研究成果を公表支援する措置は整備されており適切であると判断できる。学部の紀要だけでなく、論文のテーマや内容に応じ、どの研究所の紀要に掲載することが可能であるかを選択することも可能である。

#### (2) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

近年、冊子体の学術雑誌に代わり、データベース検索だけでなくフルテキストで和洋論文を閲覧あるいはダウンロードできる条件は年々向上しており、各種の研究成果を容易に得ることができる環境が整備され、これは大いに評価される。

### [今後の改善方策]

#### (1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究成果の公表に関する助成制度や各紀要について教員に対し、いっそう熟知を図る。

## (2) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

学外の研究成果の利用については、越谷図書館において教員向けの文献検索ガイダンスが行なわれている。しかし、これへの参加は任意であり全教員が利用方法を十分に理解しているとは言い難い。各教員に対し電子ジャーナル利用の効果に関する情報を伝えるとともに、ガイダンス参加の呼びかけを積極的に行なうようにする。これにより教員の研究環境の有効利用を図っていく。

### 7-1-2-7 倫理面からの研究条件の整備

#### [現状の説明]

本学及び本学部には、現在のところ倫理面から研究条件を規制する仕組みはない。しかし、本学の理念を具現化した人間愛には、倫理性への配慮が含まれており、本学部教員もこれを常に意識した取り組みを行なっている。

本学部には心理学系の教員が多数おり、人を対象にした実験や調査を行なっている。各教員は日本心理学会をはじめ、さまざまな学会に所属している。それらの学会のほとんどは、研究に関する厳しい倫理綱領や規定を設けている（たとえば、日本心理学会は「社団法人日本心理学会会員倫理綱領及び行動規範」）。心理学系教員はこれにしたがって研究を進めている。

#### [点検評価]

本学部の教員は実験及び調査研究は適切に行なっているが、教員が共通に自覚しうる明確な倫理的指針が必要であると考えられる。また動物を用いる実験は行なわれていないものの、今後このまま継続するとは言い切れない。現状では研究上の倫理面の考慮を必要とする事態が生じる場合は、学部教育研究推進委員会がこれを担うこと考えられる。

#### [今後の改善方策]

本学部の教員はそのアプローチの仕方に違いはあるものの、人を対象とする研究を中心に行なっている。それに際し倫理的意識は十分に持っていると考えられるが、さらにこれを強固なものにすべく、明確な倫理基準を策定に向けて努力する。

### (3) 文学部

#### 7-1-3-1 研究活動

##### (1) 論文等研究成果の発表状況

###### [現状の説明]

文学部専任教員が平成14年から平成19年5月までに発表した研究業績は下表の通りである。年度による多少の偏りはあるが、概ね定期的かつ定量的、継続的に研究成果を示していると言える。

表 7-7 文学部教員の研究業績数

年 度	著書	論文	翻訳	口頭発表	その他
平14年度	2	28	0	6 (2)	14
平15年度	2	36	0	11 (2)	26
平16年度	8	14	5	13 (3)	15
平17年度	5	23	0	12 (10)	18
平18年度	6	22	0	11 (2)	15
平19年度	0	1	0	0 (0)	0

(出所) 典拠：平成19年度大学基礎データ表24・25(教員業績調書)。口頭発表の( )内の数は海外学会等の発表回数を表す。平成19年度の数はいくつかは5月末までのものである。

###### [点検・評価]

全国学会誌、学術誌への投稿、専門雑誌等への執筆が各教員にあり、所期の期待に応え得ていると評価できる。他方、文学部全体で紀要を含む論文の数が5年間で3編以下という教員が半数を超えるという現状がある。学部の違いによって刊行論文の数の違いが生じるのは仕方がないが、現状での刊行論文の総数は、文学部として満足できるものではない。

###### [今後の改善方策]

学外に研究成果をアピールすることは必要なことであり、研究紀要だけでなく、外部雑誌への論文投稿数を増やすことを、目標にする。

##### (2) 国内外の学会での活動状況

###### [現状の説明]

文学部の全ての専任教員は、日本近代文学会、有島武郎研究会、中国文学会、六朝学術学会、筑波国語国文学会、全日本書写書道教育研究学会、大学英語教育学会(JACET)、全国漢文教育学会などの学会に所属しており、更に、8名の役員が、これらの学会で評議員、理事等の役職についている。

###### [点検・評価]

それぞれの専門学会で活動している教員があり、社会的な認知を受けていると判断される。

###### [今後の改善方策]

各教員は今後も積極的に学会での研究活動を展開していくこと、学内外の広報を活性化させる

ことに努める。

### (3) 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

#### [現状の説明]

文学部では、創設当初より日本語教育コースは学部教育の共通領域として重要視されてきた。このコースを運営する専任教員が核になり、国際的な研究集会や学会において積極的な研究活動が展開されている。これまでに北京大学日本語文化系と文教大学文学部の日本語教育研修を交流 10 周年を記念して「中日日本語文化学術研討会」を開催した。平成 18 年 3 月には北京大学との共催により「日本語教育研修 15 周年記念シンポジウム」を開催した。現在、日本文学・文化の領域において韓国外語大学校、北京大学との海外の大学との連携研究を模索し、学部創設 20 周年を記念して国際シンポジウムを平成 19 年 11 月 17・18 日に開催することが決定している。

#### [点検・評価]

学部としての特色のある研究活動が着実に発展してきていると判断される。

#### [今後の改善方策]

今後も国内外の大学・研究所との連携研究や共同研究を推進する体制を整備し、積極的な研究成果の公表を図っていく。

国際的研究交流の促進には、学部として取り組む研究推進プログラムなどが実行できる学部長調整金による運用が可能であるが、外部の研究資金や研究助成を受ける努力が必要である。また、大学としてもすでに一定の研究水準と成果を有する研究プロジェクトや特色ある研究グループを助成することも必要である。

### (4) 研究助成を得て行なわれる研究プログラムの展開状況

#### [現状の説明]

文部科学省科学研究費補助金基盤研究（B）（1）海外学術調査に採用された研究として、「中国女文字の実態調査」「中国女文字の保存の方法を探る」（平成 14・15 年、遠藤織枝教授）がある。

#### [点検・評価]

個人を主体として多様な研究テーマが併存するという学部の研究状況にあるので、専任教員の間での研究助成申請に対する積極性が不足しているといわざるを得ない。この点の改善が急務の課題である。

#### [今後の改善方策]

本学の研究助成や学部の共同研究プロジェクト等によって一定の研究成果を準備した後、積極的に学外の研究助成に応募申請することを奨励するなどの方策を取り、学部の特色を生かした研究活動を推進していく。

## 7-1-3-2 研究における国際連携

### (1) 国際的な共同研究への参加状況

#### [現状の説明]

北京大学日本語文化系と文教大学文学部との日本語教育研修交流 10 周年を記念して「中日日本語文化学術研討会」を開催した（平成 15 年 3 月）。

『日本語文化研究』第 4 輯、北京大学日本文化研究所・北京大学日本語文化系編（学苑出版社）。

平成15年7月)。

遠藤織枝「日本語教育と辞書－より良い「工具」を目指して」、加納陸人「中国の日本語学習者における対日観の変容－ステレオタイプの克服と教師の役割」、蔣垂東「明朝の日本語教育について」、小泉（江種）満子「現代日本の女性文学－大庭みな子の登場をめぐって」、春海聖子「日本文化における沈黙の役割と国際化」を発表している。

文教大学文学部・北京大学外国語学院の共催により、「日本語教育研修15周年記念シンポジウム」が平成18年3月25日（土）に開催された。第一分科会「日本語学と日本語教育部門」、第二分科会「日本文学と日本文化部門」。文教大学側は、拝仙マイケル（文教大学学長）、遠藤織枝「外来語は敵性語だったか－戦時中の雑誌の調査から－」、蔣垂東「中国最初の日本語教科書－『東語簡要』をめぐって」、加納陸人「多文化を理解する双方向の学び場－異文化間トランスの転機」、尾沼忠良「日本語廃止論と漢字」、紙宏行「怨霊と文学－古今集注釈のはじまり－」、中国側は8名の研究者が報告を行なった。基調講演を関口安義（文教大学教授）が「グローバル時代の芥川研究」を行なった。

#### [点検・評価]

現状では、日本語教育研修プログラムの担当教員を核とする国際会議への参加に留まっているが、こうした機会を通じて、特定大学の研究機関との学術研究交流の基盤が形成され、今後さらに発展させていくことが可能である。

#### [今後の改善方策]

文学部の教育目標及び学術研究の核にある言語と文化への専門性の探求を軸に、国際シンポジウムやワークショップを企画し、国際的な学術研究へ主体的に取り組んでいくことが目標である。平成19年11月17・18日には、文学部創設20周年を記念したシンポジウムを開催した。こうした機会を通じて、本学部の特色をふまえた共同研究をさらに推進していくことを検討している。

### 7-1-3-3 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### [現状の説明]

学部の専任教員は、大学院言語文化研究科附属言語文化研究所のスタッフとして、主要な役割を担っている。

本学の専任教員は「研究員」として参画する機会があり、応募により「基礎研究」、「共同研究」の区分に基づく研究費を得ることができる。文学部の専任教員は積極的にこの研究機会を活用し、言語と文化にかかわる研究推進の一翼を担っている。

平成13年度から18年度までに言語文化研究所から委嘱を受けた研究員について、個人研究員は延べ18名（準研究員を含む）である。そのうち文学部は9名である。また共同研究員延べ24名（客員研究員、準研究員を含む）のうち、文学部から19名の教員が担当しており、言語文化研究所の研究活動に貢献している。

#### [点検・評価]

言語文化研究所の年間行事の推進において学部の専任教員は様々な役割をもってかかわっており、一定の成果を積み上げていると判断される。

#### [今後の改善方策]

言語文化研究所との連携による教育研究活動は今後も重要な分野である。各種の研究會、シン

ポジウム等の開催等を通じて、連携的な教育研究プログラムを発展させていく。

### 7-1-3-4 経常的な研究条件の整備

#### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

##### [現状の説明]

学内で文学部に支給される研究費は大学基礎データ表 32 のとおり、平成 18 年の総額は 18,963,958 円である。共同の研究費を除く教員一人当たりの金額は、293,083 円である。(大学基礎データ表 29、30)

各学科の執行状況は使途において学科の性格を反映し、差がかなりある。個人研究費の使用範囲は、学術出張費・図書費(学術雑誌等)・研究用機器備品費・研究用消耗品費(通信費、送料を含む)・学会費(学会参加費を含む)となっている。個人研究費の執行にあたっては、年度初めに計画書を作成した上、所属学部長に提出する。また、年度末に執行状況の報告が義務づけられている。こうした制度は、支出される研究費の適切かつ有効な活用を図るための措置である。

研究環境の、制度的・経済的支援としては、個人研究費が専任講師以上の全教員に共通額が支給される。また、学会費は一人あたり一学会分のみ学部予算から申請により支出される。学会への上出張旅費は「文教大学学会出張基準」により支給される。大学基礎データ 30 によれば、18 年度に支給された専任教員の学会等出席旅費(国外)の総額は 1,300,922 円であり、その支給件数は 9 件である。学部教員一人当たりの平均支給額は 34,235 円である。また、国内出張の総額は 2,096,180 円、その支給件数は 54 件、学部教員一人当たりの平均支給額は 55,163 円である。

平成 19 年度の文学部教育研究予算は 6379 万 7 千円である。内訳は、学部予算 4578 万 7 千円(上述と同じく、全学的な基準による)、紀要 250 万円、学会旅費 240 万円(教員数 40 名\* 6 万円)、学会会費 40 万円(教員数 40 名\* 1 万円)、個人研究費 920 万円(均等割で各教員 23 万円ずつ)、共同研究費 351 万円(教員数 39 名\* 9 万円。本学部には学長が属しており、学部の共同研究費の基礎数値に学長は含まれていない。)。この他、文部科学省の科学研究費助成金など外部からの研究費も申請可能である。

教員研究費は大学から配分される研究費に依存している。平成 18 年度の文学部の研究費実績は総額 18,963,958 円である。予算配分対象の文学部教員は 18 年度は 38 名であり、したがって、専任教員一人当たりでは 499,052 円である。

##### [点検・評価]

現状の上記のバランスは、教育研究組織として適正であると考えられる。

##### [今後の改善方策]

大学が各教員に対して支給する研究費はいわば教育研究活動の基礎的な資金と言える。今後、学外の研究助成に積極的に応募して研究費を獲得することを目指すとしても、大学が各教員に対して保証する基礎研究費の部分は減額されることなく、少しでも増額していくことが望まれる。そうした方向への改善を追求する。

#### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

##### [現状の説明]

大学での各教員の研究環境の中心となる施設・設備として、文学部には 39 室が与えられ、所属の教員全員に情報機器を備えた個室の研究室が与えられている。越谷校舎 3 号館の 6 階と 7 階



に集中している。書道研究室だけが別の4号館にある。1室当たりの平均面積は19.2㎡である。

#### [点検・評価]

全教員に個室の研究室が用意されているという点では教員研究室の整備状況は適切である。

しかし、現状では小人数の演習などが教員の研究室で行なわれており、その結果、研究室としての機能が若干そこなわれる傾向がある。

#### [今後の改善方策]

研究室としての機能がそこなれないよう小人数の演習の場所確保について検討する。

#### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

#### [現状の説明]

研究時間を確保させるには、授業時間との関係が問題となるばかりでなく、年間の学内業務の量が問題である。そのような点で、本学では教員の研究時間を確保させる方途並びに方策は十分ではなく、委員会その他の学内事務も多く負担し、しかも若い教員にそうした校務が集中する傾向がある。平常の勤務時間における教員の研究時間は極めて乏しく、このような状況下で研究成果をあげるためには多くの困難が生じ、限界に達しているといっても言い過ぎでない。

#### [点検・評価]

現状において研究時間を確保するのは様々な問題に直面している。しかしながら、ほとんどの教員が学生指導や教育活動に情熱を持ち、それに専念している。この点を評価すると同時に、同じだけの時間を研究活動にも注ぐことができるような研究環境が確保されていないと判断される。多くの教員は、教育、研究、事務等を一体とした職務として捉えているが、研究、教育への時間投入が目減りし、教育研究成果にも影響がでてくる点は大学が学生に提供できる教育研究の質を結果的に下げるだけである。教育と研究のための時間の確保が必要である。また、一部の教員に校務が集中している現状は改善の必要がある。

#### [今後の改善方策]

大学が教育研究の場であるという基本に対して、大学全体をあげて真摯に立ち向かい、そのための意識改革を行なうことが必要である。一部の教員に教育と研究以外の校務が集中しないようにすることが肝要である。また事務と教員の間での合理的な業務分担について検討する。

#### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

#### [現状の説明]

文学部では国内外の大学や研究機関等において研究活動を行なうにあたっては、「文教大学及び文教大学女子短期大学部在学研修規程」を適用して実施される。国内留学（長期1年、短期3～6カ月）、国外留学（長期3カ月～1年以内、短期3カ月）、及び特別研究期間（1年間、いわゆるサバティカル）がある。しかし、近年の現状では教員からの申請がない。それは研修期間中、専任教員の数が限られる状況にあって、自分が担当している授業科目の代講者を探さねばならないからである。

#### [点検・評価]

制度としてはあっても、それができない現状を厳しく評価しなければならない。教員が遠慮する理由は学園の財政問題もあるが、むしろ、授業の代替措置を行なわねばならないことや、研修期間中に結果として同僚にかけてしまう様々な負担に対する心理が働くからである。後者の問題を解決するには兼任（非常勤）教員を充てることが考えられるが、校務の負担は依然として同僚に補ってもらわなければならないという問題がある。

### [今後の改善方策]

教員の研究が発展的に充実していくためには、適切な時期に適切な時間の研修を行なうことが不可欠であるということを大学全体として認識し、様々なタイプの研究機会をもつことが大学の研究水準に維持にも不可欠であるという意識を確立していくことが必要である。

#### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

### [現状の説明]

文学部の共同研究費は4月の年度初めに学内共同研究費として一定の予算が学部単位で配分される。文学部の場合、ちなみに近年の状況は以下の通りである。3,600,000円（平成16年度）、3,733,811円（平成17年度）、3,330,000円（平成18年度）。文学部では2001年度4月から「文教大学文学部共同研究に関する申し合わせ」という規則を設けている。すなわち、文学部の共同研究費が「文教大学及び文教大学女子短期大学部学内個人研究及び共同研究規程」の趣意にそったものであること（第1条）、共同研究の研究代表者は本学部専任教員であること（第2条）、研究計画書は所定の用紙を用い、所定の期日までに運営協議会に提出されていなければならないこと（第3条）、研究経費の配分については、研究費の配分は運営協議会による原案をもとに、教授会が審議し決定すること（第4条）、研究成果の公表については、共同研究費を用いて挙げた成果すなわち論文・著書等にその旨を申請し、運営協議会に対して報告するものとする（第5条）などの諸規則に従い、共同研究の運用における透明性を確保するとともに、研究成果の向上に努めている。

文学部の共同研究費の場合、おおむね3年間連続の研究テーマで申請するのが通例となっており、個別プロジェクトチームごとに申請され、協議を経て決定される。年度末に報告書が提出される。共同研究は、学科内ならびに学科をまたいだ形でおこなわれる。これには他の機関に所属する研究者も加わることができる。

こうした共同研究の成果は紀要、学術雑誌、海外での国際シンポジウムなどで発表されている。なお、成果報告書としては以下のものがまとめられている。

「文学部における大学基礎教育の研究－『研究基礎演習』授業事例報告－」「中国語中国文学科における中国語教育の再構築に向けての試行的研究(文学部共同研究、02～04年度)」舟部淑子「2年次中国語教育の実践と考察」平成16年3月25日発行。平成15年度文学部共同研究。白井啓介編「漢語中級読本(上)(下)」白井啓介編「中国語中国文学科における中国語教育の再構築に向けての試行的研究」研究報告書、平成17年3月31日。平成16年度文学部共同研究、山田忠司「中国語文法十二講」平成17年3月25日。平成16年度文学部共同研究。「表現力を高める指導の研究－第2次報告書－」平成平成18年3月、「中国語中国文学科の中国語教育再構築における特徴強化の研究(文学部共同研究、05～06年度) 舟部淑子「中日翻訳における誤訳例と問題点－『卒業研究』事例報告－」平成19年3月31日。

### [点検・評価]

共同研究の制度化及びその適用は適切であり、教育研究活動の充実に寄与していると判断される。学部の教育研究予算の中で共同研究費及び学部長調整金の支援を受けてできた研究・調査などを一カ所に集めて管理し、いつでも閲覧できる状態にすべきだという主張があったが、それに応えるための方策が、今年度の教授会で決定されたことは評価される。以上のように、文学部は教育研究組織として適切であると考えられる。

## [今後の改善方策]

共同研究費に基づく共同研究は文学部教員の基礎研究に大いに寄与している。今後はそのようにして一定の研究成果を治めたプロジェクトは学外の研究助成に積極的に挑戦していくことが望まれ、そのための支援をしていくことが重要である。

## 7-1-3-5 競争的な研究環境創出のための措置

## [現状の説明]

文学部での科学研究費補助金への研究助成金の申請と採択の状況は、平成16年度に申請1件があり、それが採択された。平成17年度はその継続である。総体として、本学部は外部の研究助成に対する申請件数が少ない現状にある。

## [点検・評価]

本学部の教員による学外の研究助成に対する申請が皆無に近い状況は早急に改めなければならないが、大学教育は一定水準の学術研究を基礎につねに刷新されていくものであるという意識を大学全体で共有し、それを可能にする制度化を早急に進める必要がある。文学部の場合、学内共同研究を用いた基礎研究が一定の水準に達している点に研究者自らが気づくと同時に、積極的な学外への発信の努力を互いに積み重ねるべきである。

## [今後の改善方策]

第一段階として、科学研究費補助金への申請数の増加が求められている。あわせて、本学では、事務レベルにおける研究支援システムの導入が必要である。科学研究費補助金への申請を促進するためには、①個人研究を奨励する意味で申請を前提とする教員の個人研究実績に基づく助成制度と、②学部を基盤とする共同研究プロジェクトの助成制度を導入すると同時に予算措置が必要である。学内で学術振興係のような専属のスタッフを配置し、申請をサポートする体制を整えることも重要である。

## 7-1-3-6 研究上の成果の公表、発信・受信等

## (1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

## [現状の説明]

文学部において研究成果の公表は『文学部紀要』への論文投稿を中心に行なわれている。「文教大学文学部紀要に関する規定」があり、成果刊行の目的が明確に成文化されている。紀要は、文教大学文学部に所属する教員が日本国および諸外国の言語・文学・思想・歴史・風俗等々に関する論考を發表することで相互に切磋琢磨する場とし、以て斯学界の発展に寄与することを目的とする（第一条）としている。この紀要は1987年12月に創刊されて以来、年2回刊行され、平成18年度末までに第19-2号が刊行されている。文学部紀要委員会が中心になり、投稿論文に対する厳正な査読を行い、研究水準の維持に努めているばかりなく、刊行ペースが迅速であるため、本学部の各教員が専攻する研究分野への学術的な貢献において十分な役目を果たしている。この他、大学院言語文化研究科付属言語文化研究所の編集による『言語と文化』も文学部教員に成果刊行の場を提供しており、毎号数編の論文が投稿されている。

さらに各学科で独自に公表の機会と場がある。日本語日本文学科の場合、本学教育学部の国語

専修との共同で刊行している『文教大学国文』がある。この『文教大学国文』の刊行の母胎は、日本語日本文学科と教育学部国語専修の教員と学生・卒業生から構成される文教大学国文学会である。本学会は「国語学・国文学・漢文学・国語教育学・書道及び書写書道教育学に関する会員の研究を振興し、かつ相互の親睦をはかるをもって目的」とするものである。毎年春に講演会、夏（もしくは秋）に国語教育研究集会、冬に大学院生の発表を中心とする研究集会をもっている。

英米語英米文学科では文教大学英語英文学会が編集する『英語英文学』年1回（通巻34号、平成19年）が刊行されている。これには本学科の専任教員だけでなく、大学院言語文化研究科修士課程で修士論文を完成させた院生の修士論文要旨をはじめ、研究論文を掲載し、若い研究者の投稿の機会を提供している。

中国語中国文学科は『文教大学中文学会報』（平成18年・通巻16号）を毎年1回発行している。第14号（平成16年度）までは文教大学中文学会主催の学術活動として学外の中国研究者による学術講演の要旨を掲載していたが、学会運営方針の見直しにより、近年は中国語中国文学科の学部教育研究活動の成果報告が主体となっている。

#### [点検評価]

文学部の研究成果は複数の公表機会と場が確保されており、各教員の研究活動に対し、有益な機会と役割を果たしていると言える。このような場を通じて公表された各教員の研究実績は本学が刊行している『学術年鑑』に収められるが、本学の知的資源となっている。

#### [今後の改善方針]

上述の通り、文学部の研究成果の公表、本学部の研究公表に対する制度上の措置は十分であり、特に改善の必要性はないと判断される。

(2) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

#### [現状の説明]

国内外の大学や研究機関の研究成果の受信については、大学図書館を通じて基本的な学術情報を収集できるシステムが整備されている。発信面については本学の各種紀要を通じて発信する体制が整えられている。

#### [点検・評価]

研究分野によっては、図書館で電子ジャーナルの利用に関し、閲覧対象になっていないものがある。予算的に限界をもっており、文学部の教育研究を支援する部分の拡充が望まれる。

#### [今後の改善方策]

各教員の専門分野にとってどのような学術情報が必要であるかのアンケート調査を行なうことによって改善できる余地が残されている。

## (4) 情報学部

### 7-1-4-1 研究活動

#### [現状の説明]

学術年鑑には、各教員の研究発表を中心とした活動状況がまとめられている。

この学術年鑑を元に、情報学部における研究活動の状況を把握したい。しかしながら情報学部において各教員の研究成果等を評価するに当たって、いくつかの困難な点が存在する。それは非常に多様なディシプリンの教員が存在することである。学問分野から言っても、人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野の各分野に属する教員が存在し、さらにそれらの各分野の中でも学会によって評価の基準が異なる事実がある。とくに芸術系の科目を担当する教員については、論文というより、発表した作品によって評価しなければならない面がある。

また教育の場では実務経歴に基づいた教育を行なう教員も絶対に必要であるが、そうした教員については、いわゆる論文という形での成果のみを問うべきではない。むしろ実務家としての成果が教育に反映される点を評価しなければならないと考える。そうした意味で、学術年鑑に記載されている内容を同一基準で比較することは困難であるが、あえてここでは以下の6種類に分類することとする。

- ①論文：査読付きの論文からいずれかの大学における紀要なども含める。いずれにしても著者が論文と分類したものはここに含める。
- ②その他：著者が学術的でないなどの理由からその他に分類した論文等を含める。
- ③口頭発表：国内では査読の付かないものが多く、国際会議では口頭発表でも査読のついたものが多く必ずしも同列にならないものもあるが、ここでは著者の申告に従う。
- ④著書：本を1冊単著で書いた場合から、多人数で分担した場合なども含める。
- ⑤翻訳：著者の申告に従う。
- ⑥作品等：作品のほか、監修、コラム、講演会、脚本、演出等を含める。

表 7-8 広報学科教員の研究活動の状況（平成 14 年から 5 年間の累計）

広報学科教員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
論文	2	2	11	2	4	3				3	1	1	5		1
その他															
口頭発表	1		1	1	2	5	9						2	1	
著書	1	1	1	3	1	4		1	1				4	1	2
翻訳			1												
作品等				11	1	1	7	1			3	18			6

表 7-9 経営情報学科教員の研究活動の状況（平成 14 年から 5 年間の累計）

経営情報 学科教員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
論文	5	7		2	2	1		4	5	2	4	1	8	1	
その他															
口頭発表						1			19		1	7	21		
著書			2		6	2	6		1			2	1	9	
翻訳					1						1				
作品等			1	2					21	3	1				

表 7-10 情報システム学科教員の研究活動の状況（平成 14 年から 5 年間の累計）

情報システム 学科教員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
論文	4	11	3	3	7	1	32	42	2	2	2		4	2	3	5
その他																
口頭発表	9	13	31					15	1	2	3	1	3		2	7
著書	6	2				6		6	4	1	1		2	14		1
翻訳																
作品等		3	2					21	6				1	15		

[点検・評価]

論文等研究成果の発表状況について、3 学科教員の研究活動状況表の作成段階において、1 年間に数回成果を発表する教員もいれば、数年かけて優れた（学会での査読つき論文）成果をあげている教員もいる。数年単位で見ると、研究活動の成果が非常に少ない教員は、努力が必要と考える。

[今後の改善方策]

情報学部教員の専門は多様である。こうした多様性を持った教員が、今まで以上に研究成果を発表できるシステムについて学部で検討を始める。

## 7-1-4-2 研究における国際連携

[現状の説明]

情報学部所属する教員の研究活動を見ると、一部の教員が国際学会で口頭発表などを行っている。しかしながら国際的な共同研究への参加はない。

[点検・評価]

国際学会で自身の研究成果を発表する教員がいることについては評価できる。ただしこうした教員が多数を占めるわけではなく、あくまで一部の教員である点は問題である。

[今後の改善方策]

大学には在外研修制度が存在する。しかし情報学部に関しては、専任教員が 3 年次、4 年次のゼミナール・卒業研究を担当している関係で、ほとんど利用されていない。こうした制度を教員が積極的に利用できるように 1 年前からゼミナールの担当から外し、関係分野の専任教員がゼミナールを担当するなど教員が積極的にこの制度を利用できるように学部としてバックアップする体制を検討している。

### 7-1-4-3 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### [現状の説明]

湘南キャンパスには情報学部、国際学部および短期大学部が設置されている。3学部以外に各学部組織から独立した研究組織の湘南総合研究所も設置されている。湘南総合研究所は研究教育を統合的に補い深化させる役割を担う為に設置されているが、情報学部と湘南総合研究所の関係は研究上の連携関係はほとんどなく、両者の間で企画・提案がなされる程度である。

情報学部の教員が講師を勤める公開講座、各種教養講座など情報学部の活動を広く紹介する機関として連携をとっている。

#### [点検・評価]

情報学部の予算で共同研究費という項目があるが、この研究費では外部の研究者とは研究ができない。そこで同キャンパスにある湘南総合研究所と連携し共同研究を実施、セミナーなどを行なうことで学部の研究レベルを上げることが可能であると考え。学部独自では学部教員の研究支援、学外機関との共同研究の促進、外部研究資金導入などが出来ず湘南総合研究所と連携する事が重要と考えられるが現時点では連携はほとんど見られない。

#### [今後の改善方策]

学部教員の研究レベル向上には学部自身の外部研究資金獲得の基盤を形成するか、湘南総合研究所と研究上の連携について十分検討すべきである。

### 7-1-4-4 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

#### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性について

個人研究費は、年額23万円である。専任教員数42名のうち学会等に出張した人数は国外が24件、国内が43件である。旅費は国外2,346,181円、国内2,803,941円であった（平成18年度）。

#### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況について

情報学部には48の教員研究室があり1室当たりの平均面積は21.8(m<sup>2</sup>)である。100%個室である。標準的備品としては、机、いす、本棚、ロッカー、水道、冷暖房、電話、LANなどである。

#### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性について

情報学部の専任教員の週当たり担当コマ数は教育負担が過剰にならないように次のように決定している。

①通年平均5コマを責任担当コマとする。

②ただし授業以外の校務に関しては、特に上段が設けられてはいない。

#### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について

国内外大学や研究期間での研修については「文教大学及び文教大学女子短期大学部在外研究規程」に定められている。研修期間は、国内外ともに短期（6カ月以内）、または長期（6カ月上1年以内）がある。短期または長期研修が認められるのは、学部内で年間1名である。それ以外に2カ月以内の特別研修がある。特別研修は全学で年間6名が認められている。

#### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について

共同研究費については、研究に必要な経費の一部あるいは全部を、年度予算内で支給している。

平成 18 年度情報学部の学内共同研究費は 4,780,000 円であり希望者を募る方法による。希望者が多い場合には共同研究企画書を参考に共同研究委員会が配分を決定する。平成 18 年度は 4 件の共同研究が採択された。

#### [点検・評価]

##### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性について

情報学部には経営学、社会学、法学などを専門とする人文社会系の教員、数学、工学、情報科学などを専門とする教員、デザインを専門とする芸術系の教員など多数の教員が所属している。

個人研究費の額については人文社会系の教員としてはやや少ない額である。また機材などを必要とする理系、芸術系の教員にとっては十分な額とは言えない。研究旅費に関しては現時点では特に問題はない。

##### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況について

情報学部の教員研究室は 100% 個室であるという点は問題ない。ただし、教員によっては研究室でゼミナールや卒業研究を実施することがある。また学生に対する個別指導を行なうこともある。こうした活動のためには十分な広さとは言えない。

##### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性について

教育に関しては、授業コマ数の上限が存在するため、教員の負担増には抑制がかかっているという点は評価できる。しかし各種委員会への出席、高校訪問、企業訪問、父母と教職員の会への出席などの校務が増加傾向であるために、十分な研究時間が確保されているとは言えない。さらにこうした校務が一部の教員に偏っているという問題がある。

##### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について

在外研修制度に関しては、制度はあるが、過去 5 年間に利用した教員は 0 である。

##### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について

共同研究費の措置はある。ただし申請数が少なく、かつ申請が一部のグループに偏っているという問題がある。

#### [今後の改善方策]

##### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性について

個人研究費に関しては増額の可能性を探る。同時に個人研究費以外の研究費獲得の方策についての検討を学部で始めたい。

##### (2) 教員個室などの教員研究室の整備状況について

個人研究室で対応できない問題については、その問題を精査した上で、その方策を学部で検討する。

##### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性について

教育以外の校務の増加に関しては、現在の大学の取り巻く環境を考えると改善することは難しい。しかしこうした校務が一部の教員に偏っている点に関しては、改善方策を検討する。

##### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性について

在外研究制度を利用できない点について、学部内でその原因の検討を始めたい。そして原因を解決できるように努める。

##### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性について

共同研究費の申請数が増加しない原因について学部内で検討し、その改善に努める。申請数の増加により、一部のグループに対して共同研究費が偏って配分されるという問題が改善できるだ



ろう。

#### 7-1-4-5 競争的な研究環境創出のための措置

##### [現状の説明]

外部からの競争的研究資金獲得の制度として最も有力なものに日本学術振興会による科学研究費補助金がある。情報学部では平成16年度から平成18年度の3年にかけて科学研究費補助金を申請した教員は7名、4名、3名である（表33）。申請者のうち実際に科学研究費補助金を獲得した教員は平成16年度3名（申請者のうち43%）、平成17年度1名（25%）、平成18年度1名（33%）となっている。いずれも継続は含まず新規採用者数である。なお平成18年度に獲得した科学研究費補助金は情報学部全体で240万円である。教員ひとりあたり平均6万円弱である。

なお科学研究費補助金以外にもさまざまな研究助成があるが、平成18年度については外部から研究助成を受けたものは一件もない。

##### [点検・評価]

学外の競争的研究資金獲得の実績が少ないと言える。科学研究費を獲得している教員数が少ないだけでなく、科学研究費補助金の申請をしていない教員が多数である。また科学研究費以外の研究助成についても平成18年度は獲得した実績がないという点も問題である。

##### [今後の改善方策]

科学研究費補助金をはじめとした外部の研究資金獲得に向けた努力をする。そのひとつとして、申請に対する教員の動機づけを高めるシステム作りを検討する。

#### 7-1-4-6 研究上の成果の公表、発信・受信等

##### [現状の説明]

情報学部では学部の紀要として『情報研究』を刊行している。平成19年度現在、紀要は年2回のペースで刊行されている。紀要には毎回10編程度の研究論文が掲載されている。投稿は原則として本学部の専任教員に限定されているが、本学部の専任教員の推薦があれば、本学部専任教員以外、たとえば本学の兼任教員でも投稿をすることができる。紀要の刊行については、情報学部紀要委員会により実施されている。

著書については「文教大学及び文教大学女子短期大学部学術図書出版助成規程」出版助成の制度がある。本学の専任教員が学術研究としての成果として刊行する図書を出版するときに利用できる制度である。一定の条件が設けられているが、出版にあたり経済的な助成が受けられる。

国内外の大学や研究期間の研究成果の受信については、本額図書館と本学部所蔵の研究雑誌、本学図書館で契約している電子ジャーナルがある。EBSCOhost、ProQuest、SourceOECD、ScienceDirectなどのオンラインデータベースを利用して、各分野の研究雑誌、新聞などの要約を読んだり、全文をダウンロードしたりできる。それ以外に、国立情報研究所が提供するCiNiiを利用することにより、多くの和雑誌の全文テキストがダウンロードできる。

##### [点検・評価]

各教員が研究を公表する制度については、論文、著書、学会発表のいずれの方法についても大学から一定の支援がなされている。ただし情報学部には作品の制作（映像作品など）を専門とす

る教員も存在する。こうした論文、著書、学会発表以外の公表方法の支援については、一部カバーできていないと言える。

研究成果の受信については、電子ジャーナルを中心に、多くの研究成果を収集していると言える。

#### [今後の改善方策]

情報学部での研究成果は論文、著書に限らずさまざまな方法があり得る。今後、学部内で実態調査を実施し、研究成果の公表にあたり必要な支援がどのようなものであるのか検討すべきだろう。

研究成果の収集については、現在の状態を継続する。

## (5) 国際学部

### 7-1-5-1 研究活動

#### [現状の説明]

教員の研究活動は、文教大学発行の『学術年鑑』に記載されている。

論文等研究成果の発表状況についての現状の説明をするために、平成17年度の『学術年鑑』を基に学科ごとに以下の表を作成した（平成16年度と平成17年度分）。成果の掲載要領は、以下の通りである。

- ・著書：日頃の研究成果を書籍の形にまとめ記述・公表したもの。学術書のほか、教科書、啓蒙書を含む。
- ・論文：研究成果について著者の独自性が示されているもの。学会誌・大学紀要などに掲載された原著。
- ・翻訳：外国語から日本語への翻訳業績。
- ・口頭発表：学会・研究会における日頃の研究成果の発表。
- ・その他：著書・論文以外の研究業績。
- ・講演：学会・研究会以外での講話。

#### <国際関係学科>

著書発表は一人平均(平成16年度／17年度)、0.4／0.7冊であり、論文発表は一人平均、1.2／0.8本であり、翻訳発表は一人平均、0／0.1本、口頭発表は一人平均、0.5／0.3回、その他の業績発表は一人平均、0.1／1.2であり、(講演)は一人平均、0.4／0.6回であり、何らかの成果発表の合計数は一人平均、2.5／3.6である。個々の教員における合計数は、0～10／0～13である。

#### <国際コミュニケーション学科>

著書発表は一人平均(平成16年度／17年度)、0.4／0.6冊であり、論文発表は一人平均、0.8／0.8本であり、翻訳発表は一人平均、0／0本、口頭発表は一人平均、0.5／0.6回、その他の業績発表は一人平均、0.6／1.2であり、(講演)は一人平均、0.1／0.1回であり、何らかの成果発表の合計数は一人平均、2.4／3.2である。個々の教員における合計数は、0～11／0～16である。

表 7-11 国際関係学科：研究成果の発表状況表

教員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	計	平均
平成16年度																			
著書									1		2			1	1	1		6	0.4
論文	1		1	3					3	2	5		2			3		20	1.2
翻訳																		0	0.0
口頭発表									2				5		1			8	0.5
その他									1			1						2	0.1
(講演)											3					4		7	0.4
合計	1	0	1	3	0	0	0	0	7	2	10	1	7	1	2	8	0	43	2.5
平成17年度																			

著書	1				2		1		1	1		3	1		2		12	0.7	
論文		1			2		3	1	1		2		2	1		1		14	0.8
翻訳		1																1	0.1
口頭発表		1							1				2			1		5	0.3
その他	1						6		2		2		1	2		6		20	1.2
(講演)				1			2				4					3		10	0.6
合計	2	3	0	1	4	0	12	1	4	1	9	0	8	4	0	13	0	62	3.6

表 7-12 国際コミュニケーション学科：研究成果の発表状況表

教員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	計	平均
平成 16 年度																				
著書					1				1			2			3				7	0.4
論文	2	3	1		3	1		2						1		1	1		15	0.8
翻訳																			0	0.0
口頭発表					1	1		1	1					3	1	1			9	0.5
その他						8			1								2		11	0.6
(講演)						1													1	0.1
合計	2	3	1	0	5	11	0	3	3	0	0	2	0	4	4	2	3	0	43	2.4
平成 17 年度																				
著書							1	1	1				1		3	2	1		10	0.6
論文	1					3			2				1	2	2	2	1		14	0.8
翻訳																			0	0.0
口頭発表	2					1			2					2		3			10	0.6
その他	1					11			1			3		2			4		22	1.2
(講演)						1													1	0.1
合計	4	0	0	0	0	16	1	1	6	0	0	3	2	6	5	7	6	0	57	3.2

#### [点検・評価]

国際学部で教員が発表する研究成果の平均は、1年に著書を0.5冊、論文を1本弱発表といったところであるが、全体の半数以上の教員は、発表著者0、発表論文0であり、研究成果の発表者は偏りがあり個人差が大きい。

#### [今後の改善方策]

著書や論文の執筆に関し平均以上の研究成果を出すよう少なくとも2年連続で業績0の教員がいなくなるよう、自助努力を期待しつつ、学部全体で努力してゆく。

### 7-1-5-2 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### [現状の説明]

国際学部には、あるいは国際協力学研究科には、附置（付属）の研究所はないが、湘南キャンパスには「文教大学湘南総合研究所」が置かれている。大学付属の研究所である。湘南総合研究

所は、「情報化社会、国際化社会に向けて諸研究の向上発展に資するため学術的研究、調査及び事業を実施するとともに、地域社会との提携、海外研究機関との提携、交流を深め、研究成果の社会還元を行なう」ことを目的としている。この目的を達成するために、以下のことを行なうものとしている（規定第4条）。

- ①学内外との共同研究
- ②海外からの委託研究
- ③客員教授の招聘
- ④セミナー、国際会議の開催
- ⑤地域社会への貢献
- ⑥海外研究機関との交流
- ⑦生涯教育に関する事業
- ⑧研究資料の収集及び研究成果の公開
- ⑨定期刊行物の発行
- ⑩その他研究所の目的達成に必要な事業を行なう

最近この2,3年では、短期大学部・情報学部・国際学部に対して主導的な企画の提案をしてきている。大学の研究組織の内部と外部の連携のダイナミックな展開を行なおうとしている。

#### [点検・評価]

大学付属の研究所であり、国際学部の附置研究所ではないが、短期大学部・情報学部・国際学部の研究基盤と外部（地域社会や企業や行政）の連携の機会を増加させ、各学部との関係を強めていることは評価できる。平成17年度まで茅ヶ崎市との共済で行なってきた文教大学公開講座なども各学部と連携して事業を行なっていることも評価できる。ただし大学付属研究所と各学部の関係性や機能分担が、いま一つ明確ではなく、各学部と学外の機関の連携における機能や役割が曖昧なものとなっている。

#### [今後の改善方策]

大学付属研究所と各学部との関係を、より明確にし、協力関係を促進し、国際学部と一般市民との連携において、湘南総合研究所がより明確な役割を果たす方向を模索する。

### 7-1-5-3 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

##### (1) 研究費、研究旅費の額

本学における個人研究費は、年額23万円である。国際学部では学部予算で教員1人当たり約37万円の研究費が使用できる。学会参加に関しては、年1学会に旅費・大会参加費・年会費等が大学から支給される。役員や研究発表の場合には、他に2学会まで旅費・大会参加費が支給される。18年度の学会等出張参加件数は72件で、助成額は5,448,472円である。また、学部への共同研究費は平成18年度に3,130,000円であった。

平成18年度の国際学部の研究費総額は共同研究費、学外からの研究資金とあわせて33,406,747円であり、教員1人当たりの額は982,511円である（大学基礎データ表32）。

##### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

教員研究室は、個室化されている。国際学部では、35人の専任教員数に対して平均面積23㎡

の個室が40室ある。標準備品としては机、椅子、本棚、ロッカー、水道、冷暖房、電話、LANなどがある。

### (3) 教員の研究時間を確保させる方途

「大学・短大専任教員の担当コマ数・出校日内規」(平成12年10月1日施行)によれば、専任教員の週当たり担当コマ数は、責任担当コマ数としては通年平均5コマであり、8コマを限度コマとする、となっている。上限を設けることにより、大学としては、教育の準備や研究に専念する時間を生み出す効果を考えている。しかし、各教員の担当コマに差が出てきており、平均にすると担当は5.5コマぐらいだが、個人的事情で規定コマ未満の教員がいる一方で上限の7-8コマを担当している教員も少なくない。

「在外研修規程」が改正され、在外研修(国内研修・国外研修・特別研修)に派遣される機会は増える見込みである。

研究時間の確保を阻害する要因としては、各種委員会活動とりわけ会議への出席、入試のための指定校訪問、父母と教職員の会への出席など、校務の負担増加が挙げられる。校務に関しては、教員によって費やす時間と労力に、見逃せないほどの個人差があり、特定の教員に校務の負担が集中するという構造的問題が日常化している。

### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策

研修機会としての学会への参加に関して、大学は、研究の質の向上と、研究者交流による研鑽の深化の趣旨で重点的に、経費の助成をしている。上記1で記述した支給内容である。その他、研修機会へアクセスするための費用の支給もまた上記1のとおり行なわれている。

### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用

国際学部では、「国際学部共同研究取扱要項」を制定し、平成19年4月1日より適用している。「文教大学及び文教大学女子短期大学部学内個人研究及び共同研究規程」を親規程として「国際学部共同研究配分基準」の規定に従って運用している。4月末までの申請期間に、共同研究費委員会に申請書・計画書を提出する。委員会は「共同研究費配分案」を作成し、共同研究費審査会に提出する。審査会は審議を行ない、その結果を5月の学部教授会に審議事項として提出する。学部教授会は、審査会から付議された事項を審議し、共同研究費の配分の決定を行なう。以上が申請手続から応募結果の決定までのプロセスである。決定された共同研究の代表者は、当該年度末までに「研究成果報告書」を委員会に提出し、委員会や審査会の審査を受けた後、学部教授会に報告する。共同研究の成果は次年度末までに公刊することを原則とする。

## [点検・評価]

### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費の額は上記のように23万円であり、国際学部の研究費総額の中で、教員1人当たりの額は約98万円である。決して少ない額ではない。額としては不適切なものではないと言える。

### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

教員研究室は、個室化されていて、個室率は100%である。教員個室の平均面積は23㎡あり、狭い空間ではない。教員研究室の整備状況は適切なものと言える。

### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

専任教員の週当たり担当コマ数は、内規によれば、責任担当コマ数としては通年平均5コマとなっている。実質でも担当コマ数の平均は5.5コマぐらいであり、決して多いとは言えず、研究時間確保の方途としては適切なものと言える。だが、これは平均値での状況であり、現実的に

は各教員間で大きな違いがあり、少ない教員では5コマ以下の者がいる一方で、8コマという上限のコマ数を担当している教員もいる。この点で研究時間の確保に不公平が生じている現実がある。

在外研修については、規程が改訂されたばかりで、日常的な研究時間の確保との関連が、未だ明確なものとなっていない。年に学部から1名派遣しており、学部の全教員が活用できるまでには35年かかることになる。現実には全教員が活用できる状態ではない。

校務の負担増加が日常的な研究時間の確保の阻害要因となっているが、校務負担に人による偏りがあり、ある特定の数人の教員に負担が集中する傾向がある。校務の負担の不公平なあり方は、研究時間の確保のための方途として、是正に向けて検討すべき課題である。

#### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

学会出張費など費用面への配慮は適切なものであるが、校務のために出張できないというケースもある。不公平な校務の負担の是正も検討に値することだと思われる。

#### (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

数年来問題であった共同研究費の配分の問題も、学部で「国際学部共同研究取扱要項」が制定されたので、徐々に問題とならないようになってきている。「国際学部共同研究配分基準」の規定に従って、運用も適切なものになりつつある。

#### [今後の改善方策]

個人研究費や研究旅費については、当面改善の予定はない。改善方策が最も求められるのは、教員の研究時間確保の方途である。特に、担当コマ数の過剰や校務の負担が教員間で不公平なものになっており、この点の改善策が求められる。そのひとつの方法として、在外研修の選考とを何らかの形で関連付ける方向性を模索する。

## 第2節 大学院における研究活動と研究環境

### (1) 教育学研究科

#### [目標]

- ①高度に理論的な研究を推し進めること。
- ②高度に実践的な研究を推し進めること。
- ③地域社会・地域教育界と連携すること。
- ④上記の3点を実現するための研究環境をつくること。

#### 7-2-1-1 研究活動

##### [現状の説明]

本研究科は平成19年4月に開設されたので、本研究科独自の研究成果を報告できる状況にはない。

##### [点検・評価]

開設直後のため、点検評価できる段階ではない。

#### 7-2-1-2 教育研究組織単位間の研究上の連携

##### [現状の説明]

平成3年に創設した本学教育研究所は、本学の基幹的学部である教育学部の他に、内外の教育・研究諸機関、並びに義務教育諸学校との協力・共同のもとに様々な活動を行ってきた。本学校教育研究所は、平成19年4月に教育学研究科が開設されたことに伴って、その正式名称を文教大学教育学研究科附属教育研究所と改めた。

教育学研究科と教育研究所は、研究員の派遣・共同研究の実施など連携した活動を行なう予定であるが、現時点では、研究科としての実績はない。

##### [点検・評価]

教育学研究科附属教育研究所は、平成19年4月に開設されたので、本年度に関する点検・評価を報告する状況にない。

#### 7-2-1-3 経常的な研究条件の整備

##### [現状の説明]

本研究科における経常的な研究条件の整備に関しては、本研究科は、独立した大学院ではなく、本学教育学部に基礎を置いているので、研究室及び研究時間の確保の方途については学部の章で記述したとおりである。

ただし、研究旅費と共同研究費に関しては、本教育学部の予算から支給されるのに加えて、本研究科の予算からも支給される体制をとっている。因みに本研究科の20名の専任教員に対して



平成19年度における「大学院研究旅費・学会旅費」と「共同研究費」は、それぞれ80万円と200万円を計上した。

**[点検・評価]**

教育学研究科附属教育研究所は、平成19年4月に開設されたので、本年度に関する点検・評価を報告する状況にない。

## (2) 人間科学研究科

### [目標]

- ①現代社会におけるさまざまな問題を探究する研究活動が行なわれていること。
- ②研究活動の維持、向上のための研鑽機会が確保されていること。

### 7-2-2-1 研究活動

#### [現状の説明]

平成18年度人間科学研究科担当教員は臨床心理学専攻15名(博士後期課程担当8名を含む)、人間科学専攻15名、合計30名であり、いずれも人間科学部教員の兼務であって、専任の教員組織は持たない。従って学部の記載と重複する側面を持つが、これら30名の教員が行なった研究活動のうち、まず論文等研究成果の発表状況を点検、評価する。

大学基礎データ表24、25に示される教員の業績調書によると平成14年4月以降の5年間に本研究科担当教員が執筆した著書数は85点(一人当たり3.2点)、雑誌論文数162点(同6.2点)、翻訳、評論等を含むその他82点(同3.2点)、学会における口頭発表178件(同6.8件)である。教員によって差はあるものの、平均すると毎年教員一人当たり論文1本以上、学会発表1回以上、著書もしくはその他の文筆活動を1点以上それぞれ続けている。なお、上記指標に関しては両専攻間に目立った差はない。また教員一人当たりの平均所属学会数は5.9となっている。学会においては理事、評議員、編集委員等の要職を担う教員が多数存在する。またこの5年間に科学研究費補助金等学外からの研究資金の配分を受けた教員は5名であり、また国際学会において研究発表を行なったものも5名である。

#### [点検・評価]

著書は、本研究科教員が積極的に編集に携わったものから、他の編集者からの依頼によるものまで多様であるが、いずれも時代の要請に応えたものである。雑誌論文は本学紀要等が中心であり、学会誌が少ない傾向にあるが、欧文国際誌への掲載もあり、おしなべて論文の質は高いものと評価できる。今後査読を条件とする全国学会学術誌並びに欧文学術誌への投稿数増を期待したい。

この5年間の著書、論文、口頭発表点数からは、本研究科担当教員が恒常的に研究活動を継続し、その成果の公表に努めていることがうかがわれる。所属学会数や役職分担からは本研究科教員が本邦における心理学や教育学、社会学を含む人間科学関連学会の枢要な部分を担っていることを知ることができる。

一方国際学会への発表数や学外からの研究資金の配分を受けた教員の数は限られており、本研究科担当教員の研究実績の水準から見ると、今後よりいっそうの積極的展開を期待したいところである。

#### [今後の改善方策]

論文等の研究成果の公表について量的には水準を確保しているものと捉えることができる。今後国際誌や査読を条件とする学術誌への投稿を促すことや学外の研究助成申請を活発化するために研究実績に応じた報奨制度等の導入を検討する。

### 7-2-2-2 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### [現状の説明]

研究科には、大学院学則第50条の規定に基づき附属臨床相談研究所が設置されている。本研究所の所長は臨床心理学専攻所属教員の中から研究科教授会の議を経て学長が任命している。また研究所には専任教員を置くことができると規定されているが、現在のところ専任教員は配置されていない。人間科学研究科専任教員の中から研究所委員として所長のほか5名が、また研究所員として6名が委嘱され、研究に従事するとともに、研究所委員会並びに研究所員会議等により研究所の運営に携わっている。

#### [点検・評価]

付置研究所である臨床相談研究所と適切な連携がとれており、特に問題はない。

#### [今後の改善方策]

現状の連携に問題はなく、特に改善の予定はない。

### 7-2-2-3 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

個人研究費、研究旅費の額の適切性並びに共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性については教育、研究予算配分の実情から検討する。

平成18年度実績でみると、本研究科には1,148万円余の教育研究予算が配分されている。その予算算定規準をみると、教員一人当たり106,000円、院生一人当たり50,000円、学会旅費が教員一人40,000円、共同研究費が教員一人100,000円を算定基礎としている。これをそのまま配分額に反映し、研究科として使用する予算（約66%）、学会旅費（10%弱）、共同研究費（約24%）として執行している。大学院教育研究予算から個人研究費の配分は行なわれていない。

学会旅費は学部において必要金額をほぼ充足する額が積算されているため、大学院独自の執行実績は非常に限られている。これとは別に、今年度（平成19年度）から大学院生の学会参加を奨励するために学会参加補助の仕組みを整え、予算の有効活用を図ることになった。

共同研究費とは大学院授業担当教員が複数で行なう共同研究についてその費用の一部又は全部を助成する予算である。本研究科の大学院共同研究費については大学院研究予算のうち、各年度270万円が積算されており、そのうち60万円（A申請）を各年度1件重点配分し、残り（B申請）を申請件数に応じて申請金額を按分し配分している。ここ数年のA申請題目は「分析心理学におけるイメージの臨床的研究」（平成17年）、「地域社会におけるドメスティック・バイオレンスの実態調査」（18年）、「発達研究の統合の試み：大学生における人生史チャート分析と自己認知・父親観・子ども感等の統合」（19年）などである。またB申請件数は12件（19年）から15件（16年、18年）と推移しており、配分金額は205千円から111千円の範囲であった。なお平成19年度より全学の共同研究規程の改定に伴い、本研究科の申請規程も一部変更された。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性については大学院の授業担当に伴い、授業時間増となることから、研究時間の制約が一部に生じている。

なお、教員個室等の教員研究室の整備状況についてみると、本研究科担当教員には全員個室研究室（各20㎡強）が割り当てられている。研究活動に必要な研修機会確保のための方策につい

ては教員の所属が学部にあるため大学院独自の方策は設けられていない。

#### [点検・評価]

研究旅費についてはここ数年執行実績が限られており、ほとんど学部旅費によって充足されている。個人研究費については大学院担当教員としての配分はない。すなわち大学院担当教員として研究を遂行するための予算は十分に措置されていない。

教員の研究時間確保については大学院授業を担当することによって一部の教員に授業負担が偏り大学が設定した上限（週 8.5 コマ）を超えて週当たり計 11 コマ（22 授業時間相当。ただし学部の授業を含む。）に及ぶ教員も認められた。授業負担のあり方については問題が残されている。

#### [今後の改善方策]

大学院担当教員の個人研究室については、本研究科のみの問題ではないので全学的に検討してゆきたい。大学院担当教員の研究時間確保に関わる授業負担の平準化については平成 20 年度以降学部再編に伴うカリキュラム改定を契機としてその改善が図られており、全大学院担当教員が大学の設定する上限コマ数範囲内に収まる見通しである。

### (3) 言語文化研究科

#### [目標]

- ①研究指導教員及び授業担当教員（以下「教員」と言う）は、個人としてそれぞれの専門分野に貢献する先端的な研究を目指し、その成果を公表すること。
- ②教員は、国際的な研究の場に、直接的・間接的に参画すること。
- ③教員は相互に越境しつつ、共同研究のプロジェクトを組織し、推進すること。
- ④教員及び院生の、国内外の学会での講演や研究発表及び研修への参加、また教員の国内外での研究調査や研修への参加を、経済面で支援すること。
- ⑤言語文化研究科は、付属言語文化研究所と連携して、教員及び大学院修了生の研究を支援し、その研究成果の公表の場を確保すること。
- ⑥教員の研究室、研究時間、研究費、共同研究費、教員・院生の学会参加等の研修の機会などの、研究環境と研究条件の充実をはかること。
- ⑦競争的な研究環境を創出すること。たとえば出版助成制度、科学研究補助金などの研究助成制度などへの取り組みの推進による。

#### 7-2-3-1 研究活動

##### [現状の説明]

教員がこの5年間に論文等の研究成果を発表した状況は以下のとおりである。

〔地域言語文化研究コース〕の教員（文学部及び教育学部との兼任）は8名であるが、著書6点、論文43編、口頭発表20点、その他36編の成果を上げている。

〔第二言語習得研究コース〕の教員（文学部との兼任）は10名で、著書8点、論文49編、口頭発表32点、その他17編である。

最近の研究を例示すると、「銀幕と舞台の交点—1920年代初頭の文明新戯と初期映画の演技様式」、「大江健三郎の〈テキスト支配への意欲〉—雑誌『国語通信』へ投稿した詩作品を中心に」、「小栗伝承と近世演劇—光の中の小栗判官—」、「大学におけるスピーキング指導の実態調査：電子シラバスを通して」、「大庭みな子の女学校専攻科時代の劇評『検察官・その他』」、「陶淵明『疑古』詩考」、「『中国資料』の資料をめぐって—未報告のものを中心に—」、「A Cultural History of Japanese Women's Language」などである。

国内外での学会活動としては、学会での口頭発表は国外10件、国内8件である。また国内の学会では監事1名、評議員4名、理事2名、幹事3名などとして活動している。

大学院における組織的研究活動としては、それぞれのコース内の専門を横断するような題目を選択し、地域言語文化研究コースで1件、第二言語習得研究コースで3件の共同研究を組織している。

その共同研究の題目ならびに研究者は以下の通りである。

〔地域言語文化研究コース〕

「(地域)言語文化としての小説と演劇—比較分析・研究指導法の探求—」

研究代表者1名、研究分担者2名

〔第二言語習得研究コース〕

①「外国語学及び外国語学教育に関する基礎理論の研究」

研究代表者 1 名、研究分担者 2 名

②「多文化共生時代の日本語教育を考える」

研究代表者 1 名、研究分担者 3 名

③「第二言語習得再考」

研究代表者 1 名、研究分担者 2 名

以上のように総数で 13 名の教員が共同研究活動に参加している。

**[点検・評価]**

教員の研究成果を見ると、1 名をのぞき、それぞれの専門分野において、その成果を論文などのかたちで、公表している。また国際会議に出席している者も数名いる。これらは大学院の研究活動の目標「①教員は、個人としてそれぞれの専門分野に貢献する先端的な研究を目指し、その成果を公表すること」「②教員は、国際的な研究の場に、直接的・間接的に参画すること」に即したものと見える。

また第 3 の目標である「③教員は相互に越境しつつ、共同研究のプロジェクトを組織し、推進すること」は大学院の共同研究によって満たされていると考える。

しかしながら、これらの研究はまだ盛んといえる状況ではない。これらの原因は教員個々人の自己の研究に対する取り組みの姿勢にもあるが、日常的に教員の研究時間が不足していることがあげられる。教員は大学院のみならず、学部にも所属し、ある者は別科にも所属している。それぞれのセクションでの役割、それに伴う会議、事務処理のため研究に割く時間が不足している。

また在外研修の制度もここ数年利用されていない。それは研究の目標がないためではなく、制度を利用できる。をとれる状況にないからである。

言語文化研究科の目標として、「②複雑化した現代社会において、人間に関わる具体的な課題に立ち向かう能力をもった、高度な専門的職業人を社会に送り出すこと」、「③多文化が共生するグローバルな国際化の時代において、高度な専門的能力を生かして異文化間に架橋できるような人材を養成すること」とある。大学院教育であるから、その専門性は自明のことであり、それを指導する教員にも高度の専門性とその専門領域を俯瞰する能力が要求されている。それにもかかわらず、そのバックアップシステムは十分に構築されていない。

**[今後の改善方策]**

詳細は 7-2-3-4 の経常的な研究条件の整備の項で論じるが、今後、研究に対する、時間的、経済的な支援システムの構築を検討したい。

## 7-2-3-2 教育研究組織単位間の研究上の連携

**[現状の説明]**

大学院学則第 11 章「研究指導施設等」の中、第 50 条において「本大学院の研究科に次の附属研究所を置く」とされたことにより、言語文化研究科の附属研究所として言語文化研究所が設置されている。ただし言語文化研究所は別に規程を持っている。

言語文化研究所の事業には、言語文化研究科長・同専攻長はじめ研究科の 2 名の教員（文学部との兼任）が主任として関与しているが、紀要『言語と文化』には、平成 14 年度以後に限ってみると、文学部と兼任の本研究科教員の研究論文は 10 本、本研究科の修了生及び研究生による

研究論文が4本、院生による報告が4本、留学生の院生による韓国近代文学の翻訳が1本ある。それぞれ有意義な研究業績として、広く学会において参照されている。ただし、この数字には他研究科や学部の教員・院生の研究成果は含まれていない。

#### [点検・評価]

付置研究所である言語文化研究所は、研究科の教員や院生及び修了生にとって研究成果を公表する貴重な場である。学会では公表の機会に恵まれなかった院生の論文が、研究所の紀要に発表されたあと、注目されたり、あるいは、日本語能力のある留学生によって初めて日本語訳された文学作品が、日韓文学の研究界に新風を吹き込んだような最近の例もある。教員はもとより、院生の学会参入の糸口として機能している。

#### [今後の改善方策]

本研究科は、文学部と言語文化研究所との間に三位一体の関係を構築しつつある。今後、これら3つの組織が相互に連携を強化して、それぞれの組織の活性化を図っていく。

### 7-2-3-3 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

当大学院には院専任の教員はおらず、すべての教員が学部に所属する大学院兼任教員である。大学院専用の個人研究費は設けられておらず、学部の個人研究費で、大学院の個人研究もしている。

研究旅費は大学院独自のものがあり、学部の旅費を使い切ったのちに、10万円を上限として、申請に基づき、旅費を支給している。これらは国内外での学会参加、調査研究に利用されている。

研究室はすべての教員が平均19.2㎡の、情報機器を備えた個室を持ち、小人数の演習なども行なえる。ただし、研究室は、院専用のもではなく、学部の教員に与えられたものを使用しているため、大学院担当の教員がとくに広いものを持っているわけではない。

教員に必要な研究時間、研修機会を確保させる方途として、研究費支援を伴った在外研修の制度はあるが、実際はこの5年間利用されていない。また夏期、冬期、春期の休暇は研究に専念できる重要な期間であるが、7-2-3-1で述べたように、多い者では3セクションにまたがる、授業、委員会、その他の校務のため、十分に研究に専念できないのが現状である。

また教員の持つ授業の責任コマ数としては通常5コマとなっているが、実態としては6コマ以上を担当している者も多い。そのため日常的に授業の準備、委員会、その他の校務に追われており、研究のための時間は学期中は取れないのが現状である。

大学院における共同研究活動は、平成19年度は、配分方法を見直ただけでなく、それぞれのコース内の専門を横断するようなテーマを選択し、地域言語文化研究コースで1件、第二言語習得研究コースで3件の共同研究を組織している。従来大学院生も研究補助者として扱ってきたが、今年度からは教員のみが研究分担者となって研究を行ない、申請のあったテーマを精査して共同研究を行なうこととした。その詳細は8-2-3-1に明らかである。20名の院担当者（教育学部との兼担を含む）のうち13名が参加して共同研究を行なっている。年度末に研究報告書の提出が義務づけられている。

#### [点検・評価]

個人研究費は、院独自のものがなく、学部の個人研究費で間に合わせているのが現状である。

大学院の目標に「①教員は、個人としてそれぞれの専門分野に貢献する先端的な研究を目指し、その成果を公表すること」とあるが、高度の専門性を追求する研究計画を立てるための十分な個人研究費が支給されているとは言えない。

研究旅費は大学院独自のものがあるため、これらは国内外での学会参加、調査研究に利用されており、評価されるべきであるが、充分とはいえない。

研究室は学部と大学院の担当を兼ねるため、書籍が多く、手狭である。

教員は学部と大学院にまたがる、授業、委員会、その他のに追われ、十分な研究時間、研修機会が保証されているとはいえない。大学院の目標の一つに「②教員は、国際的な研究の場に、直接的・間接的に参画すること」とあっても、時間的制約のため、参画をためらうのが、現状である。

とくに、在外研修の制度がこの5年間利用されないのは教員が学部、大学院、留学生別科の授業、委員会、その他の校務によることが主な要因であると考えられる。

共同研究費は平成19年に配分方法が見直されたため、本来の目的、つまり教員間の相互的な刺激を伴った横断的な研究を推し進める方策として、あるべき姿になったと考える。研究題目も「③教員は相互に越境しつつ、共同研究のプロジェクトを組織し、推進すること」という目標に沿ったものとなっている。

#### [今後の改善方策]

大学院担当教員の研究環境に関して言えば、高度な専門性を要求される大学院教員に対する適切な水準の研究費の増加、研究室の拡大、研究旅費の増加の可能性を追求する。

研究時間、研修機会に関しては学部担当教員にも十分な時間の確保がなされていないのであるから、院担当教員にはより一層の研究時間確保の支援が講じられるべきである。今後、各教員が必要に応じ研修できるように、人員の増加を追求する。

共同研究活動は、平成19年の見直しの結果、その制度化、運用ともに方向性としては、あるべき姿になったと考える。今後この方向性を推し進め、成果の発表の形態を定着させる。

## 7-2-3-4 研究上の成果の公表、発信・受信等

### [現状の説明]

研究論文・研究成果の公表を、書籍の出版によって行なおうとする教員に対しては、学内に出版助成制度（文教大学及び文教女子短期大学部学術図書出版助成規程）があり、過去3年間に文学部と兼担の研究科教員が2名、助成を受けている。平成16年度は、小泉（江種）満子『わたしの身体、わたしの言葉 ジェンダーで読む日本近代文学』（翰林書房、平成16年）、平成18年度は遠藤織枝『戦時中の中国人日本語学習者の日本語日記』（ひつじ書房、平成19年）である。

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信したり受信したりすることは、現状では、文学部や図書館で行なわれており、大学院独自には行なっていない。専門性の高いものは、もっぱら教員個人の収集の努力に委ねられている。

### [点検・評価]

出版助成の制度は、教員の研究の公表を支援する措置として、適切であり、教員の研究意欲によく応えている。一方、国内外の大学や研究機関研究機関の研究成果組織的な収集は十分とはいえない。



**[今後の改善方策]**

この出版助成の支援制度を利用する教員が、増えるよう働きかける。  
また研究成果の発信・受信は、図書館が中心となって充実させていく。

## (4) 情報学研究科

### [目標]

- ①現代社会におけるさまざまな問題を探究する研究活動が行なわれていること。
- ②研究活動の維持、向上のための研鑽機会が確保されていること。

### 7-2-4-1 研究活動

#### [現状の説明]

論文等の研究成果の発表については、所属学会での報告と学会誌への投稿、学内の研究会での発表と、さまざまな機会がある。経営情報学会、ビジネス・モデル学会、日本 OR 学会、日本選挙学会、情報処理学会、日本教育工学会、日本デザイン学会、情報通信学会などの国内だけではなく、海外での発表もわずかながらある。しかし、こうした学会活動で精力的に活動している教員は一部に限られており、それほど活発には研究活動をしていない教員も目立つ。

多くの教員は、著書や論文の形で研究成果を発表している。著書のなかに、日本公認会計士協会の学術賞を受賞した著書が1本ある。

また、ポスターを作成し、展示会を開催して広く発表している教員もいる。

#### [点検・評価]

現時点では、研究活動が活発に行なわれ研究成果が学会等で発信されているとは言い難い。また、研究成果の数も十分な数とは言えない。

#### [今後の改善方策]

個々の教員が研究成果を学会等で発表できるように、大学院全体として研究会の開催を定期化したり、研究の質をレベルアップするための研究助成の仕組みを工夫したい。

### 7-2-4-2 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

#### (1) 個人研究費、研究旅費の額

大学院専用の個人研究費はない。学部の個人研究費（23万円）を利用している。研究旅費は、大学院分が1人当たり4.0万円である。

#### (2) 教員個室等の教員研究室の整備状況

情報学部の研究室の面積は1人当たり21.8㎡である。100%個室である。

#### (3) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

大学院の教員は学部の教員でもあるため、大学院を担当すると、学部の授業と委員会等の担務と、大学院の授業と委員会等の担務を持つこととなる。このために必然的に時間が不足する。しかし大学院担当教員に研究時間を確保させる方策は、用意されていない。

#### (4) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

大学院として特に適用が可能となる何らかの在外研修の制度があるわけではない。学部の教員として適用可能な研修の制度（「文教大学及び文教大学女子短期大学部在外研修規程」）があるのみである。

## (5) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

大学院での共同研究費は、専任教員1人当たりで年額10万円支給される。平成17～18年度は110万円、平成19年度は150万円となっている。これによって年に3件から4件程度のテーマに30～40万円程度が支給されている。

## [点検・評価]

大学院は「知識の創造を通じた人材育成」が望ましい教育内容となるが、この点では大学院向けの研究費の必要度は高い。それにも関わらず大学院向けの個人研究費がないことは問題である。研究旅費についても、十分とは言えない。

研究室に関しては広さの点では十分とは言えない。研究のために必要な資料、コンピュータやプリンタ等の備品も十分には入れられない。

大学院では「研究活動の維持、向上のための研鑽機会の確保」が必要だが、この観点からすると現状は問題が大きい。多くの大学院担当の教員はこの傾向を問題と感じ、何らかの改善策が不可避である。

大学院教育の水準維持には、研修・研究の機会増が必要である。このための研修制度はあるが、実際に利用されていない。

共同研究費の絶対額は少額で、それをシェアして利用すると、テーマ当たりの金額も小さいものとなる。せいぜい図書費か出張旅費としての利用となり、研究費の一部の役割を果たす状況である。

## [今後の改善方策]

大学院専用の個人研究費がないことは、他の大学でも散見される。しかし研究が大学院教育面で果たす役割を考えるなら大学院専用の個人研究費の配分についての検討を始めたい。

研究室の広さに関しては、研究活動が十分にできるような広さの確保に努めたい。

研究活動の時間の確保に関して、改善方策としては、研修制度の利用も一案ではある。同時に研修制度以外の方策について検討したい。

共同研究費に関しては、大学院レベルの研究を実施するための十分な予算を措置するように努めたい。

## 7-2-4-3 競争的な研究環境創出のための措置

## [現状の説明]

繰り返して述べるが、平成16年度から平成19年度の3年にかけて科学研究費補助金を申請した教員は7名、4名、3名である（大学基礎データ表33）。申請者のうち実際に科学研究費補助金を獲得した教員は平成16年度3名（申請者のうち43%）、平成17年度1名（25%）、平成18年度1名（33%）となっている。いずれも継続は含まず新規採用者数である。

科学研究費補助金以外に外部から研究助成を受けたものは一件もない。

## [点検・評価]

学外の競争的研究資金獲得の実績が非常に少ない。大学院教育を行なうためには、各教員が相応の研究を行なうことが必要である。しかし十分な外部資金を獲得しているとは言えない。

## [今後の改善方策]

科学研究費補助金をはじめとした外部の研究資金獲得に向けて努力したい。具体的には、申請

に対する教員の動機づけを高めるシステムづくり、教員の研究時間の確保に努めたい。

#### 7-2-4-4 研究上の成果の公表、発信・受信等

##### [現状の説明]

本大学院教員の研究成果は、「IT News Letter」と「情報学ジャーナル」を Web 上で公開している。

「IT News Letter」は、情報技術に関する最新のニュース、話題に関して一般向けに平易に解説することを目的とした媒体で、研究科の活動について宣伝・広告する性格も持ち合わせている。公開は年 4 回、季刊とし、Web で公開するというものである。Web 以外にも、印刷物として配布や研究案内の資料としての活用も考えていく。執筆は全教員の最近の研究テーマを紹介する形で行ない、各号 2～4 名が執筆し、これまで 13 名の研究テーマが紹介されている。

「情報学ジャーナル」は大学院紀要の役割を果たすもので、情報学研究に関連する質の高い学術論文を発表する場を提供する学術論文誌である。内容としては、研究論文のほかに、研究ノート、抄訳なども掲載できるようになっている。年 2 回の発表となっているが、現状では年 1 回となっている。「情報学ジャーナル」への掲載が少なく、2 巻合わせても 3 本となっている。大学院の共同研究の成果は原則的にはこの論文誌に公表することになっているが、外部の商業雑誌や他大学の研究所紀要に掲載しているケースもある。

##### [点検・評価]

研究成果を発表する場が十分とは考えられない。教員同士の研究テーマや関心が多岐にわたっているためか、研究会等の研究発表の機会が学内では少なく、これが紀要への投稿の低調さにもつながっていると推測される。

##### [今後の改善方策]

共同研究の成果を掲載することを強制するとか、教員に割り当てていく方法によって、もっと研究活動を活発化させ、成果を外部に積極的に発信していく方策が必要である。

## (5) 国際協力学研究科

### [目標]

- ①国際協力分野における研究活動の活性化を図る。
- ②外部組織との提携を通し、研究活動を広げる。
- ③院生の研究活動の支援体制を構築する。
- ④教員の研究活動を活性化するための環境を整備する。

### 7-2-5-1 研究活動

#### [現状の説明]

本研究科の目的が国際協力分野における高度な専門職業人の養成である以上、研究活動は主に現地調査を含む共同研究に重きを置かざるを得ない。

本研究科は開設してまだ間がなく、組織的な研究活動としては、主に共同研究を組織し活動している。構成メンバーは大学院専任教員及び兼任教員、在籍する大学院生とし、共同研究テーマを決め、共同研究費を使用して研究を行なっている。その成果は、大学院のホームページにテーマと概要を掲載し、報告会を開催するなど、修士論文作成に還元できるように配慮している。

平成18年度共同研究のテーマ及び研究員は以下の通りである。

- ①「変化するエネルギー・食糧需給と『政策一貫性』論争の新展開」  
\*研究代表1名、研究分担者教員1名、大学院生1名
- ②「世界自然遺産地域におけるエコツーリズムの現状と課題に関する研究」  
\*研究代表1名、研究分担者教員1名、大学院生1名
- ③「イスラームと環境問題：インドネシア地域社会における宗教指導者の役割」  
\*研究代表1名、研究分担者教員1名

各専任教員においても研究活動は行なっているが、国際協力という分野の性質上、実践的な活動も重要であり、研究活動の一環だと考えている。具体的な実践活動としては、JICA（国際協力機構）と連携し、当研究科の教員及び大学院生が主力となってタイのピサヌロークにおける廃棄物処理事業に携わった。同事業に関わった経験は当該教員及び大学院生が研究論文として発表している。またJICAの外部有識者事業評価委員として当研究科教員が就任している。

#### [点検・評価]

共同研究は大学院生も含むものとなっており、実務的かつ実践的知識を習得する上で、望ましいものと考えている。研究成果の発表についても、大学院のホームページにテーマ・概要の掲載を義務づけていることは一定の評価ができる。

#### [今後の改善方策]

今後は、大学院のホームページにテーマ・概要の掲載だけでなく、報告会の開催や発表論文などの掲載も義務付け、確実に研究成果を公開する方向で改善したい。また、文部科学省の科学研究費補助金や外部からの委託研究費を得て、大学院専任教員を中心に国際協力分野に関する共同研究ができるような体制づくりを急ぎたい。

## 7-2-5-2 経常的な研究条件の整備

### [現状の説明]

大学院専任教員は、すべて学部との共通教員であるため、大学院担当教員に別途に個人研究費は支出されていない。学会出張などの研究旅費については、学部とは別途旅費が支給される。また、調査旅費についても上限はあるが、申請すれば学部とは別途に支給される。

教員研究室については、大学院教員のために学部以外の教員研究室を別途設けてはいない。

教員の研究時間を確保するためには、まず持ちコマを増やさないことである。平成18年度に教育課程を一部改訂し、研究科における1専任教員の持ちコマ平均を1.6コマから1.4コマに減らし、教員の研究時間が確保に努めた。研究活動に必要な研修については、大学の「文教大学及び文教大学女子短期大学部在外研修規程」による研修制度があり、大学院専任も学部教員も、これを活用して研修を受けている。大学院専任の研修制度は別途置かれていない。

大学院の共同研究費制度は学部と別に設けられている。文教大学大学院共同研究費規定に沿って円滑に運用されることが求められている。共同研究費には、構成員の3分の1以下の範囲で大学院の専任教員以外の者を含むことができる。ただし、学内に同じ研究領域の専任教員がいない場合には、構成員の2分の1の範囲で専任教員以外の者を含むことができる。また、研究科教授会が研究上特に必要と認めた場合、本大学院の学生を構成員の3分の1以下の範囲で共同研究者として含めることができる。

### [点検・評価]

大学院には個人研究費がないという問題がある。一方研究旅費は適切に配分されており、教員研究室も問題ない。教員の研究時間においても、教育による負担を軽減する方向で随時改善されている。ただし一部の教員に授業コマ数が集中しているという問題はある。また、研究活動に必要な研修機会も増えている。共同研究費の運用も、学外の研究者及び学内の院生にも広く開かれており、適切な運用がなされている。

### [今後の改善方策]

大学院には個人研究費がないために、専任教員は大学院の教育・研究の支出を学部の個人研究費から捻出している。今後、大学院における個人研究費制度の創設に努めたい。教育による負担は全体的には改善されているが、一部の専任教員に授業コマ数が集中しているのでそれを早急に是正し、コマ数の軽減化及び平準化によって研究時間を確保する必要がある。

## 第3節 研究所における研究活動と研究環境

### (1) 生活科学研究所

#### [目標]

- ①生活科学に関する学術的研究を進め教育に応用すること。
- ②生活の向上と地域社会の生活の進歩発展へ貢献すること。

#### 7-3-1-1 研究活動

##### [現状の説明]

本研究所は、生活科学に関する学術的研究及び教育を目的とし、生活の向上と地域社会の生活の進歩発展に貢献しようとするものである（文教大学大学生生活研究所規程第3条）。この目的を達成するために、①生活科学に関する各専門分野における調査研究 ②委託研究、調査及び共同研究 ③研究会、講演会及び公開講座の開催 ④研究報告その他必要な出版物の発行 ⑤その他研究所の目的達成に必要な事業、の5つの事業を行なうことを掲げている（同規程第4条）。スタッフは、所長及び主任2名と助手1名である。所長及び主任は学部所属の専任教員からの選任である。

具体的事業を行なうため、研究部と研修部が置かれ、それぞれの主任が総括する。研究部は、研究員・準研究員の研究発表の場である「生活科学研究発表会」の開催、研究所紀要である『生活科学研究』の発行、そして継続的共同研究の実施である。一方研修部は、地域社会への貢献事業である「公開講座」と研究員・準研究員の研鑽のための「見学会」の立案と実施が具体的活動である。そして、本研究所の目的とする、生活科学に関する各専門分野における調査研究を進めるため、研究員・客員研究員・準研究員の制度がある。研究員は、本学専任教員で研究所事業への参加を申し出た者、客員研究員は本学の専任教員以外の者、準研究員は大学院在籍者またはこれに準ずる者と規定されている。各研究員は、年度初めに各学部教授会を通して募集し、参加を申し出た者について研究所委員会（定例会）で審議し、所長が委嘱している。以下の表7-13に過去5年間の研究員・客員研究員・準研究員数を示したが、最近は30名以上の研究員が参加している。

表 7-13 過去5年間の研究員・客員研究員・準研究員数

年度	研究員	客員研究員	準研究員	合計
2002年度	11名	4名	1名	16名
2003年度	9名	3名	2名	14名
2004年度	11名	6名	3名	20名
2005年度	13名	14名	4名	31名
2006年度	13名	16名	3名	32名

本研究所の研究成果は、毎年12月に開催される「生活科学研究発表会」と、年1回刊行される研究所紀要の『生活科学研究』で発表している。表7-14に過去5年間の「生活科学研究発表会」での発表件数、および同期間の『生活科学研究』の掲載論文件数を示す。

表 7-14 過去 5 年間の研究成果の発表状況

	「生活科学研究発表会」研究発表件数	『生活科学研究』掲載論文件数
2002 年度	6 件	9 件
2003 年度	6 件	10 件
2004 年度	4 件	18 件
2005 年度	6 件	19 件
2006 年度	5 件	23 件

「生活科学研究発表会」は、20 年以上にわたって継続的に開催されており、全学横断的な研究発表の場として学内で貴重な存在となっている。発表者は当初、越谷キャンパスの教員助手、湘南キャンパスの教員が主であったが、最近では本学研究生や大学院生、元教授、また学外研究者の研究発表もみられるようになった。参加者も、教員の積極的な参加呼びかけに応じて、学部学生・研究生・大学院生の聴衆も増加傾向にある。研究所紀要である『生活科学研究』は、平成 18 年度に第 29 集を刊行した。投稿者は助手も含む越谷キャンパス教員、湘南キャンパス教員が主であるが、寄稿連名者を含めれば、本学研究生、本学大学院生、学外の研究者等、幅広い層からの論文が掲載され、そのテーマも「生活科学研究発表会」と同様、多様で多岐にわたる内容になっている。また、研究部では本研究所開設以来の共同研究である「文教大学周辺の生活環境の記録」として、文教大学周辺の生活環境の写真撮影記録も継続して行なっている。この他に、研修部では、研究員を対象として、年 1 回の「見学会」を開催している。これは、研究員の研鑽を目的とし、生活科学的視点から東京近郊の特定の地域や博物館・美術館などを訪ね、生活文化について実地研修・学習を行なうものである。表 7-15 に過去 5 年間の「見学会」訪問先を示す。

表 7-15 過去 5 年間の「見学会」の訪問先

2002 年度	三峰神社・秩父神社と秩父市文化施設
2003 年度	国立科学博物館（「江戸大博覧会：モノづくり日本」）／ 名古屋市博物館（尾張から江戸の文化をみる）／徳川美術館
2004 年度	江戸東京博物館
2005 年度	国立歴史民俗博物館
2006 年度	足利学校／栗田美術館

本研究所の重要な活動目的のひとつが、生活の向上と地域社会の生活の進歩発展に貢献することである。そのために毎年、地域住民を対象とした公開講座を開催している。この活動の詳細については、11 章に述べる。

#### [点検・評価]

研究部・研修部とも、上記した活動を途切れることなく継続して行なってきたり、この点は基本的には評価し得る。研究員・客員研究員・準研究員については、表 7-13 に示したように、年によって若干の変動はあるものの、近年はかなり増加しており、研究所の存在が広く認められてきたことの現れと考えている。しかし、現状では研究員の厳密な義務・責務が問われない一方で、研究員になる積極的なメリットも明確ではない。この点は以前と変わりはない。

生活科学研究発表会に関しては、平成 15、16、18 年度とも研究発表会の聴衆は 50 名を超え、活発な研究発表・意見交換の場となった。ここで発表される個別研究は、自然・社会・人文の全



ての領域に及んでおりその内容と知見は多岐にわたる。こうした研究発表内容の多様さは、学際的色彩の強い生活科学の必然的な結果であり、研究発表の場での個別研究の相互の結び付きから、さらに新たな学際的研究テーマが生まれる可能性を含むと判断できる。『生活科学研究』に関しては、「生活科学研究発表会」同様、学際的色彩の強い生活科学研究成果の特色を持ち、投稿者の多様性とその表現を保証する、研究所としての固有性を示すものである。共同研究である「文教大学周辺の生活環境の記録」は、四半世紀に及ぶ文教大学周辺の生活環境の写真記録は、地道ながら生活文化の変遷を考察する上の貴重な資料といえる。「見学会」は、生活文化のフィールドワーク的な性格もあり、参加した研究員や準研究員には極めて好評であり、肯定的な評価を得ている。

#### [今後の改善方策]

一層の研究成果を上げ、研究員なる積極的なメリットが明確にするためにも、研究員への研究費支給の可能性等について研究所で検討している。現段階では研究所予算の性格からそうした支給は難しいが、研究所活動の活性化のためにも、研究員になることのメリットを明確にするという課題は、今後も検討していく予定である。

「生活科学研究発表会」に関しては、今後、研究生・大学院生など若手研究者の研究発表の場としての役割もさらに付加し、学会に準ずる高い評価が得られるような質的向上、さらに参加者の拡大を目指す努力を行ないたい。『生活科学研究』に関しては、これまでの編集方針は基本的には持続すべきだと考えている。ただ、投稿論文の内容の多様さと調和しながら、生活科学的視点からの特定テーマに沿った特集論文号の発行も視野に入れて考えている。さらに、編集委員会が合理的に機能するよう、論文の種類や査読に関して検討することも課題である。共同研究である「文教大学周辺の生活環境の記録」に関しては、現在、写真記録のデジタル化作業を行っており、こうした作業は今後も継続する予定である。ただ、現段階ではこの記録は研究所の内部資料に留まっており、機会をみて整理し資料を公開する予定である。「見学会」に関しては、予算・日程の関係から、見学先を関東地域及びその周辺に限定せざるを得ないのが現状であり、改善の方策について検討する。

### 7-3-1-2 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### [現状の説明]

本研究所は設立の経緯や研究所の研究目的から、特に越谷校舎の教育学部及び人間科学部との結び付きは深く、年一回研究所が主催する「生活科学研究発表会」での発表や研究所紀要である『生活科学研究』への投稿も多い。しかし、研究テーマの性格上やむを得ないことであるが、同じキャンパスにありながら文学部との連携は浅いのが現状である。それでも、公開講座の講師等を通してのつながりがある。湘南校舎の国際学部及び短期大学部とは、生活科学研究発表会での発表や研究所紀要への投稿、公開講座講師等でのつながりはあるが、情報学部との連携はほとんどない。大学院との連携に関しては、人間科学研究科院生による「生活科学研究発表会」での研究発表や『生活科学研究』への投稿がみられるが、組織的に研究所と研究科との連携はほとんどないといつてよい。

#### [点検・評価]

現在深いつながりのある教育学部や人間科学部及び研究科との連携も、一部の教員・助手や少

数の大学院生に限定され、学部・研究科との組織的連携ではない。組織としての連携の強化が課題である。

#### [今後の改善方策]

教育学部に新たに研究科が新設され、人間科学研究科の改組等があった。この機会に、学部及び研究科担当教員に対して、これまで以上に研究所活動への積極的参加を呼びかけていく。また、これまで全く行なわれていなかったが、研究所独自の研究費補助制度を設け、優れた研究に対して積極的に援助する体制を考える。

### 7-3-1-3 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

本研究所の経常的活動の中で、研究所予算から措置を行なっているのは、①研究所維持のための日常的運営経費、②紀要『生活科学研究』の発行の印刷経費、③公開講座開催に係わる経費である。これら3つが全体の予算に占める割合は、①が約3割、②が約5割、③が約2割であり、ほぼ例年の状況である。

研究員及び客員研究員に対する個人研究費や共同研究に対する研究費の援助は予算化されていない。僅かに、研究員の研鑽を目的とし、生活科学的視点から東京近郊の特定の地域や博物館・美術館などを訪ね、生活文化について実地研修・学習を行なうための「見学会」に支出している。また、研究部では本研究所開設以来の共同研究である「文教大学周辺の生活環境の記録」として、文教大学周辺の生活環境の写真撮影記録も継続して行なっており、これに対しても僅かに支出している。

#### [点検・評価]

限られた予算の中で如何にして研究活動を活発するかは、難しい問題であるが、現時点では予算とそれに見合うだけの研究所活動が行なわれており、不適切な問題はないと考えている。しかし、個人研究に対する研究費助成が全く行なわれていない点や「見学会」の旅費があまりにも少ない点は課題と考えている。

#### [今後の改善方策]

研究員の個人研究に対する助成が全く予算化されていないが、これは改善の最優先課題と考えている。研究員として研究所の活動を積極的に参加するメリットを明確にし、生活科学の学術研究を一層活発化するためにも改善について検討する。

## (2) 教育研究所

### [目標]

- ① 本学における教育の向上、発展に資するため、教育に関する学術的研究、調査を行ない、また公表する。
- ② 本学内外の教職員の研究、研修の場として活用する。
- ③ 教育に関する諸外国との比較研究を行なう。
- ④ 以上の目標達成のために必要な環境を整備する。

### 7-3-2-1 研究活動

#### [現状の説明]

1. 主たる研究成果は以下のとおり。

- ① 平成14年以後では、以下の共同研究を行ない、報告書を作成した。
  - \* 『学校と地域社会との連携・協力体制の在り方に関する実証的研究』（14年度）
  - \* 『学校と地域社会との連携・協力体制の実態に関する研究』（15年度）
  - \* 『新しい情報教育カリキュラムの開発に関する研究』（16年度）
 なお、19年度は、大学のFDについて共同研究を進めている。
- ② 私学補助による研究「インターネットを活用する遠隔授業の実験」を実施した（14年度）。
- ③ 本研究所客員研究員の研究成果を『教育研究所紀要』（毎年度刊行）に掲載している。
- ④ 研究成果等の公表に関しては、『教育研究所紀要』『教育研究所ニュース』『年報』といった刊行物の他、研究所のホームページで素早く公開している。

2. 主たる研究活動は以下のとおり。

- ① 隔月で定例研究会を継続して実施している。
- ② 年1度の教育研究会（本学卒業生対象）を実施している。
- ③ 現職教員対象公開講座を実施した。「学校経営セミナー」（～14年度。15年度以後、本学生涯学習センターに移管）／小学校教員のための英会話入門（15年度）／教員のためのマルチメディア活用講習会（16～18年度）／文部科学省サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）教員研修（15～19年度）
- ④ 大学教育およびFD活動として、本学専任教員の授業の工夫を紹介する『文教大学の授業』を毎年2点刊行し、大学授業研究会の実施している。
- ⑤ 大学院教育学研究科の学生の学校現場での研究を支援している。
- ⑥ 学外からの客員研究員を受け入れている（毎年20名前後）。

3.

- ① 世界の教科書収集している。
- ② 世界の教科書展を大学祭参加形式で開催している。この間のテーマは以下のとおり。
  - 歴史の教科書（14年度）／シンガポールの教科書（15年度）／イギリスの教科書（16年度）／マレーシアの教科書（17年度）／ナイジェリアの教科書（18年度）
- ③ 中国から客員研究員1名を受け入れた（14～15年度）。

#### [点検・評価]

1. 公開講座・世界の教科書展は好評で、特に、世界の教科書展は継続して行なわれる例があまりないようで、マスメディアを含め外部からの問い合わせが多い。
2. 本学卒業生対象の教育研究会は、算数・数学部会、障害児教育部会以外に広げていく構想であったが、広がっていない。
3. 専任の教員は形式的な所属で、実質的には3名の兼任教員が運営に当たっている。

#### [今後の改善方策]

1. 研究課題を絞り込み深化させる。
  - \*外部からの評価が高い世界の教科書の収集と研究および成果公表
  - \*大学におけるFD
2. 学校で新たに生起する課題や教育研究所の特性を生かせる開発的・実践的な課題による現職教員対象の公開講座を企画し開催する。

### 7-3-2-2 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### [現状の説明]

大学院教育学研究科が設置されたのが平成19年度であり、本研究所との関係性に関しては詳細を検討中である。本研究所は、元来、大学の付置研究所であったので、大学全体との関係は前項で述べたとおりほぼ確立している。

#### [点検・評価]

大学、大学院とは良好な連携関係にあると評価できる。

#### [今後の改善方策]

今のところ、改善の計画はない。

### 7-3-2-3 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

経常的な研究条件は以下のとおり。

1. 研究施設……約90㎡。研究所専用施設および教員(専任)研究室から成る。
2. 教職員……研究所所属教員は4名(専任1/兼任3)、職員1名(契約職員)。他に研究員(学内専任教員)、客員研究員(研究員とともに共同研究を行う外部研究者)、および協力者(研究所が活動への協力を要請する者)。
3. 予算……年間300万円。

#### [点検・評価]

前述したとおり、研究成果をあげており、限られた人員と予算の中で効率的な運営が行なわれている。

#### [今後の改善方策]

今のところ、改善の計画はない。

### 7-3-2-4 研究上の成果の公表、発信・受信等

#### [現状の説明]

現在、『教育研究所紀要』が、研究成果公表の中核となっている。また、本研究所のホームページには、本研究所の活動について詳細に紹介している。

#### [点検・評価]

\* 『教育研究所紀要』は、研究所教員および客員研究員の論文を中心に掲載し、各学部紀要との相違を明快にしている。

\* 『教育研究所紀要』ではまた、毎号、特集テーマを掲げ、学外の研究者からの寄稿を依頼するとともに、学内の教員の投稿を募っている。学内教員の投稿を特集テーマに限定しているのは、上述したように、各学部紀要との相違を明確にするためでもある。

#### [改善策]

この点に関して大きな問題はないので、これまでの方向性を大事にし、着実に進めていきたい。

### (3) 臨床相談研究所

#### [目標]

- ①研究紀要を発行すること。
- ②大学院修了後の卒後研修を目的とする専門研修講座の内容を充実させること。
- ③同専門研修講座を開催すること。

#### 7-3-3-1 研究活動

##### (1) 論文等研究成果の発表状況

#### [現状の説明]

臨床相談研究所の所員による論文等研究成果の発表は、年1回発行している『臨床相談研究所紀要』によって行なわれている。同紀要への所員の投稿論文を過去3年間について見ると、平成15年度では全6編中3編、平成16年度では全5編中5編、平成17年度では全4編中2編、合計では全15編中10編とかなりの数に上っている。

このほか、同紀要は、当大学院人間科学研究科臨床心理学専攻の学生及び当研究所主催の専門研修会の参加者にも研究発表の場を提供している。ただし、これらの研究論文は、当研究所の所員の指導を必要としている。過去3年間に掲載された所員の投稿論文10編のうち、3編が大学院博士課程の学生が所員である教授の指導のもとに執筆したものである。

#### [点検・評価]

『臨床相談研究所紀要』は、諸般の事情から、70から90ページの小冊子であり、投稿論文のほか、当大学院人間科学研究科臨床心理学専攻の博士・修士論文の抄録、当研究所の活動状況をも掲載しており、論文は5編程度しか収録できない状況にある。大学院の学生、特に博士課程の学生の研究発表を奨励するため、平成16年4月1日に同紀要の投稿規程の改正を行なったが、予定どおり、これら大学院の学生による研究論文の投稿が増え始めると、掲載するページが不足し、掲載を制限せざるを得なくなることも考えられる。

#### [今後の改善方策]

臨床相談研究所の所員は、相談員と大学院博士課程の学生を除けば、学部の教員が兼務している。教員に限って言えば、論文等研究成果の発表の場は、当大学の人間科学部及び他の附属研究所の紀要も準備されているので、十分と言えないまでも、まだ確保されていると言ってよからう。しかし、大学院の学生には、論文投稿を奨励しているにもかかわらず、研究発表の場は十分に確保されていない。さらに、当研究所が大学院の修了生及び地域の専門家の再教育及び研修の役割をも担っていることにかんがみ、紀要に専門研修会の要旨をも掲載することになれば、紀要のページ数を5割程度拡張する措置を講じる必要がある、これについて検討する。

##### (2) 研究所紀要の発行

#### [現状の説明]

『臨床相談研究所紀要』は、臨床相談研究所が発足した平成5年度から隔年に発行されていたが、平成12年度以降、年1回の発行に切り替え、その後、定期的に発行されている。発行部数は、300部であり、臨床心理士養成大学院の第一種指定校及び同第二種指定校に約140部、紀要の寄贈を受けている大学・研究機関に約30部、当大学教員に約50部、当大学院学生に約50部、

合計約 280 部を贈呈している。

#### [点検・評価]

『臨床相談研究所紀要』は、定期的に発行され、かつ、臨床心理士養成の他大学院の全部に贈呈されており、所期の目的を達成している。また、この紀要の贈呈及び他大学院からの寄贈に係る事務についても、一覧表を作成するなど、よく整備されている。

#### [今後の改善方策]

『臨床相談研究所紀要』の発行部数については、平成 16 年度に 250 部から 300 部に増刷されているが、近時における需要の伸びから、残部が少なくなってきた。これから先の需要の伸びを予測し、増刷の必要があるかどうか検討し、その必要があれば、速やかに対処することとしている。

#### (3) 当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

##### [現状の説明]

臨床相談研究所は、平成 18 年度（第 31 回）及び平成 19 年度（第 32 回）学術研究に、いずれも「軽度発達障害児童生徒への支援のあり方（地域における臨床相談研究所の役割）」の研究を申請したが、不採択に終わった。この種の研究を当研究所が組織を挙げて実施し、所員の英知を結集することは、相互の研究意欲を喚起し、より高次かつ大規模な研究を実施するうえで、極めて有意義であると考えられる。

当研究所は、平成 18 年度から、獨協大学地域と子どもリーガル・サービスセンターとの間で、平成 19 年度に協定書を締結すべく鋭意準備を重ねてきた。この協定書が結ばれたことによって、相談活動はもとより、研修及び研究の分野においても、緊密な連携のもとに、いっそうの発展が期待される。

なお、都心を少し離れた地方都市にあっても、不登校対策、いじめ対策、家庭内暴力対策、犯罪被害者支援など当研究所に寄せられた期待は大きく、これらに適切かつ迅速に対処していくためにも、不断に研さんと研究に励み、これらを推進する体制を確立しておかなければならない。

#### [点検・評価]

地域社会との連携強化策の一環として、獨協大学地域と子どもリーガル・サービスセンターとの間で業務提携を結ぶ準備ができたことは、評価に値する。法学に明るい獨協大学との連携は、新しい刺激剤でもあり、これを契機に他大学・他分野との交流が活発化し、学際的な研究が更に展開する基礎が形成されるものと考えられる。

#### [今後の改善方策]

地域社会のニーズに適切かつ迅速に対処するには、大学が総力を挙げてこれに臨む必要があり、人的および予算的配慮について、その可能性を追求する。

## 7-3-3-2 研究における国際連携

### [現状の説明]

これまで、臨床相談研究所は国際的な共同研究に参加したことはなく、共同研究への参加要請を受けたこともない。また、海外研究拠点も設置していない。

### [点検・評価]

臨床相談研究所がこれまで国際連携をしてこなかったのは、研究活動よりも相談活動に比重を

置いていたことがその理由である。

わが国の子供たちが抱えている不登校やいじめなどの問題は、世界の国々でも共通した問題となっているので、今後、こうした問題に対する予防や臨床心理的支援に関する国際的な共同研究の必要がある。

#### [今後の改善方策]

研究における国際連携を活性化するための方策について検討する。

### 7-3-3-3 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### [現状の説明]

臨床相談研究所相談部は、大学院生の学内臨床実習（インテークカンファランス、ケースカンファランス）を担当している。学内実習では、臨床相談研究所で受理した1人のクライアントのセラピーを担当し、スーパーバイザーによる個人指導のもとで、臨床心理援助の実際を学んでいる。具体的な内容は、臨床心理アセスメントの実施、受理面接の情報と臨床心理アセスメントによる総合的理解、援助計画、セラピストの働きかけ等である。

インテークカンファランスには、大学院生が自由に参加することができる。また、博士課程の院生には、今後、論文草稿提出条件として、臨床相談研究所において少なくとも2事例を担当し、そのうちの最低1事例について、専門家のコメントを付記した事例報告を臨床相談研究所紀要に投稿することになることを予告している。

#### [点検・評価]

相談ケースの増加や学生に対する相談ケースのスーパービジョンの充実を図るため、それまで3名だった相談員を平成16年度からは4名に増員した。その結果、受理面接（インテーク）から担当者の決定、その後のスーパービジョンとケースカンファランスが組織的に行なわれるようになり、すべての学生が充実した内部実習を行なうことができるようになった。

現状としては、大学院生の教育研究組織としての研究上の連携は十分に行なわれていると評価できる。

#### [今後の改善方策]

今後相談ケースの増加や地域連携事業の推進（例えば、獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターとの提携事業）などに伴って、大学院人間科学研究科との研究上の緊密な連携がより求められる。

### 7-3-3-4 経常的な研究条件の整備

#### (1) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

#### [現状の説明]

臨床相談研究所は、大学から研究費として年間300万円の交付を受けている。その用途の内訳は、消耗品費と研究所紀要の印刷製本費が7割以上を占めており、個人研究費や研究旅費は計上されていない。このように、臨床相談研究所の予算の大部分は、日常的な相談活動に必要な経費と紀要の発行に使われている。



**[点検・評価]**

従来、臨床相談研究所の予算は、日常的な相談活動に必要な経費と紀要の発行に大部分が使われており、研究員の個人研究費や研究旅費は計上されていなかった。このことは、教育研究機関としての臨床相談研究所の位置付けからすると大きな問題である。

**[今後の改善方策]**

臨床相談研究所の教育研究を向上させ、学問的な貢献や社会的な貢献を高めるためには、研究員への個人研究費や研究旅費の支給が必要である。そのためには、相談部が行なっている有料の臨床相談活動を臨床相談研究所の付属事業として独立させ、相談活動経費分を個人研究費と研究旅費にあてることを検討する。現在、相談料収入は年間200万円ほどであることから、このことは十分可能であると考えられる。

**(2) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性****[現状の説明]**

臨床相談研究所では、平成11年度以降、研究所の研究員や相談員の研修活動をはじめ、大学院修了者の卒後研修、及び社会貢献活動として、研修講座を開催してきた。平成16年度は、「発達に障害を持つ子どもへの教育支援の方法」（「動作法による自閉・多動・情緒障害児への援助」、「学習障害児及びAD/HD児に対する学級での支援」、「応用行動分析的アプローチによる学校教育への支援」）、「子どもの虐待について—トラウマを受けた子どものプレイセラピー—」、「心理劇的ロールプレイングの実際①」、「心理劇的ロールプレイングの実際②」4つの研修講座を開催した。

平成17年度は、「発達に困難をもつ児童生徒をめぐる学校・家庭・地域の支援」（「心理テストを用いた児童生徒の理解と支援」、「応用行動分析的アプローチによる児童生徒の教育支援」、「児童生徒・教師・保護者のストレスマネジメント」、「非行傾向をもつ児童生徒の早期発見と支援」、「障害児をもつ家族・親の支援」、「不登校の児童生徒の理解と支援」）と、「子どもの虐待について—トラウマを受けた子どものセラピー—」の2つの研修講座を実施した。

平成18年度は、「子どもの発達障害・心身症・神経症とその治療及び支援(1)」（「軽度発達障害とその周辺障害」、「精神身体的障害」、「神経症的行動傷害」）の研修講座と、「精神疾患に対する個人及び家族療法(1)」（「統合失調症の本人・家族への心理教育的アプローチ」、「うつ病の認知行動療法」、「境界性人格障害の家族療法」）の2つの研修講座を実施した。

**[点検・評価]**

研修講座には、毎回多くの大学院修了者が参加している。毎回実施しているアンケート調査の結果からこの研修講座は大学院修了卒後研修の役割を十分に果たしていると判断することができる。また、研修講座には研究員や相談員も参加しており、研究活動に必要な研修機会確保に寄与している。

**[今後の改善方策]**

これまででは、研修会は年間6回ほどしか開催されていないので、更に回数を増やすことを検討する。また、外部講師による研究員や相談員に対する定期的なスーパービジョンの実施も考慮する必要がある。特に、いじめ、不登校、非行、虐待などの問題には法的な観点からの援助が求められることから、獨協大学子どもリーガルサービスセンターと連携し、専門的な研修やスーパービジョンの体制の構築に努める。

### (3) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

#### [現状の説明]

臨床相談研究所には、共同研究費の制度はない。ただし、研究員や相談員が他の教員と個人的に学部共同研究や大学院共同研究には参加している。

#### [点検・評価]

臨床相談研究所の教育研究機能を充実させるためには、共同研究費の制度化が不可欠であると考えられる。

#### [今後の改善方策]

今後、学部や大学院、他の研究所との共同研究を活発にするためには、共同研究費の制度を設ける必要があり、実現の可能性を追求する。

## 7-3-3-5 競争的な研究環境創出のための措置

#### [現状の説明]

臨床相談研究所は、平成 18 年度（第 31 回）学術研究に「軽度発達障害児童生徒への支援のあり方（地域における臨床相談研究所の役割）」というテーマの研究を申請したが、結果は不採択であった。因みに、申請の主旨は以下のとおりである。

平成 15 年に文部科学省は、障害をもつ児童生徒と健常児童生徒との統合教育の推進とともに、通常の学級に在籍する軽度発達障害の児童生徒への教育的支援のあり方に関する最終報告を行った。軽度発達障害とは、注意欠陥多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）、アスペルガー障害、高機能自閉症を総称したものであり、文部科学省の全国規模の調査では、その数は学齢児童生徒の 6 パーセント強であり、通常の学級に少なくとも 1 - 2 名は在籍していることになる。各自治体では、今年度から特別支援教育コーディネーターによる教育支援を開始したが、実態としてはまだ手探り状態のままである。軽度発達障害の児童生徒は、学習面における困難に加えて、不登校やいじめ、ひきこもり、非行などの情緒・行動の問題を抱えていることが少なくない。

しかし、こうした情緒・行動の問題は、必ずしも軽度発達障害に直接起因するものではない。最近の研究や調査では、これらの問題は不十分な発達支援や教育支援によって引き起こされた二次的な問題であることが指摘されている。また、適切な支援がなされないと、軽度発達障害の児童生徒は、発達段階あるいはライフステージの進行に伴って、対人関係に関する様々な社会的問題を引き起こす可能性があることも指摘されている。

したがって、軽度発達障害の児童生徒には、幼児期から青年期にわたる一貫した支援が必要である。そのためには、学校教育への支援にとどまらず、保育所や幼稚園、障害児通園施設、児童相談所などと連携して地域での支援を進めることが重要である。そこで、文教大学大学院附属臨床相談研究所では、平成 18 年度から 2 年間にわたって、支援に対するニーズの調査と支援プログラムの開発研究を行なうことにした。

#### [点検・評価]

本研究の内容についての意義は認められたが、採択には至らなかった。しかし、この研究は極めて緊急を要するものであるとともに、臨床相談研究所にとって社会貢献の大きな機会であると考えられる。

### [今後の改善方策]

今後とも、地域の大学や教育機関、福祉機関等との連携をはかりながら、このテーマについて日常的な活動を通じて取り組んでいく。

## 7-3-3-6 研究上の成果の公表、発信・受信等

### (1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

#### [現状の説明]

臨床相談研究所は、その下部組織として、研究部、研修部及び相談部の三部を有している。そのうち、研究部は、部長の統括のもとに、学術的調査研究を所掌するが、その主要な業務は、『臨床相談研究所紀要』の編集委員会を主宰し、所員その他による投稿原稿を募集、編集するほか、当大学院人間科学研究科臨床心理学専攻の学生及び当研究所主催の専門研修会の参加者の研究動向を掌握し、進んでその研究成果を専門学術雑誌等に投稿するよう啓蒙することである。

年1回発行されている『臨床相談研究所紀要』は、教授職及び相談員である所員に対して研究上の成果の公表・発信の場を提供するとともに、大学院の学生及び専門研修会の参加者に対しても同発表・発信の場を開放している。

#### [点検・評価]

教授職及び相談員である所員だけでなく、大学院修士課程及び同博士課程の学生に対しても、『臨床相談研究所紀要』への投稿を促進するため、平成16年4月に投稿規程を改定したことは、評価できる。

大学院博士課程の学生による『臨床相談研究所紀要』への投稿数は、過去3年間に3編を数え、研究論文等の公表に対する支援は、おおむね適切に行なわれている。

なお、大学院博士課程では、博士論文の審査の前提として、専門学術雑誌等への投稿論文がひとつ以上あることを義務付けることとし、内部規程の改正を進めているが、これが実現すると、同紀要への投稿は、更に増加するものと予想される。

### [今後の改善方策]

『臨床相談研究所紀要』への投稿数の増加及び専門研修会の要旨掲載に対処するため、同紀要を増ページするか、別途、モノグラフ等を発行することを検討する。

### (2) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

#### [現状の説明]

臨床相談研究所の『臨床相談研究所紀要』の他大学院への贈呈の状況は、表7-16のとおり、臨床心理士養成第一種指定校116校、同第二種指定校30校、合計146校となっている。一方、他大学院からの研究所紀要の寄贈の状況は、同じく表1のとおり、同第一種指定校67校、同第二種指定校9校、合計76校となっている。すなわち、当研究所からは、臨床心理士指定大学院の全部に研究所紀要を贈呈しているが、寄贈は、同第一種指定校では57.8パーセント、同第二種指定校では30.0パーセント、合計では52.4パーセントにとどまっている。

表 7-16 研究所紀要の他大学院への贈呈及び他大学院からの寄贈の状況

大学院の種別	指定校の種別	合計	贈呈	寄贈
合計	合計	222	146	76
	第一種指定校	183	116	67
	第二種指定校	39	30	9
国公立	合計	66	45	21
	第一種指定校	47	29	18
	第二種指定校	19	16	3
私立	合計	156	101	55
	第一種指定校	136	87	49
	第二種指定校	20	14	6

注 国公立大学の第二種指定校の贈呈には、放送大学大学院を含む。

なお、他大学院の研究所紀要の発行状況を調査し、一覧表として整備している。

#### [点検・評価]

臨床相談研究所の『臨床相談研究所紀要』の贈呈は、100パーセントを達成している。大学院以外の相談機関、図書館等から贈呈の要請があれば、積極的に応じる体制も整えられている。

#### [今後の改善方策]

研究所紀要の他大学院からの寄贈については、同紀要を発行している大学院に積極的に申し入れていく予定である。

### 7-3-3-7 倫理面からの研究条件の整備

#### [現状の説明]

臨床相談研究所は、相談活動に関する守秘義務、クライアントのプライバシーの保護、クライアントに対する高度の倫理的配慮が求められている。この点については、臨床実習やケースカンファランス等で周知徹底を繰り返し図っている。また、受理面から相談までのプロセスをマニュアル化し、クライアントに対しては、以下の内容を書面で伝え、署名によるインフォームド・コンセントを行なっている。

「当相談研究所は、相談機関であるとともに、教育研究のための機関でもあります。ここでは、臨床心理士の資格をもつ教員、相談員または指導を受けている大学院生が面接を担当します。その際、ご了解のうえ、大学院生が隣室でワンウェイ・ミラー越しに研修したり、面接に陪席させていただくことがあります。あるいは、ご了解のうえ、録音・録画をさせていただき、上記の教職員の指導(スーパービジョン)を受けることがあります。当研究所は、来談者の相談に関する秘密は守ります。ただし、自傷や他害など、危険性があると判断した場合には、しかるべき関係者や機関に連絡をとることがあります。また、相談された事柄を教育研究のための資料とさせていただく場合がありますが、その際には、プライバシーを尊重し、個人が特定されることのないように、十分配慮いたします。当研究所は、医療機関ではありません。したがって、健康保険等の適用はありません。医療が必要と考えられる場合は、相談のうえ、医療機関を紹介させていただくことがあります。」

#### [点検・評価]

臨床相談研究所は、まだ倫理規定を設けていない。このことは、高度の守秘義務やプライバシー

保護、人権尊重等が求められる機関としては大きな問題である。

**[今後の改善方策]**

今後、臨床相談活動や教育研究を行なう上で、臨床と研究の双方に関する包括的な倫理規定を作成することを検討する。

## (4) 言語文化研究所

### [目標]

- ①大学の知的財産、研究成果の社会還元を積極的に行なっていること。
- ②学外の諸機関と共同研究をはじめとした交流・連携を行なっていること。

### 7-3-4-1 研究活動

#### [現状の説明]

言語文化研究所で年に1回年度末に発行する『言語と文化』に論文等研究成果が発表される。それらには「研究論文」、「報告」、「研究ノート」が含まれる。

『言語と文化』への投稿者は越谷、湘南両キャンパスの専任、非常勤の教員が主であるが、共同研究に客員研究員として加わった他大学等の教員や、準研究員となった大学院生からも投稿を受け付ける。採用の可否は研究所として査読して決定する。

平成13年から平成18年までの6年間で『言語と文化』に掲載された研究論文等は以下のとおりである。平成13年度が研究論文3編と研究ノート3編、その他(史料)1編、平成14年度が研究論文7編、研究ノート1編、翻訳(韓国語から日本語へ)1編、平成15年度が研究論文6編、研究ノート1編、報告が1編、平成16年度は研究論文4編と報告1編、17年度は研究論文5編、研究ノート1編、報告1編、18年度は研究論文7編、研究ノート1編と報告が1編である。ページ数は各巻で差があるが、130ページから190ページである。

なおここで言う「研究ノート」は、公表することに価値のあると認められる内容であるが、研究論文とまでは体裁などの面で整っていないものを別枠に掲載するために研究所で便宜的に用いる範疇である。「報告・その他」の場合は史料や翻訳、文献解題などで価値のあるものを想定している。

平成13年度から18年度までの『言語と文化』に掲載されたこれら研究論文等をテーマ別に分類すると、日本文学が11編、外国文学と外国事情に関するものが9編、社会学関連が7編、日本語学関連が5編、英語教育関連が4編、日本史学が3編、中国語学が2編、心理学(感情体験の分析)が2編、教育学に関連して2編であり、さまざまな分野に及ぶ。「世界の言語と文化に関する研究を行なう」という本研究所の目的からも、広く多様な分野の研究成果を受け入れて発表の機会を提供している。

これら研究論文等は本学6学部の専任教員ばかりでなく、他の大学等から招聘した客員研究員、大学院生の準研究員の執筆したものも含まれる。投稿者の延べ人数を所属別に分類すると、文学部16名、教育学部9名、人間科学部6名、情報学部4名、国際学部2名、短期大学部1名、共同執筆者として加わった他大学教員10名、客員研究員1名、文教大学大学院生2名、同大学院研究生5名である。

研究所から研究補助費を支給する給費研究の成果は、原則として『言語と文化』に発表するよう依頼している。ただし、研究によっては1年で完結しない場合もありうると想定し、また、大学の紀要や他の機関で発行される雑誌などに発表される場合もあった。それらについては研究報告として年度末に概要の報告を受け、『言語と文化』の研究所事業一覧のページに掲載している。

本研究所で特筆すべき研究としては、日本語教育に関する研究活動が客員研究員によって担わ

れていることである。本研究所に客員研究員として在籍して日本語教育関連の研究に携わった研究員は、平成13年度に中国から1名、平成14年度が中国から2名とロシアから1名、平成15年度は中国から1名、平成16年度は中国から1名であった。その成果として発表された論文は、平成14年度に2編発表されている。

関連して、近隣諸国から来日して本学大学院で学んだ留学生が成果を発表している。平成14年度には大学院生が韓国語から日本語への短編小説の翻訳、平成18年度には大学院研究生が日本近代文学関連の論文1編、中国の大学で講師を務める本学大学院修了生から論文1編が発表された。

#### [点検・評価]

『言語と文化』に掲載される研究論文等は年によって異なるが、年刊の刊行物としては概ね妥当な数と量であろう。研究領域は多岐にわたるが、「世界の言語と文化を研究する」という目的を考慮して大切にすべきであるが、内容が散漫になる可能性も含む。

大学と大学院の専任教員ばかりでなく、他大学や機関の研究者も加わって研究成果が発表されていることは研究の促進にむけて重要である。また大学院生や大学院の研究生の論文等が発表されており、発表の機会を提供することによって後進の指導と育成にも寄与できるであろう。

研究論文等の査読は研究所として行なっているが、専任研究員が空席で人員も手薄なところでは、十分な内容吟味が行なわれているとは言えない。

文学部設置以来の日本語教育への取り組みが学部だけでなく大学院での留学生受け入れ、本研究所での日本語教育研究に従事する海外からの客員研究員の受け入れへとつながっていることは評価できる。

#### [今後の改善方策]

言語と文化という研究内容が多岐にわたることから、何かあるテーマを設定して特集を組むなどを研究の深化にむけて検討すべきである。例えば、共同研究補助費を支給する研究テーマに沿う形で特集を組むこともひとつの方法である。

大学院生、大学院研究生の執筆した論文も掲載するところから、水準を高めるために指導教員の指導ばかりでなく、その他の論文等も含めて査読をシステム化して行なうことも必要になってくるだろう。当面は、研究論文はもちろん、研究ノート、報告・その他のついてはとくに所長が実質的に責任をもって研究所として行なう査読で内容をチェックし、執筆者に意見を伝えるようにする。

### 7-3-4-2 研究における国際連携

#### [現状の説明]

国際的な共同研究への参加という点で、言語文化研究所には招聘研究員、客員研究員を置くことができる。言語文化研究所規程第12条第4項は、「客員研究員は、文教大学専任教員以外の者で研究所の共同研究に参加を予定された他大学専任教員とそれに準ずる者について、研究所委員会の議を経て所長がこれを委嘱する」と規定している。

また、文教大学国際学術交流に伴う研究員の交流に関する施行基準は、国際学術交流に従事する研究員として、招聘研究員と客員研究員の2種類を挙げる。それによれば、「招聘研究員とは、本学との協定に基づき、研究及び教育に従事することを目的として、海外の大学その他の教育機

関から本学に受け入れる研究員をいう」、「客員研究員とは、本学の各研究所規程に基づき、海外から本学へ招聘する教員（研究所の研究員を含む。）をいう」と定めている。さらに、学術交流協定に基づく招聘研究員の処遇に関する内規によれば、「受け入れ期間中の研究費として月10万円を支給する」（第2条）としている。

言語文化研究所でこれまでに海外から受け入れた研究員は平成12年度から平成18年度までの実績はつぎのとおりであった。平成12年度はロシアから1名と中国から1名、平成13年度が中国から1名、平成14年度が中国から2名とインドネシアから1名、平成15年度が中国から1名、平成16年度が中国から1名、平成17年度がオーストラリアから1名であった。平成18年度はいなかった。

海外からの客員研究員延べ9名の出身国は、中国6名、ロシア1名、インドネシア1名、オーストラリア1名であった。このなかには国費留学生として派遣された研究員もいた。

客員研究員の研究テーマは、平成13年度研究員は「日本語教育コミュニケーションの背景にある文化との関係」、平成14年度は「日本語の複合格助詞と中国語の介詞と対照研究」、「日本語の婉曲表現」、「慣用表現と日本語教育」、平成15年度は、「日本語の複合格助詞と中国語の介詞との対照研究」、平成16年度は「日本語表現における誤用の取り扱い、日本語における敬語の使い方について」、平成17年度は、『批判的談話分析』の概要の研究と入門書の翻訳出版」であった。日本語教育関連が8件、談話分析に関わるものが1件であった。

本学との協定に基づく招聘研究員は受け入れた実績はなく、また言語文化研究所として海外研究拠点は持たない。

#### [点検・評価]

客員研究員として研究所に受け入れた研究員のほとんどが、本学文学部の日本語教育研究室の専任教員と共同研究に従事した日本語教育関連の研究員で占められた。これは本学の文学部、大学院言語文化研究科の海外との研究面における交流が日本語教育を中心に行なわれてきたことを物語る。それらの研究員の出身地は中国がほとんどで、ロシア、インドネシア、オーストラリアが各1名であり、近隣のアジア圏が多い。

文学部の設置の時点において日本語教育が当時として先駆的な重点施策であったこと、現在の日本語教育担当の教員が積極的に海外との交流に取り組んでいることで、このような結果をもたらしていると考えられる。近隣のアジア諸国重視という点でも、海外といえば欧米のことを意味する偏向を是正する意味で重要である。グローバル経済の進展に伴い東アジア諸国との民間ベースでの関係はこれから一層密接になることは必至であり、ギクシャクする可能性のある政府間の関係にとらわれない交流の一端となる研究交流は重要である。

しかし、オーストラリアが1件あるとはいえ、欧米語圏との交流がないことは残念である。大学間で協定を結んでいる協定校が欧米語圏で米国、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランドと分布しているのであるから、研究所としてそれらの地域との交流も進めることも検討課題である。欧米語圏から研究目的で来日する事例は少ないことも事実であろう。

また、これまでの交流は受け入れだけであり、研究所に関連する規程や基準、内規の類には、本研究所から教員が協定校等へ研究等の目的で招聘される、あるいは派遣される場合のことが想定されていない。日本から発信していくという面を、大学の海外出張規程などを活用して検討すべきである。



## [今後の改善方策]

日本語教育関連の海外展開はアジア圏を中心にして進んでいる。その他の地域との交流は確かに距離や費用の面でむずかしい面があるが、本学の海外出張規程などを活用してその可能性を探る検討する。また、協定校への学生の派遣留学は堅調に進行しているのであるから、教員の派遣も視野にいれるべきである。

## 7-3-4-3 教育研究組織単位間の研究上の連携

## [現状の説明]

言語文化研究所は大学院言語文化研究科の附属機関である。現在、本研究所には規程に基づき所長、研究部主任、研修部主任が置かれ、いずれも大学院言語文化研究科の教員が学長から任命されている。研究部の専任研究員は空席である。

名称が「大学院言語文化研究科附属」であるとおり、当初は研究科長が研究所長を兼任する慣例であった。規程上では所長の任命権者は学長であるが、研究科長は選挙で選ばれるところから、研究科の選挙の決定を学長が追認する形であった。規程には研究科とその附属研究所の関係について規定がないので、研究科長が独自に研究所の運営に携わる仕組みであった。

キャンパス内の他の研究所とは異なり、本研究所規程には学長に対する各種報告義務が定められておらず、規程上は学長が研究所の事業内容を把握できない。現在は大学院言語文化研究科長と所長は別となっており、学長が所長を任命しているので、所長の任命権者である学長が研究所に対して監督権限がないという状況にある。平成18年度には、学長から予算書と報告書の提出を求める要請が研究所長宛に送付された。

本研究所規程によれば、所長と主任に加えて、各学部から1名ずつ選出された委員で構成する研究所委員会を置くことになっているが、現在は各学部からの委員は選出されておらず、委員会の実体がない。平成11年度には開かれた記録があるが、その後については不明である。

言語文化研究科附属の研究所という組織の位置づけであるが、研究員の募集、研究論文の募集、給費研究の募集は全学部、全研究科の教員を対象に行なう。研究員に申請する場合には、履歴の概要、研究業績、研究題目、研究概要を提出してもらい、研究所で選考して委嘱する。

研究員の種別は、研究員、客員研究員、準研究員がある。研究員の条件は本学の専任教員であること、客員研究員は、研究員とともに共同研究を行なう他大学の専任教員またはそれに準ずる者、準研究員は、研究員とともに共同研究を行なう大学院在籍者、またはそれに準ずる者である。募集は毎年度初めの4月に募集して5月半ばに締め切り選考して所長が委嘱する。

これらの研究員には研究員としての給費補助はない。研究所から研究補助費を受けるには、さらに手続きを要する。すなわち、個人研究テーマを設定して給費研究に応募するか、または研究所で設定したテーマによる共同研究に給費研究として応募するか、どちらかである。給費研究のみに応募はできないので、研究員となったうえで給費研究に応募する。給費研究を申請する際は、研究題目と研究概要、支出明細を記した申請書を提出してもらう。

平成13年度から18年度までに委嘱した研究員はつぎのとおりである。個人研究員は延べ人数(準研究員を含む)が18名で、うち文学部が9名、教育学部が8名、情報学部が1名である。共同研究員(客員研究員、準研究員を含む)は延べ人数が24名で、うち文学部が19名、教育学部1名、人間科学部1名で、平成13年度に教育学部と人間科学部から各1名が加わったが、その後は文

学部の教員だけであった。

研究論文の投稿は全学から受け付けており、各学部から実績がある。

学外からの客員研究員は文学部の専任教員との共同研究という形で平成13年度から17年度までは毎年受け入れたが、平成18年度はいない。

同じキャンパスに設置される臨床心理研究所、生活科学研究所、教育研究所との関係は十分とはいえない。各研究所が独自に紀要を発行し、社会人を対象とする講座等を独自に企画して実施している。研究所間の連携は検討課題となっているが、現在のところ具体的なことは定まっていない。

#### [点検・評価]

研究所の専任教員が空席であり研究体制は十分とはいえない。所長、研究部主任、研修部主任に学長から任命される教員は、学部と大学院に帰ればそれぞれ役職や委員会の職務がある。研究所のスタッフとなることもまた、研究に重点を置いた立場になるというよりは、役職や委員をさらにもうひとつ引き受けるとしか受け止められていない。

研究科付属という位置づけと、形式上の所長の任命権者が学長なのに学長には所長に対する実質的な監督権限がないという状況も曖昧である。

規程に明記された研究所委員会が休止状態になっているのは問題である。

研究補助費は学部、大学院の個人研究費、共同研究費と重複して受給することができる。研究員が学部、大学院の個人研究費、共同研究費とどのように研究内容の整合性をつくっているかは確認する仕組みがない。

#### [今後の改善方策]

研究機関としての研究所の実質的な位置づけをして、所長と主任の研究職としての位置づけと研究員の身分に対する実質的な保障をするための措置について検討する。

### 7-3-4-4 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

給費研究の取り扱いについては平成13年度以後について述べると、ほぼ同様の方法が踏襲されてきている。研究補助費は単年度あたり70万円で、それを応募の件数に応じて、個人研究費と共同研究費に振り分けてきた。その額は、給費研究の研究内容を検討してから決定されるが、振り分ける基準は、個人研究は1件当たり、共同研究は個人当たりの研究補助費を、10万円から15万円としてきている。たとえば平成15年度には2件の個人研究に15万円ずつで計30万円、5名の共同研究員に合計で40万円、平成16年度には、3件の個人研究に10万円と15万円で計40万円、2名の共同研究員に計30万円、平成17年度には、個人研究が2件で20万円、6名の共同研究員に計50万円、平成18年度の場合、個人研究が3件で各10万円ずつ合計30万円、3名の共同研究員に10万円、15万円、15万円で、計40万円であった。

研究所の全体予算300万円のなかから、給費研究補助費としてこのように毎年度70万円が支出される。ほかには、『言語と文化』の印刷費用が年度によって異なり、70万円から100万円の幅で支出され、そして夏期講座の費用が年々増加して最近では80万円から100万円の幅で支出される。

個人研究の場合はとくに研究内容に制約を設けずに募集しており、研究員となった者が給費

研究に応募できる。給費研究として委嘱した個人研究は、平成13年度は3件、平成14年度は2件、15年度が2件、16年度が3件、17年度が2件、18年度は研究員に4件を委嘱したが、そのうち給費研究は3件であった。

個人研究の研究テーマは以下のとおりである。平成13年度は、「戦後作家のテキスト生成の場とジェンダー論による読みの試み・川端康成、武田泰淳、大庭みな子など」、「視覚と言語 そのⅠ アニメーションの音と言葉」、「『大乘院寺社雑事記』にみえる中世茶の湯史料」、平成14年度は、「アーティスト・ブックにおける言語の視覚化－そのⅠ－」、「『経覚私要鈔』にみる室町末期の茶の湯」、平成15年度は、「明治初期（幕末・開花期から、明治20年代半ばまで）の文学の可能性の検討」、「絵本における視覚言語 そのⅠ」、平成16年度は、「日中における近代訳語の形成について」、「絵本における視覚言語 そのⅡ」、「文化差における自己開示の違い」、平成17年度は、「美術における視覚言語 そのⅠ」、「高齢英語学習を取り巻く環境－異文化体験が学習者へ及ぼす影響－」、平成18年度は、「語彙の計量分析－身体語彙を中心に」、「児童英語における絵本活用に関する研究：英語・日本語両言語における交互読み聞かせを通して」、「美術における視覚言語 そのⅡ」、「日本語のコミュニケーションにおける「笑い」の総合的研究」であった。

共同研究の場合は、研究所でテーマを設定し、そのテーマに適合する研究を行なう研究者を年度始めに募集する。平成13年度のテーマは「セクシャルハラスメントに関する意識調査」、平成14年度は「日光街道沿線の郷土史研究」、平成15年度と平成16年度は「文字と文化」、平成17年度と18年度は「社会と文化」であった。これら共同研究の研究員はいずれも給費研究に応募し、例年1人あたりにして10万円から15万円が支給された。

これらの個人研究、共同研究はいずれも年度末に研究結果を報告することを義務とする。給費研究として委嘱する場合は、成果をできるだけ研究論文として発表するよう要請しているが、義務とはしていない。

研究活動に必要な研修機会としては、国内外の学会費、それらの学会への出張があり、さらには研究所で主催する研修に講師として招くことで、受講生との対話を通じて研究成果を社会的により一層意義のあるものへと練り上げることができる。

共同研究の研究補助費の配分は、研究員1人あたりが10万円から15万円を支給される方法で定着している。共同研究のテーマは、平成13年度と14年度は、「セクシャルハラスメントに関する意識調査」、「日光街道沿線の郷土史研究」であり、テーマとして目標が明確であったが、平成15年度以後は、学内のより幅広い参加を可能にするため「文字と文化」や「社会と文化」など、大きなテーマとなっている。

#### [点検・評価]

研究員の申請も給費研究の申請も、形式的に選考が行なわれるが、申請すれば認められる現状である。個人研究と共同研究の給費研究への応募状況は毎年それぞれ2～4件であり、研究費の配分額決定も、予算を応募者数で割って算出する方法であり、研究内容を査定したうえでの配分ではなく、研究資金補助を支給する仕組みが応募者間で競争的になっているとは言い難い。

給費研究に支給した研究費の用途については、年度末に報告を求める。それら研究報告は『言語と文化』で公表しているが、提出された報告書を所長が内容確認する制度はない。

また、湘南キャンパスの教員からの応募は少なく、越谷キャンパスにおいても応募する教員が限定されてきている。

#### [今後の改善方策]

個人研究や共同研究に給費を支給する場合、実質的に研究補助費として有効かどうか、事前と事後に査定する制度について検討する。

### 7-3-4-5 競争的な研究環境創出のための措置

#### [現状の説明]

科学研究費補助金などの研究助成への申請は研究所としてかつて行なわれたことがない。

本研究所における研究は個人研究と共同研究の二種に分けている。それぞれの研究員を学内から募集して委嘱したうえで、その研究員に給費研究に応募してもらうという手続きを採用し、競争的な研究資金を提供している。

給費研究のうち個人研究は、年度ごとに応募を受け付け、そのなかから3～4件を選考し、それぞれ10万円から15万円の研究費を支給している。共同研究員は研究所でテーマを設定し、応募者のなかから選考し、各研究員にそれぞれ10万～15万円の研究補助費を支給する。

本学の教員は、在籍する学部において個人研究費が一人あたり23万円保障されている。加えて、学部、大学院研究科ごとに共同研究費の制度があり、それぞれの組織で独自の配分方法をとっている。それらの個人研究費と共同研究費に加えて、本研究所の研究費を重複して受けることは可能であり、それらの間の整合性については個別に確認するシステムはない。

越谷キャンパスには本研究所のほかに、臨床心理、生活科学、教育の3つの研究所が設置されている。越谷キャンパスで研究所長の連絡会議はかつて開催されていたこともあるが、現在は開催されず、相互の連絡もない状況である。それぞれが独自に紀要を発行し、市民対象の講座を開催しているが、どのような内容の講座を開催しているか、どのような広報活動をしているかについて、相互の連携はない。

#### [点検・評価]

科学研究費補助金など研究助成への申請が行なわれないのは、研究所に関わる教員がすべて学部、大学院から任命された人員であり、研究所を拠点とする専任研究員がいないため、各教員にとってみれば研究所を基盤にして申請すべき理由がないからである。規程では専任研究員をおくことが可能であるが、研究所設立の当初からずっと空席である。専任の研究員がいるとすれば、その研究員を中心にしてプロジェクト等を立ち上げ、科学研究費補助金などの研究助成への申請を行なう環境が整う。

越谷キャンパスに設置される臨床心理、生活科学、言語文化、教育の4研究所相互の連携が不十分であることにつき、平成19年度になって学長から検討課題とされた。それぞれが単年度あたり300万円の予算をもとに運営されているが、研究所によっては規程どおり運営されていない場合もあるなど、問題点が指摘された。それぞれが研究所としての独自の歴史を背景にしており、社会的にも認知されているが、学際的な研究の可能性を探る場合などには、相互にどのような活動をしているのか、理解しておく必要があるだろう。これからは学際的な研究がますます重要性を帯びることになることを考慮するならば、相互にどのようなことをしているか、理解を深めることは必要であろう。

#### [今後の改善方策]

専任の研究員を置いて外部の補助金申請の活動ができるような環境ができればもっとも望まし

いが、次善の策として、所長や主任が研究所の活動に多くの時間をつぎ込めるような環境を整えることであるので、これについて検討する。

### 7-3-4-6 研究上の成果の公表、発信・受信等

#### [現状の説明]

研究論文等の公表を支援するために、研究所の予算で『言語と文化』を発行している。

発行の手続きはつぎのとおりである。毎年度初めの4月に、所長と主任、事務担当職員が会議を開いてその年の募集計画を正式に決定する。4月第3週に行なわれる越谷と湘南の各学部教授会で募集要項の周知をお願いし、6月半ばを目安に投稿申し込みの締め切りとする。原稿提出の締め切りは11月の半ばとし、その後に研究所長と研究部主任で点検を行なったあと、印刷に回し、年度末の3月に発行する。

紀要『言語と文化』は、年度により異なるが、これまでの実績ではおおよそ130から200ページほどの冊子となっていた。発行するために費用も写真や図表を組み込むなどの作業を含むこともあり、年度により異なるが、80万円から100万円程度の額が必要であった。発行部数は毎年度900部である。

この『言語と文化』にはISSN(International Standard Serial Number)すなわち国際標準逐次刊行物番号を取得している。論文に題目と著者名を付し、英文の概要を付す(中国語、ドイツ語、フランス語も可とする)ように定めており、海外への発信となることも考慮している。

完成した『言語と文化』は、学内の専任教員と非常勤教員全員に送付するほか、国内では約400箇所の大学や研究機関に送付し、海外の約50箇所の研究機関に送付している。そのほか、研究論文等のタイトルを紀要各号の目次と同じ体裁にして、文教大学ホームページに開設される研究所のページ上に公開している。

国内外の大学、研究機関の研究成果を受信する条件は研究所として整備されていない。専任の研究員が空席の状況ではそこまで手が回らないのが実情である。

#### [点検・評価]

問題になりうる可能性をいくつかの側面から考えておくべきである。ひとつは、『言語と文化』に掲載する研究論文等の内容についての査読のシステムが完備していないことである。すなわち、研究所は執筆者から原稿を受け取った段階で点検はするが、その論文等の内容について評価をしてコメントをし、執筆者との意見交換をする制度がまだできていない。結果的に、論文等の内容については執筆者の責任と判断にまかせることになっており、研究所としての質の保証、ひいては研究員に対する研究所としての方針の伝達ができていることになる。

専任教員を研究員として選考して委嘱したあと、給費研究の申請を認定すれば研究補助費を支給することになるが、ほかに保障されている経常的な研究費の用途との整合性は確認できない。

また、年度末に報告が行なわれる研究成果について、給費研究として研究所の求める基準に合うものかどうかの評価はしていない。給費研究に委嘱された場合には、その研究結果を論文等でまとめるように依頼しているが、義務化していないので、義務化する必要がある。

研究員、客員研究員、準研究員を選考して委嘱する場合に、研究員となることの意味が不明確である。研究員になり、つぎの手続きで給費研究に応募し研究補助費を受け取ることができる。専任教員にとっては、研究員になるだけではあまり意味はないことになる。

さらには、給費研究の申請そのものの数が少ない状況が続いている。個人研究にせよ、共同研究にせよ、限られた研究補助費を獲得しようとして競い合うような、競争的な場が十分つくられていない状況である。

ホームページに掲載するのが研究論文等のタイトルのみであるのは改善を要する。掲載には多くの手間もかかり、執筆者の承認も必要であるが、研究成果を広く発信していくために必要であろう。

国内外の大学、研究機関には、言語や文化に関する研究活動を行なっているところが少なくない。それらの機関から発信される研究成果や情報を集約し受け入れる態勢があれば望ましい。

#### **[今後の改善方策]**

査読のシステムについては、文学部紀要の査読制度が参考になるので、文学部の紀要委員会が行なっているような手続きを研究所の責任で導入することを検討する。

言語、文化に関わる研究活動のなかで本研究所は日本語教育関連が顕著であった。日本語教育関連の研究成果や情報を集約する拠点になることを目指し、国内外の大学、研究機関との連携を促進していく。

## (5) 湘南総合研究所

### [目標]

- ①学内外との共同研究を推進すること。
- ②学外からの委託研究を受託すること。
- ③客員研究員を招聘すること。
- ④セミナー、国際会議を開催すること。
- ⑤地域社会へ貢献すること。
- ⑥海外研究機関と交流すること。
- ⑦研究資料の収集及び研究成果を公開すること。
- ⑧定期刊行物を発行すること。

### 7-3-5-1 研究活動

#### [現状の説明]

湘南総合研究所紀要として『湘南フォーラム』掲載の論文等の件数は以下の通りである。

平成14年度	研究論文	5件	研究報告	4件	研究ノート	1件
平成15年度	研究論文	4件	研究報告	3件	研究ノート	1件
平成16年度	研究報告	4件	その他	1件		
平成17年度	研究論文	5件	研究報告	2件		
平成18年度	研究論文	1件	研究報告	2件		

なお、特筆すべき研究活動として平成14～16年度にわたって実施された「茅ヶ崎市と連携した研究活動」をあげることができる。既に成果として報告されている研究テーマと研究分担者(所属)は次の通りである。

- ・「茅ヶ崎市別荘史」 川崎衿子 (短期大学部)
- ・「茅ヶ崎市における『男女平等参画社会』実現政策の現状と課題」 椎野信雄 (国際学部)
- ・「茅ヶ崎市北部丘陵地域の文化拠点シミュレーション」 高田哲雄 (情報学部)
- ・「湘南地域における高校キャンパスの景観シミュレーションモデル」 広内哲夫 (情報学部)
- ・「茅ヶ崎市在住の外国人と行政サービス」 齊藤功高 (国際学部)
- ・「茅ヶ崎市観光開発のための調査研究」 那須幸雄 (国際学部)

#### [点検・評価]

研究活動の活発さを表す指標のひとつとして、研究成果発表媒体(研究所紀要)である『湘南フォーラム』のこの5年間のページ数を見てみると、154ページあった第7号(平成14年度)以降、73ページ(第8号、平成15年度)、85ページ(第9号、平成16年度)、70ページ(第10号、平成17年度)、78ページ(第11号、平成18年度)と推移している。

平成14年度の154ページに対して、平成15年度以降4年間の平均は76.5ページであり、当初比で半減している。特に研究論文について見ると、平成18年度には1件のみとなっている。よって研究成果の発表数にはやや危機的状況にあると言っても言い過ぎではない。

ただし、特筆すべき研究活動として地域(茅ヶ崎市)と連携した取り組み実績があり、平成14～16年度にわたって継続的に成果を挙げている。これらの取り組みは大学の社会貢献とも相

まっって湘南校舎における研究活動の潜在力を引き出す上でも今後の湘南総合研究所の研究活動に対して参照すべきモデルを提供していると言える。

#### [今後の改善方策]

まずは当研究所が主導する研究活動を活性化するための第一歩として、研究論文等研究成果の発表を活性化しなければならない。そのために、共同研究を公募すること、また客員研究制度を有効活用することについて検討する。

そして、上記実績にもあるように研究所が主導する形で研究分野・主題を設定して研究活動を組織化してゆく。

### 7-3-5-2 研究における国際連携

#### [現状の説明]

第1回日韓栄養・食生活比較研究シンポジウム「日本と韓国の栄養・食生活の現状と課題－健康長寿社会の構築を目指して」を平成18年10月26日文教大学湘南校舎にて、日韓拠点大学水産学術交流事業（日本学術振興会と韓国科学技術財団の共同事業）及び文教大学湘南総合研究所との共催により開催した。シンポジウム実行委員長は本研究所員・中島滋短期大学部教授で、韓国からは6名の研究者が参加して3件の研究発表を、日本からは6名の研究者が参加して3件の研究発表を行なった。

大会最終セッションにおいて全発表者の参加によるパネルディスカッションを実施した。なお本シンポジウムには日韓拠点大学交流事業サブコーディネーターの佐伯宏樹北海道大学教授が座長として参加した。

#### [点検・評価]

高齢化に伴う、糖尿病、高血圧症、高脂血症、などの生活習慣病が増加していることは日韓両国において大きな社会問題となっている。また青少年に目を向けるといわゆる「ファーストフード」等の食環境の変化はグローバル化の進展の中で国境を超えた「肥満」現象として問題化している。日韓も例外ではないことは言うまでもない。

よって上記取り組みはきわめて時宜を得たものであり、日韓の伝統的な食生活が生活習慣病に対してどのように寄与してきたかを解明することにより、予防医学への貢献を期待できるものである。

短期大学部中島教授は上記テーマの継続を前提として引き続き本研究所研究員として研究活動に取り組むことが決まっておりますさらなる研究成果を期待できる。

#### [今後の改善方策]

他の研究分野においても国際的な研究活動に向けての潜在力を顕在化することが当研究所の使命であり、研究費・研究員等の制度面の活用及びテーマの発掘について取り組んでいく。

### 7-3-5-3 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### [現状の説明]

平成14～16年度において実施した「茅ヶ崎市と連携した研究活動」においては以下のように湘南校舎の各学部と協力した総合的な取り組みを実施した。



「地域の住環境について」(短期大学部)

「自然環境の文化拠点および高校キャンパスの景観シミュレーションモデルについて」(情報学部)

「男女平等参画社会」「外国人と行政サービス」「観光開発について」(国際学部)

#### [点検・評価]

湘南校舎には情報学部、国際学部、短期大学部の3学部があり、国際学部は学部自体が学際的な性格を有しており、総合的・学際的な取り組みを進めるためにはきわめて有利な環境にあると言える。

情報学部および国際学部に大学院が開設されたので大学院も含めた教育研究組織単位間の研究上の連携がますます重要となってきた。

#### [今後の改善方策]

3学部・2研究科と連携した研究活動は、各学部・各研究科と湘南総合研究所双方にとって有益なものである。これら連携した取り組みの機は十分に熟している。制度面、研究のテーマ(コンテンツ)の両面から改善策について検討する。

### 7-3-5-4 経常的な研究条件の整備

#### [現状の説明]

1) 個人への研究費の支払い実績は次の通りである。

平成14年度 3件、各30万円、計90万円

平成15年度 3件につき、それぞれ21万、25万円、16万円、計62万円

上記9件はいずれも公募による募集を研究所委員会において審査し決定したものである。研究成果はいずれも研究所紀要(『湘南フォーラム』)に公表されている。

平成16年度以降は採択・支払い実績がない。

2) 共同研究費の支払い実績は次の通りである。

平成15年度 1件につき15万円

平成16年度以降、共同研究費の採択実績はない。

3) 個人と共同を合わせてみると、次のように推移している。

平成14年度 90万円

平成15年度 77万円

平成16年度 採択案件なし

平成17年度 採択案件なし

平成18年度 採択案件なし

4) 平成19年度においては既に公募の結果、共同研究4件につき採択し研究費の交付を決定している。

①HDカメラによる3次元撮影とその再現に関する研究(交付決定額:246,000円)

研究員 高田 哲雄(研究代表者、情報学部)

研究員 広内 哲夫(情報学部)

客員研究員 羽倉 弘之(大学院情報学研究科兼任講師)

②プロジェクトマネジメントを対象とした標準教育カリキュラムに関する研究

－経営工学分野の延長としての教育の可能性について－(交付決定額:246,160円)

研究員 関 哲朗（研究代表者、情報学部）

客員研究員 横山 真一郎（武蔵工業大学知識工学部）

③植民記憶の公共性について－沖縄からの視点をふまえて－（交付決定額：240,000 円）

研究員 奥田 孝晴（研究代表者、国際学部）

客員研究員 藤巻 光浩（静岡県立大学国際関係学部）

④ヒスチジン摂取による肥満予防及び解消に関する研究

－ヒスチジンの作用機序に関する検討－（交付決定額：250,000 円）

研究員 中島 滋（研究代表者、短期大学部）

準研究員 後藤 浄子（帝京平成大学）

準研究員 小嶋 裕美（華学園栄養専門学校）

#### [点検・評価]

過去5年間の推移で見たとき、研究費総額で平成14年度に90万円、平成15年度に77万円あったのが、平成16～18年度の3年間にわたって個人研究費、共同研究費共に採択案件なし（研究費ゼロ）となっている。この事態は研究活動の不活性化の要因となりかねない。

平成19年度においては共同研究費について既に4件が採択されており（総額982,160円）、研究費回復の方策が講じられている。

共同研究については、本研究所規定第4条の（1）に「学内外との共同研究」とうたわれている通りであり、最優先課題と言える。しかし制度化の方策は取られていないので、より明確な制度化の方向に進むべきである。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策についても、残念ながらこれまで取り組みがなされていない。

#### [今後の改善方策]

研究費支出を制度面で裏付けるものとして共同研究費の制度化を実現する。一方では、研究費支出を内容面で裏付けるものとして「研修機会の確保」を挙げることができるので、学内の学部・研究科との協力は無論のこと、国際的な視野を含めた学術団体等との提携協力の可能性を追求する。

## 7-3-5-5 研究上の成果の公表、発信・受信等

#### [現状の説明]

研究論文・研究成果の公表を支援する措置として、現在、研究成果の唯一の発表媒体は研究所紀要『湘南フォーラム』である。この5年間の発行状況は以下のとおりである。

第7号（平成15年3月10日発行）総ページ数 154 ページ

第8号（平成16年3月10日発行）総ページ数 73 ページ

第9号（平成17年3月10日発行）総ページ数 85 ページ

第10号（平成18年3月10日発行）総ページ数 70 ページ

第11号（平成19年3月10日発行）総ページ数 78 ページ

これまでは『湘南フォーラム』の送付先は高等学校長あてであり、国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信するために、研究所紀要の送付・交換等は実施してこなかった。

**[点検・評価]**

研究論文の価値を決定する要因として引用（citation）の重要性はあらためて指摘するまでもない。よって、研究論文・研究成果の公表を支援する措置は引用の促進のために必須の要件であり、ひいては大学の持つ総体としての研究能力を高める道でもある。

現状の問題点として、媒体が『湘南フォーラム』ひとつに限定されている点を挙げることができる。ウェブ時代であることを指摘するまでもなく、媒体の選択幅が狭すぎる。

また配布先の選択も高等学校長となっているのは不適切である。その多くは全く活用されていないものと推測できる。

内外の研究機関との研究情報の交換は研究組織としては基本的課題であるが、国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備についてはこれまで取り組まれてこなかった。

**[今後の改善方策]**

- 1) 発表媒体の選択幅を広げるために、多くの機関で既に実施されているウェブでの研究論文公開に取り組む。
- 2) 毎年1回発行している紀要のほかに季刊の「研究所ニュース」の発行を検討する。この媒体に研究報告の速報性を持たせることもできる。
- 3) 研究所紀要『湘南フォーラム』の配布先を全面的に見直す。大学、研究機関を中心として、既に確立している図書館を通しての配布ルートを活用も検討する。
- 4) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備については、湘南図書館がとっている体制とも連携しながら、研究所として必要な範囲を決定し、受発信を実施する。
- 5) 研究成果の公表を支援する措置として、研究所主催のセミナー・研究会の開催を検討する。その際に内外の学術団体等との提携も視野に入れる。

## 第 8 章 施設・設備等

## 第8章 施設・設備等

### [目標]

- ①施設・設備が適切に整備され、保全されていること。
- ②教育用のコンピュータ、AV機器などが適切に更新されていること。
- ③防火・防災の態勢が必要かつ十分に整っていること。

## 第1節 大学・学部等における施設・設備等

### [越谷校舎]

#### 8-1-1-k 施設設備等の整備

##### [現状の説明]

越谷校舎の校地・校舎等は、次のとおりである。

- (1) 校地 98,877 平方メートル（第2運動場、第3運動場を含む）
- (2) 校舎 40,051.13 平方メートル

現存の建物と建設年は、次のとおりである。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ・ 1号館・9号館・11号館・ボイラー室・変電室 | 昭和41年（越谷校舎開設時）建設 |
| ・ 2号館・10号館               | 昭和42年            |
| ・ 5号館・12号館・介護実習室（家庭管理室）  | 昭和45年            |
| ・ 4号館                    | 昭和46年            |
| ・ 6号館・ピアノレッスン棟           | 昭和47年            |
| ・ プール更衣室                 | 昭和51年            |
| ・ 7号館・付属楽器庫              | 昭和52年            |
| ・ 第2運動場の機具庫・機械室・外便所      | 昭和54年            |
| ・ 第3運動場の管理室・機械室・外便所      | 昭和55年            |
| ・ 図書館・第3運動場更衣室           | 昭和56年            |
| ・ 第2体育館                  | 昭和59年            |
| ・ クラブ室A棟・B棟・C棟・D棟・E棟     | 昭和61年            |
| ・ 体育館                    | 平成7年             |
| ・ 警備室・第2運動場の部室棟          | 平成8年             |
| ・ 3号館・食堂                 | 平成9年             |
| ・ 8号館                    | 平成10年            |
| ・ 部室棟（8棟）                | 平成12年            |
| ・ 古典芸能練習室                | 平成13年            |
| ・ 13号館                   | 平成15年            |

講義室・演習室・学生自習室の総数は107室、面積は8,163.6㎡となっている

(3) 校舎以外の主な施設の現状は、以下のとおりである。

プール (25m、7 コース)

第1 運動場 (テニス・ラバーコート6 面、地下雨水調整池、グラウンド、テニス・オムニコート2 面)

第2 運動場 (雨水調整池を兼ねたテニスコート5 面・グラウンド<野球>)

第3 運動場 (グラウンド<サッカー><ラグビー>)、弓道場、雨水調整池)

(4) 教育学部小学校教員養成及び各教科中高教員養成のための、ピアノレッスン棟 (ピアノ練習用の個室)、音楽用ミュージックラボラトリ、物理・化学等の実験室が設置されている。また、人間科学部及び人間科学研究科のための心理実験室等が配置されている。これらの施設の実験機器等は、適切に管理され必要に応じ更新されている。

(5) 情報機器などの整備状況

コンピュータ関係機器を設置し情報処理系科目の授業等に供している PC 教室が次のとおり設置されている。

PC 教室            3号館    3階4階5階    計8教室485台

情報処理機器は、平成8年に文部省の補助を受け整備を行なって以来、利用の拡大にあわせて順次整備を行なっている。現在では、全てのコンピュータ教室、研究室・事務室が学内 LAN へ接続されている。普通教室は一部未整備であるものの、半数以上の普通教室も学内 LAN へ接続可能になっている。また、情報コンセントを学食2F内 (60 個) 学生懇談室内 (8 個)、無線 LAN のアクセスポイントを食堂 (3 箇所)・3号館1階 (4 箇所)・13号館1階 (1 箇所)・図書館 (1 箇所) など計9箇所に設置し、学生・教職員が学内のいたるところから、学内 LAN に接続できる環境を整備している。

また、SSL-VPN システムを導入し、学外からも教職員が学内 LAN を安全に利用できるようにしている。キャンパス内 LAN はインターネットへ光ファイバケーブルを利用した高速回線で接続されており、動画などのコンテンツも快適に利用することができる。同時に他キャンパスと学内 WAN が構成され、キャンパスを越えた情報利用が可能になっている。

教育用パーソナルコンピュータの整備状況は高速の LAN で接続され、インターネットが利用可能であることはもちろん、ファイルサーバをはじめとする各種サーバの利用、高速のカラープリンタの利用などが可能である。また、これら以外に CALL 教室が4教室あり、語学教育に利用されている。なお、これら教育用パーソナルコンピュータは、平成8年度以降情報通信技術の急速な発展に対応すべく、3年サイクル (リース) で更新を行なっている。

(6) 視聴覚機器等の整備状況

普通教室への AV 機器の設置状況は、TV・VTR については100%設置しており、概ね100名以上を収容する大教室には、プロジェクタを設置し、各種教材が提示できるよう整備されている。

#### [点検・評価]

昭和41年の開学時から52年までの11年間に建設された建物が10棟も残っており、老朽化に伴う保守・保全または維持・管理が重要かつ大きな課題となっている。また、地震などに対する防災対策や校舎全体に係る再構築・再整備についても以前から検討されている。

建物の補修については、これまで、8号館・13号館を除くすべての建物の漏水防水補修工事を実施し、全号館においての概ね終了している。しかしながら、建築時より30年以上経過した建物が多く洗面所などの排水管・給水管の腐食が著しく進んでいる。特に1号館、2号館、4号館、

5号館、7号館、9号館、10号館においては排水管の目詰まり、給水管からの漏水が発生している。

また、6号館4階部分のコンクリート剥離落下が確認され、緊急対応として落下による事故防止対策を実施している。

越谷校舎の学部学科の特徴に対応した特別教室、実験実習設備については、概ね適切に整備されている。今後の技術革新等に対応した更新、メンテナンスが重要である。

#### [今後の改善方策]

現在、人間科学部棟と教育学部棟の一部、美術棟に着工したところであり、この工事は、平成20年3月に竣工予定である。既存の建物・設備については、適切にメンテナンスをしていく。また、情報機器等については、技術の動向に留意し、時代遅れにならないように更新していく。

## 8-1-2-k キャンパス・アメニティ等

#### [現状の説明]

越谷校舎は、校舎東南側に元荒川が流れ、近くには越谷市営梅林公園、宮内庁埼玉鴨場、越谷市営第5運動公園、桜並木遊歩道などが大学南面まで続いているという恵まれた環境に立地している。校地内にも多種目の樹木が樹勢を誇り、木陰には大理石によるベンチ・テーブルが配置され、周りの環境と合わせてキャンパス・アメニティを高めている。

樹木の管理については、専門の造園業者に業務委託し・樹木の伐採・剪定・害虫駆除などを行っている。また清掃については、各教室や構内が常に清潔な状態を保てるように配慮している。窓ガラスと床面は、長期休暇期間を利用して年2回特別清掃を実施し、快適な環境空間を維持するよう努めている。これらは、キャンパス・アメニティを高めることに資するものと考えられる。なお、構内の喫煙については、現段階では喫煙場所を特定しての分煙化を実施しているが、喫煙場所を段階的に縮小している。

学生のための生活の場としては、食堂と8号館1階ホールがある。ラウンジ的なスペースの少ない本キャンパス構内においては、食堂1・2階と8号館1階ホールがその機能を兼ねている。また1号館・2号館・6号館・13号館の1階ロビーにソファを配置しており、くつろぎのスペースとして活用できる。屋外にも適宜ベンチを置いており、談話が可能である。その他に、図書館・パソコン教室・レッスン室などは、20時まで利用できるようになっている。また、学生生活に必要なものを保管することができるよう、全学生にロッカーを貸与している。

越谷校舎の周辺には多くの自然があり、「越谷で一番美しい所」と言われているように、恵まれた環境にある。これらの環境を守るように大学としても可能な努力をしている。

#### [点検・評価]

キャンパス・アメニティに関する事項は、事務局施設課が中心となって実施しているが、全体を視野に入れて計画的に実施しているとはいえ、現状では、十分とはいえない。

学生の生活の場としては、特に貧弱である。学生数に比した食堂の狭さは問題であり、たびたび不満が寄せられている。平成18年度卒業生に対する卒業時アンケートでは、回答者の64.0%が改善を希望している。

#### [今後の改善方策]

新館建設が決定しているが、それを含めた校内の環境設備を全学的に検討する。事務局の意見や各学部の施設委員会および各種委員会の意見を集約し、組織的に計画実施していく。

### 8-1-3-k 利用上の配慮

#### [現状の説明]

30年以上経過し老朽化した建物が多く、それらの建物では基本的に障害者に対する配慮はされていない。最近建てられた3号館、8号館、13号館にはエレベーター・障害者用トイレ・点字ブロック・点字案内板を設置している。なお、図書館には、車椅子用のスロープ、障害者トイレを事後の工事で設置した。

#### [点検・評価]

身体に障害がある学生が、健常者と共に学ぶための環境、条件を整えることは当然のことである。その点で、越谷校舎の状況は十分とはいえない。障害の内容は多様であるため、全ての必要性をあらかじめ完全に満たすことは難しいが、少なくとも、特定の障害を持つ学生を入学許可した時点で、その学生の卒業までの期間を無理なく修学し得る要件を満たすことは、当然の責務である。越谷校舎は今までに、いろいろな障害がある学生を受け入れており、現在も在籍している。それらの学生に対する対応は、基本的に行なっている。

しかし、必要が生じてから対応するだけでなく、常日頃から可能か限り準備をしていくことが必要である。当面、構内各所の段差の解消、点字ブロックの設置や点字案内板の設置等を進め、さまざまな障害を持った学生に対する対応を考える必要がある。

#### [今後の改善方策]

抜本的には、越谷キャンパス再開発計画によって教育・研究施設設備環境を整備する中で障害者用設備を充実する。また、必要が生じた場合は、できる範囲で対処し、障害を持った学生も無理なく学修しうる条件を整備する。

### 8-1-4-k 組織・管理体制

#### [現状の説明]

越谷校舎における次の施設・設備等の維持・管理は、業務委託により専門企業に委託している。これらの管理業務に対して第一義的には委託企業が責任を負っているが、大学としては施設課が管理内容に責任を持ち、委託業者との綿密な連携の上に維持・管理に努めている。

- ・ 電話交換業務
- ・ 学内 LAN 設備維持管理業務
- ・ 常駐警備
- ・ 機器警備
- ・ 清掃業務
- ・ 空調設備維持管理業務
- ・ 第2・第3運動場管理業務

施設・設備の衛生・安全については、つぎのような措置をとっている。

- ・ 食堂の衛生管理（点検・対応）
- ・ 給排水・雑排水管理（点検・対応）
- ・ ネズミ・昆虫駆除、
- ・ 樹木剪定・消毒



- ・ 除草
- ・ 毒物・劇物の保管（点検・対応）
- ・ 校庭・校舎の安全管理（警備委託）
- ・ 危険物保管（点検・対応）

#### [点検・評価]

施設・設備の維持管理に関しては、かなりの部分を委託しており、直接的には業者が作業に責任を持っている。大学としては、委託業務内容については施設課、契約については総務課が責任を持って行なっており、問題はない。

校舎の施設・設備の衛生・安全確保については、必要な対応は行なっているが、システム的に十分に整備されているかという点では若干の問題がある。

#### [今後の改善方策]

越谷校舎における、施設・設備等の維持・管理及び衛生・安全管理を確保するためのシステムの確立という点について、今後、学部委員会とも検討・協議を行ない、システムの確立に努める。

## 〔湘南校舎〕

## 8-1-1-s 施設設備等の整備

## 〔現状の説明〕

昭和60年4月に開設した湘南校舎は、茅ヶ崎市の海浜からほぼ真北、直線距離で約6kmに位置し、JR茅ヶ崎駅及び小田急江ノ島線・相鉄いずみ野線・横浜市営地下鉄線の湘南台駅から路線バスで約20分の位置にある。バス路線の終点である本学のバスターミナル（海拔約50m）を最高地とし、これを約17m弱下がる尾根と谷地（谷戸）の地形を整地・整備して設置された校舎である。南北方向に長い概ね長方形で立地している。

建物の9割は、黒褐色系の瓦屋根のレンガ（タイル）壁作りである。また校舎内をリング状に走る道路（リング道路）内の平坦面や歩道は、レンガ色と同系色のブロック（インターロッキング）を敷き詰めている。校地の最北の位置には、神奈川県条例に基づく「みどりの協定」締結を象徴する自然遊歩道があり、また校地内には60余に及ぶ多種類の樹木が存在するという緑豊かな自然環境下にある。

校地面積は、129,107㎡で、これは、併設されている女子短期大学部を含む共用面積である。また、校舎面積は、26,656.12㎡で、学生一人当たりの講義室、演習室等の面積は、情報学部1.25㎡、国際学部2.23㎡となっている。大学用の建物は、表8-1のとおりであり、教室における主な設備は表8-2のとおりである。

表8-1 湘南校舎大学用（共用含む）建物面積

建物区分	竣工年月	専用	共用	用途	備考
1号館	昭和60年3月	159.10	—		
3号館	昭和60年3月	3,748.48	—	講義・演習 実験・実習 研究	3・4・5号館：情報学部専用 (7,209.52㎡) 6号館：国際学部専用 (5,736.20㎡) 階数：3・4・6号館＝4階 5号館＝5階
4号館	昭和60年3月	2,036.70	—		
5号館	昭和63年3月	1,424.34	—		
6号館	平成2年4月	5,736.20	—		
メディア棟	平成12年11月	—	1,397.53		多目的利用。文教大学女子短期大学部、大学院と共用。階数：4階
体育館	昭和60年3月	—	1,884.66	—	文教大学女子短期大学部 大学院、と共用  [湘南校舎全体] ※校地面積 / 設置基準上必要面積 129,107.00㎡ / 27,800.00㎡ ※校舎面積 / 設置基準上必要面積 26,656.12㎡ / 14,158.00㎡
図書館	昭和60年3月	—	3,639.31	—	
食堂棟	昭和60年3月	—	1,816.21	—	
厚生棟	平成10年3月	—	2,065.13	サークル活動、売店、 食堂、外部団体・事務	
部室棟	昭和60年3月	—	518.24	サークル活動	
事務棟	昭和62年2月	—	2,163.19	—	
警備棟	昭和62年4月	—	47.43	—	
屋外トイレ	昭和60年4月	—	19.60	—	
合計		13,104.82	13,551.30		

表 8-2 (大学) 湘南校舎教室等主な機器・設備

建物	教室数	名称・室数	定員	プロジェクター	コンピュータ	DVD	備考
3号館	12室	コンピュータ教室 × 5室	70人 60人 30人×3室	1台 1台 —	81台 61台 82台	— 1台 —	① VHS 講義室、全教室に 設置 ② エアコンは全館完備 ③ コンピュータ教室、コ ンピュータゼミ室に設 置の PC 合計台数は 593 台
		視聴覚講義室	114人	1台	—	1台	
		コンピュータゼミ室	15人	1台	15台	—	
		演習室	18人		—	—	
		スタジオ×2室 リハール室×1室 調整室×1室	—	主なスタジオ機材 ・16:9 対応業務用ベデスタルカメラ 2式 ・バーチャルスタジオ対応センサー付カメラ 1式 ・バーチャルスタジオシステム 1式 ・デジタルスイッチャーおよびデジタル収録 システム 1式 ・ハイビジョン対応カノープス編集システム 1式 ・ハイビジョン対応取材収録システム 1式 ・ハイビジョン対応高画質視聴モニター 46型 ・機能および空間でデザインに優れた 副調整室および編集ブース			
4号室	10室	講義室×10室	322人 156人×3室 63人×6室	1台 3台 —	1台 3台 —	全教室 設置 (10)	
5号室	5室	コンピュータ教室 × 3室	90人 80人 60人	1台 — —	61台 101台 61台	— — 1台	
6号室	24室	講義室×19室	456人	1台	1台	全教室設置 (20)	
			256人	1台	1台		
			99人×2室	2台	—		
			90人×2室	2台	—		
			54人×6室	—	—		
51人×5室	—		—				
45人	—	—					
36人	—	—					
自然科学教室	135人	1台	1台				
コンピュータ教室 × 3室	60人 28人×2室	— 2台	61台 70台	— —			
同時通訳室	19人	—	—	—			
メディア棟	14室	メディアパーク	35人	—	35台	—	① エアコンは全室完備 ② PC 合計台数は 221 台
		メディアガーデン	61人	—	61台	—	
		プレゼンテーションルーム	24人	—	1台	—	
		レクチャールーム	12人	—	12台	—	
		メディア編集室×3	3人	—	3台	—	
		メディア工作室	6人	—	6台	—	
		DTMスタジオ	3人	—	—	—	
		DTM制作室	3人	—	1台	—	
		実習室×2	32人	—	32台	—	
		コンピュータ室×2	70人	2台	70台	2台	
合計	65室		4,034人	20台	821台	35台	

本校舎の教育研究目的を実現するための施設・設備という点では、次の事項をあげることができる。

情報処理機器については、本校舎開設当初は大型電子計算機を中心とした機器を設備していたが、ダウンサイジング及びネットワークへの変化に伴い、パソコンとサーバー、ネットワークを利用したシステムへと切り替えてきた。情報技術の変遷にあわせ、最適な機器・基盤整備を行ってきている。マルチメディア機器についても、平成14年のメディア棟建築以降、充実させてきている。平成19年4月には全ての情報処理機器の更新を行なった。機器の更新は、3年サイクルで実施することになっている。現在、湘南校舎における教育用パソコンは821台（短期大学部と共用を含む）、全学生の3.9人に1台の割合である。

主に情報学部広報学科の教育研究目的のために、3号館にスタジオ設備を用意している。Aスタジオ（150㎡）、Bスタジオ（50㎡）の2つのスタジオを備え、それぞれの別調整室、リハーサル室なども用意されている。バーチャルスタジオも併設し、学生の創造性や独創性を喚起しうる施設設備となっている。スタジオ設備は平成18年6月に全面更新されたものである。

教室の視聴覚設備では、平成16年3月に収容人員100名以上の大・中教室（9教室）のマルチメディア化を実施した。また、それ以外の教室にもVTR及びTVを完備し、さらに、平成19年度からはDVD+VTRへの切り替えを進めている。既に3分の2の教室では切り替えが終了している。

#### [点検・評価]

校地面積、校舎面積とも、設備基準上必要な面積のそれぞれ4.6倍、1.9倍を有しており、十分な基準を満たしている。また、情報処理機器やスタジオなど、学部の教育研究目標のために必要な設備も適切に整備している。

しかし、開設以来23年目に入り、建物全体は老朽化しつつあり、保守・保全が重要かつ大きな課題となっている。具体的には次の事項が課題となっている。

##### (1) 建物のレンガ（タイル）壁剥離について

平成15年4月、図書館増築部に大規模なタイル剥離が現れた。同15年8月には、6号館全壁面にも同現象を確認したため緊急の補修工事を実施した。しかし、更に平成19年4月、他の建物（昭和60年竣工棟の一部）にも剥離が認められた。剥がれたタイル落下による事故の可能性があるため緊急の対応が必要である。

##### (2) 自動火災報知機、非常放送、校内放送設備について

メディア棟、厚生棟を除く各建物の自動火災報知機設備は、旧消防法によるため、平成15年8月～18年9月の4カ年をかけて新消防法基準に適合した設備に更新を完了した。しかし、非常放送設備のアンプがリング道路外に位置する厚生棟用と、その他の建物用に2台設置されたため、全建物に対する校内一斉放送利用ができなくなっている。また、校内放送は建物内のみであり、グラウンドや内庭等には放送音声は伝播しない。これらの不便性を解消する必要がある。

##### (3) 漏水について

建物での漏水現象が顕著となり、今後は各棟の全体的見地、総合的な観点での改修が急務となっている。

##### (4) 教室備品、トイレについて

学生の体格や生活の変化に伴い、机・イスの入れ換えや洋便器に改修を考慮する必要がある。

(5) 食堂の設備について

食堂の厨房設備はゆうに耐用年数に達している。厨房の設備及びその配置レイアウト変更も検討が必要である。また、22年間使用した1階設置の食器洗浄機も交換の必要が指摘されている。

**[今後の改善方策]**

学部学科の研究教育目的に必要な施設設備について、今後とも適切に維持管理、更新するとともに、施設全体の老朽化に対して、次のような対応を急ぐ。

1. 建物レンガ（タイル）の剥離について

平成19年8月には、道路に面した壁面をもつ建物の調査結果に基づき改修工事を計画する。

2. 自動火災報知器、非常放送、校内放送設備について

放送の一本化を実現するよう、改善のための工事を行なう。

3. 漏水について

各棟の屋上や建物壁面施工劣化に対応し、計画的に改修する。

4. 教室備品、トイレ、食堂設備について

早急に計画を立て、交換、改修に努める。

## 8-1-2-s キャンパス・アメニティ等

### [現状の説明]

湘南校舎は、中核として中世・ヨーロッパの小都市をイメージし模したレンガ造りの建物がリング道路内に配置され、その外の北側に自然遊歩道を有する自然樹林に包括された緑豊かな環境に立地している。また、自然遊歩道の北側には面積 36.8ha の広大な神奈川県立茅ヶ崎里山公園が隣接し、これらの緑地と相互して「自然の中のキャンパス」の感を一層強くさせている。建物間に点在する樹木・植栽は、早春の梅や椿から桜、紅葉や銀杏が葉を散らす晩秋までキャンパスを彩り、加えて年間を通して常緑樹の緑が建物のレンガ色とあいまって教育環境をサポートするアメニティが確保されている。

バスターミナルから建物に続く歩道橋から内庭を経て食堂棟までの通路には、四季折々の花を盛った 36 ケースのプランターが配置されている。花の交換は毎月行なわれている。食堂棟 1・2 階テラス、1 号館吹き抜け 1 階の内庭、3 号館 1 階内庭、さらにはリング道路脇に白色に統一した円卓テーブル（合計 101 台）・イスを配し、リング道路付近 3 ヶ所と図書館テラスに木製の大小ベンチ（合計 31 脚）を配し、学生の語らいや集いに供している。また、4・6 号館の各 1 階ホールにも白色の円卓テーブル（合計 43 台）を配置するとともに、各棟の廊下コーナーなどに各種のイスも設置し、概ね校舎全体においてアメニティに配慮した空間を形成している。

事務棟と警備室の間には、卒業生寄贈の、ニワウメ・ブルーベリー・キウイなど 6 種の植樹が有する面積 578㎡のミニ果樹園が存在する。小道の脇に設置した 2 台のログテーブル・ベンチと 3 脚の木製イスとが融合し準公園風の静かな安らぎの空間環境を学生に提供している。

快適な学生生活をおくることができるように用意されている施設・設備としては、トレーニングマシン室や茶室を含む室数 51 の部室棟、厚生棟があげられる。

厚生棟の 2 階～4 階と屋上（弓道場）の主な施設は、学生サークル団体用で、放送室・大学祭実行委員会室が各 1 室、音楽練習室・団体本部室が各 3 室あり、因みに体育会系サークルの施設としては、グラウンド・サブグラウンド・体育館（大アリーナ、小アリーナ・シャワー室）・テニスコート（3 面）を設置、整備している。

厚生棟 1 階には 78 席を有する軽食喫茶用のラウンジに加えて、学生生活をサポートする売店コーナーが共存し、サービス・アメニティを醸している。また、2 階は多目的ホールとして設置され、通常は、学生の談話室にも利用されている。

食堂棟は、校舎建物群のほぼ中央に位置し、2 号館及びメディア棟に隣接する 2 階建の施設である。席数は 1 階に 468 席、2 階・372 席を用意し、常駐業者委託により各階の食メニューを異にし、「食」にバラエティを持たせて多様な嗜好性に対応している。

食堂棟と隣接して 2 号館 1 階にフードコーナーが設置され、食堂棟 2 階や厚生棟 1 階の軽食喫茶ラウンジと共に学生の食や語らいに活用されている。席数は 76 席有する。因みに、食事用の席は、校舎全体で 1,044 席（室内のみ。また、厚生棟 2 階・多目的ホール及び 4・6 号館ロビーのテーブル数を除く。）を数える。更に、同 1 階には、アパート紹介や合宿・帰省などの国内外の旅行相談のサービスを提供、便宜をはかる施設・コーナーが、当フードコーナーの直近に隣接している。

インターネット接続が可能な無線 LAN を、前述した 4 号館、6 号館及び厚生棟の各 1 階ラウンジにも配備し、学生の利用が可能な体制を整えている。

このような、快適な空間で維持し、更に高いアメニティを創出するために、次のような取り組

み及び配慮をしている。

#### 1) 緑地管理について

神奈川県条例に基づく「みどりの協定」にてスタートした緑地は、造園業者委託による3年間継続契約対象の樹木数は685本、刈込玉物は28株、低木刈込面積3,070.5㎡、草刈面積は43,350㎡となっている。対象面積は校地面積の約36%を占め、剪定、害虫駆除、草刈作業を1年間を通じて実施し管理、保持に努めている。草刈り作業は、グラウンドや調整池周辺を年3回実施しており、授業をはじめ、快適な課外活動等に寄与すべく配慮している。

#### 2) 清掃について

各教室・施設内の清掃を毎日定期的に行い、常に清潔な状態で保つよう配慮している。また、ガラス・床については、年2回特別清掃として、長期休業時に実施している。校舎内外のゴミは、学生のエコキャンパス団体活動と共同し徹底した分別を実施し、廃棄物処理業者と緊密に連動している。常駐業者による業務委託で実施しているが、駐輪場や周辺公道のゴミや雑草処理などで学内外者から高評価を得ている。

#### 3) 警備について

24時間常駐体制による業務委託で行ない、部外者の入退管理をはじめ、早朝、夜間の巡回の実施により、学生並びに教職員の保安確保や防犯、火災感知などを機械警備も含めキャンパスを常に安全な空間として保持できるよう努めている。また、鍵の貸出し、エアコン、換気扇、室内灯、電気ポット及びドア・窓の施錠の管理、廊下等の照明器具チェック、駐輪場の監視等も行ない、教育・課外活動が安全に実施できる快適環境の維持に寄与している。

#### 4) ビルメンテナンスについて

全棟（体育館、部室棟、警備室を除く）の冷・暖房の空調設備運転・管理はもとより電気、ガス、上・下水道の管理から照明の電球管交換まで、校舎全体の建物・設備の点検、維持を常駐業者に委託して、常に授業や課外活動などが安全に実施できるよう、快適な環境作りに努めている。

5) 携帯電話の受・発信感度増強に対する学生要望も、各電話会社のアンテナ設置を受け入れ、平成18年度内に解決し、学生の満足度を高める。

なお、前述の自然遊歩道は、当然のこととして近隣住民の利用も可能である。また、調整池と自然遊歩道を挟むように直線に走る約100mの道には、所属する自治会の要望をふまえた桜のトンネルが出現し、茅ヶ崎の隠れた名所ともいわれ、校地周辺の清掃と合わせて地域から好感をもって受け入れられている。

因みに、バスターミナルから校舎内遊歩道を渡り、正門警備室まで「散策コース」のルートの一部として茅ヶ崎市役所発行(平成14年4月)の「ちがさき観光ガイドマップ」に掲載されている。

#### [点検・評価]

アメニティの確立は、充分と思われる自然環境を保持、保全し、生活環境のハード面においても概ね妥当なレベルに整備がなされており、また、近隣住民とも共存・共生していると考えられる。しかし、課題や問題点も少なくない。次のような課題があげられる。

- 1) 学生の団体が使用する部室棟の老朽化と狭隘なスペースの解消
- 2) グラウンドの整備及び同施設用途の拡充
- 3) 4・6号館1階ホールの快適性増大、改修
- 4) 談話ホール等のスペース確保や環境改善
- 5) 「安心駐輪」のための駐輪場防犯環境の構築

- 6) 違法駐車、バイク通学者の危険運転等のマナー対策
- 7) 分煙化推進（限定・喫煙場所の削減、全面禁煙化）に伴うマナー違反と火災予防の対策
- 8) トイレの洋式化並びにウォシュレットの導入
- 9) 教室設置の机、イスの改善、入れ換え
- 10) 教室等の防災、防犯、有効利用に供するドア窓取付、改修
- 11) リング道路上の外灯の増灯（照明範囲の補強）
- 12) 食堂の接客（配膳提供）時間の短縮——厨房レイアウトの改善、機器の改修

#### [今後の改善方策]

湘南校舎の教職員で組織されている湘南校舎施設改善委員会の協議・検討はもとより、事務局課長会の協議を活用し全学的なアメニティの形成及びその支援体制を確立していく必要がある。学生をはじめ、教職員個々の意見を集約し確かな実行への努力が求められる。また、学生組織の各種団体との年2回の「学生部交渉」での意見交換を重視し、要望にこたえていく。

### 8-1-3-s 利用上の配慮

#### [現状]

施設・設備面における障害者への配慮については、本校舎開設当初は、障害者福祉への理解が草創期にあったため、校舎設計の全てにわたって徹底してはいない。既設の建物(1号館～6号館・体育館・図書館・食堂)には今後の検討と対策を要する箇所が数点見られる。一方、前述の建物より比較的近年に新設した建物(メディア棟・厚生棟)には、「バリアフリー」の基本概念のもとに、スロープ・障害者用トイレ・点字ブロック・障害者対応エレベーター等を設置している。障害者対応既存設備の現況は以下のとおりとなっている。

#### ①エレベーター設置

1号館を除く他の建物・体育館及び部室棟にはエレベーターが設置、完備されており、場所によっては距離と時間は要するものの、全校舎のどのフロアーにも車椅子で入、退場が可能。

#### ②障害者用トイレ

厚生棟、4号館及びメディア棟に設置。

#### ③スロープ通路

厚生棟、4号館、メディア棟の各入口及び4号館から6号館への通路に車椅子用のスロープを設置。

#### ④障害者用駐車場

本校舎は、校舎内への車両の乗り入れを原則として禁止しているが、障害者にはキャンパス内に直接乗り入れを許可し、そのための駐車スペースを確保している。

#### [点検・評価]

校舎の屋外地面は、グラウンドとリング道路を除き、ほぼ全面がインターロッキング仕様、敷設となっている。しかし陥没や木の根による盛り上がりした凸凹は、インターロッキング自体が車イスでの通行には不相当と考えられる。また、1号館と2号館の校舎間移動通路(2号館3階廊下)に300mmの段差が、また、3号館と4号館の校舎間移動通路(3階および4階廊下)に900mmと450mmの段差が存在する。なお、1号館と2号館との当該段差を解消するためにポータブル型スロープを本年2月に設置した。



## [今後の改善方策]

インターロッキング舗装部分の車イス通行のため、段差のない通路の設置を検討する。

障害者対応については、障害の種類は多様であり、必要を完全に満たすことには自ずと限界があるが、本校に入学した障害者に対して、卒業までの期間、無理なく修学し得る条件を提供することは、障害者を受け入れた大学として当然の責務がある。

本校舎には現在、障害をもつ学生は在籍していないが、必要が生じてから準備するのではなく、かぎられた予算の中で、ユニバーサルデザインを視野に入れ、可能な限り改善していく。

## 8-1-4-s 組織・管理体制

### (1) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

本校舎における施設・設備等の維持、管理は、事務局総務課及び施設課が統括し、特に管理上のハード面については、施設課の責任の下に専門業者に管理を委託し業務委託企業と綿密な連携の上に実施している。具体的な業務体制は、次のとおりである。

### [現状の説明]

#### 1) ビルメンテナンス

##### ①校庭校舎保守管理

施設・設備保守管理業務は、本校舎のほぼ全域の建物・電気・ガス・給排水・屋内消毒及びその他の施設・設備の保守管理と管理会社に常駐で委託している。

##### ②電話交換業務

校庭校舎保守管理業務の一環として、上記の管理会社が常駐の電話交換手を置き、電話交換業務を行なっている。

#### 2) 校舎内警備

##### ①常駐警備

警備専門の企業に業務委託し、校舎内に常駐の警備員を置き、各種の業務（正門及び玄関の受付業務、校舎出入管理、巡回警備、夜間及び休日の電話交換、全施設の鍵管理等）を行なっている。

##### ②機械警備

機械警備専門の企業に業務委託し、校舎内の重要個所に防犯アラームを設置し、不法侵入をチェック、異常発報の際は速やかな出動体制を保障している。

#### 3) 学内清掃

##### ①日常清掃業務

清掃専門の常駐企業に業務委託し、本校舎における全般の清掃業務を行なっている。

##### ②定期清掃業務

上記の清掃の専門企業は、長期休業期間を利用して、日常清掃業務では困難な部分（床面清掃・窓ガラス清掃）を定期清掃業務として行なっている。

#### 4) 緑地管理

湘南校舎開設の昭和 60 年から、神奈川県との「みどりの協定」を締結している。緑地管理は年間を通して専門の企業に業務委託している。

### [点検・評価]

大学における施設・設備管理業務は快適な学生生活とスムーズな授業運営をサポートし、かつ、

絶対的な安全を保障するものでなければならない。このような施設業務に対する基本的理念を踏まえた点検と改善の反復が必要である。本校舎の施設課と常駐する委託先企業とは、業務内容について常に緻密な連絡・打合せを行ない、日々の事象の変化に対し、迅速かつ着実な対応と安全運行の確保に対応している。

#### [今後の改善策]

維持管理の責任体制としては、特に改善すべき点はみあたらない。

しかし今後、すすむ建物の老朽化に対して、リニューアルも含めた管理体制に進化させていくことを考える。

#### (2) 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステム

##### [現状の説明]

社会を取り巻く環境は、情報の氾濫・環境破壊・犯罪の高度化・大規模災害の頻繁など、多種多様に複雑化を呈している現状において、本校舎における施設・設備の維持や管理には危機管理の徹底が期待されている。また、行政からも施設・設備の衛生や安全について一層の努力を促す指導が求められている。本校舎における施設・設備の以下の危機管理は、専門の企業に業務委託している。なお、本校舎の管理・監督責任は施設課が負っている。

##### 1) 施設、設備の衛生安全管理（責任体制）

- ① 食堂の衛生管理（専門の企業に業務委託し、食堂運営一切の責任を持たせている）
- ② 給排水・雑排水管理
- ③ ネズミ・昆虫駆除
- ④ 樹木消毒
- ⑤ 毒物劇物の保管（本学に設置するに学部は文科系であり、毒物劇物は非保有につき該当せず）
- ⑥ 校庭校舎管理

##### 2) 学内警備の安全管理（責任体制）

正門警備室に専門の企業の常駐警備員を置き、校舎出入管理・巡回警備・全施設鍵管理を行なっている。また、建物内の重要箇所には防犯アラームを設置し、機械警備を行なっている。なお、管理・監督責任は総務課が負っている。

##### 3) 防災について

湘南校舎は、小出川及び相模川左岸の台地から谷地にかけて標高 35～30m を整地して立地し、海成層とローム層とする軟性の地質上にあり、かつ神縄、国府津－松田断層帯付近に位置づけられる。被害を及ぼすとされている想定地震は、東海地震、東南海・南海地震、南関東地震、神奈川県東部・西部地震などがあげられている。

これらの観点から防災への取組みが重要な課題であり、学園緊急対策検討委員会が平成9年作成の教職員の対応基準を表した「学園災害対策要綱」を基本に、「湘南校舎防災対策委員会」を設置した。この委員会では、防災計画〔災害予防・未然防止（備え）〕・災害対策計画〔被災対応（現実行動）〕 消防計画〔火災予防、初期消火対応（備え、現実行動）〕の点検・再構築を策定し、また防災（避難）訓練等を実施している。

##### [点検・評価]

施設・設備の衛生・安全を確保するシステムについては、前述の施設設備等を維持管理するための責任体制と同様に常駐する委託先企業と日々連携し、報告・連絡体制を保持し、常に事象変化に対応している。また異常事項についても、常駐の業者をはじめ、教職員からダイレクトに施

設課が連絡を受けており、速やかな措置がなされている。

防災については、体制をつくり、啓発及び訓練に取り組んでいる。万全という状態ではないが、適切な取り組みが始まっている。

#### [今後の改善策]

週1回定期に行なう施設課打合せ会及び各専門分野を担う常駐の企業と施設課との月1回の業務連絡会または湘南校舎防災対策委員会並びに湘南校舎施設改善委員会、湘南校舎課長会との検討・協議を実施している。これらの課題を確認・点検のうえ、問題解決の方法を見出し、諸々の事項を改善することが考えられる。

防災については、ひきつづきマニュアル等の整備、訓練の実施などの取り組みをすすめる。

## 第2節 大学院における施設・設備等

### 〔越谷校舎〕

#### 8-2-1-k 施設・設備等

##### 〔現状の説明〕

大学院の施設は、大学院専用の建物はなく、9号館、10号館の一部を大学院施設として使用している。人間科学研究科に講義室2、演習室7、院生室9、言語文化研究科に講義室6、演習室1、院生室2、教育研究科に演習室2、院生室2がそれぞれ整備されている。併せて院生が利用できるパソコン40台が配備されている。また、隣接の図書館には、院生専用の個室読書室が6室ある。パソコン等の利用については、学部学生と共に3号館パソコン教室を使用できるようになっている。

##### 〔点検・評価〕

大学院施設として使用している9号館・10号館は、いずれも教員の研究室を大学院として整備したもので、大学院生の施設としては不十分なところがある。

##### 〔今後の改善方策〕

現在の大学院施設（9号館、10号館）は建築から30年以上経過したものであり、建物内の再配置によって機能を一部高めることが可能であるが、研究活動をする環境としては十分とは言えない。どのように環境を整備していくか、その計画を早急にたてる。

#### 8-2-2-k 維持・管理体制

##### 〔現状の説明〕

大学院の施設・設備等の維持・管理、安全管理・衛生管理は、総務課及び施設課が統括しており、業務委託企業と綿密な連携の上に維持・管理に努めている。業務委託は学部・大学院との区別はなく全学共通で管理・維持している。

##### 〔点検・評価〕

大学における施設・設備管理業務は快適な研究環境をサポートし、かつ安全を保障するものでなければならない。このような施設管理業務に対する基本的理念を踏まえた反省と改善の反復が必要である。特に「施設・設備の衛生、安全を確保するための責任体制」については、不測の事態を招かないように、全ての事項について、施設全般の点検が必要と考えている。

##### 〔今後の改善方策〕

大学院施設・設備等の維持・管理及び衛生・安全管理を確保するための体制確立という点について、今後、各研究科とも検討・協議を行ない、施設・設備等の安全管理・衛生管理に努める。

## 〔湘南校舎〕

### 8-2-1-s 施設・設備等

#### 〔現状の説明〕

大学院研究科の施設は、大学院専用の建物はなく、女子短期大学部専用の建物・施設である1号館4階の一部を使用している。その内訳は、表のとおりで、情報学研究科及び国際協力学研究科に各々、講義室1(63㎡)、演習室1(32㎡)、院生室2(32㎡×2室)を整備し、大学院専用施設が集合して配置されている。因みに両大学院専用施設としての合計面積は318㎡である。

演習室は、常設のプロジェクター、DVDの機器の他、両大学院専用に、教育・研究上、必要とされる印刷・コピー機や情報処理機器を設置、管理する「大学院準備(事務)室」のAV機器等が自由に移動、運用可能となっている。なお、当該準備室は、院生室に隣接し、7時～21時、院生も利用可能となっている。また、院生室はじめ各講義室・演習室に学内LANが施設・整備され、院生個人専用機と共にパソコンが配備されている。

表 8-3 (大学院) 湘南校舎教室等主な機器・設備

建物	教室数	名称・室数	定員	プロジェクター	コンピュータ	DVD	備考
1号室	4室	講義室×2室	24人×2室	—	—	—	①全室、エアコン完備 ②院生研究室(32㎡)は 別途4室
		演習室×2室	14人×2室	1台	—	1台	
合計	4室		76人	1台	—	1台	専用施設合計面積=318㎡

#### 〔点検・評価〕

湘南校舎の大学院施設は、平成17年4月、湘南校舎初の大学院開設・設置に向けてかつて女子短期大学部の一部だった施設をOAフロアや壁面塗装、網戸取付け等の付設を施し、整備・改修し設置したものである。現在の研究科の教育研究に必要な施設、設備は備わっている。

院生室及び演習室には出入口にスロープを設け、バリアフリー化した。空調は、冷房専用機とファンコイル式吹き出し暖房とし、完備されている。

#### 〔今後の改善方策〕

現在、特に施設・設備についての改善要望は無い。院生には大学生とは異なり、個人用ロッカーが配置されていない。院生室内は狭いので、それ以外の場所に男女別のロッカー室が設置可能かどうか検討する。

### 8-2-2-s 維持・管理体制

#### 〔現状の説明〕

大学院の施設・設備等の維持・管理及び衛生・安全管理は、事務局総務課及び施設課が統括しており、業務委託を行なっている各企業と綿密な連携により維持、管理等に努めている。

なお、業務委託は、大学、女子短期大学部及び大学院との区別はなく、湘南校舎共通で管理・維持している。

**[点検・評価]**

施設・設備の維持・管理業務には、研究・教育環境をサポートし、かつ安全な校舎空間を保障することを第一義とする基本姿勢を常にもって対応しなければならない。「大学・学部等」の項で前述のとおり、常駐業者や専門分野の企業による対応は基より、学内の各種委員会（施設改善委員会、防災対策委員会、学生委員会、課長会 等々）と検討、協議のうえ、常に点検、改善、再構築、改修に努め、対応している。

**[今後の改善方策]**

学内の現状の管理・責任体制を維持しつつ、各種委員会をもとに大学院生や教員の意見聴取により、組織的にさらなる改善を進めていく。

## 〔情報インフラ〕

### 8-2-3 越谷・湘南校舎の情報インフラ

#### 〔現状の説明〕

大学院生が研究上必要とする資料（図書・逐次刊行物等）は、①所在情報については一部資料（大学院予算で購入した消耗図書）を除き図書館が（情報は OPAC で提供）、②物理的には、図書館で所蔵・管理しているものと、大学院の各資料室等で所蔵・管理しているものがある。

電子資料（データベース、電子ジャーナル、電子ブック）については、越谷、湘南の各図書館のウェブサイトからリンクを張っており、利用者は、そこから利用したいリソースにアクセスすることができる。利用契約上、学外からも利用可能なものは、SSL-VPN 接続によってリモートアクセスして利用することができる。

非所蔵文献の複写取寄せ依頼について、越谷校舎は、平成 18 年度全 1,528 件のうち、大学院生からのものは 447 件（うち 355 件がマイライブラリからの依頼）と約 30%を占める。湘南においても、平成 18 年度文献複写取寄せ依頼全 745 件のうち、大学院生からのものは 174 件で 23%を占める。

情報インフラについては、学生、大学院生、教職員の利用環境は同一である。詳細については第 9 章に記してある。

#### 〔点検・評価〕

図書・逐次刊行物については所蔵している場所は複数箇所に分かれているものの、OPAC により所在情報の検索ができるようになっていたため、利用者は必要としている資料に関する情報を把握することができる。

電子資料については、図書館ウェブサイトを一元的にデザインしているため、利用者は図書館ウェブサイトのデータベース・電子ジャーナル一覧から、必要なものを利用できるようになっている。

しかし、電子資料の種類が増えてきたため、利用者はそれぞれのデータベース、電子ジャーナルの検索画面から検索をしなくてはならなくなっており、検索にかかる手間が増える傾向にある。この点は改善の必要がある。

非所蔵文献の複写取寄せ依頼について、越谷校舎では、自分の借用状況を確認したり、図書館間相互貸借（ILL）サービスを申し込んだりするためのウェブ上の個人ページであるマイライブラリからの依頼が、全体の 80%近くを占める。このことから、コンピュータ・ネットワークを利用したサービスが活用されていると評価できる。

湘南校舎の場合、授業や研究目的による文献複写取寄せの場合、担当教員の承認印があれば図書館経費負担で利用者へ無料提供している。大学院生の依頼のほとんどが無料提供に該当するため、その書類提出がともなうのでマイライブラリからの依頼は少ない。

#### 〔今後の改善方策〕

資料探索環境において、統合的な検索を行ない、検索結果から原報入手までを一連の流れとしてナビゲートする環境の構築が必要である。

## 第9章 図書館、情報センター及び図書・電子媒体



# 第9章 図書館、情報センター及び図書・電子媒体

## 第1節 図書館

### [目標]

- ①利用者に対する適切なサービスが提供されていること。
- ②学生の学習・研究および教員の研究・教育のために学部の主題領域に対応した学術情報資源が体系的に整備されていること。
- ③紙媒体と電子媒体が混在する学術情報を適切に提供できるようにシステムをはじめとするサービス提供が整備されていること。
- ④大学と地域社会の連携のために図書館を地域に開放していること。
- ⑤近隣地域の図書館および国内外の学術機関との間で相互のサービスを向上させるために協力・連携が推進されていること。
- ⑥学習・教育・研究支援組織として専門職を育成・配置し、各業務が効率的に遂行できるように組織が適切に管理・運営されていること。

### [越谷校舎]

#### 9-1-1-k 運営組織

##### [現状の説明]

越谷図書館は学長によって任命された図書館長（専任教員）のもと、図書館課長1名、業務主管2名、司書8名（以上が専任職員）、契約職員13名、閲覧部門の業務委託による派遣職員4名によって運営されている。

図書館長の諮問機関として図書館運営委員会が設置されている。各学部（教育学部、人間科学部、文学部）から2名の委員が選出されており、それに図書館長、図書館課長を加えたメンバーで構成されている（他に、オブザーバとして業務主管2名も出席している）。委員会は、月1回程度の頻度で開かれ、図書館の管理運営に関することなどが協議される。

また、本学のもうひとつの図書館である湘南図書館との連絡を密にし、図書館全体の円滑な運営に資するために図書館長協議会が置かれている。この協議会は学長、両図書館長、大学事務局長、両図書館課長より構成されている。

職員組織は、情報サービス係、情報管理係及び総務係の3係で構成されている。情報サービス係は閲覧担当と資料相談（レファレンス）担当からなっており、情報管理係は収書担当（図書の発注・受入）、目録担当及び逐次刊行物担当からなっている。総務係は、職員の出退勤管理、予算執行管理など庶務業務全般を担当している。

図書館の業務のうち、サービス部門については、資料の貸出といった定型的な業務は、契約職員、業務委託の職員が担当し、レファレンス・サービスといった教育研究支援、学習支援を直接担当する部署には専任職員を配置している（現在は3名）。

情報管理部門についても、図書の整理のうち、コピー・カタログングで済むような定型的業務は契約職員に、漢籍など専門知識を要する図書の整理及び分類の決定については専任職員が行な

うよう、担当業務の振り分けを行なっている。

#### [点検・評価]

資料相談担当の3名は通常のレファレンス・サービスに加え、学部紀要の編集事務も担当している。これにより各学部所属教員の研究動向を把握し、教員とのコミュニケーションを活発化することによって、研究教育支援、学習支援の知識・スキルを向上させることを狙っている。

しかし、専任職員のさらなる減少が予測される中においては、専任職員が担当する業務をより精選し、高度なスキルを必要とする業務を担当するようにし、サービスの向上が可能となるような組織にしていく必要がある。また、図書館の電子化という流れがある中で、そうした業務にかかる組織が明確に位置づけられておらず、業務システム管理、データベース・電子ジャーナルの契約、情報通信技術（ICT）を用いた新たなサービスの開発といった業務が、組織ではなく人についてしまっている、あるいは未着手であるという現状があり改善の必要がある。

その意味で、司書である専任職員の専門職としての位置づけが重要になってくるが、現段階ではそれが明確に制度化されていないため、司書に求められる役割、それを実現するための職能、養成プログラムが曖昧なままである。

さらに、人的、施設設備的、財政的制約がある中においては、資料の収集・保存、サービスなどについて湘南図書館との緊密な連絡調整が必要となる。これについては、たとえば図書館間での資料の貸借、データベース・電子ジャーナル導入にあたっての調整などについては、一定程度達成できているものの、分担収集、保存といった問題についてはいまだ手つかずの状況であり、検討の上改善していく必要がある。

#### [今後の改善方策]

図書館の目標を達成するための運営組織は、業務遂行能力の高い職員を集め、その個々の力が最大限発揮されるよう組織することが必要である。また、図書館業務を専門的な業務と非専門的な業務に分け、それぞれをどういった立場の職員が担うかということを明確にする必要がある。上で触れた専門職制度の整備はそのために必須の作業である。

職員の業務遂行能力を向上させるには、もともと本人が持っている資質を別とすれば、入職後に継続的な教育・研修を実施することが最も基本的な方策である。現在も国立情報学研究所(NII)などが実施する研修には参加する態勢をとっているが、他の研修機会も含めて、より積極的に参加するよう職員を促す必要がある。

効率的かつサービス提供能力の高い組織作りについては、整理業務をできる限り簡素化し、全業務に占めるウエイトを落とし、利用者サービスに重点（人・予算）をおけるような組織を構想し、実現させることが必要であろう。

湘南図書館との協力については、各業務における業務交流を実施することで互いの業務遂行体制を知り、それを自らの業務にフィードバックさせるといったことを実施することから始める必要がある。

## 9-1-2-k 図書、図書館の整備

#### [現状の説明]

<図書・学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の整備状況>

表 9-1

図書の冊数(冊)		定期刊行物の種類(種類)		視聴覚資料の所蔵数(点数)	電子ジャーナルの種類(種類)
図書の冊数	開架図書の冊数 (内数)	内国書	外国書		
368,010 冊	236,859 冊	2,017 種類	257 種類	9,093 点	8,261 種類

平成 18 年度末現在の図書等の所蔵冊数は表 9-1 のとおりである。「図書の冊数」は資産登録された越谷キャンパス全体の図書の冊数であり、「開架図書の冊数」はそのうち図書館に所蔵されている図書の冊数である。ただし、図書館にはこれ以外に資産登録されていない消耗図書が約 52,000 冊余りある。したがって、図書館内の所蔵図書冊数は約 289,000 冊となる。

これらを言語別に見てみると、和：洋：中で、概ね 7：1：1 となっている。また、他に利用できる図書としては、電子ブックが約 3,900 冊ある（すべて洋書）。これは図書館のウェブサイトからアクセスできるよう環境を整備してある。

定期刊行物のうち外国書の種類がかなり少なくなっているが、これはここ 5-6 年の間に、冊子体の購読中止及び電子ジャーナルへの切り替えを進めてきたためである。

表 9-2

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
18,720 冊	8,247 冊	8,722 冊

表 9-2 は、1 年間に受け入れた図書（資産登録したもの）の冊数を過去 3 年分示したものである（キャンパス全体の受入数）。平成 16 年度の受入冊数が多いのは、湘南キャンパスにあった短期大学の現代文化学科等の資料室で所蔵していた図書を越谷図書館に移管したためである。最近 10 年間の越谷図書館の平均的な受入冊数は 1 年あたり、資産登録するものが約 8,000 冊、消耗図書が約 4,000 冊、全体を平均すると約 12,000 冊前後である。

表 9-3 最近 10 年間の図書館の受入冊数

年度	図書	消耗図書	合計
平成 9	8,694	4,710	13,404
平成 10	10,155	1,874	12,029
平成 11	7,956	2,172	10,128
平成 12	7,380	3,828	11,208
平成 13	9,257	3,980	13,237
平成 14	7,485	4,510	11,995
平成 15	5,763	3,755	9,518
平成 16	12,828	6,826	19,654
平成 17	6,205	5,331	11,536
平成 18	6,876	5,281	12,157
平均	8,260	4,227	12,487

下表は、平成18年度受け入れた図書のうち図書館所蔵分を、日本十進分類法に準じて分野別に分け（一部はさらに細分化し）、その全体に占める割合を示したものである。

表 9-4

	総記	哲学		歴史	社会科学		自然科学	技術
		哲学・宗教	心理学		社会	教育		
図書	594	839	383	671	1,073	427	370	69
消耗図書	197	113	179	283	788	632	269	58
合計	791	952	562	954	1,861	1,059	639	127
構成比	6.4%	7.7%	4.5%	7.7%	15.0%	8.5%	5.1%	1.0%

産業	芸術	語学	文学		教科書	児童書	視聴覚	合計
			日本文学	その他の文学				
54	367	514	569	631	134	133	0	6,828
37	357	732	356	195	619	377	391	5,583
91	724	1,246	925	826	753	510	391	12,411
0.7%	5.8%	10.0%	7.5%	6.7%	6.1%	4.1%	3.2%	100.0%

構成比を見てみると、教育を含めた社会科学、心理学（数が少ないのは刊行点数そのものが少ないためである）、自然科学（多くは精神医学関係）、語学、文学、教科書といった、越谷キャンパスの学部構成を反映したものとなっている。教科書については、文部科学省（旧文部省）検定済みの小・中・高等学校で使用している教科書を収集・提供しており、小・中学校のものについては、過去使用されたものも保存し、「教科書コレクション」として保存・管理している。

他に特色あるコレクションとしては、(1) イギリス・ロマン派の詩人 P.B. シェリーの著作及び研究書を収集した「シェリー・コレクション」、(2) 史記及び関係文献を中心とした「漢籍コレクション」、(3) フランス革命期の教育関係資料「フランス教育コレクション」といったものをあげることができる。

#### <図書館施設の規模、機器・備品の整備状況>

図書館は、地上2階、地下2階建ての4層構造の独立棟で、サービススペースの総面積は2,653㎡である（事務スペースを含めた延床面積は4,546㎡）。

利用者用の情報機器等の配置状況は以下のとおりである。

表 9-5 情報機器等の配置状況

	2階	1階	地下1階	地下2階
蔵書検索（OPAC）端末	3台	6台	2台	4台
データベース端末（検索のみ）		6台		
学習用パソコン			52台	
視聴覚機器	12台			
マイクロリーダープリンタ			1台	
複写機	1台	1台	1台	1台

通常の閲覧席以外に、グループ読書室が1、院生閲覧室（個室）が6つ用意されている。

また、1階には対面朗読室が設置されており、視覚障害のある利用者への対面朗読サービスを実施することができるようになっている。

<学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況>

表 9-6 学生閲覧席の状況

学生閲覧室	学生 収 容 定 員 (B)	収容定員に対する 座席数の割合 (%) $A/B * 100$	その他の学習室 の座席数 ( )	備考
座席数 (A)				
470	4,496	10.5%	0	収容定員数 学部学生：4320 大学院生：106 専攻科生：30 別科生：40

座席数は表 9-6 にあるとおりであり、学生収容定員に対する割合は 10.5%となっている。

開館時間は、授業のある平日が 9:00 から 20:00 まで、土曜日が 9:00 から 16:00 までとなっている（授業のない日は、それぞれ 9:00 から 17:00、9:00 から 12:00 まで）。これにより、学生は授業終了後（平日は 5 時限目終了時刻が 17:50、土曜日は 2 時限終了時刻が 12:10）も図書館を利用することが可能となっている。

図書館内の利用者用パソコンはすべてキャンパス LAN に接続している。

このうち、地下 1 階の「学習用パソコン」は平成 19 年 4 月に設置した「電子情報閲覧室（通称：PC ルーム）」に配置されている。これは情報センターが管理するパソコンと同一の環境に設定してあるため、ワープロソフト、表計算ソフト、統計処理ソフト、メーラー等が利用できるようになっている。したがって利用者は、各種データベースの検索、ネットワーク上の情報源の利用に加え、レポート作成等の作業を行なうことが可能となっている（他のパソコンは情報検索のみ）。

館内の以下の場所には LAN 回線を引いてあり、図書館からの貸出用ノート PC、利用者の持ち込み PC のネットワーク接続が可能となっている。

- ・ グループ読書室（1 室）
- ・ 院生閲覧室（6 室）
- ・ 地下 2 階閲覧席（18 席）
- ・ 対面朗読室（1 室）

また、2 階ブラウジングルームには無線 LAN の環境を整備しており、PC をネットワーク接続して利用することができるようになっている。

利用者が図書館を十分に活用できるようになるため、新入生ガイダンス、文献検索ガイダンスといった利用教育を実施している。

新入生ガイダンスは、1 年生の必修授業で実施する。オリジナルビデオによって、入館の仕方からはじまり、資料の探し方、借り方・返し方、マナーといった点を 20 分程度で紹介し、その上で OPAC を使った蔵書検索の基本ができるようになることを目標に内容を構成している。平成 18 年度は、対象となる 41 クラスのうち 78%にあたる 32 クラスで実施をした（人数では 1 年

生全体の75.1%)。平成19年度は、教育学部・人間科学部でクラス・ベースでの実施率が100%となり、文学部でも87%、キャンパス平均で94.6%の実施率を達成した(参加人数では全対象者の90.9%)。

表9-7 新入生ガイダンス実施状況

年度	実施クラス	クラス数	実施率	参加人数	現員数	実施率
平成18	32	41	78.0%	930	1,238	75.1%
平成19	35	37	94.6%	1,156	1,272	90.9%

文献検索ガイダンスは、授業単位、ゼミ単位で実施をし(個人での申し込みも受け付けている)、参加者の課題・テーマに即した文献の紹介、データベース利用方法の説明などを実施し、それに基づいた検索実習を行なうという構成になっている。平成18年度は、全部で67回実施している(参加者総数:696名)。

#### <図書館の地域への開放の状況>

図書館の学外者への開放は、現図書館が開館した昭和56年10月より実施している。利用登録に当たっては居住地などの地域的制限を設けず、20歳以上で図書館の利用を希望する者に資料の閲覧、貸出を実施した。現在は、一般学外者と校友(卒業生、退職した教職員)とにサービス上の区分を設け、後者には文献複写取り寄せなどのいわゆるILL(Inter Library Loan)サービスを提供している。平成18年度の新規登録者数は、通常学外者219名、校友は158名であった。

また、現図書館開館と同時に「あいのみ文庫」という児童文庫を開設した。これは図書館設計段階からの計画で、館内に児童室を設け、そこに外から出入りする独自の出入り口を設置した。文庫活動の対象は小学校低学年の子どもとし、週1回サービスを提供することとして、現在に至っている。

#### [点検・評価]

「現状」で示したとおり、図書館内には約289,000冊の図書があり、1年間に12,000冊前後の図書が新たな資料として入ってくる。また、キャンパス全体で見ると約420,000冊弱の蔵書があることになる(それ以外に、研究室等で購入した消耗図書があるが、OPACでの検索対象となっていない)。この数は大学図書館の蔵書数としては決して多くはない。しかし、蔵書を評価するにあたっては、単に数の多さではなく、利用者コミュニティのニーズにどれほど適合しているかが重要な指標となる。その意味で、下表にあるように、学生一人当たりの貸出冊数が全国平均(平成16年度国公立大学平均が約8.3冊:『大学図書館実態調査』より平成16年度分を算出)を大きく上回っていることは、(もちろんそれだけが理由ではないが)当館の蔵書がコミュニティのニーズに比較的適合している証左のひとつといえるであろう。

表9-8 学生貸出冊数の推移(対正規学生、最近10年)

	貸出冊数	学生数	一人当たり
平成9	58,103	3,791	15.3
10	58,727	4,035	14.6
11	65,318	4,204	15.5
12	68,538	4,398	15.6
13	67,881	4,552	14.9

14	69,980	4,570	15.3
15	81,959	4,727	17.3
16	88,053	4,880	18.0
17	90,006	5,062	17.8
18	86,208	5,166	16.7

上で蔵書数が必ずしも多くないことを述べたが、これを収納スペースの観点から見ると当館には深刻な問題が存在する。図書館の図書収容能力は理論値（1段当たり25冊で計算）でいうと333,000冊である。現在の蔵書が全面開架方式で管理されており、そのこととあわせて考えると、現在の蔵書数は収容能力のほぼ限界に来ているといわざるを得ない。通常の購入・寄贈以外に研究室からの移管図書も少なからずある。一方で、資料としての寿命が尽きたと考えられるなどの理由で除籍も行なっているが、増加分にとうてい及ばない。保存スペースの狭隘化は深刻な段階を迎えている。

利用者の情報機器利用環境については、電子情報閲覧室を設置したことにより飛躍的に改善された。各種ガイダンスを行なう場合に一時的に利用を制限せざるを得ないケースがあるものの、それ以外の時間は、利用者は時間制限なしで自由にパソコンを利用して作業を行なうことができる（開室時間は開館時刻から閉館時刻の20分前まで）。図書館内にあるため印刷体の資料も同時に使うことができ、紙媒体の資料と電子資料が混在する現在のハイブリッド環境において、それに対応するだけの環境を整備できていると評価できる。

利用教育について、新入生ガイダンスについては、担当するスタッフの漸減やより実効性のある内容に改善をしていく必要があるなど課題は少なくないが、実施率を見る限りでは一定の効果を挙げているということができよう。実施環境としては、前述の「電子情報閲覧室」ができたことにより、（通常は学生の利用スペースであるが）専用のスペースを持つことができた。これにより、これまで図書館会議室や利用者用の公開端末を利用して実施していた環境が大きく改善された。

文献検索ガイダンスについては、実施回数は平成17年度の56回から翌年度は67回と増加している。またこれまで実施対象がほとんど3、4年生であったのに対して、2年生段階での申込み・実施がわずかではあるが増加している。これは教員の側にも教育において文献探索能力の育成が必要であるという認識が少しずつであれ広がっていることを意味しているとも捉えることができる。4年間を通した計画的な利用教育の実施の必要という観点から見ると、望ましい傾向であるといえよう。このような利用教育は図書館の努力だけで充実させることは難しく、教員の教育活動との連携を強化する必要がある。

また、教員へのデータベース・電子ジャーナルの利用方法の講習については、3、4年前には実施をしていたが、この1、2年は実施できていない。授業・会議等の関係で日程の調整が難しいが、ニーズはあるので実施していく必要がある。

地域開放については、4半世紀を超える歴史をもっている。サービスとしても定着しており、学外者に対して特別の広報活動をしているわけではないが、校友を含め毎年300人強の登録がある（利用証には1年間（当該年度末まで）の有効期限を設け、その後も利用したい場合は更新手続きをお願いしている）。資料の貸出数も平成18年度は一般学外者と校友を合わせ7,672冊（さらにあのみ文庫での貸出を含めると13,938冊となり、全貸出数の約13%を占める）と、かなりの割合を占めている。地域在住者及び卒業生・退職教職員という、非在籍者に対するサービス

という点では高い水準にあると評価できる。

#### [今後の改善方策]

資料収納スペースについては、キャンパス再開発事業との関連で、書庫として利用できる場所を確保するよう検討している。しかし、これは臨時的な避難措置の域を超えるものではなく、長期的には新館の建設、自動書庫の導入など、抜本的な対策を講じなくてはならない。

学生に対する利用教育については、質量ともにレベルをあげていく必要がある。いずれも授業との連携が鍵となる。教員との検討の場を設け、必要性を訴えていくとともに、これまでの実績を広報していくことを通じて、認知度を上げていくことが必要であろう。

地域開放自体は今後も続けていくことになるが、これにより本来のサービス対象である在籍者（学生・教職員）へのサービスがおろそかになることがあってはならない。当館ほど学外利用者登録があるところでは、そうしたバランスをみていかななくてはならない。例えば、他大学の学生も学外者として登録しているが、資料の利用に当たっては本学の学生との競合が起こっている可能性も否定できない。利用者をセグメント化し、それぞれのセグメントに対してどの程度のサービスをすることが適当であるか（例えば一般学外者と校友へのサービスの差別化を行なったように）、検討する。

### 9-1-3-k 学術情報へのアクセス

#### [現状の説明]

当館における学術情報の電子的処理は、平成5年度に学術情報センター（現国立情報学研究所）の共同目録システム NACSIS-CAT に参加して目録データを電子的に蓄積し始めたことに始まる。そして、学園の LAN 構築に対応して平成9年より図書館業務管理システム（LIMEDIO）を導入、翌平成10年から全面稼働している。これにより、業務のコンピュータ処理及び目録情報の OPAC による提供が本格化した。現在 OPAC は WWW 版となり、インターネット上に公開されている。

データベースをはじめとするネットワーク情報資源については、図書館ウェブサイトからリンクを張っており、キャンパス LAN に接続したパソコンから利用できるような環境を構築している。また、これらのうち、利用契約上、学外からのリモートアクセスが認められているものについては、SSL-VPN 接続によって利用できるようになっている。

導入に当たっては、学部構成、利用者のニーズに鑑み、主題領域を考慮して導入している。

（主なデータベース）

- ・ PsycINFO [EBSCOhost]
- ・ ERIC [EBSCOhost]
- ・ MLA International Bibliography [EBSCOhost]
- ・ LISTA (Library and Information Science & Technology Abstract) [EBSCOhost]
- ・ LLBA (Linguistics and Language Behavior Abstracts)
- ・ CiNii
- ・ 医中誌 Web
- ・ 大宅壮一文庫雑誌記事索引検索
- ・ 聞蔵Ⅱ（朝日新聞記事データベース）



- ・ ヨミダス（読売新聞記事データベース）
- ・ 毎日 NEWS パック（毎日新聞記事データベース）  
（電子ジャーナル・電子ブック）
- ・ Academic Search Premier [EBSCOhost]
- ・ Academic Research Library [ProQuest]
- ・ PsycARTICLES [EBSCOhost]
- ・ SocINDEX with Full Text [EBSCOhost]
- ・ Net Library
- ・ Source OECD

また、上記以外にも、国立の研究所等で作成・公開されている無料のデータベースにもホームページからアクセスできるよう環境を整備している。

国内外の他大学図書館との協力については、NACSIS-ILL システムに参加することにより、相互の文献複写と資料の貸借を行なっている。また、地域内他大学との協力として、埼玉県大学・短期大学図書館協議会（SALA）共通閲覧証による図書館相互利用が実施されている。

資料の電子化については、越谷キャンパス 3 学部の紀要の電子化を平成 10 年度人間科学部が発行した『人間科学研究』20 号から行ない、教育学部・文学部についてもその翌年度発行されたものから電子化し、インターネット上に公開している。これらの論文は、国立情報学研究所の学術コンテンツ登録システムにより書誌データを登録し、論文情報ナビゲータ CiNii の検索結果から本文を閲覧することができるようになっている。

#### [点検・評価]

OPAC が WWW 版となったことで、利用者は、学内外問わず、必要な資料（図書・逐次刊行物・視聴覚資料）が所蔵されているか検索できるようになった。OPAC は携帯電話版も利用できるようになっている。ただ、OPAC で検索できる資料は、図書館内の資料及び研究室の資産登録したものであり、研究室の消耗図書は検索対象からはずしてある。また研究室所蔵で資産登録したもので古いものについては遡及作業に手がついていない。これらのデータを OPAC で検索できるようにすることが必要である。逐次刊行物の所蔵状況は事務局で事務用に購入しているもの以外は、キャンパスで所蔵されているものすべてを把握できるようにしてある。

電子媒体の資料のほとんどは図書館予算（「事務局図書館課」の予算）として措置しているが、これらの価格は年々高騰しており、図書館課の予算だけでは維持できないレベルになっている。これらの維持・充実のために全学的な検討が必要な段階にきているといえよう。

本キャンパスの主要な学問領域は、心理学、社会学、教育学、言語学、文学である。これらの学問領域に対応した二次資料は、上であげた電子媒体の情報に加え、国文学関係の印刷媒体の二次資料など、学習・研究に必要なものはおおむね整備できていると評価できる。

下表は、平成 18 年度の図書館間相互協力の実績一覧である。

表 9-9 図書館相互協力の実情

複写受付	2,070	貸借受付	511
複写依頼	1,528	貸借依頼	186

いずれも依頼に比して受付が多い点は、図書館間相互協力による他大学への高い貢献度として評価できる。

利用者からの他機関への文献複写依頼・図書借用依頼は、図書館まで来て申込み用紙に必要事項を記入して担当者に提出する方法と、図書館システムのマイライブラリ機能を使ってリモートで申し込む方法の2つがある。平成15～17年度までは後者の割合が全申込数の30～40%台であったが、平成18年度は53.5%と半分を超えた。図書館としては利用者に対し、図書館に来館する必要がない、開館時間の制約を受けずに申し込みができるなどの利点を示してマイライブラリの利用を推奨してきているが、その効果が出てきたと評価することができる。

資料の電子化については、学術情報の発信という観点から重要な事業ではあるが、現段階では、刊行されるものを電子化・公開するというのが現状であり、遡及作業は進んでいない。また、越谷キャンパスの3つの研究所（教育研究所、生活科学研究所、言語文化研究所）でも紀要をインターネット上に公開しているが、教育研究所以外は目次情報の公開にとどまっており、本文の公開には至っていない。

#### [今後の改善方策]

今後、学術情報のますますの電子化が予想される中で、図書館業務管理システム、特に情報提供機能がそれに対応することが求められている。

現在の図書館は、印刷媒体と電子媒体が混在しており、また電子媒体についても、データベースごとに検索画面が分かれているなど複雑な様相を呈している。利用者がシームレスな環境で利用できるよう、リンクリゾルバなど、必要なシステムを導入し利用に供していくことが必要である。また、図書館間相互協力においてもエレクトロニック・ドキュメント・デリバリー・サービス（E-DDS）の実施によって、より迅速な文献情報の提供を実現する必要がある。

電子媒体の資料の予算措置については、上で述べたように、これまでのように図書館課予算として措置するのではなく、何らかの「共通経費」として支出し、維持していく必要があり、現在、鋭意検討中である。

紀要、及びそれに限らず本学で生産された学術情報の発信は、大学の事業として取り組むべきものである。現在は編集事務を担当しているところがそれぞれで作業を行なっているが、全学的な検討により、実施体制を構築する。

## 〔湘南校舎〕

### 9-1-1-s 運営組織

#### 〔現状の説明〕

湘南図書館は、越谷図書館とともに文教大学付属図書館の一つを構成するとともに、単独で文教大学女子短期大学部付属図書館をも代表している。学長によって本学専任教員の中から任命された湘南図書館長のもとに、専任職員として図書館課長1名、業務主管1名及び司書8名、さらに契約職員5名及び夜間開館要員として派遣職員3名によって運営されている。

図書館の運営に関しては、重要事項を審議するために図書館運営委員会が設置されている。同委員会は、湘南図書館長のもとに、情報学部3名、国際学部2名及び女子短期大学部1名（各学科1名ずつ）の学部選出運営委員6名並びに図書館課長の計8名から構成される。同委員会の審議において合意された事項に基づいて図書館は運営されることになる。開催頻度は年4回であり、急な連絡や簡単な審議は同委員会専用のメーリングリストで随時、行なわれている。

また、本学の別キャンパスにある越谷図書館との連絡を密にし、付属図書館全体の円滑な運営を期して、図書館長協議会が置かれている。同協議会は、学長、両図書館長、大学事務局長及び両図書館課長から構成される。

職員組織は、所掌事務を遂行するために、情報管理部門（収書係、目録係、逐次刊行物係、システム・ネットワーク管理）、情報サービス部門（閲覧・参考係）、研究協力部門（研究協力係）、総務部門（総務係）の4部門7係からなる。さらに、蔵書構築を前提として図書館資料の選書・除籍を決定するために各係から選出された委員で構成される資料選定委員会が設置されている。

#### 〔点検・評価〕

大学設置基準第38条第3項には、図書館に専門的職員の配置されることが指摘されているが、夜間以外のコアタイムを担当する専任職員10名及び契約職員5名の計15名は全員、司書有資格者である。

職員組織自体は、専任職員が図書館業務の各領域において専門性の高い業務を専ら担当し、一方、契約職員が日常業務において専任職員を補助することによって、図書館業務全体が円滑に遂行されるように組織されている。ただし、大学全体の中で専門職としての司書の位置づけが明確に制度化されていないために、職能及び司書の養成並びに権限・役割が曖昧のままである。

図書館では教育・研究支援組織として、図書館運営委員会を通じて利用者である教員や学生の要求を確認するとともに、教員とのコミュニケーションを図ることによって、図書館と教員の協力関係をより密にすることが試みられている。学部選出運営委員が利用者としてではなく、運営側の立場で図書館に関わるという点で、同委員会は重要な意味をもっているが、図書館諸問題への理解が必ずしも徹底されていない場合が多々ある。

越谷図書館を含めた付属図書館全体の円滑な運営という点では、図書館システム共同導入、資料の相互利用促進及び図書館間移管、電子情報源の分担契約及び共同利用、共通規程類の整備など越谷図書館との協力関係は年々強化され一定の成果が上がっている。

#### 〔今後の改善方策〕

大学の教育・研究を支援する組織として図書館がその機能を十分に果たすためには、教員や学生の教育・研究・学習活動に資する学術情報支援サービスをより充実したものとしなければなら

ない。そのためには、学術情報支援サービスを担う司書の基準・要件・職位などを明確にすること、司書を専門職として位置づけ適正に配置すること、さらには専門的職能を高めるために計画的な育成システムを確立する必要がある。司書の専門職制度については、本学園の職員人事制度に規定化されることが急務である。

図書館運営委員を含めて、教員組織と図書館の相互理解を深めることが、教育・研究支援組織としての図書館の活動をより一層活性化することにつながる。従来の図書館サービスの域に止まらず、授業や研究に合致した学術情報支援の側面から、教員の研究動向と情報要求を把握し、情報収集から提供まで一連の過程を見直し再構築することを目的として、新たに平成19年度から、図書館職員組織に研究協力部門を設けることとした。

越谷図書館との協力関係については、当面以下の局面での活動を緊密化することによってより効果的な相互作用が働き、付属図書館として全学的な教育・研究支援体制を築くことを目指す。

- ・各部門ごとの業務交流や情報交換を通じて、それぞれの図書館における業務の効率化や改善を図る。
- ・資料の分担収集及び保存を推進することによって、均衡のとれた無駄のない相互補完的な蔵書を構築する。
- ・電子ジャーナルを中心とする電子情報資源を両館共同で整備することによって、全学的な学術研究支援サービスを提供する。

## 9-1-2-s 図書、図書館の整備

### [現状の説明]

#### <図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の整備状況>

平成18年度末の資料数は下記の通りである。

表 9-10 平成18年度末資料数

図書の冊数（冊）		定期刊行物の種類（種類）		視聴覚資料の 所蔵数（点数）	電子ジャーナル の種類（種類）
図書の冊数	開架図書の冊数 （内数）	内国書	外国書		
199,065 冊	141,742 冊	1,483 種類	313 種類	6,613 種類	8,228 種類

図書については、平成15年度末の所蔵数が218,185冊であり、この3年間で2万冊近い減少がみられる。原因は、平成15年度をもって女子短期大学の3学科（現代文化学科、英語コミュニケーション学科、ライフデザイン学科）が廃止され、各学科所蔵図書約28,000冊が除籍されたり、教員の異動にともなって越谷図書館や越谷キャンパス内の研究室等に移管されたりしたためである。

湘南キャンパスの学部構成は、情報学部及び国際学部からなり、これに女子短期大学部（健康栄養学科）が加わる。図書の蔵書構成からみると下記表に示されるように、社会科学部門が全体の3割以上を占めている。経営、ビジネス、経済、会計、国際関係、社会学の各分野が湘南図書館の最も充実した蔵書である。さらに、国際関係及び世界経済については世界銀行及びアジア開発銀行の刊行物を全点購入し、さらにOECDの全刊行物はオンライン版で契約している。女子短期大学の改組による除籍・移管によって文学、国語学、人文科学系叢書類がそれぞれ-31%、

-19%、-21%と大幅に減少し、逆に社会科学部門と産業部門の2部門が+5%、+13%と増加した。

表 9-11 分類別、和洋別蔵書数

	区分	平成 15 年度末現在	平成 18 年度末現在	増減冊数	増減率	16 年度構成比
N D C 分 類 別 内 訳	0：総記	18,253	14,451	-3,802	-21%	7%
	1：哲学	15,600	15,249	-351	-2%	8%
	2：歴史	26,451	25,271	-1,180	-4%	13%
	3：社会科学	60,008	62,833	2,825	5%	32%
	4：自然科学	13,515	13,054	-461	-3%	7%
	5：技術	12,814	12,488	-326	-3%	6%
	6：産業	5,687	6,417	730	13%	3%
	7：芸術	9,093	8,650	-443	-5%	4%
	8：言語	12,164	9,835	-2,329	-19%	5%
	9：文学	44,600	30,817	-13,783	-31%	15%
和 洋	和書	175,207	163,803	-11,404	-7%	82%
	洋書	42,978	35,262	-7,716	-18%	18%
合 計		218,185	199,065	-19,120	-9%	100%

図書の年間受入冊数は、下記の通り平均 4,000 冊前後である。開講授業科目のシラバスに掲載されている図書は全点購入し、図書館内で別置の上、利用できるようにしている。これに加えて、年 2 回、非常勤講師を含む全教員から、図書館に学生のために備え付けるべき図書の推薦をってもらう「教員推薦図書制度」を実施している。

表 9-12 図書年間受入冊数

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
4,059 冊	4,327 冊	3,818 冊

学術雑誌は、社会科学系及び情報技術系を含め各分野をカバーしている。受入タイトル数は 1,796 タイトル、バックナンバーのみを含めた所蔵数は 3,687 タイトルである。電子ジャーナルの導入と提供は、平成 15 年度から開始され、現在利用（全文アクセス）可能なタイトルは 8,228 タイトルに達している。

表 9-13 冊子体学術雑誌タイトル数

	和雑誌	洋雑誌	合計
継続受入	1,483	313	1,796
バックナンバー	1,532	359	1,891
合計	3,015	672	3,687

視聴覚資料の全体タイトル数は平成 15 年度が 4,934 だったが、平成 18 年度末時点では 6,613 へと 34%増加している。内訳は次の通りである。

表 9-14 視聴覚資料内訳

マイクロ	CD-ROM	映像資料				録音資料ほか	
		ビデオカセット	LD	DVD	その他	CD /カセットテープ	その他
91	241	2,778	506	1,507	55	986	449

特に映像資料については、従来ビデオカセットテープを中心に収集していたが、最近では映画、ドキュメンタリー、紀行等のDVDソフトを積極的に取り入れ、現在1,507タイトル所蔵している。

#### <図書館施設の規模、機器・備品の整備状況>

図書館は地上3階建ての独立棟であり、延べ床面積は3,639㎡である。うち利用者用のサービススペース面積は2,527㎡である。26.5万冊の蔵書収容能力があるが、7.4万冊の収容能力のある書庫部分は雑誌のバックナンバーを収蔵しているため、図書に対する収容能力は19.1万冊になる。

視聴覚資料の視聴用ブースは20席設置している。ほかに5人までの複数人数で利用できる設備が2台ある。視聴覚メディア再生機器は22台あり、そのうち15台はDVDにも対応している。また、マイクロ資料用にマイクロリーダープリンターを1台設置している。

利用者用パソコンは、2階パソコンコーナーに18台設置している。そのうち3台がCD-ROM用としても利用可能である。パソコンコーナー以外には1階に1台、3階に2台のOPAC専用端末を設置し、各フロアで蔵書検索が可能である。

利用者が図書館所蔵の雑誌の論文・記事や図書の必要部分を著作権の範囲内で複写できるように2階メインカウンターの側に2台のコピー機を設置している。

#### <学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況>

表 9-15 学生閲覧席の状況

学生閲覧室	学生収容定員 (B)	収容定員に対する座席数の割合 (%)	その他の学習 室の座席数	備 考
座席数 (A)		$A/B * 100$	( )	
398	3,102	12.8%	0	収容定員数 学部学生：2780 大学院学生：22 短期大学部学生：300

図書館内の閲覧座席数は、上記にある通り398席で、学生収容定員の12.8%の割合である。

平成18年度の開館日数は263日（平日221日、土曜日42日）で、年間延入館者数は77,084人、1日の平均入館者は293人である。開館時間は、授業のある日が9:10から20:00まで、土曜日が9:10から16:00までとなっている（授業のない日は、それぞれ17:00、12:00まで）。これにより学生は、平日は5時限目授業終了（18:10）、土曜日は2時限目授業終了（12:30）以降も図書館を利用することができる。

パソコンコーナーに設置している利用者用パソコン18台はすべてキャンパスLANに接続されておりインターネットの利用が可能であるため、ネットワーク上の情報源を自由に利用することができる。また、2階と3階にある33席の個人用キャレルにはLANが敷設され情報コンセントが設置されているため、持ち込みのパソコンによってネットワークに接続することができる。

利用者が効果的に図書館を利用できるようになるため、新入生を対象とした図書館利用ガイダンスや2年生以上を対象とした文献検索ガイダンスを実施している。

表 9-16 平成 18 年度利用者向けガイダンス実施状況

名称	対象	回数	人数
図書館利用ガイダンス	新入生	33	951
文献検索ガイダンス	2年生以上ゼミ単位	28	425
合計		61	1,376

新入生図書館利用ガイダンスは、4月から7月までの期間に1年生の必修授業内に実施し、OPACの実習と図書館ツアーを行なっている。2年生以上に対しては、クラス単位、ゼミ単位で、授業や研究内容に則したデータベースの利用方法を中心に文献検索ガイダンスを随時実施している。

図書館の機能や利用方法を知らせる広報活動としては、1枚（2ページ）ものの「図書館通信」を年6回発行し、図書館ホームページ上では随時情報を提供している。ほかに学生の読書意欲を相互に高めるために、「お薦め掲示板」を設置し、学生に図書館所蔵の資料（本やDVD）の感想や推薦文を所定の用紙に自由に書き込んでもらい、さらに図書館員のコメントも添えて掲示している。

#### <図書館の地域への開放の状況>

平成18年5月1日現在登録している学外者は220名である。そのうち茅ヶ崎市民が140名、寒川町民が32名で、合計すると全体の8割近くが近隣住民である。平成18年度における学外者の延べ入館者数は2,603名、貸出冊数は1,082冊である。

#### [点検・評価]

学生1人当たりの蔵書冊数は、57.3冊であり、平成17年度の私立大学平均の73.3冊（文部科学省「平成17年度『学術情報基盤実態調査』」による。以下同じ）を下回っている。また学生1人当たりの図書受入冊数も1.1冊であり、私立大学平均2.2冊の半分である。資料費についても、学生1人当たり15.5千円で、私立大学平均の24.6千円を下回っている。全国平均と比してかなり低いといわざるを得ない。また、資料に占める洋書の比率が、私立大学平均が25.9%であるのに対して、湘南図書館は17.7%に止まっている。

一方、雑誌の受入数については、1,794タイトルで私立大学平均の1,538タイトルを上回る。洋雑誌については313タイトルと私立大学平均の403タイトルを下回るが、これは洋雑誌を印刷体から電子ジャーナル（8,228タイトル）へ移行しているためである。

所蔵資料の量的側面だけを捉えると、図書は不十分で、電子ジャーナルを含む雑誌は整備されているといえる。ただし、学生の館外貸出冊数が20,872冊であり、同規模（2～4学部からなる）私立大学の1館平均17,663冊を上回り、さらに、国際学部限定すると学生1人当たりの館外貸出冊数が9.8冊で私立大学平均約7.3冊を上回っている。情報学部学生1人当たりが4.3冊、女子短期大学部学生1人当たりが2.5冊と低く、情報学部と国際学部の2学部学生合計の平均館外貸出冊数は1人当たり6.2冊（短期大学部を含めると6.0冊）となるが、この数値には、資料利用の局面での湘南キャンパスにおける各学部の教育・研究分野の特性の違いが現れている。国際学部は、国際関係や地域研究など図書と雑誌を併用した利用があるが、情報学部については、

コンピュータ及び経営・ビジネスなどの分野における最新情報を求める利用者が多く、必然的に図書よりも雑誌論文・記事やネットワーク情報源への利用要求が高いといえる。その顕著な例として、日経 BP 記事検索サービスによる全文アクセス数が極めて高いことが挙げられる。平成 18 年度の年間アクセス数は 11,256 件で、「日経ビジネス」(3,353 件)、「日経コンピュータ」(3,276 件)、「日経情報ストラテジー」(951 件)、「日経ソフトウェア」(793 件)、「日経 LINUX」(635 件)が利用上位を占めている。

以上のように湘南図書館ではキャンパスにおける学部ごとの多様な利用要求に応えるために、図書と雑誌のバランスを考慮しつつ資料の収集・提供を行っており、量的な観点よりも利用上の要求に応える質的整備に重点を置いたものとなっている。年 2 回実施している教員推薦図書制度もその一環である。さらに、図書（主に洋図書）については、平成 18 年 9 月よりネット書店への発注を導入することによって、納品までの迅速化を図っている。

施設・設備面では、図書館入り口が 1 階にあり、図書館を利用するには 2 階の入館ゲートまで必ず階段を上がらなければならないという構造的な問題を抱えている。閲覧座席数は 398 席あり、収容定員数の 12.8% で基準の 10% を満たし閲覧スペースには余裕がある。しかし、グループ閲覧室が 1 室しかないこと、ガイダンスや講習会に使える部屋が館内にないことなどの問題もある。また、視聴覚ブース・再生機器が老朽化のために故障や不具合の発生率が年々高くなってきている。視聴覚コーナーは設置から 20 年近く経ち、設備・機器類の全面的な見直しの時期にきている。

図書館の蔵書収容能力は 26.5 万冊あるが、うち書庫部分を除くと開架スペースは 19.1 万冊収容可能である。現在の所蔵は、開架図書 14 万冊に消耗図書を加えると 19 万冊を超え、既にほぼ満杯状態であるため、早急に対策を検討しなければならない。

図書館ネットワーク環境は年々整備され、現在各階に OPAC 端末が置かれ蔵書検索の利便性はある程度解決された。また、情報コンセントの設置も進み個人用キャレルでのパソコンによるネットワーク利用も可能となり環境整備はかなり改善されたといえる。

開館時間については、授業開講時平日は 20:00 までであるが、最終授業終了が 18:10 であることから、2 時間を経過せずに閉館してしまうことになる。現状では、湘南キャンパスの立地条件のために 20:00 の段階で学内にほとんどの学生がいない状態である。また、平成 17 年度の 19:00 - 20:00 の入館者は 1 日のうちの 0.77% というデータ実績からみて、また、キャンパスの交通手段の不便さを考慮しても、さらに延長する必要は、現時点ではないと判断している。

利用者教育については、ここ数年新入生に対する利用ガイダンスが積極的に行なわれ、平成 19 年度には、情報学部も加わり新入生全員を対象に実施された。2・4 年生向けの文献検索ガイダンスは、教員の要望により随時実施しており、かなり定着しているといえる。ただし、教員への電子ジャーナル利用講習会は、平成 15 年度導入以降、年 1 回の頻度で開いていたが、平成 18 年度は実施しなかった。

図書館の地域開放は、学外者登録者の内訳から茅ヶ崎市を中心に寒川町へも拡大している。逆に、寒川町在住でなくても本学学生は、茅ヶ崎市立図書館と同じく、寒川総合図書館での館外貸出が可能となった。

#### [今後の改善方策]

蔵書構成において資料に占める洋図書の比率が低い状況は、今後の教員及び大学院生への研究支援をどうしていくかという図書館サービスの根幹に関わる重要課題である。資料費の削減とい



う現実的な問題も抱えており、学術雑誌については、越谷図書館と共同で、冊子体契約を大幅に見直して電子ジャーナルへ移行する方向で環境整備を進めている。

電子ジャーナルをはじめとするネットワーク電子情報資源は今後その重要性をますます高め、その導入・拡張は不可避であるが故に、全学的視点から相応の予算規模を措置しなければならない。図書館または学部という一部局予算に依存するのではなく、越谷・湘南両キャンパスを含めた大学共通経費化へ向かわざるを得ない。

蔵書収容能力の限界、具体的には書架スペースの狭隘化への対応は喫緊の問題である。当面、約3万冊の図書を廃止学科の旧資料室へ保管する予定である。さらに、増加率の最も高い社会科学部門が配架されている3階書架部分を増設する計画も検討中である。施設・設備面の諸問題は、予算措置を含めて中長期的に解決方策を考えなければならない。

利用者教育及び広報活動については、クラス単位、ゼミ単位のグループを対象としたガイダンス及び講習会、不特定多数向けの図書館ホームページ上での案内及び図書館通信などのリーフレット配布といった従来の方法を、改善を重ねながら今後も継続していくことになる。加えて、研究協力係を中心に、教員や大学院生個々の研究テーマや要求に則して、電子ジャーナルをはじめ、図書館が提供するあらゆる学術情報資源とツールの利用紹介や検索のきめ細かい個別援助を随時実施する必要がある。集合的な働きかけと個別対応をうまく組み合わせつつ利用の促進を図ることになる。

## 9-1-3-s 学術情報へのアクセス

### [現状の説明]

学術情報の処理については、平成9年度に株式会社リコーの図書館業務管理システムLIMEDIOを導入し、所蔵情報のOPACによる提供を開始した。システムは更新を重ねて、現在バージョンは6.1である。国立情報学研究所(NII)のNACSIS-CATやNACSIS-ILLとの親和性も問題なく、NIIの共同目録事業や図書館間資料貸借管理等と連動して処理している。

平成17年度からNIIの学術雑誌公開支援事業に参加し、情報学部、国際学部及び女子短期大学部が発行する研究紀要の収録論文データを学術コンテンツ登録システムにより登録している。登録したデータはNII論文情報ナビゲータCiNiiで公開され、本文へのリンクもされている。既にバックナンバー収録の全論文のデータ登録も終了している。

学術情報の提供システムについては、図書館でホームページを開設し、利用案内、図書館概要、開館情報などのお知らせのほかに、下記のような情報提供を行なっている。OPACや本学紀要は学外公開であるが、それ以外のものはキャンパスLANに接続したパソコンから利用することができる。

- ・ オンライン所蔵目録(OPAC)
- ・ 国内外の文献検索データベース(CiNii、MAGAZINEPLUS、大宅壮一文庫雑誌記事索引検正中誌Web、First Search、LLBAなど)
- ・ 新聞記事データベース(聞蔵Ⅱ、毎日Newsパック、ヨミダス文書館)
- ・ 国内雑誌記事・本文データベース(日経BP記事検索サービス、官報情報検索)
- ・ 電子ジャーナルデータベース(ProQuest ARL、EBSCOhost ASP、SourceOECD、SocINDEX with Full Textなど)

- ・ 辞典類 (JapanKnowledge)
- ・ 本学紀要

国内外の他大学との協力については、NIIのNACSIS-ILLシステムを介して図書館間貸借と文献複写のやりとりを行なっている。平成18年度の状況は次の通りである。

表 9-17 平成 18 年度図書館間相互協力実績

		文献複写		図書貸借	
		受付	依頼	貸出	借用
国内	大学図書館	757	648	230	211
	それ以外	22	94	15	7
国外		0	3	7	0
合計		779	745	252	218

神奈川県内の他大学との協力については、神奈川県内大学図書館協議会 (KULC) に参加し、共通閲覧証による相互利用を実施している。

#### [点検・評価]

OPACについては、Web版がインターネット上で公開されているので、利用者は学外からでも蔵書検索が可能である。また、携帯電話からの利用もできるようになり、OPACは利用者により身近な存在となっている。さらに、館外や学外から図書館ホームページに入り認証によって利用者自らが、貸出・予約・延滞状況、ILL申込み、ILL申込み資料到着の通知、図書館から個人宛のお知らせなどがわかる「マイライブラリ機能」が加わり、システムとしての利便性も向上している。

学術コンテンツ登録システムへの参加は、本学紀要の図書館ホームページを介した公開に加えて、学術コンテンツ・ポータルであるCiNiiに反映されることによって、利用機会がさらに増えることが期待される。

図書館ホームページを通じて提供しているオンライン学術情報源の中で電子ジャーナルについては、平成15年度導入時の全文アクセス可能タイトル数は約4,000タイトルだったが、平成18年度末時点では8,228タイトルに倍増している。これは、平成18年度から公私立大学図書館コンソーシアム (PULC) へ参加し、金額的に有利なコンソーシアム契約での新規導入が増えたことにもよる。

利用の局面では、EBSCOhostやProQuestといった複数のアグリゲータと契約しているため、導入当初はプラットフォームが複数存在し、利用者はアグリゲータやデータベースごとに別々に検索しなければならなかったが、平成17年度から導入したEBSCO AtoZによって、本学で利用できるすべての電子ジャーナルについて、一元的に雑誌タイトルまたは雑誌の主題から検索し、本文へリンクできるような環境に改善された。論文単位の検索については、以前はEBSCOhostとProQuestのそれぞれが提供するタイトル間のリンクは許可されていなかったが、平成19年度からは相互リンクが可能となった。完全に統合的な検索環境までには至らないが、検索環境は多少向上することになる。

国内の他大学との協力については、平成18年度図書館間相互協力実績によると、文献複写及び図書貸借とも、受付・貸出が依頼・借用を上回っている。それ以前は、資料取寄せ数の方が上回っており、他大学への資料依存度が高かったが、この1～2年は貢献度が優先し、ようやく相

互協力の均衡が取れ始めたところである。

**[今後の改善方策]**

図書館が提供する学術情報には、一方で印刷媒体、非印刷媒体及び電子媒体といったメディアの多様化が加速度的に進行し、他方で、固定利用型（蔵書としての図書、雑誌、視聴覚資料、スタンドアローン型 CD-ROM など）とネットワーク共同利用型（電子ジャーナル、オンライン・データベースなど）といった異質の利用形態が混在するハイブリッドな状況が出現している。今後、紙媒体と電子媒体を一元的に検索できるシステムの導入が不可避であり、学術情報の効率的な提供機能とアクセス環境を整備しなければならない。

他大学との協力・連携の基盤は NII の目録所在情報サービスとそれに連動する自館 OPAC である。学術情報流通における NACSIS-CAT/ILL の意義を再確認し、NACSIS-CAT との整合性を前提とした OPAC の書誌情報（学術情報）の質的向上と維持にも努めなければならない。

## 第2節 情報センター

### [目標]

- ①キャンパスにおける情報技術を利用する教育・研究の充実。
- ②キャンパスにおける教員の実践の支援。
- ③キャンパスの情報環境のデザイン・実現。
- ④キャンパスの情報教育の企画。
- ⑤情報技術を利用した新しい教育方法の開発、実践及び支援。
- ⑥教育の情報化及びキャンパスの情報化に関連する調査研究及び支援。

### 9-2-1 運営組織

#### [現状の説明]

情報センターは、越谷・湘南それぞれのキャンパスにおける、情報技術を利用した教育及び研究を充実させ、教員の実践を支援することを目的としており、越谷情報センターならびに湘南情報センターを置いている。

こうした目的を達成するために、各キャンパスの情報センターでは、キャンパスの情報環境を企画・計画し、導入した上で運用・管理を行ない、キャンパスの情報教育について、企画・運営・調整を行なうほか、情報技術を利用した新しい教育方法の開発・実践及び支援を行なっている。そして、こうした教育の情報化及びキャンパスの情報化に関連する調査・研究・支援をも行なっている。

組織として具体的には、各キャンパスの情報センターはセンター長、若干名の主任、事務長、若干名の事務職員から構成される。センター長は専任教員の中から学長が任命する。主任は専任教員の中からセンター長が推薦し、これを学長が任命する。事務職員は情報処理課が担当する。

キャンパス情報センターの運営にかかわる審議は、キャンパスの情報センター運営委員会が行なう。情報センター運営委員会は各学部で選出した委員、センター職員及びキャンパスの教務委員長で構成される。両キャンパスの情報センターにまたがる事項については、情報センター連絡協議会において調整を行なう。

#### [点検・評価]

両キャンパスの学部構成が異なることから、教育・研究における情報システムに対する要求にも違いが見られる。そうした異なる要求に適切かつ迅速に対応する上でも、両キャンパスに情報センターを置いて、それぞれのキャンパスの特徴を反映させた運営を行なう必要がある。

キャンパスの中でも、学部ごとの情報システムに対する要求は異なる部分と共通する部分がある。特に最近の傾向として、情報に関する授業だけがコンピュータを使うのではなく、様々な分野の授業において、パソコンおよびネットワークが自由に使えることを前提としつつあることがあげられる。そうした共通する部分をまとめる一方で、多彩な要求に応える上でも、情報システムの企画・計画・運用等を、キャンパスのセンターに集中させていることは妥当である。このことにより、世の中の動向などを踏まえつつ、最新の技術的情報に基づいた情報システムの企画および効率的な運用が実現できている。

以上のように情報センターは学部とは別組織であるが、学部教育におけるニーズに対して適切に対応する必要がある。そのため情報センター長はキャンパスの大学教務委員会のメンバーであるとともに、大学教務委員長が情報センターの運営委員のメンバーでもある。このことにより一方では、キャンパスの教育における情報システムに対するニーズを把握し、それを情報システムの企画・計画・運用に反映させることが円滑にできている。また他方では情報システムの使い方や環境に関する計画等をキャンパスの教育の現場に浸透させる役割をも果たしている。特にキャンパスのシステムを入れ替えるタイミング等においては、大筋については大学教務委員会を通して意見を聴取するほか、導入基本案をまとめて学内に公開し、意見を聴取している。

現在のキャンパスの教育・研究上の要求に対しては、現在の運営組織で対応することができている。しかしながら、今後の社会情勢の変化や大学としての意思決定によっては、例えばインターネットを利用した遠隔教育等に、本格的に対応する必要性が生じる可能性がないとは言い切れない。そうした大きな変化には、現在のままの運営組織では対応できないものと考えられる。

#### [今後の改善方策]

今後の遠隔教育においては、e-Learning が使われるものと考えられる。そのための技術的な問題について調査を進めるとともに、遠隔教育を行なっている組織に関して、視察などの方法で調査をおこなっていく。

## 9-2-2 情報機器の整備

情報機器の整備状況については、それぞれ事情が異なるので、キャンパスごとに述べる。

#### [越谷キャンパス]

##### [現状の説明]

越谷キャンパスにおける情報教育は、大型計算機を利用した教育から始まり、パーソナルコンピュータ、ネットワーク、各種メディアを利用した教育へ移行してきた。また、情報処理機器は単に情報教育に利用されるのみでなく、情報教育以外の教育にも利用されており、教育の情報化の中心となっている。越谷キャンパスにおいては、これら情報教育の変遷、教育の情報化への対応、及び ICT 技術の発展にあわせて情報処理機器の整備を着実に進んできている。

キャンパス内 LAN は、平成 8 年に文部省の補助を受け整備を行なって以来、利用の拡大にあわせて順次整備を行ない、現在では高速のネットワーク（基幹ネットワークは光ファイバーケーブルを利用し通信速度 1Gbps、建物内はイーサネットケーブルを利用し通信速度 100Mbps、コンピュータ教室内はイーサネットケーブルを利用し通信速度 1Gbps）が整備されている。また、インターネットへも光ファイバーケーブルを利用した高速回線（通信速度 100Mbps）で常時接続されていて、動画などのコンテンツも快適に利用することができる。同時に他キャンパスへも広域イーサネットを利用した高速の学内 WAN が構成され、キャンパスを越えた情報利用が可能になっている。

講義室は、66 教室中 34 教室が学内 LAN へ接続可能になっており、特に収容人員 100 人以上の教室では 22 教室中 20 教室が学内 LAN へ接続可能になっている。さらに、これら 20 教室のうち 14 教室では教卓にパーソナルコンピュータを常設し、プロジェクタへ画面を出力する環境も整備することで、ICT 技術を利用した授業を可能にしている。

また、食堂内・図書館内などに無線 LAN のアクセスポイントを 8 箇所、情報コンセントを 2

箇所に設置し、これらに認証の仕組みを組み合わせることで学生が学内の各所からキャンパス内 LAN に安全に接続できる環境を整備している。また、SSL-VPN システムを導入し、学外からもインターネットを経由して学生が学内 LAN を安全に利用可能である。

教育用パーソナルコンピュータの整備状況は次のとおりである。

表 9-18 教育用パーソナルコンピュータ整備状況

種 類	教室数	パーソナルコンピュータの台数
一般コンピュータ教室	4	308 台
CALL システムを備えたコンピュータ教室	4	177 台
ノートパソコンを常備した講義室	2	102 台
貸し出し用ノートパソコン	-	50 台
合 計	10	637 台

これら教育用パーソナルコンピュータをはじめとする情報処理機器は、ICT 技術の急速な発展に対応すべく、3年サイクル（リース）で更新を行なっていて、最新でかつ十分な性能の機器を整備している。

コンピュータ教室内のすべてのパーソナルコンピュータでは、現在実社会で標準的に利用されている最新のオペレーティングシステム、日本語ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト、データベースソフト、メールソフト、ブラウザソフトなどが利用可能である。また、画像の編集、動画の編集のためのソフトウェアなども利用可能であり、レポート管理システム、Eラーニングコンテンツの管理システムなど教育を支援するシステムも整備していて、情報教育をはじめとする各種教育に活用されていると同時に、学生の自主的な事前事後学習に有効に利用されている。

コンピュータ教室内のパーソナルコンピュータは高速ネットワーク（通信速度 1Gbps）を構成していて、Web ページの閲覧をはじめとしたインターネットの各種機能が利用可能であることはもちろん、ファイルサーバをはじめとする各種サーバの利用、高速のカラープリンタの利用などが可能である。また、コンピュータ教室のうち 4 教室は CALL システムが整備されており、コンピュータ教室としての利用のみでなく CALL システムを利用した語学教育にも活用されている。また、コンピュータ教室以外に、2つの講義室にノートパソコンを常備し、コンピュータを利用した教育及びコンピュータを利用しない教育の双方で利用可能になっている。

全学生に入学と同時に学内ネットワークを利用するための ID、パスワード及びメールアドレスを付与しており、学内の情報資源を自由に利用できる仕組みを準備している。

#### [点検・評価]

越谷キャンパスでは、学内ネットワーク、パーソナルコンピュータをはじめとする情報処理機器が計画的に整備されてきており、各種情報教育に利用するソフトウェア、各種教育支援システムなども着実に整備されてきていて、特にほぼ全員の学生が履修をする情報基礎教育をはじめとした情報教育及び各種教育の充実に貢献している。同時に、学生生活の利便性向上に役立っている。

一方、ICT 技術を教育に利用することを支援するためのシステム、学生同士、学生・教員・職員間のコミュニケーションを向上させるシステムなどが十分には整備されていないなど、教育の情報化及び学生の情報利用環境向上のためには、不足している点も多い。

## [今後の改善方策]

学内ネットワークについて一層の整備を行ない、より高速で学内のどこからでも安全にネットワークに接続できる環境を整備する。また、例えば十分な台数の貸し出し用機器を準備する、あるいは廉価で斡旋するなど、全学生がパーソナルコンピュータをはじめとする情報機器を保持することを支援する仕組みを推進する。

学内ネットワークの整備、パーソナルコンピュータをはじめとする情報処理機器の整備などハードウェア面の整備を計画的に引き続き行なっていくことはもちろんであるが、これら情報処理機器を利用した、より使いやすいシステムを構築することが、キャンパス内でいっそう情報教育を充実させ、教育の情報化、学生の利便性向上に資するために重要であり、これらシステムの構築を計画的に進める。同時に、学生はもちろんのこと教員・職員の情報活用能力向上が重要であり、教員・職員の意識改革のための方策を進めていく。

また、情報基盤や情報処理機器を利用するための支援体制、適切に活用・管理する体制を確立することが重要であり、これらを積極的に進めていく。

## [湘南キャンパス]

### [現状の説明]

#### <教室の状況>

湘南キャンパスにおける PC 教室等について概説するが、これらは基本的に学内の LAN に接続されているものである。

授業で使用するパソコン教室として、学生用 PC が 60 台の教室が 6 教室あり、さらに 20 台の教室と 80 台の教室及び 100 台の教室が一つずつある。またゼミ用として 10 数台の PC を配置した教室が 4 教室ある。特に 100 台の教室と 80 台の教室は、必要に応じて連携して一つの授業で使用できるようにしてある。こうしたことで、様々な規模の授業に対応できる体制を実現している。授業で使用する教室には、教師用の PC を 1 台ずつ設置しており、学生用の PC 2 台に 1 つの割合で教材提示用のモニタを配備している。また必要に応じてプロジェクタとスクリーンを配備している。

60 台の教室のうち 2 教室はマルチメディア PC を配備した教室であり、ひとつの教室は DTP や Web 作成を中心として使い、もう一つは、CG 及び DTM を中心として使っている。マルチメディア PC の教室には画像を取り込むためにイメージスキャナを配置している。マルチメディア教室とは別に、大判の印刷ができるカラープリンタを一台備えており、ポスターなどの印刷に用いている。

CALL 教室としては学生用の PC を 34 台と教師用の PC を 1 台備えた教室を 4 つ設置している。やはり学生用の PC 2 台に一つの割合で、教材提示用のモニタを配備している。通常の CALL 機能のほかに、任意の学生ペア又はグループで会話練習ができ、同時通訳の練習のためのサイマル機能を用意している。

湘南キャンパスでは、情報関連以外の授業でも授業時間以外でのパソコン・ネットワークの使用を前提とした授業が多いので、授業を入れない教室を 2 つ用意している。一つが一般 PC を 20 台用意し、もう一つは一般 PC を 20 台にマルチメディア PC を 15 台ほど置いている。通常の教室も授業で使用中外は自由に使用できるのであるが、学生の使用頻度が高いため、それだけでは不足する。

このほかに貸し出し用の機材として、ノートパソコン、ビデオカメラ、プロジェクタ及びヘッドセット（イヤフォンとマイク）などがある。

また、プロジェクタを備えた中規模以上の教室には、LANに接続できるPCを常備しており、授業の中でネットワーク上のデータをいつでも活用できるようにしてある。

教室のPCは、常に同じ設定で使えるようにするため、毎日電源投入時にハードディスクのイメージを復元するようにしている。

#### <ネットワークの状況>

個々の学生及び教員には、ファイルサーバ上のエリアが割り当てられているので、LAN上のどのPCからでも自分のエリアを使用できる。図書館、ロビー、大学院室などのいくつかのエリアでは、無線を使ってLANに接続するようにしている。

各種のサービスを実現するために約40台のサーバを使用している。サーバ間、建物の間については1Gbpsの通信速度で接続している。一般のPCについては100Mbpsで接続しているが、マルチメディアPCについてはデータ量を考慮して1Gbpsで接続している。

LANはファイアウォールを介してインターネットに接続しているが、最近の状況に鑑み、スパムメール対策を施しているほか、ワームなどを検出したときに、その部分だけを隔離するIPSを設置している。もちろん教室のPCにはそれぞれウイルス対策ソフトをインストールしている。e-LearningのためにLMS(Learning Management System)を導入しており、多くの授業で活用しているほか、著作権に関するコンテンツに関しては、毎年入学生の全員がこれを視聴している。

学外から自分のファイルエリアにアクセスできるVPNのサービスを行なうための機材を備えており、学生が時間外に自宅からe-Learningを事前事後学習に活用するほか、履修登録にも使用している。

#### <ソフトウェアに関する状況>

学生が授業で使用するパソコンのOSとして、平成19年4月の入れ替えにおいてはWindows XPを選択した。Vistaについては、リリースされたばかりであることから、様々なバグが出ることが予想されること、今まで使用していたソフトがどこまで安定して動作するかの確認が取れないこと、そして特に、快適に使用するために必要なハードウェアのスペックが不明であったこと等から今回については見送ることとした。

情報処理関連以外の授業での使用が盛んであるため、マルチメディアPCを除いてMicrosoft社のofficeを入れている。マルチメディアPCには、全体のコストを抑える目的で、互換性のあるSun Microsystems社のStar Suiteを導入している。

WebブラウザとしてはInternet ExplorerのほかにオープンソースのFireFoxを導入している。

統計解析ソフトのSPSSや線形計画に使うLINDO、CやJavaなどの言語による開発環境、簡易版の3DCG製作ソフト、ファイルの転送、圧縮、解凍などのユーティリティは全PCで使用可能である。数学の入門的な授業のために、数式処理ソフトのMathematicaを特定の教室で使用可能としている。

マルチメディアPCには、Webページ製作、Flash作成、動画編集、3DCG作成のための環境として各種ソフトをそろえたほか、音楽制作のための環境を整備した。

#### [点検・評価]

湘南キャンパスにおいて教育研究のために情報システムを使用する形態は、極めて多彩である。さらにはユーザの目には触れない、ネットワーク上必要な機能が時代とともに増加しつつある。



こうした要求をできるだけ満たしつつ、コストを抑制することは入れ替えのたびに迫られる課題である。

OSについては、社会的に特定のメーカーの製品が広く使われており、メーカーの一方的な都合でバージョンアップがなされる状況にある。センターでもそれに追随せざるをえないのであるが、入れ替えの時期との関係ですぐに対応することが困難なこともある。

Officeについても、メーカーからの一方的なバージョンアップに追随せざるを得ない状況にあるが、ユーザ数をもっとも多く、コストを上げる大きな要因となりつつある。

e-Learningについては、これからの教育において対面授業を補完するものとして重要と考え、これまでいくつかのコンテンツを作成し、実際の授業に使用してきた。しかしながら、コンテンツを作成することだけでなく、一度作成したコンテンツをメンテナンスするためにもコストが発生する。また一度作成したコンテンツが、使用できるLMSを限定する要因ともなりつつあるなどの問題も顕在化してきた。

#### [今後の改善方策]

これまでも、有償ソフトと互換なフリーソフトをできるだけ導入することでコストを抑制してきた。今後とも、そうした情報を常に集めておくことが、入れ替え時に有効である。

またOfficeなど多くのユーザが使用するソフトについては、互換ソフトがあっても使い勝手が異なるとなかなか使ってくれない。こうした事態を改善するためには、日ごろから啓蒙活動を進めて、互換ソフトのユーザを増やしていく努力が必要と考えられる。

e-Learningについては、コンテンツを作成する際に、一般に通用する規格にのっとったものにする必要がある。既存のコンテンツについても、規格に合うようにコンバートを進めたい。さらには、コンテンツの作成などを含む操作をユーザが自分でコントロールできる体制を整える必要がある。そのための調査研究を進めていく。

## 第 10 章 その他の組織

# 第 10 章 その他の組織

## 第 1 節 国際交流センター

### [目標]

本学（附属学校を含む）及び文教大学女子短期大学部（以下「本学等」という）と外国の高等・中等教育機関等との交流（以下「国際交流」という）を推進することにより、本学等の教育及び学術研究の充実ならびに発展に資することを目的とする。

### 10-1-1 国際交流センターの運営

#### [現状の説明]

国際交流センターは、前述の目的を達成するため次の事項を取り扱っている。

- ①外国人の学生、生徒及び外国人留学生の受け入れ（ただし、入学課の所管する事項を除く）に関する事項。
- ②学生、生徒及び大学院生の外国留学（短期の集団研修を含む）に関する事項。
- ③外国で研修する学生及び生徒に関する事項。
- ④海外で研修する教職員に関する事項。
- ⑤外国の高等・中等教育研究機関との協定に関する事項ならびに当該協定に基づく教職員、学生、生徒及び大学院生の交換に関する事項。
- ⑥外国の高等・中等教育研究機関等との協定に基づく教育及び研究の実施に関する事項。
- ⑦外国の大学連合組織等への参加及び当該組織などにおける協働活動等に関する事項。
- ⑧外国人留学生の奨学金に関する事項。

国際交流センターは、従来、法人本部のある旗の台に置かれ、越谷と湘南の両校舎の調整と対外的連絡窓口として機能し、その事務は大学事務局国際交流課が担当していた。そしてセンターの諮問機関として国際交流委員会が置かれ、（この委員会は、本学の国際交流センター業務の円滑な運営及び国際交流の推進を図ることを目的とし、センターからの諮問の他、国際交流に関する事項を審議する。各学部から 1 名と外国人留学生別科から 1 名、入学定員に留学生枠を設定している学部は更に 1 名を追加し、計 11 名の教員で構成されている。）、基本的にひと月に一度、委員と担当職員が旗の台に集まり、国際交流に関する諸問題に対応してきた。

湘南、越谷各校舎の事務は、学生課に所属する国際交流室が担当し、国際交流委員の教員と協力し、学生の留学相談、海外旅行プログラムの広報、実施、協定校への派遣、留学生募集・派遣業務などの学生対応をしていた（平成 17 年度まで）。

しかし、平成 18 年度の学園事務組織改組により、大学事務局国際交流課の業務が同局学長事務室国際交流担当となって企画部門を担当し、国際交流の主たる事務担当は、越谷校舎（教育支援課国際交流担当）が受け持ち、湘南校舎はその一部を受け持つこととなった。また、教員組織である国際交流委員会は各校舎の特性をより生かせるように各校舎の独立した委員会となり、大学全体に係る事項については、両校舎国際交流委員長主催で合同の委員会を開く形をとるよう

なった。

さらに、平成19年度には大学事務局学長事務室の事務分掌の移管があり、国際交流関連業務のほとんどは越谷校舎が行なうこととなった。

国際交流に係る業務は全般的な戦略（国際交流に関わる調査・分析・情報収集、外郭団体セミナーなどへの参加等）、広報（英文ホームページやパンフレットの作成など）、協定文書作成（提携、更新とそのため交渉）、派遣留学の送り出し・受け入れ（協定校との交渉、連絡、学生の対応）、海外研修プログラムの運営（募集要項の作成、説明会の実施、選考関連事務など）と多岐にわたる。その業務を国際交流委員との連携のもとに、越谷校舎では5名の職員（うち2名が契約職員、1名が派遣職員）、湘南校舎では2名（1名が派遣職員）、旗の台校舎では1名の職員が担当しているという現状である。

#### [点検・評価]

- ①協定校からの外国人留学生の受け入れについては、越谷校舎にて主にドイツとニュージーランドから毎年受け入れているが、十分ではない（年間最大4名）。
- ②学生の外国留学（短期の集団研修を含む）は大学企画ならびに学部企画で様々な研修が企画・運営されている。
- ③外国で研修する学生に関しては越谷校舎の国際交流室中心に支援体制ができています。
- ④海外で研修する教職員に関する事項は、協定校で研修する場合はセンターで対応しているが、教職員が独自に研修先を開拓する場合には、その限りではない。協定校との交流は少なく、学術交流に関する覚書の締結をより積極的に進めていく必要がある。職員に関する海外研修制度が存在するが、未だ十分に活用されていない。研修制度に問題はないか、研修に参加し易い学内体制という点で問題はないか検証が必要である。
- ⑤外国の高等教育研究機関との協定に関する事項は越谷校舎の国際交流室を中心になされている。協定に基づく学生、教職員の交換は十分ではない。学生については、該当教育機関の要求する語学能力の不足、及び経済的な問題がその原因として考えられる。
- ⑥外国の高等教育研究機関等との協定に基づく教育及び研究の実施に関する事項は、センターとしては実施・運営しておらず、学部、研究科単位でなされている。現状ではセンターにはセンター長のみで、専任教職員が配置されていない事もその理由の一つと考えられる。
- ⑦外国の大学連合組織等への参加に関しては、日本学生支援機構主催の日本留学フェア（大学間交流促進プログラム NAFSA）に平成18年、19年とセンターとして参加し、意見・情報交換をし、新規協定校開拓に繋がった。現在加入しているアジア太平洋大学連合（AUAP）については、ここ数年目立った活動は出来ていない。
- ⑧外国人留学生の奨学金に関する事項については、日本学生支援機構からの奨学金獲得、事務処理を越谷校舎教育支援課国際交流担当で行っている。センターがある旗の台校舎（学生は在籍していない）より、実際に学生のいる校舎で行なうことにより、処理がスムーズに行なわれるようになった。

越谷と湘南の両キャンパスに国際交流室が設置され、職員が日常的な学生の対応に加え、国際交流委員との連携のもとに留学説明会、協定校との連絡など様々な実務を行なっているが、国際交流を推進する上では甚だ職員の数が不足している。特に、平成19年度より国際交流の業務中心となっている越谷校舎では、教育支援課から離れた留学生別科の校舎に国際交流室が置かれており、上記の様々な業務の他、日常的な留学生、外国人留学生別科生、一部の大学院生の対応を

現存の職員でこなしており、繁忙を極めている。まして新規の協定校の開拓や海外研修の立ち上げは現状の職員数では極めて難しいといわざるを得ない。

委員会の開催に関しては、平成18年度から、年2回程度の合同委員会を除いて、越谷校舎と湘南校舎の各校舎で別々に委員会を開催している。この形式は、学部の理念や施設、地域環境の異なる2つの校舎でそれぞれ独自の問題を議論するには効率的だが、全学的な問題を討議する上で齟齬を生じたり、二校舎間での調整及び決定に時間がかかり過ぎることがある。

国際交流関連施設としては、越谷、湘南両校舎ともに国際交流室があり職員が学生の相談にあたっているが、学生同士が情報交換したり、多くの資料を配置するほどのスペースはない。また、海外の教職員との交流には専用の宿舎施設が欠かせないが、旗の台の宿泊施設は短期のみしか利用できず、また各校舎へのアクセスも便利とはいえ十分な機能を果していない。

協定校の中には、ほぼ毎年双方の学生が交換留学をしている大学もあれば、協定書の締結以来ほとんど交流がなされていない大学があり、本学の協定校としての存在意義を見直すため調査や整理が必要である。

国際交流センター規程は、もともと法人組織の規程であったのが組織変更により大学の規程となったものである。そのためメンバーにはそのまま付属学校が含まれている。しかし実際は付属学校の教職員はセンターに配置されておらず実情とは異なっている。

#### [今後の改善方策]

国際交流は本学が目指すところの「グローバルで多様な現代社会における『世界の市民』育成」に欠くことのできないものである。とくに、学生にとって魅力ある協定校の開拓ならびに海外研修の充実が国際交流センターの重要な任務であるが、職員数が少なく現在の業務の遂行自体が難しくなっているため、職員の増員の検討とともに、業務内容や分担の見直しが急務である。

また、円滑なセンター運営のため、委員会の開催の仕方を検討し、旗の台、越谷、湘南の3校舎間のテレビ会議や、定期的な合同委員会の開催などを導入する方向で検討する。

当初対外的な連絡、調整ならびに国際交流戦略を担っていた旗の台校舎の業務が、現在越谷に移されつつあるが、日常業務と対外的な業務の両方を越谷で担うには、人的、スペース的にかなり無理がある。越谷の国際交流室の人員ならびに施設を補充、拡充させるか、もしくは旗の台が担ってきた業務の重要性を再認識して、対外的な実務や長期戦略を人員と共に復活させなければならぬだろう。

最後に、国際交流センター規程についてであるが、この規定は法人本部から組織改組によって大学に移管されたため実情とかなり異なっている。この業務がスムーズに行なわれるために、規定の改訂を早急に検討しなければならない。

## 第2節 生涯学習センター

### [目標]

- ①生涯学習の需要の高まりに対応し、講座等多様な学びの場を提供する。
- ②その目的を達成するために教職員の協力により効率的、効果的な組織運営を図る。

### 10-2-1 生涯学習センターの運営

#### [現状の説明]

現在、生涯学習センター事業全体の計画立案については運営委員会がその任にあたっている。文教大学生涯学習センター規程（平成12年4月1日設置、平成19年5月1日改定）によれば、当センターは、センター長1名及び運営委員8名で構成される。運営委員の構成は、教育学部、人間科学部、文学部、情報学部、国際学部それぞれに所属する教員各1名、短期大学部に所属する教員1名、大学事務局長、生涯学習センター事務長である。

運営委員会（議長はセンター長）は、月1回（8月を除く）開かれている。委員及び事務局が越谷校舎と湘南校舎に別れて勤務しているため、多くの場合、テレビによる会議としている。

個別の講座等の企画立案については、その講座内容に関連が深い実施委員が実施プロジェクトを構成し、その任に当たっている。講座の成否は、このプロジェクトの進捗に掛かっているといっても過言でない。実施委員会の委員はセンター長が指名し、業務内容を明示して委嘱することになっている（文教大学生涯学習センター規程第17条）。平成19年度は、各校舎のオープンユニバーシティ、公開講座などの事業について11の実施委員会が事業の実施に当たっている。

センターの事業にかかる事務は生涯学習センター事務室が担当する。実際の職務内容は、講座等の実施に関わる広報、講師依頼、会場設定、講座の進行管理等、実務全般にわたっている。

文教大学生涯学習センター規程第7条により、センター長は、学長に対して毎年度終わりに、当該年度の事業報告と次年度の事業計画を提出し、承認を得ている。

#### [点検・評価]

事業は総じて順調に推移している。しかし、事業が、越谷校舎、湘南校舎、旗の台校舎の3キャンパスに渡っていて、運営委員、実施委員、事務局ともオーバーワークの感がある。平成19年5月の文教大学生涯学習センター規程の一部改定により、必要な場合にはセンター次長をおくことができることとなったが、まだ次長職は置かれていない。事業の中心は越谷校舎と湘南校舎にあるが、センター長が所属していない湘南校舎にセンター次長を置いて、早急に2校舎それぞれの事業本部体制を整えることが望ましい。

また事務局に関しては、職員が、土・日曜日や平日夜間開講の講座に関わる業務が多く、通常の勤務時間と異なる勤務が常態化している。今後は、勤務の実情に合った弾力的な勤務体制をとることが必要になると考えられる。

#### [今後の改善方策]

①越谷校舎と湘南校舎の講座運営は、相互に連携していくものの、それぞれの校舎が事業本部をもち、独自性、迅速性、弾力性を旨とした事業展開を図ることが重要である。その場合、各事業本部の実施責任者には、センター長とセンター次長がそれぞれ当たるものとする。

②社会的要請が高まる中で、当センターにおける事業の拡大は必至とみられる。より効率的・効果的な事務対応が求められる一方、講座運営等の事業特性にあった弾力的な勤務体制をしくことも必要である。

## 第3節 教育専攻科

### 10-3-0 はじめに

専攻科は、平成19年度の入学者に向けての募集活動行わなかったため、現在、在学生はいない。しかし、平成19年度の検討の結果、平成20年度に向けてはカリキュラム等を見直し、募集活動を再開することになった。

本節では、まず、「理念・目的等」の項で、当初の教育目標、募集停止に至った経緯、新たな目標の下での再開について分けて説明する。そして、その後、教育課程等について記述するが、そこにおける全ての点検項目の「現状の説明」「点検・評価」では、募集停止以前まで行ってきた内容を記載している。その後に、再開後の専攻科の「今後の改善方策」についてまとめて記載する。

### (1) 専攻科の理念・目的等

#### 10-3-1-1 理念・目的等

##### [当初の教育目標]

(1) 教育専攻科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

教育専攻科の教育目標は、「専攻科は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者に対して、精深な程度において特別な専門の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。」(文教大学専攻科規程第2条)と掲げられている。

この教育目標に則り、次のような具体的な4つの教育目標を設定した。

①教育学部の修得した科目の学習を基礎に、精深な程度にしてより専門的な教育に関する学問を教授する。この教育目標の実現にあたり、教育課程においては「研究論文」を重視し、専門領域の教員との個別指導が可能となる指導体制を敷いた。また、研究論文作成の過程で学生同士の協力学習が可能な人間関係づくりを目指す。

②教育界の現状に即し、新しい時代認識と高度の専門性を備えた教育専門職の人材育成を目指す。この教育目標の実現のために、具体的には国際化への対応として国際教育特論を、個別支援・特別支援教育への対応として学校カウンセリング特論及び障害児教育特殊研究Ⅰ・Ⅱを、総合的学習への対応として生活科教育法演習等を教育課程内容として編成した。情報教育への対応は、教育課程としては編成できなかったが、パワーポイントの使用や研究論文の情報検索など実践面での情報活用能力は修得できたものと考えられる。

③学校教育に関する実践的教育力の向上を目指す。教育課程として学校実地研究Ⅰ・Ⅱを編成し、越谷市との教育協定に基づき、市内の小・中学校での「教育補助的活動」を通して実践的教育力を修得することを目指す。

④小学校・中学校・高等学校の専修免許状の取得を目指す。専修免許状は「大学院又は専攻科において、教科又は教職についての必要単位を取得する」ことが資格要件であり、原則として土台となる学部に認定されている学校種、教科に応じて課程が文部科学省から認定されるものである



が、本学専攻科は教職科目を土台として構成されているため、小学校・中学校・高等学校の専修免許状の取得が可能である。

教育専攻科では、教育学系、心理学系、教育実践系、教科教材系の講義演習科目を履修し、更に各自のテーマに応じた研究論文を作成する中で学校教育に関する高い知見と実践力を修得することを目指している。また、専修免許状の名に恥じない実力の涵養を願っている。

## (2) 教育専攻科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

専攻科の教育理念・目標とそれに沿った人材養成の達成状況を評価する基準を設定することは簡単ではない。平成4年専攻科開設以来、約400名の修了生を輩出している。

修了後の進路状況は、大半が小学校や中学校の教育職員である。正規教員の採用率は、都道府県ごと、また年度により異なるが、ほとんどの修了生が、遅くとも修了後数年で正規の教員に採用されている。教育委員会を初めとする教育界や保護者の「文教大学専攻科修了生への評価」はきわめて高く、今後の活躍が期待されている様子が伺える。しかしながら、専攻科開設後15年という短期間では、評価の定着は難しい。

また、修了後、東京学芸大学や上越教育大学などの大学院に進学し、大学院修了後、小学校の現場で活躍している者も若干名(2名)存在した。

専攻科への入学希望者数は、平成11年は62名、15年には59名の出願者があったが、16年は34名、17年14名、18年8名と減少傾向にある。出願者数と専攻科への期待とを直接関連付けることはできないが、一定の評価基準とすることはできよう。

### [募集活動停止に至った経緯]

専攻科教育専攻科は、平成19年度の募集活動を中止した。これは、同年度から設置が認可された大学院教育学研究科学校教育専攻(修士課程)の開設により、専攻科と教育学研究科との差別化について検討を要することになったためである。

専攻科は平成4年に「精深な程度において特別な専門の事項を教授し、その研究を指導する」ことを目的とした教育学部の上に設置した。当時から大学院研究科の設置構想はあったが、研究科設置のための一つの条件である教育研究経費25%以上を達成できずに設置を断念し、専攻科の設置に切り替えたものである。

平成18年、大学院教育学研究科の設置が認可されると、学内では双方が同じようなカリキュラムを擁し専修免許状を取得できることについて、差別化が必要ではないかという議論になった。しかし、結論を見出せないまま、新設の教育学研究科については、そのまま募集活動に入り、専攻科については大学院との差別化を図るための検討を継続することとし、募集活動を行なわなかった。その結果、専攻科は受験生がなく、今年度は学生が不在となった。

### [新たな目標のもとでの募集活動再開]

専攻科では、平成19年8月までの間に専攻科会議において教育学研究科との差別化を諮るべく、独自のカリキュラム策定、編成を検討してきた。その結果、取得可能な免許状を小学校専修免許状のみとし、また入学定員を30名から15名に縮小する案がまとまり、同年9月の教育学部教授会で審議、決定された。

新カリキュラムは、「良い授業ができる小学校教員の育成を目指し、模擬授業を中心に大学でしっかりと実践的教育力を修得すること」を具体的な目標としている。実践的教育力のある小学校教員の養成に焦点を絞ったことで、教育学研究科の教育研究上の目的である「教育学、心理学、各教科指導法などの領域における高度に理論的な教育・研究とともに、各領域間の連携を

深めつつ、学校教育を包含したより広い教育のあり方について考究することができる人材を養成する」との差別化を図った。

これまで専攻科では、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の3種類の免許状を取得できるところに大きな特色があった。しかし、新設の大学院教育学研究科においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と、4つの専修免許状取得が可能になり、守備範囲が重複することとなった。今回の案は、中学校及び高等学校の専修免許課程を敢えて返上し、私立大学でトップレベルの採用率を誇る本学教育学部の最大の得意分野である「小学校教員養成」に特化したものとなっている。

この案は、10月の大学審議会において提案され、当該改正案をもって専攻科の入学定員を確保すべく、カリキュラム改正と募集活動の再開を決定した。あわせて、大学院教育学研究科の入学定員も確保することを今後の目標として確認した。

## (2) 教育内容・方法等

### 10-3-2-1 専攻科の教育課程

#### [現状の説明]

＜教育専攻科の教育課程と理念・目的並びに学校教育法第 57 条、教育職員免許法（昭和 24 年法律 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令代 26 号）との関連＞

#### 1) 教育専攻科の理念・目的及び設立の経緯並びに関連法規との関係

近年の学校教育を取り巻く社会情勢の大きな変化を背景にして、学校教育法第 57 条に基づいた教育専攻科の設置計画が文部省（当時）に認可され、平成 4 年 4 月、教育学部のある越谷キャンパスに教育専攻科が設置された。

教育専攻科は、大学卒業生（他大学出身者・現職教員も含む）又はこれと同等以上の学力があると認められる者を対象とした、より高度の教育専門機関であり、教育界の現状に対応した新しい時代認識と高度の専門性を備えた教育専門職の育成を目指している。

教育専攻科の創立以来、在籍した学生の構成は、文教大学教育学部卒業生が大多数であり、その他、文学部、人間科学部、及び他大学卒業生も若干名いた。すべての在籍生が、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教員免許を取得していた。その中には複数の校種及び異なる教科の免許状取得者もいた。なお、現職教員の在籍者はいなかった。

本専攻科の創立に先立つ平成元年年より教育職員免許法が改正され、一種免許の更に上位の教員免許である「専修免許状」が制度化されていた。本教育専攻科は、これに合わせて一種教員免許を有する教員ならびに学生に対して、専攻科在籍中に必要な単位を修得することで専修免許状が修得できる課程認定を受けて開設されたものである。

平成 8 年度以降、本専攻科の母体である教育学部が改組され、初等教育課程、中等教育課程が学校教育課程に統合された。それによって教育学部学校教育課程の国語・社会・数学・理科・音楽・美術・体育・家庭の各専修の学生は、小学校だけでなく中学・高校のそれぞれの教科（ただし、社会専修の高校は「地理歴史」に限る）の一種免許状への道が開かれることとなった。

これに併せて、教育専攻科も中学・高校の上記の科目については、それぞれの専修免許状取得の課程認定を受け、現在（平成 19 年度まで）では、教育学部出身の大部分の教育専攻科生（特殊教育専修卒業生を除く）は、小学校・中学校・高等学校の一種免許を持つものに限って、必要な科目の単位を修得することにより、それぞれの科目の免許を専修免許状に上進できるようになっている。また、学部卒業時の免許が二種免許状であっても、一種免許に必要な科目を「科目等履修生」として学部で履修することにより、専攻科修了時に専修免許として取得することも可能であった。

#### 2) 教育専攻科の特徴的な教育課程

教育に関する学究的あるいは実践的な研究は、必修科目「研究論文」（通年 4 単位）を中心に行なわれている。専攻科で最も重要視した科目の一つである。研究論文は、予め決められた次の要領で実施されている。

- ①専攻科オリエンテーション（4月初旬）
- ②専攻科担当教員による「研究論文指導可能領域」の説明会（4月下旬）
- ③研究論文題目の提出（5月初旬）

- ④研究論文指導教員の発表（5月下旬）
- ⑤研究論文夏合宿検討会（9月上旬）
- ⑥研究論文中間発表会（11月中旬）
- ⑦研究論文の提出（1月中旬）
- ⑧研究論文発表会（2月初旬）
- ⑨研究論文審査会

研究論文の内容は、学部の卒業論文を継続するか、新たな論文内容を設定するかのいずれかである。

教育の現状に対応した新しい時代認識を養う教育科目として、「障害児教育特殊研究Ⅰ」と「障害児教育特殊研究Ⅱ」を開設した。これらの科目では、従来から行なわれていた障害児教育に加えて、軽度発達障害児童・生徒を普通学級で教育する特別支援教育に重点をおいた教育を実施している。また、国際化に対応する教育として、「国際教育特論」を開設した。この科目では、従来から実施されている比較教育に加えて、小学校での国際理解教育に対応できる教員の資質の向上を目指した。また、「学校カウンセリング特論」も必修科目として開設している。

地域の教育機関（教育委員会、小・中学校）との連携し、地域に開かれた教育活動として、「学校実地研究Ⅰ」と「学校実地研究Ⅱ」を開設した。これらの科目は、通称「パートナーシップ」とよび、年間を通して毎週1日、地域の小学校ないしは中学校に通い、学校の教師のアシスタントをしながら実践的教育力を体験的に学習することを目指している。

一人ひとりの児童生徒の健全な発達を目指す教育は、大学での教師と学生との信頼に満ちた人間関係から生まれる。本専攻科の教員は、建学の精神である「人間愛」の教育理念に基づき、学生一人ひとりにとって満足のいく授業を展開している。これらの教育活動は、特に、研究論文の指導において顕著である。また、児童生徒への具体的な支援・指導方法は、上述した「障害児教育特殊研究Ⅰ」と「障害児教育特殊研究Ⅱ」、及び「学校カウンセリング特論」できめ細かに指導されている。

#### <教育専攻科の理念・目的や教育目標との対応関係における、カリキュラム（教育課程）の体系性>

「教育界の現状に対応した新しい時代認識と高度の専門性を備えた教育専門職の育成を目指す」、とする教育専攻科の理念・目標に基づき教育課程の編成を行なっている。また、具体的な教育課程は、小・中・高校の専修免許状取得を可能とする編成を行なっている。

必修科目は、学校教育学特論Ⅰ・Ⅱ（2科目、4単位）、教育心理学特論Ⅰ・Ⅱ（2科目、4単位）、学校カウンセリング特論（2単位）、特別活動特論（2単位）、研究論文（4単位）の計7科目16単位が設定されている。これらの科目は専攻科の根幹となる科目であり、学部の関連科目を基礎に授業内容が展開されている。

選択必修科目は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、生活科（2単位）などの各教科教育法演習Ⅰ・Ⅱ（2科目、4単位）から編成されている。これらの科目の中から4科目8単位以上の取得が義務付けられている。

選択科目は、学校教育学研究、学校経営研究、教育心理学研究、学校社会心理学特論、教育評価特論、教育社会学特論、国際教育特論、障害児教育特殊研究Ⅰ・Ⅱ、学校実地研究Ⅰ・Ⅱ、の計11科目20単位から編成されている。これらの科目から6単位以上取得しなければならない。

専修免許状取得には、上記の必修科目（7科目、16単位）、学校教育学研究（2単位）、学校実

地研究Ⅰ・Ⅱ（2科目、2単位）と①か②のいずれかを選択し所定の単位を取得しなければならない（①小学校専修免許状希望者は選択必修科目から8単位以上、②中・高専修免許状または小・中・高専修免許状希望者は自分が取得する免許状と同じ「教科」科目を4単位含んで8単位以上）。

#### ＜教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置付け＞

専攻科のすべての科目（除く研究論文）が教職科目に相当し、倫理性の育成を考慮した授業内容になっている。また、専攻科の科目は学部の関連科目を基礎として編成されているため、「基礎教育科目」として分類することは妥当ではない。

必修科目は、科目名称の特論Ⅰを特論Ⅱの基礎科目と位置付けている。ここでの基礎科目の意味は、あくまで当該科目の基礎という意味である。

選択必修科目である各教科教育法演習Ⅰは、主に小学校での教育内容を示し、各教科教育法演習Ⅱは、中・高校での教育内容の指導を示している。

選択科目は、社会的要請に対応し幅広い知識や技能の修得を目指して編成された教育課程である。また、実践的教育力を育成する目的で編成されている。障害児特殊教育研究Ⅰは障害児特殊教育研究Ⅱの基礎となっている。学校実地研究Ⅰ（春学期）と学校実地研究Ⅱ（秋学期）の違いは、開講時期の違いを示すものである。

#### ＜「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその専攻科の理念・目的、学問の体系性＞

専門教育的授業科目は、最も中心的授業科目として「研究論文」を位置付け、その他の授業科目は、教育に関する学術的あるいは実践的な研究を進める上での知識・技能を修得するための科目と位置付けている。いずれも専攻科の理念・目的に合致した科目である。

また、専修免許取得必修科目は、免許取得のための専門教育的授業科目と位置付けることもできる。これらの科目は、教育職員免許法（昭和24年法律147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令代26号）に定められた科目・単位に相当するものである。いずれの科目も専攻科の具体的な目標（専修免許の授与）と合致した妥当な教育課程編成になっている。

#### ＜教育課程の開設授業科目、修了所要総単位数に占める必修科目・選択必修科目・選択科目の量的配分とその適切性、妥当性＞

専攻科修了に必要な総単位数は30単位である。その内訳は、必修科目：7科目16単位、選択必修科目：4科目8単位以上、選択科目：6単位以上である。量的配分は、必修科目53.3%、選択必修科目26.7%、選択科目20.0%である。

専修免許状取得希望者の総単位数は32単位である。必修科目は7科目16単位プラス専修免許必修科目3科目4単位計20単位、選択科目は希望校種専修免許により科目の種類は異なるが各教科教育法演習8単位以上を含み12単位以上修得しなければならない。量的配分は、必修科目62.5%、選択科目37.5%である。

#### [点検・評価]

#### ＜教育専攻科の教育課程と理念・目的並びに学校教育法第57条、教育職員免許法（昭和24年法律147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令代26号）との関連＞

教育専攻科の教育課程と理念・目的が、これまで実施してきた教育課程によって十分果たされてきたことは、次のような実績から評価することができる。

専攻科開設（平成4年）以来15年間に、専攻科修了生の大多数が小学校や中学校で実践的能力を備えた中堅教員としてリーダーシップを発揮し、在任校の管理職のみならず広く教育界で高

い評価を得ている。特に、児童生徒一人ひとりの立場に立った指導及び粘り強く困難な場面を解決する態度等は、文教大学専攻科修了生の最も特徴的な姿であると評価されている。現在の学校教育が直面する問題とあいまって、教育専攻科の社会に対する役割は、ますます大きくなっていくと考える。

上記の教育関連法規との関連では、ほとんどすべての学生が修了時に複数の専修免許状を取得している。小学校に赴任している修了生は、教職に就いた当初は同僚の教員から過度に期待され萎縮している面も見られるが、教職経験を重ねるにつれ専修免許に見合う教員になろうと積極的に努力し、上記のような高い評価を受ける結果となっている。

中・高校への赴任者は少なく、専修免許状の効果について評価することは早計であると考え。教科の専門性を高める教育課程としては十分ではないが、生徒指導、特別活動、学校カウンセリングの面で指導的役割を演じることが期待できる。

#### <教育専攻科の理念・目的や教育目標との対応関係における、カリキュラム（教育課程）の体系性>

教育目標として掲げている下記の項目と十分に対応関係のある教育課程を編成してきたと評価している。

- ①実践的な教育力の育成。
- ②社会的変化に対応できる教育力の育成。
- ③地域の教育機関との連携。
- ④児童生徒一人ひとりへのきめ細やかな指導能力の育成。
- ⑤専修免許状の取得。

#### <教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置付け>

専攻科の授業科目は、研究論文を除き教職科目に位置付けることができる。したがって、すべての教科で「倫理性を培う教育」が実践されている。

#### <「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその専攻科の理念・目的、学問の体系性>

専門教育的科目として、研究論文と専修免許状取得のための科目とを位置付けた。いずれの科目も専攻科の理念・目的に叶うものであると判断できる。

#### <教育課程の開設授業科目、修了所要総単位数に占める必修科目・選択必修科目・選択科目の量的配分とその適切性、妥当性>

専攻科修了に必要な総単位数は30単位である。必要単位の量的配分は、必修科目53.3%、選択必修科目26.7%、選択科目20.0%である。専修免許状取得希望者の総単位数は32単位である。必要単位の量的配分は、必修科目62.5%、選択科目37.5%である。教育課程の開設授業科目については、いずれの量的配分も妥当であり、適切であると判断する。

## 10-3-2-2 履修科目の区分

### [現状の説明]

専攻科修了に必要な総単位数は30単位以上であり、専修免許取得に必要な総単位数は32単位以上である。

必修科目は、学校教育学特論Ⅰ・Ⅱ、教育心理学特論Ⅰ・Ⅱ、学校カウンセリング特論、特別

活動特論、の計6科目(半期2単位)12単位と研究論文(通年4単位)の合計7科目16単位である。

選択必修科目は、国語科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、社会科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、数学科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、理科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、音楽科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、美術科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、保健体育科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、家庭科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、生活科教育法演習、の計17科目(半期2単位)で編成している。この内、①小学校専修免許状取得希望者は、4科目(8単位)以上取得しなければならない。②中・高専修免許状または小・中・高専修免許状取得希望者は、自分が取得する免許状と同じ「教科」科目を2科目(4単位)含んで4科目(8単位)以上修得しなければならない。

選択科目は、学校教育学演習、学校経営研究、教育心理学研究、学校社会心理学特論、教育評価特論、教育社会学特論、国際教育特論、障害児教育特殊研究Ⅰ・Ⅱ、学校実地研究Ⅰ・Ⅱの11科目・20単位から編成されている。学校実地研究Ⅰ・Ⅱ(それぞれ半期1単位)以外の科目は半期・2単位である。専修免許状取得希望者は、学校教育学研究(半期2単位)と教育実地研究Ⅰと教育実地研究Ⅱの計3科目(4単位)は必修科目となっている。

専攻科修了に必要な科目・単位の量的配分は、必修7科目・16単位、選択必修4科目・8単位以上、選択科目6単位以上であり、それぞれの領域において単位の占める割合は、必修科目53.3%、選択必修科目26.7%、選択科目20.0%となっている。

専修免許取得希望者の必要な科目・単位の量的配分は、必修10科目・20単位、選択科目6科目・12単位以上であり、それぞれの領域において単位の占める割合は、必修科目62.5%、選択科目37.5%となっている。

#### [点検・評価]

カリキュラム編成における必修・選択必修・選択の量的配分は、適切であり、専修免許状の取得の点から考えると妥当であると考えられる。学校教育学研究(半期2単位)と学校実地研究Ⅰ(半期1単位)と教育実地研究Ⅱ(半期1単位)の計3科目(4単位)を専修免許状希望者のみの必修科目としたのは、学校教育の実践的な知識や技術を修得し、実践的教育力を修得することを重視する専攻科の具体的教育目標に基づくものである。妥当な教育課程の編成であると考えられる。

### 10-3-2-3 授業形態と単位の関係

#### [現状の説明]

専攻科の教育課程の編成が、学部の教育課程の編成及び社会の教育界への期待の変化に応じて、変更した経緯及びその妥当性について概説する。その後で主要な授業科目の変更の適切性及び単位計算の妥当性について述べる。

開設年度(平成4年)から平成7年度までは、当時の教育学部の学科編成に基づき、小学校専修免許状と中学・高校専修免許状(音楽科及び家庭科)に通じる教育課程であった。

平成8年度以降は、学部改組に合わせて小学校専修免許と中学及び高校専修免許状(各教科:国語・社会(高校は地理歴史)・数学・理科・音楽・美術・保健体育・家庭)取得の課程認定を受け、それに対応した教育課程に変更した。

その後、平成13年度から学校実地体験が重要であるとの認識から、選択科目として学校実地研究Ⅰ(半期1単位)と学校実地研究Ⅱ(半期1単位)を加えた。この前提は、文教大学と越谷市教育委員会が契約を交わした教育協定に基づくパートナーシップ・プログラムである。大学・市教育委員会・受け入れ希望校の3者から成る連絡協議会を通して、学生の派遣・受け入れのス

ムーズな連携を保ってきた。

平成16年度からは、特別支援教育に基づく個別支援の問題などを勘案し、障害児教育特殊研究Ⅱ（半期2単位選択）を追加した。

また、国際化への対応として、平成18年度から国際教育特論（半期2単位選択）を追加した。また、上記の学校実地研究Ⅰ・Ⅱは、実践的教育力の育成に不可欠な科目であるとの認識に立ち、同年度から専修免許状の必修科目とした。これに伴い、研究論文（通年・6単位・必修）の単位数を2単位削減し、通年・4単位・必修とした。

#### [点検・評価]

学部の教育課程の編成及び社会の教育界への期待の変化に応じて教育課程の編成を変更し、併せて授業科目の単位の修正を行なったことは適切であったと判断する。ちなみに、専攻科修了に必要な単位数は30単位以上、専修免許取得に必要な単位数は32単位以上の枠組みは変更していない。

これらの処置により、多くの専攻科生が複数免許の上進及び専修免許状を取得することが可能とするものとなった。しかし、教科の専門性を深める点から考えると若干の問題点が残ることを否めない。

### 10-3-2-4 単位互換、単位認定等

#### [現状の説明]

教育専攻科は、国内外の他大学専攻科との単位互換は行っていない。近い将来においても単位互換の考えはない。

大学以外の教育施設での学修には、学校実地研究Ⅰ（春学期・1単位・専修免許必修）と学校実地研究Ⅱ（秋学期・1単位・専修免許必修）の2科目が該当する。

これらの科目の実施は、大学・越谷市教育委員会・受け入れ学校の3者による連絡協議会の結果に基づき、概ね次のような順序でスムーズに実施されてきた。

- ①受け入れ校・受け入れ人数の決定。
- ②履修生の受け入れ学校の決定。
- ③大学担当教員によるオリエンテーション。
- ④毎週1回1日受け入れ校での実習。
- ⑤各学期終了後「学校訪問を通して学んだこと」のレポート提出。
- ⑥各年度・学期ごと、「学校実地研究Ⅰ」および「学校実地研究Ⅱ」の報告書の作成。
- ⑦連絡協議会による協議。

単位の認定は、受け入れ校の校長の評価を参考にしながら授業科目担当教員が行なっている。

#### [点検・評価]

学生からの授業評価アンケートによる満足度と連絡協議会での教育委員会および受け入れ校の校長の評価等を総合的に判断すると、「学校実地研究Ⅰ・Ⅱ」は全体的に極めて高い評価を受けている。受け入れ校の校長先生の中には、「次年度の履修生の来校を期待し、心待ちにしている」といった声が多い。



## 10-3-2-5 開設授業科目による専・兼比率等

### [現状の説明]

#### <全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合>

専攻科の授業及び研究指導を担当する教員は、原則として当該学部の教授、准教授、講師及び助教中からこれに充てる。(文教大学専攻科規程第5条)

この規程に則り、音楽科教育法演習Ⅰ、音楽教育法演習Ⅱの2科目を除きすべての科目が教育学部所属の教授、助教授、講師により実施されている。音楽科教育法に関しては、音楽専修の研究室の意向により非常勤の教員(兼任教員)が指導に当たっている。なお同研究室からは、専攻科会議メンバーとして専任教員が選出されている。

研究論文は、学生の研究課題別に主指導教員と副指導教員を選択できる制度になっており、年間を通して2名の指導教員のもとで研究を進めることができる。内規として、主・副指導教員のいずれかは、専攻科会議(専任教員)のメンバーであることが求められている。したがって、研究論文を除く全授業科目(35科目)のうち非常勤教員が担当する科目は2科目であり、専任教員が担当する授業科目の割合は94.3%である。

#### <兼任教員等の教育課程への関与の状況>

兼任教員の担当科目である音楽教育法Ⅰ・Ⅱへの学生からの授業評価は、満足するべきものであり、授業内容や方法についての特別な要望は受けていない。また、専攻科教員会議等においても、音楽専修の担当教員(専任)から特別な要望を受けていない。これらの結果から、音楽教育法に関する授業は、他の授業と同様に、満足すべきものであると考えている。

上記のように2名による研究論文の指導では、もう一人の専任の指導教員と十分な話し合いの上で指導がなされている。

### [点検・評価]

#### <全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合>

現在の専任・兼任の教員構成及び配置は、妥当で適切なものであると考えている。本専攻科は、専攻科規程に基づき、専任教員が大部分の授業を担当しており(93.4%)、教育課程の実施に責任を持って取り組んでいるといえる。

#### <兼任教員等の教育課程への関与の状況>

研究論文の指導については、専攻科の授業科目を持たない教育学部の教員に指導教員及び副指導教員が担当してきた。この制度は、学生の研究課題に応じて指導教員を選択するシステムであり、学生の意向を尊重するとともに教員の専門性を生かした指導に繋がり、望ましい制度であると考えている。

## 10-3-2-6 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

### [現状の説明]

社会人学生、外国人留学生、帰国人生徒の受け入れに関して、制度的に門戸を閉ざしているわけではない。しかし、これまで上記の学生は在学していない。

規程では、「大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者に対して(以下略)」(文教大学専攻科規程 第2条)となっている。また、入学資格は以下のようである。

- ①大学を卒業した者。
- ②外国において、学校教育における16年の過程を修了した者。
- ③文部科学大臣の指定した者。
- ④その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(文教大学専攻科規程 第15条)

教育専攻科開設(平成4年)にあたり、現職教員(社会人学生)を積極的に受け入れる目的で、当時の専攻科長予定者及び本学教育学部教員が東京都教育委員会及び埼玉県教育委員会に現職教員の派遣を要請した。しかしながら、現職教員の派遣という結果には至らなかった。

#### [点検・評価]

社会人学生、外国人留学生等に制度的には門戸を開放している。したがって、現職教員の派遣及び教員免許を有する社会人に対して、専攻科への入学を積極的に働きかける必要がある。

社会人学生(現職教員を含む)の受け入れは、教員の資質の向上及び優秀な教員の確保の面から不可欠な社会的要請でもある。

### 10-3-2-7 教育効果の測定

#### [現状の説明]

##### <教育上の効果を測定するための方法の適切性>

授業内容についての学生からの評価は、学部と同様の「授業アンケート」を実施することによって行なってきた。しかし、あくまで担当教師の任意の形で行なってきたため、実施していない授業科目もみられた。

研究論文の発表を公開の形で実施してきた。これは「暗黙の教育評価」となり、学生の個別指導の工夫をもたらす結果となっている。

##### <教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況>

専攻科運営委員会及び専攻科全体会議でも、教育評価や目標達成の測定方法について論議してこなかった。したがって、この問題に関する教員間の合意はなされていない。

##### <教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況>

どのような教育評価システムを確立し導入するかは、今後検討すべき最重要課題であると考えている。

##### <専攻科修了生の進路状況>

専攻科修了生の進路は、小・中学校の教員就職が大多数であったが、一部には、東京学芸大学や上越教育大学の大学院進学者もいた。専攻科修了時に正規教員に合格しなかった者も、数年間の期限付き採用の後に合格し、全国の小・中学校で立派に活躍している。

平成12年度以降の小・中学校正規教員合格者数及び合格率は次の通りである。

表 10-1 平成12年度以降の正規教員合格者数及び合格率

年度	修了者数	合格者数	合格率
2000年度(H12)	26	10	38.46%
2001年度(H13)	32	18	56.25%
2002年度(H14)	36	18	50.00%

2003年度 (H15)	35	17	48.57 %
2004年度 (H16)	28	10	35.71 %
2005年度 (H17)	12	6	50.00 %
2006年度 (H18)	7	3	42.86 %

正規教員合格者数は、平成13年度が18名(56.25%)をピークにその後わずかながら減少傾向が見られる。16年度は10名(35.7%)と過去最低であった。このような減少傾向の最大の原因は、中学・高校教員志望者が年々増大していることによると考えられる。しかし、17年度には1名(埼玉 中学保健体育)、18年度には2名(千葉・富山 中学国語)の合格者を輩出した。

#### [点検・評価]

##### <教育効果の測定について>

専攻科の教育効果の測定に関しては、制度的な検討はしてこなかった。今後積極的に検討しなければならない課題である。

研究論文の公開発表は、教育評価の面から非常に有効な方法である。指導教員の個々の指導方法を再考する意味でも有意義な方法である。

##### <専攻科修了生の進路状況>

修了生の多くが小・中学校の学校現場で「専修免許状取得者」としてのプライドを持って活躍していることに、教員として誇りさえ感じている。しかし、中・高校への就職が予想以上に苦戦している現状を考えると、教育課程そのものの改善に着手する必要があるだろう。各教科科目のコマ増も含め検討する時期にさしかかっている。

小学校専修免許への対応は、現在の教育課程の方向で十分であると考ええる。

## 10-3-2-8 厳格な成績評価の仕組み

#### [現状の説明]

##### <履修科目登録の上限設定とその運用の適切性>

教育専攻科は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない(文教大学専攻科規程 第12条)。また、専修免許状の取得を希望する者は、32単位以上の必要単位を取得しなければならない(教育職員免許法、教育職員免許法施行規則)。

このように、専攻科修了のための最低履修単位は設定されているが、履修科目登録の上限設定はなされていない。学生の判断に任せている。履修単位数のレンジ(範囲)は、32～42単位くらいである。二種免許状から一種免許状に上進するために学部の科目等履修生を兼ねている学生はこのレンジを越えて履修しているものもある。

##### <成績評価法、成績評価基準の適切性>

成績の評価方法及び評価基準は、学部と同じであり、以下のように学則により定められている。

成績の判定と評価は、A A : 100点～90点、A : 89点～80点、B : 79点～70点、C : 69点～60点であり、以上が合格と判定される。D : 59点～0点であり、不合格と判定される。E : 欠席の判定であり、受験資格はあるが試験当日の欠席、あるいはレポート等の未提出である。F : 無資格の判定であり、授業の出席日数不足などで成績評価を受ける資格がない場合である。

単位の認定は、原則として、授業実時数の3分の2以上の出席を満たし、各学期末に行なわれる試験に合格しなければならない。

#### ＜厳格な成績評価を行なう仕組みの導入状況＞

教育専攻科の成績評価は、大部分がレポートによる課題評価によっている。また、成績評価基準は、各科目の担当教員に任されている。

研究論文の評価は、主指導教員と副指導教員の合議によってなされている。専攻科開設以来、研究論文の可否に関する主・副指導教員の意見の相違は2件見られた。専攻科長の意見調整により、1件は合格、1件は不合格となった。その意味では、かなり厳格な評価がなされてきたといえる。

#### ＜各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性＞

専攻科開設以来、ほとんど全員が所定の単位を満たし、在籍期間1年で修了している。研究論文が不合格となった学生（1名）は、2年間在籍したが、2年目も、研究論文未提出のため、中途退学となった。

専攻科修了時における学生の質の検証・確保は、厳密な意味では行なっていない。しかし、修了生の学校現場での高い評価から判断すると、修了生の質の検証・確保は、かなり高い水準にあると判断できる。

#### ＜学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況＞

学生の学習意欲を刺激する仕組みは、4月のオリエンテーションでの動機付けを除き、各授業科目の担当教員に委ねている。

研究論文の作成については、夏の研究論文作成合宿、中間発表、論文発表会など、かなり組織的に学習意欲を高める働きかけをしている。

専攻科学生のための学習準備室が用意されており、この場所で学生同士が、教え合い・学び合い・助け合う場面が多く見受けられた。

#### [点検・評価]

上記のように、履修科目の制限、成績評価基準、修了生の質に関しては、原則的に厳正に行なわれている。

## 10-3-2-9 履修指導

### [現状の説明]

#### ＜学生に対する履修指導の適切性＞

学生の一般的な履修指導は、4月の入学時にオリエンテーションの時間をとって実施している。オリエンテーションは、事務局からのガイダンスと専攻科運営委員の教員からのガイダンスに分けられる。

事務局からのガイダンスは、専攻科便覧を利用しながら次の事項について説明している。

- ①教職課程について・・・免許状の種類・教科及び所要資格、免許取得に必要な科目・単位、教職課程履修の登録手続き
- ②免許の上進について・・・上進することができる免許状の種類・教科、学部聴講科目の履修に必要な費用、免許状上進の手続き
- ③教職教員免許状授与申請について・・・一括申請、一括申請提出書類、申請に伴う費用、個人申請、「免許状授与証明書」交付申請、免許状の書き換え、免許状の再交付

④奨学金・学生生活について・・・日本学生支援機構からの1種・2種奨学金の貸与及び返還方法について、学生控え室（準備室）の利用、ロッカーなど

教員（専攻科運営委員）からのガイダンスは、専攻科学生便覧の教育課程の部分及び研究論文の部分参照しながら、次のように実施している。

①教育課程について・・・必修科目、選択必修科目、選択科目、及び専修免許状必修科目についての概説。特に、学校実地研究Ⅰ・Ⅱの学習内容については詳しく説明している。また、小学校専修免許状及び中学校・高等学校専修免許状に必要な授業科目についても同様に詳しく説明している。

②研究論文・・・研究テーマの選び方、正・副指導教員の選定方法、研究論文題目の提出、夏の研究論文合宿研修、中間発表、論文提出期日、論文発表会等予め決定していること説明している。また、論文の作成方法についても一般的留意点を説明している。

③修了後の進路について・・・過去5年くらいの資料を提示しながら、各自が納得できる進路選択が可能となるように指導

その他の授業科目の履修指導は、各授業担当教師の指導に委ねている。ほとんどの教師が、最初の授業のときに詳しくガイダンスしている。

#### <オフィス・アワーの制度化の状況>

専攻科創設（平成4年）以来、オフィス・アワーは制度化されていない。ただし、専攻科教員との個別相談は、教員との折衝によりいつでも自由に実施されてきた。多くの場合、当該教員のアポイントを取り、研究室を訪ねる形で実施されている。

専攻科では、研究論文の指導教員が実質的なゼミ担当教員の役割を果たしており、学生の個別指導に当たってきた。

#### <留年者に対する教育上の配慮措置の適切性>

開設以来、1名の未修了者（中途退学者）がいる。直接の原因は、研究論文の作成が不十分であったことに因る。当時の専攻科長が、指導教員及び副指導教員に「合格」に見合う論文の作成・指導を働きかけたが、当該学生が論文作成を放棄し、指導教員の指導を拒否したために留年、中途退学という結果を招いてしまった。この事例に関しては、留年者に対する教育上の配慮・措置が不十分であったといえる。

#### [点検・評価]

#### <学生に対する履修指導の適切性>

教育支援課の職員（事務局）が一般的な履修指導を行ない、専攻科運営委員の教員が研究論文や実地研究（パートナーシップ）などの主要な授業科目について指導を行なっている。現在の履修指導体制で、適切であると評価している。

#### <オフィス・アワーの制度化の状況>

オフィス・アワーは制度的に設けられていないが、研究論文の指導教員・副指導教員を中心に学生への個別指導を行っており、十分であると評価している。

#### <留年者に対する教育上の配慮措置>

留年生に対する対応（これまでで1名）は、必ずしも十分であったとはいえない。入学時の研究計画・学習意欲・将来の進路など、総合的できめ細やかな指導が求められる。

### 10-3-2-10 教育改善への組織的な取り組み

#### [現状の説明]

##### <学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性>

学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善に関しては、組織的・体系的に論じられることもなく、全体としては、学生と教員一人ひとりの個人的努力に依存してきた。しかし、その中でも学習の活性化をもたらした組織的取り組みとしては、研究論文の指導を挙げることができる。

研究論文では、①研究論文提出までの手続きが予め決められていた。②夏の研究論文合宿・中間発表・研究論文発表会など他の学生と進捗状況や成果を比較される場面が設定されていた。したがって、学生も指導教員もそれなりに競い合い、成果を出してきた。

##### <シラバスの作成と活用状況>

各授業科目のシラバスは作成され、専攻科便覧に公表されている。しかし、シラバスの活用状況について、学生同士、教員同士で討論・検討されることはなかった。

##### <学生による授業評価の活用状況>

学生の授業アンケート（学部で実施されているような）は、専攻科として組織的には実施されてこなかった。実施の有無は、授業担当者の個人的な判断に委ねられていた。

##### <FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性>

FD活動に対する組織的取り組みは、専攻科では実施されてこなかった。今後の課題となる。

#### [点検・評価]

##### <学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善>

研究論文の指導に関しては、組織的で体系立った指導体制が確立しているが、他の授業科目に関しては今後の課題である。

##### <シラバスの作成と活用状況>

すべての授業科目についてシラバスが作成され、公開されているが、学生が履修科目の選択や授業に有効に活用しているかの検証はなされていない。シラバスの有効利用に関する検討会等の実施が待たれる。

##### <FD活動に対する組織的取り組み、FDの継続的实施、雇用主による修了生の評価、教育評価を教育改善に生かすシステムの確立>

現在取り組んでいない。

### 10-3-2-11 授業形態と授業方法の関係

#### [現状の説明]

##### <授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性>

受講生の数によって授業形態・授業方法は異なっている。

1) 必修授業科目：学校教育学特論Ⅰ・Ⅱ、教育心理学特論Ⅰ・Ⅱ、学校カウンセリング特論、特別活動特論、学校教育学研究（専修免必修）、学校実地研究Ⅰ・Ⅱ（専修免必修）

これらの科目の授業形態は、講義形式と演習形式の併用形が多い。春学期の科目は、教員採用試験を念頭においているため講義形式の授業が、秋学期では、それぞれの科目の意義・研究方法等に関する思考を鍛える目的から演習形式の授業が多い。

学校実地研究Ⅰ・Ⅱ（専修免必修、それぞれ1単位）は、越谷市内の小学校または中学校に、毎週一日（水曜日）、通常の教職員と同様の勤務形態で、授業補助やT Aの補助及び課外活動の指導など、無給で勤務・学習している。この科目の授業評価は、大学の授業担当者が受け入れ校の校長の評価を参考にしながら行なっている。

必修科目の授業である「研究論文」は、年間を通して、指導教員と副指導教員が割り当てられ、個別指導がなされている。また、研究論文夏合宿（2泊3日）、中間発表、論文発表と年間計画に則り、組織的な学習が展開されている。

2) 選択必修科目：国語科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、社会科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、数学科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、理科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、音楽科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、美術科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、保健体育科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、家庭科教育法演習Ⅰ・Ⅱ、生活科教育法演習

選択必修科目は、①小学校専修免許状取得希望者は、上記の科目の中から8単位以上取得することを、②中・高専修免許状または小・中・高専修免許状希望者は、自分が取得する免許状と同じ「教科」科目を4単位含んで8単位以上取得することが求められている。

これらの科目は、受講生が分散し少数になるため、多くの場合担当教員の研究室等で開講されている。資料や参考図書等が適宜紹介することが可能でありアットホームな雰囲気での演習形式の授業が展開されている。

3) 選択科目：学校教育学研究（専修必修科目）、学校経営研究、教育心理学研究、学校社会心理学特論、教育評価特論、教育社会学特論、国際教育特論、障害児教育特殊研究Ⅰ・Ⅱ、学校実地研究Ⅰ・Ⅱ（専修必修科目）

これらの科目のほとんどは、専修必修科目（上記で説明済み）を除き、演習形式の授業であり、受講生の自由意志で選択されているため学習意欲もきわめて高い。

#### <マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性>

##### 1) マルチメディア教育の導入状況

専攻科の授業は受講生が少数であるため（最大30名）、マルチメディアを活用した授業は行っていない。しかし、研究に必要な関連図書や雑誌の検索のためのデータベースの利用については、4月の段階で図書館職員から、OPAC、WebCatPLUS、CiNiiなどの基本的検索方法の授業を1コマ導入している。もちろん、研究論文の指導教員からは個別に図書・雑誌の検索技法について指導されている。

また、研究論文の調査研究や論文発表におけるPCソフトの使用やパワーポイントの利用方法についても、担当教員から詳しい指導を受けている。

##### 2) マルチメディア運用の適切性

専攻科の学生数、授業形態から判断すると、授業等における組織的なマルチメディアの使用は現状のままで十分であると思う。また、図書・雑誌等の検索、PCソフト及びパワーポイントの利用方法の指導も十分であると思う。

#### <「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性>

現在、「遠隔授業」により他大学大学院・専攻科・学部との連携は行っていない。また、制度処置の運用等についても検討されていない。

#### [点検・評価]

#### <授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性>

## 1) 必修授業科目について

研究論文は、専攻科を特徴付ける代表的な科目の一つであり、学習形態の年間を通して計画的に組織化している点は高く評価できると考えている。

学校実地研究Ⅰ・Ⅱは、学生の指導を小・中学校現場に委ねている部分が多すぎ、専攻科の科目として大学としての指導が不十分であるとの意見もある。しかし、教育現場の実践を大学の授業に取り入れる工夫を大学の教員が行なえば、素晴らしい「授業科目」に発展するであろうとする意見もある。

その他の科目に関しては、授業形態・授業方法ともに適切であると考えている。

## 2) 選択必修科目について

小学校の専修科目に関しては、特記すべき留意点は指摘されていない。しかし、中・高の専修科目としては、授業内容が不十分であるとの指摘が専攻科設立当初からなされていた。教職科目を前提にした専修免許である点を考慮すると、避けることのできない欠点であるともいえよう。今後の課題である。

## 3) 選択科目について

授業形態・授業方法についての留意点は指摘されていないが、受講生が少なく、非開講となる科目も出ている。開講科目としての妥当性を含めて検討する余地が残されている。

## &lt;マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性&gt;

マルチメディアを利用した体系的な授業展開はなされていない。しかし、研究資料等の情報検索、データ解析、研究発表等において、積極的に活用されている。

専攻科の教育状況として十分であると評価できよう。

## &lt;「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性&gt;

他学部、他大学との「遠隔授業」は実施されていない。しかし、情報学部・国際学部の卒業生の専攻科への入学を将来の課題としたとき、積極的に取り入れなければならない緊急の課題であると認識している。

## 10-3-2-12 教育内容・方法等に関する今後の改善方策

## 10-3-2-1 専攻科の教育課程

新カリキュラムでは次の3点を重視し教育改善を図る。

- ①授業や学級づくりの基礎となる専門的・実践的な知識・技能を修得させる。
- ②小学校の各教科をわかり易く・楽しく授業できる知識・技能を修得させる。
- ③社会的要請に応えるために、小学校の英語教育、情報教育、特別支援教育の知識・技能を修得させる。
- ④地域の教育機関との連携を強化する。

## 10-3-2-2 履修科目の区分

新カリキュラムを実施するなかで検討する。



### 10-3-2-3 授業形態と単位の関係

新カリキュラムを実施するなかで検討する。

### 10-3-2-4 単位互換、単位認定等

特に改善の必要は考えていない。

### 10-3-2-5 開設授業科目による専・兼比率等

特になし。

### 10-3-2-6 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人学生に制度的には門戸を開放している。したがって、現職教員の派遣および教員免許を有する社会人に対して、専攻科への入学を積極的に働きかける必要がある。

社会人学生（現職教員を含む）の受け入れは、教員の資質の向上及び優秀な教員の確保の面から不可欠な社会的要請でもある。専攻科の夜間開講を含め、制度的に改善する必要がある。

### 10-3-2-7 教育効果の測定

現在学部で実施している「授業アンケート」を導入し、専攻科運営委員会等でどのように扱うかについての検討することから始めたい。

その他、授業公開やその後の授業研究討議等を通して、個々の教員が授業内容・方法を主体的に改善する。

### 10-3-2-8 厳格な成績評価の仕組み

履修科目の制限、成績評価基準については現状で十分である。

### 10-3-2-9 履修指導

当面、改善を要する課題とは考えていない。

### 10-3-2-10 教育改善への組織的な取り組み

まず授業評価を実施することから始める。

### 10-3-2-11 授業形態と授業方法の関係

特にない。

## (3) 学生の受け入れ

### 10-3-3-1 学生募集方法、入学者選抜方法

#### [現状の説明]

平成 18 年度は専攻科の入学試験を 2 回実施した。それ以前は 2 月に 1 回のみの実施であった。18 年度の学生募集の方法は、次の通りである。

#### 1) 専攻科 教育学専攻の目的及び募集人員

文教大学専攻科 教育学専攻は、教育学部を基盤として組織され、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力が認められるものに対して、教育の理論及び実践に関する学習・体験を踏まえて、高度の専門家の養成を目指す。

専攻及び募集人員: 教育専攻科 教育学専攻 30 名 (推薦選抜 約 15 名、一般選抜 約 15 名)

#### 2) 修業年限 1 年

#### 3) 出願資格 次の①から③のいずれかに該当する者

- ①大学を卒業した者
- ②文部科学大臣の指定した者
- ③本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

#### 4) 提出書類

- ①入学願書
- ②最終学校の卒業証明書 (卒業見込み証明書)
- ③最終学校の成績証明書
- ④推薦書 (推薦選拔出願者に限る、本学所定用紙)
- ⑤現職の場合は、所属長の受験承諾書
- ⑥検定料 35,000 円

#### 5) 選抜方法

##### A 推薦選抜

選抜は、論文 (教職及び教科)・面接試験・提出書類の結果を総合して行なう。

- ①試験日: 平成 17 年 11 月 26 日 (土)
- ②試験内容・時間

論文 (教職及び教科 60 分)、面接 (研究課題、その他について 約 15 分)

##### B 一般選抜

選抜は、論文 (教職及び教科)・面接試験・提出書類の結果を総合して行なう。

- ①試験日: 平成 18 年 2 月 18 日 (土)
- ②試験内容・時間

論文 (教職 60 分)、論文 (教科 60 分)、面接 (研究課題、その他について 約 15 分)

#### [点検・評価]

平成 18 年度に推薦選抜を行ない、2 回の選抜試験を実施したのは、専攻科入学希望者 (出願者) が減少傾向にあったこと (平成 17 年度 14 名)、学部の各専修からの推薦入学制度を導入すべきであるとの意向があったためであった。しかしながら、平成 18 年度の出願者は 10 名であり、減少傾向を止めることはできなかった。

推薦入試と一般入試の入試内容違いは論文内容の違いであり、推薦入試は60分間で教職と教科に関する内容の論文作成が求められ、配点は100点である。一般入試は、教職と教科それぞれが60分間割り当てられ、配点は計200点となっていた。その他は、両者ともまったく同じである。推薦入試の募集範囲は、結果的に、本学教育学部に限定されていた。

平成18年度に実施された推薦方法が妥当であったか否かは、今後の結果から判断せざるを得ない。

### 10-3-3-2 入学者受け入れ方針等

#### [現状の説明]

#### <入学者受け入れ方針と専攻科の理念・目的・教育目標との関係>

入学者受け入れの基本方針は、専攻科学生募集要項に示した教育理念「・・・、教育の理念及び実践に関しての学習・体験を踏まえて、高度の専門家の養成を目指す」ことにある。この教育理念は、専攻科の教育目標「精深な程度において特別な専門の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする」に基づいており、十分な一貫性をもっている。

入学者受け入れの範囲は、制度的には、社会人（現職教員を含む）や他大学・他学部卒業生を含んでいた。しかし、実際の応募者は、教員免許を取得している者（取得見込み者を含む）がほとんどであった。なお、現職教員を含む社会人の入学はこれまでなかった。

具体的な入学者受け入れ方針は、次の通りである。

- ①教育専攻科生としての基本的学習能力を有している。
- ②心身ともに健康であり、専攻科での一年間の就学に耐えることができる。
- ③協力して学習できる資質を備えている。
- ④学校実地研究（パートナーシップ）等、小・中学校で実践的な学習が可能な能力を有している。

このような入学者受け入れ方針に基づき、入学者選抜を実施し入学者を決定してきた。これまでのところ、大きな問題もなく経過してきた。

#### <入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係>

入学者選抜の具体的な評価方法は、次のような基準に基づいている。

- ①基礎的な学力の評価：論文（教職、教科）、学部3年次までの学業成績の評定（AA及びA:90点、B:70点、C:60点に換算して合計し、100点満点で評定）から判断した。

教師としての基本的資質及び学究的資質：次の視点に基づき面接及び推薦状から判断した。

- ・適切な言葉遣い
- ・人間関係における協調性
- ・回答に詰まった時の臨機応変な態度
- ・明るく生き生きとした活動性
- ・論理的・創造的な話の進め方
- ・質問の意図の理解度
- ・現代の教育問題への関心と自分なりの意見・考え方

カリキュラムとの関係では、研究論文（通年4単位）と学校実地研究Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期それぞれ1単位）が入学者選抜と直接関係している。

研究論文は、入学願書に「入学後の研究課題と研究計画」の欄を設け、記入することを求めている。

いる。また、面接時に、研究計画の具体的内容についての説明を求めている。実際に着手する研究論文の内容は、学部の卒業論文を更に深める方向と新たなテーマに基づくものと大別できる。面接時の評価の視点は、研究意欲と論理的説明ができるか否かにおいている。

なお、学校実地研究では、小中学校で担任の教師の指示に基づいて授業や学級運営を補佐することが求められている。これらの教育活動に関する基本的能力を入学時に測る必要がある。

#### [点検・評価]

##### <入学者受け入れ方針と専攻科の理念・目的・教育目標との関係>

平成18年度に推薦入試選抜(11月)と一般入試選抜(2月)の年2回実施に変更した。これは、志願者の減少と学部教員の意向に基づくものであったが、入学者受け入れ方針と理念・目的・教育目標に関するものではなかった。

したがって、現行の入学者受け入れ方針と具体的な入学者選抜方法を継続していくつもりである。これまでのところ、大多数の学生が満足して一年間の学生生活を修了し教職に就いていった点を考えると、方向性が間違っているとは考えられない。

##### <入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係>

現在のところ、入学者受け入れ方針と入学者選抜方法とカリキュラムとの関係は問題なくバランスの取れた関係であるといえる。

### 10-3-3-3 入学者選抜の仕組み

#### [現状の説明]

##### <入学者選抜試験実施体制の適切性>

専攻科の入学者選抜試験実施体制は、基本的には、文教大学全体の組織である入学センターにより管理・運営されている。具体的には、越谷入試委員会の管理運営下にある。入試委員会の要請に基づき、入試問題の作成(教職、教科)を行ない、入試当日の運営は、専攻科長を中心に、試験監督係(4名)、面接係(計9名)、採点係(4名)で行なっている。

入学試験終了後、専攻科全体会に入学者の合否を諮り、さらに教育学部教授会で入学者の決定を行なっている。

入試問題の内容は、教職関連と各教科関連の問題とからなり、出題者は一部に偏りの傾向が見られたが、内容的には妥当なものであったと評価できる。

専攻科の入試委員は越谷入試委員会に所属しており、大学全体の入試管理・運営と連携を保っている。

入試当日の管理・運営は、専攻科運営委員会を中心に専攻科の授業に関わっている教員によって組織され、上記の入試に関わる係活動を行なった。入試に関わる事前説明を綿密に行なっていたため、非常にスムーズな流れであった。

入学予定者の決定は、専攻科運営委員によって提案された選抜予定者に関する資料を基に、専攻科全体会議と教育学部教授会で行なわれた。合格者の最低得点ラインをどのくらいに設定するかを巡っての議論は毎年見られたが、ほぼ専攻科運営委員会の原案通りに決定された。

##### <入学者選抜基準の透明性>

入学者選抜基準は、推薦選抜入試(平成18年度のみ実施)と一般選抜入試とは多少異なっている。

推薦選抜入試では、論作文（100点）、面接（100点）、学部の学業成績（100点）の配点で、合計300点で実施された。

一般選抜入試では、論作文（教職：100点、教科：100点）、面接（150点）、学部の学業成績（100点）の配点で、合計450点で実施された。

配点基準に関しては、毎年専攻科全体会議に諮り決定されていた。専攻科設立の初期には面接の配点が100点であったが、重視すべきであるとの全体会議の意向を汲み150点に変更した。

論作文の採点は、公平を帰すため受験者の氏名が特定できないように工夫して実施した。面接の採点は、面接グループ間の極端な評定の偏りを避けるために、グループ間で平均値がほぼ等しくなるように調整した。

入学予定者決定に際し、上記の選抜基準以外の要素を排除した。したがって、入学者選抜基準の透明性は、極めて保たれていると判断する。

#### [点検・評価]

##### <入学者選抜試験実施体制の適切性>

入学者選抜の組織・運営に関しては、専攻科教員スタッフの能力を最大限に活用しており問題点を挙げることはできない。

入試問題の作成に関して出題傾向に多少の偏りが見られたが、内容の質から考えると妥当であったと判断する。教科の出題は、平成14年度から出題者を毎年変更する形を採った。出題内容の偏りと質の両面から考えなければならない問題であり、難しい課題である。

合格者最低得点ラインの設定は、応募者総数とも関係しており一概に設定できないが、これまで通り、あらかじめ定めた選抜基準に則り実施してきた。

##### <入学者選抜基準の透明性>

入学試験の実施前に入学者選抜基準を決定し、それを遵守する現行の方法が、最も透明性を保てるものであると判断している。将来にわたって、存続すべき方法であると思う。

### 10-3-3-4 入学者選抜方法の検証

#### [現状の説明]

専攻科入試問題の作成は、論作文（教職、教科）についてのみなされる。教職の問題作成は教育史が専門の教員によって作成された。教科の問題作成は、平成14年以前は国語教育の教員が、それ以降は教科教育専門の教員が輪番制で作成してきた。

入試問題の検証は、作製された教職と教科の試験問題が専攻科運営委員会に提出され、メンバーがそれぞれ妥当性を検討し、問題点をその場で修正する形で行なってきた。

入試当日、当該の論文試験の際、出題者は監督者控え室に待機して不測の事態に備えた。

専攻科創設以来、ほぼ同様な体制で入試に臨んできたが、取り立てて大きな問題は起こっていない。

#### [点検・評価]

##### <各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況について>

これまで上記の方法で入試問題の検証に取り組んできた。取り立てて大きな問題がなかったことから、今後も同様な体制で実施していく予定である。

## 10-3-3-5 定員管理

### [現状の説明]

#### <学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性>

文部科学省に申請している専攻科の学生定員は30名であり、修学期間が一年間であるため、学生収容定員と在籍学生数とが著しく異なることはない。専攻科開設以来、2年間在籍した学生は1名であった。

専攻科開設以来の入学者数は、次のとおりである。

平成4年:9名、平成5年:18名、平成6年:28名、平成7年:34名、平成8年:30名、平成9年:35名、平成10年:38名、平成11年:38名、平成12年:27名、平成13年:33名、平成14年:37名、平成15年:35名、平成16年:28名、平成17年:12名、平成18年:8名

入学定員と入学者数の比率は、平成10年、11年の最高1.26倍であった。

#### <定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況>

定員超過比率を1.1倍以内に抑えるように、との教育学部長方針に基づき入学者選抜試験で入学予定者を決定してきた。入学者数の設定は、専攻科専用教室の収容定員、個別指導を重視したいとする教育目標、専攻科教員数等から考えて妥当な線であると判断する。

#### <定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況>

入学者は、平成17年(12名)、平成18年(8名)、組織改組・定員変更の可能性の検討は、緊急に検討すべき課題であり、現在鋭意検討している。

### [点検・評価]

学生収容定員と在籍学生数及び入学定員と入学者数の比率は、いずれも適切であると判断している。入学予定者の選抜に当たり、定員超過比率を1.1倍以内に抑える方向は今後も堅持して行きたい。

## 10-3-3-6 学生の受け入れに関する今後の改善方策

### 10-3-3-1 学生募集方法、入学者選抜方法

専攻科の意義・ねらい等を再検討するなかで、どのような選抜方法が妥当であるか検討する。

### 10-3-3-2 入学者受け入れ方針などから10-3-3-5 定員管理まで

#### [今後の改善方策]

平成20年度の募集活動再開後の状況をみて適切な方策を検討していく。

## (4) 教員組織

### 10-3-4-1 教員組織

#### [現状の説明]

#### <教育専攻科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性>

教育専攻科の理念・目的は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があるものと認められる者に対して、精深な程度において特別な専門の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。(文教大学専攻科規程 第2条)

この目的に基づき、学部を基礎として教職科目を開設し、小学校及び中学・高等学校の各教科(国語、社会(高校は地理歴史)、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭)の専修免許状の授与を可能とする教員組織を構成している。教員選考に関しては、すべての科目担当教員に関して文部科学省の認可を得ており、適性であると判断している。

教育課程は、必修科目として、教育学関連2科目(教授 日本教育史)、心理学関連2科目(教授・学級集団、准教授・カウンセリング)、学校カウンセリング1科目(准教授・カウンセリング)、特別活動1科目(准教授・特別活動)、研究論文(論題別指導教員)の科目をおいた(カッコ内は担当教員の役職・専門)。それぞれの科目の担当教員は、学部でも同教科を長年にわたり担当してきており適任であると判断している。

選択必修科目は、各教科の教育法演習を2科目開設し、各教科教育法演習Ⅰは小学校専修免許に対応した授業内容を、各教科教育法演習Ⅱは中・高専修免許に対応した授業内容の展開を意図している。

選択科目は、教育学関連、教育心理学関連、特別支援教育関連の科目を開設している。いずれの科目の担当教員は、それぞれの学問領域の専門家である。

学生数は、必修科目は最大30名であり、選択必修科目は取得希望の専修免許の種類により受講生の偏りが見られる。また、選択科目は、学生の受講希望に基づいているため、年度によっては、非開講となっている科目も見られる。

#### <主要な授業科目への専任教員の配置状況>

必修科目は、研究論文を除いてすべての科目の担当が本学教育学部の専任教員である。選択必修科目は、音楽科教育法演習Ⅰ・Ⅱ(非常勤・兼任)を除いて本学部の専任教員である。また、選択科目では、すべての科目が専任教員の配置になっている。

#### <教員組織における専任、兼任の比率の適切性>

上述したように、必修科目(研究論文を除く)は、専修免許必修科目を含み9科目すべてが専任教員の配置となっている。選択必修科目では、17科目中2科目が兼任であり、専任教員の占める割合は88%である。選択科目は、8科目すべてが専任教員である。

#### <教員組織の年齢・役職構成の適切性>

教員の年齢構成を各科目で算定すると、66～70歳4名、61～65歳10名、56～60歳0名、51～55歳6名、46～50歳6名、41～45歳2名、36～40歳2名、31～35歳2名である。教員組織の役職構成を各科目で算定すると、教授21名、准教授9名、専任講師2名、兼任(非常勤)2名である。



### ＜教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性＞

専攻科運営委員会は、専攻科長を含む教授会で認可された5名の委員と必修科目の担当教員2名計7名で、毎月1回定期的に開催し、専攻科年次計画の実施のための議題を審議している。また、入学者の決定、卒業者判定、その他重要な事項については、専攻科全体会議を招集し、審議した後、教育学部教授会に諮り、決定している。専攻科会議のメンバーは、学部の9専修から選出された委員及び専攻科授業担当で構成されている。

教育課程編成の目的を具体化するための連絡調整の組織は、特別に編成する形をとっていない。

### ＜教員組織における社会人の受け入れ状況＞

教育専攻科開設以来、一般企業からの教員の受け入れはないが、教育関連機関からの教員組織への受け入れは数多く見られる。現在の教員組織では、学校教育学研究（東京都教育委員会）、学校実地研究Ⅰ・Ⅱ（東京都教育委員会）、生活科教育法演習（文部科学省）、数学科教育法（東京都教育委員会）、美術科教育法演習Ⅰ・Ⅱ（埼玉県教育委員会）、障害児教育特殊研究Ⅰ（筑波大学附属大塚養護学校）、障害児教育特殊研究Ⅱ（東京学芸大学教育学部附属養護学校）等の科目担当者である。これらの教員は、他の科目の教員と同様に教育学部に所属し、専攻科の兼任教員である。

#### [点検・評価]

### ＜教育専攻科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性＞

教育専攻科の理念・目的から見たとき、教育課程の種類・内容（性格）は、ほぼ適切であると判断する。

必修科目は、すべて本学教育学部の専任教員が担当し、専門性を生かした授業を展開している。研究論文は、専攻科の中心となる教科の一つであり、一年間をかけて計画的組織的に学習されている。論題ごとに原則として本学教育学部の教員が割り当てられ、学生によっては、学部の卒業論文を更に深める形で継続している者もいる。当然、指導教員も学部の時の延長になっている。この場合、専攻科の関連領域の専任教員が副指導教員として付き、指導を補佐するとともに専攻科の目的に合った研究論文の資質の向上に貢献している。将来にわたり、この指導体制は継続すべきものとする。

選択必修科目は、小学校から高等学校の専修免許状取得に必要な教育課程編成になっており、授業内容は、学校現場での実践的教育力の向上を目指すものと成っている。担当教員の編成は、教師経験の豊かなそれぞれの教科教育法指導の専門教員が担当している。今後の改善の方向としては、小・中・高校の教育現場を経験した経歴を持つ教員が一層増えることを期待している。

選択科目では、学生の選択意思を尊重しているが、教員としての基礎的な知識・技術の修得を目指している。教員組織は、全員が本学専任教員であり、専門性に基づく授業を展開している。受講生が少ない現状を考えると、学生にとって魅力のある、より実践的な授業展開が求められる。

### ＜主要な授業科目への専任教員の配置と専任・兼任教員の配置状況＞

音楽科教育法演習Ⅰ・Ⅱを除く、すべての教科担当者が本学部の専任教員であることを考えると、教員配置状況は適切であると判断する。平成19年度から、学部に音楽教育専門の教員が配置された。このことにより、20年度以降は、すべての専攻科の科目が、専任教員によって展開できるものと確信している。

### ＜教員組織の年齢・役職構成の適切性＞

上記のとおり、教員組織の年齢・役職構成は適切であると判断する。しかし、近年、若手の教員採用に際し、学校教育現場を経験していない者、教員免許を取得していない者が採用される傾向が高まっている。専修免許状を授与し、学校現場の深い教育力を身につけた専攻科修了生を輩出することを目的の一つにしている専攻科にとって熟慮しなければならない課題であるといえよう。

### ＜教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性＞

教員間の連絡調整は、研究論文を除いて十分であるとはいえない。専攻科運営委員会や専攻科専攻科会議は制度的に組織されているが、教育課程編成の目的を具体化するための教員間の連絡調整機能を果たしているとはいえない。今後の重要な課題の一つである。

### ＜教員組織における社会人の受け入れ状況＞

教育関連機関からの教員の受け入れは、かなり多くの科目で見られる。特に、各教科教育法の科目に見られる。教育現場に対応した実践的教育力の育成を目指す教育専攻科の目標から考えた場合、さらに増やす方向で考えるべきである。

## 10-3-4-2 教育研究支援職員

### [現状の説明]

#### ＜実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性＞

実験・実習を伴う教育の教育課程は、学校実地研究Ⅰ・学校実地研究Ⅱの2科目である。一年間にわたり越谷市の小学校や中学校に週一日通い、学校現場での教育を体験的に学習する制度である。

大学での、オリエンテーション・事前指導・事後指導は、一人の専任教員によってなされ、各学期修了後に報告書「学校実地研究Ⅰ」、「学校実地研究Ⅱ」が刊行されている。

また、越谷市教育委員会、受け入れ校の校長との事前打ち合わせ、反省会等が毎年開催されている。また、これらの科目修了後、報告書の全教育学部教員への配布と教授会での説明・報告が教育学部教授会でなされている。

受け入れ校での実際の指導は、校長、教頭、教務主任、学級担任等の教員に委ねられている。

以上が当該科目の人的補助体制の整備状況であり、人員配置である。

#### ＜教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性＞

大学にける教育活動は、ほとんどすべて当該科目担当教員が一人で行なっている。報告書作成に関しては、教育支援課の非常勤職員が補助している。

受け入れ校との調整は、越谷市教育委員会が受け入れ校の要望を入れながら行なっている。

大学と越谷市教育委員会との調整は、公式には「パートナーシップ協議会」での議論に基づく。非公式には当該大学担当教員が越谷市教育委員会の担当者との話し合いの中で行なわれている。

### [点検・評価]

学校実地研究Ⅰ・学校実地研究Ⅱの2科目が、実験・実習科目である。上述したように、この科目の授業運営は、当該科目担当教員の一人の努力に委ねており、大学として公式に制度的な人的補助体制はとられていない。越谷市教育委員会は、大学との教育協定に基づき「パートナーシッ

プ」を支援する協力体制を敷いている。今後もこのような体制の継続が望まれる。

### 10-3-4-3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

#### [現状の説明]

#### <教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性>

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容は、「専攻科の授業及び研究指導を担当する教員は、原則として当該学部の教授、准教授及び講師の中からこれに充てる」（文教大学専攻科規程 第5条）に基づいている。

教員の募集は、専攻科のみを指導する専任教員の制度は採っていない。一般には、教育学領域・心理学領域・教職関連領域の担当教員については、教職研究室及び心理教育課程研究室への依頼・推薦を受けて、専攻科運営委員会に諮り、学部教授会の審議を経て決定している。各教科教育法に関する領域及び特別支援教育の領域では、学校教育課程の各専修の研究室への依頼・推薦を受けて、専攻科運営委員会、学部教授会の審議を経て決定している。

教員の任免・昇格は、専攻科からの要望はほとんどなく、学部専修ごとに研究室の意向によって決定されてきた。教員の任免・昇格について専攻科運営委員会で議題としたことはない。

#### <教員選考基準と手続の明確化>

専攻科独自の明確な教員選考基準は制度化されていない。しかしながら、科目担当教員については、文部科学省に届け出る必要があるため、専門領域、研究・教育歴等を一応の教員選考基準としている。これまで文部科学省からの不適格教員人事であるとの指摘は受けていない。

#### <教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性>

専攻科の教員選考手続は、教育学部の教員選考に基づいて決定されているため、公募制の導入状況について直接述べる権利を有していない。学部の公募制の導入状況は、以前に比べかなり浸透しているようである。

#### [点検・評価]

#### <教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性>

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容は、基礎学部である教育学部の方針によって大きく変わる。専攻科の目的の一つは、学校での実践的教育力の向上を目指すことであり、その成果として小・中・高校の専修免許状を授与していることを考えると、教育学部からかなり独立した教員組織編制のできる方向が理想であると考え。そのためには、専攻科規程そのものの変更が必要であり、大きな問題である。

#### <教員選考基準と手続の明確化>

学部以上に小・中・高校の学校現場との交流を深め、学校をよく理解している修了生を輩出する必要がある。そのためには、教育現場を体験している教員を大学教員として迎える必要がある。大学院で専門的教育を受けた教員と学校現場を経験している教員とが連携して教員組織を編成することができたら最も望ましい方向であると考え。

#### <教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性>

教員選考手続における公募制の導入は、大学の発展にとって最も基本的な方向の一つであると思う。特に、専攻科の目指す方向が実践的教育力の育成にあるのなら、優秀な教員経験者を広く全国から集めることが第一歩であると考え。なぜなら、教育学部及び教育専攻科は日本全国か

ら学生が集まり、日本全国で素晴らしい教育活動を行なっている。このような学生の要請に応える必要がある。

#### 10-3-4-4 教育研究活動の評価

##### [現状の説明]

##### <教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性>

教員の昇任人事で評価の対象になっている教育研究活動事項は、学位の有無、学会誌等への投稿回数、所属学会発表数、図書等の刊行数、紀要への投稿数（あまり評価の対象になっていない）等、多岐に亘っている。しかし、これらの研究業績のみが評価対象として重視され、教育業績はほとんど評価対象になっていないのが実情である。

教員の教育活動の評価方法は、勤務年数、授業中配布する資料数、授業に対する学生の満足度、選択科目や研究論文の受講生数、研究室を訪問する学生数等、かなり客観的尺度にのらない評価基準で暗黙裡に決められている。

また、公表されていないが、教員の授業欠席数、授業開始時間・終了時間なども評価の対象となっているようだ。教師間の暗黙の評価として、担当学生の研究論文の発表内容・方法からなされている場合もある。

しかし、すべての教員にとって公平で妥当性の高い教育活動の評価方法は、非常に難しい。

##### <教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性>

教育専攻科としての教員選考基準は、公式には存在しない。学部の各専修の研究室、教職研究室及び心理教育課程の研究室から推薦される教員をそのまま受け入れている。

実践的教育能力に優れていると思われる教員を指名しても、各研究室の意向により断られるケースもある。

##### [点検・評価]

##### <教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性>

すでに述べたように、専攻科は一年間の教育機関であり、短期間で実践的教育力を身につけた修了生を送り出す義務がある。したがって、実践的教育力を指導できる教員を求めている。

専攻科教員の教育研究活動の評価については、学校教育と直結している研究であり、実践的教育活動を評価の対象としたい。したがって、高度に洗練された研究業績でなくとも、教育実践に関連付けた学校で役に立つ業績を評価の対象としたい。

また、小・中・高校の子どもたちを引き付ける授業内容を展開できる教師を求めている。

すべての教員にとって公平で妥当性の高い教育活動の評価方法を模索する。

##### <教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切>

実践的教育力を指導できる力量を、教員選考基準に加えたい。新任教員選考の際、一部の研究室では実施されているが、すべての研究室で学生への授業を想定した「模擬授業」を実施し、その評価を選考基準の重要な要素とするのも一案である。

また、教育学部の場合、教員採用の基準として「教員免許の有無」も加味することも考えられる。

## 10-3-4-5 教育組織における今後の改善方策

### 10-3-4-1 教育組織

当面、特に解決しなければならない問題はないが、教員の採用に関し、現場の教員経験をどの程度重視するか、今後の検討課題である。

### 10-3-4-2 教員研究支援職員

特に改善すべきことはない。

### 10-3-4-3 教員の募集・任免・昇格に対する基準手続

教育学部あるいは全学的な組織の中で、望ましい教員系の教員選考・任免・昇格制度等について検討していく。

### 10-3-4-4 教育研究活動の評価

教育学部及び全学的な議論の中で、教員選考や教員の人物評価のあり方を追求していく。

## (5) 学生生活

### 10-3-5-1 学生への経済的支援

#### [現状の説明]

教育専攻科の奨学金制度は、日本学生支援機構による奨学金のみである。奨学金の種類は、学部学生と全く同じである。

平成15年度	第1種 11名 (31.4%)	第2種 1名 (2.9%)	計 13 / 35名 (34.3%)
平成16年度	第1種 3名 (10.7%)	第2種 5名 (17.9%)	計 8 / 28名 (28.6%)
平成17年度	第1種 1名 (8.3%)	第2種 0名	計 1 / 12名 (8.3%)
平成18年度	第1種 1名 (14.3%)	第2種 3名 (42.9%)	計 4 / 7名 (57.1%)

( ) 内の数値は在学生全体の占める割合である。

専攻科生の貸与は学部学生に比べると非常に緩やかであり、第1種奨学金でも申請した学生はほとんど貸与が決定していた。上記の結果は、年度により変動があるものの予想より少ない貸与者である。

#### [点検・評価]

専攻科生への経済的支援を図る処置は、上記のように日本学生支援機構による奨学金の1種類だけであるところに問題がある。したがって、専攻科に対する社会からの経済的援助は少ない。専攻科は、研究科（大学院）に比べ社会的な認知度が低く関心が向けられていないこともあるが、学校教育法で定められた教育制度であり、設立主体である文教大学として、もう少し真剣に学生支援の方向を探るべきである。少なくとも、文教大学奨学金制度の貸与対象として考慮すべきである。

したがって、学生への経済的支援を図るための措置としては、極めて不十分であり、有効性・適切性を議論する以前の問題である。

### 10-3-5-2 生活相談等

#### [現状の説明]

専攻科独自の組織として、生活相談担当部署は設置していない。学生の生活相談は、学習相談とともに、研究論文の指導教員に委ねている。指導教員に相談しにくい問題については、5名の運営委員の教員が個々に対応してきた。

これまでで一番多かった学生からの問題は、「専攻科に在籍しながら、非常勤の時間講師を引き受けてよいか否か」であった。学生の生活状況を考慮しながら、学業に影響のない程度に許可してきた経緯がある。

#### [点検・評価]

学生生活や進路の問題に関して、これまで研究論文の指導教員や運営委員の教員が個々に対応してきたが、より体系的・組織的に対応するためには、専門部署を設置する必要がある。特に、進路問題に関しては、専攻科独自の組織（委員会が妥当）を編成し、アドバイザー制度を確立する必要がある。

医療的な対応については、従来の保健センターを通しての処置で十分であると考えます。

また、ドロップアウト学生（不登校学生）への対応も、従来通り、研究論文の指導教員と専攻科運営委員の対応で十分である。

### 10-3-5-3 就職指導

#### [現状の説明]

専攻科生の進路に関する指導は、基本的には、学部の学生と同様にキャリア支援課にお願いしている。これまでの学生の多くは、教員就職がほとんどであり、大学院への進学、教育産業への就職、教員以外の公務員就職等であった。

教員就職への支援は、毎年6月上旬の土曜日の2日間（小人数の場合は1日）、10時から17時頃まで、専攻科運営委員を中心に組織的な就職支援を実施した。

具体的な支援内容は、論作文の書き方、個別面接、集団面接、集団討議、模擬授業等である。また、柔軟な思考様式を訓練し・協同的学習を修得する方法として、KJ法を取り入れた問題解決技法も実施している。

大学院等の進学指導は、研究論文の指導教員及び専攻科運営委員にお願いしている。その他、教育産業への就職及び公務員就職支援は、キャリア支援課にお願いしている。

専攻科の学生は、大部分が学部学生の4年生の時に教員採用試験を体験しており、専攻科入学以来、かなり積極的に自己努力している。しかし、学部生と一緒にの教員就職対策の勉強は苦手のようなのである。専攻科の演習室で、専攻科生同士で学び合い・教え合いの協同学習形態の学習が見受けられる。教員採用試験の二次対策は、学部の学生と一緒に、キャリア支援課のプログラムに則って実施している。

#### [点検・評価]

教員就職への専攻科独自の支援は、「非常に有意義である」と学生や修了生から評価されてきた。これまで、1泊2日の合宿形式で教採対策合宿を企画し、実施した年度もあったが、専攻科運営委員の負担が増えることから学内での教採対策に変更を余儀なくされた。教員採用の二次試験を経験していない学生（一次で不合格）にとって、集団討論、論作文対策、模擬授業は初めての経験であり、有意義であると評価されている。

これまでの教採対策は、小学校受験者向けの対策が主であり、中学・高校向けの対策が不十分であるとの指摘もある。小学校と中・高校受験者とに分けた支援が必要であると考え、支援に当たるスタッフの問題を考慮しながら今後の課題としたい。

### 10-3-5-4 学生生活に関する今後の改善方策

#### 10-3-5-1 学生への経済的支援

専攻科の社会的な認知度を高める方策を考えるとともに、文教大学独自の専攻科生向けの奨学金制度を検討する。

### 10-3-5-2 生活相談等

専攻科学生の生活相談等をうける体制について、検討する。

### 10-3-5-3 就職指導

教員教職支援については、ひきつづき専攻科として強力に支援する。

大学院・教育関連企業・公務員就職支援に関しては、指導教授、キャリア支援課からの支援を中心とする。



## 第4節 外国人留学生別科

### (1) 外国人留学生別科の理念・目的等

#### 10-4-1-1 理念・目的等

##### [現状の説明]

文教大学外国人留学生別科は、昭和62年10月に開設した文教大学言語文化研究所日本語研修課程が、平成5年4月に外国人留学生別科に発展したものである。本学留学生別科は、文教大学または他大学に入学を志望する外国人に対し、大学での講義を理解するために必要な日本語を教育し、あわせて必要な日本事情・英語・数学・社会科目・理科科目を学べるようにカリキュラムを組んでいる。「留学」ビザの学生が、日本語及びその他の科目を1年間で習得する教育課程である。別科の「目的」は、一年間の日本語学習と留学生活の体験を通して、文教大学等の学部、大学院への合格を目指させることである。

諸外国、特にアジア地域の国々で、日本への留学を目指している若者は多い。彼らにとって日本への留学には高いハードルがある。言葉の壁である。しかし、彼らは日本への留学を夢見て、日本語を学習している。彼らは、大学への入学に必要な日本語能力はまだないことを知っている。別科は、彼らの日本語能力の向上を支援することが目的の一つである。また、別科は、ただ単に、日本語能力を向上させればよいだけではなく、彼らが別科を修了し、目指す大学に入学して、専門知識を身に付け、卒業し、社会人になったとき、別科で、日本の文化に触れた経験や、学んだことが、彼らの力量として発揮され、彼らの母国と日本の相互理解に寄与できる人になれるように、日本語の学習の場を教室だけでなく、留学生活全般に広げた環境を提供することを考慮した教育を理念としている。つまり、本学別科には4つの使命がある。それはA) 別科生の日本語能力を伸ばす、B) 日本事情に精通させる、C) 本学の学部・大学院に進学させる、D) 文学部の「日本語教員養成コース」の教育実習に協力するという4つである。

##### [点検・評価]

本学別科の目的・目標は適切なものであり、実際に志願する者も多く、支持されている。

##### [今後の改善方策]

特に改善を要する事項はない。

## (2) 教育課程・方法等

### 10-4-2-1 外国人留学生別科の教育課程

#### [現状の説明]

##### (1) 教育課程

- ①目的を達成するため日本語能力別クラス編成の授業で対応している。
- ②別科日本語能力試験を随時実施し、日本語能力別クラスわけの資料としている。
- ③遅刻、欠席をなくし、授業の出席を重視している。
- ④読む、書く・聞くだけでなく、コミュニケーションがとれる教育を授業内容に取り入れている。
- ⑤先生との関係を大切にす指導を随時している。

カリキュラムの編成、授業運営を適切支援している。修了の認定は、留学生別科を修了するためには所定の36単位以上の修得が条件である。学部への推薦入学は、成績優秀者で、留学生別科の推薦を得られた者は、本学の人間科学部・情報学部・文学部・国際学部に、選考のうえ入学することができ、また学納金の一部を免除している。修了には80%の出席率が必要とし、遅刻、欠席をなくし、授業の出席を重視している。別科日本語能力試験を適時実施して、それを参考に能力別クラス編成授業を行い、読む、書く・聞くだけでなく、コミュニケーションがとれる教育をしている。大学へ進学するために必要な数学、理科、地理を選択科目として用意している。授業は、春学期、秋学期の Semester 制度を導入している。各学期15週で、週5日制で、1日の授業は、90分、5時限で対応している。

##### (2) 行事内容

- ①修業期間 1年間（春学期4月～9月 秋学期9月～3月）

夏季休業 8月1日～8月31日 冬季休業 12月22日～1月6日

春季休業 2月5日～3月15日（参考 平成18年度）

- ②年間行事

##### （春学期）

第1回別科日本語能力試験・英語能力試験、オリエンテーション、健康診断、個別進路相談2回、入学式、履修登録、越谷市内施設見学（含小学校訪問）、新入生歓迎スポーツ大会、警察署後援交通安全教室、進学懇談会（別科修了生講師）、学外宿泊研修（鎌倉・箱根・湘南キャンパス進学相談）、個別進路相談1回、集中講義（「情報処理」）、夏季休業、第2回別科日本語能力試験・英語能力試験

##### （秋学期）

オリエンテーション、第3回別科日本語能力試験、学園祭（土日参加）、日本文化交流会、冬季休業、春季休業、雪遊び1日バス旅行、終了式

#### [点検・評価]

外国人留学生別科は、大学の定める学事の枠内で適切に行なわれている。

#### [今後の改善方策]

内容については、特に問題がないため、継続していく。

## 10-4-2-2 履修科目と単位の関係

### [現状の説明]

本学別科の授業科目群はA)日本語能力を伸ばすための授業、B)日本を理解する授業、C)進学・受験のための授業の3つに分かれる。

A)日本語能力を伸ばすための授業、すなわち語学学習の4要素（音声・語彙・文法・表記）と4技能（聞く・話す・読む・書く）を分けて以下の科目を設けている。

- ・必修科目 「精読ⅠⅡ」－読解するための文法・表現・語彙・漢字を中心とする。(3クラス)  
「聴・読解ⅠⅡ」－聴解するための文法・語彙・アクセント・イントネーションなどを中心とする聞き取りと、レベルに合わせた平易な読み物を速読する読解の両者を同一科目内で行なっている。(3クラス)  
「応用日本語ⅠⅡ」－学生の語学力にあわせ能力向上のための内容を中心とする。(3クラス)  
「口頭表現ⅠⅡ」－受動的ではなく自らまとまった考えを口頭で正確に発信する能力を伸ばすために独立した少人数クラスにしている。(5クラス)  
「文章表現ⅠⅡ」－他人の書いたものを受動的に読解するのではなく、自らまとまった考えを文章に書くことによって、正確に発信する能力を伸ばすために独立した少人数クラスにしている。(5クラス)
  - ・選択科目 「基礎漢字ⅠⅡ」－漢字力を補強しまた語彙を豊かにするために設けている。母語が漢字圏であるか非漢字圏であるかによって書き方及び読み方においてそれぞれ学習上の得手・不得手がある。また、既習の範囲によってもさまざまなレベルに分かれるが、読み書き能力を総合的に判断してクラス編成をしている。概ね漢字圏は上位クラスに非漢字圏は基礎クラスに属する。(2クラス)  
「情報処理」－レポート作成等学習活動に必要な技能を修得する。(集中1クラス)
- B)日本事情を知るための授業。日本社会で生活し自身の日本語を発信するためには日本を知らなければならない。
- ・必修科目 「日本事情ⅠⅡ」－現代の社会生活・経済（春学期）、政治・国際社会（秋学期）において日本語による講義を受けることによって、応用としての表現や語彙、外来語などを身につける。(2クラス)  
「留學生活ⅠⅡ」－大学・別科行事の意義と目的、生活圏の様子、日本社会の日常を知ることによって豊かな留學生活を送り日本留學を楽しいものにする。また、2クラス、3クラス、5クラスに分かれて学ぶ別科生が週に1度全員集まることにより日本語での意見交換・連絡・調整ができる。ホームルーム的でもある。(1クラス)
- C)進学・受験のための授業。私費外国人留學生である別科生は大学・大学院への進学を目的としているので受験勉強（日本留學試験及び各大学独自の入試）は避けられない。設置科目は日本留學試験の文系・理系に対応している。全科目選択（英語のほか各1クラス）
- 「日本の地理」－文系の「総合科目」に対応する。
  - 「日本の歴史」－文系の「総合科目」に対応する。

- 「数学Ⅰ」 - 文系の「数学（コース1）」に対応する。
- 「数学Ⅱ-1」 - 理系の「数学（コース2）」に対応する。
- 「数学Ⅱ-2」 - 理系の「数学（コース2）」に対応する。
- 「物理」 - 理系の「理科」に対応する。
- 「化学」 - 理系の「理科」に対応する。
- 「英語ⅠⅡ」 - 進学に英語を必要とする別科生が対象で、習熟度に応じて日本の高等学校レベルの英語力を身につけ大学進学に備える。（能力別2クラス）

- ・その他 「日本語教育実習」 - 授業科目として独立していないが、本学文学部「日本語教員養成コース」のために3つのクラスで週1回45分を実習生による日本語実習授業に当てている。

毎회가学部担当教員、別科担当教員及び実習生による研究授業である。この日本語教育の実習で同年代の双方の学生による授業時間外の交流が生まれ別科教育としても効果が上がっている。

学部・大学院進学後、別科修了生は日本人学生と机を並べ日本語による授業を受けるので、基礎科目（理系・文系）や一般教養の日本語も身につけていることが求められる。別科はこれに対応すべく必修の日本語のほかに選択科目として、文系の「日本の地理」「日本の歴史」「数学Ⅰ」、理系の「数学Ⅱ-1」「数学Ⅱ-2」「物理」「化学」、文・理系ともに「基礎漢字ⅠⅡ」「英語ⅠⅡ」を提供している。加えて必修の「日本事情ⅠⅡ」と「留学生活ⅠⅡ」は成人である留学生在が日本生活を送る上で知っているべき知識・制度である。

#### [点検・評価]

別科生にとって必要な科目は、必修と選択に分け、すべて提供している。必修と選択の割合についても、特段の過不足はないので評価できる。必修科目と選択科目は春・秋計106コマのうち、必修が88、選択18のため、割合は83.1%と16.98%になり妥当と判断する。ただし、文系選択者は多いが、理系を選択する学生は例年非常に少ない。今後理系の学生募集に力をいれるか、または理系を廃止して文系だけにするかのいずれかを選択をしなければならない時期が来ることも考えられる。

#### [今後の改善方策]

今後の議論により、理系選択の廃止が決定したならば、現行の「聴・読解ⅠⅡ」を「聴解ⅠⅡ」と「速読ⅠⅡ」とし、文系の「数学Ⅰ」を文系「数学ⅠⅡ」と増設するによって進学カリキュラムを強化する。そのような変更により、別科の特色を鮮明にすることも考えられる。

### 10-4-2-3 開設授業科目による専・兼比率等

#### [現状の説明]

本別科には専任教員はおらず、越谷キャンパスの2学部1研究所の専任教員計8名が兼担し、加えて13名の非常勤教員と協力して授業時間割のと通りの教育を行なっている。出向元と担当授業科目は以下のとおりである。○数字は兼任教員。

- 教育学部 ①別科長 担当コマなし  
②「数学」春2コマ、秋1コマ

- ③「物理」「化学」 通年 2 コマ
- 文学部 ④主任「留学生生活 I II」「文章表現 I II」「基礎漢字 I II」 通年 6 コマ
- ⑤「文章表現 II」 秋 1 コマ
- ⑥「口頭表現 I II」 通年 2 コマ
- ⑦「口頭表現 II」 秋 1 コマ
- 研究所 ⑧「日本の地理」「日本の歴史」 通年 2 コマ

上記のとおり兼担教員の担当は春秋計 17 コマで、13 人の非常勤教員は春秋計 89 コマである。総コマ数は 106 であるので、兼担は 16.03%、非常勤は 83.96%を担当している。

#### [点検・評価]

本年度は兼担教員 1 名が休業中のため、本学教員率が下がる。例年は「文章表現 II」の担当教員が春秋 5 コマずつ計 10 コマ持つので、兼担は 25.47%で非常勤は 74.52%の割合である。とは言え、兼担の授業担当率はせめて 40%は越えていたものである。

#### [今後の改善方策]

「留学生生活」「日本事情」「日本の地理」「日本の歴史」及び「口頭表現」「文章表現」の完全兼任化が望まれる。

## 10-4-2-4 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

#### [現状の説明]

##### <留学生・就学生ビザ保持者以外の外国人入学希望者への対応>

別科は留学生・就学生ビザ保持者を対象に教育を行なうこととしているが、短期ビザ、家族ビザ、配偶者ビザ保持者などから入学の問い合わせが来るようになった。

この状況に対しては、滞在期間、学習目的、学歴、経費支弁状況、連絡人（アドバイザー）について、精査・確認し、定員数を考慮した上で確実な学生であれば、願書提出を許可し入学審査の後受け入れることがある。

#### [点検・評価]

本学進学を希望する優秀な人材であれば、日本の社会状況の変化に合わせて受け入れることは本学の国際化に寄与する。留学生・就学生ビザ保持者以外の外国人入学希望者は通常の別科学生より日本社会の制度・習慣に通じ、また進学の意志が強いので別科学生にいい影響を与えるばかりでなく日々の学習も真剣である。したがって受け入れは大いに評価できる。

#### [今後の改善方策]

望ましいことであるので上記のような人材を排除しないよう国内募集枠の中で受け入れを続けたい。

## 10-4-2-5 教育効果の測定

#### [現状の説明]

##### (1) 別科講師会の開催

外国人留学生別科担当教員は、春・秋学期開始前に授業担当者打合せ会議を持つ。これには日本語関係科目を担当する全教員が参加し、各クラスの名簿、一般的クラスの運営、クラスごとの

クラス編成特殊事情、個々の学生の志望進路情報、一般的注意事項などの説明の後、全員で協議する。

A. 評価の対象となる項目は、①授業中に行なう小テスト・クイズ ②授業中に行なうセッションごとのまとめのテスト ③課題の提出状況及び内容 ④学習態度及び授業への参加度である。

B. 評価を受けられる者は、その科目の実授業数の5分の4以上の出席がある。

各科目の特徴により上記Aの4項目の比率が異なるので、各学期の最初の授業時に担当教員がこれを学生に伝えることになっている。

なお、選択科目群については、それぞれの科目はそれぞれの担当教員によって別科便覧記載の授業概要に沿って行なわれている。学部・大学院進学のための実力の養成が主目的であるので、測定法については教務主任が相談を受けることもあるが担当教員に一任している。

## (2) 実力試験の実施

実力試験は年に3回行なう。

第1回別科日本語能力試験—春学期オリエンテーション前に実施する。個別面接・グループ面接の結果もクラス編成の資料とする。

第2回別科日本語能力試験—春学期の終わり（秋学期オリエンテーションの前）に行なう。個別面接の結果と合わせて秋学期のクラス変更、及び別科対象学内推薦のための資料とする。

第3回別科日本語能力試験—11月末に行なう。11月の第2回に行なわれる日本留学試験日本語と記述の模擬試験である。別科の1年の課程で日本語能力を伸ばし日本留学試験で高得点を取り、各自が本学または希望する他大学へ進学することが本別科の主たる教育目的であるが、受験のための知識の伝授だけにとどまることなく進学後、日本社会でしっかりと学習を続けられるように本課程では配慮がなされている。

## (3) 小テストの実施

小テスト・セッションごとのテストなどを毎回のように行なう。本別科は日本語力を大きく伸ばすために毎回の小さい積み重ねを重要視している。学期の評価はこれらのテストの集積である。

## (4) 出席の確認

出席の確認は学生が毎回教室に持参する一枚のA3版の厚紙の出席簿に各教員が押印することによって行なわれる。片面は春学期、片面は秋学期用でその学期のすべての曜日・時限・科目・押印欄があるので出欠席が一目でわかる。教員の印のない欄にはその日のうちに事務局が欠の印を押す。学生は自分の出席状況を自己管理することができる。また、事務局に保管してあり、出席の学生は必ず事務室取りに行くので、職員が学生の健康状態などを確認することもできる。

## (5) 授業回数の確保

夏休みを短縮して8月の1ヶ月とし、期末試験・補講期間を割愛することによって各学期の実質授業回数を15～17回と確保している。日本語関連科目は必ず代講を立てるので休講はない。

## (6) 面接の実施

学習・進路相談は別科教育に欠かせない。定期的な面接はまず第1回別科日本語能力試験の後、春学期クラス編成の前に全員を対象に行ない、本人の試験解答の確認を行ない、編成案に賛同を得る。春学期中は教職員が随時相談を受ける。2回目の定期的面接は第2回別科日本語能力試験の後秋学期クラス編成の前にクラス変更候補者を対象に行なう。

試験結果の確認と変更の納得を得る。第3回の定期的面接は秋学期オリエンテーション中に全

員を対象に主として進路志望の確認をする。この面接で春の時点と異なる進路志望をする学生が多く現れる。秋学期中も教職員は各種の相談を受ける。なお推薦書作成は兼任教員の重要な仕事になる。

#### [点検・評価]

実力試験や、こまめに小テストを実施し、学習状況についてチェックをしているため、学生に対する教育効果を定期的に測ることができている。

#### [今後の改善方策]

実力試験や小テストにより教育効果については、達成度を図っていく。また、クラスでの中位、下位の学生の能力を高めるための教室活動を工夫していく。学習期間に関する別科規程の見直しも必要である。

### 10-4-2-6 厳格な成績評価の仕組み

#### [現状の説明]

本別科の必修科目群には1教員1コマ担当の「留学生生活」（別科生全員・ホームルーム的）、1教員1コマ担当の「日本事情」「応用日本語」（能力別1クラス1教員）、「聴・読解」（能力別1クラス2教員）、3教員4コマ担当の「精読」（能力別1クラス3教員）がある。

1クラスを1教員が担当する科目は、その教員が留学生別科便覧に定められた項目・方法に基づいて評価を出す。

1クラスを2教員が分担する科目は、2人の教員が留学生別科便覧に定められた項目・方法を相談の上分担して評価を出す。

1クラスを3教員が分担する科目すなわち「精読」の教授項目は構文（文法）、語彙（和語・漢語・混種語）、表現、漢字、発音と朗読、文意の理解と応用などであって、週4コマを3教員で分担する。そのうち2コマを分担する教員がコーディネーターとなり、留学生別科便覧に定められた「小テスト・クイズ・セクションごとのテスト並びに課題の添削・評価」などを他の2教員に割り振り、3人で学習態度のチェックなども行なう。コーディネーターは学期末には他の2教員からの評価を集め、検討と相談の後その学期の「精読」の評価を決める。

別科日本語教育の主教材を扱う「精読」の進捗については兼任教員が目安となる進捗表を作成し、3ABCのクラスごとの教員連絡綴りにファイルしておく。この綴りには毎回の小テスト・クイズ・セクションごとのテストの結果、宿題の提出と出来栄え、学習態度、能力の伸び、出欠席が記録され、関係教員が閲覧する。

日本語教育関連科目には同様の連絡綴りが整えられており、これに記録されたすべての集積が評価の基準点となる。これに出席率が加味されてそれぞれの科目の学期の評価が決まる。

#### [点検・評価]

別科における評価の中心は日本語能力（語学学習の4要素、4技能プラス文化・制度がどの段階でどれだけ伸びたかを見極めることであるので、各教員が日常的に学生の日本語使用状況と正確さを記録している。現行のこの方法は大いに評価できる。

#### [今後の改善方策]

別科日本語担当教員は常に連絡簿による報告・連絡・相談を行なって学生のニーズに対応しているものの、全員が集まるのは春・秋授業開始前の年2回だけである。この回数を増やすことで、

成績評価、日本語能力の達成度の対応がより効果的にできると思う。

## 10-4-2-7 履修指導

### [現状の説明]

#### (1) 履修指導

別科における履修指導は大学等へ進学した後にどの科目を履修しておいたほうが本人の将来にとってより有利であるかという観点からなされる。定期的には春・秋学期の授業開始前の2回の面接時において全員を対象に兼任教員が行なうが、その他諸々の相談と同様随時行なっている。別科担当事務職も親身に指導に当たっている。

必修科目であれば学習方法がその中心で、選択科目であれば「数学」「英語」の履修に相談が集中する。

#### (2) 学習支援を行なうアドバイザー

学習支援を恒常的に行なうアドバイザー制については、別科には今のところ制度としてはない。しかし、別科には入国管理対策用のために別科と本人との間に立つアドバイザー（連絡人とも言う）がいる。このアドバイザーが学業支援の役を果たすケースもあればそうでないケースもある。

別科事務局も兼任教員も学習支援の相談にのっている。また、学部日本人サークル“わっち”も毎週1回日本語による交流活動を行なっている。これも広い意味では日本語を話すという活動を通しての学習支援であるが、制度としては存在していない。

#### (3) 留学生（継続学習者）への対応

別科には留年者と呼ぶよりも学習継続者と呼ぶべき学生がいる。これは特に希望する者で1年延長を認められた学生である。単位を落として留年しているのではなく、彼らには自分の日本語をより高いレベルに伸ばしたいという強い意志があるので学習指導上の問題はない。

彼らは学習2年目であって生活圈・学内の制度、日本の生活習慣にある程度通じているので留学生活の面では新入生のよき先輩であるばかりでなく教職員にとってもTA的役割を果たしてくれるのでありがたい存在となっている。

### [点検・評価]

履修指導については、現行の状況を評価できるが、選択科目の場合は対応に苦慮するため、履修指導のマニュアルを各国語版で用意するとよい。

アドバイザー制に関しては、学部交換学生に対しては国際交流室職員と学部の専任教員が制度的にかつ恒常的にアドバイスしている。一方別科生の場合は上記のとおりであり、別科専従の職員と兼任教員の勤務時間を相当に割いている。住居・移転、市役所、入国管理局、大使館、進学先機関などで精一杯であるので、現行は評価できない。

別科においても学部交換学生の場合のような制度があるとよいと思うが、次善の手段として学部または院生のアルバイト要員でもよいから生活上のアドバイスする人の手が必要であると思う。そうすれば兼任教員がそれに割かれる分をアカデミックな面のアドバイスに割くことができる。

留年者（継続学習者）への対応については、学習意欲の強い2年目の学生の在籍はプラス面があるので、評価できる。



### [今後の改善方策]

継続学習者は毎年ある定数を越えない範囲で受入れるとよい。別科規程を改正するなり、内規を定めるなどの改善が必要である。

## 10-4-2-8 教育改善への組織的な取り組み

### [現状の説明]

#### (1) シラバスの作成と活用

春・秋学期開始前に別科講師会を開き、3 A. 3 B. 3 Cクラスの「精読」の主教材シラバス(案)が配付され、検討が加えられた後、これに沿って授業が進む。日本語の関連科目はほぼこのシラバスの文法項目、語彙、表現に近似した教材を使用する。その他の科目は各教員が別科便覧の授業概論に沿ったシラバスを学生に提示し、それに従って授業を進める。

#### (2) 学生による授業評価

学生による授業評価は「留学生活」の時間で全員がその趣旨と語句・表現の解説を受けた後各クラスでアンケートに答えている。各教師は学生による評価や希望を知り、授業改善に取り組んでいる。「留学生活」のものでは自由記述の欄に書かれたことの多くは「早く日本語が上手になりたい」「日本語が上手になって有名大学に入りたい」「この授業で受験対策をやってほしい」というものだった。

#### (3) 別科教育改善活動状況

①一目瞭然の出席簿の提供。A 3版の厚紙の出席簿は出席状況が一目でどの科目が出席何パーセントであるかわかる。入国管理局の求める80%出席率を自己管理できる。そうして、2年目のビザ更新に落ち度のないようにする。

②カセットテープ、CDカセット、VTRの貸し出し。音声・録画テープは語学学習に欠かせない。図書館も貸し出して入るが、教材に直結したものを必要に応じて貸し出している。

③宿題返却・連絡用ボックスの設置。その日の添削済みテスト・宿題などの返却は早ければ早いほどよい。学生はその日のうちか翌朝には自分の手に取り、成果と弱点を確認することができる。なお教員用のものもあり、学生からの宿題や質問などが入っている。

④教員同士の自己研鑽。同一科目を担当する複数の教員は学生の能力の進展と健康を心に留め常に連絡しあっている。その日の教授項目の定着具合など次回の教員に電話などで伝えている。別科では教員が相互に授業を見学することはないが、この緊密な連絡により相互の教授方法の開示と研鑽が行なわれている。これは学生が自主的に教員控え室に出向き重いテープレコーダーなどの運搬に手を貸すなどに見られるように、別科教員が学生に慕われている理由である。

### [点検・評価]

春・秋学期前にシラバスに関する講師会を開き、改善に努めている点で評価できる。また、講師会の回数を増やすことも考えられる。添削済みテストや宿題を迅速に返却し、学生の成果と弱点を早く知ること、学習に役立てることができる。

### [今後の改善方策]

現時点の教育改善について、評価できるため、今後も継続していく。

### 10-4-2-9 授業形態と授業方法の関係

#### [現状の説明]

別科は短時間で集中的に語学能力を高度のレベルまで習得させ高等教育機関に入学させなければならない。そのために以下の方針で運営している。

- ①教授法は学習者の母語を介在させない直接法を採用している。日本語科目以外の科目も日本語で教える。英語も直接法であって英語で教える。
- ②同時に授業を行なうクラスの人数は、「留学生活」以外は20人以下である。
- ③学習者の母語が1言語に偏らぬよう多言語多国籍を目標としている。
- ④クラス編成は日本語能力別である。ただし英語は英語能力別である。

40人の学生は5クラス、3クラス、2クラス、1クラスと編成される。5クラス編成は発信を重視する「口頭表現」「文表表現」、3クラス編成は標準的な編成で口頭によるドリルも行なうがどちらかと言えば受信型の「精読」「聴・読解」「応用日本語」、2クラス編成は「日本事情」「基礎漢字」「日本の地理」「日本の歴史」「英語」、1クラス編成はホームルーム的な「留学生活」および日本留学試験対応の科目群である。2クラスなら各20人、3クラスなら各13から14人、5クラスなら各6から10人である。本別科の特長は「口頭表現」「文章表現」を有することである。

#### [点検・評価]

直接法を採用するのは、日本語を日本語で考えて話す書くの能力が備わり、次年度・次次年度には日本人と机を並べて学習するので日本語によるコミュニケーション能力が求められるからである。直接法で学んで使えるようになれば第2の言語となり、外国語という色眼鏡を通して日本社会と日本人を見なくなるという長所があるので大いに評価できる。

多国籍あることを目標にしている理由は、①母語を異にする学習者同士の共通語は日本語になり定着が早い。②政治情勢などにより応募者が激減することがない。現状では問題がないと判断する。

#### [今後の改善方策]

別科での直接教授法による授業形態は、別科の教育課程が1年制であることから学生たちの学習意欲と相重なり効果をあげている。したがって、引き続き継続していく。

### (3) 学生の受け入れ

#### 10-4-3-1 学生募集方法、入学者選抜方法

##### [現状の説明]

国外入学の募集方法は、国外入学：①教育機関から推薦を受けた学生。②機関から、奨学金を支給されて留学する学生。③文教大学外国人留学生別科の募集規則に沿って応募してくる学生。国内入学：①在日していて、外国籍を有しているもの。②文教大学以外の日本語教育を行なっている機関を終了し、1年間の滞在が延長可能なもの。③文教大学外国人留学生別科の修了者で、再教育を要望した者と区分している。

国外入学の入学者選抜方法は、書類審査とアドバイザー面接、国内入学は、書類審査と受験生・アドバイザー面接と複数の入学者選抜方法を採用している。各々の選抜方法の位置付けは、国外応募者では、願書受付が受験生本人でなくアドバイザーで、願書提出の時、提出書類の各項目書類が適切でないかを十分にチェックしている。日本語能力に関しては、電話面接を実施している。国内入試選抜方法は、①募集規則に沿って応募してくる学生については応募者が少なく、受験生本人と願書提出時、面接を実施している。②文教大学以外の日本語教育を行なっている機関を終了し、1年間の滞在が延長可能な者については、アドバイザーが教育機関である。③別科の修了者で再教育を要望した者については、明確な進学意欲があるかを担任の推薦と別科面接を実施している。

##### [点検・評価]

募集方法で、国外、国内と各種の区分からの学生を募集する方法は、適切である。国外募集で、結果的に日本在留申請が許可されない学生が多いのも事実である。選抜方法の書類審査で、卒業証明書、日本語能力、経費支弁等で読み取れない記述がある。国外受験者の日本語能力に関しては、電話面接を実施している方法は評価できるが、公的な試験を受験していない者が多い。アドバイザーの面接の結果で資格に疑問があるものが少数ではあるが見られる。

##### [今後の改善方策]

- ・ 国外受験者に留学生試験、または日本語能力試験を義務づけること、国によっては試験制度がない国があるので、それに替わる方法等を別科会で検討している。
- ・ 個人・機関のアドバイザーの信頼性、提出書類の信頼性、修了者で再教育を要望した者への選抜方法、経費支弁の明確さ、日本在留申請が許可される現状について別科会で検討している。

#### 10-4-3-2 入学者受け入れ方針等

##### [現状の説明]

受け入れ方針については、1年間の日本での日本語学習と留学生生活の体験を通して、文教大学の各学部・大学院への合格を目指させることが目標である。入学試験では、1年間の学習で目標を達成させるため、入学時の日本語能力の水準を考慮している。国内入試、国外入試共に、日本留学生試験で日本語の水準を推察することができる。留学生の出身によっては、日本留学生試験を受験できない。国内入試では、受験生本人と面接の機会があり、日本留学生試験を受験していなくても受験生の日本語能力を判定することができる。国外入試の場合、日本語学習時間が一

応の目安になるが、現状では学習時間だけでは、判定には考慮する必要がある。その対策として、電話による受験生との面接を実施することである程度解決できた。入学出願書類が万全であっても、別科としては、日本語能力を最優先で考慮している。

学生生活関係については、親、アドバイザー等、本人と日本滞在中密接な連絡をとれること。アパートなど諸料金の支払い、食費など滞在中の経費をアルバイトに頼らない、経済的な計画がしっかりしていること。クラス単位で行動するので、協力的な態度がとれること。積極的に別科の行事に参加すること。別科生だけでなく、学部の留学生、学部の日本学生と積極的にコミュニケーションできること。健康で、情緒が安定し、社会適応性がある態度が取れること。相談を素直にできる態度がとれること。

教務関係については、遅刻、欠席をなくし、授業の出席を重視すること、読む、書く、聞くだけでなく、コミュニケーションがとれること、先生との関係を大切にすること、これらの課題をテーマに授業を最優先した生活を指導している。

募集人員は、平成19年度、国外応募者35名、国内応募者5名の40名である。平成19年度入学者内訳は、国外応募者21名、国内応募者6名、別科修了再教育者4名の計31名である。学生募集方法については、区分を設けている。

国外入学は、①過去、文教大学外国人留学生別科の修了者、入学者、受験をした、中国の学校・教育機関から推薦を受けた学生。②中国以外の地域で、地域枠として指定した国の特定の学校等から推薦を受けた学生。③国際ロータリー等の期間から、奨学金を支給されて留学する学生。④それ以外の者で、文教大学外国人留学生別科の募集規則に沿って応募してくる学生。

国内入学は、①在日していて、外国籍を有しているもの。②文教大学以外の日本語教育を行なっている機関を終了し、1年間の滞在が延長可能なもの。③文教大学外国人留学生別科の修了者で、再教育を要望した者。

出願資格については、外国籍を有し、外国において通常の課程による12年間の学校教育を修了し、その国において大学入学資格を有するもの。または、これに準ずると認められた者。出願時において日本留学試験「日本語」80点以上、または、日本語能力試験3級・4級以上の合格。または、同等の能力を有する者と規定している。

出願手続きについては、条件を備えたアドバイザーによって行なわれる。国内では、受験生も同伴する。アドバイザーは、受験生に替わって、入学願書等の提出、合格通知の受け取り、入学手続き、入国管理局の審査等にかかわる受験生との連絡、住居の手配を行なう。在学中、留学生生活上での諸問題について指導・相談に当たる。日本在住の家族、親族、経費支弁者、または信頼できる知人。受験生を公私にわたってよく知っていることを条件としている。

出願書類については、国外は、卒業証明書、成績証明書、アドバイザー同意書、日本語能力証明書、履歴書、経費支弁（学費・生活費負担）書等。国内は、国外入学での書類に加えて、現在の身分証明書を提出させている。

経費支弁書類については、奨学金受給者は、残高証明書、奨学金給付証明書。在日者は、在職証明書、課税証明書、住民票、印鑑登録証明書、預金残高証明書、関係証明書。海外在住者は、預金残高証明書、在職証明書、収入証明書、関係証明等を提出させている。

#### [点検・評価]

入学時の日本語能力の水準を考慮する必要がある。日本留学生試験の活用頻度は多くない。国内では、受験生本人と面接の機会があり、日本留学生試験を受験していなくても受験生の日本語

能力を判定することができる。国外では、日本語学習時間が一応の目安になるが、現状では学習時間だけでは、判定には考慮する必要がある。その対策として、電話による受験生との面接を実施することである程度解決できた。

国外では、入学出願書類が全ての個人情報を得る機会であるので、現状は評価できているが、改善する余地はあるといえる。アドバイザーの役割について、現状は評価できているが、資格等で改善する余地があるといえる。経済的支弁については、経済的な計画がしっかりしている者が望ましいが、現状では書類審査だけなので、書類の内容を精査する必要がある。

別科での学生生活で望ましい行動をとれる者が望ましいが、国外では、来日するまで本人は書類上でしか判断できないので、書類の内容を精査する必要がある。教務関係では、授業を最優先した生活にさせる様々な配慮をしている。進路については、修了生の大学への進学率をアップさせることを目標としているが、現状では、進学率は低い。

#### [今後の改善方策]

別科会で今後の改善方策を検討する項目は、「日本語能力」の把握方法、「アドバイザー」の役割、「経済的支弁」の精査、「受験生の行動」の把握等いずれも書類審査に関わることなので、提出書類の見なおしを別科会で検討する必要がある。

進学率の向上についての方法を別科で検討する必要がある。

### 10-4-3-3 入学者選抜の仕組み

#### [現状の説明]

選抜は、国外入試と国内入試の二通りがある。国外入試は、まだ来日していない出願者に対する入試であり、出願書類審査、国際電話による会話力審査及びアドバイザー面接により判定する。国外の志願者募集に当たっては、本学の卒業生が教員として在職しているなど、本学と関連のある教育機関に協力・推薦を依頼している。国内入試は、出願書類審査、受験生本人及びアドバイザー面接により判定している。別科教員による判定会議の後、学長の決裁により合格者が決定する。

なお、新規の受験生ではなく、もう一年別科で勉強したいという再教育受験生が、これとは別に存在する。再教育受験生については、修了見込みがあることを条件に個人面接し判定している。判定基準は、明確な進学意欲があるかどうかである。

#### [点検・評価]

国外入試実施の流れについては、各入試形態とも妥当である。再教育の受験生については、現在応募要領がつくられていないので、作成が必要である。出願書類審査における点数化については、点数化する項目が多すぎるので改善する必要がある。アドバイザーは公・企業・団体、本学関係者、在日親族である。公・企業・団体、本学関係者は信頼できるが、在日親族については、経費支弁の面で、若干、考慮する必要がある。電話面接は、受験生の日本語能力を判断するのに有効な手段と評価できる。

#### [今後の改善方策]

出願書類の点数化方法とアドバイザーの質を適正に判断できる方法を検討する必要がある。

### 10-4-3-4 入学者選抜方法の検証

#### [現状の説明]

入学候補者は入国審査において、入国管理局から「在留資格認定証明書」の交付と在外の日本公館でビザの発給があって始めて入学できる。入学者選抜方法の検証については、大学における審査も大切であるが、それ以上に入国管理局における審査をクリアすることが大切である。入国管理局は、「在留資格認定証明書」の不交付理由として次のような通達を出している。①入国目的に疑義あり。②経歴等不申告。③日本語学習歴(不足・信憑性なし・日本語能力立証不十分)。④提出書類に信憑性なし。(預金残高証明書・所得証明・納税証明・預金通帳等 12 種類) ⑤提出書類不足。⑥経費支弁関係(支弁能力不十分・支弁能力立証不十分・信憑性なし)。不交付された応募者について調査すると、主として④提出書類に信憑性なし。⑥経費支弁関係について厳しい審査をしている。別科では、提出書類について過去の事例と通達を参考に、慎重に処理をしているが、③日本語学習歴については電話面接を実施しすることである程度解決できたが、④提出書類に信憑性無し、⑥経費支弁関係に関しては、アドバイザー面接で対応するしかなく、提出書類を信用するしかないのが現状である。

#### [点検・評価]

出願資格審査は、「外国籍を有し、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了し、その国において大学入学資格を有する者」の要件に係わることで、国によっては、11年間の学校教育を修了で、12年間に抵触しているが、その国の大学在籍や卒業することで、クリアしている者の応募もあり、「これに準ずると認められた者」の取扱いを点検する必要がある。再教育での入学者に対しては、規定で入学を許可しているが、規程を現状に即したものにすることが必要である。その他、日本語能力の判定は評価できる。経費支弁の審査は現状を改善する必要がある。アドバイザーの資格審査、提出書類の採点・得点化方法、アドバイザー面接の採点・得点化、国内のアドバイザー同意書、受験生・アドバイザー面接の採点・得点化、別科修了生の推薦書類作成と面接の方法である。入国審査、入局管理局「在留資格認定証明書交付」。在外の日本公館で、ビザの発給については、通達を考慮した選抜方法を考えることである。

#### [今後の改善方策]

出願資格は、現地の大学に2年以上在籍、卒業している者について資格ありと認定したが、特別審査が必要な者もいるので別科で検討する必要がある。

要件の詳細な規則を作成する。経費支弁書の見なおしをする。提出書類の項目数の見なおしと採点配分の見なおし。推薦枠、協力指定校(機関)4校、地域指定枠2機関の再検討を別科で開始した。

### 10-4-3-5 定員管理

#### [現状の説明]

定員の妥当性については、クラス別(日本語能力)授業、別科行事との関係、生活相談、進路相談等の事由から現状では、定員は40名である。国外応募者と国内応募者の比率は、国外応募者35名、国内応募者5名である。別科発足後のデータは表10-2の通りである。

入学定員と入学者数の比率の適切性について、入学候補者と在籍者との関係から平成19年度、

在留資格認定証明書交付率が、50%と例年と比較して極端に低率であった。定員の確保のため、文教大学以外の日本語教育を行っている機関を終了し、1年間の滞在が延長可能な者、アドバイザーが機関の受入と文教大学外国人留学生別科の修了者で、再教育を要望した者を予定変更して採用した。

表 10-2 外国人留学生別科の入試及び修了者の状況

平成	国外入試				国内入試				出願者合計	合格者合計	再教育	入学者合計	退学・除籍者数	未修了者数	修了者数
	出願者数	合格者数	手続者数	入学者数	出願者数	合格者数	手続者数	入学者数							
5	12	7	3	3	44	38	30	30	56	45		33	2	5	26
6	13	9	9	9	33	28	22	22	46	37		31	3	5	23
7	13	9	7	7	17	15	13	13	30	24		20	2	4	14
8	21	19	19	17	27	20	17	16	48	39		33	5	4	24
9	38	28	28	20	16	11	11	11	54	39	2	33	7	2	24
10	60	37	36	17	14	10	8	8	74	47		25	3	5	17
11	65	43	42	31	15	10	10	10	80	53		41	2	4	35
12	87	43	42	38	17	8	7	7	104	50		45	3	5	37
13	159	43	42	39	24	9	9	9	183	52		48		12	36
14	81	44	42	41	5	2	1	1	86	47		41	5	3	33
15	64	43	42	39	9	6	4	4	73	49	1	43	3	6	34
16	65	42	40	34	6	4	4	4	71	46		38	2	6	30
17	48	44	44	40	6	2	2	2	54	46		42	8	4	30
18	49	44	42	40	4	2	2	2	53	46		42	5	11	26
19	61	44	44	21	8	8	6	6	69	52	4	31	4	7	20

[点検・評価]

定員については、別科運営上は40名が望ましいが、在留資格認定証明書の取得が厳しい状況が継続すると、今までどおりの定員確保は厳しくなる。国外応募者と国内応募者の比率の見直しを検討する時期に来ている。

[今後の改善方策]

定員確保については、在留資格認定証明書の取得状況の改善を待たなければならないが、方策として、国内入試の応募期間の延長をして、国内からの応募者の増員を目指した。

## (4) 教員組織

### 10-4-4-1 教員組織

#### [現状の説明]

##### (1) 授業科目の配置状況

教員は、別科の運営に関する事項、教育課程に関する事項、学生の入学、休学、退学及び終了に関する事項、学習指導及び試験に関する事項、学生の進路指導に関する事項、学生の厚生・補導に関する事項を審議し、決定し、実行する。別科の教員は別科長、教務主任、教員3名で構成されている。

主要な授業科目への専任教員の配置状況は、必修科目は14科目で、留学生活Ⅰ(1クラス、専任)、留学生活Ⅱ(1クラス、専任)、口頭表現Ⅰ(5クラス、10コマ中1コマ専任)、口頭表現Ⅱ(5クラス、10コマ中2コマ専任)、文章表現Ⅰ(5クラス、10コマ中1コマ専任)、文章表現Ⅱ(5クラス10コマ中2コマ専任)、精読Ⅰ(3クラス、9コマ、非常勤)、精読Ⅱ(3クラス、9コマ、非常勤)、聴・読解Ⅰ(3クラス、6クラス、非常勤)、聴・読解Ⅱ(3クラス、6クラス、非常勤)、応用日本語Ⅰ(3クラス、非常勤)、応用日本語Ⅱ(3クラス、非常勤)、日本事情Ⅰ(1クラス、非常勤)、日本事情Ⅱ(1クラス、非常勤)である。総コマ数は、必修科目で80コマである。専任教員の配置は、8コマで10%である。

#### <教員組織における専任、兼任、兼任の比率の適切性>

表 10-3 外国人留学生別科 担当教員の兼任状況

教員	別科	文学部	大学院	その他
別科長 中林				教育学部
教務主任 近藤	○	○	○	
加納陸人	○	○	○	
早川治子	○	○	○	
三枝優子	○	○		
早川明夫	○			研究所

別科長は教育学部と兼任で担当コマなし。教務主任は文学部と兼任で6コマ担当。文学部と兼任所属で教員は4コマ担当。文学部と兼任で教員は1コマ担当。文学部と兼任教員は1コマ担当。教育学部と兼任教員、3コマ担当。教育学部と兼任教員4コマ担当。研究所所属の教員、4コマ担当。全ての教員が兼任である。必修授業コマの90%は兼任である。兼任(非常勤)との打ち合わせ会は、春学期、秋学期に開催している。

#### <教員組織の年齢構成の適切性>

教員A 62歳、教員B 68歳、教員C 59歳、教員D 58歳、と続き、年齢構成は高くなっている。

#### <教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性>

別科会は、各月に1回の開催。別科会の打ち合わせ会を開催1週間前に行なっている。別科会で取り扱う事項は、①別科の運営に関する事項、教育課程に関する事項、②学生の入学、休学、退学及び終了に関する事項、③学習指導及び試験に関する事項、④学生の進路指導に関する事項、



⑤学生の厚生・補導に関する事項である。

#### ＜教員組織における女性教員の占める割合＞

専従の別科と兼任している教員数は5名、女性教員は2名で、女性教員のしめる割合は40%である。女性教員1名が、産休・育児休暇で長期間、仕事から離れて、補充もなく、教員の負担が大きかった。

#### [点検・評価]

- ①目的を成就するためには教員の体制と職員の連携が必要である。現状は一応の評価はできるが、担当する教員の補充がなかったこと、人員不足のことは検討する必要がある。
- ②主要な授業科目への専任教員の配置状況は、必修科目だけでも、兼任教員の配置は、8コマで10%の比率である。比率を高める検討が必要である。
- ③教員組織における専任も、兼任の比率は、100%である。できれば、別科専任教員の補充が望まれる。
- ④教員組織の年齢構成の現状で、別科に専従している教員の年齢が高い。早期に別科専任教員の補充が望まれる。
- ⑤教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況は、現状では評価できる。しかし、早期に別科専従職員の補充が望まれる。
- ⑥教員組織における女性教員の占める割合は、現状では評価できる。

#### [今後の改善方策]

別科の教員は、教育学部、文学部の兼任教員で、別科専任の教員の補充が急務である。

## 10-4-4-2 教育研究支援職員

#### [現状の説明]

#### ＜別科を支援する教育支援職員の構成＞

別科会の教育支援職員の構成は、教育支援課長、教務係2名、学生係1名と別科専従の職員1名である。別科の事務を支援する職員は、別科専従者1名の他、非常勤職員2名である。

#### ＜別科を支援するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性＞

別科の事務の内容は、入学試験関係（願書受付、提出書類の点検、判定資料の作成、応募者と現地との連絡、入国管理局の資料作成と出向、入学予定者の出迎え等）、教務関係（出席カードによる出席管理）、学生関係（在留資格の変更と在留期間の更新、学生への連絡、医療保障の支援、住居の相談、資格外活動の申請、奨学金の手配、健康診断、歓迎パーティ、図書館ガイダンス、市内見学、宿泊研修、日本文化交流会、修了会、誕生会等の手配）、総務関係（文書の作成等）の多岐にわたっている。教育支援課長、教務係2名、学生係1名の協力はあるが、これらを実質的に1名で担当している。

#### ＜教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性＞

教育研究支援職員は、別科会に出席して、審議内容の説明・補足説明・意見を述べることができる。別科の審議結果を反映するために教育支援課長の見解を聞いて判断し、実行している。入試に関しては、入学課長の見解を聞いて判断し、実行している。教育研究支援職員の中でも別科専従職員は、その役割は大きく、教員との密接な連携、協力をしている。

**[点検・評価]**

別科事務室にいるのは、別科専従者1名、非常勤職員2名で、別科に関わるすべての事務を担当するのに別科専従者1名では少ない。別科の事務の内容は、入学試験関係、教務関係、学生関係、総務関係の多岐にわたっている。これらを実質的に1名で担当している状況は、繁忙すぎる。複数の職員が望ましい。複数になれば、各役割に人員配置ができる。

**[今後の改善方策]**

別科専従職員は、その役割は大きく、現状では何とか教員との密接な連携、協力をしているが繁忙すぎて、教員に負担がかかることも多い。教育支援課長、教務係2名、学生係1名については、学部の業務が多くあり、別科での業務にあまり期待はできないので、別科専従職員の補充の検討が必要である。

## (5) 学生生活

### 10-4-5-1 学生への経済的支援

#### [現状の説明]

外国人留学生別科の学生生活は、日本の学生生活と大きな相違がある。まず、彼らの国との貨幣価値が日本と比較して極端に低い。学納金などは経済的支弁の審査をパスして確保されているが、生活費となるとかなりの負担になっていると推察される。住居にしても日本では低賃貸料でも彼らにとっては高額の支払いになる。食費も同様である。生活費を補うためのアルバイトも外国人留学生ということで制限がある。医療費については、保険に加入しているのとしめないのでは支払う金額に大きな差がある。外国人留学生別科の学生生活への配慮の中でも学生への経済的支援は考慮する事項である。

#### <奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性>

##### 1) 奨学金の種類

①文教大学外国人留学生別科奨学金制度は、授業料半期減免3名。募集条件は修了見込みの者、本学園の短大、大学、大学院に進学を予定する者、学習態度がよく、学業優秀な者、学校行事参加等での積極性が認められる者で、担任による推薦を基に別科会で決定する。

②私費外国人等学習奨励費。

③文部科学省学習奨励費。

##### 2) その他学生への経済的支援

①学納金の分納制度がある。

②学生教育研究災害障害保険制度に加入している。

③学生総合保障制度に加入している。

④低賃貸料の住居についての相談。

⑤アルバイトができる「資格外活動」の許可申請。

⑥通学定期券の購入。

#### <各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況>

文教大学外国人留学生別科奨学金制度を始めとした各種奨学金について募集があるその都度、条件の提示・説明会を開催している。

#### [点検・評価]

私費外国人等学習奨励費給付制度で、成績不良の者は春学期支給されていたとしても秋学期は支給されない、受給者の交代もできる制度を作ったことは評価できる。

日本政府の学習奨励金の条件をクリアーするための情報提供については、入学時の条件の中に日本留学生試験を受験させることを加えたことは評価できる。

住居費の支払いが滞る学生がいるので、支払期限の周知徹底方法を実施したことは評価できる。

アルバイトの時間や職種について、把握する対策を立案したことは評価できる。

#### [今後の改善方策]

文教大学外国人留学生別科奨学金制度で、本学の短大、大学、大学院への進学者が少ないため候補者が限られている現状なので、受給者の人数を増やすなどの改善を図る必要がある。

日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費の候補者になるための日本留学試験の受験は

強制でないので、受験を必修にする必要がある。

アルバイトの時間や職種について、把握する対策については、個人情報の制約はあるが、方法を検討する必要がある。

## 10-4-5-2 生活相談等

### [現状の説明]

外国人留学生別科の学生生活は、日本人の学生生活と大きな相違がある。彼らの国の文化、行動、考え方、他者に対する価値観等の違いである。経済的な面では貨幣価値が日本と比較して極端に低いことが起因している。外国人留学生別科の学生生活への配慮としては、留学生ならではの相談が多くある点が見逃せない。

#### ①相談の種類

- ・在留資格に関することでは外国人登録証明書、パスポートなどの書類を居住地への届けの仕方等に関すること等。
  - ・相談・手続き各種証明書の交付と費用・取り扱い窓口、各種願出・届出、経済生活で困ったとき、課外活動に関すること、設備・備品の利用、交通機関利用の各種証明書。
  - ・学生生活に必要なこと。学生証、掲示板、学納金の納入。
- 学生生活を送るための構成援助。奨学金、住居の紹介、アルバイト、先生との連絡、保健センター、施設の利用、図書館の利用。
- ・課外活動。課外活動案内。教務関係は、出席管理、履修登録、成績、別科日本語能力試験に関すること等の相談がある。進路関係は、学部への推薦入学、進路に関すること等の相談がある。その他、授業・学校生活・日常生活の全般にわたって、留学生ならではの相談が多い。

#### ②相談者

相談を受ける主な人は、教務主任、専従職員である。2人は別科の諸事情に精通しており、相談事すべてにおいて、過去の事例から適切な回答ができる。教務主任は、進路指導に関することを担当している。別科教員は、主に、教務・進路に関することが多いが、別科の事情にも詳しいので諸問題全般に適切な回答ができる。

兼任教員は、主に授業関係である。別科専従職員は、別科生の相談窓口で、相談全般に精通している。国際交流担当職員は、文教大学が受け入れた外国の大学生（別科の授業を受講している者）からの相談を主にしている。教育支援課（教務係、学生係、保健センター）は、別科関係者から詳しい説明を依頼したときに対応している。

その他、留学生支援学生（学生国際交流サークル）は、同世代ならではの相談について対応してくれている。修了生（別科を修了し、本学に在籍している学生）は、別科での経験を通して諸相談に対応してくれている。

### [点検・評価]

生活相談等の対応については、各部署担当者が配置されることが望ましいが、現状では、特定の教員・職員に偏っているため検討する必要がある。

教育機関、アドバイザー、アパートの家主など学外者との交渉が必要な相談に関して適切な対応方法が必要である。

[今後の改善方策]

相談マニュアルの別科版の作成が必要である。内容は相談事例集作成と相談担当者を提示することである。

### 10-4-5-3 進路指導

[現状の説明]

別科の進路方針は、「文教大学又は他の大学へ入学させること」で具体的には、文教大学の各学部（教育学部を除く）への推薦入学制度を活用すること。他大学の推薦入学を活用すること。文教大学各学部の留学生対象の試験を受験させること。他大学の留学生対象の試験を受験させること。大学院を受験させること。もう1年別科で再教育をすれば入学の可能性がある学生を見出すことである。

進路決定までの仕組み、別科組織としては、文教大学各学部の留学生対象の試験についての入学課による説明会、湘南校舎訪問時の入学課による説明会と別科修了生で大学・大学院へ進学した者との懇話会を実施している。教員としては担任が随時、授業内及び個人面談等で進路指導をしている。大学への推薦入学制度についての情報も随時、授業内、個人面談で提供している。

表 10-4 別科生の進路先（平成 15～18 年度）

進路先		15	16	17	18	
文教大学	別科推薦	情報学部		1	1	2
		国際学部	2			
		文学部	2		3	
		人間科学部			2	
	留学生一般試験	情報学部	1			1
		国際学部				
		文学部	1			
		人間科学部				
大学院	文学部			1	1	
他大学	指定校推薦			1	1	
	留学生一般試験	10	9	5	4	
	大学院		2	3		
大学（短大）・ 大学院進学者数		16	12	16	9	
大学（短大）・ 大学院進学者率		40.0%	33.3%	47.0%	24.3%	
研究生	文教大学	3	3	2	4	
	他大学	1	3		1	
専門学校		14	12	11	14	
別科継続					4	
帰国		6	4	5	5	
※交換留学生		3	3	3	3	
除籍・退学			2			
各年度合計		42	36	42	40	

※交換留学生は在籍数に含まれません。

**[点検・評価]**

進路決定までの仕組みについては、入試説明会の検討が必要である。

別科生の進路先（平成18年度）については、文教大学への進学者が大学院を含んで4名とすくない。他大学への進学者は大学院を含んで5名である。大学進学者は合計9名で、24.3%で進路方針の目標を下回っている。過去4年間の大学進学率は平成15年度40.0%、平成16年度33.3%、平成17年度47.0%、平成18年度24.3%と推移している。

**[今後の改善方策]**

進路決定までの仕組みについては、入試説明会の回数、実施時期、開催方法、説明会の別科版マニュアル作成が必要である。

文教大学の各学部の情報提供が少ないので、説明会だけでなく他の方法の採用を考慮する必要がある。

別科生の進路先（平成15～18年度）については、大学進学率を向上させるため、今年度、日本語能力の判定に電話面接を導入した。国外入試の対象者は直接面接をすることができないので、信頼できる機関からの推薦を増やすなどの検討が必要である。そのためには、指定校制度を考えることも必要で、指定校の訪問まで視野に入れた対策を採る必要がある。

**10-4-5-4 課外活動****[現状の説明]**

学生の課外活動に対して別科として組織的に行なっている指導、支援の有効性については、オリエンテーションのとき以外でも、課外活動に参加したいとの相談があれば、随時、学部生対象の文化会、体育会の公認クラブ、文化系、体育系の届出団体についての情報を提供している。

別科は修業年限が1年間なので、数年間継続して活動できない事情があり、公認クラブへ希望しても受け入れてくれる状況の可能性は少なく、所属することは難しい。届出団体は、比較的受け入れてくれる状況が見られる。

過去には公認クラブ、体育会弓道部、トランポリン部へ所属した学生はいたが、協定校からの学生である。別科生では、届出団体の文科系で茶道クラブ、体育系でサッカーサークル、バレーボールサークル、バスケットボールサークルで活動した実績がある。

留学生支援学生（学生国際交流サークル）の支援による課外活動がある。別科生が公認クラブ、届出団体に所属することが難しい状況を知っているので、課外活動的な様々な活動を提供してくれる。

別科生は、アルバイト、修業年限等の事情で恒常的な課外活動を経験することが難しい状況にある。それらを補うために、別科では、課外活動に類する行事（市内見学、食文化交流会、日本文化交流会等）を設けている。

**[点検・評価]**

恒常的な課外活動への参加率は低い。

**[今後の改善方策]**

別科生が昼間休み、放課後など文化的活動やスポーツ活動を要望した時に、場所、設備、備品の提供できる環境の整備が必要である。

## 第 11 章 社会贡献

# 第11章 社会貢献

## 第1節 はじめに

### 11-1-1 はじめに

本学における学部、大学院および研究所等の社会貢献への取り組みへの言及に先立ち、本節では、大学全体としての社会貢献に対する視点を述べる。多くの人種や多くの民族が共生し、同時に価値観も多様化する現代社会においては、相互にそれらの違いを理解し、乗り越える努力が求められる。そのためには、人間および社会に対する深い理解と信頼、周囲の人々に対する愛情が必要である。この理解、信頼、愛情を育むことが本学の教育理念である「人間愛」の教育であり、グローバルかつ多様な現代社会における「世界市民」の育成はその実践である。社会貢献においても、この理念・実践は貫かれており、本学のもつ多角的かつ専門的な人的・物的資源を活用し、社会貢献に取り組んでいる。社会貢献における、大学全体に共通する目標は、以下の5項目である。

#### [目標]

- ①本学の教育理念「人間愛」の教育を社会貢献活動において具現化する。
- ②本学の物的・人的資源を地域社会に開放する。
- ③本学の教育・研究成果を広く社会に還元する。
- ④開かれた大学として社会に積極的に情報を発信する。
- ⑤社会的な要請に対して、大学として積極的に応えていく。

#### [現状の説明]

社会との文化交流等を目的とした教育システムとしては、湘南総合研究所主催の国際シンポジウムをはじめとし、学部・大学院、研究所等で数多くの取り組みがなされている。学部、大学院、研究所および生涯学習センターにおいて、数多くの公開講座が開催され、数多くの市民が参加している。また、地方自治体などが企画運営する市民大学においても、多くの教員が講師を担当している。これら市民大学での講演および公開講座は、教育研究上の成果を市民へ広く還元するものとして機能している。さらに、国および地方公共団体からの審議会等の委員への就任要請、講演依頼には、大学として、積極的に応えており、数多くの教員が国および地方自治体の審議会委員等に就任し、専門的知識および経験を活用し、国や地方自治体等の政策形成への寄与を行なっている。

#### [点検・評価]

以上より、大学全体としては、目標に沿った十分な社会貢献を果たしているといえる。現状を踏まえ、今後とも、大学として、社会貢献への取り組みを促進していく。教員の各種公的な委員への就任（兼職）について、制限を設けておらず、社会貢献を積極的に実践する環境を整えているといえる。



## 第2節 学部および研究科の社会貢献

本学の教員組織においては、大学院の教員はすべて学部教員を兼ねているため、教育研究組織として学部と大学院（研究科）とは別個のものではあるが、人的組織としての一体性は強い。そのため、教員レベルで考えた場合、一教員の社会貢献に対する具体的な取り組みを学部該当部分と大学院該当部分とに分離して説明・評価することは困難である。また、組織レベルで考えた場合も、本学においては、学部組織と大学院（研究科）組織とは一体となって社会貢献への取り組みを行っている場合が多く、単独での取り組みは比較的少ない。従って、以下では、原則的に学部および大学院（研究科）の社会貢献への取り組みを併せて記述し、学部ないし大学院（研究科）において独自の取り組みがある場合、補完的にこれを取り上げることとする。

### （1）教育学部および教育学研究科

#### 11-2-1-1 社会への貢献

##### [現状の説明]

本学部および本研究科の社会貢献活動は、大学全体の目標に加え、学校教育及び現職教員が課題に対する教育・研修センターとしての役割を果たすという目標を持っている。基本的な活動の形態は生涯学習センターが統括している各種公開講座に教育学部教員が参画する形をとっている。その中で現職教員を対象とした公開講座は下記のとおりである。

##### 1) 文部科学省認定「免許法認定通信教育」（平成12年度開設）

対 象：小・中学校の現職教員で二種免許状所持者のうち一種免許状取得希望者

開設期間：平成19年4月～平成20年3月

募集定員：各科目30人～200人

平成18年度実績：延べ科目受講者数365名

##### 2) 文部科学省認定「免許法認定講習」①（平成14年度開設）

対 象：小学校教諭二種免許状所持者のうち一種免許状取得希望者

開設期間：平成19年7月～平成19年8月

募集定員：各科目50名（体育、音楽、図画工作）

平成18年度実績：延べ科目受講者数20名

##### 3) 文部科学省認定「免許法認定講習」②（平成14年度開設）

対 象：小・中・高等学校の一種免許状所持者のうち専修免許状取得希望者

開設期間：平成19年6月～平成20年2月

募集定員：各科目50名

平成18年度実績：延べ科目受講者数123名

##### 4) 埼玉県教育委員会委託20年経験者研修公開講座（平成18年度開設）

対 象：埼玉県公立学校教員のうち教職経験20年目の者

開設期間：平成19年7月～平成19年8月

募集定員：（実験・実技系講座を除き）特に定めない

平成18年度開講数：7講座21コマ

平成 19 年度開講数 :7 講座 21 コマ

平成 18 年度実績 : 受講者数 454 名

平成 19 年度実績 : 受講者数 410 名

埼玉県教育委員会の委託事業である 20 年経験者研修公開講座は、現行の法定研修（初任者研修と 10 年次研修）を補完し、さらにはライフステージに応じた教員研修の体系化に寄与するものと言える。なお、20 年経験者研修公開講座は、教育学部だけではなく、文学部、人間科学部の 3 学部が一体となって企画運営を行なっている。その意味では、20 年経験者研修公開講座は、文教大学・越谷校舎を挙げて取り組んでいる社会貢献事業である。

#### 5) 第 12 回学校経営セミナー

対 象 : 学校運営の中心となる現職教員及び指導主事

開設期間 : 平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月

募集定員 : 特に定めない

平成 18 年度実績 : 受講者数 55 名

以上のように教育学部の教育・研究成果を踏まえて、全国の現職教員からの教員免許状の上進希望に応えるとともに、埼玉県下の公立学校教員に対して埼玉県教育委員会と連携して教員研修講座を開講している。

国や地方自治体の政策形成に対する寄与では、文部科学省国際理解教育実践事例集編集委員、文化庁芸術拠点形成事業（ミュージアムタウン構想の推進）協力者のほか、埼玉県立高等学校の学校評価懇話会委員、越谷市内の小学校学校評議員など委嘱を受けて活動している。

また、本学部および本研究科所属の教員は、生涯学習センター主催のオープンユニバーシティおよび公開講座において、各々の専門分野の講師を担当し、社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実に寄与している。これらは、同時に、教育研究上の成果を地域社会および地域住民（市民）へ還元するものである。

#### [点検・評価]

以上より、本学部および本研究科としては、目標に沿った相応の社会貢献を果たしているといえる。

教員免許状の上進希望者に対する通信教育や認定講習は、教育学部の本来的な役割の一つといえることができる。とりわけ小学校教諭二種免許状所持者のうち一種免許状取得希望者にとっては、現任校に勤務したまま通信教育によって、一種免許状を取得できるメリットは大きい。さらに免許法認定講習において、小・中・高等学校の現職教員で一種免許状所持者のうち専修免許状取得希望者にとっては、土曜日や長期休業日を利用して、専修免許状を取得することができる。これからの教員免許状は専修免許状がスタンダードとなる動向を考えると、本学の現職教員を対象とした認定講習の役割は一層重要となる。

学校経営セミナーは、これからの学校経営のリーダーとなるべき教員層を中心に実践的な講座を開講している。これは、いわば 21 世紀の学校改革を担う人材養成講座という性格をもっている。

#### [今後の改善方策]

「免許法認定通信教育」の受講生は次第に減少傾向にある。今後、その原因・背景について検討するとともに、「免許法認定講習」も含めて広報活動の在り方について、検討する必要がある。また埼玉県教育委員会委託 20 年経験者研修公開講座については、今後とも 3 学部が一体となってカリキュラム開発に取り組む。特に平成 21 年度から教員免許更新制の導入が予定されており、

本学教育学部の現職教員を対象とした各種公開講座の実績や成果は、ますます重要な意義をもつことになる。

## (2) 人間科学部および人間科学研究科

### 11-2-2-1 社会への貢献

#### [現状の説明]

人間科学部は、その基本理念・教育目標として「人間の幸福（well-being）を実現するため、心理学、社会学（社会福祉学を含む）および教育学の3領域を幹とする、人間生活に根ざした総合人間研究を展開すること」を掲げている。本学部教員は、この基本理念・教育目標を実践・応用する過程において、様々な社会貢献に参画してきている。具体的には、公開講座での講師依頼あるいは国や地方自治体等での各種委員への就任依頼に対し積極的に応えている。

主だったものをあげると、以下の通りである。

#### ・心理学分野

(社) 埼玉犯罪被害者援助センター理事長

#### ・社会学（社会福祉学を含む）分野

埼玉県越谷市 福祉保健オンブズパーソン

埼玉県越谷市 地域福祉フォーラム専門部会委員（委員長）

埼玉県越谷市 介護保険運営協議会委員（副委員長）

埼玉県越谷市 障害者施策推進協議会委員（副委員長）

埼玉県越谷市 地域包括支援センター運営協議会委員（副委員長）

埼玉県春日部市 地域包括支援センター運営協議会委員（副委員長）

埼玉県草加市 介護保険推進委員会委員

埼玉県草加市 地域福祉連絡協議会委員（副委員長）

ジャイカ・青年海外協力隊専門技術委員

埼玉県越谷市社会福祉協議会 愛の詩基金事業助成金震災委員会委員

社会福祉法人「恩賜財団 東京都同胞援護会」サンライズ万世・苦情解決に関わる施設第三者委員

社会福祉法人「ほどがや」地域活動ホームゆめ・第三者委員

社会福祉法人「けやきの杜」希望園（知的障害者更生施設）・第三者委員

特定非営利活動法人 難民支援協会顧問

#### ・教育学分野

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター 体験ボランティア活動の推進に関する調査研究委員会委員

埼玉県 家庭教育推進協議会委員（委員長）

埼玉県草加市 教育委員会審議委員

埼玉県三郷市 教育委員会学校教育相談アドバイザー

埼玉県三郷市 就学支援委員会委員

生涯学習・社会教育研究促進機構 副理事長

#### ・その他

さいたま家庭裁判所 家事調停委員

さいたま家庭裁判所 参与員

東京都 青少年問題協議会委員

埼玉県越谷市 情報公開・個人情報保護審議会委員（副会長）

埼玉県越谷市 青少年問題協議会委員

埼玉県草加市 情報公開・個人情報保護審議会委員

埼玉県草加市 振興計画審議会委員

埼玉県吉川市 男女共同参画審議会委員長

以上のように、学部全体として各種委員を数多く務めており、国および地方自治体の政策形成に寄与するとともに、教育研究上の成果の市民への還元を行なっている。

また、学部専門科目として「ボランティア論」および「組織キャンプ論」を設け、学部として、学生の社会貢献の理解と実践の場を提供している。両科目とも、理論と実践の両立に重きを置き、相互交流的な教育システムの構築をも視野に入れている。具体的には、ボランティアあるいは組織キャンプの実践者を外部講師として招聘するとともに、同科目担当教員が、コーディネータとして、地域社会からのボランティアあるいは組織キャンプへの参加あるいは参画の要請に対し、学生の自主的参加あるいは参画を積極的に促している。

本学部および本研究科所属の教員は、生涯学習センター主催のオープンユニバーシティおよび公開講座において、各々の専門分野の講師を担当している。

人間科学研究科としての取り組みとして、以下のことがあげられる。平成19年4月、文教大学大学院人間科学研究科は、獨協大学大学院法務研究科（埼玉県草加市）と教育研究交流に関する基本協定を結んだ。その協定内容の一つに「地域連携・地域貢献事業の共同策定」が挙がっている（「獨協大学法務研究科と文教大学大学院人間科学研究科との教育研究交流に関する基本協定書」第2条）。今後の地域貢献事業は、獨協大学法務研究科附属地域こどもリーガルサービスセンターを本拠地として実施される予定であるが、本人間科学研究科は附属臨床相談研究所を中心に、主として子どもの臨床心理サポートの面で地域貢献活動に参加することが想定される。

#### [点検・評価]

本学部及び本研究科教員の市民大学などの公開講座での講義および国や地方自治体の審議会委員など各種委員への就任は、相応の社会貢献を果たしてきたものと自負するものであり、教育研究上の成果の市民への還元および国や地方自治体等の政策形成への寄与として、十分に評価できる。

また、前述の通り、学部専門科目である「ボランティア論」および「組織キャンプ論」の講義内容とその教育効果、および担当教員が果たしている役割は、社会との文化交流等を目的とした教育システムとしての機能を担っていると評価できる。

#### [今後の改善方策]

本学部及び本科研究科として、所属教員による教育研究上の成果の市民への還元及び国や地方自治体等の政策形成への寄与促進し、今後とも積極的に、学部教員の公開講座での講義及び国や地方自治体の審議会委員など各種委員への就任を担っていく。また、社会との文化交流等を目的とした教育システムを充実させるため、今後とも、講義内容とその教育効果の充実に努めていく。

当面、前述した本研究科としての取り組みに関する方策としては、平成19年度当初に発足した、獨協大学大学院法務研究科との「教育研究交流に関する基本協定」に基づく地域貢献事業の共同企画を実現していくことが一つの目標となる。

### (3) 文学部および言語文化研究科

#### 11-2-3-1 社会への貢献

##### <社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度>

###### [現状の説明]

文学部は「言葉」と「文化」をキーワードに学部教育の充実を図ってきたが、その一つの核をなす授業科目は実践的な体験実習型の教育プログラムである。現在のところ、言語文化研究所や生涯学習センターなどが主催する社会教育プログラムに講師として協力している状況であり、学部としての地域社会との文化交流を目的とした教育システムについては現在用意されていない。しかし、萌芽的な形態はしだいに具体化しつつあり、それは韓国の極東大学校との国際教育文化交流プログラムである。文学部の学生は、日本語と日本文化に関心をもつ極東大学校側の短期研修生を支援するが、それは越谷市民との連携によって地域文化を参観、体験するプログラムとして形をしだいに整えつつある。また、文教大学オープンユニバーシティとして文学部教員が担当する連続講義には「世界を視る－中国映画で知る「上海摩登世界」(平成16年11月13日～11月17日5回、講師:白井啓介教授)、「朗唱『論語』(平成18年5月19日～6月2日、連続3回、講師:謡口明教授)、「世界を視る－中国映画で知る『上海モダン世界』(平成18年9月26日～11月14日、連続5回、講師:白井啓介教授)などがある。

###### [点検・評価]

文学部の教員による地域社会との文化交流、公開講座や出前講座などの地域貢献を目的とした教育システムの充実は重要な機会である。大学側が主催する公開講座やオープンユニバーシティの教養講座への参加においては十分な実績と成果を上げている点が評価できるが、学部を単位としてみた場合は今後の課題である。

###### [今後の改善方策]

学部としての専門性を強く打ち出し、内容が専門的過ぎると、市民であっても対象者が限られるという欠点がある。地域社会の側が文学部の教育研究のどの部分に関心を持っているかの調査も必要である。今後の課題として、多様な学習ニーズに応えるべく講座内容の充実化とともに、新たな参加者の開拓を目指した広報のあり方、開催時期・時間の再検討、開催場所の拡大などの改善が求められるといえよう。

##### <公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況>

###### [現状の説明]

大学教育の地域貢献、公開の促進のために、大学が開講する公開講座に積極的に協力してきた。越谷市を中心に社会人の学外受講者が毎年あり、地域社会との恒常的な交流・連携を目的とした社会教育システムの一つとして評価できる平成13年度には「21世紀・見えないものを見つける－ことばの世界」と題する公開講座を6回開催し、文学部教員の専門研究を社会的に還元した。また、平成16年度には「多文化世界への旅－他国の文化に触れ、心の扉を開こう－」という題目で開催した。文学部の教員による地域社会との文化交流、公開講座や出前講座などの地域貢献を目的とした教育システムの充実化を目指している。今後の課題として、多様な学習ニーズに応えるべく講座内容の充実化とともに、新たな参加者の開拓を目指した広報のあり方、開催時期・

時間の再検討、開催場所の拡大などの改善が求められるといえよう。

地域社会に受け入れられ、その教育ニーズに対応した学部づくりをめざす文学部は、他学部と同様、大学教育の地域貢献、公開の促進のために、大学が開講する公開講座に積極的に協力してきた。

公開講座は、学部から選出された講師陣が、その時期のトピックスを含んだ一般の関心を惹きつけるテーマを設定して講義をするシステムである。地元市民への生涯学習の一つとして、効果を挙げている。学部の主催する公開講演会や講座が、地域社会への貢献の一つとしてあげられる。通常無料で行なわれるこのような公開講演・講座には、文学部教員の多くが講師として参加している。平成13年度には「21世紀・見えないものを見つける－ことばの世界」と題する公開講座を6回開催し、文学部教員の専門研究を社会的に還元した。また、平成16年度には学部のカリキュラム改定において「多文化理解コース」を設置したことを記念し、「『多文化世界への旅』－他国の文化に触れ、心の扉を開こう－」という統一テーマによる公開講座を実施した。

「今日の世界は、私たちが経験したことのない勢いで大きな変貌をとげています。地球規模でのヒトやモノ、情報などの移動伝播が活発になり、異なった文化を背景にもつ人々が地域のなかで交流しあって生活していくことも珍しくなくなりました。今後ますます世界の人々は、互いの異なる文化について深い知識をもち、共感しあって心の扉を開いていくことが必要となってくるでしょう。この講座では、本学文学部及び特別講師の先生方が多文化間の交流と異文化受容をめぐって、日本、アジア、欧米などの題材をもとに、わかりやすくお話いたします。」という趣旨を説明した講演は好評であった。

表 11-1 平成13年公開講座「21世紀・見えないものを見つける－ことばの世界」

9月29日(土)	「21世紀の芥川龍之介－その先見性に学ぶ－」	関口安義
	「言語史研究の役割」	岸田直子
10月6日(土)	「清末における日中文化交流について」	阿川修三
	「ネルヴァルという詩人がいた…」	田辺武光
10月13日(土)	「外国映画の日本人のイメージ」	リチャード ・ローガン
	「演劇空間の闇－狂言を中心に－」	田口和夫
10月20日(土)	「離郷者の歌－現代アイルランド詩人ジョン・モンタギューの場合－」	本田和也
	「黒と白の世界－書の観方・楽しみ方－」	吉沢義和
10月27日(土)	「日中語文交渉史－明人が見た当時の日本語－」	蔣垂東
	「宣伝とその技法」	ジェームズ ・F. グラハム
11月10日(土)	「老子の「無」の思想が語りかけてくるもの」	謡口明
	「差別語と辞書」	遠藤織枝
11月17日(土)	「グリム童話の世界」	野原章雄
	「陶淵明の詩文と『易』」	沼口勝
12月8日(土)	「日本語を通して見えてくる日本－中国の学習者から－」	加納陸人
	「『白樺』派の〈自然〉」	寺澤浩樹

表 11-2 平成 16 年度公開講座「『多文化世界への旅』－他国の文化に触れ、心の扉を開こう」

10月23日(土)	「『不思議の国』の作者、ロシアへ行く－昔の異文化体験」	笠井勝子
	「シェイクスピアの能・狂言」	田口和夫
10月30日(土)	「大庭みな子のアラスカ『火草』(やなぎらん)にふれて」	小泉満子
	「コーデイリアはいかにして国境を越えたか」	磯山甚一
11月6日(土)	セッション1 パネルディスカッション「多文化理解と学校教育」	ジェームズ ・F・グラハム 糸井江美 宮内さゆり
	セッション2 「多文化理解教育の実践－フラメンコ舞踊を通して体感する異文化」	宮内さゆり
11月20日(土)	「変貌する古都北京－東西文明のせめぎ合いと融合」	阿川修三
	「在日華僑と日中文化交流」	蔣 垂東
12月4日(土)	「泣いて、笑って韓国生活」	三枝優子
	「多文化を理解する双方向の学び場－留学生と日本人学生が共有する空間から」	加納陸人
12月11日(土)	「フランス人が紹介するフランスの行事」	田辺武光
	「フランス文化」に耳をかたむける	山本 卓
12月18日(土)	「ドイツと EU」	松永知子
	「Oktoberfest (10月祭り)について」	野原章雄

#### [点検・評価]

公開講座は、学部から選出された講師陣が、その時期のトピックスを含んだ一般の関心を惹きつけるテーマを設定して講義をする教育システムであり、越谷市を中心に社会人の学外受講者が毎年あり、地域社会との恒常的な交流・連携を目的とした大学と市民をつなぐ役割を果たしている。地元市民への生涯学習の一つとして、効果を挙げている。通常無料で行なわれるこのような公開講演・講座には、文学部教員の持ち味と専門性が十分生かされる機会であり、文学部教員の多くが講師として参加している。

#### [今後の改善方策]

生涯学習センターが設置され、「オープンユニバーシティ」という名称に変化し、専門的な内容を扱う連続講義になった。学部が一括して数回の公開講座を引き受けるという形式から、専任教員の個人が担当する形式になり、学部としての特色を総体として地域社会に還元、紹介できる機会が失われたことは再考の余地がある。今後も地域社会との連携を保ちながら、文学部の専門性と特色を生かし、教養と幅広い人間的な豊かさを基礎とした市民の育成に資するために多様な公開講座のメニューを提供する必要がある。地域や市民の側がどんな内容の講義を求めているかのアンケートなどを行ないつつ、地域に密着した大学教育のあり方を模索していくべきである。



### <教育研究上の成果の市民への還元状況>

#### [現状の説明]

上記の公開講座の開設に加え、文教大学に在籍する学生の保護者のための教養講義として各学部の専任教員がそれぞれ専門分野の研究をふまえて「父母のための一日大学」で講義を行っている。文学部からは以下の講義を行なっている。

#### 1) 父母のための一日大学

表 11-3 「父母のための一日大学」担当講義

平成 12 年度	「外から見た日本」	加納陸人
平成 13 年度	「現代社会と文化－グローバル化社会に生きる」	長谷川清
平成 14 年度	「銀幕から見えるもの」	白井啓介
平成 15 年度	「芥川龍之介の青春」	関口安義
平成 16 年度	「方言のいま・むかし」	亀田裕見
平成 17 年度	「書と心」	吉沢義和
平成 18 年度	「能にみる平和への思い」	田口和夫
平成 19 年度	「宮沢賢治の不思議」	鈴木健司

#### 2) 高等学校への出前講義

本学では、地域の高等学校に専任教員が出張して大学の授業をわかりやすく出前講座を実施している。入試広報の意味合いもあることから、各学科から選出された入試委員が高等学校側から大学にあった依頼内容を受けて、学科内で講義に向かう教員を選出している平成 16 年度に実施した出前講座実施対象校の高等学校は下表の通りである。

表 11-4 文学部担当の高等学校への出前講義

高 校 名	依頼学系	担当者		月 日	参加人数
		氏 名	所 属		
県立足利南高校	外国語	山田	中文	2006/06/23	43
県立佐渡高校	人文系	秋山	英文	2006/08/25	18
宇都宮南高校	英文	秋山	英文	2006/10/05	50
浦和実業学園高校	国際文化中国語	舟部	中文	2006/10/07	50
前橋育英高校	国際文化語	武田	英文	2006/10/26	10
小山城南高校	外国語	山田	中文	2006/11/16	18
川越南高校	文学系	紙	日文	2006/11/16	19
大宮北高校	文学系	鈴木	日文	2006/12/05	15
久喜高校	文学系	渡邊	中文	2006/12/18	20 予

#### [点検・評価]

大学教員が多忙になっていく一方の学部教育においてどの程度教育上の成果の社会還元が可能かの検討は必要であるが、上記の講義内容については一定の評価を受けており、有意義であると

判断される。

#### [今後の改善方策]

今後、大学教育がいかに地域社会と連携を持つべきかの検討とあわせて教育上の成果を市民に還元していく方法を確認していくことが望まれる。

#### <国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況>

##### [現状の説明]

本学部及び本研究科の教員は研究業績の中には国際的に評価されるものも少なくなく、教育・研究の成果は全体的に優れていると言えよう。そのような個々の実績に立ち、ほとんどの教員が学会の理事・評議員・運営委員などを経験しており、現在もそれらの任を継続中である。また、みずから代表者なって学外者を募り、新しく研究会を立ち上げるケースもある。

この結果、官公庁や地方自治体の諸機関に有識者として協力を求められて各種の委員となり、個々の知的財産を社会的に還元する例は豊富である。具体的には、北京日本学研究中心の主任教授（講義及び管理運営業務担当）、同修士論文審査員、財務省関税等不服審査会輸入映画部会委員、外務・法務・文部科学省による日本語教育振興協会専門委員、あるいは文部科学省・国立教育政策研究所による教育課程実施状況調査問題作成委員会委員及びそれに関連する委員、等々である。

地方自治体等の諸機関との関係では、言語文化研究所が近隣の受講者を対象として毎年開く夏期公開講座の企画運営、地元越谷市の活性化を担う「越谷市能楽まちづくり推進委員」、同じく越谷市立図書館の「野口富士男文庫」運営委員及びそれに関連する各種イベントへの参加協力などである。

このほか、国立女性教育会館での「教師のための男女平等教育セミナー」の講師をはじめ、各地域で開かれるさまざまな講座の講師として活躍する例も多い。

##### [点検・評価]

現状では、教員個々が個別に教育・研究を重ねた成果を、それぞれ個別に社会に還元するケースが主である。この面での社会貢献は十分評価できる。しかし、本研究科が全体的にまとまって社会に働きかける取り組みは、まだ行なわれていない。

#### [今後の改善方策]

従来の教員の個別の取り組みを踏まえ、研究科として組織的に取り組むよう組織、人員配置を見直し、改善を図る。

## (4) 情報学部および情報学研究科

### 11-2-4-1 社会への貢献

#### [現状の説明]

地域との文化交流を目的とした教育システムとしては、次のような取り組みがある。広報学科の藤掛正邦教授が地域活性化のために、学生を指導して各種ポスターを制作している。また、情報システム学科の広内哲夫教授は、VRML 技術を用いて新江ノ島水族館の電腦模型や湘南地区における高大連携校の電腦キャンパス模型などを制作贈呈するという活動を行なっている。

地方自治体等の政策形成への寄与という点では、情報学部の教員の半数弱が各種委員として参加している（茅ヶ崎市生涯学習推進委員会、湘南新産業創出コンソーシアム運営委員、鳥取県民チャンネルコンテンツ協議会アドバイザー、千葉県ボランティア市民活動センター運営委員長、茅ヶ崎市ちがさき市民大学企画検討委員会委員、神奈川県知事松沢マニフェスト進捗評価委員会委員、茅ヶ崎市行政改革推進委員会会長、神奈川県公安委員会、神奈川県茅ヶ崎署協議会委員、湘南マルチメディアタウン構想推進協議会会員、湘南新産業創出コンソーシアム運営委員茅ヶ崎市市営住宅運営審議会委員、国土交通省 MOTAS 刷新可能性検討委員会委員など）。

生涯学習センターが企画運営するオープンユニバーシティ、公開講座が多く開設され、本学部および本研究科の教員もこれに運営委員として参画し、また講師として教育研究上の成果の市民への還元を実践している。

#### [点検・評価]

地域との文化交流を目的とした教育システムとして前述した取り組みは、学生への教育を通じて、地域社会のニーズの発見と地域社会への発信という機能を果たしており、地域との文化相互交流として評価できる。また、公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況および教育研究上の成果の市民への還元状況については、平成 18 年度及び平成 19 年度の大学基礎データ表 10 で講座開講数の推移をみると、大幅に増強しつつあることがわかる。これは、事務組織として「生涯学習センター」の分室を湘南校舎に設置し、また、委員会の開催も年 4 回だったものを月 1 回のペースに増やすなど、生涯学習への取り組みが本格化したことを反映している。だが、講座への「市民の参加の状況」という点では、1 桁台の受講生になったり、定員を満たさずに非開講になったりするものがあるなど、対策が必要である。「社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度」という点でも、情報学部にはまだ他に提供できる教育研究成果が多く残されていると考えられ、展開の余地を残している。

「地方自治体等の政策形成への寄与すること」という点に関しては、上述のように情報学部教員の半数弱が、地方自治体の委員会などに参加している。茅ヶ崎市に関する委員会が比較的多いという特徴が見られるが、文教大学が茅ヶ崎市に所在する唯一の大学であるために要望が高いという理由もあろう。その期待に応えるべく、より適材適所の配置が望まれる。

#### [今後の改善方策]

公開講座については、現在湘南校舎で講座を増設しつつあるペースを維持しつつ、市民への広告活動に務める。

地方自治体等の政策形成への寄与および地域との文化交流を目的とした教育システムの充実に

については、今後とも、大学教員の専門性をより生かした形での参加を促進していく。

## 11-2-4-2 企業等との連携

### [現状の説明]

大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携事例として、情報学部情報システム学科で開講している「情報システム特論B」（平成19年度カリキュラムでは「情報システム特論F」）があげられる。この授業の教育目標は、情報システム開発の理論と実践との繋がりを理解することであるため、毎回の授業に情報システム開発関連企業の実務者・経営者を招き、開発の事例・実例を中心に講義を組み立てている。この教育における産学連携の取り組みは、(社)神奈川県情報サービス産業協会と文教大学との間で行なわれている。

情報システム学科では平成19年度カリキュラムの検討にあたって、上記(社)神奈川県情報サービス産業協会の会員企業で、主として情報システムを作る立場の複数企業と、大学教育と情報産業人材育成などについての意見交換を行ない、その結果、実践的なもの創り体験から学ぶ「プロジェクト演習Ⅰ～Ⅲ」を平成19年度カリキュラムから導入することになった。

企業との共同研究事例としては、湘南情報センターが(株)日立製作所・日立電子サービス(株)の間で行なったLMS（Learning Management System：e-ラーニングでの学習管理用ソフト）開発に関する共同研究があげられる。現在、文教大学では、この共同研究の中で設計された高等教育機関での教育モデル・学習モデルを基としたLMSを利用しており、(株)日立製作所ならびに日立電子サービス(株)はこのLMSを高等教育機関向けに市販している。

### [点検・評価]

本学情報学部はいわゆる工学系の学部ではないため、大学の基礎技術開発力と企業の商品化力とを連携させる形での産学連携はこれまであまり行なわれてこなかった。しかし、今後、文教大学ならびに本学情報学部の特徴をより一層引き出していくためには、企業等との連携をより一層深めていく必要があると考えられる。上記現状の説明で述べた情報システム学科の教育課程におけるカリキュラム策定の過程において産業界の意見を参考にしつつ教育課程の充実を図ることは、情報システム学科の人材育成を実質化することにも寄与するものであり、このような産学連携の取り組みは、人材育成を中心に据えた新しい産学連携の一端を示しているものとして評価できる。

### [今後の改善方策]

情報学部としては、研究開発型の産学連携にとらわれるのではなく、人材育成などのような教育の産学連携など、本学の長を生かした産学連携のスタイルを模索する。そのためには、産学連携に繋がる情報学部の教育研究活動の洗い出しについても検討が求められる。

## (5) 国際学部および国際協力学研究科

### 11-2-5-1 社会への貢献

#### <学部および研究科>

##### [現状の説明]

本学部にとって、「多文化が共生するグローバルな社会で活躍できる、国際的感覚と深い教養、コミュニケーション能力を持った人材を養成すること」（文教大学の教育面における目標）は重要な教学的課題である。この目標を達成する方策の一つとして、本学部では主に国際理解、国際協力、多文化共生などの観点から、地域社会から国際社会にわたって様々な社会的貢献を図るような努力を続けてきた。日系ブラジル人子女が多く在住する藤沢市の小学校での多文化(多言語)教室には、本学部教員・学生がボランティアとして関わり教育上の協力をしたり、また茅ヶ崎市民との地域作り協議会に参画しマスタープラン作りを共同して行なったりなどの試みがなされてきた。

さらに、本学部教員及び学生が中心となった国際ボランティア活動においては現地 NGO との協力の下にコソボ、東ティモールなどへの支援物資送付の他、自身が現地に足を運んでボランティア活動に従事するなど、国際協力の実践的試みも展開されてきた。

こうした活動を積極的に支援し、教学活動により明確に位置付けるべく、本学部では平成17年度より学部に国際ボランティア委員会を設け学生指導を行なうと共に、カリキュラム中の国際コミュニケーション学科共通専門科目及び国際関係学科政治経済協力コース専門科目としてそれぞれの学科に「ボランティア論」科目を設け、事前事後の指導オリエンテーションと組み合わせで2単位(自由認定枠)を付与する体制を整えた。本学部国際ボランティア委員会の指導のもと、平成17年度よりは毎年数名の学生がこの科目を履修する形で国際ボランティア活動に参加している。これらの取り組みは、地域との文化交流を目的とした教育システムとして機能しているといえる。

一方、「地域社会を含めた、学ぶネットワーク作り」及び「地域社会との連携、開かれた大学作り」（文教大学の教育面における目標）を具体的に進めるため、地域社会への知的貢献の一環として、茅ヶ崎市及び本学生涯学習センター共催による公開講座や生涯学習センター主催の生涯学習コース、教養講座に教員を参画させている。平成18年度においては湘南校舎で行なわれたオープンユニバーシティ講座中、本学部教員・学生が主導した講座は2講座、同19年度については3講座と徐々に数を増やしている。さらに、それとは別に本学部教員・学生が学外市民との共同で行なう自主的研究会がいくつか試みられている。たとえば東アジア地域からの留学生を交えた「アジア現代史・共通歴史教科書編纂研究会」は過去2年間に2分冊の歴史記述・記録集をまとめ公開するなど、地域浸透を伴った公開自主講座的研究会が活動中である。

また本学部教員のうち数名が、寒川町情報公開制度運営審議会、茅ヶ崎市生涯学習推進委員会、同市都市計画審議会、同市廃棄物減量等推進審議会、同市環境審議会、藤沢市個人情報保護審議会、鎌倉市生活環境審議会、神奈川県大規模店舗立地審議会、経済産業省産業構造審議会、コソボ人権センター国際顧問会議、国連農業開発 NGO 協議会委員、専門委員、顧問などを務めており、国や自治体の政策形成に寄与するとともに、幅広く国際社会を含めた社会的貢献に尽力している。

## [点検・評価]

もともと地域や国際社会への貢献は、「多文化が共生するグローバルな社会で活躍できる人材の育成」（文教大学の教育面における目標）と不可分な関係にある。本学部はこれまで各教員はもちろん、学部組織としても国際ボランティア活動等の面では相応の努力をしてきた。その結果、上に述べたような諸活動が展開されており、相応の社会的貢献を果たしてきたと自負するものである。

特に教員だけでなく、学部学生たちとともに行なっている地域貢献活動や自主的研究会は他大学でも見られないユニークかつ活発なものであり、この点は評価できる。

その一方で、産学協同的なプロジェクトなどについては、他大学や同じ湘南校舎にある情報学部などの活動に比較して依然乏しく、また受託研究に関しても、1名の教員がJICAや国立環境研究所とのプロジェクト展開を図っていることを除けば、これまで目立った成果をあげてこなかったという実態もある。今後はより学外の諸機関との協同的研究の可能性を模索する他、湘南地域で行なわれている「産学交流テクニカルフォーラム」等の機会を利用してこの面での実をあげていきたい。

## [今後の改善方策]

- ①現在行なわれている社会的貢献に関する多様な活動を、学部としてより支援してゆくための具体的方策として、学部内で定期的報告の機会を設け、教員、学生間での情報交換を進める。
- ②国内・国際的ボランティア活動をより積極的に支援するための成績評価システムの検討を進める。
- ③国や自治体等の政策形成に積極的に寄与できる学問的成果や実践的活動を行なえる共同研究を拡充していく。
- ④学外市民との協同的研究、公開講座、生涯学習センター主催講座企画の増設などを目指して、学部教員のより積極的な参与を図る。
- ⑤産学協同プログラムの推進。たとえば湘南新産業創出コンソーシアム・藤沢市産業振興財団が毎年開催する「湘南発！産学交流テクニカルフォーラム」へゼミ単位での出展、発表など参加を推進するなど、地域的活動への参画を進める。
- ⑥大学院国際協力学研究科などとの協議のもとに、本学部として受託研究のより広範な受け入れの可能性を検討するための組織体制を整える。

## <研究科>

### [現状の説明]

本研究科は平成17年に設置されたばかりであり、歴史も浅いことから、研究成果を社会に還元できる状況にはまだなっていないが、特筆されるものとしては以下のようなものがある。

- 1) 国際開発学会を本校で開催し事務局を引き受けるなど、大学院専任教員を中心に積極的に学会活動を行なっている。
- 2) 大学院専任教員を中心に、地元茅ヶ崎市において国際協力に関する講演活動や広報活動を行なっている。
- 3) 政府関連機関との連携によって社会貢献を行なっている。
- ①JBIC（国際協力銀行）開発金融研究所との連携。日本のODA政策形成の主幹部門を担っているJBICはその調査研究機能を充実させるべく、客員研究員制度を設けているが、これに当研究科教員が研究員としての委嘱を受けている。

②タイのハジャイにおける廃棄物処理事業における JICA（国際協力機構）との連携。大学院設立以前から実施されているのであるが、JICA の技術協力案件の実施に際し当研究科の教員、大学院生が中核となっている。

③ JICA の外部有識者事業評価委員の就任。JICA は評価の質の向上のために外部評価委員会を設けており、その有識者委員として平成 18 年度より当研究科教員が委嘱を受けている。

4) 大学院生による社会貢献活動も活発に行なわれている。JICA の青年海外協力隊でアフリカのベナンに派遣されている学生、東ティモールやバングラデシュで NGO 活動に参加する学生などが出ている。これらの活動を通じ、それぞれのカウンターパートの研究機関担当機関、実施機関、団体との連携が現在深まりつつある。

#### [点検・評価]

本研究科は設立まもないので、研究成果を社会に還元できる状況にはない。これらの社会貢献活動は教員個人ベースで行なわれているが、今後は組織的な支援体制を確立するなど、積極的に社会貢献活動への対応を図っていく必要がある。

#### [今後の改善方策]

地域社会や政府機関等との交流及び連携を積極的に進め、小規模な研究科であるというハンディを実質的な内容面の貢献度で克服しつつ、社会に役立っていくこととしたい。また、交流・連携へ向けた組織的な支援体制、文部科学省のサポートセンター活動への積極的な参加、JBIC 等との連携協定、調査研究の外部からの受注に係る内規等の整備を進めていくこととする。

## 第3節 研究所の社会貢献

本学の研究所はそれぞれ特化した目的をもつ研究所であるため、第1節で述べた共通の目的をベースとしつつ、それぞれの目的に照らし、目的をあげることにする。

### (1) 生活科学研究所

#### [目標]

生活の向上と地域社会の生活の進歩発展に貢献すること。

#### 11-3-1-1 社会への貢献

##### [現状の説明]

生活の向上と地域社会の生活の進歩発展に貢献することを目的として設置された生活科学所には、研究部と研修部が置かれ研修部が中心となり年1回地域に開かれた公開講座を開催している。ここでは毎回生活に密着した身近なテーマを取り上げている。平成18年度で19回目の開催を行なった。ここ2年は、「豊かな老いを考える」をメインテーマに行なっている。2週にわたり、土曜の午後に2講座ずつ、計4講座を開き、学内と学外から講師を招聘し、講演中心に、実技的要素も加えて行なっている。越谷市をはじめ、草加市、春日部市などの教育委員会の支援を受け、共催の形で実施している。この公開講座は、越谷市・草加市・春日部市など、地元の教育委員会の支援も受け、共催の形で実施している。下に過去5年間の公開講座のテーマ及び受講者数を示す。受講者は、越谷市・草加市・春日部市など大学周辺の地域住民が主だが、それ以外にも都内、県内遠方地域からの参加者もいる。

表 11-5 過去5年間の公開講座のテーマと受講者数

平成14年度	家族の変容と病理Ⅲ：家族問題への処方箋	146名
平成15年度	今、私たちは何を食べるか	103名
平成16年度	「地産地消」で健康づくり	83名
平成17年度	豊かな老いを考える ―― 老いを楽しもう	103名
平成18年度	豊かな老いを考えるⅡ ―― たおやかな心と身体	149名

##### [点検・評価]

受講者数を見るかぎり、この公開講座は地域住民から一定の支持を得ており、地域貢献の役割を果たしてきた。継続的参加者の増加傾向が確認され、その参加数の多さからも高い評価を得ていることが推察される。

##### [今後の改善方策]

研修部としては基本的にはこれまでと同様の姿勢で公開講座を継続する予定であるが、広報の



積極化、さらに魅力あるテーマ設定などによって、受講者層の拡大を目指し、さらに地域に密着し生活の向上に資する公開講座を継続していきたい。

## (2) 教育研究所

### [目標]

- ①大学の知的財産、研究成果の社会還元を積極的に行なうこと。
- ②学外の諸機関と共同研究をはじめとした交流・連携を行なうこと。

### 11-3-2-1 社会への貢献

#### [現状の説明]

これまでに本研究所が実施してきた多用な公開講座の企画・運営に関し、近隣自治体の教育委員会との連携はかなり深まっている。平成19年度に設置された大学院教育学研究科は、学生の学校現場での研究活動の推進のため、近隣自治体の教育委員会との連携をさらに進展させつつある。なお、この活動では、本研究科学生の研究活動と近隣自治体の学校における教員の研究活動との交流を深める計画が進行する予定である。

現職教員対象の公開講座については、下記のとおり、実施してきた。

- ①学校経営セミナー 平成14年度まで（平成15年度以降は、生涯学習センターに移管）
- ②小学校教員のための英会話入門 平成15年度
- ③教員のためのマルチメディア活用講習会 平成16～18年度
- ④文部科学省サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）教員研修 平成15～19年度

#### [点検・評価]

近隣自治体の教育委員会との連携・交流については、これまでの実績により、様々な連携・協力の体制が整いつつある。

#### [今後の改善方策]

現職教員対象の公開講座に関して、今後は、教員の要望を把握したりしながら、必要度の高い課題に関する公開講座を優先的に取り上げていきたい。

近隣市町村教育委員会との連携をより深めるため、教員研修の実施・運営について、恒常的に検討しうる組織を設置する。

### (3) 臨床相談研究所

#### [目標]

臨床相談所は、地域貢献の一貫として、地域の子どもや大人を対象とした臨床相談活動を行なう。

#### 11-3-3-1 社会への貢献

##### [現状の説明]

大学院附属臨床相談研究所は、内部組織として相談部、研究部、研修部を置いている。相談部では、教員や常勤・非常勤のスタッフを置いて臨床相談事業を行なっている。博士後期課程の院生は、教員及びスタッフのスーパービジョンを受けながら、修士課程の院生とチームを組んで相談に応じている。

##### (1) 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

臨床相談研究所は、市民および専門家を対象に研修講座を開催している。平成17年度は、「子どもの虐待について～トラウマを受けた子どものセラピー」と発達に困難をもつ児童生徒をめぐる学校・家庭・地域の支援」の2つのテーマの講座を開催した。前者については8回実施し、毎回の参加者は20名であった。後者は6回実施した。それぞれのタイトルおよび参加者数は、以下のとおりである。

- 第1回：心理テストを用いた児童生徒の理解と支援（参加者24名）
- 第2回：応用行動分析的アプローチによる児童生徒の教育支援（参加者21名）
- 第3回：児童生徒・教師・保護者のストレスマネジメントの援助（参加者25名）
- 第4回：非行傾向をもつ児童生徒の想起発見と支援（参加者26名）
- 第5回：障害児をもつ家族・親の支援（37名）
- 第6回：不登校の児童生徒の理解と支援（23名）

平成18年度は、「子どもの発達障害・心身症・神経症とその治療および支援」が3回（毎回の参加者数は34名）と「神経疾患に対する個人および家族療法」を3回実施した。それぞれのテーマは以下のとおりである。参加者数は、毎回66名であった。

- 第1回：統合失調症の本人・家族への心理教育的アプローチ
- 第2回：うつの認知行動療法
- 第3回：境界性人格障害の家族療法

##### (2) 教育研究上の成果の市民への還元状況

この点については、上記公開講座の開催と重複する。また、臨床相談行動を通して市民に還元している。

##### [点検・評価]

臨床相談研究所は、公開講座の開催や臨床相談行動を通して社会貢献を果たしていると評価できる。

##### [今後の改善方策]

臨床相談研究所がこれまでに培った臨床相談システムを特別支援教育の分野に公開講座などを通し、今後とも社会に還元していく。

## (4) 言語文化研究所

### [目標]

- ①大学の知的財産、研究成果の社会還元を積極的に行なうこと。
- ②学外の諸機関と共同研究をはじめとした交流・連携を行なうこと。

### 11-3-4-1 社会への貢献

#### [現状の説明]

言語文化研究所の社会貢献は、規程に定められた「世界の言語と文化に関する研究を行なうとともに、その教育の振興と普及をはかること」という目的に基づいて行なわれる。社会貢献としては、社会との交流、成果の市民への還元を含めて、埼玉県教育委員会の後援を得て実施される夏期公開講座の実施によって行なわれている。さらに、毎年異文化に関する体験のある講師を招き、「異文化体験講演会」を実施しているが、こちらは一般社会人も参加可能であるが、学生を対象にして実施されるという側面が強い。

夏期公開講座は、例年夏休みの初めに開催される。この講座はすでに長い実績があり、平成18年度の開催において、英語教育夏期講座が21回、書写書道教育夏期講座が12回、IT利用による日本語教育夏期講座が5回を数えた。平成14年度までは、「実用語学講座」なども研究所で実施していたが、これらはその後同キャンパス内の生涯学習センターに移管された。

英語教育夏期講座は中学・高校の現職教員と教員志望者、及び英語教育に関心のある埼玉県内在住または勤務の市民を対象に、書写書道講座は小・中の国語科と書写担当教員、埼玉県内在住または勤務の市民、IT利用による日本語教育講座は、日本語教育に携わっているかまたは関心のある市民を対象に行なわれる。受講者の募集にあたっては、小・中・高等学校、日本語学校、過去の参加者にむけて、約2,300箇所案内状を送付している。

平成18年度の実績では、英語教育講座が94名（定員80名）、書写書道教育講座が39名（定員40名）、日本語教育講座が23名（定員20名）であり、例年定員に見合う受講者が集まっている。英語教育講座は講演形式であるため多くの受講者が収容可能であるが、書写書道講座、日本語講座は実技を伴うために収容人数に限りがあり、書写書道では受講者数を抽選によって制限せざるをえない状況である。いずれの講座の受講生も小中高の現職の教員が4分の3程度と多数を占めているが、その他の一般市民の受講者も見られる。

受講者には毎年終了後にアンケートを実施してその年の講座について意見を聞いている。講座内容や日程の決め方、受講時の設備や環境などについて意見が多数寄せられる。総じて講座を評価するものが寄せられるのが通常である。苦言を呈するものもあるが、それらは講座をよりよくするための建設的なものとして、講座について好意的に関与してもらっていると感じられ、次回以降の講座を計画立案する段階で重要な役割を果たしている。

三つの講座はいずれも小学校、中学校、高校の公教育、そして日本語教育と、「教育」に関係することを講座名称からも前面に打ち出したものであり、文教大学が社会的に教育関連で認知され、その分野で人材にも恵まれていることを裏付けている。

書写書道は日本語日本文学科の専任と非常勤の教員、英語教育は英米語英米文学科の専任と非常勤の教員と外部講師、日本語教育は日本教育研究室の非常勤と外部講師に協力を得て実施でき

ている。専任教員と非常勤教員の担当する講座では、大学における教育、研究面での成果が市民に還元されることになる。英語教育講座では、多数の受講者があり多様な要望があることを考慮し、講義に一層多彩な内容を加えるために、その分野のスペシャリストを外部講師としてお願いする場合や、現職の英語教員をしている卒業生を講師として依頼する場合がある。

異文化体験講演会は、毎年秋学期の10月から12月頃にかけて学内で開催される。留学を経験した本学の教員や学生、海外から本学へ留学中の大学院生や学部生にお願いして、留学の体験や日本体験を語ってもらうことが中心であるが、教員による本格的な文化論の講義もあった。平成13年度は、「異文化との出会い…人生の転機となった米国留学」、「私の見た日本、感じた日本…異文化間のコミュニケーショントラブル」、平成14年度は外部講師を招き、「住んでみたニュージーランド」、平成15年度は、「他民族国家の子供達…中国雲南省、タイ族の生活文化と学校教育」、「交換留学生の視点から日本を語る」、平成16年度は、「異国での私、母国の私…2つの留学を通して見た自分」、平成17年度は、「私のアメリカ留学体験…苦あれば楽あり?!」、「あのワーホリと今の自分」、平成18年度は、「『留学ってなんだ』：経験者から何でも聞こう」であった。

#### [点検・評価]

夏期講座では、ほぼ定員に見合う受講者が集まっている。英語教育講座では、80～90名という人数が多いと受け止められる場合もあるが、より多くの現職教員や市民に受講してもらいたいとの考えからは妥当な人数である。書写書道講座では、実技をする教室の収容数の都合で抽選をせざるを得ないのは現状ではやむをえないが、希望者を受け入れられることが望ましい。

講座の内容は毎年のアンケートの結果などを参考に、できる限り要望に応えるとともに、内容に工夫して計画し継続できていることは評価できる。

公開講座のアンケート結果、講義内容をホームページに掲載することも考えられる。

「異文化体験講演会」は講師を招いて実施しているが、教員や学生による留学体験記が中心となっている。留学は最近ではめずらしいことではなくなっているが、自分もこれから留学してみようという学生たちが関心を持って出席している。学外者の参加は少ない。

公開講座の開設は研究所として重要な社会貢献であるが、社会貢献としては公開講座の開設だけに限られるわけではないと考えられる。研究所の運営が現在のところ文学部と大学院言語文化研究科に依存し人的には一体となっているところから、研究所はそれら学部と大学院が社会へ向けて活動や宣伝を行なう窓口的な役割を果たしている側面がある。

一方で、公開講座とは別の面から研究所として社会貢献できる道も探るべきであろう。研究所独自の専任教員をもたない状態では、私立大学という基盤の組織に過剰な期待はできないが、そのような中でも公開講座以外に何らかの方策が欲しいのは確かである。

#### [今後の改善方策]

公開講座を通じて社会に貢献すること、研究成果を市民に還元することは研究所として重要な役割である。変化の激しい社会に対応して受け入れられる内容を提供し続けるためには、研究所で行なわれる研究が社会的に意義あるものであることを常に確認するとともに、講座の受講者の感想や意見を聞いてそれに応える形で内容を精査しながら検討を進めて継続していく。

## (5) 湘南総合研究所

### [目標]

- ①大学の知的財産、研究成果の社会還元を積極的に行なうこと。
- ②学外の諸機関と共同研究をはじめとした交流・連携を行なうこと。

### 11-3-5-1 社会への貢献

#### [現状の説明]

(1) 社会との文化交流等を目的とした教育システム関連の活動は次のとおりである。

平成 17 年度

平成 17 年 12 月 3 日、シンポジウム「国際協力－湘南から世界へ」を茅ヶ崎市役所において開催した。ワールドビジョン代表・片山信彦氏の基調講演に続いてボランティア活動報告、パネルディスカッション、を実施した。

平成 18 年度

平成 18 年 10 月 5 日～ 31 日、文教大学の国際協力活動・報告写真展「国連 60 周年と私たちの見た世界」を文教大学構内において実施した。

平成 18 年 12 月 8 日、現場報告、パネルディスカッション「人間の安全保障と私たちの見た世界」を実施した。

(2) 市民向けに実施された公開講座等は次のとおりである。

文教大学公開講座は第 17 回(平成 14 年度)～第 20 回(平成 17 年度)まで実施された。各回のテーマと参加人数は、第 17 回「国際紛争と平和のゆくえ」: 271 人、第 18 回「日本文学史の諸相」: 269 人、第 19 回「インターネットを理解しよう」: 124 人、第 20 回「健康・食・環境の関係を学ぼう」: 89 人であった。

英会話講座は平成 14 年度～平成 17 年度まで継続して実施された。各回とも 40 人クラスの規模で行われた。

さむかわ町民大学事業「文教大学出張講座」への講師派遣は平成 14 年度～平成 17 年度まで継続して実施された。派遣人数は、平成 14 年度: 4 人、平成 15 年度: 4 人、平成 16 年度: 4 人、平成 17 年度: 2 人、であった。

(3) 教育研究上の成果の市民への還元状況について、実績は以下の通りである。

平成 16 年度

平成 16 年 5 月 26 ～ 28 日

第 9 回国際食品素材／添加物展・会議 ifia JAPAN 2004 および第 2 回ヘルスフードエキスポ HFE JAPAN 2004 に出展した。

【出展製品】女子短期大学部から「ボニマックス AP／ボニマックス粉末タイプ 70%」(ヒスチジンの経口摂取効果の応用)を出展した。

平成 17 年 3 月 11 日～ 12 日

第 3 回湘南 4 大学 (日大・湘南工科・慶応・文教) 産学交流テクニカルフォーラム

「大学技術市場／次世代の生活環境」(財団法人藤沢市産業振興財団)へ 4 研究室から出展した。

平成 17 年度

平成17年12月16～17日

第4回湘南4大学（日大・湘南工科・慶応・文教）産学交流テクニカルフォーラム

「大学技術市場／湘南から何か？が始まる」（財団法人藤沢市産業振興財団）へ4研究室から出展した。

平成18年度

平成18年12月2日

第5回湘南発！ 日大・湘南工科・慶応・文教・横浜国大

産学交流テクニカルフォーラム（財団法人藤沢市産業振興財団）へ4研究室から出展した。

#### [点検・評価]

社会との文化交流等を目的とした教育システム関連の活動については、これまで国際学部を中心とした学生の国際ボランティア活動をはじめとして、NGO団体・国連と連携した国際協力活動の実績が高い評価を得てきた。湘南総研はこれらの実績を啓蒙する場を積極的に提供し、地域の市民との文化交流・国際交流の実をあげてきた。

公開講座等は最大200名台の規模において実績を積み上げてきた。この実績を生涯学習センターへの業務移行により継承発展させる道を開くことができた。

産学交流テクニカルフォーラムは既に5大学へと発展してきた。とりわけ、グラフィックス分野、3次元映像分野、地域計画・開発分野で文教大学は確固とした実績を蓄積している。

#### [今後の改善方策]

社会との文化交流等を目的とした教育システム関連の活動については、対象分野の拡大も含めて充実させてゆく。

教育研究上の成果の市民への還元について。産学交流テクニカルフォーラムには全キャンパス的に取り組み、地域との連携を深めながら、研究開発と教材開発の実をあげるべく活動を進める。

## 第4節 生涯学習センターの社会貢献

### [目標]

- ①大学が教育研究を通して蓄積した知識・技術を広く社会や地域に還元し、大学としての社会貢献を果たす。
- ②文教大学のブランド力を高め、学部、大学院の教育研究事業の発展に資する。

### 11-4-1 社会への貢献

#### [現状の説明]

##### (1) 事業の展開

当センターの事業目的は次のように規定される。「本学における教育・研究の成果を広く社会に還元することにより、大学として生涯学習に対する社会的要請に貢献することを目的とする」(文教大学生涯学習センター規程第3条)。

##### ①市民講座の開設

文教大学が地元の大学として温かく受け入れられることが重要である。そのための主要な方法として市民講座等を実施している。講座の総称は「オープンユニバシティ」とし、講座等への参加の資格は原則として設けていない。

オープンユニバシティは、各校舎ごとに開設されるが、平成18年度の開設講座数は、越谷校舎(埼玉県越谷市)50講座、湘南校舎(神奈川県茅ヶ崎市)12講座、旗の台校舎(東京都品川区)8講座であった。また、越谷校舎では、地元越谷市との共催で年1回公開講座が行なわれている。湘南校舎でも、地元茅ヶ崎市との共催で年1回公開講座が行なわれている。オープンユニバシティの1講座当りの平均受講者数は、各校舎それぞれ10数人である。オープンユニバシティの受講者数は、各校舎とも100名を上回っている。(大学基礎データ表10参照)

##### ②専門講座の開設

文教大学の各学部・大学院の専門性を生かして、高度な知識技術の伝達を旨とする現職研修講座を開催している。これは、実施主体別にみて2種類の講座からなる。

##### a. 主催講座

現在は、学校経営セミナー、文部省認定免許法認定講習、同免許法認定通信教育、教育カウンセラー養成子育て支援カウンセリング講座がある。

##### b. 委託講座

行政改革の一環として自治体などが業務のアウトソーシングを進めているが、このところ、高度な知識・技術に関わる研修講座の業務委託等の動きが見られる。現在、当生涯学習センターは埼玉県教育委員会から県内教員対象の「20年経験者研修」を受託している。

##### ③資格取得講座

在学生、卒業生、及び社会人のために資格取得講座を実施する。現在はPC処理技能検定対策講座やTOEIC対策講座を実施している。

##### (2) ブランドの構築

全国的に見ると、現在、大学入学志願者数と大学入学定員がほぼ拮抗する状態が見込まれてい



る。こうした中で、いかに文教大学独自のブランド性を打ち出していくかが大きな課題となる。

「ブランド」とは、単なる「特長」を示すものではなく、大学名、建学の理念、教育研究の実績、学生文化、学校環境、経営方針などが統合された価値の総体と考えられる。ブランドは、大学が作り上げる価値のまとまりであり、学生、教職員、卒業生、地域住民、社会人などから寄せられる信頼の証でもある。大学は、そのもてる魅力を多くの人々にわかりやすく伝え、安定した信頼と支持基盤をつくるのが、厳しい大学選択の時代には不可欠と考えられる。当センターは、大学のブランド力の向上という課題に対して役割を果たすものである。

そのための方法として、当センターは各種講座の開催を軸にして、積極的に広報活動を進め、講座参加者に対しては、学習内容、学習環境及び接遇の面で高い満足を提供できるように努めている。

#### [点検・評価]

平成18年11月、当センター運営会議で「文教大学生涯学習センター運営の基本方針と当面の課題」を取りまとめた。これにより、文教大学のブランド力の向上と社会貢献事業の推進という2つの目標が明確に確認された。

講座に関しての広報は文教大学3校舎を中心にポスター、地方紙、車内広告等により、比較的広い範囲で行なった。オープンユニバーシティと地元自治体との共催による公開講座は、広報の効果があって、定着してきている。しかし、開設を予定した講座の中には、その年度に限ってみれば受講希望者が少数のため開講を見送った講座もあり、今後一層、広報を進める必要が認められる。

専門講座に関しては、今後、研修のニーズの高い領域や課題を精査して、高等教育機関が主催するのにふさわしい水準に講座を維持することが必要と考えられる。委託講座については、埼玉県教育委員会以外の自治体等からも事業委託を受ける可能性がある。公共機関との連携・協働の理念の基礎にして、この方向性を検討することが必要と思われる。

資格取得講座については、実際のところ、受講している文教大学学生と市民の受講者の間に知識や技術の素地の差が大きいことから、今後、講座運営のあり方について検討する余地を残している。

当生涯学習センターは、とくに越谷校舎の場合、主催事業で優先的に使える講座室等の施設をもっていない。受講者からは平日の昼間開講を望む声が多くあるが、主催講座は、授業が少ない5時限目以降と土曜日に開講せざるをえない状況にある。また、学内行事にも左右され、使用教室の不本意な変更もあり、受講者サービスの点で問題を抱えている。

生涯学習センターとして供用される施設は、社会人や地域市民等さまざまな属性の人々が利用することからバリアフリー仕様が必要である。今後の施設設備の改善が課題である。

なお、社会との文化交流を目的とした事業は、当センターではとくに実施していない。

#### [今後の改善方策]

今後、引き続き、高い水準で文教大学の知的資源を地域社会に生かしていくことが必要と考えられる。

また、今後の講座運営の発展のために、バリアフリーに対応した当センターの施設設備の充実が課題である。具体的には、平日及び週末開設の講義形式の講座に使用する講座室の設置や、実技・実習・演習中心の講座に使用する多目的室の設置等が必要と考えられる。

## 第 1 2 章 学生生活

# 第12章 学生生活

## 第1節 学生生活への配慮

### [目標]

- ①学生が不安や心配なく学修に励むことができるよう、きめ細やかに学生生活相談や学生相談が行なわれていること。
- ②学生生活の経済的基盤を支え、また勉学への意欲を促進させるような経済的支援が行なわれていること。
- ③充実した学生生活を送れるよう課外活動に対する十分な支援が行なわれていること。
- ④学生が希望する進路に進むことができるよう情報提供、支援が行なわれていること。

### 12-1-1 学生への経済的支援

#### [現状の説明]

##### (1) 学部学生に対する支援

本学が独自で設けている奨学金制度は、「文教大学奨学金」、「文教大学及び文教女子短期大学部チャレンジ育英制度」、「文教大学私費国人留学生に対する奨学金」、「文教大学私費外国人留学生特待生」の4つである。これらに加えて、日本学生支援機構をはじめとする、いくつかの外部機関による奨学金がある。

「文教大学奨学金」は、第1種奨学金（学業奨励を目的とし成績優秀者への給付とするもの）と第2種奨学金（経済的理由を有する者への給付とするもの）とに分けられている。毎年4月に全学生を対象に奨学生を公募し（第1種は2年次生以上、第2種は1年次生以上）応募した学生の中から定められた条件に基づいて選抜し支給する。奨学生の選考は学生委員会があたり、その報告をもとに学長が決定する。2年次生以上は第1種と第2種への併願も可能となっている。平成16～18年度の奨学金の給付状況は以下の通りである。

表 12-1 文教大学奨学金（平成16～18年度）実施状況

		応募者数	採用数	支給金総額（万円）	対象学生数
平成16年	第1種	165	50	500	5,909
	第2種	316	130	2,474.3	7,973
平成17年	第1種	157	52	520	6,054
	第2種	316	125	2,467.8	8,042
平成18年	第1種	159	50	500	6,136
	第2種	363	140	2,431.9	8,166

「文教大学チャレンジ育英制度」は平成15年度から設けられた制度であり、文教大学（文教大学が設置する大学院及び専攻科を含む。）及び文教大学女子短期大学部に在籍する学生で正課外

活動又は社会活動等を行なっている学生に対し、その支援のための育英金を支給することを目的とする。

文教大学チャレンジ育英制度には第1種育英金（自己開発奨励：課外活動、社会活動に向けて計画遂行し、その実現に努力している学生に対し、その計画が達成でき、かつ、高い実績を残すことができるように育英金を支給するもの）、第2種育英金（文化活動奨励：文化活動、課外活動等に秀でている学生に対し、日頃の努力の経過を総合的に評価し育英金を支給するもの）、第3種育英金（論文奨励：課題論文を提出し、優秀者に育英金を支給するもの）があり、時期を分けて、募集・選考・給付している。平成16～18年度の実施状況は以下の通りである。

表 12-2 文教大学チャレンジ育英制度（平成16～18年度）実施状況

		応募件数	採用件数	支給額総額（万円）	対象学生数
平成16年	1種	6	6	90	8,488
	2種	11	6	70	
	3種	4	4	26	
平成17年	1種	6	5	78	8,391
	2種	7	7	88	
	3種	8	8	48	
平成18年	1種	15	6	70	8,589
	2種	7	6	64	
	3種	35	12	63	

「私費外国人留学生に対する奨学金」は、本学に学ぶ私費外国人留学生（国費留学生及び政府派遣外国人留学生以外）の研修活動を助成し、友好関係を深め、もって留学目的の達成に寄与するために奨学金を支給するものであり、毎年春学期（1年次生は秋学期）に公募する。奨学生の決定は、応募者の中から定められた条件のもとで学生委員会が選考を行ない、教授会の承認を得た後、学長が決定する。「私費外国人留学生特待生」は、平成14年度から設けられた。本学に合格した私費外国人留学生のうち、学業及び人物が優秀な学生に対し、その人材確保と入学後の経済的負担を軽減させることを目的とし、入学年度1年限り、1学部1名に支給するものである。入学金免除及び月額3万円である。平成16～18年度におけるこれらふたつの奨学金の実施状況は以下のとおりである。

表 12-3 私費外国人留学生に対する奨学金実施状況（平成16～18年度）

	応募者数	採用数	支給金総額（万円）
平成16年	96	35 (3)	1260 (192)
平成17年	89	35 (3)	1260 (192)
平成18年	90	36 (3)	1296 (192)

※（）内の数字は特待生

表 12-4 日本学生支援機構（平成 18 年度）

	応募者数	採用数
日本学生支援機構第 1 種	438	126
日本学生支援機構第 2 種		239

平成 17 年度「新潟県中越地震」の被災学生 10 名に対し、「新潟県中越地震被災学生の学納金減免措置に関する取り扱い申し合わせ事項」により、学納金減免を実施した。

(2) 大学院生に対する支援

本学大学院独自の奨学金制度としては以下のものがある。

①文教大学大学院奨学金

②文教大学大学院私費外国人留学生奨学金

①は、「文教大学大学院奨学金規程」に基づき、勉学、研究活動を経済的に援助して、各専門分野における優れた研究者の育成に資することを目的とし、人物、学力とも優秀で、健康であり、学資の支弁が困難であると認められる者を対象としている。

②は、私費外国人留学生を対象に、研修活動を助成し、有効関係を深め、もって留学目的の達成に寄与するために、奨学金を支給することを目的とし、人物、学業ともに優秀で奨学金の給付を適当と認められる者を対象としている。

また、私費外国人留学生には、「文教大学大学院私費外国人留学生の学納金減免に関する規程」に基づき、学納金の一部減免を行なっている。

①②は給付の奨学金である。その他、本学にて募集、選考、推薦している学外の奨学金制度として「日本学生支援機構奨学金（第 1 種）（第 2 種）」があり、こちらは貸与である。

上記の他、昨年より「文教大学大学院学生の学会参加に係る補助規程」が施行され、学生が研究活動の一環として学会に参加する場合の費用負担の軽減を図り、もって修学を支援するための補助制度が運用されている。

「文教大学大学院奨学金」の在籍学生数に対する採用比率は、平成 17 年度 14.6%、平成 18 年度 18.2%と増加している。同様に、「日本学生支援機構奨学金」も第 1 種、2 種合わせて、平成 17 年度 23.6%、平成 18 年度 33.7%と増加傾向である。平成 18 年度は、「文教大学大学院奨学金」と「日本学生支援機構奨学金」を合わせた、在籍学生数に対する採用比率は 51.8%（平成 17 年度は 38.2%）であり、在籍学生の半数以上が奨学生として採用されていることから現行の奨学金制度が学生に有効に活用され運用されているといえる。「文教大学大学院私費外国人留学生奨学金」については、平成 17 年度 45.5%、平成 18 年度 42.1%と若干減少傾向であるが、これは留学生数が増えたことに起因している。

[点検・評価]

文教大学奨学金について、平成 18 年度の場合、第 1 種と第 2 種を併せた出願者への支給率は、36.4%、在籍学生数に対する採用者数の比率で、2.3%である。1 人あたりの支給額は、第 1 種は一律 10 万円、第 2 種は、平均 17 万 4000 円となっている。第 2 種は、経済的困窮者に対する支援であり、その趣旨から考えると、平均授業料のおよそ 24%という現在の金額は、必ずしも十分なものとはいえないだろう。

チャレンジ育英制度は、正課外で努力し活躍している学生を支援し、その活動を奨励するためのユニークな奨学金として機能している。毎年、クラブ活動での優秀成績者、ボランティアや社

会貢献活動を行った学生、また、優秀論文を書いた学生を褒賞し、学生のチャレンジ精神を涵養している。

留学生の就学の基盤は、今だ一般的に弱く、あいかわらず過重なアルバイトに従事する留学生が多い。これらの留学生の支援に関しては、まだ十分とはいえない。

#### [今後の改善方策]

奨励金については、全般的に充実した水準とは言い難い状況である。大学全体の財政や諸制度とのバランスを考慮しながら金額や支給率ともに、少しでも増加させることが望ましい。また、文教大学奨学金の第2種は成績に関する基準があるため、困窮度が高く、アルバイトに時間を多く費やし、成績が応募基準に達しない学生は支給を受けることができない。これが悪循環を生み、授業料の支払いができずに除籍となる例が多い。これらの学生に対する救済の方策も検討したい。

文教大学チャレンジ育英制度への認識は年々拡がりつつあるが、より一層、応募件数を増やすために、広報を徹底する。留学生に対する奨励金については、留学生制度の趣旨に鑑み、継続的に本奨学金制度の充実に努める。

## 12-1-2 ハラスメント防止への取り組み

### [現状の説明]

本学では、「文教大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」第6条に基づき、超谷校舎及び湘南校舎にそれぞれセクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置している。

セクシュアル・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という）では、セクシュアル・ハラスメントという人権侵害を阻止し、快適な教育研究環境と労働環境を形成、保持するために、「文教大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「文教大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」、「文教大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針及び委員会運営内規」に基づいて、“セクシュアル・ハラスメントのない文教大学”の実現に努めている。

上記の規程は大学、大学院及び短期大学部（以下「大学等」という）の各学則に定める学生・研究生・委託生・聴講生・科目等履修生、大学等に勤務する専任及び非常勤の教職員全員に適用され、防止委員会は大学等の構成員全員を対象として活動を行なっている。

両校舎の防止委員会は、それぞれ男女を含む専任教職員6名の委員で構成されている。超谷校舎では、学生委員長、各学部1名（計3名）職員2名の計6名である。湘南校舎においては現在、大学・短期大学部の両学生委員長2名、各学部（情報学部・国際学部・短期大学部）選出教員3名、職員1名の男女各3名の委員が2年の任期（再任を妨げない）で任務にあっている。

相談窓口は教育支援課及び防止委員会で、防止委員会委員が相談員として、相談者の所属に関係なく（誰に相談するかは、相談者の希望による）相談に応じている。

相談員の氏名・所属・研究室番号（教員の場合）・出講日（職員の場合は勤務日）・内線電話番号・メールアドレスは、入学時に配布する防止委員会パンフレットへもされており、相談者が直接相談員に連絡ができるよう配慮している。

相談員が直接受けた相談、保健センターや教職員などの相談窓口以外に持ち込まれた相談は、防止委員会に集約され、防止委員会において解決に向けての方策を検討し、必要と認めた場合は事実確認（事情聴取）及び調査を行なう。防止委員会は、「文教大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針及び委員会運営内規」第5条（防止委員会の対応：解決への支援、環境改善、救済、制裁）及び第6条（防止委員会の対応：調査と調整）に基づいて、問題の解決と再発防止に向けた具体的な対応を行なっている。

セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発活動としては、超谷、湘南両校舎において新入生オリエンテーション及び新年度授業開始前に行なわれる非常勤教員打ち合わせ会での説明、リーフレットの配布、講演会などを行なっている。

平成18年度には、セクシュアル・ハラスメントに関する学内の意識と現状を把握するために、大学等構成員全員を対象とした「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」を実施した。集計結果は、小冊子「2006年度実施セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート集計結果」として編集が終了し、平成19年度の大学等の構成員全員に配布するための準備を進めている。

セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントについては、両校舎で状況が若干異なり、大学として組織的にとりくむという体制にはなっていない。前述したアンケートの回答の中には、パワハラ、アカハラについても取りあげてほしいという意見もあった。

### [点検・評価]

防止委員会は、相談の解決に向けての種々の助言や支援を行なう際に、必要な場合は、相談室

のカウンセラーでは難しい行為者への「事実確認(事情聴取)」や「調査」を行なうことができる。その結果に基づく両者の調整の中で、相談者が納得できる形で終結するケースもあり、防止委員会の対応システムは、相談窓口の第一歩として重要な役割を果たしているものと思われる。

一方、「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」においても指摘があったが、防止委員会の具体的な活動についての周知が不足しているようである。活動内容などの紹介を通して、もっと存在をアピールすることも必要であろう。しかしながら、アンケートを実施したことにより、防止委員会の存在と、セクシュアル・ハラスメントについての一般的な認識の必要性は伝えることができたものと思われる。アンケート集計結果配布の後には、さらに啓発の意識が高まるよう期待したい。また、セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントへの対応はまだ整備されていない。整備を急ぐ必要がある。

#### [今後の改善方策]

セクシュアル・ハラスメント防止についての認識をさらに高めるために、講演会(外部専門講師委託)の開催をはじめ啓発の活動を展開する。またパワーハラスメント、アカデミックハラスメントの防止体制について検討を進める。ハラスメントに対する正しい理解を深め、ハラスメントのない土壌づくりを進めていく。



## 〔越谷校舎〕

### 12-1-3-k 生活相談等

#### 〔現状の説明〕

越谷校舎の学生生活相談は、主として教育支援課が担当している。窓口としては教育支援課学生係、保健センター医務室（看護師）、相談室（非常勤相談員5名）がある。教育支援課学生係では学費や生活費の援助、アルバイト先やアパートでのトラブルなどに関する相談、部活や友人との関係に関する相談、学業とアルバイトや部活との両立に関する相談などを受けている。

心理的・病的な相談は保健センター相談室が受ける。それぞれが連携しながら対応している。

住居紹介業務については、主に新入生を対象に「文教大学指定寮」（現在、男子2カ所、女子6カ所ある）を教育支援課学生係が紹介している。しかし、大学周辺には学生向けアパートが多く建ち、指定寮は空き室が増えつつあるのが現状である。学内に一般のアパートを斡旋している業者があり、指定寮希望者以外にはそちらを紹介している。

アルバイト紹介については、例年400件以上紹介している。業務内容としては、本学は教員志望の学生が多いところから塾講師が最も多く、最近は学童保育や子ども会の補助の依頼が増えている。また、社会福祉施設からボランティアを兼ねての依頼も増えている。学生のニーズとしては、試験監督や単発で高収入・食事付のアルバイトの人気の高い。学生自身がインターネット等で探した登録・派遣業務などではトラブルが生じたこともある。

#### 〔点検・評価〕

学生の相談は生活や進路など多様化してきている。事務局の組織に対応した窓口でなく、「あいまいな」相談を担当する窓口や部署を設置する必要があるようである。かつて試験的に設置した「なんでも相談」を正式に組織することを再検討することも必要と思われる。また、不登校と成績不振者との関係について、研究室（担任教員）を含め教務と相談室が連携して、保護者及び学生との相談にあたることも必要である。

#### 〔今後の改善方策〕

なんでも相談窓口（仮称）の設置を検討する。

研究室（担任）・教務・医務室・相談室との連携を検討する。

### 12-1-4-k 就職指導

#### （1）学部学生に対する指導

#### 〔現状の説明〕

越谷校舎における学生の進路支援については、教員組織であるキャンパス就職委員会と事務組織である事務局キャリア支援課によるサポート体制を形成し、実施している。

キャリア支援課では、学生の進路希望によって「小・中・高等学校教員就職」「企業就職」「公務員就職」「幼稚園教諭・保育士就職」の4進路領域に担当者を置き、それぞれが各志望領域への進路実現に必要なガイダンスや講座、個別相談などを行っている。学生の進路支援の基本的な考え方は、キャリア教育を行った上で進路選択をさせるということである。具体的には、主に1年次生を対象とした共通教養科目「総合講座Ⅶ」を就職委員会が担当し、人生観や職業観、就業

意識の涵養を図るプログラムと多方面の職業を実際に働いている現職の方を講師に招聘して紹介するプログラムを行ない、1年次生のうちから進路やキャリアを考える仕掛けを整えている。この「総合講座Ⅶ」は、キャンパス共通としてカリキュラムの中に組み込まれており卒業要件として2単位を与えている。また、各進路領域とも1・2年次生を対象とした低学年向けのガイダンスで志望動機の確立ができるよう配慮している。

小・中・高等学校教員志望者向けには、3年次春学期から「教員就職ガイダンス」「教員就職セミナー」「教員採用試験対策講座」「論作文ゼミ」「教採合宿ゼミ」「二次試験対策講座」「教採受験壮行会」「合格者ガイダンス」「再受験者ガイダンス」「教育関係講演会」など4年次秋学期まで各種行事により教員採用試験に対応した指導を行っている。「論作文ゼミ」は3年次の秋学期から4年次の春学期まで少人数で行ない、論作文指導をはじめ面接指導、集団討論指導、模擬授業指導など、教育現場のあらゆる場面とリンクさせながら教員としての資質の向上を図れるようにしている。「教採合宿ゼミ」は、3年次の春季休業中に2泊3日で行ない集中的に教員採用試験対策を行なっている。「二次試験対策講座」は、4年次の教員採用試験一次試験終了後の7月下旬と8月中旬に行ない、音楽や体育などの実技対策と個人面接、集団面接、模擬授業等の最終的な指導を行なっている。

教員への就職状況は、団塊の世代の大量退職により、関東、中京、関西地区で大量採用時代を迎えている。特に小学校教員の需要は多く小学校種受験の多い本学の学生にとっては追い風となっている。こうした社会情勢と年々ガイダンス等の内容をきめ細やかに充実させてきていることもあり、教員採用試験の合格率は平成16年度の52.5%（一次試験）33.6%（二次試験）から平成17年度51.1%（一次試験）38.3%（二次試験）、平成18年度57.4%（一次試験）41.9%（二次試験）と二次試験合格率は着実に向上している。また、臨時的任用教員についても需要は旺盛であり、学生が希望すればそのほとんどが教壇に立つことが可能である。

企業就職希望者向けには、「企業就職ガイダンス」「業界セミナー」「就活マナー講座」「メイクアップ講座」「企業就職フォロープログラム（先輩社会人講座）（リアル就活ゼミ）」「企業就職面接対策講座」「学内合同企業説明会」「OBOG懇談会」などを開催し、3年次のうちに就職活動に必要な基本的な知識等の解説を終了させ、3年次の後半から4年次にかけての本格的な就職活動に入っていくことになる。4年次生への支援としては、個々の希望に沿った個別指導が中心となる。「業界セミナー」は、学生のニーズの多い業界の中から人事担当者を招聘してその業界全体の説明を行なっている。「フォロープログラム（先輩社会人講座）」は、卒業後10年～20年目の企業の中で中堅として活躍している卒業生に社会人としての経験を語ってもらうプログラムとして、また「フォロープログラム（リアル就活ゼミ）」は、内定を貰った4年次生が3年次生に対し就職活動経験を基に指導する少人数ゼミとして、「OBOG懇談会」は卒業後1～2年目の卒業生から経験を基に解説する講座として行なっている。これらはいずれも就職活動についてのアドバイス及び社会に出るとはどういうことなのか、職業に就くとはどういうことなのかを考える契機と位置付けている。「学内合同企業説明会」は、年に2回キャリア支援課が学生に特に推奨する企業を集め、学内合同企業説明会を開催し、学生と企業の人事担当者が直接面談できる機会を設けている。企業就職状況については教員就職状況と同様に、各企業とも団塊の世代の大量退職時代を迎えており、また昨今日本の景気回復傾向もあり新卒学生の採用意欲が高まっている。こうしたガイダンス、各種行事の充実と社会状況の変化により企業への就職率は企業就職希望者ベースで、平成16年度70.1%、平成17年度83.8%、平成18年度87.0%と向上している。

公務員志望者向けには、「公務員受験対策講座（低学年向け）（3年次生向け）」「公務員論作文・面接対策講座」「各種公務員関係の講演会」などにより公務員試験受験対策支援を行なっている。公務員は、行政職から各種専門職、幼稚園教諭や保育士、警察官、消防官などまで幅広い分野に渡っているので学生個々の志望職種に応じた個別指導を重視している。保育士や幼稚園教諭の養成を柱とした教育学部心理教育課程の一期生が年次進行で就職活動時期を迎え、平成18年度に卒業するこの機会に公務員志望者へのガイダンスや受験対策講座、個別指導などを強化したこともあり次にあげるように志望者数、合格者数ともに増加した。公務員志望者は、平成16年度は16名の志望者がおり10名合格（国家公務員Ⅱ種、警察官など）、平成17年度は41名の志望者がおり16名合格（国家公務員Ⅱ種、法務教官、入国警備官、地方自治体行政職・福祉職、警察官など）、平成18年度は47名の志望者がおり31名合格（法務教官、地方自治体行政職・福祉職・心理職、警察官、消防官、保育士など）となった。

幼稚園教諭・保育士志望者に対しては、公務員志望者向けの支援と連携をとりながら公立園、私立園双方に対応できるよう「保育士受験対策講座」「保育士模擬試験」「幼稚園二次試験対策講座」などを開催している。前述の通り保育士と幼稚園教諭を養成する教育学部心理教育課程は、平成18年度に一期生を卒業させたのでこの分野に対する大学の支援も始まったばかりであるが、保育士志望者21名のうち19名が正規採用され2名が臨時的に任用されている。幼稚園教諭志望者17名のうち15名が正規採用され1名が臨時的に任用されている。

以上のように学生個人個人の努力とキャリア支援課で企画・運営する各種ガイダンス等の精査や社会状況の変化により本学学生の就職実績は確実に向上している。また、社会問題化しているニートの予備軍と言える進路未決定のまま卒業する者の数も平成16年度から平成18年度の3年間で23.8%、21.0%、9.0%と劇的に改善されている。

#### [点検・評価]

現状の説明の項で紹介したキャリア支援課の各種行事については、教員就職、企業就職、公務員就職、幼稚園教諭・保育士就職のいずれの領域でも学生の出席は非常に高くなっている。これは、就職に関して学生の意識が高いところからくるものと考えているが、先輩から後輩への口コミの影響も大きいのではないかと考えている。OBOG懇談会等においても卒業生から「就職活動の基本は、大学の授業と課外活動とキャリア支援課の行事への出席だ」との評価をいただいている。

本学越谷校舎の特徴として、学生の進路希望領域が多岐に渡り、キャリア支援課職員は学生に対しそれぞれ専門的なアドバイスを行なう必要がある。4つの領域に主な担当者を配置し、それぞれが専門的な知識を蓄えることにより概ね学生の期待に応えられていると考えている。しかし、それぞれの領域ごとにガイダンスや各種支援行事を企画・実施しなければならず、職員個人の経験や知識に頼っていることも事実で、組織として経験や知識を蓄積していく仕組みを作ることが必要である。また、4領域に対し管理職を含め正職員8名の配置では、若干マンパワー不足である。

就職担当部署としては、学生からどれだけ頼られるかが指標となると思われるが、平成18年度卒業生の満足度調査では越谷校舎のキャリア支援については、3.74という数値（5点法）となっており、卒業生は比較的満足に思っていることが読み取れる。

#### [今後の改善方策]

引き続き、情報収集能力の向上に努め学生への情報開示方法等について検討を進める。

経済状況が良く、企業側の採用難の現在こそ企業側とのパイプの確保や強化に努め、企業との信頼関係を熟成させていく必要がある。年間100社程度行っている企業訪問数を増やすのは困難だが、文教大学生ファンの企業を増やしていきたい。具体的には、採用実績のある企業への訪問を優先させ、企業とのパイプを強化していきたい。また、卒業生との連携強化は、教員就職、企業就職、公務員就職、幼稚園・保育士就職のどれにとっても重要度を増してきており、どの分野でどのような連携が可能であるのか十分に検討し、大学にも卒業生にも学生にもメリットのある連携形態の構築に取り組んでいく。

## (2) 大学院生に対する指導

### [現状の説明]

大学院生の進路は、主に「企業就職」「公務員就職」「小・中・高等学校教員就職」「研究職・専門職就職」である。

企業就職については大学院生を対象とする求人票や求人情報について、各研究科準備室に対し情報を提供し研究科準備室を通じて学生に提供している。大学院生向けのガイダンス等は特別に行っていない。

教員就職、公務員就職については、採用試験を受験することは学部学生と変わりはないので、学部生向けのガイダンス、各種有料講座等を受講するよう大学院生にも呼びかけている。よって、大学院生向けの特別なガイダンス等は行っていない。

研究職・専門職就職については、高度な専門的知識を必要とし、また求人情報等についても企業等の求人と違い一般に向け開示されることが少ないので、各研究科や指導教員の指導に全面的に委ねている。

### [点検・評価]

前述の通り、特に大学院生向けの特別な支援は行っていない。教員や公務員のように採用試験受験に向けては、学部学生と同様の支援を行っており、大学院生もガイダンス等に出席をしている。

大学院は、高度な専門性を教授する場であり、その進路については研究科や指導教員が学生一人ひとりの個性や能力を十分に勘案して大学院生へアドバイスをこなうことが適当だと考えている。

### [今後の改善方策]

教員希望者、公務員希望者への支援は引き続き行っていく。企業就職希望者へは、企業訪問等の折に大学院生の採用情報を収集し研究科及び大学院生へ情報を提供していく。

## 12-1-5-k 課外活動

### [現状の説明]

越谷校舎では、学生の自治組織「文教大学学友会」があり、全員加入を原則としている。「学友会総務部」「文化会本部」「体育会本部」「藍蓼祭実行本部」がそれぞれ所属する部やサークルなど活動の内容・目的に沿って統括している。本学のクラブ活動団体には、「公認団体」と「届出団体」がある。「公認団体」とは、文化会か体育会のいずれかに所属している団体で、年間通しての施設使用などの便宜が受けられる。除く団体を「届出団体」としている。それぞれの団体の顧問は、本学の専任教員が受け持つ事になっている。

教育支援課（学生係）の課外活動担当は、4つの本部（「学友会」総務部、「文化会」本部、「体育会」本部、「藍蓼祭」実行本部）に適切な指導助言を実施し、学生達が大学内での活動のルールや学ぶべき社会性を獲得できるよう支援し、付与する事を旨としている。

練習場所の確保に苦勞している団体も多く、これからも施設の充実を求めてゆきたい。又、教育支援課に留学生担当者を置き、全留学生を構成員とする「留学生会」の運営を支援し、さまざまな行事や交流会が円滑に実施できるように助言指導をしている。

#### [点検・評価]

学生对大学の関係で、学生からの要望を聞く機会（学生部交渉）以外に、学内購買部との意見交換の機会を年数回もっており、お互いに良い関係が保たれている。

前述した支援をうけ平成18年度の学生加入率は、公認団体として体育会32団体（加入率19%）、文化会25団体（加入率20%）、届出団体47団体（加入率31%）、加入者は全体で3,534人（70%）となっている。関東近隣の他大学と比較しても高い加入率を維持し、各団体は各活動方針に則って活発に活動をしている。平成18年度の課外活動表彰対象としては、吹奏楽部の3年連続全国優勝、野球部の全日本学生軟式野球大会優勝、ソフトテニスの首都学生ソフトテニス秋季リーグ戦優勝等目覚ましい活躍を見せている。個人では、水泳・トランポリン・競技ダンス等が表彰の対象となった。

これらの成果には、大学からの支援が寄与していると考えられる。

#### [今後の改善方策]

現状の支援のレベル、内容を維持していく。また、学生の要望事項や施設改善要求に対し、必要度の高いところから改善してゆく。

## 〔湘南校舎〕

### 12-1-3-s 生活相談等

#### 〔現状の説明〕

湘南キャンパスにおける生活相談担当部署として、教育支援課及び保健センターがある。教育支援課は、平成19年度より、旧来設置していた教務課と学生課の機能を統合したものである。課外活動、アルバイト、奨学金に関することなどの相談に応じている。また、保健センターは、医務室と相談室に分かれ、学生対応をしている。

アルバイトについては、危険と判断されるものなどを除き紹介しているが、登録・派遣業務の依頼については、かつてトラブルが発生したこともあり受付はしていない。内容に応じて、その都度対応している。

心理的精神面での相談は、相談室カウンセラーが対応している。また、教育支援課窓口での学生との相談業務において、相談室に行くことを進めるなど、学生の状況をみて対応している。また、問題の大きい場合により学校医との連携をとることもある。

学生生活全般に関する相談と履修、授業といった教務的な内容は、全て教育支援課が応じることになっているため、学生が窓口を選別することなく、一連の流れで対応できている。すなわち、成績の芳しくない学生の対応において、経済的理由によるアルバイト等が過重になっていた場合には、授業と学生生活の両面から相談に応じられている。

#### 〔点検・評価〕

平成18年度の事務組織改組で学生相談窓口を統合してから、2年目を迎えている。

従来、「学生課」・「教務課」にあった学生相談窓口を一つに統合することについては、学生側の混乱が懸念されたが、相談窓口が一つに集約されたことは、逆に相談内容により窓口を選別する必要がなくなったこともあり、ここまで問題なく適応している。

また、統合による学生相談の有効性としては、学生相談において適切な指導、助言をする上で、これまで学生生活上の問題点と教務上の問題点の関連性については2部署間の連携・調整を要していたことが不要になった。

例えば、授業と課外活動に関連する相談や生活上のトラブルと履修に関連する相談などは、これまで2部署間で連携・調整を要していたものであるが、統合後は「教育支援課」内で包括的に対応することが可能になっている。

#### 〔今後の改善方策〕

統合により「教育支援課」に組織改組した目的の一つは、学生相談窓口のワンストップサービスであるが学生相談担当部署としては最初に記述した①、②の他にも図書館、情報処理課など専門的な事柄を担当している部署もある。全ての相談を1部署で対応する組織は現実的には困難であり、今後は各部署間での連携をより強化し、組織的、システム的に取り組んでいくことが必要である。

また、将来的には学生相談窓口の施設・設備面についても機能的なものに改善していくことが必要である。

## 12-1-4-s 就職指導

### (1) 学部学生に対する指導

#### [現状の説明]

情報学部・国際学部学生の進路状況について、「就職・大学院進学状況」（大学基礎データ表8）に基づき概略すると、卒業生数を母数とした民間企業・公務員・教員への就職率は平成16年度から平成18年度の3年間で、情報学部では69.2%、77.9%、82.6%と13.4ポイントも増加し、国際学部でも64.0%、68.7%、82.4%と18.4%ポイントも大幅に増加した。

公務員については情報学部・国際学部合わせて、平成16年度（17名）、平成17年度（6名）、平成18年度（12名）で多い人数ではない。平成18年度の内訳は、警視庁・県警警察官8名、市町村公務員2名、航空管制官1名、消防官1名となっている。

教員については、今年度始めて高等学校教員免許状「情報」の取得者が卒業し、私立高等学校に正教員として5名が就職した。

現在、ニートについて社会的な問題になっているが、本学学生で一時的な仕事に就いた者や進路未決定のまま卒業した者は、平成16年度と比較すると、情報学部は11.4ポイント、国際学部でも14.4ポイントも減少した。

大学としての進路・就職支援は授業の中でのカリキュラムとキャリア支援課行事の両面から行なわれている。また、双方の支援を円滑に実施し、教授会に対し就職、進路支援を提示する組織としてキャンパス就職委員会がある。委員会は委員長（学長室会議メンバーで学長任命）、各学部学科から選考された就職委員6名（情報学部3名、国際学部3名）の計7名で構成され、ほぼ毎月1回開催されている。

事務局にはキャリア支援課があり、キャリア形成に関する学生支援を行なっている。平成18年4月より就職課からキャリア支援課に課名変更し、従来の上級年次を対象とした就職支援に加え、低学年次のキャリア形成も視野に入れ支援することとなった。キャリア支援課は現在キャリアカウンセラー資格者2名、キャリアアドバイザー2名を含む計8名で構成され、進路指導にあたっている。

年間を通してキャリア支援課では多数の行事を展開している。

低学年に対しては学年・学部別に春、秋期のガイダンスで「学生時代の過ごし方」「仕事の意義」「雇用環境」、ワークショップでは「自己分析」「ライフ・プラン」、業界セミナーでは講話を通して業界動向や仕事の内容を知る機会を与えることでキャリア意識の育成を目指している。就職に対する関心は入学時から高く、ガイダンス終了後には「就職について詳細な情報を教えて欲しい」「自分の進路を低学年時から考え、今しなければならぬことを考えたい」などの意見が寄せられている。このような学生の進路に関する意識を低学年より醸成し、3年次の就職活動に繋げることが重要である。その対策として、学生の授業時間割にあわせた同一内容ガイダンスの複数回実施や、ガイダンス出席票に毎回記載される学生からの質問・意見への回答など個々への対応を行なっている。

3年次生については、4月から翌2月にかけて毎週水曜日午後、下記のようなガイダンス、セミナー、講演会等を実施し、進路選択が適切に行なわれるように指導している。

- ①就職ガイダンス：就職活動全体を網羅する基幹ガイダンス。7回実施。
- ②講演会：就職活動準備、仕事の選び方、業界・企業分析のテーマで3回実施。

- ③業界・仕事研究セミナー：企業の人事担当者を招き3回以上実施。
- ④OBOGによる就職セミナー：OBOGから仕事について学ぶ。複数回実施。
- ⑤4年生による就職セミナー：4年生が体験に基づいて3年生を指導。3回実施。
- ⑥企業セミナー：約100社以上の異なる業界の人事担当者による学内会社説明会。
- ⑦その他：公務員講座、マナー講座、Uターン就職ガイダンス、YESプログラム、ワークショップ、SPI・一般常識テストなど各種模擬試験等を実施。

ここ数年企業の採用意欲が活発化しているため、キャリア支援課主催行事、特にマスガイダンスへの出席者の固定化及び減少傾向がある。そこで、行事に参加しない学生と接触する機会を増やすため、出張ゼミや進路カード受付面接を実施している。出張ゼミは就職委員会を通して教員の協力を得て、3年生ゼミの授業時間内にキャリア支援課職員が出向し、進路選択、就職環境、就職活動の方法等について対話形式で指導する。進路カード受付面接は10月から12月まで、全3年生一人当たり15分の面接を行なった後、進路カードを受け付けている。面接実施率は毎年80～85%である。

その他に、12月に希望者に対し面接対策合宿を実施している。参加者の翌年10月現在の就職内定率は、大学の平均内定率を上回る実績（平成19年は20%）をあげ、学生からは大変好評である。

4年次生に対しては、6月に企業セミナー（40社）、9、10月に就職幹旋会を3回開催している。6月、11月、3月にはゼミ担当教員を通して進路調査を実施し進路未決定者を把握する。未決定者に関しては一人ひとりに電話連絡し、進路相談や就職幹旋を行なっている。学生への進路に関する連絡電話件数だけでも平成18年度は1247件であった。

いっぽう、全学生を対象としては職業適性診断ソフト「キャリア インサイト」を導入し、学生が無料でキャリアプランニングや職業選択のプロセスが、自分の都合に合わせて自由に経験できるような環境づくりもしている。

#### [点検・評価]

このように学生とキャリア支援課職員と直接接する機会を増やすことにより、キャリア支援課に相談に訪れる学生数は平成17年度に比較し464名も増加した。キャリア支援のとりくみの多くは学生からも好評である。ここ数年就職環境が良くなった背景はあるものの、学生個々への地道な対応の積み重ねが、就職率の増加と進路未決定者の減少に影響を与えている。

#### [今後の改善方策]

情報、国際学部の授業科目内には共通開設のキャリア科目及び各学部専門科目でキャリア形成に関連性のある科目が多数存在する。今後の改善方策として、それらの科目の授業内容と、キャリア支援課が実施しているガイダンス、セミナー、ワークショップ、適正検査などの連携を行ない、キャリア形成プログラムを作成・組織化し、低学年次より社会人基礎力育成に向けて学部・事務局協働で学生の系統的キャリア支援に取り組む。

また、キャリア支援課行事については、3年生対象行事で外部講師に依頼しているガイダンスが存在する。キャリア支援課スタッフが実施することにより、きめ細かにガイダンスを実施することができ、学生との距離をより近いものとするができる。このため、行事の充実化とスタッフの能力向上に努めていく。



## (2) 大学院生に対する指導

### [現状の説明]

大学院については情報学部情報学研究科、国際学部国際協力学研究科がある。大学院生の就職支援については情報学研究科では、「大学院生を対象とした求人票及び学校推薦依頼状が送付されてきた場合のガイドライン」を大学院教授会の議を経て決定し、「学校推薦者」の選考方法を明確にしている。

夏期休暇直前には、情報学研究科からの依頼を受け修士課程1年生を対象に、キャリア支援課職員が研究室に出向き就職に関する基礎的なガイダンスを実施し、個々に進路指導を行なっている。また、学生の進路に関する基礎資料として学部生と同様の「進路カード」の提出も義務付けている。

一方、国際協力学研究科の学生への対応については、研究室、研究分野指導教員に進路指導を任せている状況である。

大学院生については、大学時代に就職活動を行なった経験がない学生もいるため、基本的には3年次生と同じキャリア支援行事に出席するように指導しているが、出席率は低く、個別相談にキャリア支援課を訪れる回数も1人当たり2、3回と少ない。しかし大学院の場合、上級生や同級生との連絡が密で、就職情報量も多く入手しており、最終的には希望進路に進むことができる。

平成18年度生は情報学研究科修了者6名中5名が、国際協力学研究科修了者は3名中全員が就職した。

### [点検・評価]

情報学研究科修了生の進路としては、システム開発部門、コンテンツビジネス分野での企業への就職を目標としている。平成18年度の修了者5名の就職先を見ると運輸業、専門商品卸売業、情報サービス業、広告業、サービス業など様々な業界の総合職として就職しているが、職種としてはシステム開発に携わる配属が決定している者が多く、高度な専門性を活かせる道に進んだといえる。

国際協力学研究科修了生3人の進路については、大学院での研究内容を活かし、空気、水、土壌汚染などの環境問題を扱い、次世代商品の開発、研究を行なう企業へ修了者3人全員が就職できたことは、環境を取り扱う企業が少数であるため評価に値する。

このような就職維持を得たことは、進路指導が適切に行なわれていることを示している。

### [今後の改善方策]

現時点では、大学院生の就職については、研究指導教員が個々の希望を把握し、最も適切な進路選択の指導をしているといえる。専門性を活かす分野への進路指導についてキャリア支援課で行なうのは難しい面があるが、就職活動を進めるうえでの基本的知識等については今後とも両研究科学生に平等に情報を提供してゆく。

## 12-1-5-s 課外活動

### [現状の説明]

湘南キャンパスにおける学生の課外活動は、湘南キャンパス（情報学部、国際学部）の全学生を会員とする学生の自治組織である「学友会」を基盤としている。学友会の下部組織には体育会、文化会があり、これらに所属する団体を公認団体として認めている。

また、これらには所属しないが学友会所属の団体として設立しているものを公認サークルとしている。平成19年度の公認団体数は、体育会所属が21団体、文化会所属が12団体、公認サークル数は26団体である。

ここ数年は、公認サークルから公認団体に昇格した団体が3つあり公認団体数は増えている。公認サークルについては、新規で設立される団体もある一方で活動が継続できない団体もあり団体数としては横ばいの状況である。

大学の多様な支援を受け、様々なクラブ・サークルがキャンパスで活動を展開しており、支援は有効に機能していると評価できる。

公認のクラブ・サークルには、顧問が必要になるが、教員にとっては負担の増加という側面もある。より、教員が学生の課外活動を支援しやすくなるような条件整備も必要である。

上記、課外活動団体への全体的な指導・支援については、教員組織の大学学生委員会と事務組織の教育支援課がこれにあたっている。また、各団体の運営についての助言・指導は顧問がこれにあたっている。各団体には、「湘南校舎学友会顧問に関する内規」に基づき本学専任教員の顧問を一人おくことになっており、大学学生委員長が毎年、各団体からの届出に基づき、顧問の候補者を学長に推薦し、学長がこれを委嘱している。各団体の活動結果は、定期的に「活動結果報告書」として教育支援課に届出することを義務付けている。

大学として行なっている課外活動への主な支援は以下のとおりである。

#### ①学内での活動に対する支援

体育会・文化会所属の公認団体には、学内の施設を定期的に優先利用することを認めている。公認サークルについても公認団体の調整後に使用可能な施設に同様の利用を認めている。これは、各団体が計画的な活動を行なえるよう配慮したもので、毎年、5月末までに団体継続願を届出した団体を対象としている。

また、新入生に対し公認団体・公認サークルを紹介する目的で毎年「CIRCLE GUIDE」(冊子)を作成し、課外活動への関心を促している。

#### ②公認団体の部活運営費に対する支援

公認団体は、学友会から毎年割当てられる予算と各団体で自ら徴収している部費が主な活動費となっている。大学の部活動運営費支援としては「学生生活一般援助金支給内規」に基づき、日常の活動を育成することを目的に補助を行なっている。各団体からの申請に基づき、査定の上、1クラブ5万円以内で支給している。

また、学友会に所属する公認団体、公認サークルが、対外的に大学に寄与する活動を行ない、その団体が臨時に資金を必要とする場合には、「学友会クラブ活動特別援助金支給規程」に基づき、援助金を支給している。

さらに湘南キャンパスでは、グラウンド等の施設が十分でないこともあり、主な活動場所として学外の施設を利用しなければならない団体に対して、施設利用料に対する補助を行なっており、陸上部、ライフセービング部などが活用している。

#### ③優秀成績団体・個人の表彰について

課外活動において、優秀な成績を収めた団体又は個人に対して「文教大学学生表彰規程」の第3条に基づき、「文教大学課外活動表彰内規」に従い表彰者を選考している。

選考の基準は、公認団体主催による広域的な競技会等で収めた成績を中心とし、学内外における平素の練習(活動)状況やその他の課外活動結果も参考にしている。

平成 18 年度は、ソフトテニス部、バレーボール部、陸上部、吹奏楽部の 4 団体を表彰し、賞状及び 5 万円分の備品を援助した。

また、スポーツ、文化、芸術等の広い分野で学園の名を全国的に高めるとともに、学業、人物とも優秀で他の模範となる顕著な功績を挙げた個人または団体に対して、課外活動を経済的に援助し、更なる活動の機会を与えることを目的とした「学校法人文教大学学園スポーツ・学術優秀功績者表彰規程」を平成 18 年 4 月 1 日より施行している。

#### [点検・評価]

大学の多様な支援を受け、様々なクラブ・サークルがキャンパスで活動を展開しており、支援は有効に機能していると評価できる。

公認のクラブ・サークルには、顧問が必要になるが、教員にとっては負担の増加という側面もある。より、教員が学生の課外活動を支援しやすくなるような条件整備も必要である。

#### [今後の改善方策]

学生からの大学に対する様々な改善・要望について大学学生委員会と学生代表である学友会と意見交換を行なうため、春学期と秋学期に各 1 回、学生部交渉の場を設けている。課外活動に対する要望としては運動施設の増設・改善に関するものが多く、平成 18 年度は、グラウンド照明、トレーニング室の改善要望に対し対応したところである。今後も、このような場を重視し、出された問題や要望にこたえるよう努めていく。

また、今後の課外活動活性化の一環として、「課外活動に伴う懇親会参加費支給規程」を活用するなど、登録されている団体・学生と顧問教員との交流を深め、指導、援助の強化を推進する。

## 第2節 保健センター

### [目標]

学生及び教職員の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮に努め、より良い健康サービスの提供を目指すことで、文教大学の建学の精神（教育の理念）を推進する。

- ①健康かつ快適で、充実した学園生活を送れるための健康サービスの提供を促進する。
- ②健康診断実施やデータ分析など、独自の保健管理システムの確立を目指す。
- ③健康・保健教育（心理教育含む）の企画・運営への関わりを進め、充実を図る。
- ④生命・健康に関わる危機管理業務対応のために、学内外の機関との連携を強化する。

### 12-2-1 運営組織

#### [現状の説明]

保健センターは、両校舎にそれぞれおかれている。

越谷保健センターは、「文教大学越谷保健センター規程」に基づき、組織されている。センター長は1名、主任は3学部から1名ずつが2年任期で任命されている。センター職員（スタッフ）は、専任の保健師・看護師各1名、非常勤の心理相談員（カウンセラー・インテーカー）6名、非常勤の医師3名、兼務の事務職員2名である。センター組織は、主に身体面を「医務室」、心理面を「相談室」が担当しているが、両者が協力しあうことにより心身両面をトータルのケアする体制がとられている。なお、医務室には診療所を設置し、医療行為も可能となっている。

湘南保健センターは、「文教大学湘南保健センター規程」に基づき、組織されている。センター長は1名、主任は大学2学部・短期大学部からそれぞれ1名ずつが2年任期で任命されている。センター職員（スタッフ）は、専任の保健師・看護師各1名、兼任の心理相談員（カウンセラー・インテーカー）4名、非常勤の医師4名、非常勤の事務職員2名である。主に身体面を「医務室」、心理面を「相談室」が担当しているが、協同で心身両面をトータルにケアする体制がとられている。

センターには主任会がおかれ、月例で会議が開催される。事業計画・立案が実施についての意思決定される。校舎内での健康管理業務を主たる業務とし、すべての学生及び教職員が対象となっている。

#### [点検・評価]

主任は各学部からの選出で、学部との連絡・調整が期待されている。一方、スタッフは事務職員を除いて、専門職員であり、人事もほぼ固定しているために、主任会はスタッフ主導となり、定型的な業務中心となる傾向がある。定型業務を消化するには、適切で理想的な組織といえるが、流動的または非定型的な事態には対応が困難な場合がある。また学生の健康管理主管事務が教育支援課、教職員が総務課となっており、事務連絡等に支障が出る場合がある。

センターの内部構造並びに管理体制については、「主任会とスタッフ（教員と専門職員）」、「学生と教職員（教育支援課と総務課）」また、スタッフへの指揮命令系統が「センター長と課長（センターと事務局）」と様々に二重構造となっている。

#### [今後の改善方策]

上述した組織、体制の問題については、センターだけで解決できる問題ではない。しかし健康

サービスの低下につながる可能性もあるので、今後関係部署との協議・折衝を検討していく。

また、当面は徹底したヘルスプロモーションの展開や、多様な学生対応での非定型業務やドラステイクな変革に対応するために、明確なルールや対応マニュアルを構築してゆく。

## 12-2-2 心身の健康保持・増進に向けての指導・援助

### [現状の説明]

学校保健法ならびに労働安全衛生法に基づき、またトータルヘルスプロモーション（人間が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス）に立脚し、健康診断の実施と検査結果のフィードバック、再検査の指導を実施している。

学内の「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」「衛生委員会」等の企画・運営に参画し、学生・教職員の健康増進及び安全・衛生に寄与している。

近年、対応が困難な学生が増加しており、その対応について個別的でより専門性の高い対応が望まれており、一般の教職員へのコンサルテーションも増加傾向である。

各校舎の状況としては次のようなことがある。

#### <越谷校舎>

教職希望者が多く、教育実習・介護体験等実習先への健康診断証明書のデータ並びに発行業務処理が集中し、その対処に追われることが多い。

教育支援課・大学祭実行本部（学生組織）と共催で、地域保健所等との協力のうえ、大学祭における参加団体への食中毒防止、急性アルコール中毒防止指導を実施している。

また、医務室に診療所を設置していることから、所長（校医・産業医）による医療相談や医家向け薬品の投薬を実施し、こうしたサービス提供により満足度は高い。

年間を通じて相談室やフリースペースでアロマセラピー講座やアサーション講座など様々なグループ活動を活発に行なっている。越谷には心理系学部・学科を擁するために興味や関心を持つ学生が多く、盛況である。

#### <湘南校舎>

対応に配慮が必要な学生に対する支援に関し、教育支援課やキャリア支援課、図書館、研究室など学生との接触業務に携わる部署（窓口等の教育サービス部門）との情報交換のため、「学生支援について連絡会」や「講演会」を開催し、心理教育・具体的な対応の共有を進め、学生へのサービス向上を目指している。この「講演会」には日本学生相談学会とのコネクションにより、高等教育機関において心理相談に携わるカウンセラー等を招いて、教職員の研鑽に資している。キャリア支援課との共同企画「学生向け自己分析ワークショップ」の開催も次第に学生に認知され、定着してきている。

また、地域保健所との連携で、新入生への健康講演会の開催、禁煙指導やH I V広報事業を実施している。非常勤医師4名も地元開業医に委託している関係から、来室学生のリファーマも円滑かつ適切に行なわれている。

### [点検・評価]

学生定期健康診断では、摂食障害による栄養異常や生活習慣病の発見、健康指導は、ますます重要になってきており、血液検査を実施して健康指導を行なうことが必要である。健康診断結果のフィードバックを実施しているが、これを利用して学生に対する適切で十分な健康教育を行な

うことが次の課題である。

越谷校舎ではカウンセリングに興味を持つ学生が多いこともあり、相談室利用度も高いが専任教員がいないためインテーク業務や総括業務にも非常勤の相談員が携わらざるを得ず、相談業務に専従できない状況である。

学生数の増大に伴い、繁忙期には部屋の狭さ、休養ベッドの不足等の問題が起きており、施設・設備面では十分とはいえない。

湘南校舎では学内の各種委員会、接触業務部署との連携については適切であるが、協働・連携の要望も強く、今後もより一層活動を充実させることによって、学生・教職員の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への対応を推進することが求められる。学外の地域医療機関等との連携は、特に診療所を設置していないこともあり、今後とも十分に行なっていく必要がある。

施設面では全体に狭く、医務室では恒常的に休養ベッド数の不足、相談室では受付や待合場所もなくプライバシー保護等にも多大な支障がある。それによる学生・教職員への健康サービス提供の低下もあり、影響を及ぼしているといえる。

#### [今後の改善方策]

両校舎ともトータルヘルスプロモーションの立場より、より積極的に充実した健康教育・心理教育を中心とした企画・運営を今後もセンター主任会で推進する予定である。

越谷校舎においては、今後関係部署との協議・折衝を検討している。また湘南で取り組まれている、学生との接触業務に携わる部署と情報交換のための「学生支援について連絡会」等を参考に、対応が困難な学生との接触について具体的な対応と知識の共有を進めるために、学内外との協働・連携についてセンター主任会において検討し、関係部署と企画・運用について協議する。

湘南校舎においては、診療所について、既に設置している越谷の状況をふまえ、その可能性を検討する。

## 第 13 章 管理運営

# 第13章 管理運営

## 第1節 大学における管理運営体制

### [目標]

- ①大学がその機能を十分に発揮するために必要な規程が定められていること。
- ②本学の定める規程等に則り、学内各組織が適切に運営されていること。
- ③運営にあたり各組織がよく連携し、教育および研究が効果的に推進されていること。

### 13-1-1 学長、学部長の権限と選任手続

#### [現状の説明]

学校教育法第58条3項によれば、学長は「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」とされている。この規定を受けて、本学の「教学組織責任者規則」は、学長の職務について「大学校務をつかさどり、所属の教員その他を統督し、大学を代表する」と定めており、教学を統括し大学で行なわれる教育・研究に責任を持つものと位置付けている。

その役割を果たすために、学長は、大学の運営を舵取りするためのさまざまな権能を有している。主なものは次のとおり。

- ア、学生の休学・退学など重要な学籍異動に対する許可
- イ、教育研究に関する予算編成基準の決定及び学部長調整金の予算要求金額決定
- ウ、競争的研究経費として特定の研究等にあてるための学長調整金の配分・支出の決定
- エ、大学審議会及び連合教授会の主催（召集及び議長となること）
- オ、各種委員会委員長の任命、特別委員会の設置

教員の人事に関しては、教員選考規程において、学部での選考を前提に学長による選考が規定されている。採用及び退職の発令は理事長が行なうが、昇任の発令は学長による。

学長は、理事長により任命されるが、その予定者の選出は大学構成員の選挙による。選挙権を持っているのは、専任の教員及び事務職員である（ただし事務職員の票は0.5を乗じて数える）。学長選挙の候補者は、教員10名以上の連署により推薦された者かあるいは推薦委員会により推薦された者である。まず、連署推薦による候補者をうけつけ、それがいない場合及び連署推薦による候補者が信任されなかった場合に推薦委員会の推薦する者が候補者となる。選挙の結果、過半数の得票（候補者が1人だった場合は過半数の信任票）を得た候補者が学長予定者となる。なお、学長の任期は4年であり、連続2期を超えて学長を務めることはできない（任期途中就任の場合、その期は参入しない。）

学部長は、当該学部の専任教員（助手を除く）の選挙によって選出される。学部長の任期は2年であり、学長に任命され、学長の命を受けて当該学部の校務をつかさどり、学部を代表する。学部長は、学部教授会を主催し、また、大学審議会を学部選出審議会委員とともに構成し、学部の運営と大学の運営を連結する役割を果たしている。

学長を補佐する体制としては、規程上、副学長、学長補佐があるが、現在は、副学長はおかれ



ておらず学長補佐のみである。認証評価担当の学長補佐がおかれている。

#### [点検・評価]

本学においては、学長は専任教員及び専任事務職員の選挙によって選ばれている。平成8年までは、理事会が選任していたが、リーダーの選任に自ら関与したいという教職員の意向を受けて、平成8年に学長選出規程が制定され、教職員の選挙により予定者を選出し、理事長がその予定者を学長に任命するという現在の方法が確立した。その際、教員だけでなく、職員（専任職員のみ）も選挙権を持ち学長選任に関与することとしたのが、本学の特徴である。職員の関与の方法は、選挙人選出方式、一学部相当数に調整する方式と変遷したが、現在では、職員の票の重みを教員の0.5とするという方式となっている。

学長を大学構成員の選挙により選出する方法が、迅速で効果的な大学運営にとって適当かどうかという議論があるが、多くの教職員がさまざまな意欲をもち、「人間愛」の教育という教育の理念の下にコミュニケーションをとりながら大学を運営している本学では、構成員の合意を形成しやすい現在の学長選任方法がベターな方法である。また、大学運営に行政的能力やさまざまな専門的能力を持つ事務職員の意欲的関与が求められている今日、その趣旨から、教員だけでなく職員がその過程に参画するのも当然と言える。

一方、学部長の選任は、学長の選任と異なり、教員のみに関与で行なわれている。これは、学部が教員によって構成されていること、また学部の運営内容の大部分が教育・研究に直接関わる問題であることによるものであり、妥当である。

学長の権限については、教職員の一定の合意を前提とした大学運営を進めるために必要な権限は、付与されている。各種委員会の委員長人事や大学審議会への議案提案を通じて大学運営のイニシアチブをとることは十分可能であり、また実際にそのように運営されている。十分に話し合い、合意形成を重視しつつ着実な大学改革を進めようとする本学にとっては、適切な形である。なお、経営は法人が担当し、大学は教学を担当するという考え方から、学長は、教育研究経費以外の予算及び職員人事に関する権限は有していない。

しかし、今後は、大学運営を取り巻く環境がますます厳しいものとなり、シビアな経営判断と迅速な運営改革が求められるようになるだろう。その時点で現在の仕組みが引き続き妥当であるかどうかは、検討の余地がある。現状では、事務スタッフを含め、学長を補佐する体制は強力とはいえない。

#### [今後の改善方策]

現在の大学運営の仕組みは、合意形成を重視しつつ改革を進めるという本学のスタンスからみてほぼ適切な形といえる。学長の権限、選出手続き、大学各機関との関係ともおおむね適切であり、妥当である。

しかし、これからの大学運営は厳しい環境であることを考え、学長を支える運営体制、事務組織の強化や制度改革上の権限の検討も必要である。

また、現在の学長選出の手続きでは、教員の連署による推薦を原則としており、また推薦委員会の推薦となっても複数の候補者を立てることとなっているため、仕組み上、学外の個性ある有識者を学長に迎える可能性はそう高くはない。今後予想される厳しい環境を考えると、この点についても検討していく必要がある。

## 13-1-2 意思決定

### [現状の説明]

本学の意思決定のための審議機関は、大学審議会である。大学審議会は、規程により次の事項を審議することとされている（大学審議会規程第7条）。

- (1) 教育及び研究の基本方針に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則のうち、教育・研究に関する諸規則の制定、改廃に関する事項
- (3) 予算概算の方針並びに予算の配分及び運営の方針に関する事項
- (4) 学内、その他重要な施設の設置、廃止に関する事項
- (5) 教員人事の基準及び教員の研修に関する事項
- (6) 学生の入学定員及び実定員に関する事項
- (7) 全学に共通する学生の厚生・補導及びその身分に関する事項
- (8) 学部間及びその他の機関との連絡調整に関する事項
- (9) その他、大学の運営に関する重要な事項

大学審議会の構成員は、学長、副学長、学部長、学部選出の審議会委員、大学事務局長である（大学審議会規程第3条）。大学における教学上の重要事項は、必ず大学審議会で審議され、その後、理事会への上申や学長の決定等の最終意思決定手続きが行なわれる。

### [点検・評価]

意思決定のプロセスには、構成員の意向を的確に集約できること、トップの意思を反映できること、決定事項の実施に当たって関係する各部局の調整と連携が担保できること等が求められるが、本学の意思決定プロセスは、基本的にその要件を満たしている。

大学審議会への議案提案権は、議長である学長のみが有しており、学長の方針を示し実現する場となっている。大学審議会への議案は、通常は、両キャンパスに置かれた学長室会議（学長、副学長、キャンパス委員会委員長、図書館長、事務局長、その他学長が必要と認める者により構成）で提案、検討され、取りまとめられている。

大学審議会は、学部長及び学部選出委員がその主要構成員であり、学部の意向を公的に集約できる場である。また、大学の意思を形成すると同時に、学部に対して大学・学長の意思、方針を示し徹底するための場としても機能している。

### [今後の改善方策]

規程が定める大学審議会審議事項のうち（3）予算概算の方針並びに予算の配分及び運営の方針に関する事項は、ほとんど議論されていない。これは、とくに大学審議会で議論するような大きな問題がなかったということもあるが、予算及び人事のようなトップの意思に直接関わる問題を審議会で議論することの問題もあった。学長の執行権限と大学審議会の審議権の関係は、トップの意思と全学の合意をどうバランスをとっていくかという問題を反映している。予算、人事に関する考え方については、とくに、大学審議会での審議をどのように位置付けるかをよく検討する必要がある。今後の大学の運営の形を決める問題として検討が求められる。

### 13-1-3 教学組織と理事会等との関係

#### [現状の説明]

学校法人が大学を設置運営し、法人によって設置運営される大学という場で教育・研究を旺盛に展開し、社会に有為の人材を輩出していくのが大学の役割である。具体的には、資産・財産の管理、教員選考を除く人事管理、予算決算、組織改組等の基本的な経営事項を法人が担当し、大学各組織の運営と教育・研究の推進・向上は、大学が担当している。両者の役割が重なりがちな大学運営に関する重要事項については、大学の意向を形成した後、理事会に提案し、学校法人として了承あるいは決定するという仕組みになっている。

理事の人数は、寄附行為上12名から14名となっているが、教員理事としては、学長、それ以外に4名の評議員である教員が理事に選出されることになっている（寄附行為及び理事及び評議員選任規則 注1）。また、常務会規則により、学長は理事長、常務理事とともに常務会を形成しており、これらの規定が、大学と法人の連携を担保している。大学審議会を通じて形成された大学の意思決定は、常務会、理事会を通じて理事会に報告され、必要に応じて審議・決定・了承される。また、このことにより法人としての意思決定プロセスに大学が参画し、法人と大学の考え方や方針の整合性が保障されている。

#### [点検・評価]

学校法人理事会と大学との良好な連携協力関係のためには、役割分担が明確であること及び運営にあたって両者の意思疎通と連携が図られていることの両面が必要である。本学の場合、前述した仕組みの中で分担及び連携協力が行なわれている。たとえば、平成20年度の間人文学部心理学科増設の場合、当該学部立案の学部改組案を大学審議会決定したのち、理事会がそれを承認し、理事会承認を受けて法人が建物の建設や必要な予算措置を行なうなど連携協力が行なわれた。他の学科等の設置についても、同様である。

また、連携協力の近々の例としては、受験生募集に関する取り組みがある。本学は、平成19年度入試において前年度比13.5%減という大幅な受験生の減少を見たが、この状況を打開するために法人として「入試アドバイザー」制度を新たに設置した。これは、新たな職名として「入試アドバイザー」を設置し、兼務ではあるが課長及び課長補佐17名を任命した。現在、大学の入学センター・入学課との連携の下に、受験生募集活動をしている。このように、本学においては、法人理事会と大学は適切に連携協力している。

#### [今後の改善方策]

本学において、法人理事会と教学組織との連携については適切に行なわれているが、より一層の緊密な連携を目指していく必要がある。今期の理事会では、「教学の見地と経営の見地の緊密化」をひとつの課題としているが、両者の役割分担を前提としつつ、それぞれの見地を統合して、学校法人として力をあわせ、力強い変革と成長の道を歩んでいかねばならない。その点で、一層の改善を追求していく必要がある。

(注1) 教員選出枠以外は、付属校教員から1名、事務職員から2名、選出以外の理事会選任枠として学識経験者等が4名から6名が選任される。現理事会では、理事会選任枠で1名の教員が専任されている。

## 13-1-4 連合教授会

### [現状の説明]

本学には全学部専任教員による連合教授会が設置されている。その教授会規程は次のとおりである。

### <文教大学連合教授会規程>

(趣旨)

第1条 文教大学学則第48条第3項に基づき、連合教授会（以下「教授会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(招集者と議長)

第2条 教授会は、学長が招集し、議長となる。学長に事故あるときは、副学長が議長を代行する。教授会を招集するためには、あらかじめ議案・日時・場所等を定め、各教授会構成員に対してその通知を発しなければならない。

(定足数)

第3条 教授会は、構成員の過半数の出席により審議を行う。

(職員の出席)

第4条 教授会に事務局長及び関係事務職員が出席し、議長の認めた事項について報告・説明することができるが審議には参加できない。

(書記)

第5条 教授会に書記1名を置く。書記は、関係事務職員が当たり教授会の議事録を作成し、議長の確認印を得てこれを保管する。

(議事の漏洩禁止)

第6条 教授会の審議内容について、みだりにこれを他に漏洩してはならない。

(理事長への報告)

第7条 教授会において審議された主な事項は、学長から理事長に報告しなければならない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、大学審議会における審議によるものとする。

連合教授会は通例年度始めの年1回、4月に開催され、学長による大学運営方針、検討課題などが示されるほか、入試結果、就職状況、教務関連、その他大学の運営にかかわる事項が学長室の担当委員長から学事報告として説明されている。大学運営、施政方針などの重要事項の審議は大学審議会に委ねられているため、連合教授会は教学上の最高意思決定機関ではない。

### [点検・評価]

越谷キャンパス、湘南キャンパスは距離が遠隔であり、日常的な人的交流が不足していることの改善や情報交換をする場としては有効である。またこの教授会で、学長の施政方針を直接聞く機会として、また社会的に本学が置かれている客観的状况を知る機会にもなっており大いに意味がある。しかし基本的にこの教授会は報告を聞く、ということが主たる目的になっており、十分な審議時間の確保は困難である。

### [今後の改善方策]

連合教授会のあり方は時間的、物理的制約の中で現状を変えることは困難である。しかし各種

の学事報告の内容の充実は図らなければならない。また本学を取り巻く環境の厳しさに対する認識を共有するために、単なるセレモニーとして終らせないための方策を考えなければならない。

## 第2節 学部の管理運営

### [目標]

- ①本学の定める規定に則り、学内各組織が適切に運営されていること。
- ②教授会の権限と役割、その活動が適切であること。
- ③教授会と学部長の機能分担が適切であること。
- ④評議員会、大学審議会など全学的な審議機関との連携、意思疎通、役割分担が適切であること。

### 13-2-0 学部共通事項

<教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性>

#### [現状の説明]

本学の5学部の学部教授会規定は次の通りである。  
各学部に教学上の重要事項を審議するため、それぞれ教授会を置く。  
教授会は、学部の専任教員（教授、准教授、講師及び助教）をもって組織する。  
教授会は、当該学部における次の事項を審議する。

- (1) 入学、卒業、転学、休学、退学、除籍、留学、その他学生の身分に関する事項
- (2) 教育課程及び試験に関する事項
- (3) 学生の補導及び賞罰に関する事項
- (4) 研究及び教授に関する事項
- (5) 教員の選考に関する事項
- (6) 名誉教授の推薦に関する事項
- (7) 学部長候補者及び各種委員の選出に関する事項
- (8) 教授会の運営に関する事項
- (9) その他教育及び研究上必要な事項

以上の教授会審議事項は各学部共通のものであり、原則月1回定例教授会を開き運営されているが、上記の審議事項を学部長が議長となりその規則に従って運営されている。

しかし例えば文学部のように、学部運営をスムーズにするための文学部運営協議会を平成12年から設置しており、学科長会に代わって機能している学部もある。教育学部では学校教育課程長、心理教育課程長、教職課程長と学部長による課程長会、さらに各専修主任と課程長、学部長による主任会が設置され教授会運営上の準備、意思疎通を図っている。

その他人間科学部では学科長会議が設置されている。また情報学部、国際学部では学部連絡会が置かれ、学科間の調整や教授会との関わりについて、できる限り透明で公平な運営をするように努めている。

さらに文教大学学部教授会運営規定も5学部共通のものとして定められている。その第12条には「教授会は、学部運営上必要な各種の常設専門委員会を置く。」第13条には「教授会は、必要に応じて臨時に特別委員会を置くことができる。」となっている。

この規定に基づき、各学部では学部独自の委員会を設置し、運営している。

#### [点検・評価]

現在、各学部教授会は適切に運営されている。教授会が教員人事について採用、昇任を含めその役割を果たしていると評価できる。また教育課程の改編、入学、卒業等、学生の身分に関する事など教授会規定にある事項は適切に行われている。審議内容は大学審議会に報告され、また全学にも周知されることになっており透明性は確保されている。ただし学部によって異なるが、教授会運営のための下部機関としての連絡会、学科長会などはその運営規定は特になく、慣例で行われている点が問題である。

キャンパス共通の一般教育科目や語学科目、体育科目について、基本的には学部から選出される委員によって構成されるキャンパス教務委員会の役割であるが、教育課程の改編は学部教授会の権限でもあり、その調整や方向性について十分な検討と理解を得るための手続きは困難なことがある。教授会には検討内容が正確に伝えられるように議事録を公開している点は評価できるが、今後ますます時代の流れと変化が多様化するなかで、それに対応するだけの運営方法が確立されているかは疑問である。

また越谷キャンパスと湘南キャンパスの学部の性格の違いもあり教育課程については全学的に一つの方向性を見出すことも難しい。それが必要なことと独自性を尊重すべきことの境界を全学の見地から点検する必要がある。

#### [今後の改善方策]

教授会の果たしている役割、活動については概ね適切であると考えられる。教育課程の改編などは学部教員が全て懸案事項を共有できるように周知されているが、教授会や担当する委員会での情報がメーリングリストなどの活用により、より積極的に伝わるなどの改善は考えられてよい。またキャンパス共通の教育科目については、時宜を外さず、積極的な検討と実施を図れるように各学部教授会が権限に固執するのではなく連携をとるように努めなければならない。

#### <学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性>

#### [現状の説明]

学部長は、「文教大学及び文教女子短期大学部教学組織責任者規則」第7条により「学長の命を受け、当該学部の校務掌り、それぞれの学部を代表する」と規程されており、学部内の問題について、必要に応じて常設専門委員会及び特別委員会に問題の検討を諮り、教授会で審議を行い、その結果を学長に報告を行なうなどしている。

各学部では学部運営を円滑に進めるべく、学部によって構成員は異なるが、学部長、大学審議委員、学科長、課程長などで構成される学科長会議や課程長会、運営協議会、学部連絡会などを設置し、各委員会や学部長等から提出される審議事項の整理、情報交換等を行なっている。なおこれらの会議には必要に応じ各種委員長はじめ教員の出席が可能であり開かれた場となっている。また学部長は学部や大学に関連する情報を教授会に迅速に伝えるように努め、学部運営の透明性を高めるとともに教授会審議が的確になされるように配慮している。

#### [点検・評価]

各学部教授会は学部長や他の構成員の恣意的な方向付けや独断専行が行なわれないように、関わりのある規則・規程に基づいて適切に運営され有効に機能しており現在のところ問題はない。

#### [今後の改善方策]

現在、各教授会は問題なく機能しているが、今後とも各教員が真摯に審議するよう心がけるた

めの方策の1つとして、教授会の審議案件に関わる資料を必要に応じEメール等を用いて事前に各教員伝達し審議の準備を行なうような配慮をこころがける。

また教授会において大学審議会、各種委員会、その他の部署の多様な内容の審議・報告事項について各教員が周知しあい、適切な議論の過程をふまえて意思決定を図っていくには時間が不足しがちである。各種委員会によるルーチン的な事項は口頭による説明を簡略化するなどの措置が必要であり、より重要な事項に審議時間を配分できるよう、効率的な運営の方法を検討していく必要がある。

#### <学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性>

##### [現状の説明]

本学では評議員会は寄付行為によって設置されており理事会、法人のチェック機能を主とする機関である。従って学部教授会とは役割を分担するものではないが、学部からは学部長のほか1名が評議員として選出され、教授会において評議員会の事案を説明することになっている。

本学では大学審議会が全学的審議機関として、また本学教学上の最高意思決定機関として機能している。各学部教授会決定の事項で大学全体に諮らなければならない事項は大学審議会に上程されている。大学審議会のメンバーは学長が議長を務め、各学部長のほか学部選出審議委員1名と大学事務局長によって構成されている。ここでは学部から提出された重要事項のほか、学長室から提出された全学的な委員会（教務委員会、入試委員会、学生委員会、就職委員会、国際交流委員会など）の案件、そのほか研究所、センターなど教学に係わる全ての機関から上程された内容を審議し、それらは審議会の議事録としてその月の学部教授会に報告されている。それによって審議の透明性の確保に努めている。また年度初めの4月には短期大学部を含む全ての学部による連合教授会が開催される。規定も整備されているが、ここでは学長が議長となり、大学の方向性などの指針が述べられる。またその年度の重要事項、入学、就職、教務上の過年度の報告も行なわれている。

##### [点検・評価]

学部教授会と大学全体としての大学審議会の役割分担については、現在のところ特別な問題は生じていない。しかし時には、学部の独自性の尊重と同時に大学が進むべき方向性を確保するためにバランスをとる必要性も生じる。学長、学部長の意思疎通を図ることと情報を共有化することは常に大切なことであるが、短期大学部を含めた6学部全体が同じ意識で共有することは難しい面もある。

常に時代の流れに即応することのできる体制は整えておく必要はあり、教授会と大学審議会、教授会と評議員会の関係と運営面の効率化は点検すべきであろう。

##### [今後の改善方策]

大学審議会、評議員会について教授会との役割分担についての問題より、構成員のあり方は検討すべき時期に来ている。例えば大学審議会のメンバーは学長、副学長、各学部長、選出委員、大学事務局長であるが、民主的な選ばれ方にみえるがそれで十分なのか、教学上の最高意思決定機関であることを十分踏まえた議論が必要である。



## 13-2-1 教育学部教授会

### [現状の説明]

教育学部には現在、助教を職位とする教員はいないので、教授、准教授、講師が教授会を構成している。教員採用及び昇格の選考委員についてのみ、職位による制限がある。選考対象者の職位が教授の場合、准教授と講師は委員になれず、選考対象者が准教授の場合、講師は委員にならない。その他、教育課程、入学審査、卒業審査などの審議においては、構成員全員が同等の権限をもつ。

教育課程の検討は、初期段階の検討は学部将来構想委員会、方向性が確定後は学部教務委員会が中心となって、専修・コース単位で教員の意見を聴取しながら、方針を提案する。提案は学部教授会で審議のうえ、決定し、大学審議会に報告する。

教員人事については、教員選考規程に従って、学部長が学長の了解を得た後、学部教授会で選考委員会を設置する。選考委員会で、公募、選考の手続きを踏んだ後、選考した選考対象者を学部教授会に提案し、審議後選考候補者として決定する。学部長は選考過程及び結果を学長に報告し、学長の了承を得る。

学部長は3課程長と情報を共有化し、3課程長と責任を分担して学部の問題に対処している。学校教育課程長は、学校教育課程の教員と学生に関する問題の対処の中心となり、教育研究に関する施設関係の責任者である。教職課程長は、教育学部学生の教員免許科目及び教育実習に関する責任者であり、キャンパス教育実習委員会の委員長として、キャンパス全体の教育実習に関する問題の対処の中心となる。心理教育課程長は、心理教育課程の教員と学生に関する問題の対処の中心となっている。学部長は、教育学部全体に関する問題、他学部と関連した問題、大学院と関連した問題などの対処の中心となるとともに、学部全体の調整を図る。また、主任会は、学校教育課程の9専修主任と、心理教育課程の2コース主任が構成員となる会議で、規模の大きい学部教授会で審議する前に、議題説明や質疑応答を行っており、それに続いて開催する各専修単位、コース単位の会議での話し合いを実質的に機能させることを目的にしている。

大学審議会は、学部長と学部選出の大学審議会委員が参加し、議案について、審議するとともに、各学部の教授会報告を行なう。大学審議会の審議結果は、大学審議会委員から学部教授会に報告され、大学審議会議事録及び添付資料が配布される。学部教授会で、大学審議会検討事項に意見が出たときは、大学審議会委員が次回の大学審議会で提案する。学部に密接に関連した議案は、学部教授会での審議結果が、そのまま大学審議会で承認されることが多いが、学部間で関連する議案については、情報交換及び意見交換が行なわれる。

### [点検・評価]

教育学部教授会は月例で開催されており、緊急の議題があるときは、学部長が臨時教授会を招集する。教授会の出席率は80～90%であり、重要事項は教授会の審議・採決で決まっている。審議に長時間要することもある。情報を共有し、意見を述べる機会を設けるようにしている。

教育・研究に関連する事項・情報に関しては、学部長が教授会構成員のメーリングリストを利用して随時連絡しており、情報の共有化に努めている。教授会報告に出席者、欠席者を記録し、議事録はメーリングリストと文書で全構成員に配布することにより、議題への責任の自覚が高まってきている。学部長、課程長の責任分担は、それぞれの特徴を生かして、有効に機能している。

### [今後の改善方策]

社会と大学の関係に急速な変化が見られる時代であり、学生・保護者と大学の関係に、これまで以上の配慮が必要となる。大学の社会的機能を高めていけるようにするためには、更に情報の共有化と意見の共有化を進めていく必要がある。具体的にはメーリングリストの更なる活用と意見交換を活発化させる手段を検討する。

## 13-2-2 人間科学部教授会

### [現状の説明]

＜教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性＞

教育課程については、学部教務委員会を中心に必要に応じ各学科の会議を経ながら教授会で慎重に審議を行なっている。本学部は平成20年度から教育課程の改編を行なう予定であるが、これについても教授会は数次にわたる審議を行ないよりよい教育課程の作成に努めた。

教員人事のうち採用人事、昇任人事は、「文教大学教員選考規程」及び「文教大学教員選考基準」にしたがい選考委員会の議を経て、名誉教授については、「文教大学名教授称号授与規程」に基づき教授会で公正かつ厳正に審議を行ない決定している。

＜学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性＞

学部長は、「文教大学及び文教女子短期大学部教学組織責任者規則」第7条により「学長の命を受け、当該学部の校務をつかさどり、それぞれの学部を代表する」と規程されており、学部内の問題について、必要に応じて常設専門員会及び特別委員会に問題の検討を諮り、教授会で審議を行ない、その結果を学長に報告を行なうなどしている。

本学部では学部運営を円滑に進めるべく、教授会の承認のもと学部長、大学審議会委員及び学科長で構成される学科長会議を設置し、各委員会や学部長等から提出される審議事項の整理、情報交換等を行なっている。なお学科長会議には必要に応じ各種委員長はじめ教員の出席が可能であり開かれた場となっている。また学部長は学部や大学に関連する情報を教授会に迅速に伝えるように努め、学部運営の透明性を高めるとともに教授会審議が的確になされるように配慮している。

＜学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性＞

評議員会には役職指定により学部長及び教授会構成員により選挙で選出された1名が評議員として出席し文教大学学園のあり方や進路について関わりを維持している。

また、「文教大学学則」第45条に定められている「大学審議会」には学部長及び教授会構成員により選挙で選出された大学審議会委員の2名が出席し大学全体に関わる事項の審議にたいし本学部を代表し審議に加わっている。審議事項の内容によっては教授会に持ち帰り意見を集約した上、大学審議会でも学部の見解を述べることもあり、審議会が拙速な判断を行なわないように配慮している。これらを行なうにあたり学部長及び評議員あるいは大学審議会委員は人間科学部を代表し公正かつ厳正な態度で臨んでいる。また教授会の審議事項は大学審議会に報告され、大学審議会の審議事項は学部教授会に報告され常に情報が開示されるようになっている。評議員会では学園理事会の審議事項が報告され、それをうけ評議員が学部教授会でこれを報告し情報の伝達に努めている。

## [点検・評価]

## ＜教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性＞

本学部教授会は学部長や他の構成員の恣意的な方向付けや独断専行が行なわれないように、関わりのある規則・規程に基づいて適切に運営され有効に機能しており現在のところ問題はない。

## ＜学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性＞

学部長は学部全体をまとめ方向付ける役割を担い学部運営にあたっている。学部教授会は、学部の最高の意志決定機関であり、学部長はそれを尊重し教授会の運営に当たっており現時点では問題はないと判断できる。

## ＜学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性＞

大学全体あるいは学園全体に関わる事項に関してもそれぞれ代表を送り出し意見を述べる場を確保し、現時点では有効に機能していると判断される。

## [今後の改善方策]

## ＜教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性＞

現在、本学部教授会は問題なく機能しているが、今後とも各教員が真摯に審議するよう心がける。そのための方策の1つとして、現在部分的に行なっているが、教授会の審議案件に関わる資料を必要に応じEメール等を用いて事前に各教員へ伝達し審議の準備を行なうような配慮をする。

## ＜学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性＞

学部長は学部教授会の下にある各学部各委員会との連携をいっそう緊密に行ない全体を把握し、学部教授会での審議が意義あるものとなるように努める。

## ＜学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性＞

学部教授会において評議員会、大学審議会の審議事項を明確に伝えることに努めるとともに、全学的な問題について学部教授会の考えや判断が的確に伝わるように情報の開示を促進する。

## 13-2-3 文学部教授会

## [現状の説明]

学部教授会は教授、准教授、講師をもって構成され、学部長が議長となって運営している。通常月1回、定例教授会を開催している。教授会は、授業及び試験に関すること、教育課程に関すること、入学試験に関すること、学生の入学・進学・卒業等身分に関すること、学生指導、教育研究上の組織に関すること、規定等の制定や見直し、改廃に関すること、教員人事等、学部の教員・学生・教育・組織等、学部に関わる全ての事柄について審議決定する役割と権限を有している。

具体的な内容はそれぞれの委員会において作成され、検討される。例えば、教育課程については、カリキュラムや課程の変更、当該教育プログラム、授業日数などについて教務委員を中心に原案が作成され、審議され決定されている。学生の入学、退学、休学、転部・転科、課程修了の認定などが行なわれている。教員人事については、主に教員の任免に関する事項であり、採用および昇任など人事案件が学部長を議長とする教員選考委員会での検討と投票の結果を受けて学部

教授会に提案され、審議のうえ決定される。

学部長は教授会での投票によって選出される。学部長は学部運営の要の役割を果たしている。

学部長の選任手続きに関しては「文教大学学部長選挙規程」がある。この規程に則って全ての学部における学部長選挙が運営されている。学部長の任期は2年となっているが、再選は妨げない。学部長選挙については、学部所属のすべての専任教員（教授、准教授、講師及び助教）が選挙権及び被選挙権を持っている。

また、学部長は、教授会においては議長となり議事を進行するほか、学内の各種会議等で審議された事項の報告を行なっている。また、大学審議会においては、教授会が選出した委員とともに審議に参加している。学部長は検討されるべき諸問題について教授会に諮り、意見集約を行ない、当該学部としての合意を取りまとめる役割を担っている。

その際には、大学審議会委員、学科長、日本語研究室主任、学部教務委員などが運営協議会を開き、事前、審議事項や報告内容について十分検討をし、相談しながら意見集約を図り、学部長が教授会での提案について議事運営を円滑にできるようサポートするシステムを確立している。

その他、学部運営において運営協議会を設置しており、主要な役割を果たしている。平成12年4月1日から施行している。文教大学文学部教授会運営規程の第12条に基づき、「文学部運営協議会内規」を設けている。学部の円滑な運営を行ない、かつ学部長を補佐することを目的として、文学部運営協議会（以下、運営協議会）を置く（第1条）。協議事項は以下の通りである。

- ①文教大学学則第47条に基づく学部教授会審議事項
- ②学部の入試およびその広報に関する事項
- ③学部の就職支援活動に関する事項
- ④学部の施設・設備に関する事項
- ⑤学部の組織に関する事項
- ⑥学部の将来構想・計画に関する事項
- ⑦学部の教育・研究推進に関する事項
- ⑧学部の自己点検に関する事項
- ⑨学部の国際交流に関する事項
- ⑩その他、学部長が諮問する事項（第2条）

文学部運営協議会の構成員は、学部長、学部選出大学審議会委員、各学科長3名、教務委員長、そのほか学部長が必要と認める者など、計6～9名以上である。この文学部運営協議会は、かつて存在した学科長会に代わって置かれた組織で、学科長会と学科の間の情報伝達が不十分であったため、各学科から最低2名の教員を加えることにより改善をはかったものである。

教授会と大学審議会との連携及び役割分担としては、学部選出の大学審議会委員（1名）は、審議会報告を必ず行なっている。大学審議会委員は審議会開催後、速やかに審議内容の報告を学部長の確認のもと、教授会構成員に電子メールで発信し、報告をしている。評議会報告については、学部から選任された評議員が教授会で報告し、情報の伝達を行なっている。それらの資料は各学科に回覧されており、すべての内容は教授会メンバーに共有されている。

#### [点検・評価]

現行の組織形態と開催方式において学部としての合意形成と各教員間の意見調整は十分機能を果たしており、適切であると判断される。

## [今後の改善方策]

定例の学部教授会において大学審議会、各種委員会、その他の部署の多様な内容の審議・報告事項について各教員が周知しあい、適切な議論の過程をふまえて意思決定を図っていくには時間が不足しがちである。各種委員会によるルーチン的な事項は口頭による説明を簡略化するなどの措置が必要であり、より重要な事項に審議時間を配分できるよう、効率的な運営の方法を検討していく必要がある。

## 13-2-4 情報学部教授会

## [現状の説明]

＜教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性について＞

## 1) 教育課程において教授会の果たす役割について

学部の運営は最終的に学部教授会で決定する事になるが、その前に、固有の問題について担当する各委員会が委員会を開き意見の調整を図る。各委員会から教授会に諮る事が通常の意思決定である。

## 2) 学部の教員採用人事について

学部教授会に置いては、選考委員長が審査の経緯を説明し投票によって予定者を決定する。学部長はその結果を学長に報告する。学部は学長による選考を待って就任交渉を行なう。以上のように教員の採用の選考については、学部教授会の総意に基づいて行なわれている。

## 3) 学部の教員昇任人事について

昇格については、当該教員を昇格させることについて、基本的に学科の中での同意が得られた時点で、学部長が学長宛に教育職員選考申請書(昇任)を提出し、学長から選考に入ってよい旨の通知を受け取ってから手続きを進める。学部長を委員長として選考委員会を構成する。選考委員会では資料に基づいて審議し、投票によって承認の可否を決定する。選考委員会で承認が可とされたものについて教授会に諮り、投票によって昇任の可否を決定する。

＜学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性について＞

学部長は教授会運営規程に基づき、必要に応じて各種委員会(常設専門委員会、特別委員会)を設置して諸問題を検討し学部の運営に当たる。教授会において、各種委員会で検討した結果が審議される。審議された事項については、学部長から学長に報告され教授会の意思が伝えられる。学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担は適切である。

＜学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性について＞

本学の大学審議会は、大学の学則第45条により教学及び大学運営上の重要な事項を審議するために設置されている。全学的事項にかかわる大学審議会は、大学の意思決定機関として昭和62年に設定され、月に1回定期的に開催されている。

## [点検・評価]

＜教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性について＞

学部の最高意思決定機関として教授会の果たしている役割とその活動は適切である。

### <学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性について>

学部長の権限は、教学組織責任者規則第7条により学長の命を受け、当該学部の校務を掌り、それぞれの学部を代表すると規程されており、学部内の問題について、必要に応じて常設専門委員会及び特別委員会に問題の検討を図り、教授会の審議事項の結果を学長に報告するなど、学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担は適切である。

### <学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性について>

大学審議会は大学全体の最高意思決定機関である。学部自治を尊重しながらも、学長がリーダーシップを発揮できるかどうかは、審議会の運営いかんにかかっている。これからの課題について全学的に取り組んでいく上では、大学審議会の果たすべき役割は大きいといえる。このような役割、機能を有効に果たすべく、適切に運営されている。

#### [今後の改善方策]

現時点では、特に改善点はない。

## 13-2-5 国際学部教授会

#### [現状の説明]

### <教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割と活動の適切性>

文教大学学則第10章学部教授会及び連合教授会の第46条と第47条は次のようになっている。

第46条 各学部に教学上の重要事項を審議するため、それぞれ教授会を置く。

第47条 教授会は、当該学部における次の事項を審議する。

- (1) 入学、卒業、転学、休学、退学、除籍、留学、その他学生の身分に関する事項
- (2) 教育課程及び試験に関する事項
- (3) 学生の補導及び賞罰に関する事項
- (4) 研究及び教授に関する事項
- (5) 教員の選考に関する事項
- (6) 名誉教授の推薦に関する事項
- (7) 学部長候補者及び各種委員の選出に関する事項
- (8) 教授会の運営に関する事項
- (9) その他教育及び研究上必要な事項

以上のように学部教授会では教育課程や教員人事（教員選考）に関する事項を審議している。

また、文教大学学部教授会運営規程の第12条には「教授会は、学部運営上必要な各種の常設専門委員会を置く。」、そして第13条には「教授会は、必要に応じて臨時に特別委員会を置くことができる。」とある。この規程に基づき、教授会は必要に応じて各種委員会（教育課程については教務委員会そして、教員人事選考については人事委員会と選考委員会）を設置して諸問題を検討し、学部を運営している。

### <学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性>

文教大学学部教授会運営規程には、以下のような条項がある。

第2条 教授会は、学部長が招集し、議長となる。

第5条 教授会は、毎月1回定例に開催する。ただし、学部長が必要と認めたときは臨時に開く

ことができる。

第8条 教授会において審議された主な事項は、学部長から学長に報告しなければならない。

この条項によって、教学上の重要事項を審議するのが教授会であり、学部長は、教授会を招集し議長となる役割があり、また学部長は、教授会で審議された事項を、学長に報告する機能を有するのである。以上のように、学部では教授会・学部長・学長の連携協力関係があり、教授会の権限・機能と学部長の役割機能および学長の機能の分担がある。

#### ＜教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性＞

全学的審議機関としては、大学審議会（教学及び大学運営上の重要な事項を審議する）、そして連合教授会（教学上全学的に重要で、かつ、大学審議会が必要と認めた事項を審議する）、および評議員会（法人の業務・財産の状況又は理事及び監事の業務執行について理事及び監事に意見を述べ、諮問に答え、報告を徴することができる）さらに理事会（法人の一切の業務執行について決定権を有する）が置かれている。大学審議会は、学部の教授会構成員から選出された教員1名と、学部長が、会の構成員となっている。連合教授会は、本学の教授、准教授、専任講師、助教をもって組織されている。評議員会については、学部長と、学部教授会から選出された教員1名が評議員となっている。

湘南キャンパスでは短期大学部・情報学部・国際学部・情報学研究科・国際協力学研究科からの教員評議員8名から2名が理事会の理事に選任されている。

以上のように、教学上の重要事項に関しては、教授会と大学審議会が連携しながら役割を分担しており、また法人マターに関しては、教授会と評議員会と理事会が連携しながら、それぞれ役割を分担している。

#### [点検・評価]

#### ＜教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性＞

教授会の権限は、学則に明記されており、また運営規程によって教授会を運営するようになっていることは適切だと評価できる。この規程にしたがって教授会には教務委員会が設置されており、適切に活動し機能を果たしているといえる。教員人事に関しても、人事委員会を教授会に設けてあり、具体的な選考過程には、学長から認められた場合に選考委員会を設置している。この役割分担は適切に遂行されていると評価できる。

#### ＜学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性＞

学部長は、教学の重要事項を審議する学部教授会の議長の役割を媒介として、学部での機能を果たすことにより、学部教授会と学部長は適切な連携協力関係を築いていると評価できる。また、学部長は、学部教授会と学長との間の連携関係を結ぶ機能を果たすことで、適切な役割分担を遂行している。

#### ＜学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性＞

学部の教育・研究を推進するためには、学部内の組織運営だけでなく、大学審議会などの全学的審議機関（組織）との連携が適切に行なわれている。国際学部では、大学審議会委員や評議員の選出が適切に遂行されている。大学審議会や評議員会の内容は教授会で報告され、役割分担は適切に行なわれていると評価できる。

#### [今後の改善方策]

教授会の役割はほぼ適切だと思われるが、教授会運営規程の第11条に「教授会は、学部運営

上必要がある場合には、学科・課程・専修会議等を置くことができる。」と書かれている点に関して方策を一点述べておく。国際学部には、現在、学科会議が置かれているが、教授会と学科会議の関係は、教授会が学部運営上必要がある場合に学科会議を置く、という関係にあることを再認識しておく必要がある。



## 第3節 研究科の管理運営体制

### [目標]

- ①大学院全体の教学に関する最高の審議機関である大学院委員会との適切な相互関係によって、教育・研究が適切に運営されていること。
- ②学部教授会との適切な連携により、研究科の教育・研究が効果的に推進されていること。
- ③大学院の教育・研究の質の向上を目指し、適切な運営がされていること。

### 13-3-0 研究科共通事項

#### [現状の説明]

平成19年度に開設した教育学研究科を含め本学大学院には5つの研究科がある。各研究科は大学院学則第36条に基づき研究科教授会を毎月1回定例で開いており、教学上の運営の責任を担っている。各研究科の責任者は研究科長であり、それを補佐する役として専攻長がおかれ、研究科長と共に管理運営にあたっている。

全ての大学院を統括する全学的機関として大学院委員会が設置されている。これは学長、副学長、各研究科長、各専攻長のほか各学部長、大学事務局長、キャンパス事務局長によって組織され定例化された委員会である。

大学院学則第42条には大学院委員会の審議事項が次のように決められている。

- (1) 大学院学則及び大学院全体に係わる規定の制定及び改廃に関すること。
- (2) その他大学院に関する重要事項

したがって、各研究科はその独自性を尊重されつつも、大学院全体に係わる懸案事項は大学院委員会の審議を経なければならない。またこの委員会には運営規定も定められており議長は内容を適宜、理事会へ報告しなければならないほか、研究科長は各研究科教授会へ報告しなければならないことになっている。

また本学では大学院専任の教員体制はとっていないので、各学部所属の兼担である。したがって学部教授会メンバーがそのまま研究科教授会メンバーとなっており、学部教授会との連携、意思疎通は十分に図られている。

研究科長の選任の手続きについては大学院学則第37条に基づき、研究科教授会の議を経て選任された教授を学長が任命することになっている。

#### [点検・評価]

教育学研究科は未だ完成年度を迎えていないが、その他の研究科も含め管理運営面で特に問題はない。また全学的な立場から大学院委員会が各研究科から上程された案件を検討するが、この運営も適切に処理されている。研究科長の選任手続きについて、各研究科教授会のなかで適正に行われ、特に問題となることはない。

#### [改善の方策]

今日、大学院の教育・研究活動に求められている社会的要請は多様化し複雑化している。

高度な研究を目指すアカデミアの人材養成と高度な専門性を備えたプロフェッショナルな職業人の養成である。その観点にたち本学大学院はどのように社会的要請に応えようとするのか、大

学院委員会、各研究科が十分な検討をし計画を立てなければならない。そのなかでの管理運営面で是正すべきことを各研究科に設置されている自己評価委員会を中心に検討すべきである。

### 13-3-1 教育学研究科教授会

#### [現状の説明]

##### (1) 教学上の管理運営組織の活動と学部教授会との関係

本学大学院学則の第36条に則って本研究科教授会は、学生の研究及び指導に関することや、教育課程、試験に関することなど、教学上の管理運営を行なっている。また研究科長はカリキュラム運営や入学者選抜などの重要事項について、学部教授会で審議内容を適宜、報告している。

##### (2) 大学院の審議機関の長の選任手続の適切性

本研究科長は、大学院則の第37条2の「研究科長は研究科教授会の議に基づき所属教授のうちから専任し、学長が任命する」という規定に則って選任している。

#### [点検・評価]

本研究科では、上述した諸点に関しては、特段の問題は生じていない。

#### [今後の改善方策]

本学の大学院委員会及び本研究科教授会において、上述した諸点に関して不断に検討することを通して、適宜に改善策を講じたい。

### 13-3-2 人間科学研究科教授会

#### [現状の説明]

##### <教授会の議事運営>

教授会は、文教大学大学院学則第36条～第39条の規定に則り開催される。実際には月に1回第3水曜日に開催される（8月は休会）。そのほか、入試判定などを議題にした臨時の教授会が必要に応じて開かれる。委任状による議決の制度は採用されていない。

会議内容は、報告事項と協議事項からなる。教授会に議案が提出されるまでのおよそのプロセスは以下のとおりである。

①月に1回、第2水曜日に臨床心理学専攻会議、及び人間科学専攻会議が開かれる。議長は各専攻長が担当する。会議で教授会に報告すべき内容と協議に付すべき内容を整理する。

②専攻会議終了後、両専攻会議の結果を受けて研究科長・専攻長会議が開催される。この場で翌週開催される教授会での議題整理を行なう。

③教授会が開催される。この議事録は次回の教授会資料として扱われるほか、大学院委員会に報告される。

##### <大学院委員会及び学部教授会との関係>

大学院委員会には、文教大学大学院学則第40条に則り、人間科学研究科長、臨床心理専攻長、及び人間科学専攻長が出席し議事に加わる。また、同委員会には人間科学部長も構成員として加わっているので、情報交換や意思疎通がしやすい状況にある。

また、月に1回第3水曜日に開催される人間科学部教授会では、人間科学研究科長が人間科学研究科教授会で協議した主だった事項について報告する機会を持っている。人間科学研究科教授

会に所属しない教員に対して、研究科の情報を適宜情報提供することで、大学院・学部の協力関係の基礎をつくっている。

#### ＜人間科学研究科教授会組織における職務分掌＞

人間科学研究科教授会のもとに7つの委員を置いている。臨床心理学専攻及び人間科学専攻所属の教員から1名ずつを選出し、任にあたっている。委員の種類は以下の通りである。教務委員、学生委員、入試委員、就職委員、情報教育委員、将来構想検討委員、及び自己評価委員である。各委員から、その役割に関連して、教授会に議案が上げられることもある。

#### [点検・評価]

教授会の議事運営、大学院委員会及び学部教授会との関係、人間科学研究科教授会組織における職務分掌のいずれについても良好な状態にあり、教授会及びその下部組織は有効に機能していると判断される。

全体として、教授会の機能発揮に関して現状でとくに問題がないことから、当面は自己点検評価を継続しながら現状を維持することが適当であると判断される。

なお、大学院研究科長の選出は、文教大学大学院研究科長選挙規定に基づき、選挙管理委員会を設置し、そのもとで適正に選挙が行われており、研究科長選任手続きに問題はない。

#### [今後の改善方策]

越谷校舎には、越谷校舎教育・研究推進委員会が設置され、越谷校舎としてFD推進の役割を担っている。本研究科からも委員を1名出している。今後、大学院における研究体制の確立のために、研究科教授会と教育・研究推進委員会が連携して、研究倫理のあり方を詰めていく必要がある。

### 13-3-3 言語文化研究科教授会

#### [現状の説明]

言語文化研究科の教授会は、本学大学院学則36条にもとづいて、本研究科の「教学上の重要事項を審議するため」に置かれ、毎月1回定例で開かれている。

本研究科の教授会の構成員は、研究科の授業又は研究指導を担当する本大学の専任教員19名である。研究科長はここに所属する教授のうちから、教授会の議にもとづいて選任される。

教授会は、研究科長が議長をつとめ、下記7項目の教学事項を議し、本研究科全体の適切な管理運営を図る組織である。研究科長に事故ある場合は専攻長が職務を代行する。

- (1) 教員の人事に関すること。
- (2) 研究及び指導に関すること。
- (3) 学生の入学、休学、転学、退学、除籍その他学生の地位の得喪変更に関すること。
- (4) 教育課程及び試験に関すること。
- (5) 学位審査に関すること。
- (6) 学生の賞罰に関すること。
- (7) その他研究科の教育及び運営に関すること。

しかし、このような諸問題に対して、各研究科の実情に合わせた柔軟な運用が求められる場合もある。たとえば、(2)に関わる「共同研究」や「学会出張旅費」等の運用において、基本的には大学院全体の原則に従いつつ、細部においては本研究科の実績を尊重し、教学上より効果的な

「申し合わせ」を教授会の議を経てとりまとめている。

また本教授会では、なるべく大勢の教員に、研究指導者・各種委員等の立場から積極的な発言を求め、民主的な運営につとめている。

同じく大学院学則 36 条には、「本大学院に教学及び大学院運営上の重要事項を審議するために大学院委員会を置」くとあり、5つの研究科を統括する審議機関として大学院委員会が運用されている。

大学院委員会は本研究科の上位機関であり、本研究科教授会が議した大学運営に関わる重要事項については審議にかけ、また通常の議事については報告をしている。

大学院委員会の構成員は以下のようになっている。

- 1) 学長
- 2) 副学長
- 3) 人間科学研究科長、言語文化研究科長、情報学研究科長、国際協力学研究科長及び教育学研究科長
- 4) これら5つの研究科が擁する6専攻の長
- 5) 5学部の学部長
- 6) 大学事務局長、越谷校舎事務局長及び湘南校舎事務局長

#### [点検・評価]

本研究科の教授会は、基本的には構成員の総意を結集する形で、適正かつ活発に運用されている。活発な意見ができればそれだけに議事がまとまりにくい事態も生じることがあるが、教授会運営の原則の確認をとるよう務めている。なお大学院委員会が大学の運営に関わる審議機関として位置づけられている以上、学部の審議会と同様に、会の議長を学長がつとめている現状は、自然であると言えよう。

#### [今後の改善方策]

大学院委員会の構成メンバーに学部長を含める問題は、本学のように、大学院の専任教員が存在せず、学部との兼担を基本としている形では、学部と大学院を組織的に峻別することは、むしろマイナスであろう。本研究科のように、学部生を大学院に受け入れて「高度な専門的職業人」を育成することが目的である場合、学部と大学院が相互に理解し協力し合うことは、今後ますます重要である。学部との連携、協力を得ながら、実効性のある目標をたて実施していく。

## 13-3-4 情報学研究科教授会

#### [現状の説明]

本研究科の研究科長と専攻長は任期ごとに適正に選挙が行なわれている。

本学大学院学則その他に基づくもの、および、本研究科で独自に設置している委員、委員会をあわせると次のとおりである。

- ①研究科長、専攻長（学則による）
- ②自己点検・評価委員会、共同研究委員会（設置申請時の定めによる）
- ③研究公開推進委員会、カリキュラム検討委員会（本研究科で設置）

このうち、自己点検・評価委員会においては、研究科独自の授業アンケートを実施し、授業改善の資料としている。また、その結果を研究科 WEB ページ上で内部公開している。

共同研究委員会では、共同研究費の適切な利用について審査、管理をしており有効に機能している。

カリキュラム検討委員会では、平成19年度に実施されたカリキュラム改定の準備を滞りなく行ない、成果をあげた。現在は、現行のカリキュラムの点検作業中である。

研究公開推進委員会では、研究科WEBページ上で、本研究科のスタッフの研究ノートを中心とする「ITジャーナル」を年4回刊行している。

情報学部教授会と情報学研究科教授会との連携については、教授会での報告、各委員長などの交流、情報交換によって連携が保たれている。

また、本学他研究科と合同で年に数回、大学院委員会を開催している。

#### [点検・評価]

研究科長、専攻長の選任は特に問題ない。

諸委員会は適切に活動して所定の役割を果たしており、特に憂慮すべき問題点はみられない。

学部教授会との連携については、表面的な制度の上では希薄であるが特に問題となる事態は生じていない。研究科教授会の構成員はすべて学部教授会の構成員でもあることから、両組織の関係が実質的にも希薄なものであるとは言いがたい。

他研究科との連携についても十分行なわれていると言える。

#### [今後の改善方策]

情報学部教授会と研究科教授会との協力体制を確実に保障するため、なんらかの公的交流の仕組みを設けることが望ましい。

### 13-3-5 国際協力学研究科教授会

#### [現状の説明]

研究科には審議機関として教授会が設けられており、学部同様、原則月1回定例開催されている。研究科教授会には研究科長、専攻長が置かれ、このほかに入試、共同研究費などに関して、大学院教員からなる委員会が設けられている。入試等の必要に応じ、適宜臨時に会議が開催されている。学部には設置されている教務委員会、学生委員会等は設置されておらず、研究科長、専攻長が、必要に応じ担当の教員の協力を得つつ、その任にあたっている。また、事務的には教育支援課が大学院の教学上の管理運営事務を担当している。

大学院教授会のメンバーは、学部教授会を兼担し、効率的な運用が図られている。

大学院の研究科長、専攻長は、大学院教授会において教授会構成員の互選で決定されている。任期は2年である。平成16～18年度の初代の任期が終了するのに伴い、平成19年1月の教授会で2代目の研究科長、専攻長が選出された。

また、大学院委員会には、文教大学大学院学則第40条に則り、国際協力学研究科長及び国際協力学専攻長が出席し、議事に加わる。また、同委員会には国際学部長も構成員として加わっており、情報交換や意思疎通がしやすい状態にある。

#### [点検・評価]

大学院は「大学院大学」の独立した組織にはなっておらず、小規模の人数で運営されている。小規模で効率的に運営するためには、管理運営組織もスリム化しておいたほうがよく、現状は適切な組織、体制になっている。効率的な教授会運営と学部教授会との密接な連携が確保されてい

るものと評価される。また、大学院教授会と学部教授会の関係にも特段の問題も無く、大学院の研究科長、専攻長の選任手続もまた、適正であると評価される。

**[今後の改善方策]**

現状、特段問題なく、組織肥大化を抑えつつ、教学の充実を図っていくこととしたい。また、現在の仕組みを維持しつつ効率的な教授会運営と学部との密接な連携を図り、大学院の研究科長、専攻長においても適切な選任手続きを実施していく。

## 第14章 財務

# 第14章 財務

## [目標]

- ① 予算配分と執行について、重点を置くべき点が明確にされていること。
- ② 大学財政の安定的な財源の確保に努めていること。
- ③ 科学研究費補助金等外部資金の受け入れ体制を整備していること。

## 14-1-1 教育研究と財政

(1) 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

### [現状の説明]

過去5ヵ年の財政状況を「学生定員推移表」、「消費収支計算書推移表」、「貸借対照表」から分析すると、その概要は次のとおりである。

表 14-1 学生定員の推移（大学部門）

年度 学部名	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	収容定員	学生数	収容定員	学生数	収容定員	学生数	収容定員	学生数	収容定員	学生数
教育学部	880	1,056	980	1,133	1,080	1,275	1,180	1,379	1,280	1,486
人間科学部	1,227	1,422	1,330	1,559	1,418	1,644	1,509	1,723	1,603	1,780
文学部	1,494	1,873	1,500	1,863	1,476	1,805	1,458	1,823	1,446	1,768
情報学部	1,720	2,246	1,780	2,266	1,780	2,171	1,790	2,056	1,810	2,048
国際学部	1,030	1,158	1,030	1,148	1,010	1,078	995	1,061	985	1,084
合計	6,351	7,755	6,620	7,969	6,764	7,973	6,932	8,042	7,124	8,166

表 14-2 消費収支の推移（大学部門）

(金額単位：百万円、構成比：%)

科目 年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(収入の部)										
学生生徒の納付金	8129	85.1	8430	84.9	8571	85.0	8683	85.3	8896	86.1
手数料	604	6.3	622	6.3	633	6.3	583	5.7	503	4.9
寄付金	6	0.1	2	0.0	4	0.0	5	0.0	21	0.2
補助金	597	6.3	621	6.3	640	6.3	632	6.2	621	6.0
資産運用収入	10	0.1	11	0.1	21	0.2	21	0.2	21	0.2
資産売却差額	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
事業収入	56	0.6	58	0.6	92	0.9	61	0.6	52	0.5
雑収入	148	1.5	181	1.8	127	1.3	195	1.9	222	2.1
帰属収入合計	9550	100.0	9925	100.0	10088	100.0	10180	100.0	10336	100.0
基本金組入額	-325	-3.4	-1424	-14.3	-360	-3.6	0	0.0	-273	-2.6
消費収支の合計	9225	96.6	8501	85.7	9728	96.4	10180	100.0	10063	97.4
(支出の部)										
人件費	4996	65.3	5270	66.3	5437	65.6	5615	66.3	5566	65.8
教育研究経費	2088	27.3	2161	27.2	2321	28.0	2339	27.6	2325	27.5
管理経費	423	5.5	447	5.6	474	5.7	477	5.6	521	6.2
借入金等利息	57	0.7	47	0.6	39	0.5	34	0.4	31	0.4



資産処分差額	81	1.1	26	0.3	11	0.1	9	0.1	17	0.2
徴収不能金	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0
消費支出の合計	7645	100.0	7951	100.0	8283	100.0	8474	100.0	8460	100.0
当年度消費収支差額	1580	-	550	-	1445	-	1706	-	1603	

表 14-3 貸借対照表（法人全体）

（金額単位：百万円、構成比：％）

科目	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
有形固定資産	21288	69.0	21409	65.9	20900	62.6	20463	58.7	20434	56.2
その他固定資産	1487	4.8	1719	5.3	1898	5.7	1982	5.7	2217	6.1
流動資産	8064	26.1	9370	28.8	10614	31.8	12438	35.7	13691	37.7
資産合計	30839	100.0	32498	100.0	33412	100.0	34883	100.0	36342	100.0
固定負債	3447	11.2	3458	10.6	3230	9.7	2998	8.6	2864	7.9
流動負債	4009	13.0	3936	12.1	3663	11.0	3771	10.8	3927	10.8
基本金	28178	91.4	28693	88.3	29098	87.1	28977	83.1	29487	81.1
消費収支差額	-4794	-15.5	-3589	-11.0	-2579	-7.7	-863	-2.5	64	0.2
負債等合計	30840	100.0	32498	100.0	33412	100.0	34883	100.0	36342	100.0

消費収入の部において、帰属収入の8割以上を占める学生納付金については、短期大学臨時定員の大学恒常定員への変更と、平成14年度から短期大学部の改組転換による3学科の廃止に伴う学部への定員振替による定員増、それに加え新学科増設（定員100人）に伴う収容定員の増加と学生納付金の増額改定により学年進行に合わせ学生納付金の増加がみられた。

学生納付金に次いで多いのが、入学検定料を中心とする手数料収入と補助金収入である。手数料収入の帰属収入構成比をみると平成16年度まではほぼ同率の6.3%で推移していたが、平成17年度から手数料収入が下降しだし、平成18年度には4%台に落ち込んだ。入学志願者の減少などが、その要因である。

寄付金収入に関しては、学園70周年記念事業の寄付金募集以降は計画的な募金活動を行っていないため、経常的な寄付金は微少な額となっている。

資産運用収入は、受取利息と施設設備利用料であるがほぼ同数である。受取利息収入は近年の低金利政策とも関連して大幅な減少傾向にあると言わざるを得ない。

事業収入は、受託事業収入としてJICA（独立行政法人国際協力機構）からの受託研究費と生涯学習センターの各種講座事業収入などである。

基本金組入れ額は毎年2～3億円の水準であり、帰属収入に対する比率は約2～3%台で推移している。平成15年度は、前年度に越谷校舎の学科増に伴う13号館を自己資金9億円で建築し、これを学校法人部門で計上したが、当年度に当該部門に配分したことにより、帰属収入比で14.3%と突出した形になった。逆に平成17年度は学校会計基準の改正に伴う基本金の取崩しが行なわれ、基本金組入れが“ゼロ”になった。

消費支出の部においては、帰属収入に対する人件費比率はここ数年改善の傾向が見られ、平成17年度の55%以外は52～53%台にまでなった。これは定年退職・自己都合退職による年齢構成等変更の結果である。しかし、私大（文系複数学部をもつ大学）の平均は50.8%（日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』平成18年度版による）なので、それに比すと2～3%

は高い。

教育研究経費の比率（帰属収入に対する割合）は、22%前後の水準である。今後もランニングコストの増加は見込みながら予算設定の見直しを含め教育研究環境を良好な状態で維持向上を計っていく必要がある。

#### [点検・評価]

本学の財政基盤の充実度を収支構造および財務比率（貸借対照表関係比率は法人全体）からみると帰属収入に対する学生納付金の比率は、過去5年間ほぼ同数の85%前後であり他収入項目においても大きな変動がない。この一因は、学生生徒納付金の増額改定について、年度の改定を4年間に分割するスライド制を導入し単年度の大幅改定を避けてきたことにある。

教育研究の高度化・情報化・国際化に対する財政面での配慮としては、教育関連の機器・設備の充実・国際交流関係の奨学金の充実に力を入れてきた。なかでも情報関係教育機器の増設や学内ネットワークシステム等の事業については、特別補助金の交付を受け校費負担の軽減を図りつつ、積極的な投資を行なっている。

財務基盤の改善は年々見られ平成18年度の貸借対照表関係比率からみると、固定資産構成比率は、平成14年度の73.9%から62.3%へ流動資産構成比率は、26.1%から37.7%へ流動性が高まってきており、改善されてきている。これは資産取得が計画的に行なわれていることを示している。総負債比率が18.7%と私学共済事業団集計による大学法人平均から見ると5%ほど高い。これは昭和60年度に湘南キャンパスの開発による外部借入金と平成6年度以降の越谷キャンパス再開発の外部借入金によるものであるが、平成15年度以降の収入超過と関連して5カ年で5.5ポイント改善された。

このように最近の本学の財政基盤は、改善の跡が見られるといえよう。しかしながら今後の厳しい財政を取り巻く環境を考慮すれば、一層の財政改革が求められるところである。

#### [今後の改善方策]

財政の改善に当たっては中・長期的視点にたつて財政計画を策定し、この計画に基づいて毎年度の予算が編成されなければならない。

財政計画の策定にあたって、帰属収入の大半を占める学生納付金についてその改定は長期的にみて避けて通れない問題であるが、社会の状況と過大な父母負担とならないよう配慮しなければならない。このためには、学生納付金以外の収入の途を拡大し、一方で経費見直しによる縮減を図って支出を抑制していくなどの措置を講じる必要がある。

資産運用収入については、経済情勢の回復気配はあるが低金融政策は続いており、預貯金等の受取利息は多くを望めない。しかし、より積極的な資産運用の施策として平成18年度に資産運用規程を定め、平成19年度から国債の購入を開始した。

寄付金収入にしても積極的に募金活動を展開していくことは必要であるが、今日の経済環境のもとでは過大な期待はできない。しかし、これらを含めて学納金以外の収入を拡大していく工夫と努力が急務の課題である。また、支出分野における見直しと削減の工夫と努力が引き続きの課題である。

(2) 総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性

## [現状の説明]

財政の健全性を確保するには単年度だけではなく、中・長期的な財政見通しを立てる必要がある。このため、本学では中長期の内容を盛り込んだ向こう10年間にわたる財務状況を表す「中・長期財務シミュレーション」を策定している。策定当初においては各事業に未確定要素もあるため、当初計画に組み込んだ事業予算を上限としながら、個々の中・長期事業の内容が具体的に確定した段階で、あらためてその事業を財政的に裏付けるとともに、長期的な将来計画の更新を行っている。

## [点検・評価]

中・長期財務シミュレーションは、予算編成時、決算時に加え、必要に応じ中・長期事業を実施する際には事業提案と同時に提示しており、常に最新の財務状況をもとにした財政的将来展望を見据えることができ、的確な政策判断の一材料となっている。

具体的には各部門から要求される中期的な事業計画(教育研究、人事、施設設備等)を受けて、消費収支の均衡をはかりながら、全学的な重要度等を検討して将来計画を立案している。

## [今後の改善方策]

策定された中・長期財務シミュレーションをもとに、短期的な課題は次年度以降の予算に速やかに反映させるとともに、継続的な「P(Plan)-D(Do)-C(Check)-A(Action)」の評価、特にCheck(決算後の前年度事業の評価・点検)を強化し、常に改善改革が図れる体制を構築していく必要があると考える。

## 14-1-2 外部資金等

## [現状の説明]

本学が受け入れしている外部資金は、文部科学省科学研究費、寄付金、受託研究費などで、過去5カ年の受け入れ状況は次のとおりである。

表 14-4 文部科学省科学研究費受入状況と件数

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
申請件数	13	8	14	18	16
採択件数	9	8	10	10	8
補助金額	9,100	15,400	18,400	13,000	10,450

(注) 継続分を含む

表 14-5 寄付金

(単位：千円)

金額	件数	種別	内訳
21,442	2件	特定寄付金(湘南)、現物寄付(越谷)	個人、企業
4,681	1件	現物寄付(越谷)	個人
3,918	1件	特定寄付金(湘南)、現物寄付(越谷)	企業、個人
2,096	2件	特定寄付金(湘南)、現物寄付(越谷)	個人、企業
5,610	3件	現物寄付(越谷)	個人1、外郭団体1、企業4社

表 14-6 受託研究費

(単位：千円)

	金額	件数	内 訳
平成 18 年度	16,175	2 件	JICA、国立環境研究所
平成 17 年度	31,345	2 件	JICA、国立環境研究所
平成 16 年度	71,177	1 件	JICA
平成 15 年度	32,525	1 件	JICA
平成 14 年度	17,569	1 件	JICA

**[点検・評価]**

科学研究費の採択件数・金額とも近年、横ばいの感がある。

直近の 18 年度を例にみると、専任教員 221 名に対し申請件数は 16 件、1 人当たり約 4 万 7000 円にすぎない。比較的長期間にわたる研究の蓄積を必要とする文系教育者が多いにしても、絶対的な額、件数としては 200 人を超える教員を抱える大学としては物足りない感がある。

寄付金は、年度により額・件数とも変動があり、安定的な傾向は見出せない。企業・個人関係の寄付金拡大は一層望まれるが、事務体系が整備されていない現状では、寄付希望者の受け入れ業務のみにとどまっており、積極的な募金活動は行っていない。

受託研究費は、増額傾向にあるが件数の増加が求められる。教育産業等、本学の伝統と特色のある分野からの受託研究増加を図る必要があると思われる。

**[今後の改善方策]**

経営施策として学生納付金に多くの期待ができない現状においては、大学教育研究の活性化・高度化を図るためには外部資金の獲得が不可欠である。

研究費については、より多くの教員が応募できるように学内の取り組み（情報提供内容・方法など）を一層強化推進する必要がある。

寄付金のみならず外部資金の導入は、私大の財政安定の一施策として組織的・戦略的に展開することを検討すべきである。

**14-1-3 予算の配分と執行****◆予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性****[現状の説明]**

本学の毎年度予算は、学園経営施策に基づく事業遂行計画に拠り編成している。

予算は、中・長期事業を計画的・効果的・効率的に実施するために、重要な意味を持つものである。予算配分は、前年度実績に基づいて算出される経常的経費予算（部局編成経費と事業配分経費）と当該年度のみ特別に発生する特定経費に分けて決定している。特定経費予算は、要望の経緯・計画の立案書及び見積書を添付して、常務会宛に提出し、審議を経た上で必要度・効果等を精査し、決定される。本学では、予算編成のプロセスを重視しており、次のような予算編成方針をとっている。

- ①学園経営施策を反映した予算を編成すること。
- ②学園経営施策においては、施策の選択と集中を全組織的に推進するため、五つの重点政策に加え、新たに「部局戦略」を策定し、部局の予算編成にあたっては、これらを反映させること。

- ③業務チェックにより、全ての事務事業を点検し、既存事業を抜本的に見直すこと。特に、業務チェックの実効性を高め、事業見直しを促進するため、費用対効果分析、個々の業務プロセスごとに要するコストの分析、事業の成果把握等の事業評価に積極的に取り組むこと。
- ④社会経済情勢等の変化により、当初想定していた事業計画どおりに事業を進めることが困難と見込まれる事業について、現状と今後の見通しを十分に踏まえ、その適切な対応を図ること。
- ⑤厳しい財政状況の中にあっても、新たな教育需要に対応していくため、限られた財源を真に必要とされる重点分野へ振り向けるよう、戦略的な資源配分を行なう予算編成に取り組むこと。
- ⑥多様化する学生等のニーズに対応し、各部局の教職員一人ひとりが、熱意を持って業務に取り組むため、各部局の意見も取り入れながら予算編成に参画できるよう、各部局の主体性と責任を強化し分権型の予算編成をすること。
- ⑦社会経済情勢の変化や学生等のニーズを反映した施策展開を図るため、事務事業の見直しを踏まえ、教育機関の果たすべき役割やその費用対効果を改めて点検し、簡素でより効率的な教育研究運営の確保に努めること。
- ⑧少子高齢化の進展に伴う志願年齢人口の減少は、収入の減少をもたらすとともに、人口の減少が学園財政にも大きな影響を及ぼすことが予想される。こうした経済、社会の変化に対応するため、財政運営上においても前例踏襲や現状維持という発想を排除した取組みを継続して行なうこと。

予算編成のプロセスは概略次のようになっている。

- ①予算編成方針を決定（理事会）
- ②大学予算枠の折衝・決定（法人・大学事務局）
- ③越谷・湘南両校舎に予算枠通知（大学事務局）
- ④教室予算額（積算が明確なもの）決定（大学事務局）
- ⑤教室予算額以外の予算枠を校舎及び大学事務局で検討（大学事務局・校舎事務局）
- ⑥大学予算案調整（大学事務局・校舎事務局）
- ⑦大学予算案を決定（大学事務局）
- ⑧理事会で予算案審議
- ⑨評議会の同意を得て理事会で予算決定

#### [点検・評価]

各部署からの予算要求を、経常的経費予算と特定経費予算の2つにわけ、中・長期に基づく新規事業については、その目的や内容、手段、効果を取りまとめた計画書に基づき前もって審議した上で経常的予算を含めた予算編成を行なっている。そのため、権限と責任に基づいた自律的予算と中・長期事業への重点的な予算配分が可能となっている。

#### [今後の改善方策]

最小の経費で最大の効果をあげるよう、費用対効果の観点から事業手法を検証し、事業の効率性を高める。また、各事業が目標に対して有効に実施されているか、事業実施の方法や投入する予算額は適切かの2点から、費用対効果を客観的に判断し、次年度予算以降に反映させることとしている。

なお、平成20年度予算編成から理事会の審議の前に財務担当理事による各校から予算編成に関するヒアリングを行なうことになった。これにより、より経営方針にコミットした予算編成が可能になると考えられる。

大学激動期を迎え、より効果的・重点的な予算配分による教学創造が求められる。このためには、学生の実感をとおした評価、外部評価による教学活動の客観的な評価等、より多面的な評価を行ない、費用対効果による予算の適正執行に向けた取り組みが必要と考える。

(2) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

#### [現状の説明]

予算の執行状況については、月々統計表を出力し、その状況を管理している。予算執行の効果については、通常の業務執行ラインで検討・評価している。

予算執行は、学園経理規程及び学園文書決裁規程などにに基づき実施している。予算超過となる執行は、原則として認めないが、正当な事由がある場合は、予備費を充当についての起案決裁を得て認めることとしている。近年、事業の多様化及び状況の変化が急速に進展する中で、年度の途中で予備費の支出を以って対応せざるを得ないケースが増加している。

#### [点検・評価]

現行制度において、予算の要求・編成は十分な検討を経て行なわれるものの、その使用結果、予算の執行結果に対する検証・分析評価は不十分である。

#### [今後の改善方策]

予備費執行は予算制度の基本にも影響するものであることから、各部門における中・長期的な計画に基づいた年度予算の編成に留意する必要がある。決算確定後の各予算執行責任者に対するヒヤリングを実施することや分析評価実施等予算執行実績に重点を置く方策を検討し、次年度以降の予算編成に生かすことなどの改善を加えていかなければならない。

## 14-1-4 財務監査

#### [現状の説明]

(1) アカウンタビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況

現状における財務状況の説明（財務資料の公開）について

##### ①学費負担者への説明

学生、保護者に対しては、大学側から積極的に財務状況の説明や財務資料の提示を、現在のところ行っていない。ただし、学生や保護者から要求があったときは、教育支援課（学生係）を通じて対応している。

##### ②学校関係者への説明

学内専任教職員には、法人事務局作成の予算書と決算書を配布し、各校舎単位で説明が行なわれている。大学では、予算・決算の概要を教授会資料に添付する学部があったり、選出評議員が教授会で報告する学部があるなど、様々な説明方法をとっている。

また、法人事務局が発行する「文教大学学園報」の中に、予算・決算報告として、事業計画書（予算の基本方針、予算の資金収支・消費収支）、事業報告書（決算概要・同解説、決算の資金収支と消費収支、貸借対照表）を掲載している。

##### ③学外者への説明

補助金等の関係で文部科学省関係、関係地方公共団体の関連部署へは、予算書・決算書を提出している。また、大学のホームページ上の「一般・企業の方へ」には予算・決算概要として事業計画書・事業報告書を掲載している。

以上のように、財務情報を定期的に公開することにより、説明責任の履行に努めているが、その適切性を検証するシステムは本学にはない。

#### (2) 監査システムとその運用の適切性

内部監査については、経理規程に定められているが、現在、組織化されておらず監査を実施するに至っていない。

外部監査については、監査法人と契約し、毎年10月～翌年5月に掛けて会計監査が実施されている。監査日には監事（2名）1名が同席し、監査法人と意見交換を行なうなど連携を保つようにしている。また、日常的には電話等により相談を行ない、会計業務が円滑に進められるよう努めている。なお、監事は全ての理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況についての確認している。

#### [点検・評価]

学校法人全体の財務状況を、大学のホームページを通じて、一般公開している点は評価できる。だが、大学に限った場合の説明は、十分にされているとは思われない。大学収入の大部分は、授業料、入学金等の学納金によるものであることから、学納金の使途等積極的に説明し、保護者等関係者の理解と支持を得る必要がある。また公開・説明状況を検証するシステムはない。

監査システムについては、監事及び監査法人による監査が適正に行なわれており、特に問題はないと考えている。

#### [今後の改善方策]

財務状況の公開に伴い、今後、利害関係者からは細部にわたる開示要求が予想される。私立大学の社会的な背景（評価の時代）を考えると、大学の経営内容・財務状況をできるだけ公にして、監査法人を含め、外部からの評価・検証を行なえるような制度を検討する必要がある。また今のところ、大学の同窓会組織である「藍蓼会」の会報に、学園の予算・決算資料が掲載されていない。母校の最大の支援者である卒業生に、財務情報を提供することは、大学の広報活動にも繋がるものと考えられるので、掲載を検討する必要があるだろう。また公開・説明状況を把握し、その適切性をどのように検証していくかも検討をすすめる必要がある。

監査システムについては、平成19年度から内部監査準備室を設置し、経理及び業務に係る内部充実や質的向上を図るための体制作りに着手した。

## 14-1-5 私立大学財政の財務比率

### [現状の説明]

#### (1) 消費収支関係比率（大学部門単独の比率）

人件費率は、帰属収入に対する人件費の割合を示すものである。本学の場合、大学単独の人権比率は、5年間の平均値で、53.6%である。各年度を見ても、50%代前半で、学校法人の健全な経営の条件とされる50%程度に概ね合致する。

教育研究経費率は、帰属収入に対する教育研究経費の割合を示すものである。高水準の教育活動を維持するならば、この値は収支バランスを崩さない範囲で、高い数値が望ましいとされている。

本学は経営改善の一環で、経費削減による累積赤字の解消を実施し、将来の資金蓄積を目標に掲げていた関係上、教育研究経費も例外なく、やり繰りによる削減をしてきた。その結果、この

比率は近年では20%代前半で推移する結果となっている。

消費支出比率は、消費支出の帰属収入に対する割合を示すものである。この比率が低いほど、帰属収入の持ち出しが少ないことを意味し、その分だけ自己資金が充実することとなる。大学単独の消費支出比率は、5年間の平均値では81.4%である。過去5年の各年度を通じて、80%～83%で推移している。また、消費支出比率からの基本金組入れを考慮した、消費収支比率においても、5年間平均で85.7%と良好な数値を示している。

## (2) 貸借対照表関係比率（法人全体の比率）

自己資金構成比率は、総資金に占める自己資金の割合を示すものである。この数値は高いほど財政的に安定を示す数値であり、一般に80%以上が望ましいとされている。本法人は平成14年度～平成16年度にかけて、70%代後半で推移していたが、平成17年度に80.6%となり、平成18年度においては81.3%となった。

流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合を示すものである。一般的に流動負債と流動資産は、1：2の割合という原則があり、この比率が200%以上であれば優良とみなされている。本法人は平成14年度に201.1%、その後平成17年度においては300%を突破し、平成18年度には348.6%に至っている。

総負債比率は、総資産に対する負債の割合を示すものである。総資産に対する他人資金の比重を見る上でも重要な数値といえる。本法人は平成14年度の24.2%を最高に年々数値を下げ、平成18年度は18.7%と順調に数値を減少させている。

退職給与引当預金比率は、固定負債の退職給与引当金と固定資産の退職給与引当資産との関係比率を示すものである。この比率が高いと、将来の退職金支払いのための資金をより多く確保していることになる。本法人は、過去5年間の平均値が30.6%と低い数値で推移している。

## [点検・評価]

本法人では、比較対照をするにあたり、日本私立学校振興・共済事業団の発行する「今日の私学財政」の全国平均値の中から比較材料として、消費収支関係比率については、平成17年度財務比率表（系統別－大学部門－複数学部－文他複数学部）を、貸借対照表関係比率については、5カ年連続財務比率表（医歯系法人を除く－大学法人）を採用している。

### (1) 消費収支関係比率（大学部門単独の比率）

人件費率について、本学の平成17年度の数値は55.2%であるのに対し、全国平均は50.8%とやや低い数値であり、本学の5カ年平均値でも53.6%で、全国平均よりも2.8ポイント多い数値を示している。本学は積極的に人件費削減を進めてはいるが、構成学部の特性上、学生一人あたりに対する教員数が多いのが特徴である。また、教職員の年齢層の構成にも若干の問題が残る。

教育研究経費率について、平成17年度の本学の数値は23.0%であるのに対し、全国平均は、28.8%と高い数値を示している。高い教育水準を維持するためには、数値的にみると25%程度は必要と考えるが、本学は教育系を中心とした文科系大学であり、機器等物質に頼らない教育研究が主流である面も考慮したい。

消費支出比率について、「今日の私学財政」には、この数値の掲載はないが、消費支出比率に基本金組入額を考慮した比率である消費収支比率で検証してみると、平成17年度の本学の数値は83.2%であるのに対し、全国平均は99.1%であり、本学は大きく収入超過を生み出していることが伺える。

### (2) 貸借対照表関係比率（法人全体の比率）



平成17年度の数値と比較してみると、自己資金構成比率について、本法人の数値は80.6%であるのに対し、全国平均は86.4%であり、全国平均を下回ってはいるものの、80%代をマークしており財政面では安定をした経営を維持している。

流動比率について、本法人の数値は329.8%であるのに対し、全国平均は253.0%である。この数値に関しては全国平均を大きく上回り、資金繰りは健全で、且つ支払能力は優良であることが伺える。なお、この数値には外部負債とは異なる前受金が含まれるため、数値のみで資金繰りの健全性を判断できるものではないと考える。とはいえ、金融機関等が、学校法人の経営が健全であるかを判断する材料になる数値と考えている。

総負債比率について、本法人の数値は19.4%であるのに対し、全国平均は13.6%と全国平均の方が低い数値を示している。この数値に関しては、上述の流動比率同様、借入金等の外部負債よりも、将来に備えての退職給与引当金や、次年度以降の消費収入にあたる前受金等の比重が多い点を考慮すると、数値的には充分低い数値であると考えている。

退職給与引当預金比率をみると、本法人が全国平均比率と比較して大きく劣っているのがこの比率である。本法人の数値は32.2%であるのに対して、全国平均は66.7%と大きな開きがある。この数値は、退職給与引当金に見合う資金を保有しているかどうかの指針になる数値であるが、退職給与引当率が学校法人によって違うことや、引当預金（資産）とせず、現預金やその他資産で資金確保していることもあることから、この数値に関しても、数値のみで退職金支払能力を測ることはできない。しかしながら、全国平均との開きが2倍以上であることは、好ましい状態とはいええないことから、長期的・段階的な是正が必要であると考えている。

#### [今後の改善方策]

消費収支計算書関係比率では、人件費率50%を目指し、現在も進めている教職員の長期的視野に立った採用計画により、各年齢層構成の適正化を推進していく。教育研究経費率においては、当初予算どおりの執行を実施すれば、同比率はほぼ25%になることから、比率25%以上を達成・維持するための安易な支出を戒めつつ、さらなる教育研究活動の充実に向けた計画的予算執行を実現するよう努める。貸借対照表関係比率については、退職給与引当預金比率で、最終的に50%を目標に、退職給与引当資産の順次積み増しを計画していく。

## 第 1 5 章 事務組織

# 第15章 事務組織

## [目標]

- ①事務組織と教育研究組織の連携が適切であり、教育研究の支援が行なわれていること。
- ②大学運営を担う人材育成が適切に行なわれていること。
- ③効率的、効果的な事務組織を目指し、絶えず検証し、見直しを図っていること。

## 第1節 大学・学部における事務組織

### 15-1-1 事務組織と教学組織との関係

#### [現状の説明]

本学の教育研究のための組織としては、基本的な教学組織として学部、研究科教授会があり、教学上の特定の領域に専門的に取り組むための委員会（教務委員会など）、特定の分野の研究に取り組むための研究所（湘南総合研究所など）がある。さらに図書館、情報センター等の教学上必要な機関（センター等）およびその運営委員会が置かれている。

これらの教育研究組織には事務局各組織が分担して対応しており、その円滑な運営を支えている。まず、教授会に対しては、事務局教育支援課が対応し、資料の準備や議事録の作成など運営のサポートを行なっている。委員会に対しては、事務局各課がそれぞれ関連の委員会の事務を担当し、運営の支援や実務の執行を担当している。主な委員会と担当事務局は、次のとおりである。

教務委員会	－	教育支援課
学生委員会	－	教育支援課
就職委員会	－	キャリア支援課
入試委員会	－	入学課
国際交流委員会	－	教育支援課

研究所については基本的に総務課が対応している。また、主な教学上の機関への対応は次のとおりとなっている。

図書館	－	図書館運営委員会	－	図書館課
情報センター	－	情報センター運営委員会	－	情報処理課
保健センター	－	保健センター運営委員会	－	教育支援課
生涯学習センター	－	生涯学習センター運営委員会	－	生涯学習課
入学センター	－	入学センター運営委員会	－	入学課

#### [点検・評価]

基本的に教学組織と事務組織の対応は確立しており、連携協力の関係が作られている。両者の連携の下に円滑な大学運営が進められている。

教員と職員の職務分担の基本は、現状では、判断・方針決定は教員が行ない、そのサポート及び執行は職員が行なうというパターンである。

しかし、その判断・方針決定を担う教員役職は任期制のポストであり、経験を蓄積していくことは保障されていない。また選任において、必ずしも経営能力を前提にしているわけでもない。今後、大学をめぐる環境が大きく変わり、さらに困難を増していくであろう大学運営を考えると原則として判断・方針決定は教員が行なうという現在のやり方が適切であり続けるかどうか、検討が必要だろう。

高等教育や大学行政に対する豊富な知識と高い経営スキルをもった職員を確保・養成し、その専門的能力を前提とした、あらたな分担と連携の関係を模索していく必要がある。

#### [今後の改善方策]

職員の能力向上及び人材養成を進めつつ、教員と事務職員の関係、役割分担のあり方を検討する。

## 15-1-2 事務組織の役割

### [現状の説明]

経営資源の執行管理の視点をもって、学内の意思決定に至る過程をサポートし、意思決定に至る手続きの正当性を確保すること。そして、決定した事項については速やかに周知徹底の上で執行すること、これが事務組織に求められる重要な役割である。学校運営はある意思決定をすべき事項が生じた場合、どのルートに乗せて、どういった手続きで審議決定すべきかが重要である。これを怠れば、意思決定は恣意的なものとなされ、正当性を失い失効することとなる。

本学における事務組織は、組織図でもわかるとおり学長の下にあるが、各学部とは並列の関係である。これは教学組織の意思決定を強力にサポートしながらも、渾然一体となって意思決定に邁進するのではなく、一定の距離を保ち、手続きの正当性を確保する役割を果たすためでもある。

具体的な大学の政策の企画・立案を担う事務組織としては、大学事務局長のもとに「学長事務室」を設置している。学長事務室は、学長をはじめとする大学管理職者の業務を支援することに主な役割を果たしており、室長と室長補佐、そして一般職員3名、及び契約職員若干名で構成されている。

予算編成に関しても、この学長事務室が要の役割を果たしている。現行の予算編成方式は、平成18年度予算から運用したものであるが、仕組みとしては各予算執行責任者（越谷および湘南校舎事務局長）が予算要求原案を作成・申請し、その申請を受けて学長事務室がヒヤリングを行ないながら内容を精査し予算案としてとりまとめ、法人予算統制課（法人事務局企画課）に提出するとなっている。

なお、法人事務局企画課も大学の企画立案機能、予算の編成機能に積極的に関与している。法人事務局企画課は、法人の中・長期計画に基づく、教学改革と財政計画・施設計画を整合的に実施することを目的として、中・長期計画の方針に沿って毎年度の予算編成の基本方針を立案するとともに、決定された基本方針に基づき各部署の事業計画を評価し、予算（案）を編成している。財政・財務に関わる基本事項は、常務会、理事会にはかって決定されるが、企画課が日常的に前述の業務を適正に遂行することによって、これらの機関の意思を的確に遂行している。

国際交流、入試、就職等の専門的業務に関しては、越谷・湘南校舎にそれぞれ担当の事務セク

ションを設け、事務を執行している。学生からの相談、実際の海外への送り出し、迎え入れなどの業務の大部分は職員が担っており、その関与はきわめて大きい。

#### [点検・評価]

教学における意思決定については、その意思決定に至る手続きの正当性の確保が重要である。時として意思決定すべき内容の審議以上に手続きの不整合や瑕疵について議論が紛糾し、意思決定に至らないことさえある。

その点において、本学の事務組織は教学組織からある程度独立しており、手続きの正当性の確保を図りながら、教学組織の意思決定をスムーズに促す役割を果たしていると評価できる。

また、教学組織における意思決定は、コスト感覚を意識せずに進みがちなところがあるが、本学の事務組織は、これら教学組織の意思決定を尊重しながらも、費用対効果やコストといった経営感覚的な視点を持ってサポートすることにより、教学組織の意思決定を経営組織の機関決定までスムーズに高める役割を果たしている。

事務組織は、経営組織と一体となり、経営資源の活用や配分について十分に精査し、適正な執行であるかの管理監督を行なう役割を持つ。しかし、この側面を強化すれば、教学の意思決定に過大に関与することになるため、教学の自主性と独自性確保の観点からは、十分な配慮が必要である。本学における事務組織は、このような危惧に対する配慮をした上で、適切に教学組織をコントロールしている。

なお体制的には、人員に数的な制約があり、求められている役割に比して十分な体制がとれない部署もあるという問題が指摘される。また、湘南・越谷両校舎間、担当課間の調整機能に若干の齟齬が生じる場合もある。

#### [今後の改善方策]

経営資源の活用や配分の視点のみでの教学組織のフルコントロールは適切ではない。これからは教学意思の決定過程をサポートしながらも、経営資源の執行管理の視点から適切に管理監督できる事務組織とならなければならない。特に、教学組織以上に大学についての知見を持ち、アドバイスやサポートする機能の強化が重要である。そのためにも高い専門性と広い視野と確かな知識を兼ね備えた大学行政管理職員の育成を急ぐ必要がある。今後の財政状態を考えると事務職員数の増加は困難である。最小限の職員で役割を遂行できるよう仕事の仕方と効率的効果的な組織づくりの工夫を考えることが必要である。

### 15-1-3 事務組織における情報システム

#### [現状の説明]

本学の事務組織における情報システム運用上の目標は以下の通りである。

- ①教育支援をはじめとしたさまざまな業務を効果的、効率的に遂行できるよう情報基盤を整備すること。
- ②保有している個人情報漏洩したり破損されたりしないよう、システムの使い勝手のよさを図りつつ、安全性を確保すること。
- ③事務局各部局の情報の共有化を進め、業務水準の高度化を図ること。

本学に導入済みの事務システムには、入試、教学、就職、図書館、学納金管理、経理、資産管理、人事給与などがある。

本学の事務のシステム化は、昭和53年4月から行なった入試業務の電算化に始まる。以来、平成11年11月までの約20年間は、電算室を中心に情報システム化を進めてきた。システム開発の方法は、主に汎用コンピュータを使用しての、電算室職員自身による内部開発である。

平成7年頃から、情報システム化の進め方が見直され、その結果平成11年度をもって全ての事務システムを、クライアント／サーバ型かウェブアプリケーション型に移行した。同時に汎用コンピュータの撤去と電算室の解散を行ない今日に至っている。

新システムへの移行の際に、個々の事務システムごとに運用の主担当となる部門の意向を重んじて導入あるいは開発した結果、大学事務システムとしては全体の統一性を失うことになった。システムの現状は具体的には以下のような状況となっている。

入試システム	—————	H社による半委託開発システム
教学系システム	—————	J社のパッケージソフトウェア
就職システム	—————	I社のパッケージソフトウェア
		J社のパッケージソフトウェア（平成16年度から）
図書館システム	—————	R社のパッケージソフトウェア
学納金管理システム	—————	S社の委託開発システム
経理、資産管理システム	—————	U社のパッケージソフトウェア
人事給与システム	—————	N社のパッケージソフトウェア

以上のシステムにおいては、サーバもデータベースもそれぞれに運用されている。また、システムの運用管理も、その大部分をエンドユーザとしての担当部門自身が行なっている。

#### [点検・評価]

業務を効果的、効率的に遂行するための情報基盤整備という目標に関しては、担当部門ごとに見た場合、基幹的業務については全て情報システム化を果たしており、十分行なわれている。また、それぞれの事務システムを主担当の組織だけでなく関連する複数の部門がキャンパスの枠を超えて共用しているため、事務局各部局間の情報の共有化という点でも事務システムが一定の役割を果たしている。さらに業務水準の高度化にも貢献している。

職員全体の情報通信機器を利用した情報活用能力も向上しており、事務システムのデータベースから必要なデータを取り出し、自身で加工して業務に利用することは職員間で日常化している。一部の職員においては、エンドユーザコンピューティングを自ら実践し、データ処理システムを独自に開発し利用することも行なわれている。

事務システムのセキュリティに関しては、基本的に一般に必要なとされている措置は構じられているが、すべてのシステムが学内の事務用LANに接続されている。事務用LANは、学生や教員が通常利用している教育研究用LANより高いセキュリティが設定されており、学外者はもとより学生、教員、教育系職員などは通常利用できないようになっている。また、事務用LANは、専任職員がそれぞれの事務室からしか利用できないようになっており、専任職員以外に利用させる場合は、法人事務局情報課を通じて法人事務局長の許可が必要である。さらに、事務用LANの利用者は、LANへの接続の際に、全員が利用者IDとパスワードによる認証を受けるように設定されている。この他にも、事務システムの運用上の安全性を図るため、定期的なバックアップファイルの取得、障害対応のための保守契約の締結、事務システム専用の利用者管理などがシ

システムごとに行なわれており、セキュリティは基本的に確保されているとあっていい。

個人情報の保護に関しては、事務システムの運用におけるデータや帳票の取扱い基準を設け、実施する体制の整備が必要であるが、現時点では未整備である。

一方、本学の事務システムが全体的な統一性を失い、また事務システムの維持管理を行なう専門部署がないため、情報の相互利用を含め、事務システムの利用に関する部門間での調整が取りにくくなっているという問題が指摘できる。そのことが現時点で個々の業務の質に影響を及ぼしているわけではないが、今後、複数システムのデータ共用等データ利用の高度化を阻害する可能性がある。

#### [今後の改善方策]

事務に効果的効率的な業務の遂行が求められるように、事務システム自体も効果的で効率的でなければならない。

現状では、個々の業務単位に事務システムが導入されており、それぞれでシステムの更新や機能の検討が行なわれている。そのため、事務システムが全体として効果的、効率的であるかどうかについては十分に検討されていない。事務システム全体としての効果、効率性を確保するためには、事務システム全体を俯瞰し、将来像を明確にしながら、個々の事務システムの更新や導入を進める、といった手法をとる必要がある。

さらに今後の事務システムには、学生や教員に向けた学生生活支援や授業支援、研究支援などの機能が求められている。そういう新たな課題にも、教員組織と調整を取りつつ応えていかなければならない。そのような全体を俯瞰した上での情報基盤整備は、事務システムをそれぞれの部門任せにしては無理である。何らかの体制整備を行なう必要がある。

事務の効率性を追求すれば、事務コストの削減も重要な課題である。事務コストの削減方法として、標準的な事務のやり方を前提にパッケージ化された事務システムを導入し、事務のやり方を事務システムに合わせていく方法も考えられる。しかし、現在の事務のやり方は長い時間をかけて多くの教職員が知恵を絞った結果であり、そのことも尊重しなければならない。今後どのような方法が効果的効率的な事務運営につながるかは、慎重な検討を要する。

今後の情報基盤整備の方向性として学生生活支援、授業支援、研究支援などのサービスの充実があるが、そのためには事務システムを教育研究用LANからも利用できるようにする必要がある。そうすると、学生の個人情報に対するリスクが増大する。教育研究用LANでの事務システムのセキュリティを高める工夫が必要となるが、同時に利用者のセキュリティ意識を高めていく必要もある。特に教員は権限ある利用者となるので、更なるセキュリティ意識の向上と、セキュリティを確保するための具体的な行動が求められる。今後、情報取扱い基準や実施体制の整備を、事務局だけでなく教職員全体に広めていくよう進めていく。

## 15-1-4 事務組織の役割機能強化のための取り組み

### [現状の説明]

事務職員が担うべき業務の多様化と高度化は、驚くべき速度で進展している。しかも技術革新を伴い、事務処理方法の変化も目覚ましく、現状に留まることは許されない状況である。

このような状況下において、本学では自己啓発研修に重点を置き、集合研修や派遣研修等を織り交ぜながら、職員の研修を精力的に実施している。

自己研修制度は、平成7年に事務職員の能力向上と士気の向上を目的に制定された制度である。自己研修費用として、年間最大15万円を補助している。これまでの13年間で延べ149件を補助し、1409万5245円を補助金として支出している。補助の対象となったものには、パソコンスキルの研修をはじめ、語学研修、キャリアカウンセラー資格取得、社会保険労務士資格取得など実務関係が多い。ほかには、大学院修士課程・博士課程の就学費などがあり、資格取得、学位取得などでも、多大な成果を上げている。

また、本学独自に企画運営する「管理職研修」等の〈階層別研修〉や「考課者研修」「OA研修」などの〈目的別研修〉、担当する業務についての知識修得、スキル向上を目指した〈業務研修〉、私立大学連盟等の外部機関が主催する研修会への派遣などを複合的に行ない、職員の質的向上を図っている。

#### [点検・評価]

教育研修の基本は業務の中で教育・訓練を行なうOJTにある。しかし、このOJTが正しく理解され実施されていないところが問題である。

これは、業務の繁忙だけが理由ではなく、正しいOJTの手法を身に付け、実践するという習慣が組織内に確立されていないことが原因といえる。労働力の確保という視点だけではなく、人材育成の視点からOJTの重要性を再認識し、組織に正しく定着させる必要がある。

また、専門性の向上を図るためには、普段の業務を離れ自己と業務を客観的に見つめなおすことが重要である。経験則と正しい知識の修得とは全く違うものであり、業務を離れての研修の機会は専門性不足を自己認識できる機会となり、自己啓発意欲とあいまって専門性の向上に向かうことになる。

現状においては自己研修意欲の強い職員と、そうでない職員とに二極化しており、人事課主導による外部への派遣研修や学内集合研修によつての動機付けを更に工夫する必要がある。

#### [今後の改善方策]

OJTの考え方や手法の啓発を通じて職場における日常的な人材育成を強めるとともに、引き続き、集合研修、派遣研修、自己研修補助など様々なタイプの研修を行い、人材育成を図っていく。また、本学に必要な人材像を明確にし、それに向けての職員の努力を励ますような、新しい事制度の検討を行なう。

IT技術を活用した効率的効果的な業務処理を追求するとともに、組織のありかたも引き続き検討する。

## 15-1-5 事務組織と学校法人理事会との関係

#### [現状の説明]

大学は、学校法人が設置したものであり、大学を含めた学校法人の経営は、基本的に理事会がその意思を決定する。理事会は月1回開催され、寄附行為第8条により学校法人の業務を総理する。」と定めている。大学の事務組織は、学校法人理事会の審議決定事項に基づき、理事長及び理事会の補助執行機関として、教学等の事務を具体的、組織的に執行するという関係になる。なお、学長も寄附行為第13条により理事と定められており、大学の意思・意向が理事会に反映していることは言うまでもない。

大学の事務組織の責任者は事務局長である。大学事務局長は、通例、理事となっており、理事



会の席上はもちろん、日常的に、理事長及び理事会の意思を受け、また理事会メンバーに報告、連絡、協議、調整している。さらに、理事会には学長事務室長が出席し、必要に応じて資料の説明を行なっている。このような体制により、理事会と大学事務組織の意思疎通が図られ、円滑な事務運営が行なわれている。

理事会での議論を事務組織に流し、また事務組織として必要な検討・調整を行なうため、法人事務局長（常務理事）が主催する事務統括者会議（大学事務局長、越谷・湘南校舎事務局長、生涯学習センター事務長、附属校事務統括者等による）が月1回開催されている。

#### [点検・評価]

事務組織と学校法人理事会との関係は、日頃から法人担当が担当常務理事と細部にわたり報告、連絡、協議を行なっており、効率的に業務は遂行されている。

#### [今後の改善方策]

体制的には、現在のやり方を変更する予定はない。しかし、社会の変化に対応できる事務組織体制の確立、法人部門、教学部門、それぞれの部門に所属する職員の配置転換を活発に行ない大学運営における経営面・教育研究面への支援には両部門に精通した人材を育成する事が望まれる。

## 第2節 大学院における事務組織

### 15-2-1 事務組織の役割

#### [現状の説明]

本学では、越谷校舎3学部の上に大学院3研究科4専攻が設置され、86名が在籍している。また湘南校舎2学部の上に大学院2研究科が設置され、25名が在籍している。このように本学の大学院は、各学部を基礎としており、学部教育との連携密度が濃い。

この状況を踏まえ、大学院をサポートする事務組織については、大学院が独立した機関であると認識した上で、独立した事務組織ではなく学部、短期大学部と併せて対応する事務部門で運営している。

#### [点検・評価]

学部との連携密度が濃い大学院であるため、現在のように学部教育の延長線上でのサポート体制で大きな支障はない。両校舎の教員支援課内に担当者を置いて対応しており、大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における役割も果たしている。大学院事務組織の業務及び、その役割は大学事務と同様でありその適切性は大学と同様である。また、大学院生は少人数であり、ある程度自学自習及び研究を行なえる力を持っているため、学習・研究支援という点でサポートに多くのエネルギーを費やす必要はない。

しかし、大学院の充実と将来の発展に関する企画立案という点で、事務局がサポート機能を十分に果たしているかどうかについては、職員の配置も手薄であることから、検討の余地がある。

#### [今後の改善方策]

大学院を設置する以上、将来的には大学院を強力にサポートする事務組織を現在の事務局内部に別途設けるなど、大学院生の高度な研究のサポート体制を強化し、大学院の研究機能そのものを強力にバックアップできる事務組織の設置を考えなければならないだろう。今後の検討課題とする。

## 第16章 自己点検・評価

## 第16章 自己点検・評価

### [目標]

- ①自己点検・評価の実施体制が構築されていること。
- ②学内における評価文化の浸透のための活動を行なっていること。

### 16-1-1 自己点検・評価

#### [現状の説明]

学校教育法の改正により、第三者機関から認証評価を受けることが義務化され、平成20年度に認証評価申請をすることを契機に、平成18年4月から全学的な委員会として「点検・評価委員会」（以下「委員会」という）を設置することになった。

構成は、学長が指名する学長補佐を委員長とし、両校舎教務委員長、短大教務委員長、各学部選出委員（教員）、校舎事務局委員（職員）、法人事務局委員（職員）である。委員会の事務は、学長事務室が担当する。

委員会は、大学学部のほか、研究科、女子短期大学部、事務局を含め、大学全体の実態について点検・評価することになっている。委員会は、常設とされており、原則、月1回は開催することが定められている。認証評価のためだけに設置されているわけではなく、認証評価後は委員会が解散するといったことはない。

平成18年4月以前は、本学の教育および研究を全学的に推進するための教育・研究推進委員会が中心となって自己点検評価を行っていた。しかし、昨今の点検・評価に関する認識の高まりおよび学校教育法改正による認証評価の義務化により、点検・評価と認証評価に対応するために、新たに独自の委員会が設置されたものである。また、構成員に法人の事務職員も含まれることにより体制も充実したものとなった。

委員会の職務は、点検・評価および認証評価に関して必要な事項を行なうとされているほか、以前から実施されていた授業アンケートの実施、2年毎に発行している本学専任教員の教育、研究および社会における活動を公開するための『学術年鑑』作成についても委員会の職務として規定されている。

委員会は、点検・評価、認証評価の申請のために必要な場合、本学、部局、個人等に対して、資料の収集、提供及び調査の協力を求めることができる。委員会は、点検・評価の実施結果および認証評価結果にもとづき、改善方策、改善計画の策定や、学長への提言ができることとなっており、単に評価に終わらない役割も期待されている。

委員会は、点検・評価に調査等の作業を円滑に推進するため専門部会を設置することができる。現在以下の4つの専門部会が設置されている。

#### ①データ専門部会

認証評価に必要となるデータ収集を行なう。主に大学基準協会に申請するための大学基礎データの収集を行なっている。

#### ②学生調査専門部会

学生の大学に関する認識や評価等に関する意識調査を実施するため専門部会である。質問項目

の設計から、実施および集計までを行なう。

### ③授業アンケート専門部会

授業評価アンケートは、平成10年度から「授業についてのアンケート」という名称で教育・研究推進委員会が実施してきたが、委員会の設置に伴い、委員会が行なうこととなった。授業評価アンケートの質問項目の設計から、実施および集計を行なう。

### ④学術年鑑専門部会

本学では、平成6年度から2年ごとに教員個人の研究活動、社会的活動をまとめた学術年鑑を刊行している。この業務も委員会の業務となった。原稿収集から発刊までを行なっている。

専門部会では、担当となる分野に関して計画、方針を立案し、実施結果を取りまとめて委員会で審議・報告するという形式をとっている。また、専門部会委員には委員以外の教職員も必要に応じて加えることのできるよう規程で定めている。現在は、データ専門部会、学術年鑑専門部会及び学生調査専門部会に委員以外の教職員が参加している。

平成18年4月から委員会が活動を開始してから、以下の内容について、点検および調査を実施してきている。

①緊急に改善を要する課題について各部局にアンケート調査を実施した。

②委員会に4つの専門部会を設置した。

③授業アンケートの内容を見直し、平成18年度秋学期から更新版で実施した。授業評価に関するアンケートは、平成11年度から以前から実施されているが、大学の教育力の向上に活用するために、実施対象科目の範囲について検討している。※平成19年度春学期から教員が実質的に授業を行わない科目（インターンシップなど）を除き、原則的にすべての授業で実施することとした。

④『学術年鑑』平成17年度版を刊行した。今回から大学基準協会のフォームに準拠する形式で行なった。

⑤学生生活調査アンケートを実施した。平成18年度から、卒業時アンケートとして4年生を対象に1月（卒業3か月前）に実施した。学生生活に関する調査は、卒業生向けのアンケートを1月に、新入生向けのアンケート5月にそれぞれ実施し、学生生活の実態と大学に対する満足度をみるためのものである。設問項目は、専門部会および委員会で検討され、実施した。公開について、教員には公開しており、学生および卒業生に対しては公開方法を検討している。

⑥夏季研修会において、他大学から講師を招き学長室と合同で認証評価への取り組みについて研修を行なった。

⑦データ専門部会は、大学基準協会が求める基礎データ資料収集に関して、平成17年度分までを収集する予備調査を平成18年秋に行なったうえ、認証評価に使用する平成18年度分を平成19年6月までに行なった。

各種アンケートは、継続性がなければ、経年変化をみることができないため、委員会としても今後設問内容を見直しながら実施していくこととなる。

### [点検・評価]

点検・評価委員会は、大学の規定により設置されたものであり、また臨時的ではなく恒常的な委員会として置かれている。また、学校教育法上、認証評価は7年に1度実施しなければならないことになっているが、本学の委員会規程では、点検・評価を少なくとも5年に1度は実施することとしていること、原則的に毎月1回の委員会開催を義務付けている。点検・評価を恒常的

に実施する体制はつくられているといえるだろう。

委員会を支えるための事務局体制として、大学事務局学長事務室が担当することになっているが、点検・評価作業は多岐にわたるため、他の部局にも分任できるとしている。

点検・評価委員会の構成員に、大学、法人に所属する事務職員も含まれるため、認証評価の申請時にかかわらず、大学全体を随時点検・評価できる体制にある。また、必要に応じて専門部会を置くことができるため、取り組むべき内容について、迅速な対応をすることができる。大学に関係する教職員の意見や協力を得るため、委員以外の教職員を構成員に加えられるよう定めている。委員会にも必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができるとしている。

各学部各学科における点検・評価は、各学部委員と各学部長が相談のうえ、点検・評価者を決定して実施しており、各学部の事情に合わせ柔軟に対応できるようになっている。

授業評価アンケートにみられる点検・評価委員会と教育・研究推進委員会のそれぞれの役割に関係してくることもあるため、規程そのものの見直しもまた、点検・評価結果に対する改善方策を効果的に実施するため、構成員についても検討する必要がある。

#### [今後の改善方策]

点検・評価委員会の基本的な体制は、現状のままで問題がない。ただし、他の委員会との関係をみながら、部分的には見直しをする必要がある。特にファカルティ・ディベロップメントの重要性が増している中、授業評価アンケートに関して、調査実施から分析までを一貫して捉え、教育研究推進のための委員会との関連を考える必要がある。そのために規程の見直しを喫緊に検討する。

## 16-1-2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

#### [現状の説明]

点検・評価委員会規程第6条(7)により、委員会の所掌事項として、「点検評価結果及び認証評価結果に基づく、改善方策及び改善計画の策定並びに学長への提言に関すること」と規定されており、したがって、現状の点検・評価のみならず、大学全体の改善に至るまでの手順を示すことができる。

点検・評価委員会は、常設の委員会として組織されており、8月を除き毎月1回開催することになっている。学内の問題については、随時、取り組む体制を取っているため、将来への改善・改革に向けての取り組みを、絶えず検証および検討できる。

#### [点検・評価]

点検・評価委員会規程にあるとおり、点検・評価結果をもとにした改善・改革のシステムが制度化されている。

改善・改革のシステムの連結をみると、点検・評価委員会から学長へ提言というラインは、はっきりしているが、実施レベルの連結は、まだ不透明である。すなわち、点検・評価の結果や学長への提言が実際にどのように取り扱われるのか、担当の部局、委員会にどのように伝達、指示されるかという点である。改善計画の実行については、今後の課題である。

点検・評価に必要なデータ類について、データ専門部会が中心となり、収集に取り組んでいるが、大学基礎データ以外の点検・評価や大学改革に必要なであろうデータについては、組織的に集約されていない。教員の教育研究業績については、2年おきに発刊している学術年鑑によっ

て、収集されており軌道にのっているといえるが、それ以外の各種データの収集は、継続性が求められている。

#### [今後の改善方策]

点検・評価委員会が大学執行部から独立した機関として運営されているのは、平成18年4月からであり、活動を始めてまもない。したがって、点検・評価実施後にどのように改善・改革を進めていくのか、まだ見えない状況である。

点検・評価委員会内部において本学の問題点および長所が判明した段階で、恒常的に問題点や長所等を検討して、具体的な改革・改善方策を検討することとしている。

大学基礎データ以外にも大学運営に必要なデータを集約して、各部局が改善・改革に利用できるような仕組みを構築し、PDCAサイクルで活用できるようにする方策について検討する。

### 16-1-3 自己点検・評価に対する学外者による検証

#### [現状の説明]

本学が大学全体として自己点検・評価を行ったのは平成4年度が初めてである。それ以来、平成9年度、同12年度、同16年度と4回行ってきたが、その時々で作成した『自己点検・評価報告書』は多くの大学等に送付して批判を仰いできた。

そして、自己点検・評価結果の客観性と妥当性を確保することもその目的の一つとして、大学基準協会に加盟することにし、平成11年度に加盟を認められた。このときに受けた加盟判定審査が本学にとって初めての外部評価である。なお、そのときに受けた勧告および助言については次項に述べる。

大学基準協会に加盟後、相互評価を受けるべく準備を進めてきており、来年度実現する運びとなった。これまでに他には外部評価を受けたことはないの、これが2度目の外部評価となる。

なお、学部や大学院、研究所などの部局単位では外部評価を受けたことはない。

#### [点検・評価]

自己点検・評価結果の客観性と妥当性を確保するための措置は、『自己点検・評価報告書』の公表と外部評価しかしていない。しかも、最初に外部評価を受けてから今回まで8年間と間隔が開いている。認証評価制度が発足したので、今後は7年ごとに外部評価を受けることになるが、それだけでは十分とは言えない。大学評価機関も大学基準協会の他にも設立されており、JABEE（日本技術者教育認定機構）のように専門分野によっては認定評価も始まっているので、多面的評価を実施し、点検・評価活動の客観性と妥当性をより一層高める必要がある。

#### [今後の改善方策]

点検・評価をこれまでのように数年に一度ではなく、継続して実施するように、中長期計画を立案することとしている。この際には、単なる自己点検・評価にとどまるのではなく、外部評価も加えることを検討する。

### 16-1-4 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

#### [現状の説明]

#### 1. 大学基準協会関係

本学は、平成 11 年度に大学基準協会の加盟判定の際、勧告および助言を受けた。主な指摘事項とそれに対する平成 15 年度の改善報告書の内容は、以下のとおりである。

#### ①収容定員に関する在籍学生数比率

教育学部が指摘を受けている（勧告）。平成 11 年度の教育学部の収容定員に対する在籍学生数の割合は、1.35 倍であった。合格者数の決定を慎重に行なうことにより、平成 12 年度 1.31 倍から平成 15 年度は、1.16 倍まで改善した。

表 16-1

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
1.31 倍	1.26 倍	1.20 倍	1.16 倍

#### ②教員組織の高齢化

教育学部、文学部、国際学部で指摘を受けている（勧告）。各学部とも、新規採用の際対象年齢を下げ若手教員の採用を行なうよう努め、年齢構成の是正に努めている。

#### ③施設・設備

文学部、情報学部、国際学部で指摘を受けている（勧告）。文学部のある越谷校舎では、平成 15 年度より教育学部心理教育課程が設置されたことに伴って 13 号館が建設され、教室の利用を変更することにより、改善された。

情報学部・国際学部のある湘南校舎では、女子短期大学部の収容定員の変更により、女子短期大学部棟でも授業が行なわれるようになってきている。平成 14 年度には、メディア棟（国際学部・情報学部共用）を建設したので、ゼミナールを行なえるようなコンピュータ実習室が増え、十分な面積を確保している。

#### ④図書館の座席数と開館時間

湘南校舎の座席数について指摘を受けている（勧告）。湘南校舎図書館の収容定員に対する座席数の割合は、平成 11 年度は 9.3%と低い割合であったが、校舎収容定員割合が臨時定員の減少や女子短期大学部の改組による越谷校舎への定員移行があり、改善されている。

また、開館時間の延長が助言されている（助言）。両校舎図書館は、開館時間が 18 時までであったが、越谷校舎は平成 11 年 4 月から、湘南校舎は、平成 14 年 4 月から、閉館時間を 18 時から 20 時に変更した。

#### ⑤国際学部の留学生の受け入れ

留学生のいっそうの受け入れについて指摘を受けている（助言）。国際学部では、留学生指定校制度、留学生編入試験の導入、公募推薦入学試験受験生の増加により、在籍数が平成 12 年度は 25 名、平成 13 年度は 36 名、平成 14 年度は 43 名、平成 15 年度は 56 名まで増加し、成果が表れてきている。

#### ⑥教育課程の充実と教育目標の明確化

人間科学部人間科学科、情報学部、国際学部で指摘を受けている（助言）。教育課程、教育目標について、絶えず見直しを図り、教育効果をあげるよう努めている。

国際学部では、国際学科を改組し、平成 12 年 4 月、国際コミュニケーション学科と国際関係学科の 2 学科を創設した。国際コミュニケーション学科は、言語・文化・社会・環境等を強調し



た学科と位置付け、一方、国際関係学科は、政治・法律・経済・観光・ビジネス等を強調した学科と位置付けた。さらに、教育目標を高校生や就職先により明確に示すために、国際コミュニケーション学科に多文化コミュニケーションコースと環境情報コースを、そして国際関係学科に政治経済協力コースと観光ビジネスコースを設けた。

人間科学部では、平成14年4月に発足した人間科学部将来構想委員会で、学部学科の教育目標を集中的に討議した。人間科学部人間科学科設立の理念こそが、人間科学科の教育目標であることを再確認した。その理念とは、即ち、人間生活に根ざした総合人間研究の探求であり、3つの幹となる心理学・社会学・教育学の専門性を深め、この3つを統合して人間性の探求と社会生活に根ざした実践研究を追及することである。

この目標を達成するため、平成15年度から入学時の希望コース選択制（学科内定員制）を廃止し、1年次には所属コースのない状態で学部教養科目（人間科学の基礎、行動科学基礎論、社会思想史、基礎統計学、パソコン実習、人間関係論、労働と人間、国際社会論）及び学部共通専門科目（人間科学概論、心理学概論、社会学概論、社会福祉概論、生涯学習学概論、教育学概論、臨床心理学概論、文化人類学概論）において人間性の総合的理解及び総合的な人間研究の基礎を学修し、その視点に立って2年次以降にコースに所属し、各コースの専門性を深めることとした。平成20年4月から、人間科学科、臨床心理学科、心理学科の3学科体制の予定である。

情報学部では、従来、教育課程の編成作業は、主に学科内の議論でカリキュラム改定を進めるのが慣例であったが、平成12年度以降はこれを改め、最初に学部全体で基本構想を議論し、その後合意を得た基本構想を踏まえた上で各学科のカリキュラムを編成することとした。

また、並行して取組んできたこととしては、学部教養科目の中に「情報学序論」「記号論入門」「情報技術史入門」を開設したことが挙げられる。これらの科目は、特定の学科の教育内容に立脚せず、広く「情報」に関する認識を深めるための科目として開設されており、特に「情報学序論」については、平成15年度から「情報」の概念を「物質」や「エネルギー」と同様なレベルとして位置付け、これまでの諸々の学問領域で「情報」や「知る」ということに関連した部分を取り上げることで「情報学」の充実を目指すものとしている。

#### ⑦教員の海外研修、国内研修の件数

教員の海外研修、国内研修の件数が少ないとの指摘を受けている（助言）。改組に取り組んできたため、学科等の新設から完成を迎えるまでの間は履行期間であり、多数の教員を長期間研修員として学外に派遣することができなかった。制度については、当該制度に係る学内の審査基準も整備し、できるだけ多くの教員が研修に参加できるよう、機会の均等と研修の件数拡充に配慮している。

平成19年6月から、文教大学及び文教大学女子短期大学部在外研修規程について、単年度における派遣期間および人数を下記のとおり改正した。これにより、実質派遣人数が拡大し、研究環境が改善している。

研修形態	研修期間	研修の開始時期	派遣人数
国内研修	長期：6か月を超えて1年以内 短期：6か月以内	4月1日以降	2名以内
国外研修	長期：6か月を超えて1年以内 短期：6か月以内		2名以内
特別研修	2か月以内		6名以内

#### ⑧教員組織のサポート体制

情報学部コンピュータ関連科目のサポート体制や、国際学部の外国語教育の補助、支援スタッフについて一層の充実が望まれるとの指摘を受けた（助言）。それぞれ、支援職員の週の勤務日数や人員配置により改善している。

#### ⑨奨学金の充実

大学独自の奨学金制度の充実に努めるよう指摘を受けた（助言）。奨学金については、奨学金に関する予算措置、またチャレンジ育英制度の創設により、学生の要請に対して応えるよう努めている。

#### ⑩カウンセリングの充実

カウンセリングの充実に努めるよう指摘を受けた（助言）。指摘を受けた後も、非常勤カウンセラーで対応している点には変更がない。両校舎とも精神科校医が週1日来校しており、カウンセラーとのカンファレンスを通じて学生への適切な助言、指導が行なえるよう、常に体制を整えている。

#### ⑪情報教育研究の環境整備

情報教育の内容並びにその教育方針を明確化させることが望まれるとの指摘を受けた（助言）。組織的には、各キャンパスに情報センターを設置することで、教育の情報化を推進する体制を整えた。教育内容では、シラバスの電子化、校舎間の遠隔授業をしている。教育方針としては、コンピュータやネットワークを利用した情報活用教育へと情報教育の重点を移している。具体的には、コンピュータやインターネットの可能性を理解し、必要な情報を的確に収集し発信することで人間活動に役立てる情報活用能力の育成を目指している。

## 2. 文部科学省関係

文部科学省からの指摘事項は、以下のとおりである。

### 〈文部科学省大学分科会関係〉

平成14年度 教育学部心理教育課程設置申請、大学の収容定員の増加に係る学則変更について

①情報学部情報システム学科の定員超過の是正に努めること。

②文教大学女子短期大学部ライフデザイン学科については、平成15年4月1日で学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止すること。

定員超過については、入学試験での合否判定を慎重に行ない、是正に努めている。

文教大学女子短期大学部ライフデザイン学科は、平成15年9月に廃止している。

平成16年度 国際協力学研究科設置申請について

「基幹科目」は必修として1年次前期に、「応用科目」は1年次後期にそれぞれ履修できるよう検討すること。

カリキュラムの見直しを行なった。

### 〔点検・評価〕

大学基準協会、文部科学省の指摘については、改善するよう努めており、適切に対応している。

### 〔今後の改善方策〕

文部科学省からの指摘事項、大学基準協会からの助言および勧告について、引き続き対応する。

## 第17章 情報公開・説明責任

## 第 17 章 情報公開・説明責任

### [目標]

- ①財政状況を学外に公開していること。
- ②点検・評価結果を学外に公開していること。
- ③大学関係者、学外者からの情報公開請求への対応方針を明確化すること。

### 17-1-1 財政公開

#### [現状の説明]

毎年度の予算・決算を中心に財政情報を公開しており、内容は次のとおりである。

ア、学校法人会計基準により作成した会計書類等

- ①資金収支予算書及び計算書（資金収支内訳書、人件費支出内訳書）
- ②消費収支予算書及び計算書（消費収支内訳書）
- ③貸借対照表及び付属明細書（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表）

イ、学園が独自に作成する書類

- ①事業計画書（予算の基本方針、主な施設設備等の環境整備計画）
- ②事業報告書（決算概要、決算概要の解説、財務比率の推移表〈5カ年〉）

学内については、会計書類等（予算書・決算書）を各校の主要部署に配布しており、閲覧できるようにしている。また、学園報に主要な内容を掲載して、事務職員へはイントラネットを利用しては常時閲覧できるようになっており、教員へは学園報を小冊子にして配布している。平成 16 年度からは事業報告書を、平成 17 年度からは事業計画書をそれぞれ大学のホームページに掲載し、学内外問わずいつでも閲覧できるようになった。

なお、過年度の予算・決算書は法人事務局に保管されており、閲覧できるようになっている。

#### [点検・評価]

3 年前から段階的ではあるが、大学のホームページで財務情報を公開できたことは一つの前進である。しかし、アクセス件数をカウントするシステムになっていないので、本学への関心の度合いを掴みかねている。過去、財務関係については、事業計画の施設関係情報に関して関係業者から数件の問合せがあった程度である。今後、学内外の反応・評価を参考にして、情報提供内容の充実を図る必要がある。

#### [今後の改善方策]

- ①財政の透明性・公正さを示すためには、閲覧者のニーズに応えられる内容の資料を作成する工夫が必要になる。学校法人会計基準による計算書様式が一般には理解し難いので、作図（表・グラフなど）を活用して分かり易くする工夫を行なう。
- ②予算書・決算書は学園全体の収支が計上されているため、大学他各校の数字は内訳表で見えるようになっている。大学であれば大学の財務資料を別冊にして、大学全体・学部単位でそれぞれの内容（教育研究や教育事業など）が具体的に読めるような工夫をする。

## 17-1-2 情報公開請求への対応

### [現状の説明]

情報公開及び情報開示については、近年、積極的に求められるようになってきており、大学も避けては通れない状況になりつつある。

大学の財政および入試の状況については、ホームページに公開している。今後は、入学試験における受験生個人の得点开示請求や大学運営に関する情報公開請求も少なからずあるものと考えられる。

学生や卒業生をはじめとした大学関係者の個人情報については、文教大学及び文教大学女子短期大学部個人情報の保護に関する規程を定め、開示請求に対応している。個人情報の管理者は、情報の所在に応じて、各学部長、附属研究機関の長、事務局長である。対応の原則は、情報開示であるが、指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずる恐れがあるときには、全部または一部について開示しないことができるとしている。また、開示する場合であっても、個人情報を保護するために、使用目的および使用方法に必要な制限を付すようにしている。

学生や卒業生の就職指導及び進路指導支援のために必要となる個人情報は、キャリア支援課が取り扱う。情報は常に最新の状態にするよう努めており、本人からの情報開示請求に対しては、各校舎キャリア支援課が情報を開示し、必要があれば訂正を行なう。

### [点検・評価]

学生、卒業生および教職員をはじめとした個人情報に関する情報開示については、対応方法が決められており適切である。

### [今後の改善方策]

個人情報の取り扱いについては、適切に情報開示に対応している。当面特に改善は予定していない。

組織運営上、発生した問題において、情報を開示するためのプロセスを検討する。

## 17-1-3 自己点検・評価の公開

### [現状の説明]

本学で平成12年度に大学基準協会に正会員校として加盟後、平成16年度に自己点検・評価を実施し、現在に至っている。自己点検評価報告書は、学内の各教育組織、事務局各課、図書館、教職員に配布し、また、大学ホームページにも掲載している。

教員の活動を公開するものとして、2年おきに『学術年鑑』を作成し、過去2年分の研究業績および社会活動を公開してきた。平成18年度に作成した『学術年鑑』は、認証評価申請に対応するため、過去5年分の教育分野における取り組みについても掲載している。これにより、教員の活動実態である教育および研究の両面を把握及び外部への公開ができるようになった。『学術年鑑』は、冊子にし、全教員、事務局各課、図書館のほか、他大学にも郵送による配布をしている。

### [点検・評価]

前回（平成16年度）実施の点検評価報告書をホームページで公開しているが、各項目を簡単に調べられるような、閲覧者にわかりやすい仕組みであるとは言い難い。また、点検評価を実施した際に判明した問題点、長所の説明が学内教職員に対して不十分であり、所属部署以外の状況

を共有する環境は整えられているとはいえない。

外部評価については、平成11年に大学基準協会の正会員校として加盟判定審査を受けた後、実施しておらず、現時点で公開していない。

#### [今後の改善方策]

点検評価結果については、引き続きホームページに公開するとともに、学内において報告書の内容や評価結果に関する説明および報告会を実施して、大学の現状に関する認識を共有できるような機会を設けることが必要となる。インターネットによる公開に関しては、点検評価報告書から、閲覧者が必要な情報を迅速及び的確に収集できるような掲載方法を検討する。

今後は、学術年鑑のホームページによる一層幅広い公開（すなわち教員業績データベースの公開）を検討する必要がある。また、大学基礎データ等の大学に関する詳細な情報の公開について、大学審議会や点検・評価委員会で議論を深めなくてはならない。

# 終章

# 終章

平成 19 年度の自己点検評価報告書作成の準備に入ったのは、平成 18 年秋からである。報告書構成の決定、執筆分担、執筆要領の作成、点検評価の前提となる各種データの整備、執筆依頼、執筆、原稿の取りまとめ、査読、原稿調整の過程を経て、約 1 年半の月日をかけて、この報告書は出来上がった。

この報告書の中には、本学の各部局で行われているさまざまな取り組みが描かれている。われわれが展開している教育研究活動、それに関わる様々な活動は、必ずしもまだ十分な水準には達していないかもしれない。しかし、その部局や組織の使命、役割を果たすために、誠実に、熱心にとりくんでいる姿が、本報告書の中で見て取れる。この点検報告書作成の過程で得られたひとつの成果は、文教大学の様々な場所で行われているこれら大小の活動を、把握でき集約できたことである。多くの人々の努力の上に、今日の文教大学は存在している。

次のステップは、把握した現状を基に、大学の改善改革に取り組んでいくことである。本報告書の中には、解決すべき課題も書かれている。教育の内容、方法、研究の環境、促進の方法、組織の運営の方法など多くの面で、現在のやり方に不十分な面があること、改善の余地があることが分析されている。分析、指摘されたこれらの問題を解決し、教育・研究の改善、大学運営の改善することが求められている。

この点検評価活動を通して明らかになった本学の今後の課題は、次の事項である。

## <今後の課題>

### 1 大学、大学院の理念、目的、教育目標

本学の教育理念である「人間愛」の教育は、学生生活調査アンケートを見る限りキャンパス間の違いはあるにしても、十分周知されているとはいえない。本学はこの理念を礎にして発展してきたのであり、さらに今後国内外のよき市民として、つまり世界の市民として教養のある人材を育成したいと切に願っている。

この見地に立ち、各学部、大学院、その他の教育研究部局は常にカリキュラム運営、制度的改善を果たしていかなければならないが、対策、対応が遅れ、教育目標の達成度に十分な成果が上がっていないところもある。良い面はさらに生かし、不十分な点はこの点検評価によって明らかになったことを早急に取り組まなければならない。例えば「人間愛」の周知については、入学時オリエンテーション、日常の広報活動、学生のボランティア活動の実践例、カリキュラムとの関係性など、十分説明していく必要がある。

### 2. 教育研究組織と教員組織

専任教員数は、設置基準に基づき遵守されていると判断している。しかし学部によって異なるが、教員の年齢構成にはばらつきもあり、この改革は簡単ではない。学生のためにも、教育活性化のためにも、バランスのよい人事政策を進める必要がある。この点は大学、理事会ともに連携しているが、今後も教授会との意思疎通が不可欠である。

また、全ての学部の上に大学院を有しているが、教員は全て学部所属の兼担であり、学部教育



と大学院教育の区分化は明確ではない。学部から大学院への一体化の面での長所もあるが、研究面での充実を図るうえで制度的改善の努力が必要であろう。

研究組織の一端を担っている研究所は越谷キャンパスに4研究所、湘南に1研究所ある。越谷の4研究所のうち臨床相談研究所は地域福祉、医療のための活動も多く他の研究所との性格の違いもあるが、他の3研究所は、より一体化し研究の成果を上げる必要がある。研究予算の配分方法、研究内容の連携、組織化も早急に考えるべきである。また、湘南総合研究所は湘南キャンパスの唯一の研究所であり、様々な役割が期待されている。地域貢献など一定の成果を上げてきたが、研究機関としての機能はよりいっそう充実させる必要がある。

### 3. 学士課程、修士・博士課程の教育内容、教育方法

本学の学士課程における教育内容は、基本的に少人数による教育によって教育効果を高めようとするものであり、「人間愛」による教育の実践として具現化しているものである。その結果、学生と教員の距離も近く、家族的連帯感も生まれている面も多々あるが、一方ではそれによる慣れも見られる。今後一層の教育成果、研究成果を期待するために競争的環境の創出を検討すべき時に来ている。

学部、大学院の教育目標も十分ではない。目標を短期、中期、長期に分けても、とにかく、学生、社会にアピールする努力がいっそう求められる。なによりも大学の使命は教育、研究にある。その目標が曖昧では、社会に対する貢献ができないことを改めて認識しなければならない。

### 4. 学生の受け入れ

18歳人口の急激な減少により、本学もその影響を大きく受けている。特に、いままで多くの受験生を集めてきた教育学部は、この2年間でかなりの受験生の減少を招いた。他の学部でも漸減していることは事実である。しかし例えば人間科学部では平成20年度から新しい心理学科を設置し、これまでになかったビジネス心理学コースで消費行動、キャリア形成、ビジネスコミュニケーションなど社会に求められる人材を育成しようとしている。このほかの学部でもカリキュラムの改編を通じて、学生の期待に応えるだけでなく実学を通して社会に役立つ人材育成を目指している。様々な入試を実施していることから、学力の差異も目立つが、人間の能力は学力のみで測れるものではない。むしろ多様な能力の混在性がダイナミックな発展に繋がることにも期待しなければならない。現在までの入試制度では、基本として偏差値、学力を測ることに終始しているが、今後は、入学センターを中心として学生の受け入れについて速やかな検討と方向性を見出す必要がある。

### 5. 研究活動と研究環境

本学では専任教員の研究活動を網羅した『学術年鑑』を2年毎に発刊しこれまでに第7集まで公表されている。これは大学の知の集積であり、教員の研究実態を世の中に発信する有意義な活動である。今後はこれらの内容がより教育の場でも生かされるよう、図書館やその他の研究機関などで工夫を図る必要がある。

研究費については基本的に十分とはいえず、また専任教員は平等の金額とされている。今後いろいろな共同研究や大学発の投機的な研究など競争的研究が激しくなると予想されるなかで、従前どおりの配分方法が妥当であるのか検討しなければならない。また学部、大学院に配分される予

算も据え置かれたままであり、改善しなければならない。

## 6. 施設・設備等

越谷キャンパスではこの数年間、かなり大掛かりに新しい学舎が建ち、設備内容も充実してきた。しかし大学開学以来の建物も相当数残っており、老朽化も目立つ。湘南キャンパスでは開学以来23年を経たが、当時そのまま若干メディアセンターなどが増えたに過ぎない。当時はなかった遠隔教育などは今日では当たり前のように導入している大学もあるなかで、越谷と湘南こそメディアを生かした教育で交流を図らなければならない。

越谷では、学生定員数の湘南校舎からの異動にともない、食堂を中心に狭隘化している。図書館の座席数も基準には達しているものの十分ではない。学生の福利・厚生面と研究環境面をさらに改善しなければならない。

## 7. 就職、進路等支援体制

越谷キャンパスでは数多くの学生が教員志望ということもあり、そのためのカウンセリングや様々な論作文指導、採用試験情報など、キャリア支援課が中心になって実績を上げている。また一般企業への就職希望者についても支援体制が取られているがこちらは十分とはいえない。また学部から本学大学院へ進学する学生数も多いとはいえず、越谷の三研究科はより積極的に学外への広報にも努めるべきである。

湘南キャンパスの進路は殆どが民間企業就職である。採用状況は景気によって左右されるのは他の大学も同じであるが、キャリア支援のための様々なプログラム開発、モチベーションアップ、スキルアップのための講座など大学が果たすべき役割はまだまだある。

企業が本学卒業生に期待するものを、十分調査し学生指導に生かす方策を考えるべきである。

## 8. 学生生活

施設で若干触れたが、越谷キャンパスの食堂の狭隘化は喫緊に改善すべきことである。さらに、部活動、サークル活動のための施設も老朽化しており十分ではない。

湘南キャンパスにおいては、通学の便が悪くバス運賃も高いのが問題となっている。さらに時間帯によっては交通の乱れによる遅刻なども生じている。また夕方からのバス便が少なく必然的に学生が部活動や図書館での学習時間も短縮せざるを得ないことにもつながり改善が求められている。

## 9. 事務組織

事務組織は教職員が行なう業務としての点検と学生サービスとしての点検に分けて考えなければならない。現在越谷、湘南、旗の台の3キャンパスで実際に学生との対面サービスを行なっているのは越谷、湘南である。学生の利便性を図るために1昨年「ワンストップサービス」のコンセプトのもとに事務局を再編した。湘南では一定の成果が上がっている。しかし越谷ではファシリティの問題もあり十分とはいえない。

教職員のための事務体制については様々な見方がある。旗の台には学長事務室があり、学長の施策を実行する機関として役割を果たしている。点検評価活動もその一つである。しかし、各キャンパスとの連携では改善の余地が相当あり、特に教育研究推進活動は、事務組織がサポートしな

ければ実効性はあがらない。その改革が必要である。

## 10. 社会貢献

本学は地域社会に根ざした社会貢献を目指してきた。知的財産を保有する大学にあっては当然の役割である。両キャンパスともに各種文化活動、講演会、市民のための公開講座、生涯学習センターなど活発に活動している。近年は学生によるボランティア活動も活発になり地域との共生にも寄与している。越谷にあっては、図書館が「あいのみ文庫」が地域の児童、生徒、親を対象とした開放型図書館として長年活動を続け、近年文部科学省の表彰を受けている。また学校教員の再教育、免許更新制度にも積極的に協力することになっている。今後も社会の求めに柔軟な対応をし、貢献する必要がある。

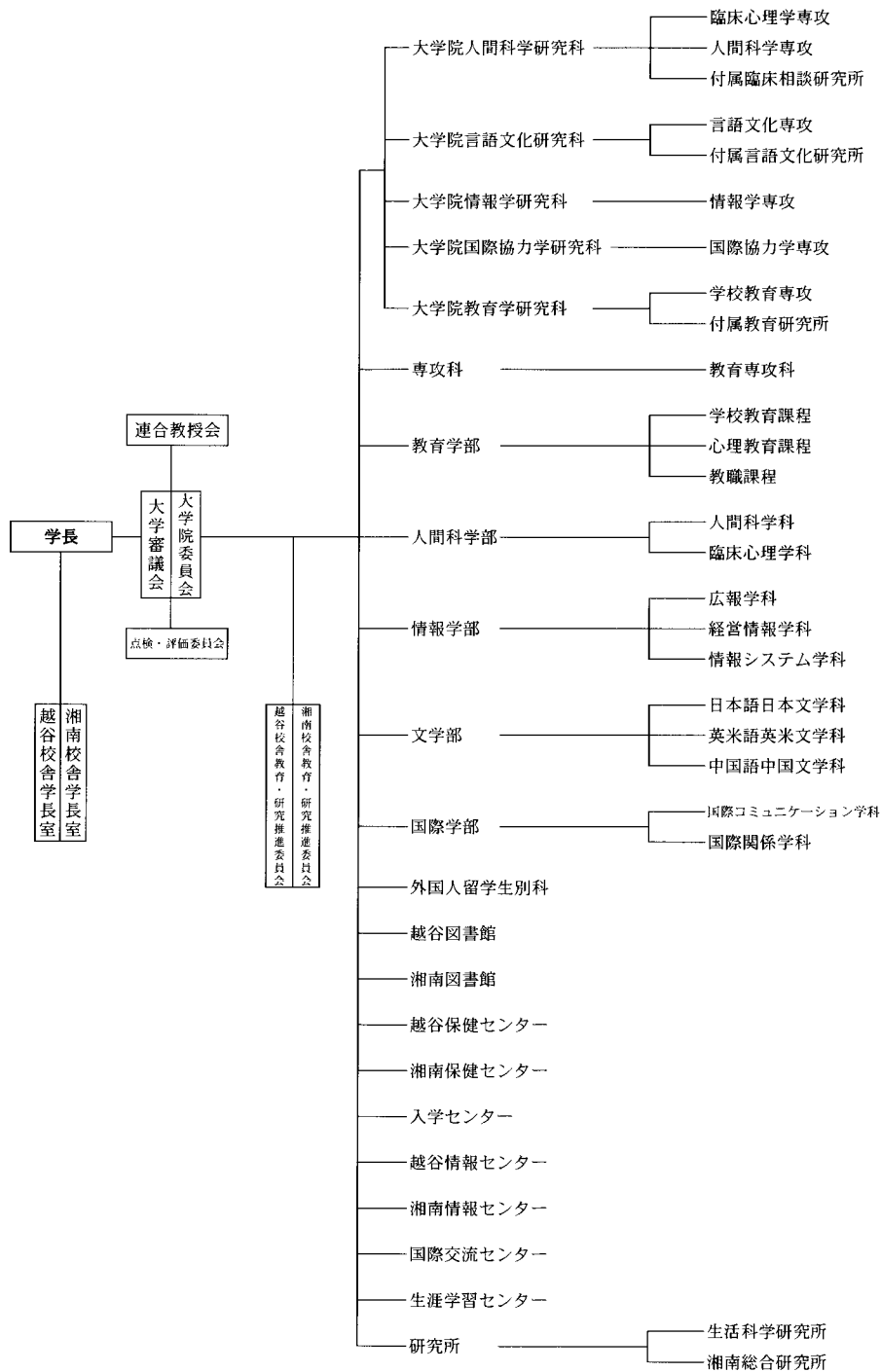
## 11. 財務

本学の教育研究を支える財政的基盤は、健全ではあるがそう潤沢なものではない。人件費比率は全国平均より高く、教育研究費は全国平均よりも低い。その要因のひとつには、収入に占める学生生徒納付金の比率の高さがある。外部の研究資金の獲得や補助金の獲得など対し、今まで以上に努力する必要がある。

現在、大学は、教育の面でも経営的な面でも曲がり角を迎えている。18歳人口の減少による大学受験者数の減少、多様な学生の入学という新たな環境の中で、わが文教大学がどう舵をきっていくのか、それを考え、方向を決定し、そして、実際に新たな大学を創造していかねばならない。点検評価は、その第1歩であった。そして、今、第2歩目が求められている。

別表 1

平成19年度 大学組織・運営機構



別表 2

## 学園の沿革

和暦	西暦	沿 革
昭和2年	1927年	馬田行啓、小野光洋によって荏原郡大崎町(現品川区東大崎)に立正幼稚園、立正裁縫女学校創立
昭和3年	1928年	財団法人立正学園設立、立正女子職業学校設立
昭和4年	1929年	立正女子職業学校を立正学園女学校と校名変更、荏原郡荏原町(現品川区旗の台)に移転
昭和7年	1932年	立正学園高等女学校設立
昭和22年	1947年	学制改革により立正学園中学校設立
昭和23年	1948年	学制改革により立正学園女子高等学校設立
昭和26年	1951年	財団法人立正学園を学校法人立正学園と法人組織変更 立正学園小学校設立
昭和28年	1953年	立正学園女子短期大学設立、家政科設置
昭和37年	1962年	短期大学に英語英文科、児童科設置
昭和38年	1963年	短期大学に文芸科、栄養科設置
昭和41年	1966年	埼玉県越谷市に立正女子大学設立、家政学部家政学科設置
昭和43年	1968年	家政学部に児童学科増設 立正学園女子短期大学を立正女子大学短期大学部と校名変更
昭和44年	1969年	立正女子大学に教育学部初等教育課程、中等教育課程設置
昭和51年	1976年	立正女子大学に人間科学部人間科学科設置 立正女子大学を文教大学と、短期大学部を文教大学女子短期大学部と校名変更
昭和52年	1977年	文教大学を男女共学とする
昭和55年	1980年	文教大学に情報学部広報学科、経営情報学科設置
昭和58年	1983年	学校法人立正学園を学校法人文教大学学園と法人名称変更
昭和60年	1985年	情報学部及び女子短期大学部を神奈川県茅ヶ崎市に移転 品川区旗の台に文教大学経営情報専門学校設立
昭和61年	1986年	情報学部に情報システム学科増設
昭和62年	1987年	文教大学に文学部日本語日本文学科、英米語英米文学科、中国語中国文学科設置
平成2年	1990年	文教大学に国際学部国際学科設置
平成4年	1992年	文教大学に専攻科教育専攻科教育学専攻設置
平成5年	1993年	文教大学に大学院設置、人間科学研究科修士課程設置 文教大学に外国人留学生別科設置
平成10年	1998年	人間科学部に臨床心理学科増設 教育学部の初等教育課程を学校教育課程と名称変更
平成11年	1999年	大学院に言語文化研究科修士課程設置
平成12年	2000年	大学院人間科学研究科に博士(後期)課程増設 国際学部に国際コミュニケーション学科、国際関係学科増設 女子短期大学部の文芸科を現代文化学科に、英語英文科を英語コミュニケーション学科に、栄養科を健康栄養学科に、家政科をライフデザイン学科に名称変更
平成15年	2003年	教育学部に心理教育課程増設 女子短期大学部を単科の健康栄養学科と組織変更
平成17年	2005年	大学院に情報学研究科修士課程・国際協力学研究科修士課程設置 大学院人間科学研究科に人間科学専攻修士課程増設 学校法人文教大学学園幼稚園を文教大学付属幼稚園と名称変更
平成19年	2007年	大学院に教育学研究科修士課程設置

平成 19 年度 文教大学自己点検評価報告書

---

発行日 平成 20 年 3 月 31 日  
編 集 文教大学及び文教大学女子短期大学部 点検・評価委員会  
発 行 文教大学  
〒 142-0064 東京都品川区旗の台 3-2-17  
TEL 03-3783-5511 (代表)  
印 刷 株式会社日本地域社会研究所

---